

東日本大震災
復興政策 10 年間の振り返り

2 章

目次

2 章 総論（復興庁設置以降）	2-1
1 節 復旧・復興の進捗	2-1
1. 時代背景と被害の態様	2-1
2. 集中復興期間	2-9
3. 第1期復興・創生期間	2-53
4. 復興政策の課題と教訓	2-83
2 節 組織体制	2-92
1. 東日本大震災に係る政府の体制	2-92
2. 復興庁の設置	2-120
3. 復興庁の体制	2-131
4. 福島対応体制の強化	2-162
5. 復興政策において復興庁が果たした役割等	2-166
3 節 法制度	2-174
1. 東日本大震災復興基本法（平成23年法律第76号）	2-183
2. 復興庁設置法（平成23年法律第125号）	2-196
3. 東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）	2-197
4. 福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）	2-283
5. 東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律（平成24年法律第48号）	2-322
6. 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成23年法律第113号）	2-333
7. 東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律（平成23年法律第33号）	2-341
8. 東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地における建築制限の特例に関する法律（平成23年法律第34号）	2-343
9. 東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律（平成23年法律第43号）	2-345
10. 東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法（平成23年法律第99号）	2-347
11. 津波対策の推進に関する法律（平成23年法律第77号）	2-349
12. 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）	2-351
13. 津波防災地域づくりに関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成23年法律第124号）	2-351
14. 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）	2-354
15. 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第119号）	2-354
16. 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）	2-355

17. 地方税法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 30 号） 2-368
18. 東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 96 号） 2-368
19. 東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律（平成 23 年法律第 64 号） 2-369
20. 東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律（平成 23 年法律第 102 号）ほか 2-371
21. 過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 39 号） 2-375
22. 平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律（平成 23 年法律第 91 号） 2-376
23. 原子力損害賠償支援機構法（平成 23 年法律第 94 号） 2-379
24. 東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律（平成 23 年法律第 98 号） 2-383
25. 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成 23 年法律第 110 号） 2-386
26. 日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 120 号） 2-389
27. 東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る時効の中断の特例に関する法律（平成 25 年法律第 32 号） 2-391
28. 東日本大震災における原子力発電所の事故により生じた原子力損害に係る早期かつ確実な賠償を実現するための措置及び当該原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例に関する法律（平成 25 年法律第 97 号） 2-393
29. 東京電力福島原子力発電所事故調査委員会法（平成 23 年法律第 112 号） 2-396
30. 国会法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 111 号） 2-396
31. 東日本大震災に対処するために必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律（平成 23 年法律第 42 号） 2-399
32. 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成 23 年法律第 117 号） 2-401
33. 東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律（平成 23 年法律第 118 号） 2-412
34. 平成二十三年東北地方太平洋沖地震等による災害からの復旧復興に資するための国会議員の歳費の月額減額特例に関する法律（平成 23 年法律第 11 号） 2-416
35. 国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成 24 年法律第 2 号） 2-417
36. 特別会計に関する法律の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 15 号） 2-419
37. 東日本大震災に伴う相続の承認又は放棄をすべき期間に係る民法の特例に関する法律（平成 23 年法律第 69 号） 2-421
38. 災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 86 号） 2-424
39. 災害弔慰金の支給等に関する法律及び被災者生活再建支援法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 100 号） 2-425
40. 東日本大震災関連義援金に係る差押禁止等に関する法律（平成 23 年法律第 103 号） 2-425
41. 東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律（平成 24 年法律第 6 号） 2-427

42.	東日本大震災に対処して金融機関等の経営基盤の充実を図るための金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 80 号）	2-429
43.	農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 89 号）	2-433
44.	平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律（平成 23 年法律第 41 号）	2-435
45.	平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律等の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 116 号）	2-436
46.	平成二十二年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律（平成 23 年法律第 88 号）	2-438
47.	平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（平成 23 年法律第 2 号）ほか	2-439
48.	その他の規制緩和措置等	2-446
4 節	予算・税制	2-447
1.	復興財源フレーム	2-447
2.	復興関連予算	2-464
3.	税制	2-498
3.	震災復興特別交付税・復興基金の創設	2-569

2章 総論（復興庁設置以降）

1節 復旧・復興の進捗

東日本大震災の発災直後から、政府は緊急災害対策本部を設置して、初動・応急対策を推進してきたが、平成 23 年 6 月に東日本大震災復興基本法（平成 23 年法律第 76 号。以下「基本法」という。）が成立し、政府の東日本大震災復興対策本部（以下「復興対策本部」という。）が設置されることで、復旧・復興を本格的に推進する体制が整備された。

同対策本部で同年 7 月に決定された「東日本大震災からの復興の基本方針」¹において、復興期間を 10 年間とし、復興需要が高まる当初の 5 年間は「集中復興期間」と位置付けられた。その後、平成 27 年 5 月、「新たなステージにおいて、地方創生のモデルとなるような復興を目指す」という総理指示により、平成 28～32（令和 2）年度の後期 5 年間は「復興・創生期間」と位置付けられた（後に「第 1 期復興・創生期間」と改称）²。

本節では、東日本大震災が発生した当時の時代背景及び被害の態様等について、過去の大規模災害である関東大震災や阪神・淡路大震災との比較を踏まえつつ、その特色を概観した上で、基本法の成立以降を対象に、集中復興期間及び第 1 期復興・創生期間の 10 年間における復旧・復興の進捗について整理する。

1. 時代背景と被害の態様

(1) 時代背景

1) 人口動向

日本の人口は、東日本大震災の発災直前の平成 22 年 10 月 1 日時点で、総人口は 1 億 2,805 万 7,352 人であり、平成 17 年の 1 億 2,776 万 7,994 人からおおむね横ばい（0.2%増）で推移しており、大正 9 年の国勢調査開始以来、最低の増加率となっていた。この 5 年間の各年推移は平成 20 年の 1 億 2,808 万人をピークに、平成 21 年に微減、平成 22 年に微増となっている。その後、平成 27 年時点で 1 億 2,709 万 4,745 人となり、調査開始以来、初めての減少（0.8%減）となった。この間の各年推移は、平成 23 年に再度減少に転じて以降、減少傾向が継続している³。

一方、岩手県、宮城県及び福島県の被災 3 県では、いずれも平成 22 年の調査時点で人口減少局面に入っていた。平成 7 年時点で岩手県と福島県の人口は、それぞれ 141 万 9,505 人と 213 万 3,592 人でいずれも平成 2 年からの 5 年間で微増傾向（0.2%増と 1.4%増）にあったが、平成 12 年時点では 141 万 6,180 人と 212 万 6,935 人でいずれも減少局面（0.2%減と 0.3%減）に入ってい

¹ 「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成 23 年 7 月 29 日東日本大震災復興対策本部決定）。

² 「集中復興期間の総括及び平成 28 年度以降の復旧・復興事業のあり方について」及び「復興期間の名称」（平成 27 年 5 月 12 日復興庁）。

同期間の名称については、「令和 3 年度以降の復興の取組について」（令和 2 年 7 月 17 日復興推進会議決定）において令和 3～7 年度を新たな復興期間として「第 2 期復興・創生期間」と位置付けたことに伴い、「第 1 期復興・創生期間」と位置付け直された。

³ 時点はいずれも各年 10 月 1 日。総務省統計局「平成 17 年国勢調査」、「平成 22 年国勢調査」、「平成 27 年国勢調査」及び「長期時系列データ（平成 12 年～令和 2 年）」。

た。一方、宮城県の人口は平成7年時点では232万8,739人で平成2年からの5年間で増加傾向(3.6%増)、平成12年時点でも236万5,320人で増加傾向(1.6%増)にあったが、平成17年時点で微減傾向(0.2%減)となり、以降、微減傾向が継続している⁴。

以上のとおり、東日本大震災が発生した平成23年は、日本全体の人口が静止状態から減少局面へと転じた時期であり、特に被災3県については、それ以前から既に人口減少が進行しているという状況にあった。

図表 2-1-1 全国及び被災3県の人口動向(平成17～平成27年)

	平成17年	平成22年	平成27年
全国	127,767,994人(0.7%増)	128,057,352人(0.2%増)	127,094,745人(0.8%減)
岩手県	1,385,041人(2.2%減)	1,330,147人(4.0%減)	1,279,594人(3.8%減)
宮城県	2,360,218人(0.2%減)	2,348,165人(0.5%減)	2,333,899人(0.6%減)
福島県	2,091,319人(1.7%減)	2,029,064人(3.0%減)	1,914,039人(5.7%減)

※ 括弧内は前回調査時点からの増減率

一方、関東大震災が発生した大正12年時点の日本の総人口は58,119千人で、約73万人の規模で前年比増加傾向にあった⁵。被害が集中した東京府及び神奈川県については、震災を挟む大正11年から12年の間のみ減少したが、前後の期間は継続的に増加していた。人口の集中する東京市及び横濱市の5年単位の推移を見ても、震災後の大正14年時点では減少したものの、その後、再び増加が継続している⁶。

図表 2-1-2 東京府及び神奈川県の人口動向

	大正10年	大正11年	大正12年	大正13年
東京府	3,831千人	3,984千人	3,859千人	4,186千人
神奈川県	1,359千人	1,381千人	1,354千人	1,374千人

図表 2-1-3 東京市及び横濱市の人口動向

	大正9年	大正14年	昭和5年	昭和10年
東京市	2,173,201人	1,995,567人	2,070,913人	5,875,667人
横濱市	422,938人	405,888人	620,300人	704,290人

また、阪神・淡路大震災が発生した平成7年時点の日本の総人口は125,570千人で、約30万人程度の規模で前年比増加傾向にあった⁷。被害の中心だった兵庫県については、震災を挟む平成6年から7年の間のみ減少したが、前後の期間は継続的に増加している。また、人口が集中する神戸市の5年単位の推移を見ても、震災後の平成7年時点では減少したものの、その後、再び増加

⁴ 時点はいずれも各年10月1日。総務省統計局「平成2年国勢調査」、「平成7年国勢調査」及び「平成12年国勢調査」。

⁵ 関東大震災時点の総人口及び都道府県は、各年10月1日現在。総務省統計局「我が国の推計人口(大正9年～平成12年)」。

⁶ 関東大震災の市町村人口は各年10月1日現在。総務省統計局「大正9年国勢調査」、「大正14年国勢調査」、「昭和5年国勢調査」及び「昭和10年国勢調査」。

⁷ 時点は10月1日。総務省統計局「平成7年国勢調査」。

が継続している⁸。

図表 2-1-4 兵庫県的人口動向

	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年
兵庫県	5,457千人	5,469千人	5,402千人	5,421千人

図表 2-1-5 神戸市的人口動向

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
神戸市	1,477,410人 (4.7%増)	1,423,830人 (3.6%減)	1,493,398人 (4.9%増)	1,525,393人 (2.1%増)

※ 括弧内は前回調査時点からの増減率

以上のとおり、関東大震災と阪神・淡路大震災においては、日本の総人口と主要な被災地のいずれも人口が増加傾向にあったが、東日本大震災は、日本全体が人口減少局面に移行する中で初めて遭遇した大規模災害となり、特に岩手県及び福島県については、人口減少が顕著に進展する中での被災となった。

2) 高齢者人口

人口に占める 65 歳以上の高齢者の割合については、全国における東日本大震災の発災前後の傾向として、平成 17 年 20.2%、同 22 年 23.0%、同 27 年 26.6%と増加していた。被災 3 県についても、いずれも震災前から増加傾向となっていたが、特に岩手県及び福島県は全国を上回る率で増加していた⁹。

図表 2-1-6 被災3県の高齢者人口の動向

	平成17年	平成22年	平成27年
岩手県	339,957人(24.6%)	360,498人(27.2%)	386,573人(30.4%)
宮城県	470,512人(20.0%)	520,794人(22.3%)	588,240人(25.7%)
福島県	474,860人(22.7%)	504,451人(25.0%)	542,384人(28.7%)

※ 括弧内は人口に占める割合

大正 12 年の関東大震災前後の全国の高齢者人口は微増しているが、総人口全体も増加傾向にあり、割合としては微減である。また、東京府は震災の前後で継続して実数は増加、割合は減少、神奈川県は震災後の大正 14 年に実数と割合のいずれも増加し、昭和 5 年にはいずれも減少、同 10 年には実数は増加、割合は微減している。人口が集中する東京市及び横浜市では、震災の前後で、実数と割合のいずれも減少している。このように、震災直後を除き、高齢者人口は増加傾向にあったが、人口自体の増加傾向に伴い割合は減少傾向にあった。

⁸ 阪神・淡路大震災の市町村人口は各年 10 月 1 日。総務省統計局「平成 2 年国勢調査」、「平成 7 年国勢調査」、「平成 12 年国勢調査」及び「平成 17 年国勢調査」。

⁹ 時点はいずれも各年 10 月 1 日。総務省統計局「平成 17 年国勢調査」、「平成 22 年国勢調査」及び「平成 27 年国勢調査」。

図表 2-1-7 関東大震災前後の全国の高齢者人口の動向

	大正 10 年	大正 11 年	大正 12 年	大正 13 年
全国	2,972 千人(5.2%)	2,990 千人(5.2%)	3,009 千人(5.2%)	3,019 千人(5.1%)

※ 括弧内は人口に占める割合

図表 2-1-8 東京府及び神奈川県の高齢者人口の動向

	大正 9 年	大正 14 年	昭和 5 年	昭和 10 年
東京府	117,564(3.18%)	122,248 人 (2.73%)	138,906 人 (2.57%)	163,598 人 (2.57%)
神奈川県	56,886(4.30)	61,587 人(4.35)	60,718 人(3.75)	65,772 人(3.58)

※ 括弧内は人口に占める割合

図表 2-1-9 東京市及び横濱市の高齢者人口の動向

	大正 9 年	大正 14 年	昭和 5 年
東京市	61,206 人(2.82%)	48,486 人(2.43%)	-
横濱市	12,597 人(2.98%)	10,947 人(2.70%)	-

※ 括弧内は人口に占める割合

阪神・淡路大震災前後の高齢者人口は、実数と割合のいずれも増加しており、兵庫県も同様の増加傾向であるが、兵庫県の割合は全国値よりも低くなっていた。つまり、高齢者人口の増加傾向は始まっているが、震災の被災地域における進捗は相対的に緩やかだった。

図表 2-1-10 全国及び兵庫県の高齢者人口の動向

	平成 5 年	平成 6 年	平成 7 年	平成 8 年
全国	16,900 千人(13.55%)	17,585 千人(14.06%)	18,277 千人(14.56%)	19,017 千人(15.11%)
兵庫県	728 千人(13.26%)	757 千人(13.73%)	764 千人(14.14%)	795 千人(14.70%)

※ 括弧内は人口に占める割合

以上のとおり、被災地を含む全国的な傾向として高齢者人口の割合が減少傾向であった状況で発災した関東大震災や、増加傾向ではあるものの全国に比して割合が緩やかである兵庫県を中心に発災した阪神・淡路大震災と比べると、東日本大震災は、高齢化が特に進行している地域で発生した大規模災害となっている。

3) 財政状況

地方公共団体の財政力指数（基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値）をみると、平成22年の都道府県平均が0.49である一方、岩手県0.31、宮城県0.52、福島県0.45となっており、宮城県以外は財政力が平均より低い水準にある¹⁰。

また、同年の市町村の財政力指数の全国平均は0.53、岩手県0.33、宮城県0.53、福島県0.47であり、宮城県以外は市町村の財政力も平均より低い水準にある。

さらに、被災3県の沿岸市町村又は原子力災害被災12市町村をみると、以下のとおり、岩手県では沿岸12市町村の全て、宮城県では沿岸15市町村のおおむね半数、福島県では原子力災害被災12市町村の半数が、全国の市町村平均より財政力指数が低い状況である。このように、東日本大震災は、宮城県仙台市周辺等の一部地域を除き、相対的に財政力の低い地域で発生している。

図表 2-1-11 被災3縣市町村の財政力指数（平成22年）

岩手県	財政力指数	宮城県	財政力指数	福島県	財政力指数
宮古市	0.34	仙台市	0.86	田村市	0.33
大船渡市	0.41	石巻市	0.50	南相馬市	0.62
久慈市	0.39	塩竈市	0.52	川俣町	0.35
陸前高田市	0.27	気仙沼市	0.42	広野町	1.12
釜石市	0.46	名取市	0.75	檜葉町	1.04
大槌町	0.31	多賀城市	0.73	富岡町	0.89
山田町	0.27	岩沼市	0.79	川内村	0.27
岩泉町	0.15	東松島市	0.43	大熊町	1.40
田野畑村	0.13	亘理町	0.56	双葉町	0.81
普代村	0.14	山元町	0.38	浪江町	0.45
野田村	0.17	松島市	0.50	葛尾村	0.13
洋野町	0.22	七ヶ浜町	0.62	飯舘村	0.23
		利府町	0.83		
		女川町	1.28		
		南三陸町	0.30		

※ 斜体字は全国平均0.53を下回る市町村

なお、阪神・淡路大震災の発生した平成7年以前の財政力指数について、平成4～6年度の全国平均が0.49である一方で、兵庫県の数値は0.68であり、全国平均を上回っている¹¹。

4) 時代背景を踏まえた復興における留意点

以上のように、東日本大震災は、過去の大規模震災と比べて、人口減少、高齢化、財政状況のひっ迫が進行するという我が国の歴史上、例のない社会情勢の中での発災となり、復興施策の推進に当たっては、こうした情勢を前提とする必要があった。また、東日本大震災については、平成の大合併によって市町村の再編が進み、職員の削減や行政エリアの拡大等が生じる中での災害

¹⁰ 総務省「平成22年度地方公共団体の主要財政指標」。

¹¹ 「地方財政状況調査」総務省自治財政局財務調査課。

となったことがこれまでの大震災とは異なる旨の指摘もなされている¹²。

このような背景の下、東日本大震災復興構想会議においては、被災地が人口減少や高齢化が進行した地域である点が議論され、その提言においては、地域の将来像を見据えた復興プランとして「高齢化や人口減少等、わが国の経済社会の構造変化を見据え」たものとする必要性、さらに、復興のための財源確保について「わが国の財政を巡る状況は、阪神・淡路大震災当時よりも著しく悪化」しており、「今回の災害により被災した地方公共団体は財政力が低い団体が多く、役場機能を含むまち全体が壊滅的な打撃を受けた市町村も多数に上る」旨が示されている¹³。

また、基本法に定められた復興の基本理念には「少子高齢化、人口の減少（略）等の我が国の直面する課題（略）の解決に資するための先導的な施策への取組が行われるべきこと」が掲げられ¹⁴、政府の復興の基本方針においても「高齢化や人口減少等に対応した新しい地域づくり」の必要性が盛り込まれることとなった¹⁵。

(2) 被害の態様

1) 東日本大震災

平成23年3月11日14時46分に三陸沖（牡鹿半島の東南東約130km付近）で発生した「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」は、国内観測史上最大規模となるM9.0（モーメントマグニチュード）を記録し、宮城県北部（栗原市）で最大震度7、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県及び千葉県の広い地域で6強から6弱を観測した。同地震の震源域は、長さ約450km、幅約200kmの広範囲に及ぶものと推定され、この地震により、東北地方太平洋沿岸をはじめとする全国の沿岸地域で津波が観測された。これにより、青森県から千葉県にかけての太平洋沿岸において、561㎢が浸水する等、広範囲にわたる甚大な被害を生じた¹⁶。

この地震及び津波により、13都道県で死者が19,765人（震災関連死を含む）、未だ6県で2,553人の人々が行方不明となっている。また、9都県で住家の全壊122,039棟、13都道県で半壊283,698棟が生じており、建築物やライフライン・社会基盤施設等のストック被害額の推計は、約16兆9,000億円となっている¹⁷。

このうち、岩手県における死者が5,145人、宮城県が10,570人、福島県が3,935人、被災3県の合計が19,650人で全体の約99%を占めている。また、死者が千人を超えた市町村は被災3県の5市（陸前高田市1,606人、石巻市3,553人、気仙沼市1,219人、東松島市1,133人、南相馬市1,050人）となっている。住家被害の全壊棟数で見ても、それぞれ19,508棟、83,005棟、15,469棟で被災3県の合計が117,982棟と全体の約97%を占めている。

さらに、この地震及び津波に伴い、東京電力福島第一原子力発電所の事故が発生し、放射性物

¹² 第2回東日本大震災復興構想会議（平成23年4月23日）における河田恵昭委員の指摘等。

¹³ 第1回東日本大震災復興構想会議検討部会（平成23年4月20日）における飯尾潤部会長の指摘等。

¹⁴ 東日本大震災復興基本法第2条第4号。

¹⁵ 後述「東日本大震災からの復興の基本方針」。

¹⁶ 「気象庁技術報告第133号 平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震調査報告」（平成24年12月気象庁）及び「津波による浸水範囲の面積（概略値）について（第5報）」（平成23年4月18日国土地理院）。浸水面積は青森、岩手、宮城、福島、茨城及び千葉の6県62市町村の合計。

¹⁷ 「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）について（第163報）」（令和5年3月9日消防庁）による令和5年3月1日現在の被害状況及び「東日本大震災における被害額の推計について」（平成23年6月24日内閣府）。

質が放出された。これについて、原子力安全保安院は、平成23年4月12日、原子炉から大気中への放射性物質の放出量の試算に基づき、INES¹⁸のレベル7に相当すると公表している¹⁹。

この事故を受けて、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）に基づく避難指示が発令され、多くの住民が避難を余儀なくされるとともに、様々な産業に打撃が生じ、広範な地域で農林水産業や観光業等への風評被害が発生するなど、未曾有の複合災害となった。

2) 関東大震災

大正12年9月1日11時58分に発生した大正関東地震は、M7.9と推定され、東京府及び神奈川県その他、埼玉県、千葉県及び山梨県で震度6を記録するとともに、震源域が相模湾内にあったことから、日本各地で津波が観測され、中でも相模湾周辺と房総半島南端では数mの高さで津波が発生している²⁰。

この地震による建物の倒壊や火災、津波により、明治以降の我が国で最大となる死者・行方不明者105,385人の人的被害を生ずるとともに、全壊109,713棟、半壊102,773棟等の住家被害を生じている。このうち、東京市における死者・行方不明者が68,660人、横濱市で26,623人であり、両市の合計95,283人で全体の約90%を占めている²¹。

3) 阪神・淡路大震災

平成7年1月17日5時46分に発生した「平成7年（1995年）兵庫県南部地震」は、M7.3を記録し、神戸市、芦屋市、西宮市、宝塚市、北淡町、一宮町及び津名町において震度7、神戸市及び洲本市において震度6を記録した。この地震による津波は発生していない²²。

この地震により、死者6,434人、行方不明者3人、住家被害の全壊104,906棟、半壊144,274棟が生じている（平成18年5月19日時点）。また、市町村別内訳として、神戸市の死者が4,564人、西宮市1,126人、芦屋市442人、宝塚市117人、その他の市町村を含めて兵庫県全体で6,400人となっており（平成12年11月11日現在）、死者数については、同時点において、兵庫県が全体の約99%、神戸市が約71%を占めている²³。

4) 三大震災の比較

3つの大震災を比較すると、関東大震災や阪神・淡路大震災においては、被害の大部分が特定の市町村に集中していたが、東日本大震災においては、岩手県、宮城県、福島県の3県を中心に

¹⁸ International Nuclear and Radiological Event Scale（国際原子力・放射線事象評価尺度）。

¹⁹ INESレベル7は、最も重い評価であり、チェルノブイリ発電所事故と同じ評価であるが、同事故における放射性物質排出量と比べると、約1割程度と見込まれている。

「東北地方太平洋沖地震による福島第一原子力発電所の事故・トラブルに対するINES（国際原子力・放射線事象評価尺度）の適用について」平成23年4月12日、原子力安全保安院

²⁰ 「災害教訓の継承に関する専門調査会報告書1923 関東大震災」平成18年7月、中央防災会議

なお、大正12年時点における震度階級は0から6までの7段階であったため、気象庁による記録上の最大震度は6となっているが、同報告書においては、特に相模平野や足柄平野、房総半島南部において、震度7以上に達した可能性が高い旨、指摘されている。津波については、熱海と伊豆大島で最大12m、館山付近で最大9mとされている。

²¹ 同上。

²² 「阪神・淡路大震災について（確定報）」（平成18年5月19日消防庁）。

²³ 市町村内訳は平成12年1月11日現在。「阪神・淡路大震災復興誌」（平成12年2月23日総理府阪神・淡路復興対策本部事務局）。

広域に分散している点を指摘されている²⁴。

また、死因構成を比較すると、東日本大震災においては 90.6%が津波による溺死である一方、関東大震災では 87.1%が火災による焼死、阪神・淡路大震災では 83.3%が家屋倒壊等による圧死・損壊死となっている²⁵。

さらに、東日本大震災については、地震や津波等の自然災害だけでなく、原子力発電所の事故を含む複合災害であるということが前例のない特徴である。

以上のとおり、東日本大震災が発生した当時の時代背景及び被害の態様等について概観してきたが、以下、基本法の成立以降を次の期間に区分して、集中復興期間及び第1期復興・創生期間の10年間における復旧・復興の進捗について整理する。

- ① 復興対策本部設置から復興庁設置まで（平成23年6月から平成24年2月まで）
- ② 復興庁設置から第2次安倍内閣成立まで（平成24年2月から平成24年12月まで）
- ③ 第2次安倍内閣成立から集中復興期間終了まで（平成24年12月から平成28年3月まで）
- ④ 第1期復興・創生期間前半（平成28年4月から平成31年3月まで）
- ⑤ 第1期復興・創生期間後半（平成31年4月から令和3年3月まで）

²⁴ 第2回東日本大震災復興構想会議（平成23年4月23日）における河田恵昭委員の指摘等。

²⁵ 「東日本大震災記録集」（平成25年3月消防庁）。

2. 集中復興期間

(1) 復興対策本部設置から復興庁設置まで

〔平成 23 年 6 月から平成 24 年 2 月まで〕

発災から約 3 か月後の平成 23 年 6 月 20 日に基本法が成立、同月 24 日に公布・施行され、復興対策本部が設置されてから、翌年 2 月 10 日に復興庁が設置されるまでの間は、避難所の解消や復旧を進めるとともに、同本部の下で政府の方針を定めるとともに、東日本大震災復興特別区域法（平成 23 年法律第 122 号）や復興庁設置法の制定、福島復興再生特別措置法（平成 24 年法律第 25 号）の検討など、復興に向けた枠組みが整備された期間である。

1) 復興の現状と取組

〔現状〕

平成 23 年 6 月、発災から約 3 か月後の被災地では、主要なライフラインや公共サービスがほぼ復旧し、居住地付近の災害廃棄物の撤去も進められていた。教育活動は再開し、応急仮設住宅の供給も始まっていたが、依然として、30 万人以上の被災者が避難しており、全国の避難所には約 24,000 人の被災者がいた。また、津波浸水地域の鉱工業事業所の生産額試算値は震災前基準年同月比でマイナス 90%程度となっていた。

また、原子力災害被災地域においては、東京電力福島第一原子力発電所から半径 20km 圏内は原則立ち入りが禁止される「警戒区域」、20km 圏外で事故後 1 年間の積算線量が 20mSv（ミリシーベルト）に達するおそれがある地域は避難を要する「計画的避難区域」、その他の 20～30km 圏内を緊急時に屋内退避が避難を要する「緊急時避難準備区域」として指定されていた。

〔取組〕

こうした状況の中、政府においては、避難生活の早期解消に向けて建設型応急住宅の着工及び賃貸型応急住宅の確保を推進するとともに、平成 23 年 5 月に定めた「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針」に基づき、国・県・市町村が連携しながら、災害廃棄物の適正かつ効率的な処理を進めた。その結果、同年 10 月には岩手県、同年 12 月には宮城県、平成 24 年 2 月には福島県内の全ての避難所が閉鎖されて、応急仮設住宅への入居者数は 30 万人を超えた。居住地付近の災害廃棄物については、平成 23 年 8 月頃までにはほぼ全てが撤去されたが、災害廃棄物全体の撤去・処分割合は平成 24 年 2 月現在で 6%程度にとどまっていた。

また、避難所や応急仮設住宅等における被災者の孤立防止等のため、緊急雇用創出事業によって住民のニーズの把握、交流場所の提供、生活相談等のサービス提供や見守り等の支援体制の構築などを進め、平成 23 年 12 月にはみやぎ心のケアセンターが設置された。

被災事業者に対しては、二重債務対策として債権買取りを行う産業復興機構を各県に創設、仮設店舗・仮設工場等の無償貸出しを実施するとともに、平成 23 年 8 月の中小企業組合等共同施設等災害復旧事業（グループ補助金）の第 1 次採択以降、累次にわたってグループ補助金の募集・採択を行った。平成 24 年 2 月には、サプライチェーンの速やかな回復等によって広域で見た被災地域全体の鉱工業生産は被災地外の水準までおおむね回復していたが、津波浸水地域の生産額試算値は震災前基準年同月比でマイナス 40%程度であり、本格的な産業復興は依然として課題となっていた。

被災自治体における復興に向けた計画の作成については、国が直轄事業で津波浸水エリア、建

建築物やインフラ等の被害状況、住民の避難状況等を調査し、その結果を提供する等の支援を行った。また、平成 23 年 8 月からは各種公共インフラの復旧事業計画・工程表を取りまとめて定期的に提示することとした。

原子力災害への対応としては、平成 23 年 8 月に「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成 23 年法律第 110 号。以下「除染特措法」という。）が成立、同年 12 月には事故炉の冷温停止状態を達成した。

この間、避難指示については、同年 9 月に「緊急時避難準備区域」を解除、同年 12 月 26 日の原子力災害対策本部決定に基づき、「警戒区域」及び「計画的避難区域」を「避難指示解除準備区域」、「居住制限区域」及び「帰還困難区域」に順次見直すこととした。平成 24 年 2 月時点での福島県全体の避難者は約 16 万人となる中、帰還に向けた取組や長期避難者に対する支援、放射線による健康不安の解消に向けた取組等が実施された。

2) 政府の主な動き等

a. 基本法の施行（平成 23 年 6 月 24 日）

東日本大震災からの復興に向けて、政府においては、発災から約 1 か月後、平成 23 年 4 月 5 日に内閣官房に「被災地復興に関する法案等準備室」を設置した。同室においては、同月 14 日から開催された復興構想会議の事務局業務を行うとともに、復興に係る組織等に関する法案の検討を進めた。

こうして、発災から約 2 か月後の同年 5 月 13 日には「東日本大震災復興の基本方針及び組織に関する法律案」が閣議決定され、国会に提出された。しかし、同法律案については、提出の遅れ、復興財源に係る規定の欠如、「阪神・淡路大震災復興の基本方針及び組織に関する法律」（平成 7 年法律第 12 号）の焼き直し等の指摘があった。自由民主党は同月 18 日に「東日本大震災復興再生基本法案」を国会に提出し、公明党は同月 19 日に「東日本大震災復興基本法案骨子」を公表した。

こうした状況の下、与野党協議が重ねられ、平成 23 年 6 月 9 日に民主党・自由民主党・公明党の共同提案として「東日本大震災復興基本法案」が（衆）東日本大震災復興特別委員会に提出され、同法律案は同月 20 日の（参）本会議で可決・成立、同月 24 日に公布・施行された。

基本法においては、基本的施策として、復興のための資金の確保及び復興特別区域制度の整備が定められた。これを受けて検討が進められ、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成 23 年法律第 117 号）、「特別会計に関する法律の一部を改正する法律」（平成 24 年法律第 15 号）、「東日本大震災復興特別区域法」（平成 23 年法律第 122 号）等が制定された。

また、基本法の規定により、復興対策本部が設置され、閣議決定に基づき開催されていた復興構想会議が法律に根拠を持ち、累次の東日本大震災からの復興の基本方針が策定等されることとなった。復興対策本部については、平成 23 年 6 月 28 日の第 1 回をはじめとして、復興庁の設置によって廃止されるまでに計 12 回の本部会議が開催されることとなった。

さらに、基本法においては、東日本大震災からの復興に関する施策の企画及び立案並びに総合調整に関する事務、同施策の実施に係る事務等を司る復興庁をできるだけ早期に設置することとする復興庁の設置に関する基本方針が規定され、これに基づき、政府において検討が進められた。

b. 復興構想会議提言の決定（平成 23 年 6 月 25 日）

基本法が施行された翌日の平成 23 年 6 月 25 日に法律に根拠を持つこととなった東日本大震災復興構想会議において「復興への提言～悲惨のなかの希望～」が決定され、菅直人内閣総理大臣に答申された。同提言においては、

- ・ 大自然災害を完全に封ずることができるとの思想ではなく、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方が重要であり、ハードによる防御のみならず、「逃げる」ことを基本とする防災教育等のソフト対策を重視する必要性
- ・ 復興の主体は、住民に最も身近で地域の特性を理解している市町村が基本であり、国は復興の全体方針を示して市町村の能力を最大限引き出せるよう努力すること、県は広域の地方公共団体として広域的行政課題に対応する役割を担うこと
- ・ 財源の議論なくして復興は語れず、復興の姿なくして財源の議論も語れないとの考えが基本であり、我が国の財政状況・人口状況を鑑みれば、復旧・復興のための財源については、次の世代に負担を先送りすることなく、今を生きる世代全体で連帯し、負担の分かち合いにより確保すべきこと
- ・ 原発被災地の復興に向けた大前提として、国が責任を持って、一刻も早く原発事故を収束させ、原子力災害の応急対策、復旧対策、復興に対応すべきであり、福島の大がよみがえるときまで、大震災からの復興は終わらないという認識を国民全体で共有すべきこと

等が示された。

c. 平成 23 年基本方針の策定及び改定（平成 23 年 7 月 29 日）

平成 23 年 6 月 28 日に開催された第 1 回の復興対策本部において、菅直人総理大臣から復興構想会議の提言を最大限尊重して復興の基本方針を取りまとめること等が指示された。さらに、同年 7 月 8 日の閣僚懇談会においては、基本方針における検討事項案とされた「復興特区制度」及び「使い勝手のよい交付金」について、具体的な仕組みの検討に当たっては旧来の発想にとらわれることなく所管施策の検討を行い、被災地の復興に真に役立つ仕組みとする旨閣僚に対して発言があった。

これらの指示等を踏まえて、被災自治体からの意見交換もなされ、同月 29 日の第 4 回復興対策本部において、「東日本大震災からの復興の基本方針」（以下「平成 23 年基本方針」という。）が決定された。平成 23 年基本方針においては、

- ・ 復興期間は 10 年間とし、復興需要が高まる当初の 5 年を「集中復興期間」とすること
- ・ 集中復興期間に実施が見込まれる施策・事業の規模については国・地方合わせて、少なくとも 19 兆円程度と見込み、10 年間の規模については少なくとも 23 兆円程度と見込むこと
- ・ 集中復興期間における財源確保の方法として、補正予算に加え、歳出の削減、国有財産売却のほか、特別会計、公務員人件費等の見直しや更なる税外収入の確保及び時限的な税制措置により確保し、税制措置は基幹税などを多角的に検討すること
- ・ 先行する普及・復興需要を賄う一時的なつなぎとして発行する復興債については、従来の国債とは区分して管理し、償還期間は集中復興期間及び復興期間を踏まえ今後検討すること
- ・ 国費による措置を講じてもお生じる地方負担分について、地方交付税の加算を行う等により確実に地方の復興財源の手当てを行うこと

等が示された。

また、復興庁（仮称）の全体像について、年内に成案を得るとともに、その後速やかに設置法案を国会に提出することとされた。さらに、原子力災害からの復興について、国は地方公共団体

と調整を行い、できるだけ速やかに協議の場を立ち上げることとされた。

なお、平成23年基本方針については、同年8月11日に改定がなされている。

これは、同月9日の民主党・自由民主党・公明党の3幹事長による確認書において「平成23年度第1次補正予算における財源措置として活用した年金臨時財源については、3次補正予算の編成の際に、復興債で補てんする」とされたことを踏まえ、補てんするための償還財源について、集中復興期間中の復旧・復興事業の財源に加算した上で検討する旨を追加したものである。

d. 原子力災害からの福島復興再生協議会の設置（平成23年8月27日）

平成23年基本方針において、原子力災害からの復興のための協議の場を立ち上げるとされたことを受けて、平成23年8月27日に東日本大震災復興対策担当大臣及び福島県知事決定により、「原子力災害からの福島復興再生協議会」が設置され、第1回会合が開催された。同協議会の構成については、東日本大震災復興対策担当大臣を座長とし、政府からは原発事故の収束及び再発防止担当大臣、総務大臣及び内閣官房副長官ほか、現地からは福島県知事、福島県議会議長、福島市長、大玉村長、富岡町長、双葉町長、飯舘村長、福島県商工会議所連合会長及び福島県農業協同組合中央会長が構成員となった。同会合において、福島県からは、原子力災害による被災地域の再生に関する特別法の制定について要望がなされた。

以後、福島復興再生特別措置法により同協議会が法定されるまでの間に、第4回まで会合が開催されている。第2回会合（平成23年10月17日）では基金、緊急時避難準備区域の解除や賠償等について、第3回会合（平成24年1月8日）では福島県復興計画、避難指示区域等の見直し、賠償、除染や福島復興再生特別措置法案の検討状況等が、第4回会合（平成24年2月4日）では復興庁の開庁や福島復興再生特別措置法案等が議事となった。

e. 東日本大震災復興特別区域法の成立（平成23年12月7日）

基本法第10条においては「政府は、被災地域の地方公共団体の申出により、区域を限って、規制の特例措置その他の特別措置を適用する制度を活用し、地域における創意工夫を生かして行われる東日本大震災からの復興に向けた取組の推進を図るものとし、このために必要な復興特別区域制度について総合的に検討を加え、速やかに法律上の措置を講ずるものとする」と規定された。平成23年基本方針においても、「区域限定で思い切った規制・制度の特例や経済的支援などの被災地からの提案を一元的かつ迅速に実現する復興特区制度を創設すること」、また、「地方公共団体が自ら策定する復興プランの下、復興に必要な各種施策が展開できる使い勝手のよい自由度の高い交付金を創設すること」とされた。

これらを踏まえて、政府において検討が進められ、平成23年10月28日に東日本大震災復興特別区域法案が閣議決定、国会に提出された。国会審議においては、新たな規制と特例措置等の提案、国と地方の協議会における協議結果の尊重義務や復興交付金に関する事項等について修正がなされ、同年12月7日に（参）本会議において全会一致で可決、成立し、同月14日に公布、同月26日に施行された。

同法の規定により、被災地域の地方公共団体は、復興推進計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けることで、各種規制・手続の特例措置、税・金融上の支援措置の適用を受けることができることとされた。また、復興整備計画を作成し、所要の協議等の手続を経て公表されたときには、土地利用基本計画等の変更や土地利用に係る許認可等がなされたものとみなされることとなった。さらに、復興交付金事業計画を作成し、内閣総理大臣に提出することで、国の予算の範囲内で、提出された計画に係る事業等の実施に要する経費に充てるための復興交付金の交付を受けること

ができることとされた。なお、同法については、制定後、平成 26 年及び令和 2 年に実質的な改正がなされている。

f. 復興庁設置法の成立（平成 23 年 12 月 9 日）

基本法に規定された復興庁の設置の基本方針や平成 23 年基本方針に基づき、平成 23 年 8 月 25 日に内閣官房に設置された復興庁設置準備室において検討が進められ、平成 23 年 11 月 1 日に復興庁設置法案が閣議決定され、国会に提出された。国会審議においては、復興庁の意義と役割、組織体制、復興大臣の勸告権、組織の設置場所等についての議論があり、同法律案は修正を経て、同年 12 月 9 日に（参）本会議で可決・成立、同月 16 日に公布された。また、施行日については、「公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定める日」と規定されたが、附帯決議において「遅くとも平成 24 年 3 月 11 日までには復興庁を発足させること」とされた。

同法の施行によって、発災以降、政府における復興に向けた取組を主導してきた復興対策本部や復興構想会議は廃止されて、復興庁、全ての国务大臣等からなる復興推進会議及び有識者で構成される復興推進委員会がそれらの機能を引き継ぐこととなる。

g. 避難指示の見直しに向けた基本的な考え方の決定（平成 23 年 12 月 16 日）

平成 23 年 3 月 11 日、東京電力（株）福島第一原子力発電所において原子炉の冷却機能が失われたことにより放射性物質が周辺に漏出する可能性が高まったため、政府は同原子力発電所から半径 3 km 圏内の住民に対して避難指示（翌 12 日に半径 20 km 圏内に引上げ）、半径 10 km 圏内に屋内退避指示（同月 15 日に半径 20～30 km 圏内に引上げ）を発出した。その後、同年 4 月には福島県内の 12 市町村において、警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域を設定した。

この間、原子力発電所の事故のそのものの収束に向けた取組が進められ、同年 12 月 16 日の原子力災害対策本部において、原子炉が冷温停止状態となり、「放射性物質の放出が管理され、放射線量が大幅に抑えられている」というステップ 2 の目標達成と完了が確認された。こうした状況を受け、住民の帰還に向けた環境整備と地域の復興再生を進めるため、同月 26 日の原子力災害対策本部において、「ステップ 2 の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題」が決定された。野田内閣総理大臣からは「事故発生から約 9 か月が経過した現在も、多くの住民が長く困難な避難生活に耐えている現実を踏まえ、区域見直しに当たっては、市町村や住民の意向を十分に把握しながら、きめ細かな対応を行っていく」旨発言された。

以降、低線量被ばくに関する国内外の科学的知見や評価の整理等も踏まえ、福島県の原子力被災 12 市町村のそれぞれの状況に応じて、順次避難指示区域の見直しが進められ、平成 25 年 8 月までに帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域が定められることとなった。

図表 2-1-12 避難指示区域の変遷

	区域名	対象範囲	概要
平成 23 年 4 月 区域設定	警戒区域	原子力発電所から半径 20km 圏内	原則立入禁止、宿泊禁止
	計画的避難区域	年間積算線量が 20mSv を超える区域	立入可、宿泊原則禁止
	緊急時避難準備区域	原子力発電所から半径 30km 圏内	避難の準備、立入・宿泊可
平成 25 年 8 月 区域見直し完了	帰還困難区域	年間積算線量が 50mSv を超える区域	原則立入禁止、宿泊禁止
	居住制限区域	年間積算線量 20～50mSv の区域	立入・一部事業活動可、 宿泊原則禁止
	避難指示解除準備区域	年間積算線量 20mSv 以下となることが 確実な区域	立入・事業活動可、 宿泊原則禁止

[参考：事務記録]

図表 2-1-13 復興対策本部の経過（事務記録）（平成23年6月24日～平成24年2月10日）

月日	復興対策本部の動き	現地等の動き
平成23年		
6月24日	○基本法施行、復興対策本部・現地対策本部発足	
6月25日	○東日本大震災復興構想会議（第12回）開催、「復興への提言」を決定、菅直人総理に手交	
6月27日	○復興担当大臣に松本大臣が就任 ○復興対策本部事務局が活動開始（三会堂ビル）	○岩手、宮城、福島の3県の現地対策本部事務局が活動開始
6月28日	○東日本大震災復興対策本部（第1回）開催、菅直人総理大臣から7月中の基本方針策定を指示	○沿岸市町村における災害廃棄物の仮置場への搬入率は32%に
6月29日		○福島現地対策本部（第1回）開催
6月30日		○岩手現地対策本部（第1回）開催 ○宮城現地対策本部（第1回）開催 ○全国の避難所にいる人数が約24,000人に
7月1日		○仮設住宅34,470戸完成
7月2日	○松本大臣が福島県知事を訪問	
7月3日	○松本大臣が岩手県知事、宮城県知事を訪問	
7月4日		○福島県において「避難住民への行政サービスのあり方に関する意見交換会」を開催
7月5日	○復興担当大臣が松本大臣から平野大臣に交替	
7月8日	○閣僚懇談会において菅総理から復興基本方針策定のための「検討項目案」を指示	
7月9日	○岩手県久慈市で開催された「市町村との意見交換会」に平野大臣が出席 ○平野大臣が岩手県知事、宮城県知事を訪問	
7月11日		○福島県において「原子力被災地域への対応（地方税制等）に関する意見交換会」を開催
7月12日		○沿岸市町村における災害廃棄物の仮置場への搬入率は38%に
7月14日		○全国の避難所にいる人数が約18,000人に
7月15日		○仮設住宅38,950戸完成
7月16日		○福島県において「原子力発電所事故被災市町村との意見交換会」を開催
7月18日	○平野大臣が福島県知事を訪問	
7月19日		○各現地対策本部により、岩手県（釜石市）、宮城県（仙台市）、福島県（福島市）において、「基本方針等に関する県・市町村との意見交換の場」を開催
7月21日	○東日本大震災復興対策本部（第2回）開催、「基本方針骨子」作成	
7月22日	○「津波被災地における民間復興活動の円滑な誘導、促進のための土地利用調整のガイドライン」策定	

7月23日	○平野大臣が宮城県仙台市、塩竈市を視察	
7月24日	○平野大臣が宮城県亘理町、山元町、福島県相馬市、南相馬市を視察	
7月26日	○東日本大震災復興対策本部（第3回）開催、事業規模や財源の問題などについて議論	○岩手県から自衛隊が撤収 ○沿岸市町村における災害廃棄物の仮置場への搬入率は43%に
7月28日		○全国の避難所にいる人数が約13,000人に
7月29日	○東日本大震災復興対策本部（第4回）開催、「基本方針」決定	○仮設住宅43,390戸完成
8月1日		○宮城県から自衛隊が撤収
8月2日	○閣僚懇談会において平野大臣から復興計画策定支援チーム結成、復興事業の事業計画・工程表の作成依頼について発言	
8月4日	○応急仮設住宅の居住環境等に関するPT（第1回）開催	
8月5日		○岩手現地対策本部（第2回）開催
8月6日	○平野大臣が宮城県仙台市で東北の農林水産業の復興について講演 ○平野大臣が福島県須賀川市を視察	
8月9日		○沿岸市町村における災害廃棄物の仮置場への搬入率は47%に、また散乱した災害廃棄物に限れば78%を撤去
8月10日		○福島現地対策本部（第2回）開催
8月11日	○東日本大震災復興対策本部（第5回）開催（持ち回り）、「基本方針」改定	○岩手県が東日本大震災津波復興計画を策定、災害対策本部を廃止 ○福島県が復興ビジョンを策定 ○全国の避難所にいる人数が約8,600人に
8月12日	○「生活再建ハンドブック（vol.3）」「仮設住宅の手引き」発行	○宮城現地対策本部（第2回）開催、同本部において「基本方針に関する県・市町村への説明会」を実施 ○仮設住宅47,240戸完成
8月19日	○「事業再建ハンドブック（vol.3）」発行	○岩手現地対策本部により、大船渡市で「基本方針に関する県・市町村への説明会」を開催（第3回岩手県沿岸市町村復興期成同盟会総会の場を活用）
8月20日	○平野大臣が福島県いわき市、茨城県北茨城市、ひたちなか市、水戸市を視察	
8月21日	○平野大臣が宮城県石巻市を視察	
8月22日		○岩手現地対策本部（第3回）開催
8月23日		○岩手現地対策本部により、盛岡市で「基本方針に関する県・市町村への説明会」を開催 ○福島現地対策本部により、福島市で「基本方針に関する県・市町村への説明会」を開催 ○沿岸市町村における災害廃棄物の仮置場への搬入率は51%に、また散乱した災害廃棄物に限れば83%を撤去
8月25日	○「復興庁設置準備室」設置	○全国の避難所にいる人数が約6,800人に

2章

総論（復興庁設置以降）

8月26日	○東日本大震災復興対策本部（第6回）開催（緊急災害対策本部・原子力災害対策本部と合同）、各府省の事業計画と工程表のとりまとめ等	○宮城県が震災復興計画（案）を公表 ○仮設住宅48,612戸完成
8月27日	○原子力災害からの福島復興再生協議会（第1回）開催（菅直人総理、平野大臣出席）（福島市）	
8月30日		○散乱災害廃棄物のうち居住地近傍のものについては全ての市町村で撤去完了
8月31日		○自衛隊の大規模震災災害派遣終結
9月1日	○復興対策本部事務局において防災訓練（安否確認）を実施	
9月5日		○仮設住宅49,124戸完成
9月8日	○野田総理が福島県を視察の後、福島県知事を訪問、福島市で開催された「市町村との意見交換会」に出席（知事訪問、意見交換会に平野大臣が同行）	○全国の避難所にいる人数が約3,400人に
9月10日	○野田総理が宮城県気仙沼市、岩手県陸前高田市を視察（平野大臣が同行）	
9月11日	○東日本大震災復興対策本部（第7回）開催（緊急災害対策本部・原子力災害対策本部と合同）、復旧の現状と主な課題への取組等について報告	
9月12日		○宮城現地対策本部（第3回）開催
9月13日	○原子力災害からの福島復興再生協議会幹事会（第1回）開催（福島市）	
9月16日	○「震災ボランティア連携室」から業務を引継	
9月19日	○平野大臣が新潟県長岡市を視察（福島県からの避難者と意見交換、防災集団移転促進事業を視察）	
9月20日	○東日本大震災復興対策本部（第8回）開催、復旧・復興に係る財源措置及び平成23年度第三次補正予算について議論	○仮設住宅50,099戸完成 ○被災3県以外における避難所（14か所）の今後の見込みについて公表（23年度末までに閉鎖予定が11か所）
9月21日		○沿岸市町村における災害廃棄物の仮置場への搬入率は56%に、また散乱した災害廃棄物に限れば88%を撤去
9月22日		○全国の避難所にいる人数が約2,800人に
9月28日		○福島現地対策本部（第3回）開催
9月30日	○応急仮設住宅の居住環境等に関するPT（第2回）開催、設備等の居住環境や心配事等についてのアンケート結果の報告書発表	○原子力災害対策本部が緊急時避難準備区域の解除
10月2日	○平野大臣が福島県知事を訪問	
10月3日		○仮設住宅50,834戸完成
10月4日		○岩手現地対策本部（第4回）開催 ○沿岸市町村における災害廃棄物の仮置場への搬

10月5日		入率は58%に、また散乱した災害廃棄物に限れば89%を撤去
10月6日		○原発事故市町村復興支援チームの市町村訪問開始
10月7日	○東日本大震災復興対策本部（第9回）開催、平成23年度第三次補正予算等について報告 ○臨時閣議において平野大臣から、復興施策に関する事業計画及び工程表の見直しについて発言 ○平野大臣が枝野経産大臣とともに経団連会長を訪問し、復興における経済界の協力、福島への立地促進等について協力を要請	○全国の避難所にいる人数が約1,700人に ○茨城県水戸市において、茨城県知事・関係市町村長との意見交換会を開催 ○岩手県内の全ての避難所が閉鎖
10月12日	○平野大臣が岩手県宮古市、山田町、大槌町を視察（復興計画等に関する協議）	
10月15日	○平野大臣が福島県相馬市、南相馬市、新地町を視察	
10月17日	○原子力災害からの福島復興再生協議会（第2回）開催（平野大臣出席）（福島市）	○仮設住宅51,492戸完成
10月18日		○沿岸市町村における災害廃棄物の仮置場への搬入率は60%に、また散乱した災害廃棄物に限れば90%を撤去
10月19日		○宮城県が震災復興計画を策定
10月20日		○岩手県において「復興関係制度等説明会」を開催 ○全国の避難所にいる人数が約1,100人に
10月21日	○応急仮設住宅の居住環境等に関するPT（第3回）開催、「応急仮設住宅の居住環境等に関するアンケート調査結果を踏まえた対応について（中間報告書）」発表 ○平成23年度第三次補正予算案を閣議決定	○宮城県、福島県において「復興関係制度等説明会」を開催
10月23日	○平野大臣が福島県双葉町長を訪問（双葉町役場埼玉支所（加須市））	
10月24日		○茨城県において「復興関係制度等説明会」を開催
10月25日		○青森県において「復興関係制度等説明会」を開催
10月27日		○千葉県において「復興関係制度等説明会」を開催
10月28日	○平成23年度第三次補正予算案を国会提出 ○東日本大震災復興特別区域法案を閣議決定、国会提出	
10月29日	○平野大臣が福島県広野町、川内村を視察、警戒区域内（楡葉町、富岡町）を車内より視察	
10月30日	○平野大臣が青森県八戸市を視察、青森県副知事、三沢市長、おいらせ町長、八戸市長、階上町副町長及び被災者と意見交換	

10月31日		○仮設住宅51,712戸完成
11月1日	○復興庁設置法案を閣議決定、国会提出	○沿岸市町村における災害廃棄物の仮置場への搬入率は61%に、また散乱した災害廃棄物に限れば90%を撤去
11月2日		○全国の避難所にいる人数が約930人に
11月5日	○平野大臣が岩手県二戸市、野田村、普代村、田野畑村、岩泉町を訪問し、各首長や仮設住宅入居者と意見交換、視察	
11月10日	○東日本大震災復興構想会議（第13回）開催、復旧の現状と主な課題への取組等について報告	
11月11日		○岩手現地対策本部（第5回）開催
11月14日		○仮設住宅51,886戸完成
11月15日		○沿岸市町村における災害廃棄物の仮置場への搬入率は63%に、また散乱した災害廃棄物に限れば92%を撤去
11月16日	○原子力災害からの福島復興再生協議会幹事会（第2回）開催（福島市）	
11月17日		○全国の避難所にいる人数が約780人に
11月20日	○平野大臣が宮城県女川町、南三陸町を訪問し、各首長や仮設住宅入居者と意見交換、視察	
11月21日	○平成23年度第三次補正予算成立 ○株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法が成立	
11月24日		○栃木県において「復興関係制度等説明会」を開催
11月26日	○平野大臣が宮城県知事を訪問、東松島市を視察	
11月27日	○平野大臣が岩手県知事を訪問、一関市を視察	
11月28日		○仮設住宅52,041戸完成
11月29日	○東日本大震災復興対策本部（第10回）開催、各府省の事業計画と工程表の見直し等	○沿岸市町村における災害廃棄物の仮置場への搬入率は65%に、また散乱した災害廃棄物に限れば95%を撤去
11月30日	○「生活再建ハンドブック（vol.4）」「事業再建ハンドブック（vol.4）」発行	
12月1日		○全国の避難所にいる人数が約700人に
12月3日	○福島県いわき市で開催された「原子力被害の完全賠償を求める双葉地方総決起大会」に平野大臣が出席	
12月7日	○東日本大震災復興特別区域法が成立	
12月9日	○復興庁設置法が成立	
12月10日	○平野大臣が福島県知事を訪問し、「福島の復興再生のための特別法案の骨子」を提示	
12月12日		○宮城現地対策本部（第4回）開催 ○仮設住宅52,120戸完成
12月13日	○応急仮設住宅の居住環境等に関するPT（第4回）開催	○沿岸市町村における災害廃棄物の仮置場への搬入率は67%に、また散乱した災害廃棄物に限れば

12月14日		ば95%を撤去
12月15日		○宮城県、福島県において「復興特区・交付金説明会」を開催
12月16日		○全国の避難所にいる人数が約680人に
12月18日	○平野大臣が福島県知事及び原子力事故警戒区域等関係市町村長との意見交換に出席	○岩手県において「復興特区・交付金説明会」を開催
12月19日		○岩手現地対策本部（第6回）開催
12月20日	○「くらしの手引き（冬版）」発行	○千葉県において「復興特区・交付金説明会」を開催
12月21日		○福島県から自衛隊が撤収
12月26日	○東日本大震災復興特別区域法が施行	○青森県、茨城県において「復興特区・交付金説明会」を開催
12月27日	○東日本大震災復興対策本部（第11回）開催（持ち回り）、復興特別区域基本方針（案）を決定	○沿岸市町村における災害廃棄物の仮置場への搬入率は68%に、また散乱した災害廃棄物に限れば95%を撤去
12月30日	○被災者の孤立防止と心のケアに関する有識者会議開催	○栃木県において「復興特区・交付金説明会」を開催
		○仮設住宅52,182戸完成
		○宮城県内の全ての避難所が閉鎖
平成24年		
1月3日	○平野大臣が福島県大熊町長、浪江町長を訪問	
1月4日	○平野大臣が福島県富岡町長、双葉町長を訪問	
1月6日	○復興特別区域基本方針を閣議決定	○新潟県において「復興特区・交付金説明会」を開催
1月8日	○野田総理が福島県南相馬市を視察、福島市で福島県知事と意見交換後、「福島復興再生協議会（第3回）」に出席（視察、意見交換に平野大臣が同行）	
1月10日	○野田総理が宮城県石巻市、岩手県大船渡市でグループ補助金対象施設等を視察し、仮設住宅入居者と意見交換（平野大臣が同行）	
1月12日		○全国の避難所にいる人数が約610人に
1月13日		○沿岸市町村における災害廃棄物の仮置場への搬入率は69%に、また散乱した災害廃棄物に限れば95%を撤去
1月15日	○平野大臣が福島県相馬市を視察	○北海道において「復興特区・交付金説明会」を開催
1月17日	○復旧・復興支援制度データベースの公開	○沿岸市町村における災害廃棄物の仮置場への搬入率は69%に、また散乱した災害廃棄物に限れば95%を撤去
	○「税制支援ハンドブック」（改定版）発行	

1月23日	○東日本大震災復興対策本部（第12回）開催、復興庁の設置（設置日、場所）を決定、主要課題の現状と対応方針、復旧の現状と主な課題への取組等、福島復興再生特別措置法案（仮称）の検討状況、平成24年度復興関係予算案について報告	ば96%を撤去
1月27日		○岩手現地対策本部（第7回）開催
1月28日	○平野大臣が福島県福島市で福島県知事と意見交換後、宮城県仙台市でシンポジウム「東北再生あすへの針路」に出席	
1月31日		○沿岸市町村における災害廃棄物の仮置場への搬入率は70%に、また散乱した災害廃棄物に限れば96%を撤去
2月4日	○平野大臣が「福島復興再生協議会（第4回）」に出席	
2月9日		○岩手県（岩手第1号）、宮城県及び関係市町村（宮城第1号）の復興推進計画を認定
2月10日	○復興庁設置法施行、復興庁発足 （復興大臣に平野大臣が、復興副大臣に松下副大臣、末松副大臣、中塚副大臣が、復興大臣政務官に津川政務官、郡政務官、吉田政務官、大串政務官が就任） ○福島復興再生特別措置法案を閣議決定、国会提出	○復興局（岩手県、宮城県、福島県）、支所（宮古市、釜石市、気仙沼市、石巻市、南相馬市、いわき市）、事務所（青森県、茨城県）設置

出所）「復興対策本部の経過（事務記録）（未定稿）」（平成24年2月9日現在）及び「復興庁の経過（事務記録）（未定稿）」（平成30年12月31日現在）

(2) 復興庁設置から第2次安倍内閣成立まで

[平成24年2月から同年12月まで]

平成24年2月10日に復興庁が設置されてから、同年12月16日に行われた第46回衆議院議員総選挙の結果を受けて第2次安倍内閣が成立するまでの間は、東日本大震災復興特別会計の新設、復興交付金の配分開始、福島復興再生特別措置法の制定等がなされ、復興に向けた個別の事業計画策定や事業着手が本格化した期間である。

1) 復興の現状と取組

[現状]

発災から約1年が経過した平成24年3月、被災地では応急仮設住宅の供給が進み、避難所はおおむね解消されて、仮設店舗・工場等の整備や利用も進んでいた。しかし、避難者は依然として30万人を超えており、被災3県で被害のあった水産加工施設の業務再開状況は50%程度で雇用情勢も厳しい状況が続いていた。

また、原子力災害被災地域では、平成23年12月26日の原子力災害対策本部決定に基づく警戒区域等の見直しに併せて、除染作業やインフラ等の復旧が進められていたが、避難指示区域からの避難者数は11万人を超えており、約7割が県内に、約3割が県外に避難をしていた。

[取組]

こうした状況の中、平成24年2月には、復興対策本部の機能を引き継ぐ形で復興庁が設置された。令和3年3月までの時限の組織として、復興庁には、復興に関する国の施策の企画・調整・実施と地方公共団体への一元的な窓口を担うことが期待された。

応急仮設住宅には最大で約31.6万人(平成24年4月現在)が入居していたが、コミュニティの弱体化や孤立といった問題が生じる恐おそれもあり、平成24年2月には岩手こころのケアセンター及びふくしま心のケアセンターが設置されて被災者の相談に乗るなど、引き続き、被災者の心のケアや生きがいつくり等の支援を実施した。

公共インフラについては、復旧事業が本格化するとともに、同年8月には、初の防災集団移転促進事業が宮城県岩沼市で着工、また、初の災害公営住宅が福島県相馬市で竣工するなど、個別の復興まちづくり事業の計画策定・実施も進みつつあり、復興交付金等による前例のない手厚い支援が開始された。

産業・生業の再生に向けて、同年2月に東日本大震災事業者再生支援機構を設立、同年4月にはマッチングやハンズオン支援などの取組を進めており、広域で見た被災地域全体の鉱工業生産指数は震災前の水準並みで推移していたが、本格的な産業復興に向けては課題が残っていた。また、岩手県及び宮城県の農業産出額については震災前を超える水準に回復するとともに、ほぼ全ての漁港において一部でも陸揚げが可能となり、同年6月には福島県における漁業の試験操業も開始された。

原子力災害への対応としては、平成24年3月に福島の復興再生を国の責任の下で実施するための基本方針等について規定する福島復興再生特別措置法(以下「福島特措法」という。)が成立し、同年7月には同法に基づく福島復興再生基本方針が閣議決定された。同年4月からは原子力被災12市町村(田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯館村)の自治体ごとに避難指示区域の見直しを順次実施した。また、除染特措法に基づく特別地域内除染実施計画を順次策定し、本格的な除染を開始した。

2) 政府の主な動き等

a. 復興庁設置法の施行（平成 24 年 2 月 10 日）

復興庁設置法の施行日は平成 23 年 12 月 16 日の公布から 4 か月以内とされ、同法の附帯決議においては「遅くとも平成 24 年 3 月 1 日までには復興庁を発足させること」とされたが、さらに設置準備が急がれ、同法は平成 24 年 2 月 10 日に施行され、復興庁が発足、業務を開始した。

本庁は復興対策本部事務局と同じ三会堂ビル（東京都港区赤坂）に、復興局及びその支所は被災 3 県に、事務所は青森県及び茨城県に置かれた。同年 4 月 1 日時点の常駐職員数は、本庁が 201 人、復興局が 109 人の計 310 人であった。なお、本庁については、集中復興期間終了後の平成 28 年 5 月に三会堂ビルから中央合同庁舎 4 号館（東京都千代田区霞が関）に移転することとなった。

b. 東日本大震災一周年追悼式の開催（平成 24 年 3 月 11 日）

復興庁の発足に先立つ平成 24 年 1 月 20 日には「東日本大震災一周年追悼式の実施について」が閣議決定され、内閣府大臣官房に東日本大震災一周年追悼式準備室が設置された。

自然災害に係る政府主催の追悼式は過去に例がなかったが、東日本大震災は被災地が広範囲に及び、極めて多数の犠牲者を出したこと等から、同年 3 月 11 日、東京の国立劇場において、天皇皇后両陛下御臨席の下、実行委員長は内閣総理大臣、事務局は内閣府として、各界代表の参加を得て、追悼式が実施された。

以降、二周年から十周年まで同日、同会場で政府主催の追悼式が開催されることとなった。なお、九周年に当たる令和 2 年 3 月は新型コロナウイルス感染症の感染拡大に鑑み、追悼式は中止され、東日本大震災・総理大臣官邸献花式が開催された。

c. 福島復興再生特別措置法の成立（平成 24 年 3 月 30 日）

東日本大震災からの復旧・復興に当たっては、平成 23 年 12 月に東日本大震災復興特別区域法が成立したほか、様々な立法措置がなされていた。しかし、これらによる措置は主に地震・津波被災地域を想定したもので、原子力災害被災地域について特に考慮したものとはなっていなかった。このため、福島県からも特別法制定の必要性が訴えられ、平成 23 年基本方針においては「国は、地方公共団体と調整を行い、できるだけ速やかに、原子力災害からの復興のための協議の場を立ち上げ、地域再生、損害賠償措置をはじめ復興に向けた十分な対策を講じるため、法的措置を含めた検討を行い、早急に結論を得る」こととされた。

これを受けて設置された原子力災害からの福島復興再生協議会の第 1 回会合（平成 23 年 8 月 27 日）においても、福島県知事から福島県に特化した地域再生特別法の立法について要望がなされ、平野復興対策担当大臣から特別法の策定を急ぐ旨発言があった。

こうしたことから、復興対策本部事務局を中心に検討が進められ、同協議会等における地方公共団体との調整、政府内及び与党との調整を経て、平成 24 年 2 月 10 日に福島復興再生特別措置法案が閣議決定、国会に提出された。同法律案は、避難解除等区域の復興及び再生のための特別の措置、放射線による健康上の不安の解消その他の安心して暮らすことのできる生活環境の実現のための措置、原子力災害からの産業の復興及び再生のための特別の措置や新たな産業の創出等に寄与する取組の重点的な推進のための措置を主な内容とした。

国会審議においては、政府案には不十分な点があるとして、国の社会的責任、住民一人一人の復興、福島県による健康管理調査の内容の例示と財政的措置に係る規定の追加等の修正がなされ、

同年3月30日に(参)本会議において全会一致で可決・成立、翌31日に公布され、一部を除き施行された。

この福島特措法によって、政府においては福島復興再生基本方針を定めるとともに、福島県知事の申出に基づき、避難解除等区域復興再生計画を策定し、国が自ら公共施設の整備や公共・公益施設の機能回復を行うこととされた。また、福島県においては、産業の復興及び再生のために産業復興再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けることにより、規制や手続の特例措置の適用を受け、さらに、再生可能エネルギー関連産業や医薬品・医療機器等の研究・開発拠点の整備等について重点推進計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けて、国が一体的に推進することとされた。あわせて、従来から開催されていた原子力災害からの福島復興再生協議会が法律上の協議会と位置付けられた。

なお、福島特措法については、制定以降、第1期復興・創生期間が終了するまでに4回の実質改正がなされた。

図表 2-1-14 福島特措法の主な改正

成立日	改正法	項目
平成25年4月26日	福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律 (平成25年法律第12号)	<ul style="list-style-type: none"> ・長期避難者の生活拠点の形成(生活拠点形成交付金の創設) ・公共インフラの復興・再生(国による公共事業の代行対象区域の拡充) ・課税の特例等による企業立地の更なる促進(新規事業者を対象に追加等)
平成27年4月24日	福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律 (平成27年法律第20号)	<ul style="list-style-type: none"> ・一団地の復興再生拠点整備制度の創設 ・帰還環境整備交付金の創設 ・事業再開を支援するための課税の特例(福島再開投資等準備金)
平成29年5月12日	福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律 (平成29年法律第32号)	<ul style="list-style-type: none"> ・特定復興再生拠点区域の復興及び再生を推進するための計画制度の創設 ・官民合同チームの体制強化 ・「福島イノベーション・コースト構想」推進の法定化 ・風評被害払拭への対応
令和2年6月5日	復興庁設置法等の一部を改正する法律 (令和2年法律第46号)	<ul style="list-style-type: none"> ・帰還促進に加え、移住等の促進 ・営農再開の加速化 ・福島イノベーション・コースト構想の推進を軸とした産業集積の促進 ・風評被害への対応 ・福島県が福島復興再生計画を作成し、国の認定を受ける制度の創設

〔参考：事務記録〕

図表 2-1-15 復興庁の経過（事務記録）（平成24年2月10日～12月26日）

月日	復興庁の動き	現地等の動き
平成24年		
2月10日	<ul style="list-style-type: none"> ○復興庁設置法施行、復興庁発足 (復興大臣に平野大臣が、復興副大臣に松下副大臣、末松副大臣、中塚副大臣が、復興大臣政務官に津川政務官、郡政務官、吉田政務官、大串政務官が就任) ○福島復興再生特別措置法案を閣議決定、国会提出 	<ul style="list-style-type: none"> ○復興局（岩手県、宮城県、福島県）、支所（宮古市、釜石市、気仙沼市、石巻市、南相馬市、いわき市）、事務所（青森県、茨城県）設置
2月14日	<ul style="list-style-type: none"> ○復興推進会議（閣僚級会議）（第1回）、復興に向けた主な課題について議論 	
2月18日		<ul style="list-style-type: none"> ○国と宮城県の意見交換会（第1回）
2月19日		<ul style="list-style-type: none"> ○国と岩手県の意見交換会（第1回）
2月22日	<ul style="list-style-type: none"> ○東日本大震災事業者再生支援機構設立 ○東日本大震災復興特別区域法対象市町村を追加 (北海道茅部郡鹿部町、二海郡八雲町、千葉県野田市、柏市、長野県野沢温泉村) ○東日本大震災復旧・復興予算の執行状況を公表 	
2月27日		<ul style="list-style-type: none"> ○平野大臣と四市町村（田村市、南相馬市、川俣町、飯舘村）との意見交換会
3月2日	<ul style="list-style-type: none"> ○復興交付金交付可能額（第1回）通知 	<ul style="list-style-type: none"> ○青森県及び県内4市町（青森第1号）、仙台市（宮城第2号）の復興推進計画を認定
3月5日	<ul style="list-style-type: none"> ○東日本大震災事業者再生支援機構業務開始 	
3月9日		<ul style="list-style-type: none"> ○茨城県及び県内13市町村（茨城第1号）の復興推進計画を認定
3月10日		<ul style="list-style-type: none"> ○双葉地方町村、福島県と国の意見交換会
3月11日	<ul style="list-style-type: none"> ○東日本大震災一周年追悼式（国立劇場） 	
3月16日		<ul style="list-style-type: none"> ○福島県（福島第1号）の復興推進計画を認定
3月19日	<ul style="list-style-type: none"> ○復興推進委員会（有識者会議）（第1回）、復興の課題について議論 	
3月23日	<ul style="list-style-type: none"> ○復興特区等に関する外資系企業・在京外交団への説明会（東京） 	<ul style="list-style-type: none"> ○塩竈市（宮城第3号）、石巻市（宮城第4号、第5号）の復興推進計画を認定
3月24日		<ul style="list-style-type: none"> ○国と岩手県の意見交換会（第2回）
3月25日		<ul style="list-style-type: none"> ○国と宮城県の意見交換会（第2回）
3月30日	<ul style="list-style-type: none"> ○福島復興再生特別措置法成立（31日公布） 	<ul style="list-style-type: none"> ○岩手県（岩手第2号）の復興推進計画を認定
3月		<ul style="list-style-type: none"> ○避難者数（最大約47万人）：約34万4,000人 ○被災3県で被害のあった水産加工施設（776施設）の業務再開状況：417施設 ○被災3県における震災以降の就職件数：15万2,000件
4月2日	<ul style="list-style-type: none"> ○「企業連携推進室」設置 	
4月10日		<ul style="list-style-type: none"> ○宮城県（宮城第6号）の復興推進計画を認定

4月20日		○福島県及び県内59市町村（福島第2号、第3号）、会津若松市（福島第4号）の復興推進計画を認定
4月22日		○第5回原子力災害からの福島復興再生協議会（法定第1回協議会）
4月27日	○東日本大震災における震災関連死の死者数（速報値）を公表	○双葉地方町村と国との意見交換会 ○復興推進委員会の現地調査（福島県）
5月11日	○震災関連死に関する検討会（第1回）	
5月15日		○復興推進委員会の現地調査（宮城県）
5月16日		○復興推進委員会の現地調査（岩手県）
5月18日	○復興推進会議（第2回）、各府省の事業計画と工程表の見直し等	
5月25日	○復興交付金交付可能額（第2回）通知	○宮城県及び県内30市町村（宮城第1号）の認定復興推進計画を変更認定
5月30日	○平野大臣がタイ王国に出張し、世界経済フォーラム東アジア会議において大規模災害への対応に関して基調講演等を行ったほか、タイ政府閣僚と会談	
6月1日		○原子力災害からの福島復興再生協議会幹事会（第3回） ○双葉地方町村及び福島県と国との協議会（事務レベル）
6月4日	○内閣改造に伴い、松下副大臣に代わり吉田政務官が復興副大臣に就任	
6月5日	○復興大臣政務官に若泉政務官が就任 ○復興推進委員会（第2回）、現地調査、復興の課題について議論	
6月9日		○双葉地方町村及び福島県と国との協議会 ○原子力被災自治体（双葉地方町村を除く）及び福島県と国との協議会
6月12日		○宮城県及び県内17市町村（宮城第7号）の復興推進計画を認定
6月21日	○子ども被災者支援法が成立	
6月22日		○双葉地方町村及び福島県と国との協議会（事務レベル）（第2回）
6月23日		○福島県からの避難者との意見交換会（山形県） ○福島県からの避難者を受け入れている地方公共団体との意見交換会（山形県）
6月26日	○復興状況の把握手法について報告書を公表	○三沢市（青森第2号）の復興推進計画を認定
6月		○避難者数（最大約47万人）：約34万7,000人 ○防災集団移転促進事業の法定手続済地区数（大臣同意）：22地区【平成24年5月1日時点】 ○被災3県で被害のあった水産加工施設（776施設）の業務再開状況：472施設 ○被災3県における震災以降の就職件数：19万6,000件

7月1日		○原子力災害からの福島復興再生協議会（第6回）
7月5日	○平野大臣が「世界防災閣僚会議 in 東北」で基調講演	
7月7日		○国と宮城県の意見交換会（第3回）
7月8日		○国と岩手県の意見交換会（第3回）
7月12日	○震災関連死に関する検討会（第2回）	
7月13日	○福島復興再生基本方針を閣議決定	
7月27日		○石巻市（宮城第8号）及び南相馬市（福島第5号）の復興推進計画を認定
8月1日	○復興推進委員会（第3回）、中間報告に向けて議論	
8月3日	○復旧・復興に関する土地の境界利権等の問題に関する連絡会を設置	○釜石市（岩手第3号）、福島県及び県内59市町村（福島第6号）の復興推進計画を認定
8月5日		○初の防災集団移転促進事業の着工（宮城県岩沼市）
8月7日	○避難指示解除準備区域等（南相馬市、田村市、川内村、広野町）における公共インフラの工程表を公表	
8月8日		○初の災害公営住宅の竣工（福島県相馬市）
8月10日		○初の福島復興再生特別措置法に基づく生活環境整備事業を開始（檜葉町）
8月17日		○市町村、福島県及び国の共催による初の原発事故による避難者等に対する住民意向調査を開始（葛尾村）
8月19日		○双葉地方町村及び福島県と国との協議会
8月21日	○震災関連死に関する検討会（第3回）、震災関連死に関する報告	
8月24日	○復興交付金交付可能額（第3回）通知	
8月28日		○岩手県（岩手第2号）の認定復興推進計画を変更認定
9月4日	○「原子力発電所の事故による避難地域の原子力被災者・自治体に対する国の取組方針」（グラウンドデザイン）を公表	
9月14日	○復興推進委員会（第4回）、中間報告（案）について議論 ○公共インフラの本格復旧・復興の指標を設定し、公表	
9月19日	○復興特区等に関する外資系企業・在京外交団への説明会（東京都）	
9月22日		○長期避難者等の生活拠点の検討のための協議会（国、福島県、避難元自治体及び受入自治体等により構成）（第1回）

9月28日	○「復興推進委員会平成24年度中間報告」を公表	○茨城県及び県内9市町（茨城第1号）、石巻市（宮城第8号）の認定復興推進計画を変更認定 ○七ヶ浜町（宮城第9号）、宮城県及び県内11市町（宮城第10号）の復興推進計画を認定
9月		○避難者数（最大約47万人）：約33万人 ○防災集団移転促進事業の法定手続済地区数（大臣同意）：102地区【平成24年9月1日時点】 ○被災3県で被害のあった水産加工施設（800施設）の業務再開状況：528施設 ○被災3県における震災以降の就職件数：22万9,000件
10月2日	○内閣改造に伴い、末松副大臣、吉田副大臣に代わり黄川田副大臣、今野副大臣が復興副大臣に就任	
10月3日	○中塚副大臣に代わり前川副大臣が復興副大臣に、若泉政務官、津川政務官、大串政務官に代わり金子政務官、橋本政務官、加賀谷政務官が復興政務官に就任	
10月9日	○平野大臣が「防災と開発に関する仙台会合」で基調講演	
10月11日		○復興連携チームによる大臣報告会を開催
10月12日		○八戸市（青森第2号）の復興推進計画を認定
10月16日	○復興推進会議（第3回）、「復興推進委員会平成24年度中間報告」について説明、復興に向けた課題について各府省に取組要請、原子力災害復興推進チームを設置	
10月27日		○復興推進委員会の現地調査（宮城県）（～28日）
10月30日		○茨城県及び県内40市町（茨城第2号）の復興推進計画を認定
11月2日	○避難指示解除準備区域等（飯舘村、楡葉町）における公共インフラの工程表を公表	
11月5日	○東日本大震災における震災関連死の死者数（平成24年9月30日時点）を公表 ○「復興に当たっての多様な担い手による連携事例」を公表 ○「男女共同参画の視点からの復興～参考事例集」を公表	
11月9日	○復興推進委員会（第5回）、3県及び関係省庁から復興の取組状況について報告等 ○原子力災害復興推進チーム（第1回）、被災自治体における住民意向調査の実施概要、東京電力福島第一原子力発電所事故における避難実態調査等について説明、議論	
11月12日	○東京電力福島第一原子力発電所の周辺地域に係る評価等について原子力規制委員会及び原子力規制庁長官あてに要請	
11月13日		○いわき市（福島第7号）、南相馬市（福島第8号）の復興推進計画を認定 ○復興推進委員会の現地調査（福島県）（～15

11月22日	○「東日本大震災からの復興の状況に関する報告」を取りまとめ、国会に報告	日)
11月27日	○復興推進会議(第4回)、「今後の復興関連予算に関する基本的な考え方」について決定等	○地域復興マッチング「結の場」の参加企業等を決定(宮城県)
11月28日		○復興推進委員会の現地調査(岩手県)(~29日)
11月30日	○復興交付金交付可能額(第4回)通知	○第1回地域復興マッチング「結の場」開催(石巻市)
12月2日		○国と宮城県との意見交換会(仙台市)、国と岩手県との意見交換会(盛岡市)
12月4日		○復興推進委員会の現地調査(岩手県南部・宮城県北部)(~6日)
12月13日	○ボランティア・NPO・公益法人等の活動事例を公表	
12月14日	○復興推進委員会(第6回)、専門家からの報告、福島をはじめとする原子力災害からの復興に関する取組状況について報告等 ○避難指示解除準備区域等(富岡町)における公共インフラの工程表を公表	○宮城県及び県内34市町村(宮城第1号)の復興推進計画の変更認定、多賀城市(宮城第12号)・東松島市(宮城第13号)の復興推進計画の認定
12月21日		○磐梯町(福島第9号)の復興推進計画を認定
12月26日	○安倍内閣発足に伴い、復興大臣に根本大臣が就任	

出所)「復興庁の経過(事務記録)(未定稿)」(平成30年12月31日現在)

(3) 第2次安倍内閣成立から集中復興期間終了まで

〔平成24年12月から平成28年3月まで〕

平成24年12月26日に第2次安倍内閣が成立してから、平成28年3月の集中復興期間の終了までの間は、復興財源フレームを見直して、復興の加速化、被災者支援に関する施策の強化等を図るとともに、復興期間10年間の後半5年を「復興・創生期間」と位置付けて、平成28年度以降の復興の基本方針を策定するなど、復興が新たなステージへと移りつつある期間である。

1) 復興の現状と取組

〔現状〕

平成24年12月、発災から2年弱となる中、被災地では避難者のほとんどが応急仮設住宅等に移転したほか、主なライフラインや公共サービス等は家屋等流出地域や警戒区域等を除きほぼ復旧した。また、広域で見た被災地域全体の鉱工業生産については被災地域以外との差がなくなりつつあるなど回復がみられる一方、仮設店舗・工場等の入居者数は平成25年12月にピークを迎えており、津波浸水地域の住宅再建や産業復興などが課題となっていた。災害廃棄物については、86%が仮置き場に搬入され、34%の処理・処分が完了した。

原子力災害被災地域においては、空間線量率の低減等を踏まえて、平成24年12月までに警戒区域及び計画的避難区域の対象である11市町村のうち、6市町村（川内村、田村市、南相馬市、飯舘村、楡葉町及び大熊町）で避難区域の見直しが行われたほか、国直轄の除染を4市町村で開始した。この時期、福島県全体の避難者数は約15万9,000人、避難指示区域等からの避難者数は約11万1,000人となっていた。

〔取組〕

こうした状況の中、平成24年12月に第2次安倍内閣が発足し、平成25年1月の財源フレーム改定をはじめ、同年2月の福島復興再生総局等の設置による「東京・福島2本社体制」の確立、平成27年1月の財源フレーム改定などを通じて復興の加速化を図り、平成28年3月には「復興・創生期間」における復興の基本方針を決定した。

被災者については、避難の長期化が見込まれるとともに、災害公営住宅等へ入居した場合でも生活の定着には様々な不自由等が懸念された。このため、平成25年11月に復興大臣を座長とする「被災者に対する健康・生活支援に関するタスクフォース」を立ち上げ、各府省の既存施策を横断的に点検し、同年12月には「被災者に対する健康・生活支援に関する施策パッケージ」を取りまとめた。また、県外自主避難者等への情報支援事業等を実施するとともに、平成27年度には、復興のステージが進展する中、被災自治体のニーズに応じた、より柔軟で効果的な支援を実施できるよう被災者健康・生活支援総合交付金を創設し、被災者支援の強化を図った。

所有者不明土地や入札不調などの問題に対応し、復興まちづくり事業を加速化するため、平成25年2月に復興大臣のもとに「住宅再建・復興まちづくりの加速化のためのタスクフォース」を立ち上げ、5弾に及ぶ加速化措置を公表した。平成26年5月には土地収用の要件緩和等を盛り込んだ復興特区法の改正が成立し、平成27年度末には、防災集団移転や区画整理等の事業の着工率が99%、完成割合が45%、災害公営住宅の着工率は97%、完成割合が58%に達した。また、災害廃棄物及び津波堆積物については、平成26年3月までに福島県の一部地域を除いて処理を完了し、平成27年3月には常磐自動車道が全線開通した。

被災事業者に対しては、平成25年度から津波被災地域等を対象とした企業立地補助金を開始するなど企業活動の再開・継続を支援するとともに、平成26年6月に「産業復興創造戦略」を取り

まとめて、被災地企業の創造的取組、挑戦の後押しを図った。

原子力災害への対応としては、避難地域の復興に向けて、1日も早く住民の帰還が実現するよう平成25年3月に「早期帰還・定住プラン」を取りまとめたほか、福島再生加速化交付金を創設して生活拠点の確保を支援した。また、平成26年6月には「福島イノベーション・コースト構想」を取りまとめて地域の将来像を提示したほか、平成27年8月からは福島相双復興官民合同チームを設置して被災事業者への個別支援を開始した。

この間、平成25年8月には避難指示区域の見直しが完了した。また、平成26年4月に田村市、同年10月に川内村の避難指示を解除、平成27年9月には全住民が避難した自治体としては初めてとなる楡葉町の避難指示を解除した。同年3月からは中間貯蔵施設（大熊町及び双葉町）への除去土壌等の試験的搬入を開始している。

2) 政府の主な動き等

a. 今後の復旧・復興事業の規模と財源について決定（平成25年1月29日）

平成23年基本方針においては、集中復興期間における事業規模は少なくとも19兆円程度とされていた。しかし、平成24年度までの予算に約17.5兆円、平成25年度予算案には3.3兆円程度が計上され、さらに、平成25年1月時点で平成26年度及び27年度に確実に実施されるものとして2.7兆円程度が見込まれていた。

こうした中、平成25年1月10日、第2次安倍内閣の成立後初となる復興推進会議が開催され、安倍内閣総理大臣からは以下のとおり指示がなされた。

- ・ 復興庁が司令塔としての真価を發揮できるよう、体制や取組を厳しく検証し、現場主義に徹した見直しを行うこと。特に、復興や除染等が縦割りで動いている福島県の現状を打破するため、福島原発事故再生総括担当である復興大臣の陣頭指揮の下、関係省庁の力を結集する体制を整備すること。
- ・ 福島復興の総括的な企画推進について、現地で復興庁幹部を含めた意思決定ができるよう、2本社制、つまり、東京本社、福島社ではなくて、東京本社かつ福島本社という2本社体制を整えること。
- ・ 復興予算のフレーム、5年間で19兆円を見直し、予算確保に関する不安を払拭するとともに、流用等の批判を招くことがないよう、使途の厳格化を行うこと。
- ・ 住宅再建やまちづくり、生業の確保等について、工程や目標を示すとともに、加速策を具体化し、強力で推進すること。その際、各種制度等への被災地の批判、要望に真摯に耳を傾け、柔軟な対応を行うこと。
- ・ 早期帰還、定住に向けたプランを作成し、被災者が将来への希望を持てるようにすること。具体的な取組として、早期帰還を進めるため、地域の実情に応じた自由な取組を支援し得る措置を経済対策の環として実現すること。安心して福島県に住み続けるための取組や長期避難を強いられている方々の生活拠点の確保についても、被災地の声に万全に応えることができる対策を早期に講じること。
- ・ 手抜き除染は被災者の信頼を裏切るものであって、許されない。こうした問題が生じないよう、検証と再発防止の徹底のための対応策を早期に取りまとめること。また、除染に関しても、福島原発事故再生総括担当たる復興大臣の総合的な企画推進のもと、政府で一丸となった取組を行うこと。
- ・ 以上、申し上げた事項をはじめ、復興の加速に向けた取組について、関係閣僚の協力のも

と、復興大臣において早期に取りまとめること。

- ・ なお、復興推進委員会についても人選を新たにして、復興の実施状況について調査審議をお願いしたい。

こうした指示も踏まえ、同月29日の復興推進会議において、「今後の復旧・復興事業の規模と財源について」が決定された。同決定では、集中復興期間にかかる復旧・復興事業の事業規模については少なくとも23.5兆円程度と見込み、財源についてはすでに確保されていた19兆円程度に日本郵政株式の売却見込み額4兆円程度及び平成23年度決算余剰金等による2兆円程度を加えた合計25兆円程度を確保することとした。

b. 福島復興再生総局の設置（平成25年2月1日）

平成25年1月10日の復興推進会議における総理指示を踏まえ、同年2月1日に内閣総理大臣決裁により、福島市に福島復興再生総局を設置した。復興大臣を総局の長、復興副大臣、経済産業副大臣及び環境副大臣を構成員とするとともに、総局の下の事務局には事務局長（これまでは、復興庁事務次官経験者が就任）のほか、復興庁事務次官、復興庁統括官、福島復興局長、原子力災害現地対策本部副本部長や福島地方環境事務所長等を配置した。これにより、除染をはじめ、福島の復興再生について、現地組織を一体運用し、縦割りの弊害を廃止、現地で即断即決できる体制をとることとした。

また、同日、復興大臣決定に基づき、復興大臣を本部長、関係省庁の局長クラスを本部員とする福島復興再生総括本部を東京都に設置し、福島復興に係る政府中枢機能を強化した。これにより、福島復興の総括的な企画推進について、「福島・東京2本身体制」が構築された。

c. 福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想研究会の開催（平成26年1月21日）

福島浜通り地域は、原子力関連企業の事業活動をベースに地域経済が形成されてきたため、原子力発電所の廃炉に伴い、地域の産業基盤を再構築する新技術、新産業の創出が必要となり、また、廃炉を円滑に進めていくため、その周辺地域における研究開発拠点、部品・部材、消耗品等の試作・生産拠点、これに従事する研究者・技術者の研修・教育拠点の配置、研究者や関連産業従事者等の新たな居住者も視野に入れた各種サービス、生活・交通インフラの整備を進める必要があった。

こうした原発被災地域において取り組むべき地域産業政策の方向を明らかにするため、平成26年1月21日から赤羽一嘉原子力災害現地対策本部長（経済産業副大臣）の私的懇談会として「福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想研究会」が開催された。同研究会は、赤羽本部長、内堀雅雄福島県副知事、地元自治体、東京電力、大学、研究機関、関係団体、関係省庁地方出先機関等により構成され、同年6月23日に報告書が取りまとめられた。

その後、同報告書を踏まえ、同年11月4日には原子力被災者生活支援チーム及び原子力災害現地対策本部により「福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想の具体化に向けた取組について」が取りまとめられ、さらに、検証・検討が必要な個別のプロジェクトごとに、関係省庁、事業者、有識者等を中心に、福島県庁を交えつつ、個別の検討会を立ち上げる方針が示された。

d. 復興財源フレームの見直し（平成 27 年 1 月 14 日）

平成 25 年 1 月 29 日に復興推進会議で決定された「今後の復旧・復興事業の規模と財源について」においては、施策・事業の規模と財源の枠組みについて、必要に応じて、見直しを行うこととされていた。そのような中、平成 26 年度当初予算までにおける事業費が 22.5 兆円程度、平成 26 年度補正予算及び平成 27 年度当初予算における事業費が 3.1 兆円程度となり、集中復興期間に実施する施策・事業の規模については、25.6 兆円程度と見込まれることとなった。また、平成 26 年度及び 27 年度予備費使用分の事業費として 0.75 兆円程度が見込まれた。

これに対して、財源としては、平成 27 年 1 月 14 日の平成 27 年度予算概算決定において、これまでに確保している 25 兆円程度に加え、決算剰余金等により 1.3 兆円程度を確保することにより、合計 26.3 兆円程度を見込むことが示された。

e. 集中復興期間の総括及び平成 28 年度以降の復旧・復興事業のあり方の公表（平成 27 年 5 月 12 日）

平成 27 年 3 月 10 日の復興推進会議において、安倍内閣総理大臣から以下の指示があった。

- ・ 集中復興期間の最終年度を迎えるに当たり、できる限り早期に、平成 28 年度以降の復興支援の枠組みを示す必要がある。
- ・ 枠組みの基本的考え方は、被災地が見通しを持って事業に取り組めるよう、復興期間後期 5 年間の枠組みとすること、新たなステージにおいて、日本の再生と成長を牽引する役割を担うことを目指してもらうため、被災地の「自立」につながるものとする、被災者の方々の心に寄り添い、必要な支援は引き続きしっかり行うものとする。
- ・ これまでの取組の総括に取り掛かってもらいたい。
- ・ 平成 28 年度予算の概算要求に向けた作業に十分間に合うよう、今後の復興支援の枠組みをしっかりと策定する。

これを受けて、同年 5 月 12 日、復興庁は「集中復興期間の総括及び平成 28 年度以降の復旧・復興事業のあり方」を公表した。同総括により、被災者支援、公共インフラの復旧、住宅再建・復興まちづくり、産業・生業の再生、原子力災害からの復興・再生、新しい東北の創造及びその他の支援の各分野について、現状等及び今後の取組が整理された。

また、復興財源フレームについては、平成 28 年度以降についても、集中復興期間中と同様、5 年間の事業規模と財源をあらかじめ示すことが必要だが、震災発災から 4 年以上が経過しており、年度ごとの事業の進捗を適切に見通していくことが求められるとされた。

さらに、平成 28 年度以降、復興の基幹的事業や原子力災害に由来する復興事業については震災復興特別交付税により被災自治体の実質的な負担をゼロとする異例の措置を継続する一方、復興事業でも、全国共通の課題への対応との性質を併せ持つもの（地域振興策や将来の災害への備え等）については被災自治体も一定の負担を行うものとされた。

併せて、平成 28 年度からの 5 年間については、「復興・創生期間」と命名することが公表された。

f. 平成 28 年度以降 5 年間を含む復興期間の復旧・復興事業の規模と財源について閣議決定（平成 27 年 6 月 30 日）

平成 27 年 5 月 12 日の総括を踏まえて、復興庁では被災 3 県からの意見聴取も行い、同年 6 月 9 日に「被災 3 県が公表している平成 28～32（令和 2）年度の事業費試算について」を公表、その後、同月 24 日の復興推進会議で「平成 28 年度以降の復旧・復興事業について」が決定された。同

決定では、集中復興期間における復興事業費は 25.5 兆円程度、第 1 期復興・創生期間における復興事業費は 6.5 兆円程度となる見込みであり、復興期間 10 年間ににおける復興事業費は合計で 32 兆円程度と見込まれるとの事業規模が示された。

また、復興財源については、これまでに計上された 26.3 兆円程度が実際には 28.8 兆円程度の収入になると見込まれ、これに加え、一般会計からの繰入れ等により最大で 3.2 兆円程度を確保し、復興期間 10 年間で 32 兆円程度を確保することとされた。これらの事業規模及び財源については、平成 27 年 6 月 30 日に「平成 28 年度以降 5 年間を含む復興期間の復旧・復興事業の規模と財源について」として閣議決定された。

g. 平成 28 年基本方針の策定（平成 28 年 3 月 11 日）

「平成 28 年度以降の復旧・復興事業について」（平成 27 年 6 月 24 日復興推進会議決定）において、平成 23 年基本方針については、同決定で示した基本的な枠組みを基に、平成 27 年度末までに必要な見直しを行うこととされた。これも受けて、既存の方針や復興の進展等を踏まえつつ、復興・創生期間に重点的に取り組む事項を明からにする「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針」の案が平成 28 年 3 月 10 日の復興推進会議で決定され、翌 11 日には同方針（以下「平成 28 年基本方針」という。）が閣議決定された。

平成 28 年基本方針においては、地震・津波被災地域について 10 年間の復興期間の「総仕上げ」に向け、復興は新たなステージを迎えつつあるとされた。また、福島県の原子力災害被災地域について除染等の取組や避難指示解除等の復興は着実に進展しつつある一方、その進展に伴い、地域・個人からのニーズは一層多様化しつつあり、それらに対応したきめ細かな支援が必要になっているとされた。

〔参考：事務記録〕

図表 2-1-16 復興庁の経過（事務記録）（平成24年12月26日～平成28年3月31日）

月日	復興庁の動き	現地等の動き
平成24年		
12月26日	○安倍内閣発足に伴い、復興大臣に根本大臣が就任	
12月27日	○復興副大臣に谷副大臣、浜田副大臣、秋葉副大臣、寺田副大臣が、復興大臣政務官に長島政務官、亀岡政務官、徳田政務官、島尻政務官が就任	
12月		○避難者数（最大約47万人）：約32万1,000人【平成24年12月6日時点】 ○防災集団移転促進事業の法定手続済地区数（大臣同意）：188地区【平成24年11月30日時点】 ○被災3県で被害のあった水産加工施設（800施設）の業務再開状況：528施設【平成24年9月末時点】 ○被災3県における震災以降の就職件数：25万3,000件【平成24年11月末時点】
平成25年		
1月10日	○復興推進会議（第5回）、安倍総理より復興加速等に向けた指示	
1月11日	○「除染・復興加速のためのタスクフォース」設置、除染と復興を一体的に加速させるための具体的な取組について、関係局長を集め省庁横断的に議論	
1月15日	○平成24年度補正予算案を閣議決定	
1月21日		○国と岩手県との意見交換会（盛岡市）、国と宮城県との意見交換会（仙台市）
1月29日	○復興推進会議（第6回）、復興財源フレームの見直し決定、福島対応体制の根本強化の報告、総理指示を踏まえた復興加速への当面の取組等の報告 ○平成25年度予算案を閣議決定 ○平成25年度税制改正大綱を閣議決定	○茨城県及び県内5市町村（茨城第3号）の復興推進計画を認定
2月1日	○「福島復興再生総括本部」を設置（福島の復興に関し復興大臣が関係省庁の局長クラスを直接指揮し、政府中枢機能を強化することを目的）	○福島市に「福島復興再生総局」を設置（原子力災害からの福島の復興に関し、復興庁の司令塔機能を強化しつつ、復興大臣トップの、いわゆる「福島・東京2本社体制」とすることを目的。現地での施策実施機能を強化し、現場において迅速に判断する体制を構築） ○石巻市（宮城第14号）、福島県内5市町（福島第10号～第15号）、日立市（茨城第4号）、ひたちなか市（茨城第5号）の復興推進計画を認定
2月6日	○徳田政務官に代わり坂井政務官が復興政務官に就任 ○復興推進委員会（第7回）、平成24年度審議報告をとりまとめ	
2月7日	○「復興推進委員会平成24年度審議報告」を委員長から復興大臣に提出	

2月13日		○第2回地域復興マッチング「結の場」開催（気仙沼市）
2月15日	○福島復興再生総括本部第1回会合を開催	
2月17日		○原子力被災自治体、福島県と国との意見交換会 ○原子力災害からの福島復興再生協議会
2月22日	○住宅再建・復興まちづくりの加速化のためのタスクフォース第1回会合を開催	○岩手県内2市町（岩手第4号・第5号）、宮城県内3市町（宮城第15号～第17号）、福島県内1町（福島第16号）、茨城県内4市町（茨城第6号～第9号）、千葉県内1市（千葉第1号）の復興推進計画を認定
2月27日	○谷副大臣、復興支援・対日投資フォーラム（於パリ）に出席	
3月6日	○住宅再建・復興まちづくりの加速化のためのタスクフォース第2回会合を開催	
3月7日	○復興推進会議（第7回）、早期帰還・定住プランについて報告、住宅再建・復興まちづくりの加速化に向けた施策パッケージについて報告 ○「住まいの復興工程表」（平成24年12月末現在）を公表	
3月8日	○復興交付金交付可能額（第5回）通知	
3月11日	○東日本大震災二周年追悼式（国立劇場）	
3月15日	○原子力災害による被災者支援施策パッケージの公表 ○避難指示解除準備区域等（浪江町、葛尾村、川俣町）における公共インフラ復旧の工程表を公表	
3月19日	○避難解除等区域復興再生計画を決定	
3月26日	○復興推進委員会（第8回）、新たな委員による初会合	○岩手県（岩手第2号）の認定復興推進計画を変更認定 ○釜石市（岩手第6号）、岩沼市（宮城第18号）、石巻市（宮城第19号）及び宮城県（宮城第20号）の復興推進計画を認定
3月27日	○平成25年度暫定予算案閣議決定	
3月29日	○平成25年度暫定予算成立 ○福島県における震災関連死防止のための検討報告を公表	
3月		○避難者数（最大約47万人）：約31万3,000人【平成25年3月7日時点】 ○防災集団移転促進事業の法定手続済地区数（大臣同意）：216地区【平成25年3月8日時点】 ○被災3県で被害のあった水産加工施設（820施設）の業務再開状況：567施設【平成24年12月末時点】 ○被災3県における震災以降の就職件数：27万1,000件【平成25年1月末時点】

4月2日	○原子力災害による風評被害を含む影響への対策パッケージを公表	
4月4日	○東日本大震災に係る応急仮設住宅の供与期間の延長について、各地方公共団体に通知	
4月9日	○住宅再建・復興まちづくりの加速化のためのタスクフォース第3回会合を開催	
4月12日	○住宅再建・復興まちづくりの加速化措置（第二弾）を公表	
4月13日	○原発事故による母子避難者等に対する高速道路の無料措置を公表（平成25年4月26日から平成26年3月31日まで実施）	○岩手県（岩手第7号）、宮城県及び県内10市町（宮城第21号）並びに仙台市（宮城第22号）の復興推進計画を認定
4月19日	○除染・復興加速のためのタスクフォースを開催	○復興推進委員会の現地調査（福島県）
4月23日	○「被災地での55の挑戦—企業による復興事業事例集—」を公表	
4月25日	○復興推進委員会（第9回）、「元気で健やかな子どもの成長を見守る安心な社会」について、「新しい東北」の創造に向けた共通課題について議論	○宮城県（宮城第23号）の復興推進計画を認定
4月26日	○福島復興再生特別措置法に基づく重点推進計画を認定	○石巻市（宮城第24号）の復興推進計画を認定
	○福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律成立（5月10日公布、施行）	
	○「住まいの復興工程表」の更新（平成25年3月末現在）を公表	
5月1日	○東日本大震災に係る応急仮設住宅の供与期間の延長及び空き住戸の活用等について、各地方公共団体に再周知	○岩手復興局釜石支所移転
5月3～6日	○根本大臣、ウクライナを訪問し、環境・天然資源大臣と会談した他、チェルノブイリ原子力発電所跡を視察等	
5月7日	○平成24年度原子力被災自治体における住民意向調査の結果公表	
5月10日	○東日本大震災における震災関連死の死者数（平成25年3月31日現在）を公表	
5月15日	○平成25年度予算成立	○地域の希望復活応援事業（福島原災避難区域等帰還・再生加速事業）等に係る予算執行権限を福島復興局に移管
5月16日	○復興推進委員会（第10回）、「「新しい東北」について3県へのヒアリング結果」について、「「高齢者標準」による活力ある超高齢社会」について及び「高い発信力を持った地域資源を活用する社会」について議論	
5月17日		○水戸市（茨城第10号）の復興推進計画を認定

5月24日	<ul style="list-style-type: none"> ○企業連携プロジェクト支援案件の支援結果を公表 ○「NPO等が活用可能な政府の財政支援」について更新し公表 ○「多様な主体による復興への取組」に係る情報を取りまとめ、公表 	
5月25日		○復興推進委員会の現地調査（宮城県）
5月28日	<ul style="list-style-type: none"> ○復興推進委員会（第11回）、「持続可能なエネルギー社会（自律・分散型エネルギー社会）」について、「頑健で高い回復力を持った社会基盤（システム）の導入で先進する社会」について及び中間とりまとめに向けて議論 ○復興庁ホームページ「ここで見える復旧・復興状況」を拡充 ○福島復興再生特別措置法に基づく産業復興再生計画を認定 	○岩手県（岩手第8号）の復興推進計画を認定
5月30日		<ul style="list-style-type: none"> ○宮城復興局、販売力強化支援プロジェクトの実施（平成25年5月下旬～平成26年3月）を発表 ○福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律により拡大された対象区域における初めての生活環境整備事業の実施を決定
6月1・2日		○復興推進委員会の現地調査（岩手県）
6月5日	○復興推進委員会（第12回）、「「新しい東北」の創造に向けて（中間とりまとめ）」について取りまとめ、また、今後の進め方について議論	
6月7日	○避難指示解除準備区域等における公共インフラ復旧の工程表を見直し、公表	
6月9日		○長期避難者等の生活拠点の検討のための協議会（第2回）
6月10日		○避難指示区域内で生じる工業廃棄物等への対応のための連絡協議会（第1回）
6月11日		<ul style="list-style-type: none"> ○岩手県（岩手第2号）の認定復興推進計画を変更認定 ○気仙沼市（宮城第25号）の復興推進計画を認定
6月14日	○原子力被災者向け災害公営住宅の整備戸数を取りまとめ、公表	
6月19日	○住宅再建・復興まちづくりの加速化のためのタスクフォース第4回会合を開催	
6月25日	○復興交付金交付可能額（第6回）通知	
6月		<ul style="list-style-type: none"> ○避難者数（最大約47万人）：約29万8,000人【平成25年6月6日時点】 ○防災集団移転促進事業の法定手続済地区数（大臣同意）：325地区【平成25年5月末時点】 ○被災3県で被害のあった水産加工施設（825施設）の業務再開状況：608施設【平成25年3月末時点】 ○被災3県における震災以降の就職件数：31万2,000件【平成25年4月末時点】

7月2日	<ul style="list-style-type: none"> ○復興推進会議（第8回）、復興加速化策の推進状況等について報告、「新しい東北」の創造に向けて（復興推進委員会中間とりまとめ）を踏まえた今後の政策展開について説明 ○福島定住等緊急支援交付金（子ども元気復活交付金）交付可能額（第1回）通知 	
7月5日		<ul style="list-style-type: none"> ○福島県及び県内59市町村（福島第2号）の認定復興推進計画を変更認定 ○福島県及び県内59市町村（福島第17号）の復興推進計画を認定 ○福島県及び県内30市町村（福島第18号）の復興推進計画を認定
7月23日	<ul style="list-style-type: none"> ○「新しい東北」先導モデル事業の公募要領を公表 	
7月30日	<ul style="list-style-type: none"> ○「住まいの復興工程表」の更新（平成25年6月末現在）を公表 	
7月31日	<ul style="list-style-type: none"> ○平成24年度東日本大震災復旧・復興関係経費の執行状況を公表 	
8月2日		<ul style="list-style-type: none"> ○おいらせ町（青森第4号）の復興推進計画を認定 ○釜石市（岩手第9号）の復興推進計画を認定 ○福島県内5市町村（福島第19号～第23号）の復興推進計画を認定 ○高萩市（茨城第11号）の復興推進計画を認定
8月8日	<ul style="list-style-type: none"> ○川俣町の避難指示区域（計画的避難区域）を見直し（平成23年4月に指定された警戒区域と計画的避難区域の見直し完了） ○消費税引き上げに伴う住宅取得に係る対応（住まいの復興給付金制度）の周知を開始 	
8月11日		<ul style="list-style-type: none"> ○原子力災害からの福島復興再生協議会
8月27日		<ul style="list-style-type: none"> ○岩手県（岩手第10号）の復興推進計画を認定 ○香取市（千葉第2号）の復興推進計画を認定
8月30日	<ul style="list-style-type: none"> ○平成23・24年度復興交付金事業の進捗状況（契約状況）を公表 ○被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針（案）の公表と意見募集の開始 	
9月2～8日	<ul style="list-style-type: none"> ○根本大臣、「新しい東北」の創造に向けた取組の参考となる先進的な事業についての意見交換等のため、ドイツ、デンマーク、スウェーデン及びオランダを訪問 	
9月4日		<ul style="list-style-type: none"> ○福島市に「中間貯蔵施設等現地推進本部（事務局：中間貯蔵施設等整備推進室）」を設置
9月13日		<ul style="list-style-type: none"> ○岩手県（岩手第8号）の認定復興推進計画を変更認定 ○宮城県及び県内10市町（宮城第21号）の認定復興推進計画を変更認定 ○塩竈市（宮城第26号）の復興推進計画を認定
9月17日		<ul style="list-style-type: none"> ○岩手県と国との協議会（再生可能エネルギーによる発電事業（風力、地熱）に係る農地の転用制限の緩和について）

9月20日	○コミュニティ復活交付金（長期避難者生活拠点形成交付金）交付可能額（第1回）通知、及び長期避難者等の生活拠点の形成に向けた取組方針を公表	
9月25日	○復興推進委員会（第13回）、「新しい東北」の進捗状況（モデル事業の選定等）について、また、東日本大震災からの復興の状況に関する報告（骨子案）等について議論	
9月27日		○茨城県及び県内40市町村（茨城第12号）の復興推進計画を認定
9月30日	○秋葉副大臣、寺田副大臣に代わり愛知副大臣、岡田副大臣が復興副大臣に、長島政務官、島尻政務官に代わり小泉政務官、福岡政務官が復興政務官に就任	
9月		○避難者数（最大約47万人）：約28万6,000人【平成25年9月12日時点】 ○防災集団移転促進事業の法定手続済地区数（大臣同意）：334地区、工事着工地区数：143地区【平成25年8月末時点】 ○被災3県で被害のあった水産加工施設（830施設）の業務再開状況：626施設【平成25年6月末時点】
10月4日	○「WORK FOR 東北」（復興人材プラットフォーム構築事業）の取組開始を公表	
10月8日	○「新しい東北」先導モデル事業の選定結果を公表	○第1回地域復興マッチング「結の場」（石巻市）における事業成果報告（最終報告）を公表 ○第2回地域復興マッチング「結の場」（気仙沼市）における事業成果報告（中間報告）を公表
10月11日	○「被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針」を閣議決定し、国会に報告	○南三陸町から申請のあった復興推進計画を認定（宮城第27号）
10月19日	○住宅再建・復興まちづくりの加速化措置（第三弾）を公表	
10月25日	○『新しい東北』官民連携推進協議会立ち上げを公表し（事務局は復興庁）、会員募集を開始	
10月29日		○宮城県及び35市町村から申請のあった復興推進計画を認定（宮城第28号） ○宮城県山元町から申請のあった復興推進計画を認定（宮城第29号）
10月30日	○住まいの復興工程表の更新（平成25年9月末現在）を公表	
11月1日	○福島定住等緊急支援交付金（子ども元気復活交付金）の交付可能額を通知（第2回）	○岩手県における国と地方の協議会会議（9月17日）の議事概要を掲載 ○第3回（7日宮城県南三陸町）・第4回（12月4日宮城県亘理町山元町）地域復興マッチング「結の場」参加企業を決定

11月5日		<ul style="list-style-type: none"> ○茨城県神栖市から申請のあった復興推進計画を認定（茨城第13号） ○福島県本宮市、いわき市、白河市、伊達市、会津坂下町、棚倉町及び埴町から申請のあった復興推進計画を認定（福島第24号～第32号） ○宮城県塩竈市、栗原市及び石巻市から申請のあった復興推進計画を認定（宮城第30号～第32号） ○岩手県一関市及び奥州市から申請のあった復興推進計画を認定（岩手第11号、第12号）
11月7日		○第3回地域復興マッチング「結の場」ワークショップを開催（宮城県南三陸町）
11月8日	○コミュニティ復活交付金の交付可能額を通知（第2回）及び長期避難者の生活拠点の形成に向けた取組方針を公表	○第5回（平成26年1月29日岩手県宮古市）・第6回（平成26年2月6日福島県福島市）地域復興マッチング「結の場（結の場）」の開催を公表
11月12日	○「東日本大震災からの復興の状況に関する報告」を取りまとめ、国会に報告	
11月13日	○被災者に対する健康・生活支援に関するタスクフォース（第1回）を開催	
11月22日	○原子力災害による風評被害を含む影響への対策パッケージのフォローアップを公表	
11月26日	○避難指示解除区域等における公共インフラ復旧の工程表を見直し、公表	
11月29日	<ul style="list-style-type: none"> ○復興交付金の交付可能額（第7回目）を通知 ○「早期帰還・定住プラン」に基づく工程表（広野町・楡葉町・川内村）を策定し、公表 	
12月3日		○福島県双葉郡川内村に「帰還環境整備センター」を開設
12月12日	○平成25年度補正予算案を閣議決定	
12月13日	○被災者に対する健康・生活支援に関する施策パッケージを公表	
12月17日	○「新しい東北」官民連携推進協議会を設立	
12月20日	○原子力災害対策本部は「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」を閣議決定	
12月24日	<ul style="list-style-type: none"> ○平成26年度予算案の閣議決定 ○平成26年度税制改正大綱を閣議決定 	
12月26日	○「早期帰還・定住プラン」に基づく工程表（田村市）を策定し、公表	
12月		<ul style="list-style-type: none"> ○避難者数（最大約47万人）：約27万4,000人【平成25年12月12日時点】 ○防災集団移転促進事業の法定手続済地区数（大臣同意）：335地区、工事着工地区数：215地区【平成25年11月末時点】 ○被災3県で被害のあった水産加工施設（830施設）の業務再開状況：626施設【平成25年6月末時点】

平成26年	
1月9日	○「住宅再建・復興まちづくりの加速化措置（第四弾）」を公表
1月10日	○リバイブジャパンカップ受賞者を決定
1月17日	○第9回復興推進会議を開催し、1年間の取組と成果及び平成26年度の取組方針を報告
1月21日	○福島定住等緊急支援交付金（子ども元気復活交付金）の交付可能額を通知（第3回） ○「『新しい東北』住まいのこだわり設計事例集」を公表
1月27日	○復興推進委員会（第14回）を開催し、復興の現状と取組、新しい東北について、及び提言に向けて、を議論
1月31日	
	○岩手県釜石市から申請のあった利子補給を内容とする復興推進計画を認定（岩手第13号） ○福島県白河市、須賀川市、南相馬市、只見町及び玉川村から申請のあった利子補給を内容とする復興推進計画を認定（福島第33～38号） ○宮城県仙台市から申請された応急仮設建築物の存続期間の延長に係る特例措置を講じる復興推進計画を認定（宮城第33号） ○宮城県仙台市及び村田町から申請のあった利子補給を内容とする復興推進計画を認定（宮城第34号及び35号）
2月10日	○住まいの復興工程表の更新（平成25年12月末現在）を公表
2月14日	○コミュニティ復活交付金の交付可能額を通知（第3回）及び長期避難者の生活拠点の形成に向けた取組方針を公表
2月12日	○中間貯蔵施設案・管理型処分場活用計画案の見直しについて、福島県知事から環境大臣・復興大臣に申入れ
2月18日	○帰還に向けた放射線リスクコミュニケーションに関する施策パッケージを取りまとめ、公表
2月20日	
2月21日	
2月22日	
2月28日	○「WORK FOR 東北（復興人材プラットフォーム構築事業）」において、民間企業からの派遣内定を公表
	○第6回地域復興マッチング「結いの場」（福島市・2月6日）の開催結果を公表 ○第2回地域復興マッチング「結の場」（気仙沼市）における事業成果報告（最終報告）を公表 ○常磐自動車道（広野 IC～常磐富岡 IC 間）再開通 ○福島復興推進計画（福島第2号）の変更を認定

3月7日	<ul style="list-style-type: none"> ○復興交付金の交付可能額（第8回目）を通知 ○宅再建・復興まちづくりの加速化措置（第1～3弾）のフォローアップ結果を公表 ○コミュニティ復活交付金の交付可能額を通知（第4回）及び長期避難者等の生活拠点の形成に向けた取組方針を公表 	<ul style="list-style-type: none"> ○宮城県石巻市から申請された応急仮設建築物の存続期間の延長に係る特例措置を講じる復興推進計画（宮城第24号）の変更を認定
3月10日	<ul style="list-style-type: none"> ○第10回復興推進会議を開催し、福島県田村市における避難指示区域解除を確認 ○原発事故による母子避難者等に対する高速道路の無料措置を27年3月まで延長 	
3月11日	<ul style="list-style-type: none"> ○東日本大震災3周年追悼式（国立劇場） 	
3月14日		
3月18日	<ul style="list-style-type: none"> ○「東日本大震災から3年復興の状況と最近の取組(平成26年3月版)」を取りまとめ、公表 	
3月27日	<ul style="list-style-type: none"> ○全国の避難者等の数（所在都道府県別・所在施設別の数）を更新 ○中間貯蔵施設案・管理型処分場活用計画案の見直しについて、福島県知事から環境大臣・復興大臣に申入れに対する回答 	
3月28日	<ul style="list-style-type: none"> ○原発避難者向け復興公営住宅の用地確保の状況を公表 	
4月1日	<ul style="list-style-type: none"> ○「福島再生加速化交付金（再生加速化）」の交付可能額（第1回）を通知 ○避難指示区域の解除（田村市） 	
4月4日	<ul style="list-style-type: none"> ○福島定住等緊急支援交付金（子ども元気復活交付金）の交付可能額（第4回）を通知 	
4月5日		
4月6日		
4月11日	<ul style="list-style-type: none"> ○原子力災害対策本部を開催し、川内村の準備宿泊の実施を決定 	
4月18日	<ul style="list-style-type: none"> ○第15回復興推進委員会で「新しい東北の創造に向けて」（提言）を取りまとめ、公表 	
4月23日	<ul style="list-style-type: none"> ○東日本大震災特区法案の一部改正法が成立（用地取得の迅速化） 	
4月25日	<ul style="list-style-type: none"> ○中間貯蔵施設に関して福島県、大熊町、双葉町に対する住民説明会開催の要請をし、両町議会の理解を前提に、住民説明会開催を了解（5月1日に両町議会です承） 	
5月4～10日	<ul style="list-style-type: none"> ○根本大臣、「新しい東北」の創造に向けた取組の参考となる先進的な事業についての意見交換等のため、スペイン及びノルウェーを訪問 	
5月23日	<ul style="list-style-type: none"> ○コミュニティ復活交付金の交付可能額を通知（第5回）及び長期避難者等の生活拠点の形成に向けた取組方針を公表 	

5月27日	○「住宅再建・復興まちづくりの加速化措置（第五弾）」を公表	
6月10日	○第二回産業復興の推進に関するタスクフォースにて「産業復興創造戦略」を取りまとめ	
6月13日		○復興推進計画（岩手第8号）の変更を認定 ○復興推進計画（茨城第12号）の変更を認定
6月17日	○福島再生加速化交付金（再生加速化）の交付可能額（第2回）を通知	
6月20日	○避難解除等区域復興再生計画を改定し、公表 ○難指示解除準備区域等における公共インフラ復旧の工程表を見直し、公表	
6月23日	○第3回原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォースにて「風評対策強化指針」を取りまとめ	
6月24日	○復興交付金の交付可能額（第9回目）を通知	
6月26日	○第16回復興推進委員会で、平成26年度先導モデル事業（プロジェクト事業）を採択	
6月27日		○復興推進計画（認定番号：岩手第14～16号）を認定 ○復興推進計画（認定番号：福島第39～44号）を認定し、及び同計画（認定番号：福島第18、35号）の変更を認定 ○復興推進計画（認定番号：茨城第14号）を認定 ○復興推進計画（認定番号：青森第5号）を認定
6月		○避難者数（最大約47万人）：約25万1,000人【平成26年6月12日時点】 ○防災集団移転促進事業の法定手続済地区数（大臣同意）：339地区、工事着工地区数：304地区、完了地区数：50地区【平成26年3月末時点】 ○被災3県で再開を希望する水産加工施設（819施設）の業務再開状況：645施設【平成25年12月末時点】
7月8日	○「早期帰還・定住プラン」に基づく工程表（南相馬市・川俣町）を公表	
7月11日	○福島定住等緊急支援交付金（子ども元気復活交付金）の交付可能額（第5回）を通知 ○コミュニティ復活交付金の交付可能額を通知（第6回）及び長期避難者等の生活拠点の形成に向けた取組方針を公表	
7月28日	○中間貯蔵施設に関して、福島県、大熊町、双葉町に対し、住民説明会での意見等を踏まえた国としての考え方を提示	

7月31日	<ul style="list-style-type: none"> ○住まいの復興工程表（平成26年6月末現在）の更新を公表 ○平成25年度東日本大震災復興特別会計の決算概要及び平成25年度復興関連予算の執行状況を公表 ○復興交付金事業の進捗状況（契約状況）（平成25年度末）を公表 		
8月8日	○中間貯蔵施設等に係る財政措置を含めた国の対応の全体像を福島県、大熊町、双葉町に提示	○原子力災害からの福島復興再生協議会を開催	
8月9日			
8月25日	<ul style="list-style-type: none"> ○被災者の健康・生活支援に関する総合施策を公表 ○「工事加速化支援隊」を発足 		
8月28日	○大熊・双葉ふるさと復興構想を公表		
9月3日	○内閣改造により、竹下亘復興大臣が就任	○復興推進委員会の宮城県現地調査	
9月12日	<ul style="list-style-type: none"> ○コミュニティ復活交付金の交付可能額通知（第7回）及び長期避難者等の生活拠点の形成に向けた取組方針を公表 ○「福島再生加速化交付金（再生加速化）」の交付可能額（第3回）を通知 	<ul style="list-style-type: none"> ○国道6号線が帰還困難区域でも通行可能に ○復興推進計画（認定番号：宮城第36号）を認定 ○復興推進委員会の岩手県現地調査（～10月1日） 	
9月15日			
9月16日	○第11回復興推進会議を開催		
9月26日	○「子ども被災者支援法」に基づく支援対象避難者の公営住宅への入居の優先的扱いについて公表		
9月29日			
9月30日	○原発避難者向け復興公営住宅の第二次整備計画4,890戸分の用地について、コミュニティ復活交付金等の受付完了		
9月			<ul style="list-style-type: none"> ○避難者数（最大約47万人）：約24万3,000人【平成26年9月11日時点】 ○防災集団移転促進事業の法定手続済地区数（大臣同意）：337地区、工事着工地区数：311地区、完了地区：73地区【平成26年6月末時点】 ○被災3県で再開を希望する水産加工施設（819施設）の業務再開状況：653施設【平成26年3月時点】
10月1日			○川内村で、避難指示解除準備区域の解除及び居住制限区域の避難指示解除準備区域への見直しを実施
10月10日		○平成26年度地域復興マッチング「結の場」におけるワークショップへの参加企業（支援提案企業）を募集	
10月28日		○復興推進委員会の福島県現地調査	

10月31日	<ul style="list-style-type: none"> ○岩手県陸前高田市及び宮城県石巻市に国営追悼・祈念施設（仮称）を設置することについて閣議決定 ○福島定住等緊急支援交付金（子ども元気復活交付金）の交付可能額（第6回）を通知 	<ul style="list-style-type: none"> ○復興推進計画（認定番号：宮城第37～43号）を認定 ○復興推進計画（認定番号：岩手第17～19号）を認定 ○復興推進計画（認定番号：福島第45、46号）を認定 ○復興推進計画（認定番号：茨城第15、16号）を認定
11月4日	<ul style="list-style-type: none"> ○住まいの復興工程表（平成26年9月末現在）を公表 	<ul style="list-style-type: none"> ○認定された復興推進計画の変更を認定（認定番号：福島第2号）
11月13日	<ul style="list-style-type: none"> ○第17回復興推進委員会を開催 	
11月14日	<ul style="list-style-type: none"> ○コミュニティ復活交付金の交付可能額通知（第8回）及び長期避難者等の生活拠点の形成に向けた取組方針を公表 	
11月20日		<ul style="list-style-type: none"> ○復興推進計画（認定番号：宮城第44号）を認定
11月25日	<ul style="list-style-type: none"> ○復興交付金の交付可能額（第10回）を通知、及び復興のステージの進展に応じた復興交付金の活用促進の方針を公表 	
11月28日	<ul style="list-style-type: none"> ○「東日本大震災からの復興の状況に関する報告」を取りまとめ、国会に報告 ○「福島再生加速化交付金（再生加速化）」の交付可能額（第4回）を通知 	
12月6日		<ul style="list-style-type: none"> ○常磐自動車道（浪江 IC～南相馬 IC、相馬 IC～山元 IC）開通
12月17日		<ul style="list-style-type: none"> ○第7回地域復興マッチング「結の場」（12月9日南相馬市）の開催結果を公表
12月19日		<ul style="list-style-type: none"> ○宮城県女川町まちなか再生計画を認定
12月23日		<ul style="list-style-type: none"> ○「福島12市町村の将来像に関する有識者検討会」の第1回会議を福島市において開催
12月24日	<ul style="list-style-type: none"> ○第三次組閣で、竹下復興大臣再任 	
12月28日		<ul style="list-style-type: none"> ○南相馬市の特定避難勧奨地点を解除
12月		<ul style="list-style-type: none"> ○避難者数（最大約47万人）：約23万4,000人【平成26年11月時点】 ○防災集団移転促進事業の法定手続済地区数（大臣同意）：342地区、工事着工地区数：324地区、完了地区数：102地区【平成26年9月末時点】 ○被災3県で再開を希望する水産加工施設（819施設）の業務再開状況：662施設【平成26年6月時点】
平成27年		
1月5日	<ul style="list-style-type: none"> ○復興庁ツイッター公式アカウントを開設 	
1月9日	<ul style="list-style-type: none"> ○平成26年度東日本大震災復興特別会計補正予算案を閣議決定 	
1月14日	<ul style="list-style-type: none"> ○平成27年度復興庁予算案を閣議決定 ○平成27年度税制改正大綱を閣議決定 	

1月15日		○復興推進計画（認定番号：宮城第46～49号）を認定 ○復興推進計画（認定番号：福島第47～54号）を認定
1月16日	○「住宅再建・復興まちづくりの隘路打開のための総合対策」を公表	
1月22日		○第8回地域復興マッチング「結の場」（多賀城市）を開催
1月23日	○被災者支援【健康・生活支援】総合対策を公表	○認定復興推進計画（宮城第21号）の変更を認定
1月30日	○コミュニティ復活交付金の交付可能額通知（第9回）及び長期避難者等の生活拠点の形成に向けた取組方針を公表	
2月1日		○原子力災害からの福島復興再生協議会を開催 ○「福島12市町村の将来像に関する有識者検討会」の第2回会議を福島市において開催
2月5日		○第9回地域復興マッチング「結の場」（大船渡市）を開催
2月12日	○住まいの復興工程表（平成26年12月末現在）を公表	
2月13日		○第10回地域復興マッチング「結の場」（気仙沼市）を開催
2月17日	○福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案（一団地の復興再生拠点整備制度の創設等）について閣議決定	
2月18日	○「福島再生加速化交付金（再生加速化）」の交付可能額（第5回）を通知	○認定復興推進計画（宮城第24号）の変更を認定
2月27日	○復興交付金の交付可能額（第11回目）を通知	○復興推進計画（岩手第8号）の変更を認定
3月1日		○常磐自動車道（常磐富岡 IC～浪江 IC）開通（これにより常磐自動車道全線開通）
3月5日		○認定復興推進計画（宮城第26号）の変更を認定 ○認定復興推進計画（福島第18号）の変更を認定 ○復興推進計画（認定番号：茨城第17号）を認定
3月10日	○第12回復興推進会議を開催	
3月11日	○東日本大震災4周年追悼式（国立劇場）	
3月13日		○「福島12市町村の将来像に関する有識者検討会」の第3回会議を東京都（経産省別館）にて開催
3月24日	○原子力災害からの福島復興交付金の交付決定を通知	○岩手県山田町まちなか再生計画を認定
3月26日		○復興推進計画（認定番号：福島第55号）を認定
3月27日		○「福島12市町村の将来像に関する有識者検討会」の第4回会議を東京都（内閣府）にて開催

3月		<ul style="list-style-type: none"> ○避難者数（最大約47万人）：約22万5,000人【平成27年3月12日時点】 ○防災集団移転促進事業の法定手続済地区数（大臣同意）：343地区、工事着工地区数：325地区、完了地区数：116地区【平成26年12月末時点】 ○被災3県で再開を希望する水産加工施設（819施設）の業務再開状況：672施設【平成26年12月時点】
4月1日	○福島再生加速化交付金（第11回）（《再生加速化（第6回）》）の交付可能額を通知	<ul style="list-style-type: none"> ○認定復興推進計画（宮城第1号）の変更を認定
4月10日	○福島再生加速化交付金（第12回）（《再生加速化（第7回）》及び《福島定住等緊急支援（第7回）》）の交付可能額を通知	
4月17日	○福島再生加速化交付金（第13回）《長期避難者生活拠点形成（第10回）》の交付可能額通知及び長期避難者等の生活拠点の形成に向けた取組方針を公表	
4月24日	<ul style="list-style-type: none"> ○「自治体版ハンズオン支援事業」を開始 ○福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律成立（5月7日公布、施行） 	
4月27日		
4月28日	○「心の復興」事業の一次採択結果を公表	
5月8日		<ul style="list-style-type: none"> ○復興推進計画（認定番号：宮城第50号）を認定 ○「福島12市町村の将来像に関する有識者検討会」の第5回会議を東京都で開催
5月12日	○集中復興期間の総括及び平成28年度以降の復旧・復興事業のあり方について取りまとめ、公表	<ul style="list-style-type: none"> ○「福島12市町村の将来像に関する有識者検討会」の第6回会議を東京都で開催 ○JR仙石線全線が開通
5月15日	○住まいの復興工程表（平成27年3月末現在）を公表	
5月26日	<ul style="list-style-type: none"> ○第18回復興推進委員会で、平成27年度先導モデル事業を採択し、公表 ○被災者健康・生活支援総合交付金（第1回）の交付可能額を通知 	
5月27日		
5月30日		
6月3日	○「平成28年度以降の復興事業にかかる自治体負担の対象事業及び水準等について」を公表	<ul style="list-style-type: none"> ○「福島12市町村の将来像に関する有識者検討会」の第7回会議を東京都で開催
6月4日	○原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォースを開催	
6月7日		
6月9日	○被災3県が公表している平成28～32年度の事業費試算を公表	

6月12日		○平成27年度地域復興マッチング「結の場」の開催（岩手県久慈市【平成27年10月7日】、宮城県女川町【平成27年11月で調整】、福島県会津若松市【平成27年10月1日】及び富岡町・楡葉町・広野町・川内村【平成28年2月で調整】）を公表
6月15日		○福島12市町村の将来像に関する有識者検討会（現地会合）を福島市で開催
6月16日		○専門家等を活用した被災地域における新規ビジネス等支援事業（ハンズオン支援専門家プール）の公募を開始
6月18日	○「平成28年度以降5年間（復興・創生期間）の復興事業について（案）」を公表	
6月23日		○復興推進計画（認定番号：宮城第51号）を認定
6月24日	○第13回復興推進会議を開催し、今後5年間にわたる復興・創生期間における復興事業のあり方等について取りまとめ、公表	
6月25日	○復興交付金の交付可能額（第12回）を通知	
6月26日	○復興交付金効果促進事業の活用促進に向けたパッケージを公表 ○復興庁行政事業レビュー公開プロセスを実施 ○福島再生加速化交付金（第14回）《長期避難者生活拠点形成（第11回）》の交付可能額通知、及び長期避難者等の生活拠点の形成に向けた取組方針を公表	
6月30日	○平成28年度以降5年間を含む復興期間の復旧・復興事業の規模と財源について閣議決定し、公表	○復興推進計画（認定番号：宮城第52～54号）を認定 ○復興推進計画（認定番号：岩手第20号）を認定 ○復興推進計画の変更（認定番号：福島第50号）を認定 ○復興推進計画（認定番号：福島第56～59号）を認定 ○復興推進計画（認定番号：青森第6号）を認定
6月		○避難者数（最大約47万人）：約20万7,000人【平成27年6月11日時点】 ○防災集団移転促進事業の法定手続済地区数（大臣同意）：333地区、工事着工地区数：328地区、完了地区数：168地区【平成27年3月末時点】 ○被災3県で再開を希望する水産加工施設（819施設）の業務再開状況：680施設【平成27年3月時点】
7月3日		○第8回福島12市町村の将来像に関する有識者検討会を福島市において開催
7月7日	○福島再生加速化交付金（第15回）《帰還環境整備（第8回）》の交付可能額通知	
7月10日		○石巻市まちなか再生計画を認定
7月11日		○第2回福島12市町村の将来像に関する有識者検討会現地会合を開催

7月14日	○福島再生加速化交付金（第16回）《福島定住等緊急支援（第8回）》の交付可能額を通知	○官民共同で「新しい東北」の挑戦を伝えるPR事業を開始
7月18日		
7月25日		
7月30日		
7月31日		
7月31日	○「公共インフラに係る復興施策（事業計画と工程表）」を更新し、公表	○福島12市町村の将来像に関する有識者検討会は、提言を竹下復興大臣に提出
7月31日	○避難指示解除準備区域等における公共インフラ復旧の工程表を見直し、公表	
7月31日	○平成26年度東日本大震災復興特別会計の決算概要及び復興関連予算の執行状況（平成26年度末）を公表	
8月7日	○福島再生加速化交付金（第17回）《帰還環境整備（第9回）》の交付可能額通知	○認定復興推進計画（宮城第10号）の変更を認定
8月8日		○原子力災害からの福島復興再生協議会を開催
8月11日		
8月19日		○復興推進委員会の現地調査（福島県）
8月21日		○岩手県及び宮城県の「国営追悼・祈念施設（仮称）」及び「復興祈念公園（仮称）」の基本計画を策定
8月24日		○第1回福島相双復興官民協議会を開催。被災事業者への自立支援のため、官民合同チーム（100人規模）を発足させ、25日より事業者訪問を開始
8月24日		○復興推進委員会の現地調査（24・25日）（岩手県）
8月25日		○「被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針」の改定（案）を公表
9月2日	○福島再生加速化交付金（第18回）《コミュニティ復活（第12回）》の交付可能額通知及び長期避難者等の生活拠点の形成に向けた取組方針を公表	○認定復興推進計画（宮城第7号）の変更を認定
9月5日		○福島県檜葉町の避難指示を解除
9月29日		
9月	○学校校庭にある仮設住宅に関する支援策について公表及び文書発出	
9月		○避難者数（最大約47万人）：約19万5,000人【平成27年9月10日時点】
		○防災集団移転促進事業の法定手続済地区数（大臣同意）：333地区、工事着工地区数：328地区、完了地区数：168地区【平成27年3月末時点】
		○被災3県で再開を希望する水産加工施設（819施設）の業務再開状況：680施設【平成27年3月時点】
10月1日		○第11回地域復興マッチング「結の場」（会津若松市）を開催

10月2日	○「被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針」に関する施策とりまとめの公表	○南三陸町まちなか再生計画を認定
10月7日	○内閣改造により、高木毅復興大臣が就任	○第12回地域復興マッチング「結の場」（久慈市）を開催
10月14日		○復興推進委員会の現地調査（宮城県）
10月16日	○福島再生加速化交付金（第19回）《帰還環境整備（第10回）》《福島定住等緊急支援（第9回）子ども元気復活交付金》の交付可能額を通知 ○第14回復興推進会議を開催し、復興の加速化等を確認	
10月23日		○復興推進計画（認定番号：茨城第18、19号）を認定 ○復興推進計画（認定番号：福島第60～64号）を認定 ○復興推進計画（認定番号：宮城第55号）を認定 ○復興推進計画（認定番号：青森第7号）を認定
10月28日		○第1回福島12市町村将来像提言フォローアップ会議を開催
11月2日		○認定復興推進計画（福島第18号）の変更を認定 ○認定復興推進計画（茨城第10号）の変更を認定
11月11日	○第19回復興推進委員会を開催し、復興の現状等について討議	
11月17日	○住まいの復興工程表（平成27年9月末現在）を公表	
11月26日		○第13回地域復興マッチング「結の場」（女川町）を開催
11月27日	○「東日本大震災からの復興の状況に関する報告」を取りまとめ、国会に報告	
12月1日	○復興交付金の交付可能額（第13回目）を通知	
12月4日		○復興推進計画（認定番号：宮城第56号）を認定
12月15日		○認定復興推進計画（岩手第8号）の変更を認定 ○認定復興推進計画（福島第18号）の変更を認定
12月18日	○福島再生加速化交付金（第20回）《福島定住等緊急支援（子ども元気復活交付金）第10回》及び《コミュニティ復活交付金（第13回）》の交付可能額通知及び長期避難者等の生活拠点の形成に向けた取組方針を公表 ○平成27年度東日本大震災復興特別会計補正予算を閣議決定 ○被災者健康・生活支援総合交付金（第2回）の交付可能額を通知	○「防災集団移転促進事業の移転元地等を利活用する場合の支援施策パッケージ」を公表
12月24日	○平成28年度復興庁税制改正案について閣議決定 ○平成28年度復興庁予算案について閣議決定	

12月25日	○復興・創生期間に向けた新たな課題への対応を公表	
12月		○避難者数（最大約47万人）：約18万2,000人【平成27年12月10日時点】 ○防災集団移転促進事業の法定手続済地区数（大臣同意）：333地区、工事着工地区数：328地区、完了地区数：168地区【平成27年3月末時点】 ○被災3県で再開を希望する水産加工施設（819施設）の業務再開状況：680施設【平成27年3月時点】
平成28年		
1月15日		○陸前高田市まちなか再生計画を認定
1月19日	○第20回復興推進委員会を開催し、「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針等について審議。	
	○福島再生加速化交付金（第21回）《帰還環境整備（第11回）》の交付可能額を通知	
1月22日	○第1回東北観光アドバイザー会議を開催	○復興推進計画（宮城第57～60号）を認定 ○復興推進計画（岩手第21及び22号）を認定 ○復興推進計画（福島第65～70号）を認定 ○認定復興推進計画（宮城第14号）の変更を認定
1月27日		○認定復興推進計画（福島第7号）の変更を認定
2月4日		○第2回福島12市町村将来像提言フォローアップ会議を開催
2月5日	○福島の森林・林業の再生のための関係省庁プロジェクトチーム第1回会合を開催	○第14回地域復興マッチング「結の場」（富岡町・檜葉町・広野町・川内村）を開催
2月9日		○いわき市まちなか再生計画を認定 ○大船渡市まちなか再生計画を認定 ○女川町まちなか再生計画の変更について認定
2月14日	○第2回東北観光アドバイザー会議を開催	
2月19日	○原発事故による母子避難者等に対する高速道路の無料措置の延長（平成29年3月31日まで）を公表	
	○被災者健康・生活支援総合交付金（第3回）の交付可能額を通知	
2月26日		○認定復興推進計画（宮城第21号）の変更を認定 ○認定復興推進計画（宮城第24号）の変更を認定
2月29日	○復興交付金の交付可能額（第14回目）を通知	
3月2日	○第3回東北観光アドバイザー会議を開催	
3月4日	○第21回復興推進委員会を開催し、「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針について審議	
	○福島再生加速化交付金（第22回）《コミュニティ復活交付金（第14回）》の交付可能額を通知及び長期避難者等の生活拠点の形成に向けた取組方針を公表	
	○震災5周年特設ホームページ「復興5年ポータルサイト」をオープン	

3月9日	○福島森林・林業の再生のための関係省庁プロジェクトチーム第2回会合を開催	
3月10日	○第15回復興推進会議を開催	
3月11日	○「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針を閣議決定 ○東日本大震災5周年追悼式（国立劇場）	
3月17日	○「新しい東北」各種施策の全体像と成果を取りまとめ、公表	
3月24日		○認定復興推進計画（岩手第8号）の変更を認定 ○認定復興推進計画（福島第18号）の変更を認定 ○認定復興推進計画（茨城第3号）の変更を認定
3月27日		○原子力災害からの福島復興再生協議会を開催
3月29日		○認定復興推進計画（岩手第6号）の変更を認定 ○復興推進計画（岩手第23号）を認定 ○東日本大震災の緊急災害対策本部の現地対策本部（仙台市）の廃止を閣議決定
3月31日	○第4回東北観光アドバイザー会議を開催	○復興庁青森事務所を閉鎖
3月		○避難者数（最大約47万人）：約17万1,000人【平成28年3月10日時点】 ○防災集団移転促進事業の法定手続済地区数（大臣同意）：334地区、工事着工地区数：331地区、完了地区数：235地区【平成28年1月末時点】 ○被災3県で再開を希望する水産加工施設（816施設）の業務再開状況：705施設【平成27年12月時点】

出所）「復興庁の経過（事務記録）（未定稿）」（平成30年12月31日現在）

3. 第1期復興・創生期間

(1) 第1期復興・創生期間前半

[平成28年4月から平成31年3月まで]

平成28年4月から平成31年3月までの第1期復興・創生期間の前半は、地震・津波被災地域においては、ハード面の事業をおおむね完了、産業・生業の再生も着実に進展し、復興は「総仕上げ」のステージに進んでおり、一方、原子力災害被災地域では帰還困難区域を除きほとんどの地域の避難指示が解除されて、福島復興・再生に向けた動きが本格的に始まった期間である。

1) 復興の現状と取組

[現状]

発災から5年が経ち、復興期間10年間の折り返しを迎えた平成28年4月、被災地ではインフラの復旧はおおむね終了し、住宅の再建が最盛期を迎えていた。また、仮設店舗・工場から本施設への移行が進行、農地の74%で作付け再開が可能となり、水産加工施設の87%で業務が再開するなど、被災3県の生産水準はほぼ回復をしていた。しかし、売上げの回復には業種によってばらつきがみられた。また、避難者は17万人まで減少していた。

原子力災害被災地域では、南相馬市、川俣町及び葛尾村において準備宿泊が実施されるなど住民の帰還に向けた準備や生活環境整備が進められていた。

[取組]

こうした状況の中、平成28年4月から始まった第1期復興・創生期間においては、10年間で32兆円程度という財源フレームの下、復興の新たなステージにおいて被災自治体の自立につなげていくという観点から、復旧・復興事業の一部については地方負担を導入した。

被災者支援については、平成28年度にそれまでの被災者健康・生活支援総合交付金を大幅に拡充した被災者支援総合交付金を創設し、災害公営住宅等でのコミュニティ形成、被災者の生きがいづくり、高齢者等に対する日常的な見守り・相談、被災者の心のケア等を実施した。また、全国26の生活再建支援拠点設置を通じた46都府県における交流会等により県外避難者への支援を行っている。

住まいとまちの復興については、平成30年3月に主要港湾施設の復旧が完了し、平成31年3月には上下水道等の生活に密着したインフラ復旧がおおむね終了、同年度末の防災集団移転や区画整理等の事業の完成割合は98%、災害公営住宅の完成割合は99%に達するなど、ハード面の事業についてはおおむね完了した。また、応急仮設住宅の入居人数はピークの約36万1,000人(平成24年4月時点)から約1万人(平成31年3月時点)に減少しており、防災集団移転促進事業による移転元地等の活用も進められた。

産業・生業の分野では、平成26年には製造品出荷額等が被災3県全てで平成22年比100%以上となったが、依然、売上げの回復には業種間のばらつきがあり、平成30年2月には東日本大震災事業者再生支援機構の業務期間を従来から約3年間延長し、令和3年3月まで支援決定ができることとした。また、平成29年には被災地における人材不足に対応するために対策を取りまとめてモデル事業等を開始した。

原子力災害への対応としては、平成28年8月に決定した「帰還困難区域の取扱いに関する考え方」に基づき、平成29年5月に福島復興再生特別措置法が改正され、帰還困難区域における特定

復興再生拠点区域制度を創設した。これに基づき、6町村（双葉町や大熊町、浪江町、富岡町、飯館村、葛尾村）で復興拠点の除染・インフラ整備が開始した。併せて、同法に福島イノベーション・コースト構想を位置付け、平成29年7月に福島イノベーション・コースト構想推進機構が設置された。

この間、平成29年3月までに大熊町及び双葉町を除いて帰還困難区域以外の避難指示を解除するとともに、平成30年3月には帰還困難区域を除く8県100市町村において面的除染が完了した。

2) 政府の主な動き等

a. 帰還困難区域の取扱いに関する考え方の決定（平成28年8月31日）

平成23年12月26日に原子力災害本部で「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題」が決定されてから、政府においては、放射線量が高い地域を「帰還困難区域」と定義し、将来にわたって居住を制限することを原則として、立入りを制限してきた。他方、事故から5年以上が経過し、一部では放射線量が低下していること等を踏まえ、地元からは帰還困難区域の取扱いを検討するよう要望が出されていた。

また、与党から政府に対し、福島県知事、帰還困難区域の市町村長の意見を聴いた上で、帰還困難区域の取扱いについての提言が行われていた²⁶。こうしたことを重く受け止め、平成28年8月31日に原子力災害対策本部及び復興推進会議において、「帰還困難区域の取扱いに関する考え方」が決定された。

同決定において、帰還困難区域の取扱いについては、

- ・ 帰還困難区域のうち、5年を目途に、線量の低下状況も踏まえて避難指示を解除し、居住を可能とすることを目指す「復興拠点」を、各市町村の実情に応じて適切な範囲で設定し、整備する。
- ・ 併せて、国道6号をはじめ、広域的なネットワークを構成する主要道路（これに接する部分や常磐道の追加インターチェンジを含む）について、安心して通行又は利用できるよう、除染等の整備を行う。
- ・ 市町村は復興拠点等を整備する計画を、県と協議の上で策定し、国は当該計画を認定する。
- ・ 整備に当たっては、除染とインフラ整備を一体的かつ効率的に行う。
- ・ 復興拠点等の整備がおおむねできた段階で、当該地区の避難指示を解除する。
- ・ これを実現するため国は、法制度、予算等を措置する。

等が基本的な方針とされ、さらに、その具体化に向けた検討課題が示された。

同決定を受けて検討が進められ、福島県知事からの緊急要望等も踏まえて、平成29年5月に福島特措法が改正され、特定復興再生拠点区域の復興及び再生を推進するための計画制度の創設や「福島イノベーション・コースト構想」推進の法定化等がなされることとなった。

b. 平成28年基本方針の変更（平成31年3月8日）

平成28年基本方針については、復興施策の進捗状況、原子力災害からの復興の状況等を踏まえ、3年後を目途に必要な見直しを行うものとされていた。このため、復興庁では復興事業の進捗状況や復興・創生期間後も継続要望がある復興事業の調査を行って課題を整理し、平成30年12月

²⁶ 「東日本大震災 復興加速化のための第6次提言 ～復興・創生への道筋を明示～」(平成28年8月24日自由民主党・公明党)。

18日に「復興・創生期間後も対応が必要な課題の整理」を公表した。この中で、平成30年度中に平成28年基本方針を見直すこと、また、「その中で、復興・創生期間後の復興の進め方について、後継組織のあり方も含め、一定の方向性を示すこと」とした。

これを踏まえ、残り2年の復興・創生期間における取組とともに、復興・創生期間後における復興の基本的方向性を示す平成28年基本方針の見直し案を平成31年3月8日の復興推進会議で決定、同日、「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について」が閣議決定された。

変更後の平成28年基本方針（以下「平成31年基本方針」という。）においては、10年間の復興期間中に実施された復興施策の総括を適切に行った上で、今後の対応を検討する必要があるとして、以下のとおり、復興・創生期間後における復興の基本的方向性が示された。

- ・ 地震・津波被災地域については、復興の総仕上げの段階を迎えており、被災地の自立に向けて、地域特性を生かした産業・生業を振興し、交流人口や移住者の拡大を図り、魅力ある地域を創造することを目指す。
- ・ 原子力災害被災地域については、福島復興・再生は中長期的対応が必要であり、復興・創生期間後も継続して国が前面に立って取り組む。
- ・ 後継組織として、復興庁と同じような司令塔として各省庁の縦割りを排し、政治の責任とリーダーシップの下で東日本大震災からの復興を成し遂げるための組織を置くこととし、今後、復興政策の進捗状況や効果検証、被災地方公共団体の要望等を踏まえ、後継組織のあり方について検討する。

[参考：事務記録]

図表 2-1-17 復興庁の経過（事務記録）（平成28年4月1日～平成31年3月31日）

月日	復興庁の動き	現地等の動き
平成28年		
4月1日	<ul style="list-style-type: none"> ○「復興特別区域基本方針」の一部改定を閣議決定 ○福島再生加速化交付金（第23回）《帰還環境整備（第12回）》及び《コミュニティ復活交付金（第15回）》の交付可能額を通知及び長期避難者等の生活拠点の形成に向けた取組方針を公表 ○「復興・創生に向けたメッセージ皆様への約束とお願い」を公表 ○原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォースを開催し、「風評被害の払拭に向けて（G7伊勢志摩サミット・閣僚会合向け風評関連資料集）」を公表 ○福島特措法に基づく国代行事業として、県道吉間田滝根線を指定 	
4月5日		○認定復興推進計画（宮城第24号）の変更を認定
4月7日		○里山再生モデル事業連絡会議（第1回）を開催
4月15日	○「東北観光アドバイザー会議」提言が取りまとめられ、高木復興大臣に提出	
4月22日	○平成28年度被災者支援総合交付金（第1回）交付可能額通知	
4月23日		○第10回福島12市町村の将来像に関する有識者検討会を福島市で開催
4月26日	○復興交付金（効果促進事業）の新たな活用方針を公表	
4月27日		○復興推進計画（宮城第61号）を認定
4月28日	○東北復興月間（6月）のイベントを公表	
5月2日	○復興庁は中央合同庁舎4号館に移転	
5月18日		○第3回福島12市町村将来像提言フォローアップ会議を開催
5月20日	○住まいの復興工程表（平成28年3月末現在）を公表	
5月24日	○「公共インフラに係る復興施策（事業計画と工程表）」を更新し、公表	
5月27日	○第22回復興推進委員会を開催し、先導モデル事業の平成27年度事業成果報告及び同3年間の総括を報告するとともに、東北観光振興等について討議	
5月28日		<ul style="list-style-type: none"> ○第11回福島12市町村将来像有識者検討会を福島市で開催 ○福島12市町村将来像実現ロードマップ2020を公表
6月2日		○認定復興推進計画（岩手第24号）を認定

6月6日 6月11～28日 6月12日 6月14日 6月24日 6月30日	<ul style="list-style-type: none"> ○東日本大震災5周年復興フォーラムを開催 ○復興交付金の交付可能額（第15回目）を通知 ○福島再生加速化交付金（第24回）《帰還環境整備（第13回）》及び《福島定住等緊急支援（子ども元気復活交付金）第11回》の交付可能額を通知 	<ul style="list-style-type: none"> ○交流ミーティング in 東京～「新しい東北」を創る人々～を開催 ○葛尾村の避難指示を解除（一部の帰還困難区域を除く） ○川内村の避難指示を解除 ○復興推進計画（宮城第62号）を認定 ○復興推進計画（茨城第20～22号）を認定 ○復興推進計画（青森第8号）を認定
6月		<ul style="list-style-type: none"> ○避難者数（最大約47万人）：約15万5,000人【平成28年6月10日時点】 ○防災集団移転促進事業の法定手続済地区数（大臣同意）：334地区、工事着工地区数：331地区、完了地区数：235地区【平成28年1月末時点】 ○被災3県で再開を希望する水産加工施設（816施設）の業務再開状況：710施設【平成28年3月時点】
7月12日 7月22日 7月28日 7月29日 7月31日	<ul style="list-style-type: none"> ○福島再生加速化交付金（第25回）《コミュニティ復活交付金（第16回）》の交付可能額を通知及び長期避難者等の生活拠点の形成に向けた取組方針の公表 ○避難指示解除準備区域等における公共インフラ復旧の工程表を更新し、公表 ○「公共インフラに係る復興施策（事業計画と工程表）」を更新し、公表 ○平成27年度東日本大震災復興特別会計の決算概要及び集中復興期間における予算の執行状況を公表 	<ul style="list-style-type: none"> ○南相馬市の避難指示を解除（一部の帰還困難区域を除く） ○常磐線の一部区間の運転再開（小高～原ノ町） ○里山再生モデル事業連絡会議（第2回）を開催 ○原子力災害からの福島復興再生協議会を開催
8月3日 8月5日 8月8日 8月15日	<ul style="list-style-type: none"> ○内閣改造により、今村雅弘復興大臣が就任 ○平成28年度被災者支援総合交付金（第2回）交付可能額通知 ○第16回復興推進会議を開催し、復興の加速化等を確認 	<ul style="list-style-type: none"> ○復興推進計画（福島第18号）を認定

8月19日		<ul style="list-style-type: none"> ○認定復興推進計画（宮城第45号）の変更を認定 ○認定復興推進計画（宮城第50号）の変更を認定 ○復興推進計画（福島第71号）を認定
8月24日	○平成28年度東日本大震災特別会計補正予算について閣議決定	
8月25日	○平成28年度被災者支援総合交付金（第3回）交付可能額通知	
8月26日	○公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況を更新	
8月31日	○復興推進会議・原子力災害対策本部合同会議を開催し、帰還困難区域の取扱いに係る政府方針を決定	
9月7日		<ul style="list-style-type: none"> ○復興推進委員会の現地調査（福島県） ○第15回地域復興マッチング「結の場」（釜石市）を開催
9月8日	○今村復興大臣は小池東京都知事と会談し、東京都からの復興支援への感謝と今後の支援継続、及び2020年の東京五輪を復興五輪とするためへの協力を要請	<ul style="list-style-type: none"> ○第16回地域復興マッチング「結の場」（山田町）を開催 ○福島フードファンクラブ「チームふくしまプライド。」を設立
9月26日	○「「住宅取得等に係る給付措置について」の一部改正について」の閣議決定	
9月27日	○福島再生加速化交付金（第26回）《帰還環境整備（第14回）》及び《福島定住等緊急支援（子ども元気復活交付金）第12回》の交付可能額を通知	
9月30日	○「除染対象以外の道路等側溝堆積物の撤去・処理の対応方針」を公表	<ul style="list-style-type: none"> ○認定復興推進計画（認定番号：福島第18号）の変更を認定 ○認定復興推進計画（認定番号：福島第5号）の変更を認定
9月		<ul style="list-style-type: none"> ○避難者数（最大約47万人）：約14万1,000人【平成28年9月12日時点】 ○防災集団移転促進事業の法定手続済地区数（大臣同意）：333地区、工事着工地区数：330地区、完了地区数：275地区【平成28年6月末時点】 ○被災3県で再開を希望する水産加工施設（816施設）の業務再開状況：710施設【平成28年3月時点】
10月1日		○被災地初となる第71回国民体育大会「希望郷いわて国体」（10月1日～11日）を開催
10月5日		○復興推進委員会の現地調査（宮城県）
10月7日	○原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォースを開催	
10月9日		○福島12市町村等の地域のリーダーとなる産業人材を育成する「福島復興産業人材育成塾」を設立
10月11日	○平成28年度補正予算（復興特会4,023億円）成立	○第16回全国障害者スポーツ大会「希望郷

10月19日 10月28日 10月30日		<p>いわて大会」県内初開催（岩手県）（10月22日～24日）</p> <p>○復興推進委員会の現地調査（岩手県）</p> <p>○復興推進計画（認定番号：宮城第63～66号）を認定</p> <p>○復興推進計画（認定番号：福島第72～79号）を認定</p> <p>○復興推進計画（認定番号：茨城第23号）を認定</p> <p>○三陸沿岸道路の三滝堂 IC（宮城県登米市）－志津川 IC（同県南三陸町）間が開通し、仙台市と南三陸町が接続</p>
11月1日 11月8日 11月9日 11月11日 11月14日 11月15日 11月19日 11月29日	<p>○復興庁フェイスブックの公式アカウントを開設</p> <p>○第23回復興推進委員会を開催し、復興の現状等について討議</p> <p>○「新しい東北」復興・創生顕彰を創設</p> <p>○住まいの復興工程表（平成28年9月末現在）を公表</p> <p>○公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況を公表</p> <p>○「東日本大震災からの復興の状況に関する報告」を取りまとめ、国会に報告</p>	<p>○第17回地域復興マッチング「結の場」（福島県相馬市）を開催</p> <p>○第18回地域復興マッチング「結の場」（宮城県東松島市）を開催</p> <p>○認定復興推進計画（認定番号：岩手第8号）の変更を認定</p> <p>○認定復興推進計画（認定番号：福島第18号）の変更を認定</p> <p>○「新しい東北」交流会 in 郡山を開催</p>
12月1日 12月10日 12月17日 12月20日 12月22日	<p>○復興交付金の交付可能額（16回目）を通知</p> <p>○（株）東日本大震災事業者再生支援機構の支援決定を行う期間を延長</p> <p>○福島再生加速化交付金（第27回）《帰還環境整備（第15回）》及び《福島定住等緊急支援（子ども元気復活交付金）第13回》の交付可能額を通知</p> <p>○原子力災害からの福島復興の加速のための基本方針について閣議決定</p> <p>○平成29年度復興庁予算案について閣議決定</p> <p>○「復興に向けた着実な支援と新たな課題への対応」を大臣が発表</p> <p>○平成29年度復興庁税制改正案について閣議決定</p> <p>○福島の森林・林業の再生のための関係省庁プロジェクトチーム第4回会合を開催</p>	<p>○常磐線の一部区間の運転再開（相馬～浜吉田）</p> <p>○「新しい東北」交流会 in 釜石を開催</p> <p>○復興推進計画（認定番号：岩手第25号, 26号）を認定</p> <p>○認定復興推進計画（認定番号：岩手第2号）の変更を認定</p> <p>○認定復興推進計画（認定番号：宮城第1号、24号）の変更を認定</p>

12月		<ul style="list-style-type: none"> ○避難者数(最大約47万人) : 約13万1,000人【平成28年12月9日時点】 ○防災集団移転促進事業の法定手続済地区数(大臣同意) : 333地区、工事着工地区数 : 331地区、完了地区数 : 290地区【平成28年9月末時点】 ○被災3県で再開を希望する水産加工施設(812施設)の業務再開状況 : 715施設【平成28年6月時点】
平成29年		
1月10日		○認定復興推進計画(認定番号:宮城第6号)の変更を認定
1月12日	○内村航平氏に「復興応援大使」を委嘱	
1月20日		○認定復興推進計画(認定番号:岩手第1号)の変更を認定
1月24日		○認定復興推進計画(認定番号:福島第3号)の変更を認定
1月27日	<ul style="list-style-type: none"> ○福島再生加速化交付金(第28回)《道路等側溝堆積物撤去・処理支援(第1回)》の交付可能額を通知 ○福島再生加速化交付金(第28回)《長期避難者生活拠点形成(コミュニティ復活交付金)(第17回)》の交付可能額を通知及び長期避難者等の生活拠点の形成に向けた取組方針を公表 	
1月28日		○原子力災害からの福島復興再生協議会を開催
1月31日		○復興推進計画(認定番号:青森第9,10号、岩手第27,28号、宮城第67号、福島第80-87号)を認定
2月3日	<ul style="list-style-type: none"> ○「新しい東北」復興・創生顕彰及び「新しい東北」復興功績顕彰の選定結果を発表 ○平成28年度被災者支援総合交付金(第4回)交付可能額通知 	
2月6日		○第1回「福島県産農林水産物の風評払拭対策協議会」の開催
2月9日		<ul style="list-style-type: none"> ○「新しい東北」交流会 in 仙台の開催(「新しい東北」復興・創生顕彰及び同復興功績顕彰顕彰式の実施) ○「東京2020オリンピック・パラリンピックフラッグツアーin宮城」
2月10日	○「福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案」を閣議決定	
2月23日	○内村航平・復興応援大使の安倍総理表敬	○内村航平・復興応援大使の福島県訪問
2月24日	○原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォースを開催	
2月28日	○復興交付金の交付可能額(17回目)を通知	○認定復興推進計画(認定番号:福島第2号,福島第18号)の変更を認定
3月3日		○南三陸さんさん商店街が移転・オープン(南三陸町)

3月10日	<ul style="list-style-type: none"> ○第18回復興推進会議・第45回原子力災害対策本部会議合同会合を開催 ○「復興ポータルサイト～東京2020オリンピック・パラリンピックに向けて」公開 	
3月11日	<ul style="list-style-type: none"> ○東日本大震災6周年追悼式（国立劇場） 	
3月12日		○岩手県内初の環状交差点利用開始（宮古市）
3月19日		○大船渡港湾口防波堤が復旧完了
3月20日		○三陸沿岸道路の志津川 IC（宮城県南三陸町）－南三陸海岸 IC（同県同町）間が開通
3月24日		○認定復興推進計画（認定番号：岩手第8号）の変更を認定
3月26日		○東北中央自動車道の相馬山上 IC（福島県相馬市）－相馬玉野 IC（同県同市）が開通
3月31日	<ul style="list-style-type: none"> ○福島再生加速化交付金（第29回）《長期避難者生活拠点形成（第18回）》交付可能額通知 ○福島再生加速化交付金（第29回）《福島定住等緊急支援（子ども元気復活交付金）第14回》交付可能額通知 ○福島再生加速化交付金（第29回）《帰還環境整備第16回》交付可能額通知 ○福島再生加速化交付金（第29回）《道路等側溝堆積物撤去・処理支援第2回》交付可能額通知 ○福島再生加速化交付金（第29回）《原子力災害情報発信等拠点施設整備第1回》交付可能額通知 ○「復興特別区域基本方針」の一部改定を閣議決定 	○飯館村・川俣町・浪江町の避難指示を解除（一部の帰還困難区域を除く）
3月		<ul style="list-style-type: none"> ○避難者数（最大約47万人）：約11万9,000人【平成29年3月13日時点】 ○防災集団移転促進事業の法定手続済地区数（大臣同意）：333地区、工事着工地区数：331地区、完了地区数：305地区【平成29年1月末時点】 ○被災3県で再開を希望する水産加工施設（804施設）の業務再開状況：729施設【平成28年12月時点】
4月1日	○平成29年度被災者支援総合交付金（第1回）交付可能額通知	○常磐線の一部区間の運転再開（小高～浪江）
4月26日	○吉野正芳復興大臣が就任	○富岡町の避難指示を解除（一部の帰還困難区域を除く）
5月12日	○福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律成立（5月19日公布・施行）	
5月16日	○吉野復興大臣は丸川オリンピック・パラリンピック大臣と会談し、復興五輪の実現に向け連携をはかっていくことを確認	

5月19日	○住まいの復興工程表（平成29年3月末現在）を公表	○認定復興推進計画（認定番号：宮城第21号）の変更を認定
5月22日	○公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況を公表	
5月30日		○「帰還環境整備センター」を富岡町に移転
5月31日	○吉野復興大臣は小池東京都知事と会談し、東京都からの復興支援への感謝と今後の支援継続を要請するとともに、「復興五輪」の推進に向け、被災地での聖火リレーの実現等につき協力を依頼。	
6月2日	○第24回復興推進委員会を開催し、復興の現状等について討議	
6月3日		○第12回福島12市町村の将来像に関する有識者検討会を福島市で開催
6月9日		○認定復興推進計画（認定番号：福島第5号、福島第18号）の変更を認定
6月11～12日		○復興フォーラム in 大阪の開催（大阪市）
6月23日	○復興交付金の交付可能額（18回目）を通知	
6月26日	○福島再生加速化交付金（第30回）《長期避難者生活拠点形成（コミュニティ復活交付金）第19回》交付可能額通知 ○福島再生加速化交付金（第30回）《帰還環境整備（第17回）》交付可能額通知 ○福島再生加速化交付金（第30回）《道路等側溝堆積物撤去・処理支援（第13回）》交付可能額通知	
6月30日	○「福島復興再生基本方針」の一部改定を閣議決定	
6月		○避難者数（最大約47万人）：約9万3,000万人【平成29年6月16日時点】 ○防災集団移転促進事業の法定手続済地区数（大臣同意）：333地区、工事着工地区数：331地区、完了地区数：309地区【平成29年3月末時点】 ○被災3県で再開を希望する水産加工施設（804施設）の業務再開状況：729施設【平成28年12月時点】
7月4日		○認定復興推進計画（認定番号：岩手第24号）の変更を認定 ○復興推進計画（認定番号：岩手第30号）を認定 ○復興推進計画（利子補給関係）（認定番号：岩手第29号、福島第88～92号、宮城第68号、茨城第24,25号）を認定
7月14日	○福島県における復興祈念公園の基本構想の策定	
7月21日	○原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォースの開催	

7月28日	<ul style="list-style-type: none"> ○第1回福島イノベーション・コースト構想関係閣僚会議開催 ○平成28年度東日本大震災復興関連予算の執行状況及び復興関連予算の執行状況（平成23年度から平成28年度）を公表 	
8月1日	<ul style="list-style-type: none"> ○福島12市町村における公共インフラ復旧の工程表を更新し、公表 ○公共インフラに係る復興施策（事業計画と工程表）を更新し、公表 ○平成29年度被災者支援総合交付金（第2回）交付可能額通知 	○原子力災害からの福島復興再生協議会を開催
8月6日		
8月8日	○第19回復興推進会議を開催	
8月31日	○公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況を公表	
9月1日	○福島県における国営追悼・祈念施設（仮称）の設置を閣議決定	○双葉町特定復興再生拠点区域復興再生計画を認定
9月15日		
9月27日	<ul style="list-style-type: none"> ○福島再生加速化交付金（第31回）《福島定住等緊急支援（子ども元気復活交付金）第15回》交付可能額通知 ○福島再生加速化交付金（第31回）《帰還環境整備第18回》交付可能額通知 ○福島再生加速化交付金（第31回）《道路等側溝堆積物撤去・処理支援第4回》交付可能額通知 	
9月28日		○復興推進委員会の宮城県現地視察
9月		<ul style="list-style-type: none"> ○避難者数（最大約47万人）：約8万4,000人【平成29年9月14日時点】 ○防災集団移転促進事業の法定手続済地区数（大臣同意）：333地区、工事着工地区数：332地区、完了地区数：312地区【平成29年6月末時点】 ○被災3県で再開を希望する水産加工施設（797施設）の業務再開状況：743施設【平成29年6月時点】
10月4日		○復興推進委員会の福島県現地視察
10月11日		○復興推進委員会の岩手県現地視察
10月19日		○第19回地域復興マッチング「結の場」（名取市）開催
10月21日		○常磐線の一部区間の運転再開（富岡～竜田）
10月26日		○第20回地域復興マッチング「結の場」（陸前高田市）開催
11月1日	<ul style="list-style-type: none"> ○第4次組閣で、吉野復興大臣再任 ○平成29年度被災者支援総合交付金（第3回）交付可能額通知 	

11月5日		○東松島市東日本大震災復興祈念公園完成式典
11月6日	○第25回復興推進委員会	
11月7日		○復興推進計画（利子補給関係）（認定番号：岩手第31号、福島第93,94号、宮城第69号）を認定
11月10日		○大熊町特定復興再生拠点区域復興再生計画を認定
11月15日		○第21回地域復興マッチング「結いの場」（田村地区）を開催
11月17日	○住まいの復興工程表（平成29年9月末現在）を公表	
11月19日		○三陸湾岸道路山田宮古道路（山田 IC～宮古南 IC）開通
11月21日	○「復興五輪」の推進体制を整備	
11月22日		○第22回地域復興マッチング「結いの場」（岩沼市）を開催
11月27日		○第1回福島イノベーション・コースト構想推進分科会の実施
11月29日	○「東日本大震災からの復興の状況に関する報告」を取りまとめ、国会に報告	
11月30日	○公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況を公表	
12月1日		○認定復興推進計画（認定番号：宮城第50号）の変更を認定
12月9日		○南三陸道路の南三陸海岸 IC～歌津 IC 間が開通
12月12日	○原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォースを開催し、「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」を決定 ○吉野復興大臣は第5回 I O C 調整委員会公式夕食会に出席し、被災3県の優れた農林水産物、工芸品等をPR	
12月13日	○福島再生加速化交付金（第32回）《福島定住等緊急支援（子ども元気復活交付金）第16回》交付可能額通知 ○福島再生加速化交付金（第32回）《帰還環境整備第19回》交付可能額通知 ○福島再生加速化交付金（第32回）《道路等側溝堆積物撤去・処理支援第5回》交付可能額通知 ○福島再生加速化交付金（第32回）《長期避難者生活拠点形成（コミュニティ復活交付金）第20回》交付可能額通知	
12月22日	○平成30年度復興庁予算について閣議決定	○浪江町特定復興再生拠点区域復興再生計画を認定 ○認定復興推進計画（認定番号：岩手第8号、茨城第17号、福島第18号・第55号）の変更を認定

12月		<ul style="list-style-type: none"> ○避難者数（最大約47万人）：約7万7,000人【平成29年12月12日時点】 ○防災集団移転促進事業の法定手続済地区数（大臣同意）：332地区、工事着工地区数：331地区、完了地区数：313地区【平成29年9月末時点】 ○被災3県で再開を希望する水産加工施設（793施設）の業務再開状況：748施設【平成29年9月末時点】 	
平成30年			
1月12・19日		<ul style="list-style-type: none"> ○第1回福島県浜通り等地域「行政と復興に関わるNPO等多様な主体の活動の理解・連携連続交流会」開催（12日南相馬市、19日いわき市） 	
1月30日		<ul style="list-style-type: none"> ○名取市まちなか再生計画を認定 	
2月1日	<ul style="list-style-type: none"> ○（株）東日本大震災事業者再生支援機構法の一部を改正する法律成立（2月7日公布・施行） 	<ul style="list-style-type: none"> ○復興推進計画（利子補給関係）（認定番号：宮城第70～73号、福島第95～99号、茨城第26号）を認定 ○「新しい東北」復興・創生顕彰式典の開催（仙台市） ○原子力災害からの福島復興再生協議会 ○認定復興推進計画（認定番号：宮城第24号）の変更を認定 	
2月2日			
2月18日			
2月21日			
2月28日			<ul style="list-style-type: none"> ○公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況を公表 ○復興交付金の交付可能額（20回目）を通知
3月9日			<ul style="list-style-type: none"> ○第20回復興推進会議・第46回原子力災害対策本部会議合同会合を開催
3月10日	<ul style="list-style-type: none"> ○東日本大震災7周年追悼式（国立劇場） 	<ul style="list-style-type: none"> ○富岡町特定復興再生拠点区域復興再生計画を認定 ○相馬福島道路の相馬玉野 IC～霊山 IC 間が開通 ○認定復興推進計画（宮城第21号）の変更を認定 ○相馬港沖防波堤が復旧完了 ○三陸沿岸道路の田老真崎海岸 IC～岩泉龍泉洞 IC 間が開通 ○三陸沿岸道路の大谷海岸 IC～気仙沼中央 IC 間が開通 ○認定復興推進計画（認定番号：岩手第10号）の変更を認定 ○復興推進計画（認定番号：岩手第32号）を認定 	
3月11日			
3月14日			
3月15日			
3月21日			
3月25日			
3月27日			

3月30日	<ul style="list-style-type: none"> ○福島再生加速化交付金（第33回）《道路等側溝堆積物撤去・処理支援第6回》交付可能額通知 ○福島再生加速化交付金（第33回）《帰還環境整備第20回》交付可能額通知 ○福島再生加速化交付金（第33回）《福島定住等緊急支援（子ども元気復活交付金）第17回》交付可能額通知 ○福島再生加速化交付金（第33回）《原子力災害情報発信等拠点施設整備第2回》交付可能額通知 ○福島再生加速化交付金（第33回）《長期避難者生活拠点形成（コミュニティ復活交付金）第21回》交付可能額通知 ○平成30年度被災者支援総合交付金（第1回）交付可能額通知 	
3月		<ul style="list-style-type: none"> ○避難者数（最大約47万人）：約7万1,000人【平成30年3月15日時点】 ○防災集団移転促進事業の法定手続済地区数（大臣同意）：332地区、工事着工地区数：331地区、完了地区数：319地区【平成30年1月末時点】 ○被災3県で再開を希望する水産加工施設（790施設）の業務再開状況：749施設【平成29年12月末時点】
4月1～6日		○避難指示解除地域（飯館村、浪江町、富岡町、川俣町、葛尾村）において小・中学校再開
4月20日		○飯館村特定復興再生拠点区域復興再生計画の認定
4月25日	<ul style="list-style-type: none"> ○第2回福島イノベーション・コースト構想関係閣僚会議開催 ○福島復興再生特別措置法に基づく重点推進計画を認定 	
4月30日		○釜石港湾口防波堤が復旧完了
5月9日	○吉野復興大臣は、第38回日本・EU議員会議に出席し、東日本大震災・東京電力福島第一原発事故からの復興の状況、食品の安全性、東北地方の魅力に関し説明	
5月11日		○葛尾村特定復興再生拠点区域復興再生計画の認定
5月18日	<ul style="list-style-type: none"> ○吉野復興大臣は、いわき市で開催された第8回太平洋・島サミットに出席し、東日本大震災・東京電力福島第一原発事故からの復興の状況に関し説明 ○住まいの復興工程表（平成30年3月末現在）を公表 	
5月25日		○認定復興推進計画（認定番号：岩手第6号）の変更を認定
5月26日		○第13回福島12市町村の将来像に関する有識者検討会を福島市で開催
5月29日		○認定復興推進計画（認定番号：宮城第23号）の変更を認定

6月8日	○第26回復興推進委員会を開催	
6月12日	○公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況（平成30年3月末時点）を公表	
6月27日	○復興交付金の交付可能額（21回目）を通知 ○福島再生加速化交付金（第34回）《長期避難者生活拠点形成（コミュニティ復活交付金）第22回》交付可能額通知 ○福島再生加速化交付金（第34回）《帰還環境整備第21回》交付可能額通知 ○福島再生加速化交付金（第34回）《福島定住等緊急支援（子ども元気復活交付金）第18回》交付可能額通知 ○福島再生加速化交付金（第34回）《道路等側溝堆積物撤去・処理支援第7回》交付可能額通知	
6月29日		○釜石市まちなか再生計画を認定 ○認定復興推進計画（認定番号：福島第18号）の変更を認定
6月		○避難者数（最大約47万人）：約6万2,000人【平成30年6月14日時点】 ○防災集団移転促進事業の法定手続済地区数（大臣同意）：332地区、工事着工地区数：331地区、完了地区数：324地区【平成30年6月末時点】 ○被災3県で再開を希望する水産加工施設（790施設）の業務再開状況：749施設【平成29年12月末時点】
7月6日		○福島県における復興祈念公園の基本計画を策定
7月28日		○Jヴィレッジ再始動記念式典（檜葉町・広野町、高田宮妃殿下御臨席） ○三陸沿岸道路唐桑高田道路（陸前高田長部IC～陸前高田IC）開通
8月6日		○常磐線双葉駅東西自由通路・橋上駅舎整備事業の起工式
8月9日		○原子力災害からの福島復興再生協議会を開催
8月10日	○公共インフラに係る復興施策（事業計画と工程表）を更新し、公表 ○福島12市町村における公共インフラ復旧の工程表を更新し、公表 ○平成30年度被災者支援総合交付金（第2回）交付可能額通知	
8月19日		○釜石鶴住居復興スタジアムにおいて、オープニングイベントが開催
8月28日	○公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況（平成30年6月末時点）を公表	
9月7日		○認定復興推進計画（認定番号：福島第3号）の変更を認定
9月11日		○復興推進委員会の宮城県現地調査

9月19～20日 9月27日	<ul style="list-style-type: none"> ○福島再生加速化交付金（第35回）《長期避難者生活拠点形成（コミュニティ復活交付金）第23回》交付可能額通知 ○福島再生加速化交付金（第35回）《原子力災害情報発信等拠点施設等整備第3回》交付可能額通知 ○福島再生加速化交付金（第35回）《福島定住等緊急支援（子ども元気復活交付金）第19回》交付可能額通知 ○福島再生加速化交付金（第35回）《帰還環境整備第22回》交付可能額通知 ○福島再生加速化交付金（第35回）《道路等側溝堆積物撤去・処理支援第8回》交付可能額通知 	○復興推進委員会の岩手県現地調査
9月		<ul style="list-style-type: none"> ○避難者数（最大約47万人）：約5万7,000人【平成30年9月11日時点】 ○防災集団移転促進事業の法定手続済地区数（大臣同意）：332地区、工事着工地区数：331地区、完了地区数：325地区【平成30年9月末時点】 ○被災3県で再開を希望する水産加工施設（790施設）の業務再開状況：749施設【平成29年12月末時点】
10月1日 10月2日 10月4日 10月5日 10月12日 10月31日	<ul style="list-style-type: none"> ○内閣改造により、復興大臣に渡辺博道大臣が就任 ○土井副大臣、あきもと副大臣に代わり、橘副大臣、塚田副大臣が復興副大臣に、長坂政務官、新妻政務官、平木政務官に代わり、安藤政務官、石川政務官、白須賀政務官が復興大臣政務官に就任 ○第21回復興推進会議 	<ul style="list-style-type: none"> ○復興推進委員会の福島県現地調査 ○気仙沼市まちなか再生計画を認定 ○第23回地域復興マッチング「結の場」（塩竈市）を開催
11月1日 11月6日 11月9日 11月14日 11月20日 11月28日 11月30日	<ul style="list-style-type: none"> ○平成30年度被災者支援総合交付金（第3回）交付可能額通知 ○第27回復興推進委員会を開催 ○公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況（平成30年9月末時点）を公表 ○「東日本大震災からの復興の状況に関する報告」を取りまとめ、国会に報告 ○復興交付金の交付可能額（22回目）を通知 	<ul style="list-style-type: none"> ○復興推進計画（認定番号：宮城第74号～76号、福島第102号～108号）を認定 ○第24回地域復興マッチング「結の場」（大槌町）を開催 ○第25回地域復興マッチング「結の場」（福島県標葉地区）を開催

12月2日		○ふくしまキャリア探求ゼミを開催（福島市）
12月3日		○第2回福島イノベーション・コースト構想推進分科会を開催
12月13日	○福島再生加速化交付金（第36回）《長期避難者生活拠点形成（コミュニティ復活交付金）第24回》交付可能額通知 ○福島再生加速化交付金（第36回）《福島定住等緊急支援（子ども元気復活交付金）第20回》交付可能額通知 ○福島再生加速化交付金（第36回）《帰還環境整備第23回》交付可能額通知 ○福島再生加速化交付金（第36回）《道路等側溝堆積物撤去・処理支援第9回》交付可能額通知	
12月18日	○「復興・創生期間後も対応が必要な課題の整理」を取りまとめ、公表。	
12月19日		○名取市（宮城第77号）の復興推進計画を認定 ○認定復興推進計画（宮城第1号）の変更を認定
12月21日	○平成31年度復興庁予算について閣議決定	
12月26日		○認定復興推進計画（福島第18号）の変更を認定 ○認定復興推進計画（福島第5号）の変更を認定
12月		○避難者数（最大約47万人）：約5万4,000人【平成30年12月11日時点】 ○防災集団移転促進事業の法定手続済地区数（大臣同意）：332地区、工事着工地区数：331地区、完了地区数：325地区【平成30年9月末時点】 ○被災3県で再開を希望する水産加工施設（790施設）の業務再開状況：749施設【平成29年12月末時点】
平成31年		
1月9日	○渡辺復興大臣が茨城県訪問	
1月12日		○三陸沿岸道路の大槌 IC～山田南 IC 間が開通
1月16日	○渡辺復興大臣が福島県訪問（～17日）	
1月21日		○陸前高田市立気仙小学校の新校舎落成式
1月22日	○第28回復興推進委員会を開催	○認定復興推進計画（岩手第8号）の変更を認定
1月26日	○渡辺復興大臣が福島県訪問	
2月1日		○復興推進計画（利子補給関係）（認定番号：青森第11号、宮城第78～80号、福島第109～116号）を認定
2月16日		○三陸沿岸道路の歌津 IC～小泉海岸 IC 間、本吉津谷 IC～大谷海岸 IC 間が開通
2月17日	○渡辺復興大臣が宮城県訪問	

2月18日	○天皇陛下御在位三十年慶祝写真展を開催 (東京都：2月18日～3月15日、被災3県：2月22日～3月1日)	
2月21日	○「岩手・宮城・福島の産業復興事例30 想いを 受け継ぐ次代の萌芽」公表	
2月26日	○第29回復興推進委員会を開催	
2月28日	○渡辺復興大臣及び橋復興副大臣、三村日本商工 会議所会頭他と意見交換。風評払拭に向け、福 島県積極的な福島県産品の利用等を要請。 ○公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況(平 成31年1月末時点)を公表	
3月3日		○東北横断自動車道の遠野住田 IC～遠野 IC 間が開通
3月8日	○第22回復興推進会議を開催 ○「復興・創生期間」における東日本大震災から の復興の基本方針の変更について閣議決定	
3月9日	○渡辺復興大臣が安倍総理大臣の岩手県訪問に同 行	○東北横断自動車道の釜石 JCT～釜石仙人 峠 IC 間、三陸沿岸道路の釜石南 IC～釜 石両石 IC 間が開通
3月12日	○渡辺復興大臣、小林経済同友会代表幹事他と意 見交換。人材派遣や企業マッチングに関する取 組への助力等を要請	
3月15日		○認定復興推進計画(宮城第21号、第24 号)の変更を認定
3月16日		○豊間地区復旧・復興事業竣工
3月21日		○ならはスマートインターチェンジ開通 ○三陸沿岸道路の唐桑小原木 IC～陸前高田 長部 IC 間が開通
3月23日	○渡辺復興大臣が岩手県訪問	○三陸鉄道リアス線(盛駅～久慈駅)全線 開通
3月24日	○渡辺復興大臣が宮城県訪問	
3月29日	○復興特別区域基本方針の一部改定を閣議決定	
3月30日	○渡辺復興大臣が福島県訪問	○宮古盛岡横断道路の宮古中央 IC～宮古根 市 IC 間が開通
3月		○避難者数(最大約47万人)：約5万1,000 人(平成31年3月11日現在)

出所「復興庁の経過(事務記録)(未定稿)」(平成30年12月31日現在)及び「復興庁の経過(事務記録)」(令和3年2月8日現在)

(2) 第1期復興・創生期間後半

〔平成31年4月から令和3年3月まで〕

平成31年4月から令和3年3月までの第1期復興・創生期間の後半は、地震・津波被災地域においてはインフラの復旧や住まいの再建・復興まちづくりがおおむね完了、産業・生業の再生も着実に進展し、残された課題にきめ細かく対応する復興の「総仕上げ」の段階、一方、原子力災害被災地域では避難指示解除地域の帰還環境整備が進むなど福島の復興・再生が本格的に始まった段階にあり、また、復興庁の設置期限が延長され、次期10年間の復興の基本方針を策定した時期である。

1) 復興の現状と取組

〔現状〕

平成31年4月、発災から8年が経過した被災地では、災害公営住宅等の住宅再建もおおむね完了していた。また、農地の92%で作付け再開可能となり、水産加工施設は96%で業務再開するなど、被災3県の生産の基準はほぼ回復していた。

原子力災害被災地域では、帰還困難区域を除くほとんどの地域で避難指示が解除され、復興・再生に向けた動きが本格化していた。また、避難者は5万人台まで減少していた。

〔取組〕

令和3年度末をもって「第1期復興・創生期間」が終了することから、令和元年12月に同期間「第1期復興・創生期間」後の基本方針の決定を行った。令和2年6月には復興の設置期間を10年間延長する等の法律が成立、同年7月には令和3年度以降の事業規模、財源等を決定し、令和3年3月に「第2期復興・創生期間」以降の基本方針を作成（改訂）して、次期10年の方針を定めた。

被災者支援については、避難生活の長期化等に伴い、被災者の抱える課題が多様化する中、それぞれの状況に応じて被災者支援総合交付金を通じた支援を継続した。また、令和2年3月に岩手県、令和3年6月には宮城県の被災した全ての公立学校施設の災害復旧事業が完了、福島県においても帰還困難区域を除き98%で完了した。

住まいとまちの復興については、令和2年3月に防災集団移転の整備が完了し、JR常磐線が全線開通したことをもって東日本大震災により被災した鉄道が全線開通（BRTを含む）、同年12月には区画整理、災害公営住宅約3万戸（調整中及び帰還者向けを除く）の整備も完了した。令和3年3月までに15万5,000件の住宅の自主再建も完了し、応急仮設住宅の入居者は福島県の被災者約1,000人のみとなった。また、復興道路・復興支援道路約92%、防潮堤の約85%の整備が完了した。

産業・生業の分野においては、令和2年12月までにグループ補助金により約1万2,000件の支援を行い、同補助金による支援事業者の約45%が震災前の水準まで業績を回復させた。また、仮設店舗・工場等に入居していた被災事業者のうち9割以上が本施設に移行し、産業復興機構及び東日本大震災事業者支援機構による債権買取りは令和3年3月末で終了した。津波被災農地については94%で復旧が完了し、被害漁港の全てで陸揚げ機能が回復、被災3県の水産加工施設も98%で業務を再開し、福島県では水産業の試験操業が終了して本格操業への移行段階に移った。

原子力災害被災地域においては、令和3年3月末時点で除去土壌等の推計される輸送対象物量約1,400万m³のうち約75%を中間貯蔵施設に搬入し、特定復興再生拠点については避難指示解除に向けた除染やインフラ整備等が進められた。また、福島イノベーション・コースト構想に基づき、令和2年3月には福島水素エネルギー研究フィールド（浪江町）、福島ロボットテストフィー

ルド（南相馬市、浪江町）が全面開所するとともに、同年6月には「福島浜通り地域の国際教育研究拠点の設置に向けた有識者会議」の最終とりまとめがなされた。

この間、令和2年3月に双葉町の避難指示解除準備区域が解除されたことをもって帰還困難区域以外の避難指示が全て解除され、令和3年4月時点の福島県全体の避難者は約3万5,000人となった。また、令和2年12月には特定復興再生拠点区域外の土地活用に向けた土地活用スキームを決定した。

2) 政府の主な動き等

a. 復興施策の総括（令和元年10月23日）

平成31年基本方針において10年間の復興期間中に実施された復興施策を総括し、今後の対応を検討する必要があるとされたことを受けて、令和元年7月3日の復興推進委員会において「東日本大震災の復興施策の総括に関するワーキンググループの開催について」が決定され、同委員会の下でワーキンググループ（以下「総括WG」という。）を開催することとされた。

総括WGは同年7月22日の第1回以降、同年10月までに計5回開催され、同月23日の復興推進委員会において、同WGが取りまとめた「東日本大震災の復興施策の総括」が報告された。

b. 令和元年基本方針の策定（令和元年12月20日）

令和元年9月20日の復興推進会議において、安倍内閣総理大臣から復興・創生期間が残り1年半となったが、その後も政治の責任とリーダーシップの下で、復興を成し遂げるため、年内に復興の基本方針を取りまとめること等が指示された。

これを受けて、総括WGによる復興施策の総括も踏まえ、復興・創生期間後の取組、復興を支える仕組み及び組織について定める復興の基本方針の案が令和元年12月19日の復興推進会議で決定され、翌20日、「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針（以下「令和元年基本方針」という。）が閣議決定された。

令和元年基本方針においては、これまでの復興施策の総括がなされ、その上で地震・津波被災地域と原子力災害被災地域を区分し、それぞれについて基本方針が示された。地震・津波被災地域については、復興・創生期間後5年間において、復興事業がその役割を全うすることを目指すこととされた。また、原子力被災地域については、福島復興・再生には中長期的な対応が必要であり、引き続き国が前面に立って取り組むこととし、当面10年間、復興のステージが進むにつれて生じる新たな課題や多様なニーズにきめ細かく対応しつつ、本格的な復興・再生に向けた取組を行うこととされた。なお、復興・創生期間の終了から5年目に当たる令和7年度に復興事業全体のあり方について見直しを行うこととされた。

また、復興を支える仕組みとして、財源等については、令和2年夏頃を目途に、復興・創生期間後の当面5年間の復旧・復興事業の実施に必要な事業規模及び財源を示すこととされた。法制度については、東日本大震災復興特別区域法による復興交付金を復興・創生期間の終了をもって廃止すること、福島イノベーション・コースト構想の産業集積に向けた取組の加速化や風評被害などの課題に対応した税制措置等を検討することとされた。

さらに、この令和元年基本方針によって、復興庁の設置期間を復興・創生期間後10年間延長し、現行の総合調整機能を維持することが明記された。併せて、組織のあり方については、復興・創生期間後の復興事業の更なる進捗状況を踏まえ、5年目に当たる令和7年度に検討を行い、必要な措置を講ずることとされた。

c. 復興庁設置法等の一部を改正する法律の成立（令和2年6月5日）

令和元年基本方針等を踏まえ、令和2年3月3日、復興庁の設置期間の10年間延長等を内容とする「復興庁設置法等の一部を改正する法律案」が閣議決定され、国会に提出された。同法律案は、復興・創生期間後の復興を支える仕組み等を整備するものであり、復興庁設置法をはじめ、以下の4つの復興関連法の改正を束ねたものであり、令和2年6月5日（参）本会議において可決・成立、同月12日に公布・一部施行された。

図表 2-1-18 復興庁設置法等の一部を改正する法律概要

復興庁設置法等の一部を改正する法律について（令和2年6月12日法律第46号）	
<p>背景</p> <p>地震・津波被災地域は復興の「総仕上げ」の段階、原子力災害被災地域は今後も中長期的な対応が必要。このような状況を踏まえ、復興・創生期間後の基本方針(令和元年12月20日 閣議決定)に基づき、復興・創生期間後（令和3年度以降）の復興を支える仕組み・組織・財源を下記の法改正で整備することが必要。</p>	
<p>復興を支える仕組み・組織・財源</p>	
<p>1. 復興庁設置法</p> <ul style="list-style-type: none"> 復興庁の設置期間を10年間延長（令和13年3月31日） 現行の総合調整機能の維持、復興大臣の設置 復興局の位置等の政令への委任 等 <p>※ 岩手復興局・宮城復興局は沿岸域に移設、福島復興局は引き続き福島市に設置</p>	<p>3. 福島復興再生特別措置法</p> <ul style="list-style-type: none"> 帰還促進に加え、移住等の促進（交付金の対象に新たな住民の移住の促進や交流・関係人口の拡大に資する施策を追加） 営農再開の加速化（農地の利用集積や6次産業化施設の整備を促進するための特例の創設等） 福島イノベーション・コースト構想の推進を軸とした産業集積の促進（課税の特例を規定等） 風評被害への対応（課税の特例を規定等） 福島県が福島復興再生計画を作成し、国の認定を受ける制度の創設（現行の3計画を統合） 等
<p>2. 東日本大震災復興特別区域法</p> <ul style="list-style-type: none"> 規制の特例、復興整備計画、金融の特例について、対象地域の重点化（復興の取組を重点的に推進する必要がある地方公共団体を政令で定める） 復興特区税制について、対象地域の重点化（産業集積の形成及び活性化を図ることが特に必要な市町村を政令で定める） 復興交付金の廃止（所要の経過措置を規定） 等 	<p>4. 復興財源確保法・特別会計法</p> <ul style="list-style-type: none"> 復興債の発行期間の延長 株式売却収入の償還財源への充当期間の延長 等 <p>※ 東日本大震災復興特別会計は継続</p>
<p>※施行日：令和3年4月1日（3.及び4.の一部は、公布日施行）</p>	

出所）復興庁HP <https://www.reconstruction.go.jp/topics/20200611103028.html>（令和5年7月5日閲覧）

d. 令和3年度以降の復興の取組について決定（令和2年7月17日）

令和元年基本方針において「令和2年夏頃を目途に、復興・創生期間後の当面5年間の復旧・復興事業の実施に必要な事業規模及び財源を示すこと」とされたことを踏まえて、令和2年7月17日の復興推進会議で「令和3年度以降の復興の取組について」が決定された。同決定において、復興期間を令和7年度までの15年間とされた。その上で、令和3年度からの5年間は、その前の5年間の理念を継承し、その目標の実現に向け取組を更に進めるべき時期であることから「第2期復興・創生期間」と位置付けられた（これに伴い、平成28年度から令和2年度までは「第1期復興・創生期間」とされた）。

また、平成23年度から令和2年度までの10年間における復旧・復興事業費は31.3兆円程度と見込まれること、第2期復興・創生期間の現時点の見込みは1.6兆円程度であることから、合計で15年間の復旧・復興事業の規模は32.9兆円程度と見込まれるとされた。

財源については、令和2年度までの10年間における復旧・復興事業に充てるために確保した32兆円程度が、復興特別所得税や税外収入の令和元年度までの実績を踏まえると32.9兆円程度となり、事業規模と見合うものと見込まれた。

e. 令和元年基本方針の変更（令和3年3月9日）

令和2年6月の復興庁設置法等の一部を改正する法律の成立、同年7月の「令和3年度以降の復興の取組について」（復興推進会議決定）等を令和元年基本方針に反映し、令和3年度以降の復興に万全を期すため、その見直し案が令和3年3月9日の復興推進会議で決定され、同日、令和元年基本方針の変更が閣議決定された。これにより、同方針は全部変更され、「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針」（以下「令和3年基本方針」という。）となった。

令和3年基本方針においては、地震・津波被災地域と原子力被災地域を区分し、それぞれについて以下のとおり、復興の基本姿勢が示された。

- ・ 地震・津波被災地域については、第2期復興・創生期間において、被災者支援をはじめとする残された事業に全力を挙げて取り組むことにより、復興事業がその役割を全うすることを目指す。
- ・ 原子力災害被災地域については、福島復興・再生には中長期的な対応が必要であり、引き続き国が前面に立って取り組むこととし、当面10年間、復興のステージが進むにつれて生じる新たな課題やニーズにきめ細かく対応しつつ、本格的な復興・再生に向けた取組を行う。また、「創造的復興の中核拠点」として国際教育研究拠点を新設する。なお、令和7年度に、復興事業全体のあり方について見直しを行う。

また、15年間の復旧・復興事業の規模を32.9兆円程度と見込み、財源については復興特別所得税等の実績を踏まえるとこれに見合うものと見込まれるとされた。

組織については、復興庁設置法の改正により、復興庁の設置期間が令和13年3月31日まで延長され、現行の総合調整機能とともに、岩手県、宮城県及び福島県の復興局を維持し、岩手復興局及び宮城復興局の位置を復興の課題が集中する地域に組織の軸足を移すため、それぞれ釜石市及び石巻市に変更することが示された。なお、第2期復興・創生期間の復興事業の更なる進捗状況を踏まえ、令和7年度に組織のあり方について検討を行い、必要な措置を講ずることとされた。

この令和3年基本方針は、復興施策の進捗状況、原子力災害被災地域からの復興の状況を踏まえ、3年後を目途に必要な見直しを行うこととされた。

[参考：事務記録]

図表 2-1-19 復興庁の経過（事務記録）（平成31年4月1日～令和3年3月31日）

月日	復興庁の動き	現地等の動き
平成31/令和元年		
4月1日	○福島再生加速化交付金（第37回）の交付可能額通知	○原子力災害からの福島復興再生協議会を開催
4月5日	○渡辺復興大臣が福島県訪問	
4月7日		○気仙沼大島大橋が開通
4月8日	○渡辺復興大臣が福島県訪問	○ふたば未来学園が中高一貫校としてスタート
4月12日	○原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォースを開催	
4月13日		○釜石魚河岸にぎわい館「魚河岸テラス」開館
4月14日	○渡辺復興大臣及び浜田復興副大臣、安倍総理大臣の福島県訪問に同行	
4月20日	○渡辺復興大臣が福島県訪問	
4月25日		○「かわまちてらす閑上」開業
4月26日		○矢本海浜緑地開園
5月10日		○山元町新庁舎開庁
5月13日	○渡辺復興大臣が福島県訪問	
5月20日	○WTO上級委報告書の結果を踏まえた対応方向取りまとめ	
5月21日	○天皇陛下御即位慶祝写真展を開催 （東京都：5月21日～6月7日、岩手県・宮城県：5月21日～31日、福島県：5月28日～6月7日）	
5月26日	○渡辺復興大臣が宮城県及び福島県訪問	
6月1日	○渡辺復興大臣が福島県訪問（～2日）	○第14回福島12市町村の将来像に関する有識者検討会を開催
6月2日		○みやぎ県北高速幹線道路IV期（築館工区）開通
6月9日		○みちのく潮風トレイル全線開通
6月12日	○渡辺復興大臣が宮城県訪問 ○公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況（平成31年3月末時点）を公表	
6月18日	○渡辺復興大臣が宮城県訪問	
6月20日	○渡辺復興大臣が岩手県訪問	
6月22日		○三陸沿岸道路の釜石北IC～大槌IC間が開通
6月27日	○福島再生加速化交付金（第38回）の交付可能額通知	
6月		○避難者数（最大約47万人）：約5万1,000人（令和元年6月11日現在）
7月3日	○第30回復興推進委員会を開催	○復興推進計画（利子補給関係）（認定番号：青森第12号、宮城第81号、福島第117・118号）を認定
7月12日		○認定復興推進計画（福島第18号）の変更を認定
7月14日	○渡辺復興大臣が福島県訪問	
7月17日	○渡辺復興大臣が福島県訪問	

7月22日	○第1回東日本大震災の復興施策の総括に関するワーキンググループ開催	○東京2020オリンピック・パラリンピック復興ふくしま推進会議&ふくしま大交流ミーティング開催	
7月24日			
7月28日	○渡辺復興大臣が宮城県訪問		
7月29日	○第1回福島浜通り地域の国際教育研究拠点に関する有識者会議開催		
7月31日	○渡辺復興大臣が福島県訪問		
8月6日	○渡辺復興大臣が宮城県訪問	○久慈市総合防災公園開園 ○原子力災害からの福島復興再生協議会を開催	
8月8日	○渡辺復興大臣が福島県訪問		
8月9日	○公共インフラに係る復興施策（事業計画と工程表）を更新し、公表 ○福島12市町村における公共インフラ復旧の工程表を更新し、公表		
8月20日	○渡辺復興大臣が福島県訪問（～21日）		
8月23日	○第2回東日本大震災の復興施策の総括に関するワーキンググループ開催		
8月29日	○渡辺復興大臣が岩手県訪問		
8月30日	○第2回福島浜通り地域の国際教育研究拠点に関する有識者会議開催 ○公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況（令和元年6月末時点）を公表		
8月30日			
9月8日	○渡辺復興大臣が宮城県訪問	○高田松原津波復興祈念公園一部利用開始 ○釜石鶴住居復興スタジアムにおいて、ラグビーワールドカップ2019フィジー対ウルグアイ戦を実施	
9月11日	○内閣改造により、復興大臣に田中徳大臣が就任 ○第3回東日本大震災の復興施策の総括に関するワーキンググループ開催		
9月12日	○田中復興大臣が福島県、宮城県訪問		
9月13日	○田中復興大臣が岩手県訪問 ○菅家副大臣、横山副大臣、御法川副大臣が復興副大臣に、藤原政務官、青山政務官、中野政務官が復興大臣政務官に就任		
9月18日	○田中復興大臣が福島県訪問（～19日）		
9月19日	○第3回福島浜通り地域の国際教育研究拠点に関する有識者会議開催		
9月20日	○第23回復興推進会議を開催		
9月22日			
9月25日	○田中復興大臣が岩手県訪問（～26日） ○福島再生加速化交付金（第39回）の交付可能額通知		
9月30日	○田中復興大臣が宮城県訪問 ○第4回東日本大震災の復興施策の総括に関するワーキンググループ開催		
9月			○避難者数（最大約47万人）：約5万人（令和元年9月6日現在）
10月1日	○田中復興大臣が福島県訪問		
10月3日	○第4回福島浜通り地域の国際教育研究拠点に関する有識者会議開催		
10月5日	○田中復興大臣が福島県訪問		

10月14日	○田中復興大臣が福島県訪問	
10月16日	○第5回東日本大震災の復興施策の総括に関するワーキンググループ開催	○認定復興推進計画（福島第2号、第55号）の変更を認定
10月18日	○第5回福島浜通り地域の国際教育研究拠点に関する有識者会議開催	
10月23日		○第26回地域復興マッチング「結の場」（宮城県東部地方）を開催
10月28日	○田中復興大臣が宮城県訪問	
10月29日	○田中復興大臣が福島県訪問（～30日）	
11月 1日	○原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォースを開催	○復興推進計画（利子補給関係）（認定番号：宮城第82号、福島第119・120号、茨城第27号）を認定
11月 7日	○第32回復興推進委員会を開催	
11月11日		○第27回地域復興マッチング「結の場」（福島県いわき市）を開催
11月14日	○第6回福島浜通り地域の国際教育研究拠点に関する有識者会議開催	○陸前高田市まちなか再生計画の変更を認定
11月20日		○第28回地域復興マッチング「結の場」（いわて三陸）を開催
11月22日	○「東日本大震災からの復興の状況に関する報告」を取りまとめ、国会に報告	
11月24日	○田中復興大臣及び菅家復興副大臣が安倍総理大臣の宮城県訪問に同行	
11月25日	○第3回福島イノベーション・コースト構想推進分科会開催	
11月28日	○第7回福島浜通り地域の国際教育研究拠点に関する有識者会議開催	
11月30日		○東部復興道路（かさ上げ道路）開通
12月 9日	○「福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業発展の青写真」を取りまとめ	
	○第33回復興推進委員会を開催	
12月12日	○田中復興大臣が宮城県を訪問	
12月13日	○福島再生加速化交付金（第40回）の交付可能額通知	
12月19日	○第24回復興推進会議を開催	
12月20日	○「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針を閣議決定	
12月22日	○田中復興大臣が福島県を訪問	○東北中央自動車道「相馬 IC～相馬山上 IC 間」開通
12月		○避難者数（最大約47万人）：約4万9,000人（令和元年12月9日現在）
令和2年		
1月 9日		○亘理町役場新庁舎開庁
1月15日	○田中復興大臣が岩手県を訪問	
1月24日	○第6回福島の森林・林業の再生のための関係省庁プロジェクトチームを開催	○認定復興推進計画（宮城第6号）の変更を認定
	○第8回福島浜通り地域の国際教育研究拠点に関する有識者会議開催	
1月28日	○福島再生加速化交付金（第41回）の交付可能額通知	

1月31日		○復興推進計画（利子補給関係）（認定番号：宮城第83号、福島第121～126号、茨城第28号）を認定
2月1日		○いわき市おさかなひろば「はま水」がオープン
2月3日	○田中復興大臣、横山副大臣が宮城県（仙台市）を訪問	
2月14日	○田中復興大臣、宮城県庁、みやぎ心のケアセンター及び宮城県商工会議所連合会を訪問 ○「岩手・宮城・福島の産業復興事例30 東日本大震災から9年～持続可能な未来のために～」公表	
2月16日		○田中復興大臣、復興応援・復興フォーラム2020in 東京に出席
2月18日	○田中復興大臣、「被災地支援取り組みの視察」	
2月24日	○田中復興大臣、福島県（福島市）を訪問	○三陸沿岸道路「気仙沼中央 IC～気仙沼港 IC」間が開通 ○福島市で「第20回原子力災害からの福島復興再生協議会」が開催され、田中復興大臣が出席
2月28日	○公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況（令和2年1月末時点）を公表	
3月3日	○復興庁設置法等の一部を改正する法律案が閣議決定	
3月4日		○福島県双葉町で一部避難指示解除
3月5日		○福島県大熊町で一部避難指示解除
3月7日	○安倍総理が福島県（双葉町、富岡町、浪江町）訪問し、田中復興大臣が同行	○常磐自動車道常磐双葉 IC 開通式が開催され、安倍総理、田中復興大臣が出席
3月10日	○第25回復興推進会議、第51回原子力災害対策本部会議合同会合が開催	○福島水素エネルギー研究フィールド開所式が開催され、安倍総理、田中復興大臣が出席 ○福島県富岡町で一部避難指示解除 ○JR常磐線が全線運行再開
3月14日		
3月18日	○第10回福島浜通り地域の国際教育研究拠点に関する有識者会議開催	
3月20日		○三陸鉄道リアス線全線運行再開記念列車出発式（岩手県）
3月24日		○認定復興推進計画（岩手8号、10号、宮城24号、福島第18号）の変更を認定
3月		○避難者数（最大約47万人）：約4万7,000人（令和2年3月11日現在）
4月1日	○福島再生加速化交付金（第42回）交付可能額通知（福島定住等緊急支援（こども元気復活交付金）、拠点施設整備、帰還環境整備、既存ストック活用まちづくり、側溝堆積物撤去・処理支援、長期避難者生活拠点形成（コミュニティ復活交付金））が公表	
4月10日	○第11回福島浜通り地域の国際教育研究拠点に関する有識者会議開催	
4月27日	○第12回福島浜通り地域の国際教育研究拠点に関する有識者会議開催	
5月15日	○第13回福島浜通り地域の国際教育研究拠点に関する有識者会議開催	

6月5日	○第7回福島12市町村将来像提言フォローアップ会議を书面開催	
6月11日	○第34回復興推進委員会を開催 ○公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況（令和2年3月末時点）を公表	
6月12日	○第15回福島12市町村の将来像に関する有識者検討会が開催（復興庁・福島県庁・学びの森の3会場をTV会議形式で接続） ○復興庁設置法等の一部を改正する法律公布	
6月19日	○田中復興大臣が福島県（県庁）を訪問し、内堀知事と意見交換	
6月22日	○田中復興大臣が、岩手県（岩手県商工会議所連合会、岩手県漁業協同組合連合会及び岩手県庁）を訪問し、意見交換	
6月26日	○福島再生加速化交付金（第43回）《帰還環境整備第30回》の交付可能額を通知	
7月2日	○田中復興大臣、福島県（双葉町、大熊町、富岡町）を訪問	
7月3日		○復興推進計画の認定（天栄村（福島第127号）、須賀川市（福島第128号）、郡山市（福島第129号））
7月7日		○認定復興推進計画（福島第5号、福島第18号）の変更を認定
7月9日	○田中復興大臣、千葉県（旭市）、茨城県（潮来市、鹿嶋市、大洗町、北茨城市）を視察	
7月12日		○三陸沿岸道路「宮古中央 JCT～田老真崎海岸 IC」間、宮古盛岡横断道路「宮古港 IC～宮古中央 IC」間が開通
7月17日	○第26回復興推進会議を持ち回り開催 ○田中復興大臣、宮城県（東松島市）を訪問	
7月21日	○令和3年度復興庁予算概算要求に係る基本的考え方を発表	
7月29日	○田中復興大臣、福島県（楡葉町及び郡山市）を訪問	
7月		○避難者数（最大約47万人）：約4万3,000人（令和2年7月9日現在） ※6月は新型コロナウイルス感染症対策のため公表休止
8月2日		○東北中央自動車道「伊達桑折 IC～桑折 JCT」間の開通式が開催され、田中復興大臣が出席
8月5日	○田中復興大臣、岩手県（宮古市、大槌町）を訪問 ○第16回福島12市町村の将来像に関する有識者検討会を開催（復興庁・福島復興局の2会場をTV会議形式で接続）	
8月7日	○公共インフラに係る復興施策（事業計画と工程表）を更新し、公表 ○福島12市町村における公共インフラ復旧の工程表を更新し、公表	
8月19日	○田中復興大臣、宮城県（名取市、女川町）を訪問	○福島県双葉町が住民意向調査を開始
8月27日	○公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況（令和2年6月末時点）を公表	
8月30日	○田中復興大臣、福島県（福島市）を訪問	○福島市で「第21回原子力災害からの福島復興再生協議会」が開催され、田中復興大臣が出席

9月4日	○田中復興大臣が福島県（富岡町）を訪問	○福島ロボットテストフィールドの全面開所式典が開催され、田中復興大臣が出席	
9月8日	○産業復興の推進に関するTF第8回を開催		
9月12日	○田中復興大臣、福島県（南相馬市、浪江町）訪問		
9月16日	○内閣改造により平沢復興大臣が就任		
9月18日	○亀岡副大臣、横山副大臣、岩井副大臣が復興副大臣に、吉川政務官、三谷政務官、佐藤政務官が復興大臣政務官に就任 ○平沢復興大臣、福島県（福島市）を訪問		
9月20日			○東日本大震災・原子力災害伝承館が開館
9月23日	○平沢復興大臣、岩手県（盛岡市）、宮城県（仙台市）を訪問		
9月25日	○第27回復興推進会議を開催		
9月26日	○菅総理が福島県（大熊町、双葉町、広野町）を訪問し、平沢復興大臣が同行		
9月29日	○復興庁設置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令が閣議決定 ○福島再生加速化交付金（第44回）《帰還環境整備第31回》の交付可能額を通知		
9月30日	○平沢復興大臣が福島県（浪江町、大熊町、富岡町、双葉町）を訪問		
9月		○避難者数（最大約47万人）：4万3,000人（令和2年9月9日現在）	
10月2日	○復興庁設置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令公布	○小名浜港国際バルクターミナル供用式が開催され、平沢復興大臣が出席	
10月3日			
10月5日	○平沢復興大臣が福島県（いわき市、田村市、福島市、川俣町、葛尾村、川内村、広野町、楡葉町、南相馬市、新地町、相馬市、飯舘村）を訪問（5、7・8日）		
10月14日	○平沢復興大臣が宮城県（名取市、東松島市、石巻市、女川町、南三陸町、気仙沼市）を訪問		
10月16日	○平沢復興大臣、岩手県（宮古市、山田町、大槌町、釜石市、大船渡市、陸前高田市）を訪問		
10月30日	○復興庁公式YouTubeチャンネルが開設 ○東日本大震災発災10年ポータルサイトが開設		
11月2日	○4市町からの復興推進計画（利子補給関係）を認定		○推進計画の認定（岩沼市（宮城第84号）、富谷市（宮城第85号）、多賀城市（宮城第86号）、矢吹町（福島第130号））
11月7日	○平沢復興大臣が福島県（双葉町、大熊町）を訪問	○東日本大震災・原子力災害伝承館、双葉町産業交流センター、福島県復興記念公園の合同開所式が開催され、平沢復興大臣が出席	
11月10日	○平沢復興大臣が宮城県（仙台市、七ヶ浜町、塩竈市、松島町、利府町、多賀城市、山元町、亘理町、岩沼市）を視察（～11日）		
11月19日		○第29回地域復興マッチング「結の場」（福島県）オンライン開催	

11月20日	○公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況（令和2年9月末時点）を公表	
11月21日		○三陸沿岸道路「小泉海岸 IC～本吉津谷 IC」間が開通
11月26日	○第17回福島12市町村の将来像に関する有識者検討会（WEB 開催）（復興庁・福島県庁・ホテル蓬人館の3会場をWEBで接続）	
11月30日	○第35回復興推進委員会を開催	
12月4日	○平沢復興大臣他が生活再建支援拠点西日本ブロック会議に出席	
12月5日		○宮古盛岡横断道路「区界～梁川」間が開通
12月9日		○第30回地域復興マッチング「結の場」をオンラインで開催（岩手県）
12月10日	○菅義偉総理大臣が岩手県・宮城県を訪問、平沢復興大臣が同行	
12月11日	○「東日本大震災からの復興の状況に関する報告」を取りまとめ、国会に報告 ○福島再生加速化交付金（第45回）《帰還環境整備（第32回）、長期避難者生活拠点形成（コミュニティ復活交付金）第30回》の交付可能額通知を公表	
12月12日		○三陸沿岸道路「洋野種市～階上」間が開通
12月18日	○第28回復興推進会議を開催	
12月19日		○三陸沿岸道路「尾肝要～普代」間が開通
12月25日	○東日本大震災復興特別区域法施行規則及び福島復興再生特別措置法施行規則の一部を改正する庁令を施行（押印廃止関係）	
12月		避難者数（最大約47万人）：約4万2,000人 （令和2年12月8日現在）
令和3年		
1月4日		○福島県の国営追悼・祈念施設が一部利用開始
1月28日		○第31回地域復興マッチング「結の場」をオンラインで開催（宮城県）
2月8日		○復興推進計画（岩手第34号）を認定
2月12日	○「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針の改定の方角性を公表	○復興推進計画（利子補給関係）（宮城第87号）を認定
2月21日	○第22回原子力災害からの福島復興再生協議会をテレビ会議で開催	
2月25日	○第18回福島12市町村の将来像に関する有識者検討会をオンラインで開催	
2月26日	○復興交付金の交付可能額通知を公表（第28回）	○復興推進計画を変更認定（福島第3号）

3月1日	○第36回復興推進委員会をオンラインで開催	
3月4日	○ポータルサイト「FukushimaUpdates」を公開	
3月5日	○東日本大震災発災10年フォトコンテストの受賞作品を発表	
3月6日	○菅義偉総理大臣が福島県を訪問、平沢大臣が同行	○三陸沿岸道路「気仙沼港～唐桑半島」が開通
3月8日	○福島12市町村の将来像に関する有識者検討会が提言を発表	
3月9日	○「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針の改定が閣議決定	
3月11日	○第29回復興推進会議を開催 ○東日本大震災追悼式典を開催	
3月20日		○三陸沿岸道路「侍浜～洋野種市」間が開通
3月23日	○「東日本大震災 復興の教訓・ノウハウ集」を公表	
3月25日		○聖火リレーが福島県でグランドスタート
3月26日	○復興特別区域基本方針の一部改定が閣議決定 ○福島復興再生基本方針を改定	○認定復興推進計画（岩手第8号、宮城第21号・第24号、福島第3号・5号・第18号）の変更を認定
3月28日		○宮城県の国営追悼・祈念施設が全面供用 ○宮古盛岡横断道路「養目～腹帯、川井～箱石、平津戸・岩井～松草」間が開通
3月		避難者数（最大約47万人）：約4万1,000人 (令和3年3月10日現在)

出所：「復興庁の経過（事務記録）」（令和3年2月8日現在）及び「復興庁の経過（事務記録）」（令和2年12月1日～令和3年9月30日）

4. 復興政策の課題と教訓

以上のとおり、集中復興期間及び第1期復興・創生期間の10年間における復旧・復興の進捗を概観してきたが、本節を終えるに当たって、「東日本大震災からの復興政策10年間の振り返りに関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）」における委員の意見、地方公共団体やこれまでの復興政策に携わった有識者等からの意見聴取も踏まえ、特に復興政策に係る基本的な考え方や枠組み等に着目し、東日本大震災からの復興にみられた課題から今後の大規模災害に生かすべき教訓について、総括的に整理する。大規模災害からの復興のあり方については、具体的な被害の規模・態様、被災地の主要産業や発災時の社会・経済情勢等を踏まえる必要があるため、一概には規定できないが、今後の復興政策の検討に当たっては、以下の教訓とともに、各章に記録された各分野の施策やその趣旨・経緯等も参照し、本書を十分に活用されることを期待する。

(1) あるべき復興の姿と客観的指標

地域によって目指すべき将来像は平時から異なり、被災後のあるべき復興の姿は、被害の規模や態様等の違いから更に異なったものとなり得る。しかし、住民の日常生活を奪い、社会経済基盤に甚大な被害をもたらす大規模災害からの復興政策においては、まずは、各地域に共通して物理的な「インフラの復旧」がその目的に挙げられる。

さらに、東日本大震災では「創造的復興」が掲げられ、原形復旧に止まらない多重防御のまちづくりや高台移転等による「再度災害の防止」、前例のない手厚い支援による「被災者の生活再建」や「産業・生業の再生」等が復興政策の目的となった。こうして様々な施策が展開され、分野ごとにその目標や進捗を測る指標が各々示されてきた。しかし、それらの多くは事業の達成度評価に止まり、復興としてそもそも何をすべきかという観点は弱く、あるべき復興の姿から見た評価やそのための指標等が十分に示されてきたとは言えないとの指摘がある²⁷。

また、「創造的復興」のためには、政府が復興施策のメニューを示して、被災自治体それぞれが自らの地域に必要なものを選択するという枠組みが採られたことから、その選択のプロセスや適否、提示したメニューの過不足等といった論点も生じて、全体としての評価はより困難になるという指摘もある²⁸。

「被災者の生活再建」や「産業・生業の再生」を復興政策の目的に掲げて、総合的な施策のパッケージを打ち出し、新たな仕組みづくりを推進したことは、これまでの復興政策と比較すると画期的なことである。一方、その進捗は、発災以降の社会経済環境の変化にも多分に影響を受ける。実際、東日本大震災からの復興過程においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大という国内外の社会経済活動にかつてない影響を及ぼす事象が発生した。また、被災者一人一人が抱える課題も、被災状況や発災時の年齢、世帯構成、職業等の違いもあり、加齢とともに更に多様化し、個々の生活再建の程度には差が生じている。

こうしたことから、目指すべき「創造的復興」は主体や分野によって益々多義的なものとなり、復興の達成度を全体として把握することが困難になっているとも考えられる。このため、今後、復興政策を評価するためには、従来から用いられるインフラの整備率や地域経済に係る指数とともに、被災者の生活再建等に係る状況を客観的に計測し、その上で各種指標に基づいて、残された課題を特定し、議論を重ね、復興事業がその役割を全うしたか否かを判断することが必要との

²⁷ 第2回有識者会議（令和4年12月5日）大西委員、増田座長代理意見。

²⁸ 飯尾潤「創造的復興を可能とする復興体制」『21世紀ひょうご』第30号（令和3年）ほか。

指摘がある²⁹。また、「創造的復興」とは今後の社会経済環境の下でも活力ある営みが行える地域、あるいは、今後の大規模災害に対して強靱性や復元力をもった地域を目指すものとする観点からは、「再度災害の防止」という目的の進捗を図るためには、避難路や避難場所の整備と避難訓練の充実等を組み合わせた総合的な対策を一層推進しなければならない。

なお、人口減少下における復興の指標として定住人口を用いることは必ずしも適当ではなく、交流人口や関係人口、即地的なものには限らない人のつながりの維持といった状態をモニタリングしていくことも重要との意見がある³⁰。

(2) 復興政策のフレーム

復興政策については、発災時の社会経済情勢や国及び地方公共団体の財政状況等に応じて、あらかじめ、投入できる人的・財政的・時間的リソースについてのフレームを設けることが必要と考えられる。東日本大震災からの復興においても、当初、10年間で少なくとも23兆円程度という復興期間・財源フレームが示された。こうしたフレームを設けることによって、あるべき復興の姿に向けた地域の合意形成を促すことが期待される。しかし、そのことが同時に復興の将来像を地域で議論する際の時間的制約となり、被災者との丁寧な合意形成を図る上での足枷となることもあり、フレームの設定については十分に議論する必要がある。特に大規模な地震による災害であって、発生後も余震活動が継続している場合、復興期間の設定については慎重に検討すべきとの意見もある³¹。

さらに、復興期間の終了によって、被災者や被災地の課題が当然に解決される訳ではない。残された課題の有無と当該課題に復興政策として対応すべきか否かは別の問題である。復興期間の終了後も残存する課題に対しては、地域振興や社会保障等の一般施策によって、例えば、被災者の生業の再生や心のケア等の個別のケースに応じて柔軟に対応していく必要があり、そのための円滑な移行に向けた道筋をつけることが重要との意見がある³²。

(3) 復興施策の複合性

東日本大震災の地震・津波による被災地は広域に及び、さらに、東京電力福島第一原子力発電所事故によって放射性物質が拡散したことから、最大で約47万人が避難することとなった。被災地では、避難している住民が帰還し、再び安全・安心に暮らすことができるように、インフラ・生産設備等の復旧、防潮堤の整備、宅地造成や災害公営住宅の建設等が進められた。しかし、それらの復興事業の完了を待たずに、避難先で恒久的な住まいを確保した被災者も少なくない。被災者にとっては、自らの生活を再建するために必要なインフラ・生産設備、雇用、商業施設、教育環境や社会福祉サービス等がどこでいつまでに提供されるのかが重要である。

甚大な被害を受けた被災地において、これらの機能が確保されるまでには相応の期間を要する。しかし、その見通しが立たないまま避難生活を継続することは、被災者にとって大きなストレスになるものと考えられる。「インフラの復旧」や「再度災害の防止」によるまちの復興と「被災者

²⁹ 第2回有識者会議 田村委員意見。

³⁰ 第2回有識者会議 今村委員、藤沢委員意見。

³¹ 第2回有識者会議 今村委員意見。

³² 第2回有識者会議 秋池座長意見、第3回有識者会議（令和5年2月27日）藤沢委員意見。

の生活再建」との間でタイムラグは発生せざるを得ないが、東日本大震災においては平成 25 年 3 月から住まいの復興工程表を示す等の工夫がなされた。今後の大規模災害からの復興に当たっても、被災者が自らの生活再建を検討するために必要となる情報や選択肢を可能な限り適時適切に提示することが必要であり、国等が復興の時間軸を被災者などに可視化することで帰還・再建意向の向上につながるとの意見がある³³。

さらに、避難が長期化するにつれて、被災地への帰還意向が低下する傾向がみられる。避難先において新しい人間関係を築き、住まいを再建して、被災者が日常生活を取り戻すことは、「被災者の生活再建」という観点からは望ましいことであり、そのために必要な支援は十分なされるべきとの意見がある³⁴。一方、「地域の復興」という観点からは、避難先で生活再建がなされることは人口流出とも捉えられる。これらを単純な二者択一と考えるのではなく、両立させるための方策を検討していかなければならない。

このように復興政策の目的や施策間で一見生じる矛盾や不整合は、「被災者の生活再建」と「地域の復興」の間だけではなく、漁村集落の高台移転による安全性の確保が生業の再生やコミュニティの維持に影響を及ぼすなど様々な形で生じ得る。このため、大規模災害からの復興に当たっては、「被災者の生活再建」や「地域の復興」など各分野の時間軸が異なり、かつ、それぞれの施策が互いに影響を及ぼすといった復興施策の複合性に十分留意しなければならない。

(4) 人口減少下における復興計画

地域づくりに終わりはなく、東日本大震災からの復興において実施された事業の成否についても 10 年程度の期間で判断できるものではない。

しかし、復興事業により、公共施設等の新規整備を同時期に大量に行った場合、その後の地方財政に影響を与える維持管理費の増大が懸念され、原形復旧によっても過大な施設整備になることがある。また、施設の廃止・縮小も「創造的復興」であり、それによって自治体規模に見合った復旧ができるといった被災自治体からの意見もあった。このため、現在の日本が人口減少下にあることを踏まえると、復興事業の規模や公共施設の配置等については、国立社会保障・人口問題研究所による将来推計人口などに基づく精査等が必要との意見がある³⁵。なお、今般の震災においても国からは維持管理費も踏まえた計画内容の精査を促してきたところである。

また、復興に当たっては公共施設等の集約化、さらには、地域構造の再編についても検討すべき場合があり、市町村界を越えた対応まで必要となることがある。しかし、そのような検討や判断を市町村のみで行うことは容易ではないと考えられる。このため、より広域的な観点から県や国がビジョンを示し、被災地の持続可能な地域構造への再編が促進されるような支援や調整の枠組み等についても検討すべきとの意見もある³⁶。

こうしたことを踏まえ、東日本大震災を受けて制定された「大規模災害からの復興に関する法律」（平成 25 年法律第 55 号）に基づく市町村の復興計画には、区域と目標に次いで、人口の現状及び将来の見通しを定めることとされた。また、市町村は発災直後から膨大な初動・応急対策に人手をとられたり、一時的に行政機能を失ったりして、復興に向けた計画作成に着手できなくなるというボトルネックを解消するためにも、同法には都市計画決定の県又は国による代行制度が

³³ 第 3 回有識者会議 藤沢委員意見。

³⁴ 第 2 回有識者会議 大西委員意見。

³⁵ 第 2 回有識者会議 増田座長代理意見。

³⁶ 第 3 回有識者会議 藤沢委員意見。

設けられることとなった。

こうした制度の円滑かつ的確な活用を含めて、人口減少下における復興事業を適正に実施するためには、復興の事前準備、いわゆる「事前復興」の取組が重要となる。被災後に初めて復興計画等を検討することになると、「被災前よりも元気な地域にしたい、被災者が安心して希望を持って将来像を描かなければならない」という考えが強くなり、世論もこれを後押しし、場合によっては過大な事業計画が作成されるとの指摘がある³⁷。また、一刻も早い復興が求められる中で、計画に人口減少等の社会経済情勢までを反映するためには、時間や人的資源が足りない、発災後の混乱期に住民合意を得ることは困難といった被災市町村の意見もある。

このため、「事前復興」の取組として、人口減少や少子高齢化等の現実を踏まえた復興計画の作成に必要な推計人口をはじめとする様々な情報をあらかじめ整え、議論しておくこと、計画作成の体制、担当部署や手順を整理しておくこと、特に時間的経過とともに変化する住民意向を把握し、その結果に基づき、計画の見直しを柔軟に行うためのプロセスを検討しておくこと等が求められる。また、通常業務に追われて、復興のために専任の組織を常設することができない市町村において、平時から復興の事前準備を進めるためには、国や県においてガイドラインを作成し、技術的な助言を行うなど市町村の取組を支えていくことが不可欠との意見もある³⁸。

(5) 自助・共助・公助のバランス

東日本大震災からの復興に当たっては、被災者の生活再建や産業・生業の再生に対して、前例のない手厚い支援が行われた。被災者支援の分野においては、被災者一人一人の見守りや生活相談だけでなく、コミュニティの再生や形成といった人のつながりまでが施策の対象となった。また、産業・生業の再生についても、中小企業組合等共同施設等災害復旧事業（中小企業等グループ補助金）が創設され、事業用資産の形成にも国費が投入された。

しかし、平成 25 年に行われた世論調査³⁹では、発災後に重点をおくべき対応として、公助の比率は低下し、自助及び自助・共助・公助のバランスが取れた対応が大きくポイントを伸ばした。この結果から、一般的に東日本大震災を経験して「公助の限界」が認識されたとも言われる。被災者や被災事業者が公助に過度に依存することになると、行政による支援の終了によって生活や事業を成り立たせることができなくなるといったケースも懸念される。

また、これまでの大規模災害の経験から、被災者自身の「もはや被災者ではない」という認識に大きな影響を及ぼす要素として、人や地域とのつながりが挙げられる。これらは公助による直接的な財政支援や自助だけで確保されるものではない。人や地域のつながりから生まれる効用は共助そのものでもある。こうしたことを踏まえると、今後の大規模災害からの復興に当たっては、いかに自助・共助・公助のバランスが取れた復興政策を構築できるのが重要である。その際、財政的な復興支援が永続的になされるものではないという前提に立ち、自助を促進し、公助を梃子として共助領域が拡充されるような制度設計をすべきとの意見がある⁴⁰。

特に自助については、将来の被災者・被災事業者が各々平時から備えておくことが肝要だが、発災後にはその備えの足らざる部分を復興政策が補完することとなる。しかし、そのことが自ら備える必要性を低減させるといった逆効果を生じさせてはいけない、財政支援だけではなく、伴

³⁷ 第1回有識者会議（令和4年10月24日）大西委員、藤沢委員、増田座長代理意見ほか。

³⁸ 第1回有識者会議 秋池座長、今村委員、藤沢委員意見ほか。

³⁹ 「防災に関する世論調査（平成25年12月調査）」（内閣府）。

⁴⁰ 第3回有識者会議 藤沢委員意見。

走型支援など当事者の自助を促す手法を組み合わせることが重要である。また、産業・生業の分野においても、地域づくりと同様、事前の復興準備を検討しておくことで、単なる設備の原形復旧等ではなく、社会経済環境の変化に対応した事業転換等も含めた産業・生業の再生につながり得るとの指摘がある。また、こうした自助を後支えできるように、段階的に支援を行うなど柔軟な対応が可能となる公助の仕組みを検討すべきとの意見もある⁴¹。

また、共助については、被災者が分散して従前のコミュニティが再生できない、さらに、平時においても少子・高齢化の中でコミュニティが衰退していくことや都市部等では既にコミュニティが機能していない場合も想定される。このため、従来の地縁的なつながりだけではなく、ボランティア活動、SNSや企業等による取組も含めて、被災者がどこにいても、必要となる情報を的確に届け、定期的に被災者同士の会合を開催する等の共助機能を有するネットワークを形成・維持するための公助が重要である⁴²。併せて、被災者自身が支援側にも回るような仕組みづくり等に対する支援や環境整備が求められる。

(6) 復興施策の主体・支援スキーム

復興を目指して住民と向き合うのは市町村の職員であり、個別の復興事業や具体的な課題は地域によって異なることから、東日本大震災復興構想会議の提言や平成23年7月の復興の基本方針においては、復興の主体は市町村であることが明記された。一方、市町村ごとの被災規模、行政能力、平時からの住民とのつながりや住民同士の関係性等の違いによって、実際の復興の進捗にも市町村間で違いが生じた。

このため、被災市町村に対する人的・財政的支援の一環として、他の地方自治体からの職員派遣に係る各種スキームが構築されることとなった。さらに、国との直接のやり取りが格段に増加する中、平時とは異なる業務を迅速に遂行するため、関係省庁の職員が市町村長の相談役等として出向し有効に機能した。今後の大規模災害からの復興においても、地方自治体間の職員派遣の一層の円滑化を図るとともに、国からの職員派遣についても制度化を検討すること、さらに、公共施設等の集約化や地域構造の再編に限らず、移住促進や地域経済の再生など市町村界を越えた対応が求められる取組を推進するため、より広域的な主体が必要との意見もある⁴³。

また、財政力指数の低い被災自治体が復興事業を円滑に進めるためには、地元負担の大幅な軽減が求められた。しかし、当初5年間、全額国費で復興交付金事業等を実施したことで、被災自治体の財政規律を緩める結果につながったのではないかと指摘がある⁴⁴。一方、被災自治体にとって、関係省庁との協議や膨大な申請書類等は大きな負担となったとも言われる。これらを踏まえ、今後の大規模災害からの復興における財政支援については、事業が過大とならないよう被災自治体の財政力に応じて当初から地元負担を求めること、また、国が厳格に査定する事業と比較的簡素な手続で実施できる事業を区分し必要書類の定型化や簡素化を図ること等により、被災自治体の負担を軽減し、裁量の幅を広げる等の工夫も検討すべきといった意見がある⁴⁵。

また、東日本大震災において多くのNPOや民間企業等が組織として活動したことは画期的だった。しかし、それらの様々な活動については、政府との連動、また、現場における広域的な連

⁴¹ 第2回有識者会議 藤沢委員意見。

⁴² 第3回有識者会議 藤沢委員意見、第4回有識者会議 今村委員意見ほか。

⁴³ 第1回有識者会議 藤沢委員意見ほか。

⁴⁴ 第1回有識者会議 増田座長代理意見ほか。

⁴⁵ 飯尾潤「創造的復興を可能とする復興体制」『21世紀ひょうご』第30号(令和3年)ほか。

携が必ずしも十分ではなかったとの指摘がある⁴⁶。特に「被災者の生活再建」や「産業・生業の再生」等の分野では、個別のケースに応じてメリハリをつけた民間主体による支援の取組が不可欠であり、行政にはこれら民間主体との協働に向けた環境整備等が求められる。その際、復興基金を活用した民間主体への財政支援については、長期的に必要なソフト支援のために、財団等による基金の運用を図るなど、あらかじめ複数年度にわたるNPO等の活動を助成するなど柔軟な対応ができるようにすることが望ましいとの指摘がある⁴⁷。

(7) 被災市町村からの意見聴取

以上に加え、復興政策の10年間の振り返りに当たっては、復興庁において、被災3県の沿岸及び原子力災害被災市町村に対して、令和4年12月から令和5年1月にかけて、アンケート形式による意見聴取を行った。

図表 2-1-20 被災市町村からの意見聴取期間等

実施期間	令和4年12月15日（木）発出・令和5年1月20日（金）締切
実施方法	岩手・宮城・福島の各復興局から、対象市町村に質問・回答用紙を配布の上、各復興局経由で同用紙を回収
対象市町村	岩手県沿岸12市町村 （洋野町、久慈市、野田村、普代村、田野畑村、岩泉町、宮古市、山田町、大槌町、釜石市、大船渡市、陸前高田市） 宮城県沿岸15市町 （気仙沼市、南三陸町、石巻市、女川町、東松島市、松島町、利府町、塩竈市、七ヶ浜町、多賀城市、仙台市、名取市、岩沼市、亘理町、山元町） 福島県沿岸及び原子力災害被災15市町村 （田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村、いわき市、相馬市、新地町）
回収率	100%（計42市町村）
質問形式	問いに対して、はい・いいえ・どちらでもないのいずれかを選択 選択肢に応じて、その理由等を記述回答

⁴⁶ 第4回有識者会議 藤沢委員意見。

⁴⁷ 第1回有識者会議 藤沢委員意見ほか。

質問内容及び選択肢の回答結果一覧は以下のとおりとなった。

図表 2-1-21 質問内容及び選択肢の回答結果一覧

質問	■ はい	□ いいえ	■ どちらともいえない
Q1-1 国によって被災者支援のために様々な制度が設けられましたが、それらを十分に活用することができたとお考えですか。	81% (34)		17% (7)
Q1-2 被災者の心のケアやコミュニティ形成のために、行政は十分に役割を果たしたとお考えですか。	52% (22)		40% (17)
Q2-1 復興の目標や将来像・枠組みを決めるにあたって、人口減少等の社会経済情勢の変化を反映できましたか。	57% (24)		31% (13)
Q2-2 まちの復興の進捗と被災者の生活再建のスピード感の違いが課題となりましたか。	38% (16)	38% (16)	24% (10)
Q2-3 住まいとまちの復興における国・県・市町村の役割分担は上手いだったとお考えですか。	69% (29)		29% (12)
Q3-1 産業・生業の再生のために、国・県等による復旧支援や企業誘致などの様々な制度が設けられましたが、地域全体としてそれらを活用することができたとお考えですか。	67% (28)		26% (11)
Q3-2 産業・生業の再生にあたって、地域企業の復旧のみならず、新たな取組への支援などにより、想定した地域経済の新陳代謝がある程度図られたとお考えですか。※コロナ対応、物価高対応、他の災害等当初からは想定し得ない突発的事項については除く。	57% (24)		33% (14)
Q4-1 原子力災害からの復興のステージに応じた被災者への支援が行われてきたとお考えですか。	19% (8)		76% (32)
Q4-2 原子力災害からの復興において、国・県・市町村など関係者間の調整は機能してきたとお考えですか。	33% (14)		60% (25)
Q5-1 復興にあたって、他の自治体からの応援職員の受け入れは、円滑になされたとお考えですか。	79% (33)		19% (8)
Q5-2 復興にあたって、NPOや民間企業など行政以外の主体との連携は、円滑になされたとお考えですか。	64% (27)		31% (13)
Q5-3 震災の記憶と教訓を継承するために、国におけるデジタルアーカイブの構築等の取組みは、十分だとお考えですか。	60% (25)		36% (15)
Q6-1 復興庁・復興局は、政府における司令塔や総合調整、ワンストップ窓口の役割を十分果たしたとお考えですか。	76% (32)		24% (10)
Q6-2 復興期間が当初 10 年間でされたことで、復興まちづくり等についての合意形成などに影響はありましたか。	38% (16)	43% (18)	19% (8)
Q6-3 国の財政支援・地方財政措置を受けて整備された公共施設等の維持管理・更新費の増加は、今後、懸念されますか。	79% (33)		19% (8)

※ グラフの()書きの数値は選択した市町村数

以上のとおり、被災者支援のための制度活用、応援職員の受け入れや復興庁・復興局の役割については、肯定的な評価の割合が高くなっている。一方で、まちの復興の進捗と被災者の生活再建のスピード感の違いによる課題や復興期間が当初 10 年間とされたことによる影響の有無については、「はい」と「いいえ」が拮抗した結果となった。また、約 8 割の被災市町村が復興に当たって整備された公共施設等の維持管理・更新費の増加を懸念している。なお、原子力災害からの復興に係る設問については、引き続き、中長期的な対応が必要なこともあり、「どちらともいえない」という回答割合が非常に高くなっている。

このような結果からは、今後の大規模災害からの復興に備えて、いずれの設問についても引き続き検討すべき論点はあるが、特に被災自治体における施策展開を考えたとき、復興政策のフレームや施策の複合性、人口減少下における復興計画のあり方について十分な検討が必要であると考えられる。Q 2-2、Q 6-2 及び Q 6-3 における主な記述回答は次のとおりである。

〔まちの復興の進捗と被災者の生活再建のスピード感の違い〕

- ・スピード感を優先し、被災住民の意見が十分に反映されていない復興計画が作られたことで、却って事業着手に時間を要する結果となった。
- ・災害を想定したハザードマップを活用し、事前に災害公営住宅等の候補地を計画することで、住民との合意形成、復旧工事の事業者調整に要する時間を短縮できる。
- ・平地が少ないリアス海岸での工事、切土施工などにより、団地造成に時間を要した結果、生活再建とのミスマッチが生じ、被災者が町外へ流出した。
- ・制度開始を待てずに高齢化などから望まない形で自立再建した被災者がいる一方、長期間応急仮設住宅に住む資力のある被災者もいる。
- ・被災場所や被害状況、家庭環境などが異なるため全ての被災者の生活再建のスピード感を合わせることは困難。
- ・原発被災地域では復興の将来像が見えづらく、避難先での生活再建を余儀なくされる住民が多い。

〔復興期間が当初 10 年間とされたことによる影響〕

- ・期間の定めは必要。
- ・「10 年間」の期限があったことで、期間を意識しスピード感を持って進めることができた、復興計画の目安となった、合意形成が進んだ面がある。
- ・他方で、きめ細かい説明等の時間が限られた、住民の意向を十分くみ取れなかった懸念がある。
- ・被災者単位では、各事業期限までに判断できず、取り残される場面もあった。
- ・住まい（高台）と店舗（津波浸水区域）では住まいの再建が優先されたため、両方の再建には、家族構成や経済的理由など、10 年という区切りは非常に難しいものがあった。
- ・短期間で完了させるため、合意形成、工程調整など、職員の負担が増した。
- ・ハード事業では完了の目標になったが、ソフト事業には期限は不適當。

〔公共施設等の維持管理・更新費の増加〕

- ・地域コミュニティの再構築など震災特有の整備の結果、自治体規模に比べて過剰な施設を保有せざるを得なかった。
- ・極端なストック増や、整備した遠隔操作可能な水門、観光施設・避難所、道路・水道インフラ、緑地・植栽、雑草対策等について、更新・維持管理費の増大を懸念。
- ・一時に多数の施設を整備した被災自治体では、他地域に比べ、将来、更新が集中する時期にお

ける財政負担が懸念される。維持管理費にも、国の支援を望む。

- ・施設の集約化（被災した同種施設の合築化）、統廃合、新設の抑制が重要。
- ・将来人口推計、利用者推計をしっかりと行い、施設規模を過大にしないことが必要。
- ・災害公営住宅等、将来の人口減少を見据えるよりも、緊急対応的にスピードを優先したのものもある。
- ・計画段階から維持管理・更新を見込んでおくことが必要（壊れにくい、管理しやすい等）。
- ・復興事業の制度によっては規模を縮減できたものもある。指定管理者との費用分担等の工夫もある。
- ・設計段階から、ランニングコスト低減（省エネ・再エネ等）が重要であり、支援が必要。
- ・災害公営住宅の空室増が懸念される。有効活用が必要。
- ・長寿命化計画により、長寿命化、平準化等の取組が重要。
- ・財産処分等に際して、柔軟な対応が必要。

また、設問にかかわらず、今後の大規模災害からの復興に備えて、東日本大震災からの復興政策について残すべき教訓として、記述回答があった主なものは次のとおりである。

- ・国の既存制度は、原形復旧中心の考え方であり、機能改善をもう少し許容する方が、将来の維持管理コスト低減にも資する。
- ・各省バラバラに交付金が創設され、制度が複雑で窓口が多すぎる。予算要求の手間が多かった。当初は査定が厳しかった。
- ・自治体を超えた広域連携をもっと重視し、公平・公正な復興支援により地域一丸となって進めるあり方を追求すべき。
- ・財源があるゆえに、同一地域内の自治体がそれぞれ公共施設（図書館、温泉施設等）を整備しているが、自治体間の広域的な連携・協議の場があれば良かった。
- ・被災者の生活再建は、事業期間が長期・先のことが考えられない等の状況あるため、段階ごとの見通しの明示、説明会・個別面談・アンケート等により、情報提供、分析、心のケアが重要。
- ・避難長期化で、帰還意欲の低下が顕著。難しいが、住民が希望を持てる・待っていただける情報発信が必要だった。
- ・人命を最優先としつつ、災害による被災を最小化する「減災」の考え方が重要。
- ・被害軽減・復興には、特に共助の取組が大きな役割を果たすため、今以上にコミュニティ強化が必要。
- ・津波浸水想定などを基に、安全な移転候補地等について、沿岸部・内陸部の双方の住民等を交えて事前に検討する等、住民の理解・協力が重要。

2章 総論（復興庁設置以降）

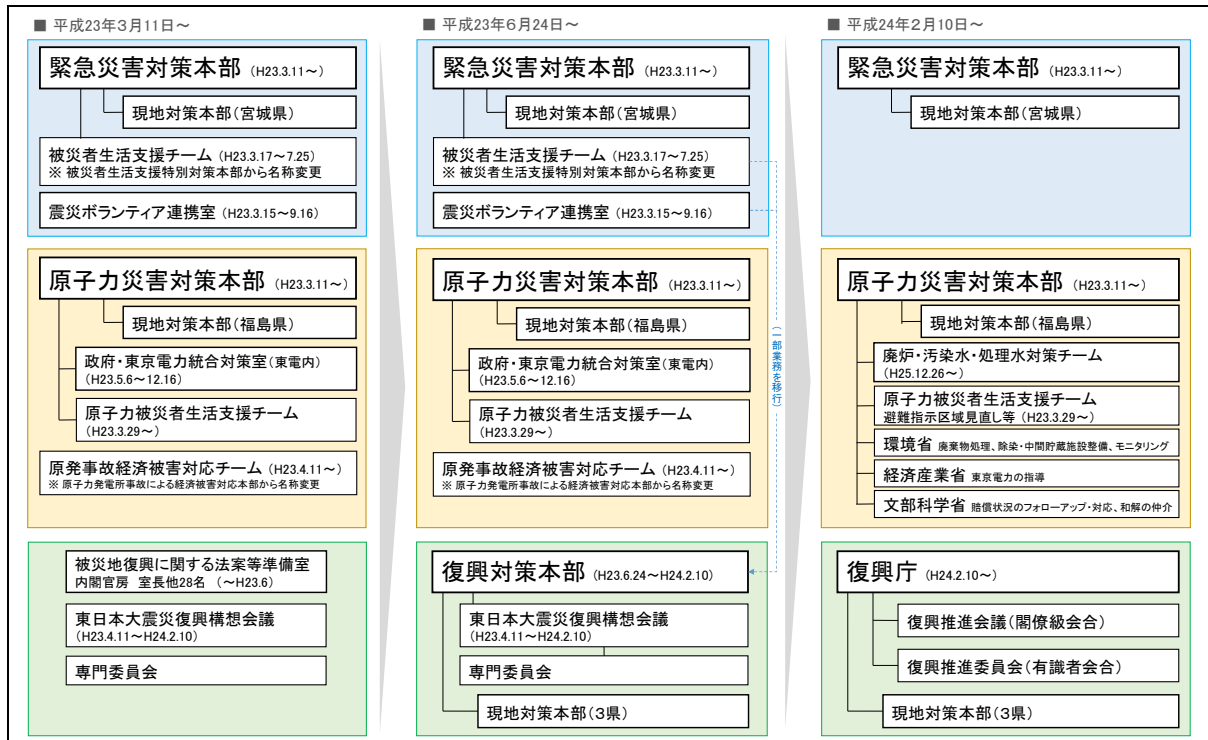
2節 組織体制

1. 東日本大震災に係る政府の体制

東日本大震災への対応に当たっては、政府の体制は、大きく分けて、地震・津波災害への初動・応急対策等に当たる緊急災害対策本部、東京電力福島第一原子力発電所の事故に対応する原子力災害対策本部、そして、復興政策を担う東日本大震災復興対策本部（以下「復興対策本部」という。）等の3つの系統の体制が組み込まれた。これら3系統の体制は、相互に連携し、必要に応じて会議を合同開催する等したほか、時間の経過とともに変化する課題や対応にあわせて、体制を超えた業務引継ぎも行われた。

本章は「復興庁設置以降」と銘打っているが、本節では、分かりやすさの観点から、こうした政府の体制について、復興庁設置以前から復興庁設置以降の変遷をまとめて記述することとする。

図表 2-2-1 東日本大震災に係る政府の体制の変遷



出所) 緊急災害対策本部会議資料平成23年5月9日現在の組織図、平成23年9月11日第7回復興対策本部会議資料、平成24年2月3日公文書管理委員会(第12回)資料等を元に復興庁作成

(1) 復興庁設置以前の概要

1) 復興対策本部設置以前（平成23年3月11日～6月23日）

平成23年3月11日の東日本大震災の発生を受け、政府は同日直ちに、緊急災害対策本部及び原子力災害対策本部を設置した。以降、それぞれの本部を軸に、被害状況や初動・応急対策の状況を

定期的に取りまとめつつ、政府としての対応を指揮した。また、被災者・避難所支援、原子力発電所事故の収束といったひとまとまりの業務量が増大するに従い、これら本部の下部組織として各「対策本部」等を設置し、担当の大臣等を決めて対応に当たった。

緊急災害対策本部の系統では、3月17日に防災大臣をトップとする「被災者生活支援特別対策本部」（5月9日に「被災者生活支援チーム」に改称）が、3月16日には内閣官房に内閣府参与をトップとする「震災ボランティア連携室」が設置された。原子力災害対策本部の系統では、3月15日に内閣総理大臣をトップとする政府・東京電力の合同組織である「福島原子力発電所事故対策統合本部」、3月29日には経済産業大臣をトップとする「原子力被災者生活支援チーム」、4月11日には原子力経済被害担当の国務大臣（経済産業大臣が担当）をトップとする「原子力発電所事故による経済被害対応本部」（5月9日「原発事故経済被害対応チーム」に改組）が設置された。

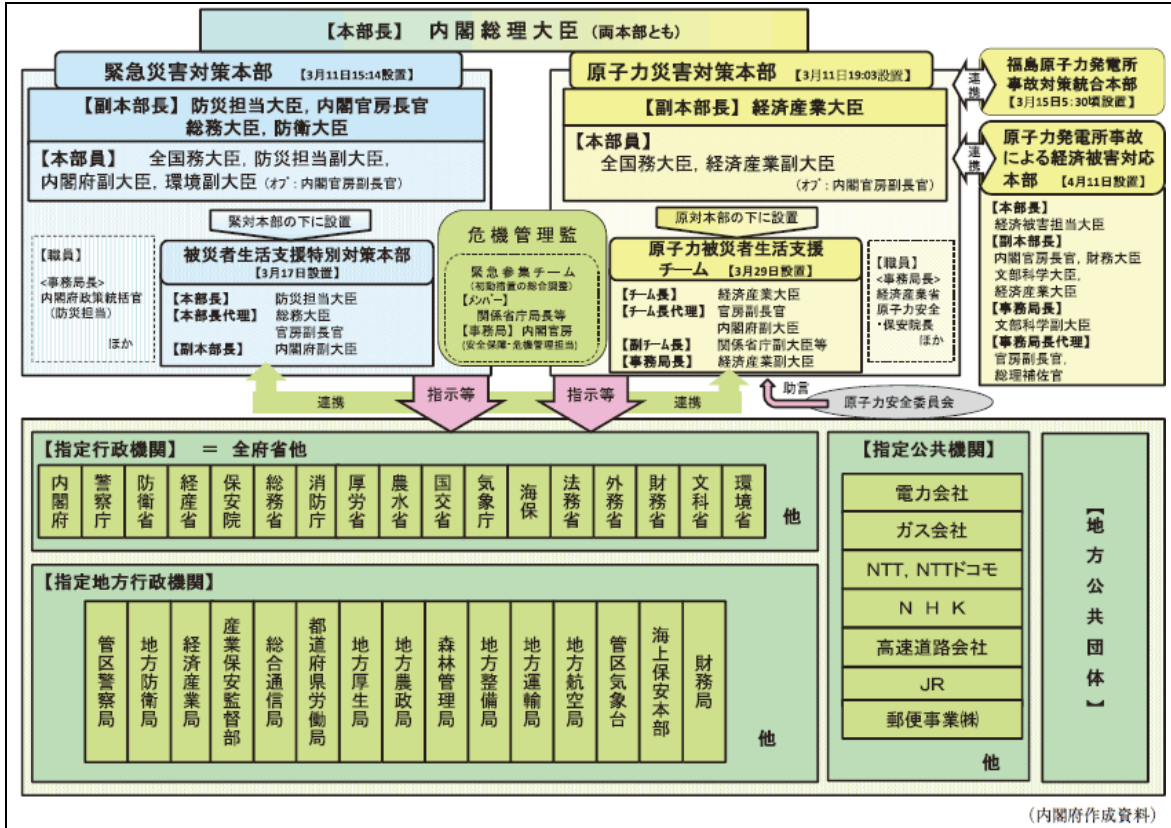
復興については、発災1か月後の4月11日に五百旗頭防衛大学校長を議長とする「復興構想会議」とその下部組織である「検討部会」が設置され、4月5日に内閣官房に置かれた「被災地復興に関する法案等準備室」がこれら会議の事務局としての業務を行うとともに、阪神・淡路大震災を参考とした組織等に関する法案を検討した。

さらに、東日本の電力需給の逼迫等についても、専門の組織が発足した。

このように、多数の組織が発足したことに関し、「組織乱立」との批判や、「対策本部」との名称が「本部」との関係が分かりづらくした面があり、「組織が複雑で、指揮命令系統が適切に機能していないのではないか」といった危惧を抱かせる状況になった。こうした状況を改善するため、政府として、緊急災害対策本部・原子力災害対策本部・復興に係る組織という3系統の体制であること、また、それぞれの「本部」の下に各個別対策の組織があることを明確にするため、5月9日付でこうした各「対策本部」を「チーム」や「検討会」に再編した¹。具体的な再編内容は3)で記載のとおりだが、組織の統廃合は行わなかった。なお、緊急災害対策本部及び原子力災害対策本部は、3月21日からは合同開催されるなど、相互に連携しながら対応にあたった。

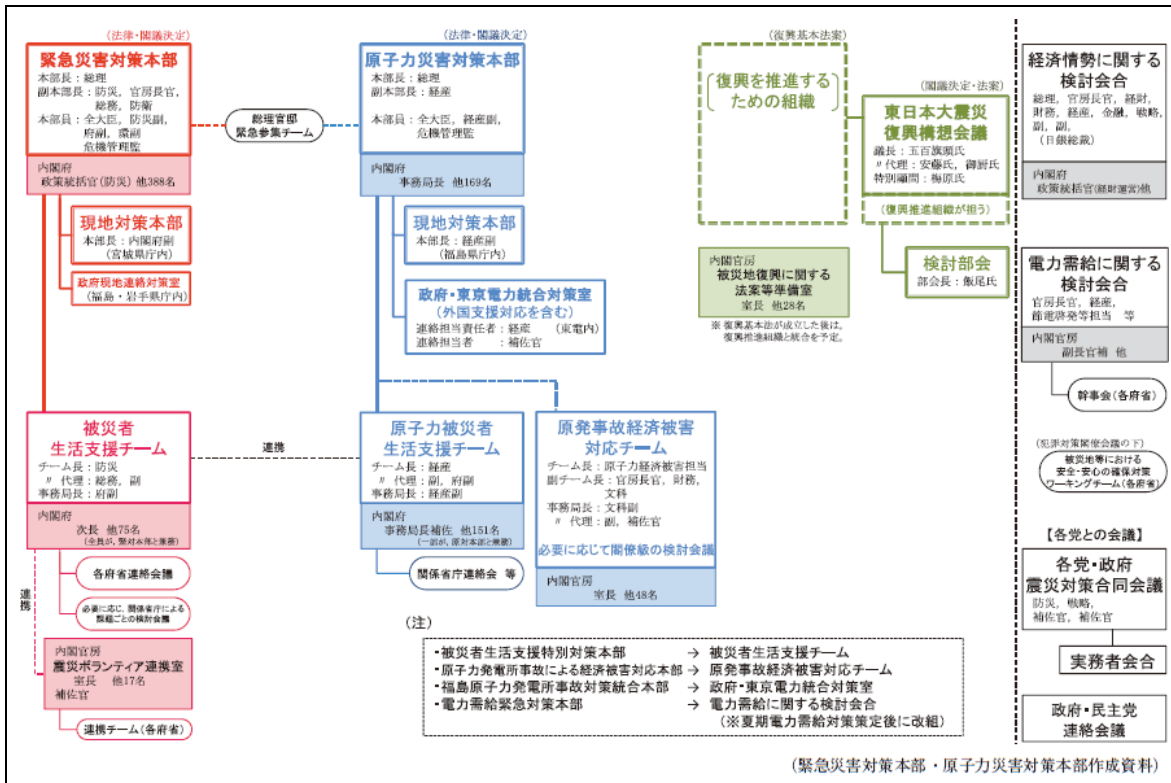
¹ 平成23年5月6日官房長官記者発表「2つの本部を基本として、避難者の生活支援や原発事故に伴う補償など、個別の重要課題に関わる対策の実施組織を必要に応じて設けてまいりました。一方、これら実施組織においても「本部」という名称を用いたり、あるいは相互の関係が不明確である等との指摘を受けたことから、「組織が複雑で、指揮命令系統が適切に機能していないのではないか」といった危惧をいただくに至りました。こうした危惧を払しょくすることと、それから震災から2か月近くが経過をし、復興に向けた取り組みも必要となるなど、状況も変化をしていることから、こうした組織を改めて整理をしたところでございます。今後は従来からの2つの本部、「緊急災害対策本部」と「原子力災害対策本部」、そしてこれに「復興対応のための組織対策本部」を設けて、この3つの対策本部を基本に、それぞれの下に各組織が存在をし、総理の下で明確な指揮命令系統の下で動いているということ、分かりやすくお伝えをしたいというふうに思っております。（略）今回名称変更を変更・整理をするチーム等においては、会議体が目的ではなくて、それぞれの事務局の体制をそれぞれ付記をいたしておりますが、各省横断的に各省から選りすぐりのメンバー集まっていたら、チームとして作業を進めると、それぞれの責任者たる大臣、あるいは副大臣等の位置付けを明確にすると、こういったことで従来もやってまいりましたが、改めてこうした図にすること、そして名称を整理することにおいて、十分にご理解をいただければというふうに思っております。」

図表 2-2-2 東日本大震災関係の対策本部等（平成 23 年 4 月 11 日時点）



出所）平成 23 年版防災白書 参考資料 8

図表 2-2-3 東日本大震災関係の対策本部等（平成 23 年 5 月 9 日時点）



出所）平成 23 年版防災白書 参考資料 8

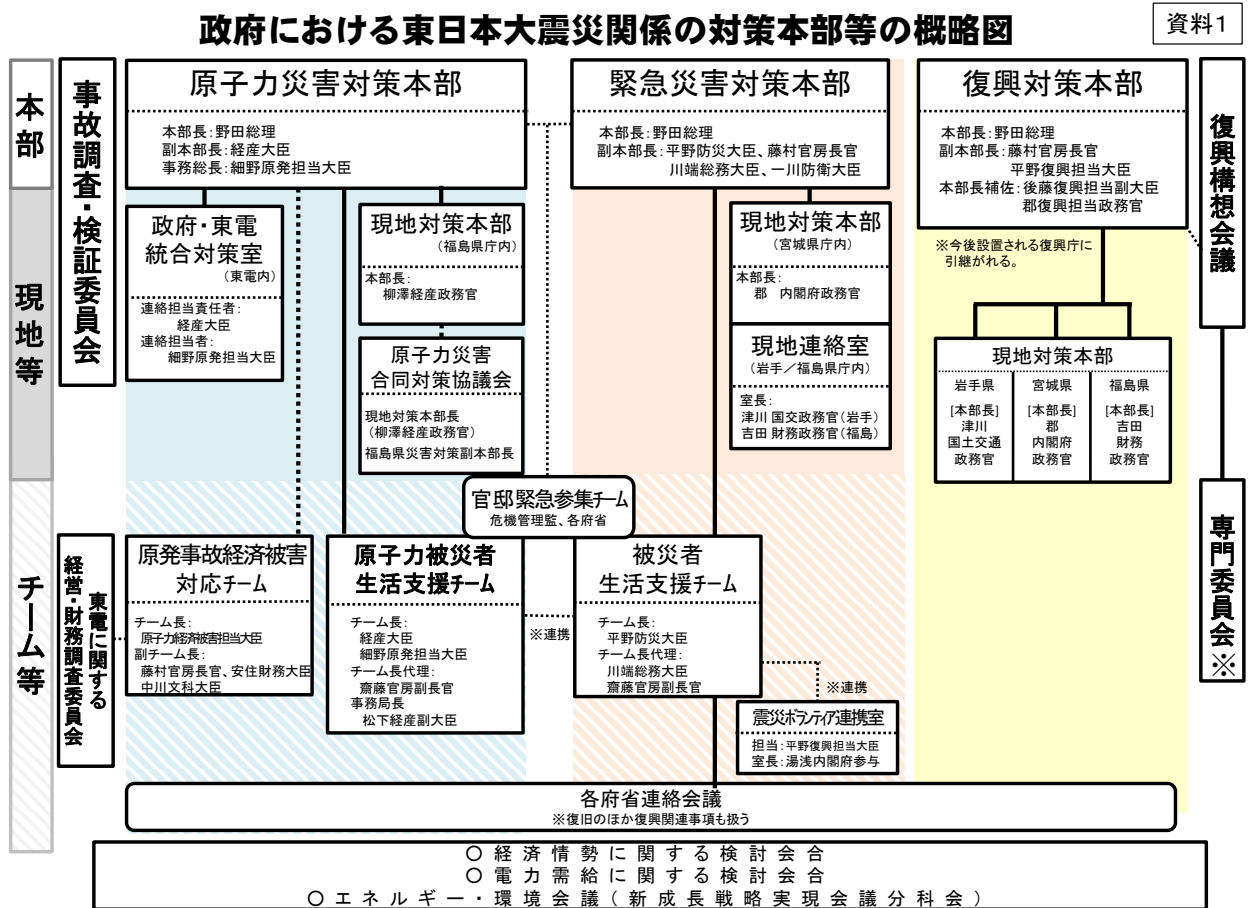
※ 官房長官記者発表資料・第 16 回緊急災害対策本部会合資料（平成 23 年 5 月 6 日）と同様

2) 復興対策本部設置以後（平成23年6月24日～平成24年2月10日）

平成23年6月24日、東日本大震災復興基本法（平成23年法律第76号。以下「基本法」という。）が施行され、復興対策本部が発足し、復興に向けた制度整備等が本格的に進められることとなった。緊急対策本部及び原子力災害対策本部は、基本的には従来のまま継続していた。しかし、緊急災害対策本部の業務の一部は、時間の経過に伴って、避難所等を中心とした初動・応急対策の一環として行うよりも、むしろ被災者の生活再建など復旧・復興対応の一環として行う方が良いものも出てきたため、復興対策本部に引き継がれた。例えば、「被災者生活支援チーム」の業務は、7月25日をもって、「震災ボランティア連携室」の業務は9月16日をもって、復興対策本部事務局に移管された。また、従来、被災者生活支援チームが実質的に担っていた、復旧・復興に向けた課題への対応のとりまとめや被災地のニーズの把握等の業務に関しても、復興対策本部が担うことになった。

ただし、基本法において、復興庁を設置すること及びその際には復興対策本部を廃止することが定められていたため、こうした体制は時限的なものだった。

図表 2-2-4 東日本大震災関係の対策本部等（復興対策本部設置後）



※「専門委員会」は、復興構想会議の「検討部会」が基本法に位置付けられた際の法令上の名称。

出所) 第7回東日本大震災復興対策本部・第19回緊急災害対策本部・第20回原子力災害対策本部合同会合（平成23年9月11日）資料1

3) 各組織の概要

a. 緊急災害対策本部関係

ア) 緊急災害対策本部

（平成23年3月11日15:14設置。第19回（9月11日）まで開催し、令和5年3月現在も存続）

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）では、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生した場合において、当該災害に係る災害応急対策を推進するため特別の必要があると認める場合に、全閣僚を構成員とする会議体である「緊急災害対策本部」を設置することとしているが、同規定に基づき緊急災害対策本部が設置されたのは、東日本大震災が初めて、かつ、唯一の例である（令和5年3月現在）。

政府は、同本部において、被害状況や初動・応急対策の状況を定期的に取りまとめ²つつ、「災害応急対策に関する基本方針」（3月11日）や「東日本大震災に係る被災地における生活の平常化に向けた当面の取組方針」（5月20日）等を決定し、政府としての初動・応急対策を指揮した。同本部の開催実績や、同本部の下で行われた政府の取組・詳細は、1章1節に記載のとおりである。

<設置根拠>

災害対策基本法第28条の2第1項

閣議決定：平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震緊急災害対策本部の設置について（平成23年3月11日）

「災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第28条の2第1項の規定に基づき、平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震災害の応急対策を強力に推進するため、下記により、臨時に、平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震緊急災害対策本部を設置する。」

<構成>

- ・緊急災害対策本部（平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震緊急災害対策本部）

本部長：内閣総理大臣

副本部長：内閣府特命担当大臣（防災）、内閣官房長官、総務大臣、防衛大臣

本部員：本部長及び副本部長以外のすべての国務大臣

内閣危機管理監

副大臣又は国務大臣以外の指定行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が指定した者

- ・事務局：事務局長、事務局次長及び事務局幹事のほか、各府省庁の職員が従事

- ・緊急災害現地対策本部

本部長：内閣府副大臣

本部員その他の職員：各府省庁の職員

※ 宮城県に「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震緊急災害現地対策本部」（設置期間は平成23年3月12日～平成28年3月29日）

² 令和5年3月までに、第178報まで、とりまとめ・公表がなされている。

イ) 被災者生活支援チーム

（平成 23 年 3 月 17 日「被災者生活支援特別対策本部」として設置、5 月 9 日に「被災者生活支援チーム」に改称。7 月 25 日以降は復興対策本部事務局（現復興庁）・内閣府防災担当に引継ぎ。）

緊急災害対策本部及びその事務局が担っていた被災者生活支援業務（特に支援物資の供給等）が大量かつ長期にわたると見込まれたため、これを引き継ぐ形で、緊急災害対策本部の下部組織として、「被災者生活支援特別対策本部」が 3 月 17 日に発足した。

業務としては、「孤立した避難所等の解消、被災地への物資の輸送・補給、ライフラインの復旧、仮設住宅の建設、被災廃棄物の処理、遺体収容・埋葬対策、被災者・避難者の受入対策」などの被災者生活支援について、関係行政機関等との調整を行うことが担務とされた。

当初は、避難所や避難者の生活支援として、被災地への物資の輸送・補給に係る調整・調達業務を直接実施することが主要業務であったが、これらの業務は、本来は県が主体であること、流通や小売の回復等により、4 月 10 日頃には国からの配送量が大幅に減少していたことから、4 月 20 日をもって県に移行することとし、国としての業務は終了した³。また、当初、地元自治体でさえも避難所の実態を把握しきれていなかった状況に鑑み、同チームにおいて、9 項目・3～5 段階から選ぶだけの簡易なアンケート調査票を作成する等して 3 県の全避難所の状況把握や課題吸い上げ等のとりまとめを行い、第 1 回（4 月 6～10 日）から第 4 回（5 月 9 日～13 日）に実施したが、その後は、各県が独自に把握可能になったことから、第 4 回で終了している⁴。（同チーム及び業務を引き継ぐ以前の緊急災害対策本部の行った、物資支援・避難所支援等に係る業務の全容については、1 章 1 節 2.（1）3）参照。）

さらに、こうした業務をチーム自ら実施するとともに、二次避難場所や応急仮設住宅と言った住まい確保の課題、就労支援・雇用創出の課題、がれき処理をはじめとする、被災者支援、復旧・復興における課題への対応について、関係省庁と連携し、政府全体のとりまとめ役・推進役を担った。同チームは、状況の変化に応じ、当初の避難所を中心とした支援から、生活再建や応急仮設住宅等に移った後の課題、避難者の把握等、その時々に必要な課題に対応していった⁵。

同本部では、政務メンバー 4 人と課長級以上全員と内閣広報官が参加する「運営会議」（6 月 28 日以降は「被災地支援連絡会議」）を当初は土日を含む毎日 11 時頃に開催し、課題の共有、対処方策の決定、進捗状況の共有等を効率的に行った。なお、4 月 9 日以降は平日毎日、5 月 23 日以降は週 3 回など、徐々に開催頻度は減少させた（合計 63 回開催）。また、オブザーバーとして災害ボランティア担当の政務、途中からは、復興、原子力、男女共同参画の担当政務も参加した。また、がれき処理や応急仮設住宅の供給といった個別課題については、同チームの傘下に、各省庁の副大臣や大臣政務官をトップとする検討会議等が合計 5 つ設置された（図表 2-2-5 参照）。このほか、同チームの活動を円滑かつ迅速に進めるため、3 月 22 日から 5 月 13 日までの間、「被災者生活支援各府省連絡会議」（防災大臣、総務大臣、官房副長官 2 人、経済産業副大臣、各府省庁の事務次官・長官等）も設置され、15 回開催された⁶。

6 月 24 日に復興施策の実施の推進を担う復興対策本部が発足したことや、同チームで担当していた被災者の生活支援の中心が、応急的な生活支援から、暮らしと仕事の再生に比重が移ってきていたことを踏まえ、被災者生活支援について復興本部において担当する生活再建支援の一環として

³ なお、初期を除けば、物資そのものが不足していたというよりも、ニーズにあった物資を必要なタイミングで届けるというマッチングや輸送が主な課題であった。

⁴ 山下哲夫「政府の被災者生活支援チームの活動経過と組織運営の経験」（『季刊行政管理研究』No. 136 平成 23 年 12 月）

⁵ 同上

⁶ 平成 24 年 2 月 3 日公文書管理委員会（第 12 回）資料

担うことが適当であることから、7月25日以降は、同本部等に業務を引き継ぐこととした⁷。

なお、執務室を撤収し、専任職員を原則として元の省庁に返したが、厳密には、同チームの組織は残され、復興対策本部事務局と同チームの併任職員が移行業務を担当するという形式が採られた⁸。

<設置根拠>

緊急災害対策本部長決定（平成23年3月17日）

「東北地方太平洋沖地震による被災者の生活支援が喫緊の課題であることに鑑み、政府における体制の一層の強化を図るため、平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震緊急災害対策本部の下に、被災者生活支援特別対策本部を置く。」

<構成>

・当初

本部長：防災担当大臣 本部長代理：総務大臣、内閣官房副長官
副本部長：内閣府副大臣（事務局長兼務）

・名称変更後

チーム長：防災担当大臣 チーム長代理：総務大臣、内閣官房副長官
事務局長：内閣府副大臣

・事務局の体制・人数

事務局長、次長2人、審議官2人、参事官13人ほか

設置根拠の本部決定において「内閣府に各省から構成する担当事務局を新設」することとされたことから、70人規模で事務局が3月20日に発足。人員は、基本的には、緊急災害対策本部事務局の物資支援業務等に従事していた各省庁や内閣府（防災担当）の職員である。ピーク時の3月末には11班・116人体制に至り⁹、その後、4月20日に物資輸送業務を県に移行したことを受けて体制を縮小し、5月27日時点では計約60人程度となるなど、状況に合わせ順次、人員を各省庁に返還する等し、徐々に規模は縮小された。

同事務局の幹部は、事務局次長2人に国土交通省及び総務省から、審議官に財務省、国土交通省からの職員等が充てられ、参事官級以下にはこれらの省庁の他、内閣府、厚生労働省、経済産業省、農林水産省、外務省、防衛省などの様々な省庁の職員が充てられた。

特に被災地からの物資要請や輸送の連絡調整は、発災当日から休日・昼夜を問わない対応が発生しており、同チームにおいても、当初は24時間体制の交代制勤務がとられた。このため、席数よりも実際に勤務した職員数の方が多かったとの証言もある¹⁰。

執務室は、内閣府本府庁舎地下1階講堂と、内閣府B棟執務室の2か所に分かれて設置された。

⁷ 被災者生活支援チームのHPは、下記のとおり保存・引継ぎがされている。

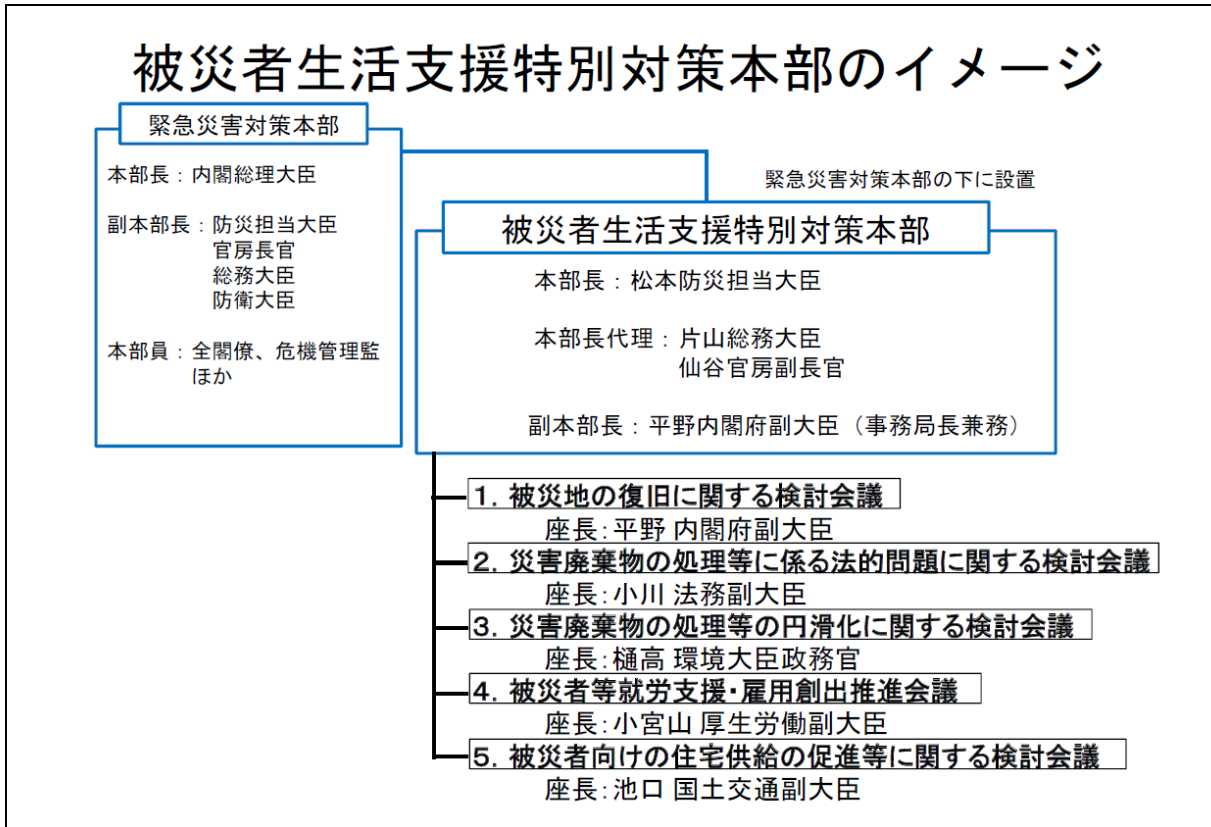
<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/11125722/www.cao.go.jp/shien/index.html>（令和5年7月26日閲覧） / <https://www.cao.go.jp/shien/>（令和5年7月26日閲覧）

⁸ 脚注4

⁹ 同上

¹⁰ 岡本全勝（元内閣府被災者生活支援本部事務局長・元復興庁事務次官）編著『東日本大震災 復興が日本を変える』ぎょうせい（平成28年2月）

図表 2-2-5 被災者生活支援特別本部の組織（平成 23 年 3 月 31 日時点）



出所) 平成 23 年 3 月 11 日緊急災害対策本部及び原子力災害対策本部 会議資料

図表 2-2-6 被災者生活支援特別対策本部の班体制（平成 23 年 4 月 5 日時点）

班名	主な所掌
総括調整 I	総括、関係機関との連絡、国会対応
総括調整 II	その他連絡調整
物資調整 I（燃料）	燃料の被災地の要望把握及び調整、調達
物資調整 II（食料品、日用品）	食料品、日用品等の被災地の要望把握及び調整、調達
医療・福祉（広域医療調整を含む）	医療、福祉関係の広域搬送調整等
運輸・通信（輸送活動調整を含む）	輸送、補給、通信
自衛隊調整	自衛隊による輸送調整等
海外その他の支援受入	海外からの要員、物資の受入れ等
二次避難・避難者支援	二次避難関係 その他避難者支援、学校等避難所
地域 I	地域との窓口 I (宮城県・その他の県)
地域 II	地域との窓口 II (岩手県・福島県) 原発事故関係市町村

ウ) 震災ボランティア連携室

（平成 23 年 3 月 16 日設置。9 月 16 日以降は復興対策本部（現復興庁）に引継ぎ）

被災地支援に大きな役割を果たす震災ボランティア活動について、政府としてその活動と連携・協働することが重要であることから、3 月 16 日に内閣官房に「震災ボランティア連携室」が設置された。

具体的な業務としては、ボランティア活動の参加の呼びかけ、官邸や民間ウェブサイトを通じた情報発信（ニーズ、受入先情報、注意事項等）、活用可能な国の支援制度のとりまとめ、関係省庁と連携したボランティアの交通費負担の軽減やボランティアツアー設定の呼びかけ等を実施した。また、東日本大震災支援全国ネットワーク（600 超の NPO 等が参加）との連絡会やヒアリングを通じた情報収集・政府内への共有等も行った¹¹。

6 月 24 日に復興対策本部が発足したことや、今後は、仮設住宅におけるコミュニティ確保や心のケア、復興まちづくりへの参加など、復興に向けた活動が重要になると見込まれたことから、9 月 16 日付で約半年間の活動を終え、同本部事務局に業務を引き継ぐこととした¹²（同室及び業務を引き継いだ復興庁の行った、NPO 等との連携や機能強化に係る業務の詳細については、8 章 1 節 1. や 3. 参照）。

<設置根拠>

「震災ボランティア連携室の設置に関する規則」（平成 23 年 3 月 15 日内閣総理大臣決定）

「内閣官房に、（略）政府、地方自治体、ボランティア団体等の緊密な連携を図り、地方自治体、ボランティア団体等に対し必要な情報提供等を行うため、震災ボランティア連携室を置く。」

<構成>

担当政務：内閣総理大臣補佐官

室長：内閣府参与、次長：内閣審議官、ほか 計 15 人程度

※ 室員は、総務省、厚生労働省、国土交通省など各省庁の職員と、ボランティア活動や Web・広報に精通した民間出身者（室長¹³含む）から構成。

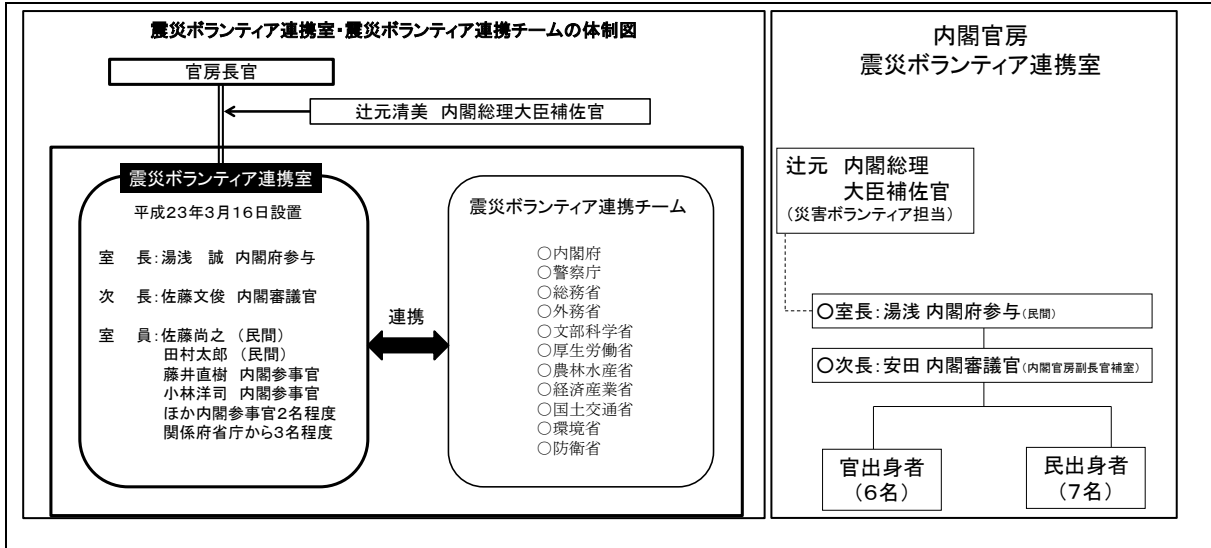
¹¹ 「震災ボランティア活動の果たしてきた役割と、今後の政府の取組」（平成 23 年 9 月 30 日 東日本大震災復興対策本部事務局震災ボランティア班）

¹² 「震災ボランティアに関する事務移管のお知らせ」（平成 23 年 9 月 22 日 東日本大震災復興対策本部事務局震災ボランティア班）。なお、震災ボランティア連携室の活動記録は下記復興庁 HP 参照。

https://www.reconstruction.go.jp/topics/volunteer_keii.pdf（令和 5 年 7 月 26 日閲覧）

¹³ 反貧困ネットワークの事務局長で、震災前から内閣府参与を務めていた湯浅誠氏。

図表 2-2-7 震災ボランティア連携室の組織（3月末時点／9月時点）



出所) 左図: 平成23年3月31日 緊急災害対策本部・原子力災害対策本部 会議資料/右図: 脚注12 参照 (9月の廃止直前時点)

b. 原子力災害対策本部関係

※ 福島復興や原子力発電所の事故対応に係る現在の体制については、本節4. も参照。

ア) 原子力災害対策本部

(平成23年3月11日19:03設置。令和4年7月までに58回開催し、令和5年3月現在も存続)

原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)では、原子力緊急事態が発生したと認めるときは「原子力緊急事態宣言」がされ、この宣言をしたときは、当該原子力緊急事態に係る緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策を推進するため、全閣僚を構成員とする会議体である「原子力災害対策本部」を設置することとしているが、同規定に基づき原子力災害対策本部が設置されたのは、東日本大震災が初めて、かつ、唯一の例である(令和5年3月現在)。

政府は、同本部において、被害状況等を定期的に取りまとめつつ、政府としての対応を指揮しており、事故収束や原子力被災者への対応に関するロードマップ、避難指示区域等の考え方、除染や汚染水に関する方針など、福島原子力発電所事故への対応に係る重要な方針や工程を決定してきたほか、国際原子力機関(IAEA)に対する報告書等を決定した。

なお、原子力緊急事態解除宣言は令和5年3月現在も行われておらず、同本部は引き続き開催されており、令和4年7月までに58回の会議が開催されている。

(同本部の開催実績や、同本部の下で行われた政府の取組は、1章1節・7章1～3節を参照。)

<設置根拠>

原子力災害対策特別措置法第16条第1項

閣議決定：平成23年(2011年)福島第一原子力発電所事故に係る原子力災害対策本部の設置について(平成23年3月11日)

「原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第16条第1項の規定に基づき、下記により、臨時に、原子力災害対策本部(以下、「本部」という。)を設置する。

1. 本部の名称並びに設置の場所及び期間は、次のとおりとする。

(1) 名称 平成23年(2011年)福島第一原子力発電所事故に係る原子力災害対策本部

(2) 設置場所 東京都(総理大臣官邸)

(3) 設置期間 平成23年3月11日から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間(以下略)

※ 3月12日の閣議決定で、本部名称が、「平成23年(2011年)福島第一及び第二原子力発電所事故に係る原子力災害対策本部」に変更。同年12月26日の閣議決定で「及び第二」を削除し、元の名称に戻る。

<構成>

・原子力災害対策本部(平成23年(2011年)福島第一原子力発電所事故に係る原子力災害対策本部)

本部長：内閣総理大臣

副本部長：経済産業大臣

※ 原子力規制委員会設置法(平成24年法律第47号)により改正された原子力災害対策特別措置法に基づき、平成24年11月2日からは、内閣官房長官、環境大臣及び原子力規制委員長が追加。

本部員等：国務大臣(総務大臣、外務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、環境大臣、内閣官房長官、国家公安委員会委員長、防衛大臣、

防災担当大臣)、内閣危機管理監

- ※ 必要があると認めるときには構成員を追加できるとされ、実際には、原発事故の収束及び再発防止担当、内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償支援機構）などを含む、全国務大臣が構成員となっていた。
- ※ 平成24年11月2日閣議決定により設置根拠が改正され、環境大臣が副本部長とされたほか、全国務大臣が本部員として位置付けられるとともに、経済産業副大臣を追記（原子力安全委員会委員長が出席する旨の規定を削除。）。
- ・事務局：事務局長、事務局次長のほか、各省庁の職員が従事¹⁴。
 - ※ 平成24年11月2日以降、事務局長は原子力安全・保安院長から原子力規制庁長官となった¹⁶後、令和5年3月現在は内閣府政策統括官（原子力防災担当）¹⁷となっている。
- ・福島第一原子力発電所事故に係る原子力災害現地対策本部
 - 本部長：経済産業副大臣
 - 事務局員：経済産業省、原子力規制庁、厚生労働省、福島県庁、東京電力等からの職員
 - ※ 福島県に「福島第一原子力発電所事故に係る原子力災害現地対策本部」（設置期間は、3月12日～）を設置。当初は大熊町の福島県原子力災害対策センター（いわゆるオフサイトセンター）内、3月15日に福島県庁内に、平成24年8月に自治会館内に移動。
 - なお、同本部の住民支援班（執務室は福島復興局内）の職員（経済産業省出身）が、自治体担当リエゾンとして12市町村に常駐している。

¹⁴ 本部の運営に関し、発災当時の「防災基本計画」（中央防災会議）（平成20年2月）では、「…安全規制担当省庁は、大臣が原子力災害対策副本部長、担当局長が事務局長を務めるなどにより、原子力災害対策本部を運営するものとする」とし、「原子力災害対策マニュアル」（原子力災害危機管理関係省庁会議）（平成22年9月14日一部改訂）では、事務局長を原子力安全・保安院長、次長を原子力安全・保安院次長、内閣官房危機管理審議官、内閣府大臣官房審議官（防災担当）及び消防庁審議官が担い、その他の事務局員は、原子力安全・保安院の職員を中心とする関係省庁の職員が従事することとされていた。なお、現在では、「防災基本計画」（令和4年6月）において、「原子力災害対策本部の設置に係る事務は内閣府が行い（中略）内閣府政策統括官（原子力防災担当）が事務局長を務めるものとする」とし、「原子力災害対策マニュアル」（原子力防災会議幹事会）（令和4年9月2日一部改訂）において、事務局長を内閣府政策統括官（原子力防災担当）、事務局長代理を原子力規制庁長官及び内閣府大臣官房審議官（原子力防災担当）、次長を内閣官房危機管理審議官及び内閣府大臣官房審議官（防災担当）が担い、その他の構成員は内閣府職員、原子力規制庁職員及び関係省庁の職員が従事することとされている。

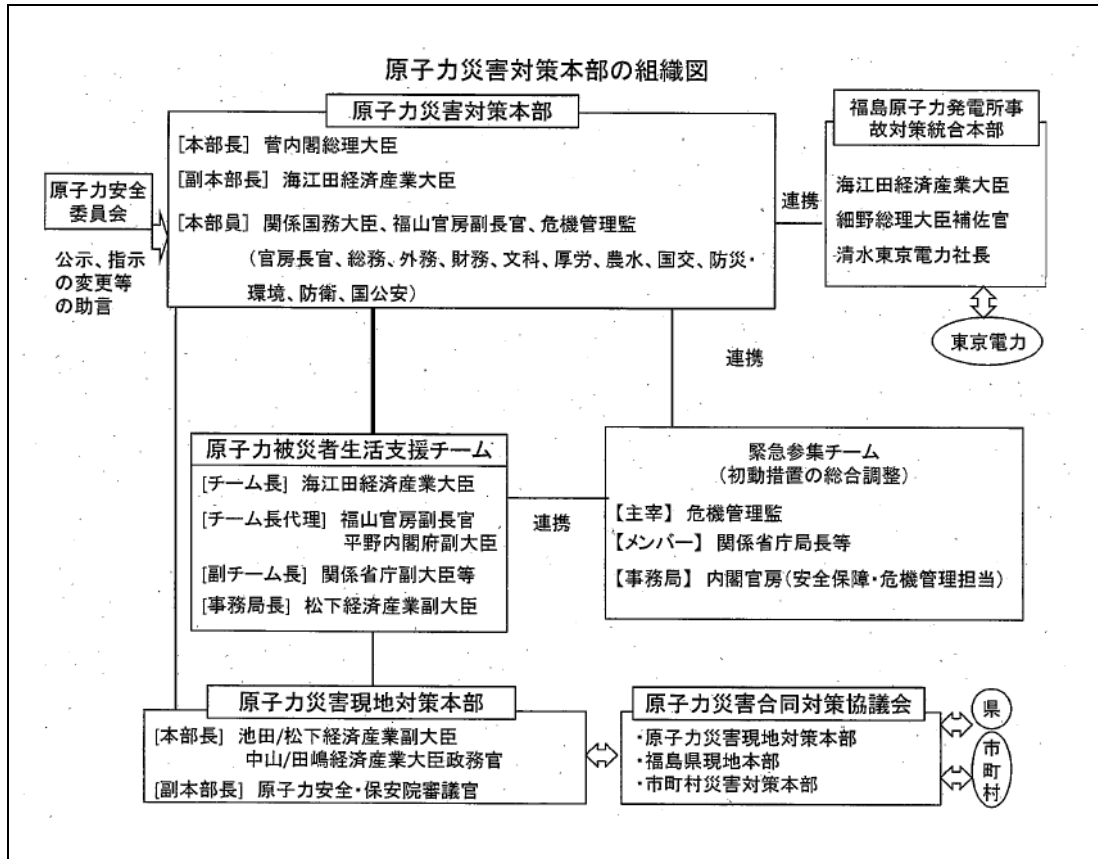
なお、平成23年（2011年）福島第一原子力発電所事故に係る原子力災害対策本部の運営に関しては、内閣府（原子力防災担当）とともに、内閣府原子力被災者生活支援チームの職員が、内閣府（原子力防災担当）訓令室である「原子力被災者生活支援担当室」の職員として実施している（廃炉・汚染水・処理水対策担当室の所掌に属する案件を除く。）。

¹⁵ 発災当時の「防災基本計画」及び「原子力災害対策マニュアル」によれば、本部設置の物理的な場所は官邸であるが、事務局の物理的場所は経済産業省緊急時対応センター（当時の原子力安全・保安院のERC）とされていた。なお、現在では、「防災基本計画」（令和4年6月）及び「原子力災害対策マニュアル」（原子力防災会議幹事会）（令和4年9月2日一部改訂）において、原子力災害対策本部の設置場所は原則として官邸とし、事務局の設置場所は原則として官邸・内閣府本府庁舎及び緊急時対応センター（原子力規制庁のERC）とされている。

¹⁶ 原発事故の経験と教訓を踏まえた新たな原子力災害対策の構築の一環で、平成24年9月19日の原子力規制委員会の設置に合わせ、「原子力基本法」「原子力災害対策特別措置法」等の関連法令が改正され、政府の新たな原子力災害対策の枠組みが構築されたことに伴うもの。（平成25年版防災白書）

¹⁷ 平成26年10月14日、政府全体の原子力防災体制の充実・強化のため、地域の原子力防災の充実・強化に係る業務等を原子力規制委員会職員が内閣府職員（内閣府原子力災害対策担当室（訓令室））を併任し実施していた従前の体制が見直され、専任の内閣府政策統括官（原子力防災担当）組織が発足したことに伴うもの。（平成27年版防災白書）

図表 2-2-8 原子力災害対策本部の組織図 (平成 23 年 3 月 31 日時点)



出所) 平成 23 年 3 月 31 日緊急災害対策本部及び原子力災害対策本部 会議資料

イ) 原子力被災者生活支援チーム

(平成 23 年 3 月 29 日設置。令和 5 年 3 月現在も存続)

原子力災害被災者の生活支援に関する諸課題について、関係機関と調整を行い、総合的かつ迅速に取り組むため、政府の体制強化を図り、原子力被災者生活支援チームを設置することとなった¹⁸。

業務としては、当初、「被災者の避難・受入れの確保 (除染体制の確保を含む)、被災地周辺地域・避難所への物資の輸送・補給、被災者の被ばくに係る医療等の確保、環境モニタリングと情報提供」を担うこととされた。

他方で、既に、被災者支援体制としては、前述の a. イ)「被災者生活支援チーム」が業務を開始していたが、原子力被災者生活支援チームは、当時立ち入りが制限されていた原子力発電所から 30 km 圏内の被災者支援や原子力発電所事故特有の課題への対応を担うべく、新たに創設されることとなった。本チームの設置当初より、両者は緊密に連携することとされた。

実務上の役割分担としては、物資輸送や医薬品提供等については、30 km 圏内であっても既に被災者生活支援チームと現地レベル (自衛隊等) で対応していたため、移管は不合理であることから引き続き当該体制で担うこととし、30 km 圏外の避難所支援も、各被災者が自然災害の被災者なのか原子力災害の被災者なのかを区別することは合理的でないため、被災者生活支援チームが一括して担当することとされた。一方、避難区域の設定及び避難者の支援、特に 30 km 圏内等の区域からの避難者の搬送や一時立ち入り、放射線スクリーニング、放射性被ばく・放射性物質を含む土壌等の対策

¹⁸ 現在の「原子力災害対策マニュアル」(原子力防災会議幹事会)(令和 4 年 9 月 2 日一部改訂)では、原子力災害対策本部の下に、本部事務局だけでなく「原子力被災者生活支援チーム」も設置することが予定されている。

等は、原子力被災者生活支援チームが調整や調達を担うこととなっていった¹⁹。また、内閣府（原子力防災担当）とともに、本チームの職員が、内閣府（原子力防災担当）の訓令室である「原子力被災者生活支援担当室」の職員として、「平成23年（2011年）福島第一原子力発電所事故に係る原子力災害対策本部」の運営を担当している。

なお、両チームは、重複する支援先・業務が多いこと、指示・依頼先の関係機関も重複していることから、両者の統合を検討する動きもあったが、結果的には、両者は引き続き連携することとし、統合されなかった。

このほか、同チームの活動を円滑かつ迅速に進めるため、「原子力被災者生活支援関係省庁連絡会」（内閣官房副長官、内閣府副大臣、経済産業副大臣、経済産業省総括審議官、関係省庁の局長級等）も設置された。

原子力災害については、いまだ避難指示が解除されていない区域があり、引き続き、避難指示区域の見直し、健康管理調査、環境モニタリングの総合的推進等の業務の必要性があるため、令和5年3月現在も本組織は存続している。

<設置根拠>

原子力災害対策本部決定（平成23年3月29日）

「福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故による原子力災害被災者の生活支援が喫緊の課題であることに鑑み、「平成23年（2011年）福島第一及び第二原子力発電所事故に係る原子力災害対策本部」の下に、「原子力被災者生活支援チーム」を設置する。」

<構成>

・原子力被災者生活支援チーム

（当初）

チーム長：経済産業大臣 チーム長代理：官房副長官、内閣府副大臣

副チーム長：関係省庁副大臣等 事務局長：経済産業副大臣

（平成23年7月6日～）

チーム長：経済産業大臣、原発事故の収束および再発防止担当大臣

チーム長代理：官房副長官、内閣府副大臣

副チーム長：関係省庁副大臣等 事務局長：経済産業副大臣

（平成23年9月12日～）

チーム長：経済産業大臣、原発事故の収束および再発防止担当大臣

チーム長代理：官房副長官 副チーム長：関係省庁副大臣等 事務局長：経済産業副大臣

（平成24年9月19日～）

チーム長：環境大臣、経済産業大臣

チーム長代理：官房副長官 副チーム長：関係省庁副大臣等 事務局長：経済産業副大臣

・事務局：事務局長、事務局長補佐、事務局員（計30人程度）

同事務局の職員には経済産業省、環境省、厚生労働省、文部科学省などの様々な省庁の職員が充てられた。

事務局長補佐ほか151人（本部事務局との兼務含む人数。5月9日時点）。物理的な場所と

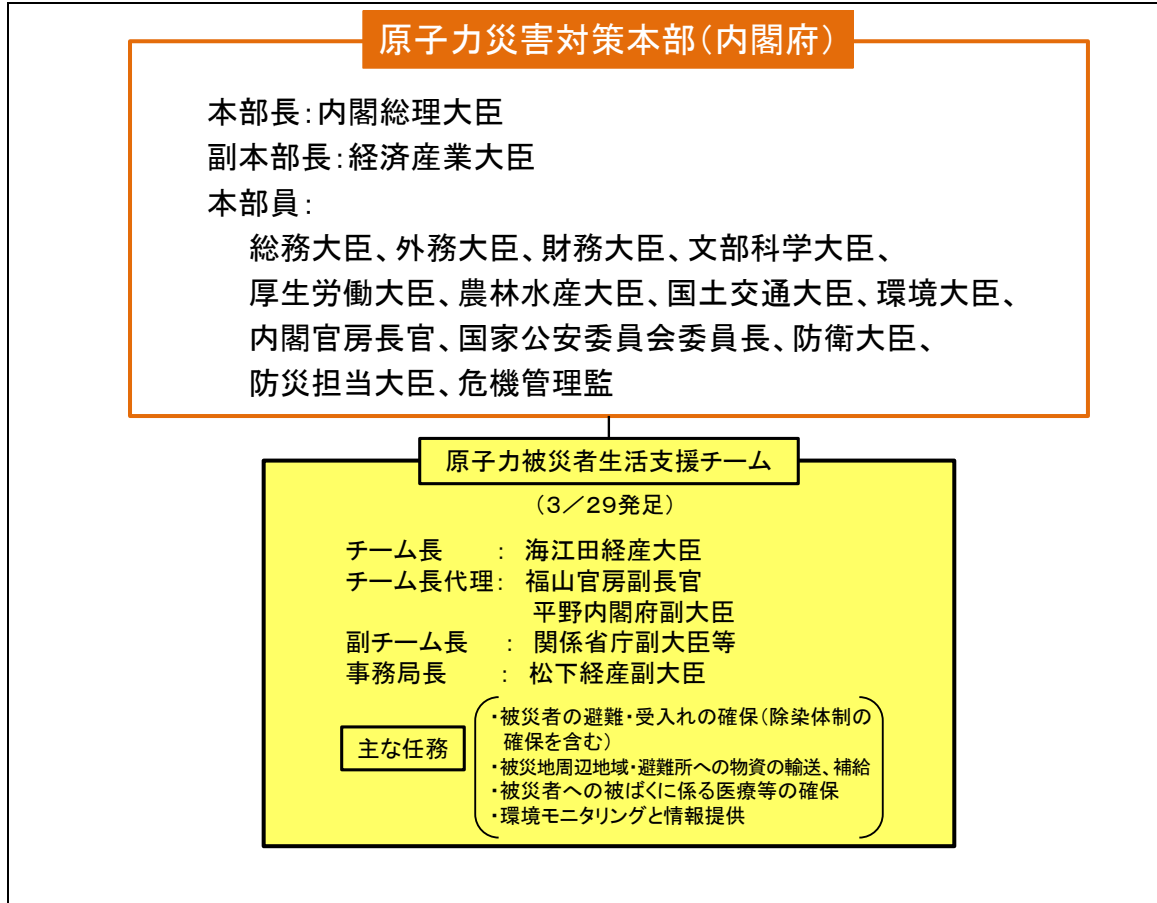
¹⁹ 第2回原子力被災者生活支援チーム会議資料4-3 参照

<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/6086248/www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/data/g110405bj.html>
（令和5年7月26日閲覧）

しては、執務室は、経済産業省別館の2階のほか、同館3階に同チームの緊急時対応センターが置かれた。平成25年4月には、復興庁と同じ建物に移動し、平成28年5月には復興庁とともに現在の庁舎へ移動した。

令和5年3月現在、経済産業省福島復興推進グループの職員が兼任しており、福島復興推進グループ長（経済産業省局長級）以下、約80人程度の体制となっている。同チームのウェブサイトも、経済産業省HP上に設けられている。

図表 2-2-9 原子力被災者生活支援チームの設置



出所) 平成23年5月6日 緊急災害対策本部及び原子力災害対策本部 会議資料

ウ) 政府・東京電力統合対策室

(平成23年3月15日「福島原子力発電所事故対策統合本部」として設置。平成23年5月6日改組・名称変更²⁰。平成23年12月16日廃止)

内閣総理大臣を含む政府が、事業者と同じ場所(東京電力内)で、事故発電所現場の一次情報を共有しながら、機動的な判断・指示を行えるよう、事実上の組織「福島原子力発電所事故対策統合本部」として設置された。その後、政府における位置付けを明確化するため、原子力災害対策本部の下の組織「政府・東京電力統合対策室」に改組し、政府側のトップも総理大臣から経済産業大臣となった。

発電所との情報共有を主目的とする全体会議(3月18日~12月15日)は通算約400回開催された。また、大気中への放射性物質放出の低減、建屋内の排水・回収、長期冷却、燃料の取り出し・運

²⁰ 平成24年2月3日 公文書管理委員会(第12回)資料

搬の手順といった中長期的な個別のテーマの課題整理・検討を主目的とする特別プロジェクト（3月27日～12月15日）は113回開催された²¹²²。

<設置根拠>

当初は、事実上の組織として「福島原子力発電所事故対策統合本部」を設置。5月6日の改組後は、政府における位置付けを明確化するため、「政府・東京電力統合対策室」として、原子力災害対策本部の下に位置付け。

<構成>

- ・当初（福島原子力発電所事故対策統合本部）
本部長：内閣総理大臣
副本部長：経済産業大臣、東京電力会長（4月1日までは同社長）

- ・改組後（政府・東京電力統合対策室）
連絡担当責任者：（政府）経済産業大臣、（東電）取締役会長
連絡担当者：（政府）原発事故担当大臣、（東電）取締役社長

- ・事務局

同会議は東京電力内で開催されており、会議の運営はおおむね東京電力が担ったが、東京電力内に原子力安全・保安院の職員が常駐し、連絡調整機能を担った。

エ）原子力発電所事故経済被害対応チーム

（平成23年4月11日「原子力発電所事故による経済被害対応本部」として設置。平成23年5月9日改組・名称変更。）

原子力損害賠償については、原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号）に基づく「原子力損害賠償紛争審査会」が、紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針の策定等を担うこととなっていたが、東京電力福島第一原子力発電所事故によって生じた損害が、同法が想定する規模をはるかに超えると見込まれたこと等に鑑み、当該事故によって生じた経済被害についての対応の枠組みを検討するため、平成23年4月11日に原子力経済被害担当の国務大臣（経済産業大臣が担当）をトップとする「原子力発電所事故による経済被害対応本部」を設置した。4月15日、5月11日、5月12日に閣僚級の会合が開催された²³。

4月15日の会合では、「原子力災害被害者に対する緊急支援措置について」を決定した。

5月12日の会合では、「原子力損害賠償に係る国の支援のお願い」（5月10日東京電力）及びこれに係る原子力経済被害担当大臣と東京電力との間の「確認事項」を踏まえ、「東京電力福島原子力発電所事故に係る原子力損害の賠償に関する政府の支援の枠組みについて」を決定（※民主党との

²¹ 平成24年2月29日 公文書管理委員会（第14回）議事録

²² 旧原子力安全・保安院HP
<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/9498833/www.nsr.go.jp/archive/nisa/gensai/index.html>（令和5年7月26日閲覧）

²³ 原子力発電所事故経済被害対応チームのHP
<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/genshiryoku/index.html>（令和5年7月26日閲覧）

文言調整のため、翌日5月13日付けで決定)するとともに、「原子力災害被害者に対する緊急支援措置(仮払金)について」を了承した。なお、前者は平成23年6月14日に閣議決定された(同閣議決定を踏まえて制度が整備された原子力損害賠償支援機構を中心とするスキームについては、2章3節23.及び7章1節を参照のこと。)

また、「東京電力福島原子力発電所事故に係る原子力損害の賠償に関する政府の支援の枠組みについて」において、政府支援の前提として、東京電力について「厳正な資産評価、徹底した経費の見直し等を行うため、政府が設ける第三者委員会の経営財務の実態の調査に応じること」を確認することとされたため、5月24日閣議決定により、有識者からなる「東京電力に関する経営・財務調査委員会」が設置・開催された。

<設置根拠>

内閣総理大臣決裁

「東京電力株式会社福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故による経済被害についての対応の枠組みの検討等を行うため、原発事故経済被害対応チームを開催する。」

<構成>

・当初

本部長：原子力経済被害担当大臣

副本部長：内閣官房長官、財務大臣、文部科学大臣、経済産業大臣

本部長：総務大臣、法務大臣、外務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、環境大臣、防衛大臣、国家公安委員会委員長、内閣府特命担当大臣(防災)、内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全)、内閣府特命担当大臣(経済財政政策)、内閣府特命担当大臣(金融)、国家戦略担当大臣、本部長が指名する内閣官房副長官

事務局長：本部長が指名する副大臣(文部科学副大臣)

事務局長代理：本部長が指名する内閣官房副長官及び内閣総理大臣補佐官

・改組後

チーム長：原子力経済被害担当大臣

副チーム長：内閣官房長官、財務大臣、文部科学大臣、経済産業大臣

事務局長：チーム長が指名する副大臣(文部科学副大臣)

事務局長代理：チーム長が指名する内閣官房副長官及び内閣総理大臣補佐官

・事務局：内閣官房原子力発電所事故による経済被害対応室

設置根拠である内閣総理大臣決裁において、「チームの庶務は、経済産業省その他の関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する」とされた。

主として内閣府、経済産業省、文部科学省等の職員が充てられ、室長ほか48人程度(平成23年5月9日時点)。

c. 復興に関する組織

ア) 被災地復興に関する法案等準備室

（平成23年4月5日設置、6月24日廃止、復興対策本部に業務引継ぎ）

復興については、平成23年4月5日に内閣官房に「被災地復興に関する法案等準備室」が設置され、発災1か月後の4月11日には「復興構想会議」（後述）及び同「検討部会」が置かれた。同室はこれら会議の事務局としての業務を行うとともに、阪神・淡路大震災を参考とした組織等に関する法案の検討を進めた。その後、復興対策本部設置を見据えた基本方針の原案作成や、各省庁の震災関連法案の進捗管理、政務の現地入りや現地対策本部設置に係る業務や被災自治体との連絡調整等も担った。なお、執務場所は当初、中央合同庁舎第4号館5階に置かれたが、人員増強に伴い三會堂ビルに移った。

また、法律に基づく復興組織が設置された後は、統合が予定されていた。実際に6月24日に復興対策本部が発足した際は、本準備室の職員の一部がそのまま同本部の初期構成員となった。

<設置根拠>

被災地復興に関する法案等準備室の設置に関する規則（平成23年4月5日内閣総理大臣決定）

※「東日本大震災復興対策事務体制に関する規則」（平成23年6月21日内閣総理大臣決定）の附則において、上記規則は廃止されている。

<構成>

準備室長：内閣官房副長官補

室員：審議官2人、参事官7人、ほか合計50人超程度（東京に7班、現地駐在が3班）

準備室員は、発足当初は9人しかいなかったが、復興構想会議座長が総理大臣に要請したこともあり、各省庁から職員が集められ、5月9日時点では30人規模、5月半ばには50人規模、6月には100人近い規模となった²⁴。

イ) 東日本大震災復興構想会議

（平成23年4月11日設置。平成24年2月10日復興庁設置法施行に伴い廃止。）

我が国の叡智を結集し、幅広い見地から復興に向けた指針策定のための復興構想について議論を進め、未来に向けた骨太の青写真を描くとともに、会議の議論の結果を復興に関する指針等に反映させるため、発災1か月後の平成23年4月11日、有識者から構成される「東日本大震災復興構想会議」が設置され、内閣総理大臣が開催することとされた²⁵。また、その下部組織として、震災からの復興に関し専門的知識を有する者により構成する検討部会も設置された。

「復興構想会議」は、同年6月25日に「復興への提言」を取りまとめるまでに計12回、また、同年11月の最終回と、全13回開催された。「検討部会」は、6月14日までに全8回開催された。詳細は、1章2節のとおりである。

²⁴ 飯尾潤「3.1復興対策本部と復興基本法、復興庁の発足」及び五百旗頭真「10.3政府の対処 1東日本大震災復興構想会議」『「国難」となる巨大災害に備える～東日本大震災から得た教訓と知見～ 災害対策全書別冊』ぎょうせい（平成27年9月）

²⁵ <https://www.cas.go.jp/jp/fukkou/index.html>（令和5年7月26日閲覧）

＜設置根拠＞

- ・当初：東日本大震災復興構想会議の開催について（平成23年4月11日閣議決定）

「未曾有の被害をもたらした東日本大震災からの復興に当たっては、被災者、被災地の住民のみならず、今を生きる国民全体が相互扶助と連帯の下でそれぞれの役割を担っていくことが必要不可欠であるとともに、復旧の段階から、単なる復旧ではなく、未来に向けた創造的復興を目指していくことが重要である。このため、被災地の住民に未来への明るい希望と勇気を与えるとともに、国民全体が共有でき、豊かで活力ある日本の再生につながる復興構想を早期に取りまとめることが求められている

このため、有識者からなる東日本大震災復興構想会議（以下「会議」という。）を開催し、復興に向けた指針策定のための復興構想について幅広く議論を行うこととし、会議の議論の結果を、復興に関する指針等に反映させるものとする。（中略）

会議は、震災からの復興に関し識見を有する者により構成し、内閣総理大臣が開催する。」

- ・平成23年6月24日から：基本法第18条

＜構成＞

- ・復興構想会議（16人）

議長：五百旗頭真（防衛大学校長、神戸大学名誉教授）、

議長代理：安藤忠雄（建築家、東京大学名誉教授）、御厨貴（東京大学教授）、

特別顧問（名誉議長）：梅原猛（哲学者）

ほか

- ・検討部会（19人）

部会長：飯尾潤（政策研究大学院大学教授）、部会長代理：森民夫（全国市長会会長、長岡市長）、

ほか

※ 復興対策本部令第6条により「専門委員会」と位置付けられたが、実際の開催は無かった。

なお、会議の規模については、当初、阪神・淡路大震災の復興委員会（7人）を参考に10人程度で考えられていたが、与党議員の意向により30人程度となったため、各界を代表する者による本体会議と比較的若手の専門家による検討部会の二部構成とされた。「提言」の取りまとめに当たっては、本体会議の構成員から多く示された被災地への思いについては詩的な表現となって記述がなされ、現実的な施策については検討部会長を中心とした関係省庁との調整や各省横断的な論点等に係るワークショップ²⁶等で検討されたものが盛り込まれることとなった。

また、被災自治体からは、復興構想会議に構成員として知事が参画し、そこで提案した制度等が事業化・制度化されたこと、また、同会議が単なる復旧ではない「創造的復興」を掲げ、具体的な施策につながっていったことが評価されている。

ウ) 東日本大震災復興対策本部

（平成23年6月24日設置、平成24年2月10日から復興庁へ業務引継ぎ）

基本法の施行に伴い、平成23年6月24日、内閣に復興対策本部及び同事務局が設置された。同

²⁶ 5月18日から6月7日で計16回

本部は内閣総理大臣を本部長とする閣僚級からなる合議制機関として、東日本大震災復興基本方針に関する企画・立案・総合調整、関係行政機関が講ずる復興施策の実施の推進及び総合調整等の事務を担当した。

ただし、基本法において、基本法施行後1年以内の復興庁の設置が予定されていたことから、復興対策本部は、それまでの間の暫定的な組織として、主に、被災者支援をはじめとする復興施策の推進と、復興庁設置をはじめとする必要な制度整備、基本方針と第3次補正予算等の整合性を図っていく等の業務を担った。

復興対策本部時代の復興組織については、1章2節、2章1節、2章3節1. もあわせて参照のこと。

<設置根拠>

基本法第11条～第22条

<構成>

本部長：内閣総理大臣

副本部長：内閣官房長官、東日本大震災復興対策担当大臣

本部員：① 本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣

- ② 内閣官房副長官、関係府省の副大臣もしくは大臣政務官又は国務大臣以外の関係行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が指名する者（実際には、図表2-2-10のとおり）

幹事：内閣総理大臣が任命（実際には、関係省庁の事務次官・長官・次長）

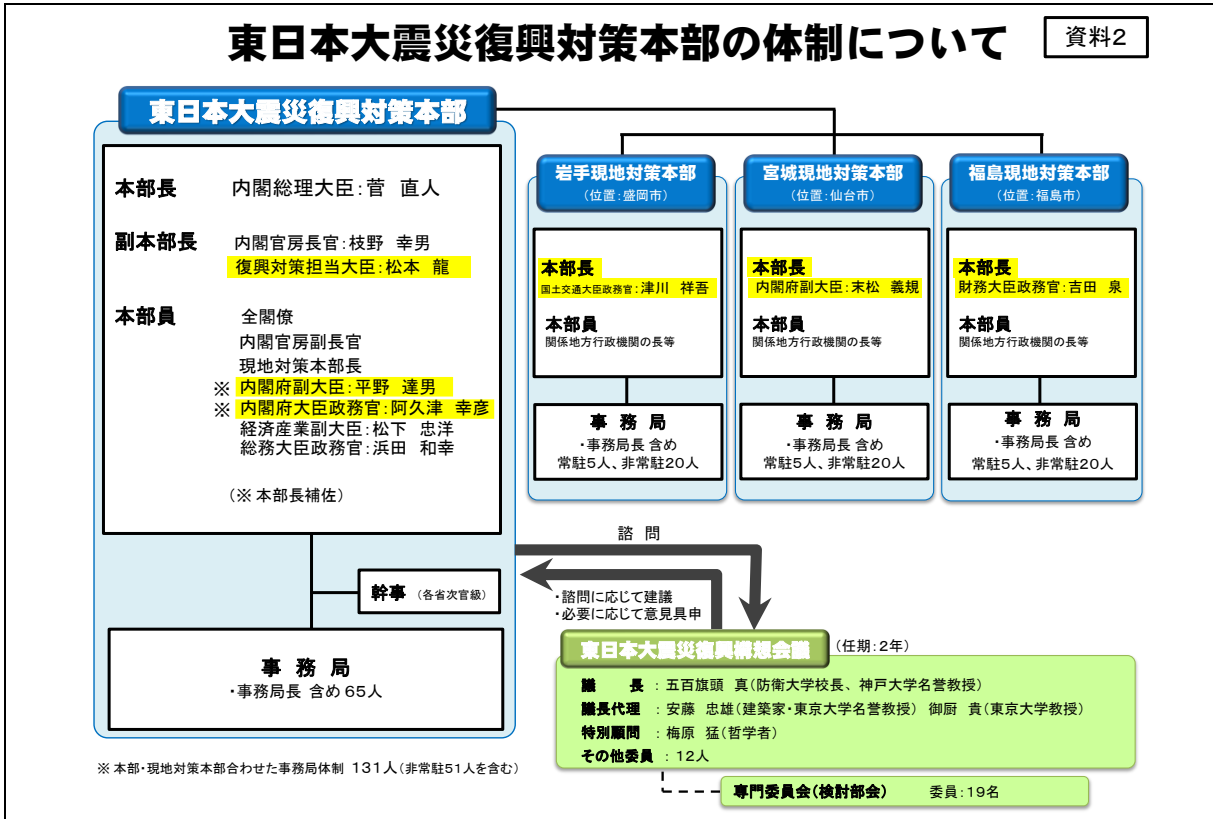
現地対策本部：

東日本大震災復興対策本部令（平成23年政令第182号）により、岩手県現地対策本部（盛岡市）、宮城県現地対策本部（仙台市）及び福島県現地対策本部（福島市）が設置された。それぞれ、本部長には他省庁の副大臣・大臣政務官が充てられたほか、設置当初はそれぞれ事務局長を含めた25人程度ずつの体制であった²⁷。

なお、物理的な場所としては、それぞれ、盛岡市の岩手県庁内（平成23年8月から朝日生命盛岡中央通ビル）、仙台市の宮城県庁内（平成23年9月から仙台第二合同庁舎に移転）、福島市の自治会館内に所在した。

²⁷ 第1回復興対策本部会議（平成23年6月28日） 資料2

図表 2-2-10 東日本大震災復興対策本部の体制



出所) 第1回東日本大震災復興対策本部会合 (平成 23 年 6 月 28 日) 資料2

・事務局：

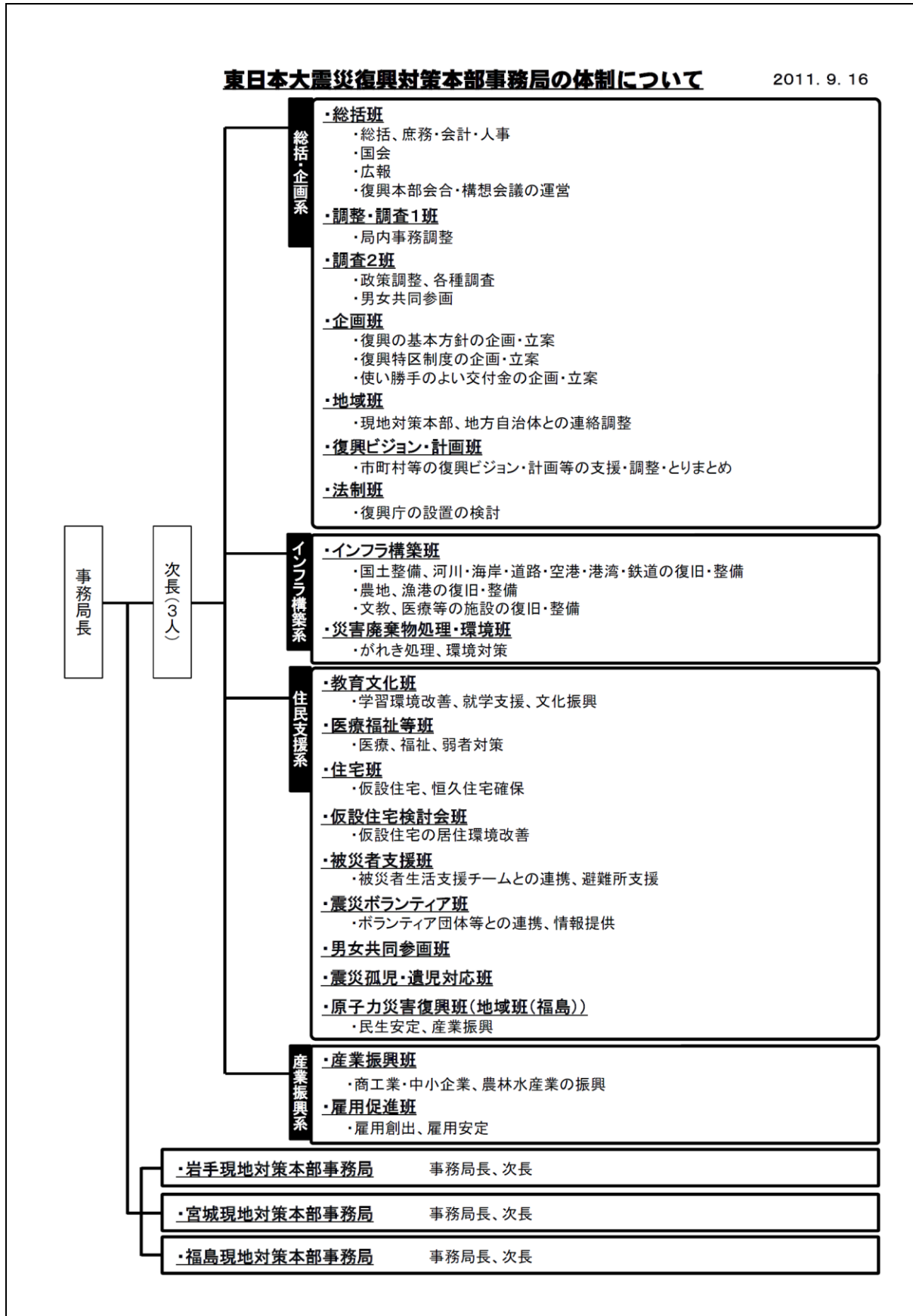
設置根拠である基本法の第 21 条により、本部に事務局を置き、事務局長を置くこととされた。また、復興対策本部令により、事務局に次長 3 人以内、参事官 25 人以内を置くこととされた。なお、事務局設置に当たっては、東日本大震災復興対策事務体制に関する規則（平成 23 年 6 月 21 日内閣総理大臣決定）が 6 月 24 日から施行され、「内閣官房に、内閣官房副長官補の統括の下に東日本大震災復興対策事務体制を設けることとし、東日本大震災復興対策室とする」とされた。

主として、前述の「被災者生活支援チーム」及び後述の「被災地復興に関する法案等準備室」の職員が事務局の設立当初のメンバーとして移行²⁸しつつ、各省庁から人員を確保し、執務場所は、「被災地復興に関する法案等準備室」等が置かれていた三会堂ビルに置いた。6 月 27 日に活動を開始した。

事務局長（元国土交通省事務次官。内閣官房参与）ほか、約 130 人体制（現地対策本部や非常駐職員含む）で発足し、9 月時点では約 185 人体制に、10 月時点では約 200 人体制となっていた。

²⁸ 被災者生活支援チームの事務局次長、審議官を含め 5 人の職員は、被災者生活支援チームと復興対策本部事務局の併任という形で移動した。

図表 2-2-11 復興対策本部事務局の班体制等



出所) 復興庁HP

工) 復興庁設置準備室

(平成23年8月25日設置²⁹、平成24年2月10日廃止)

復興の基本方針(平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定)において、「復興庁(仮称)についての検討を集中的に行うための体制として、復興庁準備室(仮称)を速やかに立ち上げる。」こととされたことを受け、内閣官房に「復興庁設置準備室」が設置された。

復興庁設置法の制定に向けた法的準備のほか、機構・定員要求、各省庁からの人員の確保、次年度予算要求の検討など、復興庁の設置に向けて必要な様々な準備業務を担当した。

なお、復興庁の設置とともに、多くの職員はそのまま復興庁の職員に移行した。

<設置根拠>

復興庁設置準備室の設置に関する規則(平成23年8月24日内閣総理大臣決定)

<構成>

室長：内閣官房副長官

室長代理：内閣官房副長官補、東日本大震災復興対策本部事務局長

次長1人、審議官2人、参事官11人、ほか17人(計34人。発足時)

※ 室員には、主として復興対策本部の職員が充てられるとともに、内閣官房副長官補付の職員も充てられた。

²⁹ <https://www.reconstruction.go.jp/topics/000089.html> (令和5年7月26日閲覧)

d. その他の会議体等

ア) 各党・政府震災対策合同会議

国会・政党においては、政府の対応状況を把握し、必要な法律や予算など中長期的な課題に対する意思決定と今後の方向性の提示という重要な役割がある一方で、発災直後の繁忙を極める政府側に対し、各政党がそれぞれ資料要求や会合出席要求を依頼してしまうと、政府側の人命救助や避難所支援等の緊急対応業務に支障を来しかねない³⁰（なお、発災当日は、政府側からFAXにて同旨の被害状況を各政党に共有することとどめ会合出席要求は謝絶したが、翌日以降、野党からの出席要求に対応せざるを得ない状況となった³¹）。このため、3月15日、与野党の幹事長等が会談し、与野党を超えて各党が連携し、「各党・政府震災対策合同会議」を設置することとされ、これにより、各政党への対応が一括化され、政府側の負担軽減等が図られた³²。なお、与党民主党との連絡・調整に関しては、別途、「地震対策に関する政府・民主党連絡会議」（3月17日開催。総理以下出席）もあった。

図表 2-2-12 各党・政府震災対策合同会議の体制図



出所) 平成23年3月31日緊急災害対策本部 会議資料

³⁰ 「東日本大震災発災時の政府の初動に関する報告書」（平成28年3月18日自由民主党 東日本大震災発災時の政府の初動に関する検証チーム）

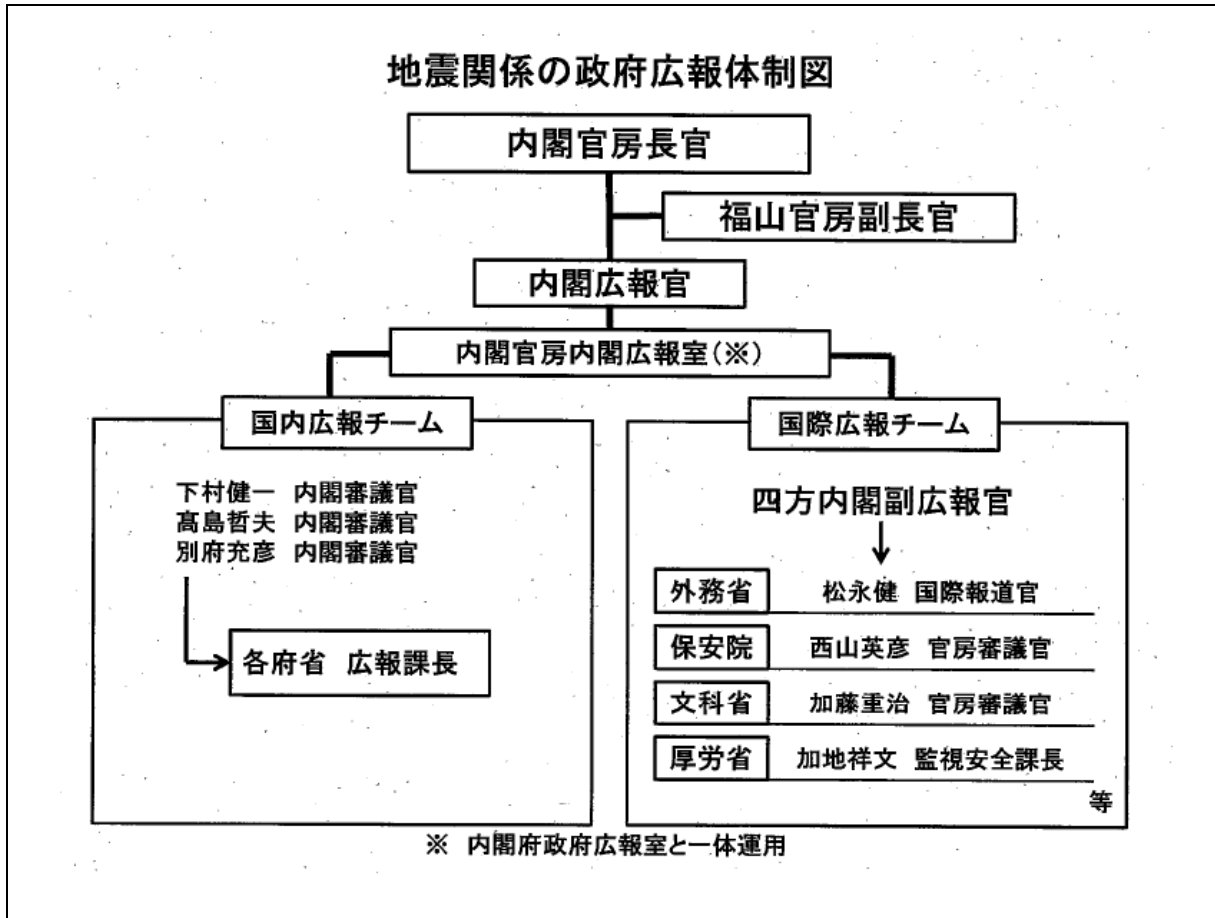
³¹ 小滝晃『東日本大震災 緊急災害対策本部の90日』ぎょうせい（平成25年8月）

³² 同上 及び 民主党HP <http://archive.dpj.or.jp/news/?num=19879>（令和5年7月26日閲覧）

イ) 政府の広報体制

政府からは被災者に向けた情報や、誤った情報の是正、風評の防止等のため、様々な広報が必要となり、政府による広報は、内閣官房を中心とする国内広報チームと、外務省などの関係省庁を中心とする国際広報チームがそれぞれ対応に当たった。また、3月末頃より、広告代理店からもスタッフを登用した。なお、東日本大震災における災害応急対策に関する検討会中間とりまとめ（平成23年11月28日内閣府（防災担当））では、「国等が実施している災害応急活動等の広報、帰宅困難者の混乱を防止する目的の広報や海外への広報が不足していた。」との反省が示されている。

図表 2-2-13 地震関係の政府広報体制図

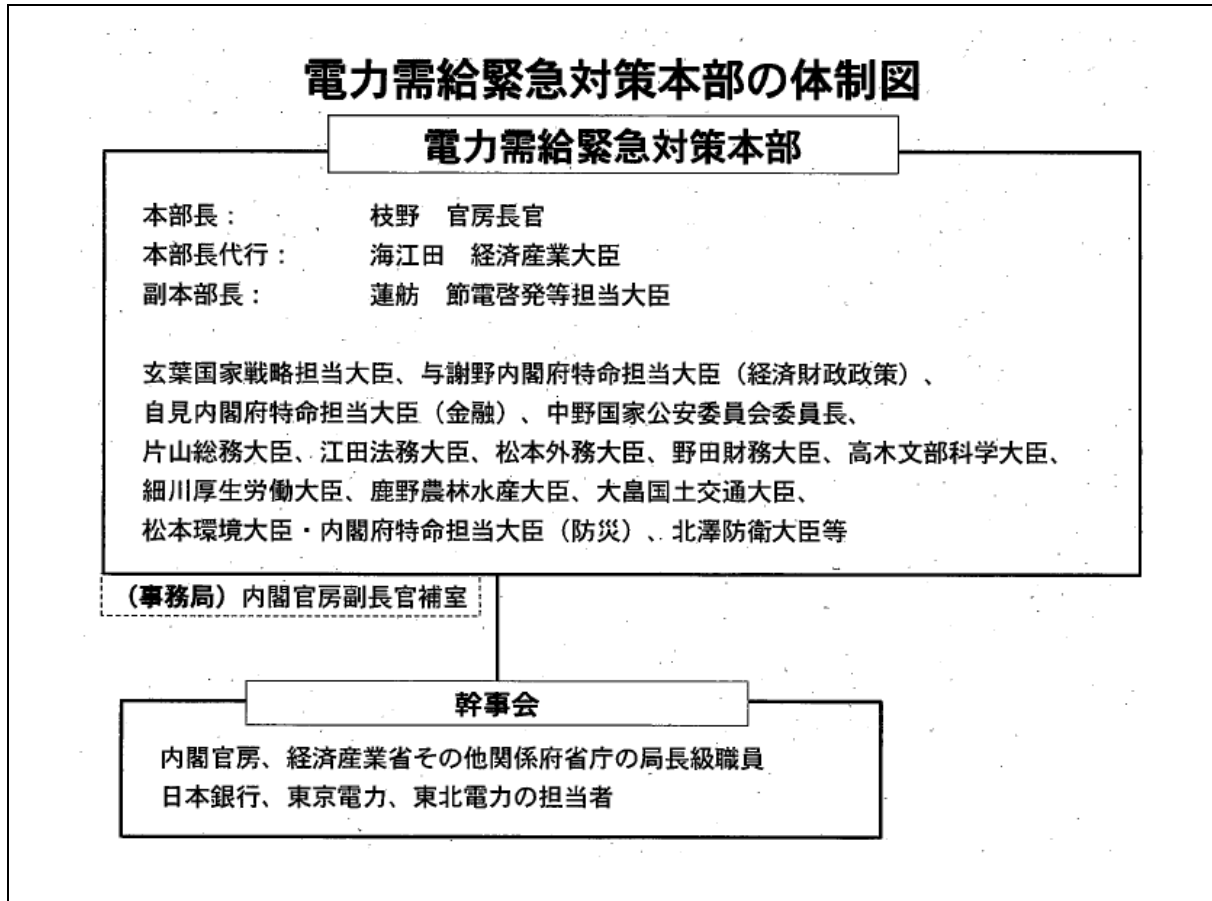


出所) 平成23年3月31日緊急災害対策本部 会議資料

ウ) 電力需給に関する検討会合（旧電力需給緊急対策本部）

東日本大震災の影響により原子力発電所の稼働が停止したこと等により、東日本を中心に電力供給不足に陥ったことから、政府としての対応を総合的かつ強力で推進するため、3月13日、「電力需給緊急対策本部」が設置された。なお、平成23年5月6日の各種対策本部の見直し（脚注1参照）に伴い、5月16日以降は「電力需給に関する検討会合」に改組された。同検討会合は、東日本大震災の影響による需給逼迫に対して、計画停電や節電啓発を含む「夏期の電力需給対策の骨格」「冬の電力需給対策」等を取りまとめた。本会合は、その後も存続し、現在は、東日本大震災とは直接関係のない電力需給逼迫等の対応にも当たっている。

図表 2-2-14 電力需給緊急対策本部の体制図



出所) 平成 23 年 3 月 31 日緊急災害対策本部 会議資料

エ) エネルギー・環境会議

東日本大震災の影響により原子力発電所の稼働が停止したこと等により、当面の電力需給対策のみならず、原子力発電の存在を前提とした従来のエネルギーミックスや温暖化対策について、大幅に見直す必要性が生じた。このため、新成長戦略実現会議決定（平成 23 年 6 月 7 日）及び国家戦略会議決定（平成 23 年 10 月 28 日）に基づき、エネルギーシステムの歪み・脆弱性を是正し、安全・安定供給・効率・環境の要請に応える短期・中期・長期からなる革新的エネルギー・環境戦略及び平成 25 年以降の地球温暖化対策の国内対策を政府一丸となって策定するため、国家戦略担当大臣を議長とする「エネルギー・環境会議」が開催された。平成 24 年 11 月 27 日まで全 17 回開催し、「エネルギー・環境に関する選択肢」（平成 24 年 6 月 29 日）、「革新的エネルギー・環境戦略」（平成 24 年 9 月 14 日）等を決定した。

オ) 電力改革及び東京電力に関する閣僚会合

東京電力福島原子力発電所の事故の収束、原子力発電所の事故の再発防止のための原子力安全対策の見直し、核燃料サイクルを含む原子力システム改革、東京電力による原子力損害の賠償への支援、及び電気事業制度改革等を政府として一体的に推進するため、内閣官房長官を座長とする「電力改革及び東京電力に関する閣僚会合」が平成 23 年 11 月 4 日に設置された。平成 24 年 5 月 9 日まで全 3 回開催し、東京電力の特別総合事業計画や、電力システム改革の検討の方向性、エネル

ギー・環境戦略の方向性等を確認・共有した。

力) 事故調査・検証委員会など

東京電力福島原子力発電所の事故については、政府・国会・民間・東京電力などがそれぞれ事故調査委員会を設置、調査報告書を取りまとめた。

政府としては、平成23年5月24日の閣議決定に基づき、「東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会」(畑村洋太郎(東京大学名誉教授・工学院大学教授)はじめ10人の学識経験者により構成。いわゆる「政府事故調」)を設置、平成23年12月26日に中間報告、平成24年7月23日に最終報告書を取りまとめ(全13回開催)、同年9月28日に廃止した。

詳細は、7章1節のとおりである(国会の事故調については、2章3節29.30.を参照)。

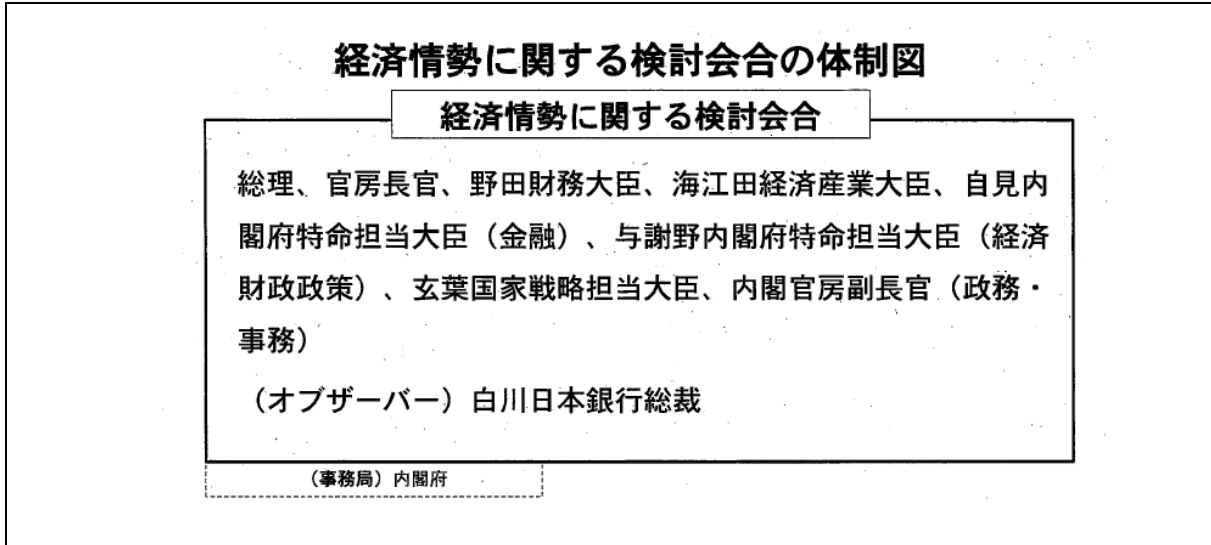
キ) 除染及び特定廃棄物処理に関する関係閣僚会合

「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(平成23年法律第110号)に基づく除染及び特定廃棄物処理を、政府が一体となって取り組むための体制を確立するため、平成23年11月18日に、内閣官房長官を議長とする関係閣僚会合が設置された。平成24年11月6日までに全4回開催され、人的体制含む各省庁連携の呼びかけ、除染ロードマップを作成すること等の対応方針の確認等がなされた。

ク) 経済情勢に関する検討会合

原油価格の変動リスクや急激な円高といった当時の状況を踏まえ、世界経済の状況認識や日本経済への影響などについて、中期的・大局的な観点から、関係閣僚の間で認識を共有するとともに、その展開に応じて必要な対応について検討するため、内閣総理大臣ほかをメンバーとする「経済情勢に関する検討会合」が、東日本大震災発生の前日平成23年3月10日に初会合を開催していた。その後、東日本大震災発生及び東京電力福島原子力発電所の事故の発生を受け、それらの経済に対する影響や、阪神・淡路大震災の際の経済への影響等について共有したほか、「政策推進のための全体指針」(平成23年5月10日。その後、「政策推進指針」(平成23年5月17日閣議決定)へ。)や「円高への総合的対応策」(その後、平成23年10月21日閣議決定)を議論・取りまとめた。

図表 2-2-15 経済情勢に関する検討会合の体制図



出所）平成 23 年 3 月 31 日緊急災害対策本部 会議資料

(2) 復興庁設置以降の政府の体制の概要

地震・津波災害に関しては、復興庁が復興政策全体の方針や復興状況を取りまとめ、これに基づき、関係省庁がそれぞれの施策を実施するとともに、復興交付金をはじめとする東日本大震災に特化した復興庁独自施策を実施している（詳細は本節 2. も参照）。なお、緊急災害対策本部は第 19 回（9 月 11 日）を最後に、その後は開催等していないが、被害状況等の更新は行っている。

他方で、原子力災害に関しては、事故収束はしたものの、引き続き「原子力緊急事態宣言」が発令されており、原子力災害対策本部を中心とした廃炉・汚染水・処理水・除染・原子力賠償の対応と、復興庁を中心とする福島復興・再生・被災者支援の対応を、相互に連携しつつ進めている（詳細は本節 4. (1)）。

図表 2-2-16 政府の体制（役割分担）（令和 5 年 3 時点）

	原発事故による災害	地震・津波による災害
直後の対応	<p>原子力災害対策本部</p> <p>〔原子力災害対策特別措置法 第16条第1項〕</p> <p>〔当初〕 本部長：内閣総理大臣 副本部長：経済産業大臣 事務局：内閣官房</p> <p>〔平成24年11月2日以降〕 本部長：内閣総理大臣 副本部長：内閣官房長官、経済産業大臣、環境大臣、原子力規制委員会委員長 事務局：内閣府</p> <p>○避難指示 ○救出・救助</p> <p>○炉心の冷却、注水作業 ○避難所支援、物資補給</p>	<p>緊急災害対策本部〔災害対策基本法 第28条の2第1項〕</p> <p>本部長：内閣総理大臣 副本部長：内閣官房長官、防災担当大臣 総務大臣、防衛大臣 事務局：内閣府（防災担当）</p> <p>○救出・救助 ○捜索 ○避難所支援、物資補給、仮設住宅建設 ○ライフラインの応急復旧</p>
現在の対応	<p>原子力災害対策本部</p> <p><廃炉・汚染水・処理水対策チーム> ○廃炉・汚染水・処理水対策</p> <p><原子力被災者生活支援チーム> ○避難指示区域の見直し ○原子力被災者生活支援</p> <p><環境省> ○廃棄物処理 ○除染・中間貯蔵施設の整備 ○モニタリング</p> <p>【原子力損害賠償】 <経済産業省> ○東京電力の指導 <文部科学省> ○賠償状況のフォローアップ及びその対応 ○和解の仲介</p>	<p>復興庁</p> <p>〔復興の司令塔機能(復興施策の企画・立案、総合調整)、復興事業の直接執行等〕</p> <p>被災者支援</p> <p>○見守り・相談支援 ○心身のケア ○コミュニティ形成支援</p> <p>住まいとまちの復興</p> <p>○住宅再建・復興まちづくり ○生活環境の整備 ○交通・物流網の整備</p> <p>産業・生業の再生</p> <p>○販路開拓支援 ○人材確保支援 ○観光振興</p> <p>福島の復興・再生</p> <p>○県外避難者支援 ○特定復興再生拠点の整備 ○福島イノベーション・コースト構想 ○風評の払拭</p>

2. 復興庁の設置

(1) 復興庁設置法の制定の経緯

1) 基本法

基本法第24条において、復興庁の設置に関する基本方針として、復興庁について、①内閣に、別に法律で定めるところにより、期間を限って設置すること、②主体的かつ一体的に行うべき東日本大震災からの復興に関する国の施策に関し、企画、立案、総合調整事務（内閣補助事務）及び実施に係る事務（分担管理事務）を司ること、③復興対策本部は、復興庁設置の際に廃止し、その機能は復興庁に引き継ぐこと、④できるだけ早期に設置することとし、政府は、可能な限り早い時期に法制上の措置を講ずること等が規定された。（詳細は、2章3節1. 参照）

2) 東日本大震災からの復興の基本方針

「東日本大震災からの復興の基本方針」（以下「復興基本方針」という。）には、復興庁について、①東日本大震災からの復興に関する国の施策に関し、既存省庁の枠組みを超えて地方公共団体のニーズにワンストップで対応できるようにすること、②その全体像について年内に成案を得るとともに、その後速やかに、設置法案を国会に提出すること、③復興対策本部は、復興庁の発足時に廃止し、同本部の機能は、復興庁に引き継ぐこと、④復興庁についての検討を集中的に行うための体制として、復興庁準備室（仮称）を速やかに立ち上げること等が盛り込まれ、基本法で定められた事項を確認するとともに、復興庁が地方自治体のニーズにワンストップで対応することが明記された。

平成23年8月25日には、復興基本方針に基づき、復興庁の設置について集中的に準備を行うための体制として、内閣官房に「復興庁設置準備室」（室長：内閣官房副長官）を設置し、復興の円滑かつ迅速な推進を確保する観点から、復興庁の所掌事務や組織について検討を行ってきた。（あわせて本節1.（1）3）c. 参照）

3) 復興庁設置法の国会審議

平成23年11月1日、政府は、復興庁設置法案を閣議決定し、国会へ提出した。同月24日に（衆）本会議において趣旨説明・質疑、12月2日に（衆）東日本大震災復興特別委員会において提案理由説明・質疑がされ、同月5日にも質疑後、翌6日に国会審議と並行して準備が進められてきた民主党、自民党、公明党の3党による修正協議を踏まえ、民主党・無所属クラブ、自由民主党・無所属の会、公明党、国民新党・新党日本及びたちあがれ日本の5党派共同提案により修正案（修正点は後述）が提出され³³、同修正案及び修正部分を除く原案がともに賛成多数で可決し、附帯決議³⁴が全会一致で付され、同日の（衆）本会議で賛成多数で可決された。なお、同委員会では、みんなの党

³³ 修正案の提案理由について、（自民）谷公一議員より「本修正案は、東日本大震災からの復興をより円滑かつ迅速に進めるため、復興庁が被災地のニーズにワンストップで対応できるよう権限強化を図る必要があるとの共通認識に立って、本会議及び本委員会などでの与野党の質疑及び御指摘を踏まえるとともに、与野党の真摯な修正協議に基づき、復興庁設置法案について次のような修正を行おうとするものであります。」

³⁴ （衆）附帯決議の内容は、議員修正の趣旨の念押しのほか、被災自治体の支援に必要な体制構築や人材確保、現地において国、地方公共団体、民間事業者等の多様な復興推進主体が意見交換できる場の柔軟な構成、遅くとも平成24年3月11日までは復興庁を発足させること等。

からも修正案³⁵が提出されたが、否決された。同月7日に（参）本会議で趣旨説明・質疑、同日（参）東日本大震災復興特別委員会で提案理由説明がされ、翌8日に同委員会で賛成多数で可決し、附帯決議³⁶が付され、翌9日に（参）本会議で賛成多数で可決・成立した。

同法（平成23年法律第125号）は、平成23年12月16日に公布、平成24年2月10日に施行され、同日付で復興庁が設置された。

国会審議における主な議論は以下のとおり。

a. 復興庁の意義と役割

復興基本法において、復興庁は東日本大震災からの復興に関する施策の企画・立案・総合調整に加え、実施に関する事務も執り行うとされているのに対し、政府案では実施事務が復興特区制度、復興交付金に関する事務等に限定されていたことに対して、現行の復興対策本部と変わらないのではないかと³⁷、基本法の考え方とずれがあるのではないかと³⁸、復興庁が目指すワンストップの対応が実施できるのか³⁹、復興庁に予算権限を設けるべきではないかと⁴⁰等の指摘があった。これに対して、平野東日本大震災復興対策担当大臣（以降、復興対策担当大臣）、藤村官房長官それぞれから、国会審議と並行して進められている民主党、自民党、公明党3党による復興庁の事務のあり方に対する協議の結果を真摯に受け止めたい旨発言があった。

同協議を踏まえた議員修正で、所掌事務に新たに、①復興に関する行政各部の事業の統括及び監理、②復興事業に関する関係地方公共団体からの要望の一元的な受理、当該要望への対応方針の策定、当該対応方針に基づく事業の改善又は推進等、③復興事業に必要な予算の一括要求、事業の実施に関する計画の策定、予算の関係行政機関への配分等が加えられた（あわせて（2）2）参照）。また、附帯決議にも、議員修正で権限強化を図った趣旨に鑑み、予算要求・配分等を一元的に行うこと等が盛り込まれた。

b. 復興庁の組織体制

政府案において、復興庁の長たる内閣総理大臣に加え、復興大臣、副大臣1人、大臣政務官3人、事務次官1人を置くとしていたことに対して、ポストが過大であり、特に事務次官は不要ではない

³⁵ 修正案の内容は、復興庁を仙台市に置く、行政改革の推進、3か月に1回の国会報告、設置期限を平成27年3月31日に前倒し、復興庁が廃止されるまでの間に被災地域の地方公共団体への権限移譲に向けた検討を行うこと等。

³⁶ （参）附帯決議では、上記のほか、勧告権を背景とした強力な総合調整等や、原発事故の賠償や健康診断等の被害者施策の迅速な推進等。

³⁷ 第179回国会 衆議院 本会議 第11号（平成23年11月24日）加藤勝信議員（自）発言「政府案の復興庁では、現行の復興対策本部とほとんど変わりがありません。これでは、復興基本法の議論の際に政府が提出した法案の方向と何ら変わりがないではありませんか。何のための与野党協議であり、復興基本法であったのでしょうか。」

³⁸ 第179回国会 衆議院 東日本大震災復興特別委員会 第11号（平成23年12月2日）森本和義議員（民）発言「本法律案では、復興庁の所掌事務というのは、主として、企画立案及び総合調整並びに復興施策の実施の推進、地方公共団体の窓口という中で、復興施策の実施の推進あるいは復興特区にかかわる事務とされておりまして、基本的にはこれまでどおり各省が復興事業実施の主体であり、復興庁による施策の実施は限定的なものになっているように思います。」

³⁹ 第179回国会 衆議院 東日本大震災復興特別委員会 第12号（平成23年12月5日）加藤勝信議員（自）発言「復興交付金等々がワンストップという、非常に限られた範囲でお使いになられたのか。もう少し、私は、もっと広範な意味でそのときお互い使っていたと思うんですが、大臣のおっしゃるワンストップで対応する、それはどういうことを意味しておられたのか（略）」

⁴⁰ 第179回国会 衆議院 東日本大震災復興特別委員会 第11号（平成23年12月2日）斎藤やすのり議員（民）発言「ワンストップでの被災地での復興ということが必要だというふうに思いますので、ぜひ予算要求、各省配分というものの権限を私は復興庁に置くべきだというふうに考えておりますが、平野大臣、この考えについてどう思われますでしょうか。」

かとの質問があり⁴¹、平野復興対策担当大臣からは各省調整のために事務次官はぜひ設置したいとの答弁があった。その後の3党修正協議において、復興庁事務が政府案より拡充されたことを受けて、副大臣を2人とし、代わりに大臣政務官は他の府省の大臣政務官をもって充てることで人数を必要最小限としつつ復興事業に真摯に取り組む姿勢を被災地に示すこととされた。

また、復興庁の人材をどのように確保するのか質問があり⁴²、平野復興対策担当大臣からは、被災自治体への支援や、そのニーズに対するワンストップでの対応を実現するため、各府省の制度や復興施策に詳しく、何よりも熱意ある人材を確保することが必要であり、各府省からの出向者に加え、自治体からの出向や現地雇用等も活用し、現在の復興対策本部事務局の規模を大幅に超えた十分な体制を確保したい旨答弁があった。

こうした議論も踏まえ、附帯決議には、復興庁及び復興局の職員には、各府省の制度や復興施策に詳しく情熱ある人材を確保することや、自治体職員、定年退職者や民間からの人材も活用すること、また、縦割りを排除するため、必要に応じて国の関係地方行政機関の職員等を復興局の職員に併任させることを検討することが盛り込まれた。

c. 復興大臣の勧告権

政府案において、復興大臣の権限として、関係行政機関に対する勧告権が設けられたことに対して、どのような運用を想定しているのか質問があり⁴³、平野復興対策担当大臣から、多用することは想定されないが、勧告権を背景とした強力な総合調整等が期待できる旨答弁があった。また、政府案第8条において定められている、各省大臣に対する勧告権その他の権限は、復興大臣が従来の縦割りを排して復興に関するリーダーシップを発揮するのに十分であるかとの質問があり⁴⁴、野田総理大臣からは、3党修正協議を経た修正案において、各省に勧告の尊重義務が更に明記されたことで、この勧告権は、より伝家の宝刀になり得ると認識している旨答弁があった。

こうした議論も踏まえ、(参) 附帯決議では、勧告権を背景とした強力な総合調整を行い、縦割りの弊害を打破し、迅速かつ円滑に復興を推進することが盛り込まれた。

d. 組織の設置場所について

復興庁（本庁）の設置場所について、東京ではなく被災地に設置すべきではないかとの質問があり⁴⁵、これに対しては平野復興対策担当大臣から、各省庁の総合調整機能、立法府への対応、予算要

⁴¹ 第179回国会 衆議院 東日本大震災復興特別委員会 第12号（平成23年12月5日）柿澤未途議員（み）発言「復興のために増税しようというときに、なぜこういうポストの増員をするのかというふうに思いますけれども、事務次官級のポストが必要だ、こういう理由についてお伺いをしたいと思います。」

⁴² 第179回国会 参議院 本会議 第11号（平成23年12月7日）岡田広議員（自）発言「復興庁の職員は、国の職員の異動、自治体からの出向、被災地からの新規雇用で、それぞれどの程度の割合を雇用することになるのか、お聞かせください。また、時限的に設置される復興庁は、公務員の定数管理とは関係なく、任期付きで柔軟に人員を増やせる体制にすべきと考えますが、平野大臣、お答えください。」

⁴³ 第179回国会 衆議院 東日本大震災復興特別委員会 第12号（平成23年12月5日）石田祝稔議員（公）発言「これから復興担当大臣、お一人任命されるから、まあ多分平野復興担当大臣がなされるんじゃないかなと私は思っておりますけれども、そういうときに、勧告権をどういうふうにお考えになっているのか、お聞かせいただきたいと思っております。」

⁴⁴ 第179回国会 衆議院 東日本大震災復興特別委員会 第13号（平成23年12月6日）井上信治（自）議員発言「復興大臣の権限について、閣法の第八条におきまして、各省大臣に対する勧告権あるいは報告を求める権利、また総理に対する意見具申の権利などを定めております。これらの権限によって、復興大臣が、従来の縦割りを排して、そして復興に関するリーダーシップを発揮するのに十分であると総理はお考えですか。」

⁴⁵ 第179回国会 衆議院 東日本大震災復興特別委員会 第11号（平成23年12月2日）斎藤やすのり議員（民）発言「恐らく今まで何度も質問があったかもしれませんが、なぜ復興庁を仙台に設置できないのか。それから、費用対効果は被災地に復興庁を置いた方が断然高いと思えますし、このままだと、被災地から陳情を受け、それを各

求の調整等を迅速に行う観点から復興庁は東京に設置し、その上で復興局、支所での体制充実で被災地域の要望に応えたい旨答弁があった。

また、政府案において、復興局を盛岡、仙台、福島の各市に設置と記載されていることについて、これを補完する支所の設置場所⁴⁶、復興局の設置場所を3県のみとした理由⁴⁷等について質問があり、平野復興対策担当大臣からは、支所の設置場所については被災地域の自治体等々の意見を踏まえ検討したい、また、復興局については被害の甚大さや国や専門家の支援の必要性を考えて設置を3県としたが、3県以外の支援体制等については被災自治体の意見を聴きながら検討したい旨発言があった。また、復興局が置かれない県での支援体制について後日にも質問があり⁴⁸、平野復興対策担当大臣から、復興局が置かれる3県以外の被災地域については、復興庁の本庁が直接担当としており、まずその窓口を明らかにすると同時に、例えば、支所を置くことや、復興庁が中心となって関係機関による合同支援チームを派遣することなど、必要な支援を行っていききたい旨答弁があった。

こうした議論も踏まえ、議員修正で、復興局の内部組織の編成に当たって被災地の地理的状況に配慮する旨が追加されたほか、附帯決議に、本庁の所在地は立法府への対応等を考慮する一方で被災自治体に向き合う現場機能が求められていることを十分に踏まえた対応をすること、復興局から距離が遠いなどの事情を有する沿岸部地域については支所を設置すること、被災3県以外の被災地域についても十分な体制を構築すること等が盛り込まれた。

e. 復興局の権限と被災地の支援体制

復興局の持つ権限等について質問があり⁴⁹、平野復興対策担当大臣から、復興局には本庁と同様な強力な総合調整を付与することによって、国の出先機関の復興事業の進行調整や各出先機関による合同支援チームの編成、派遣等を行うとともに、被災自治体からの要望についても、決してたらい回しにせず、現地においてワンストップでしっかり対応したい旨答弁があった。

こうした議論も踏まえ、議員修正で、復興局の事務として、関係機関が協議・調整する組織体に関する事務が追加されたほか、附帯決議には、復興局には被災市町村からの要望等に責任をもってワンストップで対応させることや、縦割りを排除するため必要に応じて国の関係地方行政機関の職員等を復興局の職員に併任を検討すること等が盛り込まれた。

省庁に回す陳情現地窓口官庁にすぎなくなるという危機を私は感じているわけなんですけれども（略）」

⁴⁶ 第179回国会 衆議院 東日本大震災復興特別委員会 第11号（平成23年12月2日）森本和義議員（民）発言「被災地のきめ細かいニーズを受け入れることが大切である点、そしてまた、設置場所への遠近、距離で不公平が出ることを避ける必要のある点などから、ある程度多くの支所の設置が必要と考えられますが、現在どれくらいの規模を想定されていますでしょうか。」

⁴⁷ 第179回国会 衆議院 東日本大震災復興特別委員会 第11号（平成23年12月2日）石津政雄議員（民）発言「こういう状況の中でありながら、復興局を東北三県のみを設置して、茨城県あるいはまた千葉等々も被災をされているわけでありましてけれども、この三県に限ったという理由がおありでしたら、ひとつお聞かせ願いたいと思います。」

⁴⁸ 第179回国会 参議院 本会議 第11号（平成23年12月7日）岡田広議員（自）発言「法案では、岩手、宮城、福島の県庁所在地に復興局を置くことになっております。この復興局はどこまでの権限を持つものになるのでしょうか。被災地のニーズに素早く対応するためには、単なる窓口ではなく、自ら対応を決めることができる権限が必要です。復興局の権限と各省の出先機関との関係について、平野大臣から御説明願います。また、復興局が置かれない県での体制についても伺います。」

⁴⁹ 同上

(2) 復興庁設置法の概要

1) 概要・目的

本法律は、基本法第24条において定められた復興庁の設置に関する基本方針（2.（1）1）参照）に則り、「復興庁の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織に関する事項を定めること」を目的としている（第1条）。

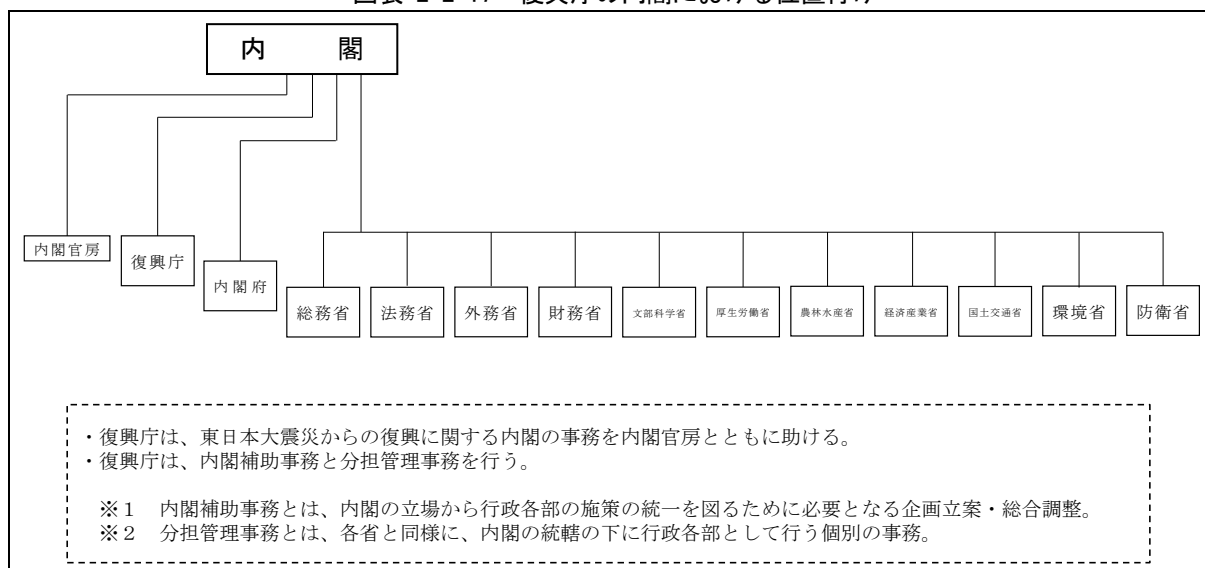
第2条では、内閣総理大臣の強力なリーダーシップの下で復興を円滑かつ迅速に推進するため、復興庁を内閣に置くこととした。復興庁を内閣に設置することは、前述のとおり、基本法の復興庁の設置に関する基本方針の中で示されており、国会審議では、平野復興対策担当大臣から、復興庁を、内閣総理大臣を長とする内閣直属の機関とすること、各省の事業実施や予算要求の調整権、復興大臣が各省に対する勧告権を持つことで、(他省庁に対し) 一段高く位置付けられる機関としていることが説明されている⁵⁰。なお、復興庁は、内閣に置かれる内閣府と同様、国家行政組織法の適用を受けないため、他省庁とは異なり、本法で組織基準等を定める必要があった。

第3条では、復興庁の任務として、基本法第2条の基本理念に則り、①東日本大震災（福島第一原子力発電所事故を含む）からの復興に関する内閣の事務を内閣官房とともに助けること（内閣補助事務）、②主体的かつ一体的に行うべき東日本大震災からの復興に関する行政事務の円滑かつ迅速な遂行を図ること（分担管理事務）の2つを規定している。

なお、①について、政府案では「内閣を助ける」としていたが、復興庁は内閣官房とは独立して総理直属となる内閣官房と対等の組織であるとして、議員修正で「内閣の事務を内閣官房とともに助ける」となった。また、②について、政府案では「内閣総理大臣が政府全体の見地から管理することがふさわしい東日本大震災からの復興に関する行政事務」との文言であったが、既存省庁の枠組みを超えて実質的な決定機能を発揮し、地方公共団体のニーズにワンストップで対応できるようにするとの復興庁の趣旨に鑑み、議員修正で「主体的かつ一体的に行うべき東日本大震災からの復興に関する行政事務」となった。

⁵⁰ 第179回国会 衆議院 東日本大震災復興特別委員会 第11号（平成23年12月2日）平野復興対策担当大臣発言
「具体的には、復興庁は、内閣総理大臣を長とする内閣直属の機関といたしまして、その下にさらに復興大臣を置くことにより、また、各省の事業実施や予算要求の調整権を担い、必要な場合には復興大臣が各省に対して勧告を行い、さらに、内閣総理大臣が内閣法に基づく各省の指揮監督を強力に行うことを可能な組織としている、こういったことから、一段高く位置づけられる機関としているというところでございます。」

図表 2-2-17 復興庁の内閣における位置付け



出所) 平成 24 年 1 月 23 日 復興対策本部会合資料 (抜粋)

2) 所掌事務

第 4 条において、所掌事務を規定している。復興庁は、基本法に基づき、従来は復興対策本部が所掌していた①東日本大震災からの復興に関する施策の企画及び立案並びに総合調整（内閣補助事務）を所掌することとされるとともに、基本法第 24 条において「施策の実施に係る事務」を司ることとされたことから、新たに、分担管理事務を所掌することとされた。

前述のように、国会審議では政府案において事業の実施に関する権限が十分ではないとの議論があり、3 党修正協議を踏まえ、所掌事務に新たに、復興に関する行政各部の事業の統括及び監理などの項目が追加されている。議員修正の詳細は、下記のとおりである。

なお、主な所掌事務の内容は、下記のとおりである。

<内閣補助事務>（第 4 条第 1 項）

従来は、基本法に基づき復興対策本部が所掌していた、基本方針に関する企画・立案・総合調整や、復興施策の実施の推進・総合調整といった所掌事務を引き継ぐこととした。

<分担管理事務>（第 4 条第 2 項）

①行政各部の事業の統括及び監理（第一号）

議員修正で追加された事務である。「統括し監理する」との意味合いについては、復興庁が、各省より一段高い立場から、各府省の復興に関する事務を総合的に締めくり、これを指導統制する、復興の全プロセスを総合管理するという趣旨である⁵¹。

②要望の一元的な受理・当該要望への対応方針の策定、当該対応方針に基づく事業の改善又は推進等（第二号）

議員修正で追加された事務である。これは、被災地方公共団体との関係で、ワンストップサー

⁵¹ 平成 23 年 12 月 6 日（衆）東日本大震災復興特別委員会 加藤勝信議員発言

ビスを実現する趣旨である。

③予算の一括要求、事業の実施に関する計画の策定、予算の執行・配分等（第三号）

議員修正で追加された事務である。復興庁は、権限と予算を一元的に担う強力な行政官庁とすべきという、基本法や本法に係る国会の議論を踏まえたものである。なお、議員修正で追加された第4条第3項により、本事務は、「他の府省の所掌事務としないものとする」旨が明記された。

・予算の一括要求（イ）

復興に関する事業のうち被災地の復興に関連性が大きい事業について、復興庁の主体的かつ一体的な関与の下で強力に推進することにより、復興が円滑かつ迅速に遂行されることを担保するため、必要な予算を復興庁が一括して要求・確保することとされている。国会の議論を踏まえ、全国防災事業等の被災地の復興に関連性の低い事業を除いたものを、対象事業として、政令・告示で列挙している*。

* 復興庁設置法第四条第二項第三号イ及びロの事業を定める政令（平成24年政令第25号。復興庁組織令（平成24年政令第22号）とは別の政令）及び告示（平成24年復興庁告示第1号）

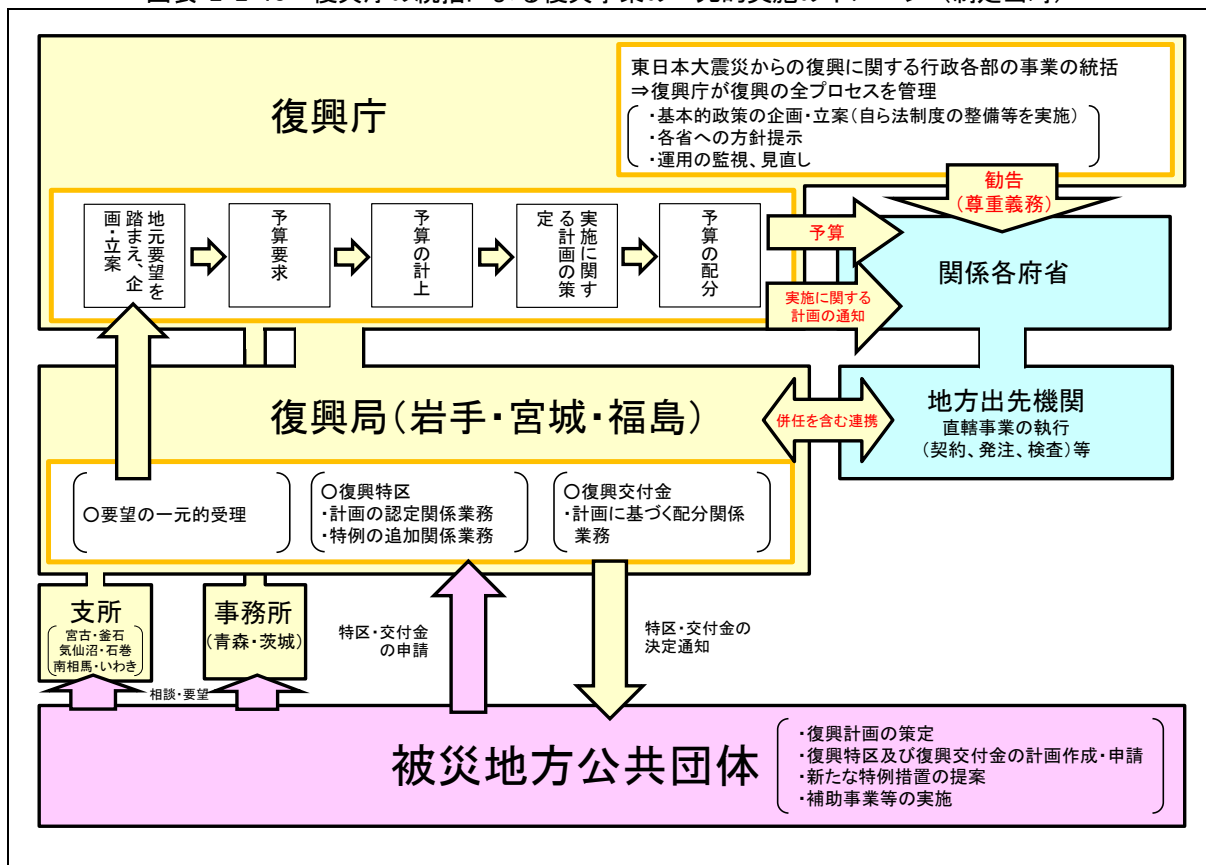
・実施に関する計画の策定（ロ）

復興に関する公共事業等の実施について、復興庁の実質的な関与を確保するため、復興庁が実施に関する計画を策定することとされている。上記の通り、復興庁は、必要な予算を一括計上してはいるが、公共事業など、要求時点では細部が確定できない等のために、具体的な事業箇所、内容、規模等を執行段階において確定する必要のあるものがあるため、本事務が置かれている。

・予算の執行・配分等（ハ）

復興庁は、復興に関する事業について、自ら執行し、又は関係行政機関に、一定の事業に係る予算を配分するとともに、要望への対応方針や実施に関する計画等を通知すること等により執行させることとされている。

図表 2-2-18 復興庁の統括による復興事業の一元的実施のイメージ（制定当時）



⑤地方公共団体に対する情報提供・助言等（第四号）

復興庁は、復興に関する関係地方公共団体からの照会や要請に対しワンストップで対応できるよう、⑥などの事務に関することに限らず、また各省が実施する施策に関することも含め、広く情報提供・助言等を行うこととしているものである。

⑥復興特区法施行事務（第五号）

復興特区法の施行に関し、復興推進計画の認定、復興特区利子補給金の支給、復興整備計画、復興交付金事業計画、復興交付金の配分計画等に関することや、復興推進事業、復興整備事業、復興交付金事業等に関する関係行政機関の事務の調整に関することを行うこととされている。

⑦CREB法の施行事務（第六号）

議員修正により追加された事務である。平成24年2月23日に施行することとされていた株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（CREB法）の施行に関し、取締役等の認可、定款変更や合併・分割等の認可、同機構に関する関係行政機関の事務の調整に関することを行うこととされている。これは、二重ローン問題に関する自由民主党・民主党・公明党の3党合意（平成23年10月20日）において、復興庁設立以降は復興庁を所管省庁とするとの合意がされていたことに基づくものである⁵²。

⁵² 平成23年12月6日（衆）東日本大震災復興特別委員会 谷公一議員発言

3) 組織・その他

復興庁は、内閣総理大臣を長とし、内閣総理大臣の下で復興庁の事務を統轄する復興大臣を置くこととしている。復興庁を対外的に代表し最高意思決定権を有する者が内閣総理大臣であるとともに、復興庁の実際の業務は復興大臣が行うこととしている。これは、国政の最高責任者である内閣総理大臣を長とすることにより、そのリーダーシップの下、復興庁が強力な調整機能を発揮し、政府が一体となって復興に取り組む体制を実現することと、復興大臣という専任の国务大臣の下で迅速に意思決定・実行することにより、スピーディーな対応を可能とするものの両立を図っているものである。

復興大臣は、内閣総理大臣を助け復興庁の事務を統括することとされている。復興を円滑かつ迅速に推進するためには、行政各部の施策の統一を図るため、復興庁の総合調整機能が重要である。このため、関係行政機関の長に対する勧告権を有しており、関係行政機関の長は復興大臣の勧告を十分に尊重しなければならないこととされている。これにより、各省より一段高い立場から総合調整機能を発揮することとなっている。

このほか、副大臣2人を復興庁に置くとともに、他の府省の副大臣及び大臣政務官を兼任として復興庁に置くことができることとしている（議員修正による修正後）。

また、復興局とその支所を岩手県、宮城県及び福島県に、事務所を青森県及び茨城県に置いている。復興局（地方機関）は、復興庁の内閣補助事務及び分担管理事務の全部又は一部を分掌しているため、各省の出先機関に対する総合調整を行うことが可能となっている。また、これらを副大臣又は大臣政務官に担当させることにより、県知事や県議会議長等の地方の高いレベルと適切に対応することや、各省の出先機関の事務について高いレベルから総合調整を行う等を可能とし、現地で被災自治体のニーズにワンストップで対応することとされている。なお、議員修正により、関係行政機関、地方公共団体、民間等が参加して必要な協議、調整等を行う組織体に関する復興局の事務が追加された。

このほか、内閣総理大臣を議長、復興大臣を副議長とし、全ての国务大臣等で構成される復興推進会議（特別の機関）を置くとともに、関係地方公共団体の長及び優れた識見を有する者からなる復興推進委員会（諮問機関）を置くこととされている。

復興庁の設置期間は、復興基本方針に定める復興期間と合わせて、震災発生年から10年間（平成23年度から32年度までの間）とし、自動的に廃止されるのではなく、同期限までに別に法律で定めるところにより廃止するものとされた。

また、議員修正で、附則（基本法改正）が追加され、基本法に復興の状況を国会に報告する規定が新設された。

(3) 設置

復興庁設置法の附帯決議において、「遅くとも平成24年3月11日までには復興庁を発足させること」とされたが、さらに復興大臣のリーダーシップもあって設置準備が急がれ、発災から1年を経過する前の、平成24年2月10日、復興庁は発足し、業務を開始した。

1) 本庁

復興庁本庁は、基本的には、復興対策本部・復興庁設置準備室の業務内容・人員・場所等をそのまま引き継ぎつつ、各省庁から追加人員を確保する等の形で発足した。加えて、復興庁設置法に盛

り込まれた、復興対策本部にはなかった実施事務が新たに追加され、例えば、自治体の復興計画の策定・実行への支援業務や国と地方の協議会運営などの復興特別区域法や復興交付金、復興予算の一括計上に係る業務、さらに原子力災害からの復興に係る業務の増大が想定されていた。

当初の本庁全体の陣容は、約15班（総括班、国会班、調査1班、調査2班、本部会合班、法制班、被災者支援班、地域班、広報班、震災ボランティア班、男女共同参画班、復興特区班、交付金班、予算会計班、インフラ構築班、原子力災害復興班⁵³。このほか秘書室や国会内控室等あり。）、約160人体制⁵⁴であった⁵⁵。

本庁の物理的な場所、復興対策本部事務局に引き続き、三会堂ビル（東京都港区赤坂）内の同じ場所であった。

設置当初の幹部職員としては、復興庁事務次官には、復興対策本部の事務局長が、復興庁統括官・審議官には、復興対策本部の事務局次長等が、そのままスライドして就任した。また、復興対策本部の参事官級職員等26人が、そのまま復興庁の参事官にスライドして就任した⁵⁶。

なお、新しい行政機関を設置することとなったため、組織法令や人員確保等のほか、決裁・文書管理・情報システム、人事・服務、会計等に係る各種の訓令等の整備が必要になった。

2) 現地

復興局は、復興対策本部の現地対策本部の業務内容・人員・場所等をそのまま引き継ぎつつ、各省庁から追加人員を確保する等の形で発足した。加えて、復興庁設置法に盛り込まれた、復興対策本部にはなかった実施事務が新たに追加され、例えば、自治体の復興計画の策定・実行への支援業務や国と地方の協議会運営などの復興特別区域法や復興交付金、復興予算の一括計上に係る業務、さらに原子力災害からの復興に係る業務の増大が想定されていた。

当初の現地の陣容は、各復興局20～30人程度ずつであった。このほか、復興局への移行に伴い、下記の通り、新たに支所・事務所が置かれた。

設置当初の幹部職員としては、各復興局長には、それぞれ各現地対策本部事務局長が、各復興局次長には、それぞれ各現地対策本部事務局次長がスライドして就任した⁵⁷。支所長や事務所長には、各省庁から職員が出向した。

また、各復興局の物理的な場所は⁵⁸、それぞれ、下記の通りであった。

⁵³ バーチャルでなく物理的に存在する班。発足時配席図より。

⁵⁴ 平成23年12月24日平野復興大臣記者会見「(問)復興庁の組織についてお伺いします。昨日の財務省のレクで、本庁160人と復興局、支所を含んでそれぞれ各2、30人ずつ、250人確保するというふうに、この体制でスタートすることになることについての受け止めと今後の体制整備についてどのように考えているか、教えてください。」「(答)2月上旬の設置ということを目指して、関係自治体との協議、それから各省にお願いすることをお願いしております。できるだけ早く250名の職員を、これは常駐だけありますけれども、確保したいと思っております。各省も様々な忙しい状況にあって、復興庁の設立と同時に、人員がどこまで確保できるかは、未知数ではありますが、いずれにせよできるだけ早く確保するよう、これからも積極的に働きかけていきたいと思っております。あわせて、復興局及び支所の設置場所等についても、今関係自治体と調整中ですが、その調整を急がなくてはならないと思っております。」

⁵⁵ 本庁約170名・復興局90名で発足したとする記録もある（岡本全勝（元内閣府東日本大震災被災者生活支援本部事務局次長・元復興庁事務次官）編著『東日本大震災 復興が日本を変える』ぎょうせい（平成28年2月））。

⁵⁶ 「復興庁人事異動」平成24年2月10日付け発令より。

⁵⁷ 同上

⁵⁸ 平成24年2月3日平野復興大臣記者会見「3つ目は、復興局の支所及び事業所の設置場所でございますけれども、2月10日に設置する予定で今準備を進めておりまして、岩手県復興局、宮城県復興局、福島県復興局、青森事務所、茨城事務所、それぞれ場所を書いたものを皆様方にお配りしてあると思っておりますので、御参照いただきたいと思います。」

図表 2-2-19 復興庁発足当初の現地組織の一覧

	物理的な立地
岩手復興局	(盛岡市) 朝日生命盛岡中央通ビル
宮古支所	岩手県宮古地区合同庁舎 (県施設) 内 ※平成 26 年 3 月、長谷川ビルに移転
釜石支所	岩手県釜石地区合同庁舎 (県施設) 内 ※平成 25 年 5 月、RIKO ビル 2 階に移転
宮城復興局	(仙台市) 仙台第一生命タワービル内
気仙沼支所	気仙沼市シルバー人材センター (市施設) 内
石巻支所	セシカ 1 1 7 内
福島復興局	(福島市) AXCビル内
南相馬支所	サンライフ南相馬 (市施設) 内 ※令和元年 5 月 7 日、「浪江支所」に移転
いわき支所	いわき地方合同庁舎 (国施設) 内 ※令和元年 5 月 7 日、「富岡支所」に移転
青森事務所	青森県八戸合同庁舎 (県施設) 内 ※平成 28 年 3 月廃止
茨城事務所	水戸地方合同庁舎 (国施設) 内 ※平成 30 年 3 月廃止

3. 復興庁の体制

(1) 復興庁の組織体制の概要

1) 柔軟な組織体制

復興庁は、局課制を取らず、統括官の下に参事官を置き、大臣の命によりその参事官を長とする等の班体制を柔軟に組織して活動する、統括官・参事官制ともいうべき体制を取り、事務の遂行に当たっているが、さらに、多くの職員が本来の所属の班だけでなく、複数の班に併任的に所属して業務を行っている（後述の兼務班、リエゾン等）。これは、復興庁の組織規模が他の府省に比べかなり小さいこと、時限の組織であり、かつ、事務量・内容が時の経過とともに変動することが予想されることから、内部機構を固定的なものにせずその時点のニーズに柔軟に対応できるようにすることが適当であると考えられたためである。ただし、統括官が複数置かれる場合等について、相互に明確な分掌関係が形成され、かつ、内閣総理大臣、復興大臣、事務次官、統括官等と上下に置かれるという関係が整えられ、系統的なヒエラルキー構造が構成されることは、内閣府や各省等と変わることはない（設置法第5条第1項）。

実際においても、復興の進捗等に伴ってその時々課題に対応し、班編成や統括官等の担務が柔軟に見直されてきた。また、「新しい東北」、復興五輪、10周年事業等といった新たな政策課題への対応が急遽必要となった場合等は、必要に応じ、当該業務を担う班を設け、他の班に所属している職員に併任をかけて担当させた。

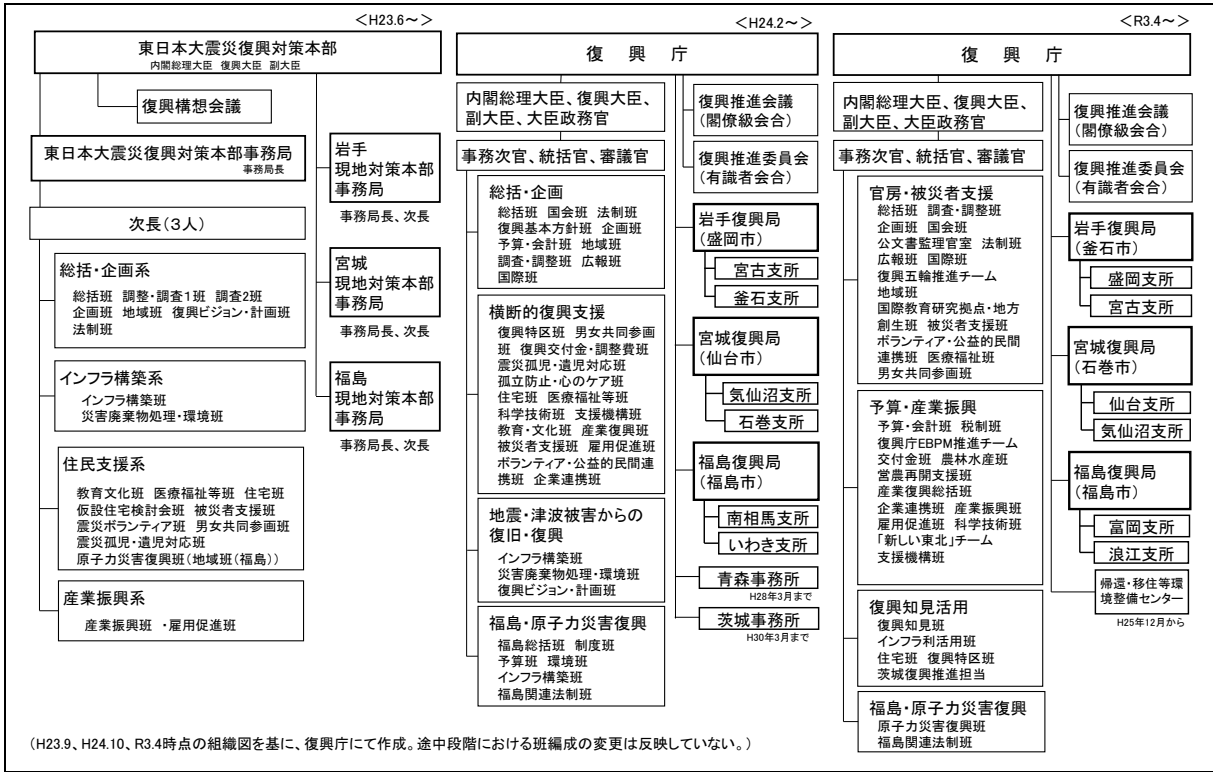
また、復興の推進に当たっては、関係省庁との密接な連携・適切な役割分担を図りながら業務を実施することが重要であるが、こうした関係省庁との連絡・調整については、復興庁職員が関係省庁からの出向者で構成されているという組織の特性を生かし、当該省庁出身者を連絡調整担当（リエゾン）に指名し、原則として、リエゾン経由で行うこととしている。当該省庁の業務内容や組織を熟知し、人的つながりも有するリエゾンが介在することで、連絡・調整の円滑化・効率化を図る趣旨である。

2) 主な組織の概要

復興庁の組織体制については、これまでに班編成・体制が一部変更はされているものの、10年間を通じ、主な班及びその担当業務については、おおむね下記のとおりである。

なお、復興庁の組織体制について、復興庁の前身である復興対策本部事務局、復興庁設置時、当初の設置期限の経過時点の組織体制を比較すると、下記のとおりである。10年間の組織体制の変遷は、(2)～(4)で詳述する。

図表 2-2-20 復興対策本部・復興庁（設置時／延長時）の組織・班体制の比較



a. 官房機能等

本庁の人事・庶務、文書審査、予算・会計、国会対応、政策評価、広報等の内部管理事務を担当するいわゆる官房業務は、それぞれ、総括班、法制班、国会班、企画班、予算会計班、広報班といった組織が担当している。また、庁内・政府内の政策的なとりまとめ機能については調査・調整班（復興基本方針班）、地元との窓口機能（政務の出張や、自治体からの要望書のとりまとめ等）については地域班が担当している。

b. 分野別施策等

復興庁は、各省庁の施策を取りまとめるだけでなく、復興特別区域制度、復興交付金といった、東日本大震災特有の制度を直接所管しており、これらの制度設計や執行を担当する復興特区班、復興交付金班が置かれた。

また、被災者支援、産業・生業の再生、インフラ整備といった重要な政策課題に対応するため、インフラ構築班、被災者支援班、産業復興班、医療・福祉班、雇用促進班、ボランティア・公益的民間連携班、支援機構班などが置かれ、被災者支援総合交付金や株式会社東日本大震災事業者支援機構といった復興庁で直接所管する施策に係る制度設計や執行を担当するほか、関係省庁と連携し、当該分野に係る復興状況等のとりまとめや、特定分野の戦略・関係省庁会議のとりまとめ等を担当している。

なお、復興の初期段階においては、がれき処理を担当する災害廃棄物処理・環境班、復興ビジョン・計画班が存在したが、いずれも兼務班であり、業務の実態に照らし、廃止又はリエゾン業務に吸収されている。

c. 原子力災害からの復興

原子力災害からの復興については、地震・津波被災地域とは異なる固有の対応業務が多く存在することから、原子力災害復興班として一つの大きなグループを設けつつ、当該班全体を統括する福島総括班を設け、a. b. 記載の組織とは別に、福島復興関連に特化した予算班、インフラ構築班、福島関連法制班が置かれるとともに、原子力災害固有の課題である除染等を推進するために環境班が、住宅整備・町外コミュニティ・賠償等を担当するために制度班が置かれた。

また、こうした班のほか、福島県原子力被災12市町村等については、要望対応や個別の復興事業等について、それぞれの市町村との一元的な窓口機能を担う「まち担当」(参事官以下)がバーチャル班的に置かれている。これは、市町村ごとの状況に応じた対応を行うことで、円滑に復興を推進するという趣旨によるものである。

d. 兼務班・リエゾン

先述のとおり、多くの職員は、本来の所属の班(基本的には物理的に座席がある班)の業務のほか、いわゆる兼務班やリエゾン(物理的には座席がなく、本来の所属班とは別の参事官の指揮下に属することが多い。)を兼任し、当該業務も担当している。兼務班もリエゾンも、班の長としては参事官級職員が充てられている。

兼務班の中には、兼務班を本来業務(本来の所属班)とする専任の職員と、兼任の職員が両方混在するパターンもあれば、全員が本来業務を持ち、兼任として兼務班業務に当たっているパターンもある。兼務班の具体例としては、例えば、「新しい東北」チーム、企業連携班、復興五輪チーム、10周年事業担当などがある。

各省庁との連絡・調整窓口を担当するリエゾンも、兼務班と同様、本来の所属の班の業務とは別に、各省庁出身の職員に兼任的に割り当てられている業務である。

具体的には、内閣府(消費者庁等を含み、右記を除く)、内閣府(防災関係等)、警察庁、金融庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省(厚生関係、労働関係それぞれ)、経済産業省、農林水産省、国土交通省、観光庁、環境省、原子力規制庁、防衛省について、リエゾンが置かれている。

e. 復興局等

前述の国会での議論にもあった通り、被災地に近い現地において、被災公共団体からの要望や相談にワンストップで対応する一元的な窓口となる組織として、岩手県、宮城県及び福島県の被災3県(当初は県庁所在地)に復興局が置かれたほか、復興局から地理的に離れている、特に被害が甚大だった沿岸部には、支所が置かれるとともに、被災3県以外の地域に関しては事務所が置かれた。

復興局においては、現場主義を実践し、常時被災自治体に「御用聞き」に伺い、全ての事業箇所の現地確認を行うなど、迅速に復興事業のニーズや現地の実情を把握するよう努めていた。

例えば、通常の国の補助事業採択の手続きでは自治体が国に説明に行くことが多いが、復興交付金においては、本庁の地域担当が被災地に赴き、事業のヒアリングを現地で行い、復興予算を充てるべき事業であることを確認するとともに、他の地域の事業のコスト事例などを提供し、事業規模の絞り込みや精査を行うなど、適切な復興交付金事業計画となるように、計画策定支援を行った。

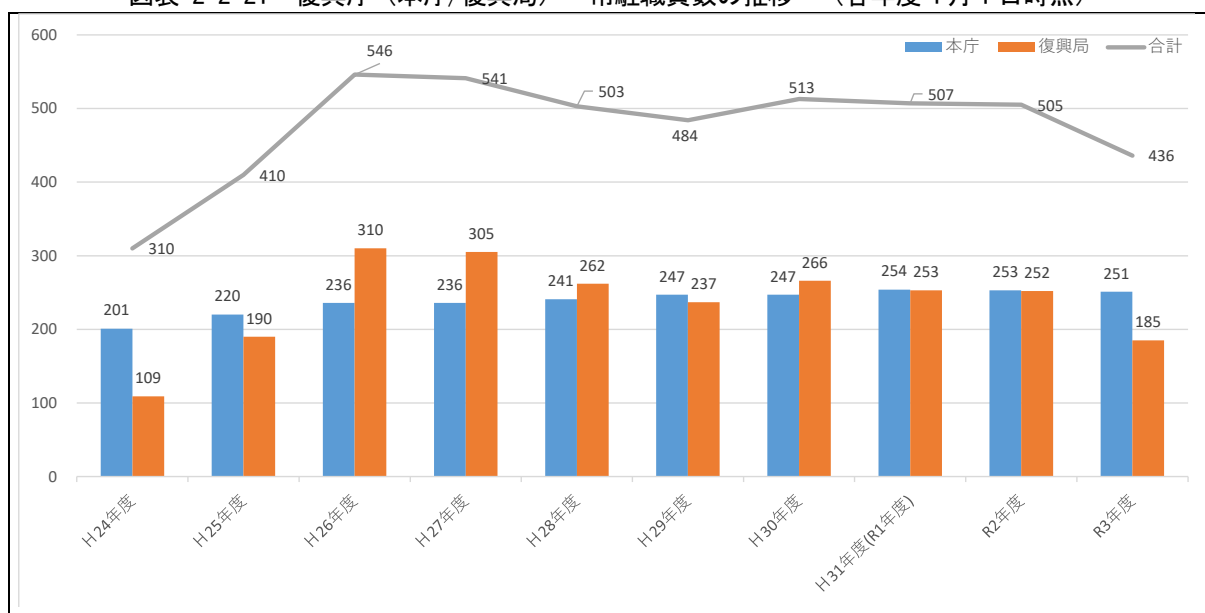
このように、復興局が現地のニーズの吸い上げや現地の状況の把握等を行い、本庁が県をまたがる類似事例の横展開を行うなど、本庁と復興局で連携して被災地に寄り添いつつ現場主義を実践した。

3) 人員体制の変遷

復興庁の職員の総数については、復興庁籍の定員のほか、他省庁籍の実員で構成されている。

各年4月1日時点の常駐職員数の推移でみると、下記のとおり、平成25年度から復興局の人員体制が本格的に整えられ、まちづくりやインフラ整備をはじめとする復興事業が本格化した平成26年度において全職員数及び復興局職員数がピークを迎え、平成29年度にはその人数が減少し、復興事業がおおむね完了し復興交付金が廃止された令和3年度には岩手・宮城の復興局職員が大幅に減少している。

図表 2-2-21 復興庁（本庁/復興局） 常駐職員数の推移（各年度4月1日時点）



	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31/R1	R2	R3
本庁	201	220	236	236	241	247	247	254	253	251
復興局	109	190	310	305	262	237	266	253	252	185
合計	310	410	546	541	503	484	513	507	505	436

※ 各年度4月1日時点の職員数

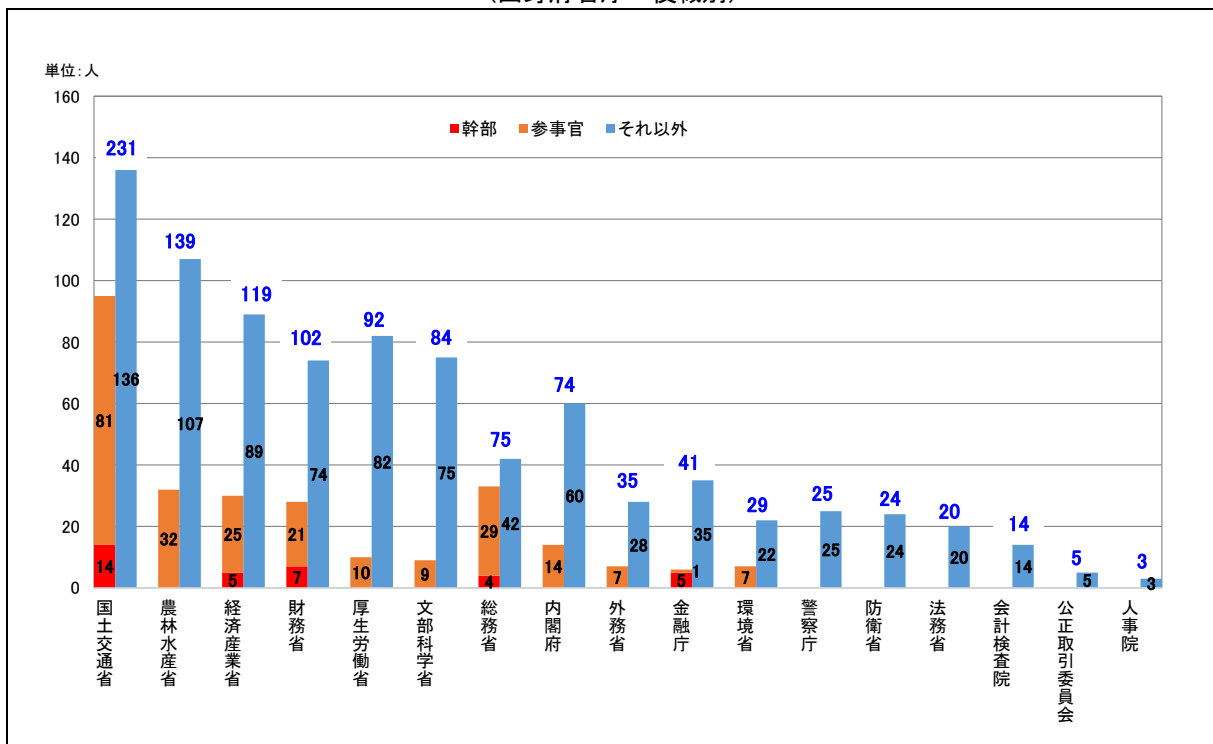
※ 各府省庁からの出向者である常勤職員のほか、政策調査官や行政実務研修員などの非常勤職員も含む。

復興庁の常勤職員は、その多くは各府省庁出身者であり、1、2年間程度の出向や併任という形で確保されている。復興庁の設置当初は、復興対策本部事務局の職員の多くがそのまま復興庁職員に移行するとともに（2. 参照）、新たに各府省庁から追加の人員も集められた。

こうして各府省庁から集められた職員について、出身府省庁別に10年間の延べ人数を見ると、下記のようになっている。幹部については、これまで、事務次官は、国土交通省及び総務省出身の職員が就任し、統括官や審議官は、国土交通省、経済産業省、財務省、総務省出身の職員が就任してきた。

なお、各府省庁出身者のほか、全国の都道府県・市町村や（独）都市再生機構等の関係団体からも常勤職員や行政実務研修員として派遣されている。

図表 2-2-22 各府省庁から復興庁（本庁）への出向者の10年間の延べ人数
（出身府省庁・役職別）



※ 復興庁の作成した在職者名簿から抽出

※ 対象期間:平成24年度(平成24年4月)～令和2年度(令和3年3月)に着任の人事発令があった者

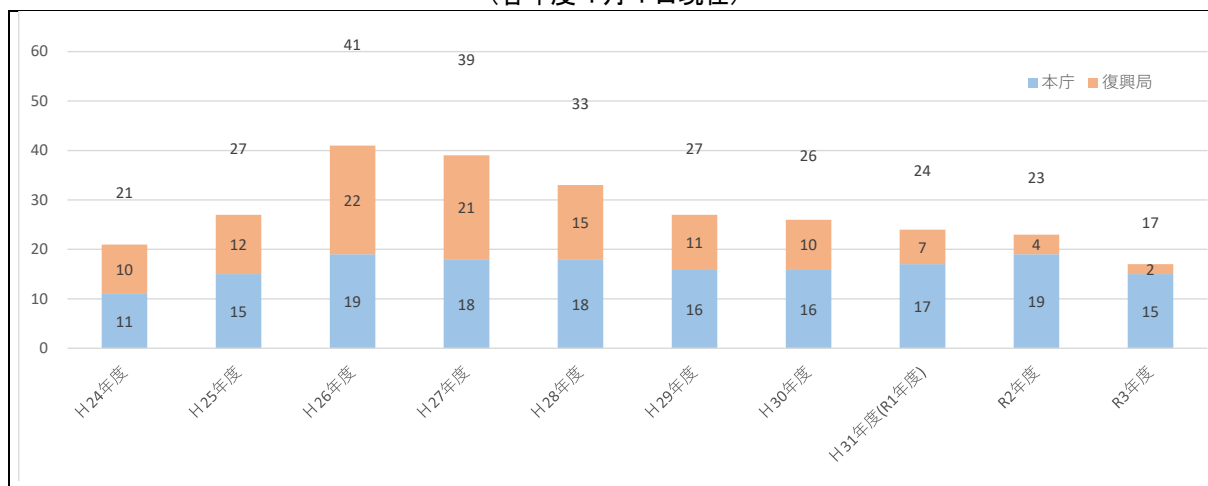
※ 「本庁」に発令があった者であっても、実際の勤務地が他省庁や復興局等と推測される者は除外

※ 左から、原則、合計人数(青字)の多い省庁

※ 「幹部」:事務次官、統括官、審議官の合計 「参事官級」:参事官、企画官の合計
「その他」:企画調整官、企画調査官、補佐、主査等

こうした職員のほか、民間企業や経済団体の職員が、「政策調査官」として復興庁に派遣されてきた。こうした民間出身の職員には、行政職員にはない専門的知見や独自の人脈を生かした活躍が期待された。

図表 2-2-23 民間企業等から復興庁（本庁・復興局）への出向者在籍者数の10年間推移
（各年度4月1日現在）



	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31/R1	R2	R3
本庁	11	15	19	18	18	16	16	17	19	15
復興局	10	12	22	21	15	11	10	7	4	2
合計	21	27	41	39	33	27	26	24	23	17

※ 民間企業や経済団体から、政策調査官として本庁又は復興局に派遣され、又は公募により、配属された者

※ 対象期間：平成24年度から令和3年度の各年度の4月1日時点において、在籍した者

図表 2-2-24 出向元民間企業・団体一覧（延べ52社・160人）

株式会社アールシーコア	株式会社JTB	日本電気株式会社	名港海運株式会社
株式会社IHI	城南信用金庫	日本航空株式会社	森永乳業株式会社
株式会社IHI インフラ建設	住友化学株式会社	日本商工会議所	ヤフー株式会社
株式会社IHI インフラシステム	積水化学工業株式会社	日本たばこ産業株式会社	ヤマト運輸株式会社
IHI 運搬機械株式会社	仙台商工会議所	日本郵便株式会社	株式会社LIXIL
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	株式会社仙台三越	株式会社博報堂	株式会社ローソン
アイリスオーヤマ株式会社	損害保険ジャパン株式会社	パナソニック株式会社	
アサヒグループホールディングス株式会社	株式会社 東急エージェンシー	東日本電信電話株式会社	
アルプスアルパイン株式会社	東京海上日動火災保険株式会社	東日本旅客鉄道株式会社	
株式会社NTT ドコモ	東京急行電鉄株式会社	株式会社日立製作所	
京阪ホールディングス株式会社	株式会社東芝	富士通株式会社	
KDDI 株式会社	東北電力株式会社	三井住友海上火災保険株式会社	
株式会社KDDI エボルバ	東レ株式会社	三井不動産株式会社	
コクヨ株式会社	TOTO 株式会社	三越伊勢丹ホールディングス株式会社	
株式会社商工組合中央金庫	凸版印刷株式会社	三菱地所株式会社	

出所)「岩手/宮城/福島 民間出向者による東日本大震災被災地産業復興支援事例集 2012-2020」(令和3年3月復興庁企業連携推進班) P.47等を基に、対象期間を平成24年度から令和5年4月時点として作成。

<https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat4/sub-cat4-1/20210312131530.html> (令和5年7月26日閲覧)

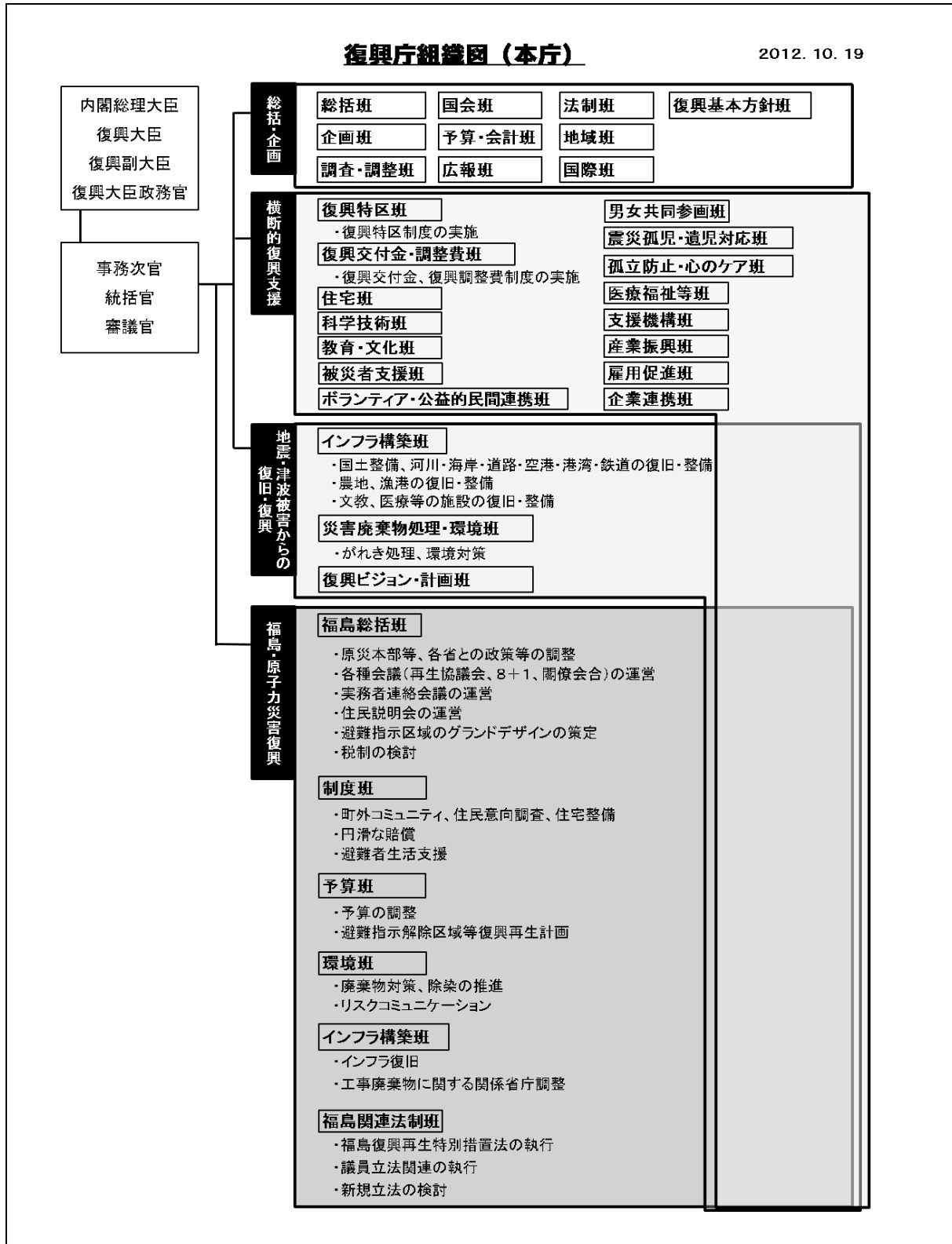
※ 上記事例集において掲載を辞退した1社は、本書でも掲載していない。

※ 政策調査官のほか、期間業務職員又は復興局復興推進参与として派遣された者も含む。

(2) 復興庁設置時の体制

復興庁は、平成 24 年 2 月 10 日、下記の組織体制により、250 人体制（本庁 160 人、復興局 90 人）で発足した。

図表 2-2-25 復興庁設置当時の組織体制（平成 24 年 10 月 19 日時点の本庁組織図）

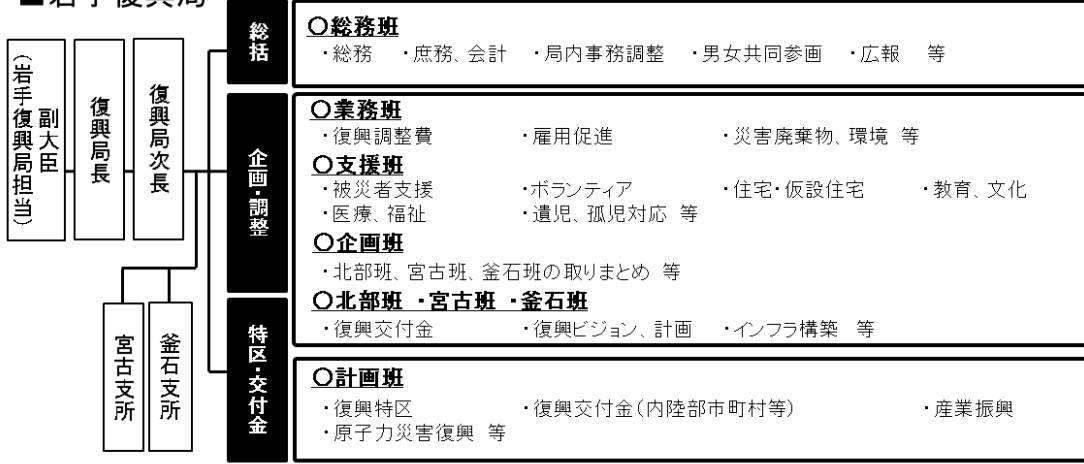


図表 2-2-26 復興庁設置当時の組織体制（平成24年10月19日時点の復興局組織図）

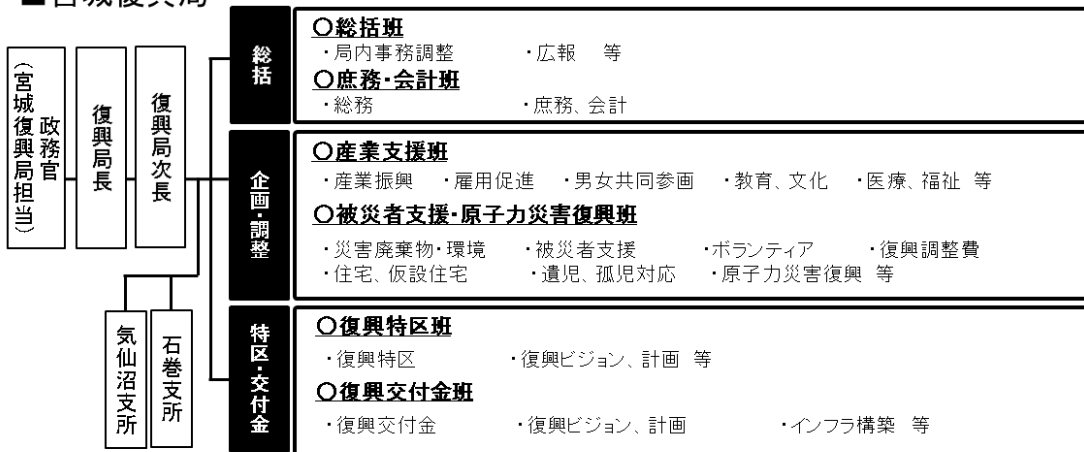
復興庁組織図（復興局）

2012. 10. 19

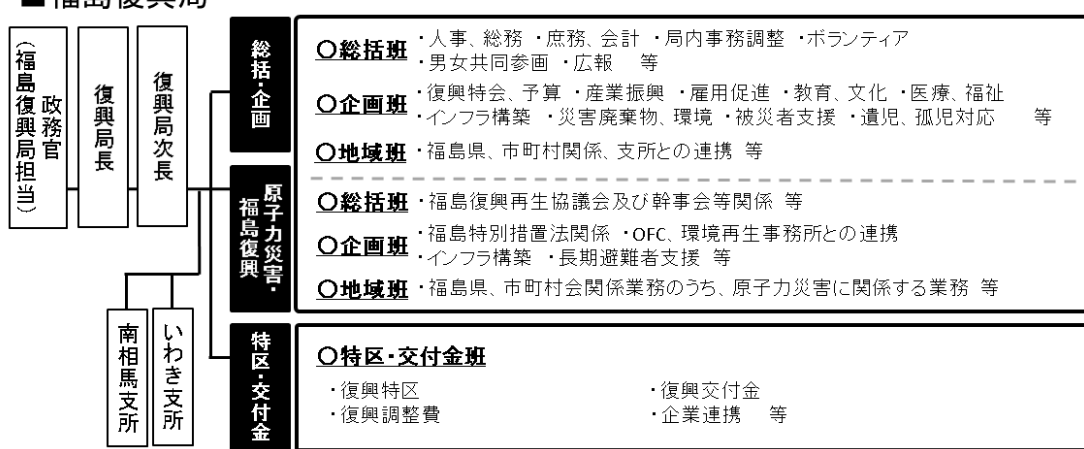
■ 岩手復興局



■ 宮城復興局



■ 福島復興局



(3) 主な組織再編・体制強化等

1) 復興庁職員の定員化（平成 24 年 4 月）

復興庁職員は、平成 24 年 2 月 10 日の発足時（平成 23 年度）は、各府省庁に所属する職員としての身分のまま、復興庁職員としての「併任」「兼任」の辞令を受けて、事実上は復興庁に常勤職員として勤務していた。

国の行政機関の職員の定員の上限及び行政機関別の職員の定員の上限は行政機関の職員の定員に関する法律（昭和 44 年法律第 33 号）で定められているが、復興庁設置法制定時の附則第 3 条において、国の行政機関である復興庁もこの適用を受けることが明記された。

並行して、平成 24 年度の機構・定員において、今後の業務量の変動が見込まれる中、10 年間にわたって必要となる中核・基幹的な職員については、復興庁の定員として、118 人が認められた。

（参考）

平成 24 年度の定員：118 人（うち指定職 7 人（事務次官、統括官 2 人、審議官、復興局長 3 人））

なお、10 年間の定員の推移は、下記のとおりである。

図表 2-2-27 復興庁（本庁/復興局） 定員の推移（各年度 4 月 1 日時点）

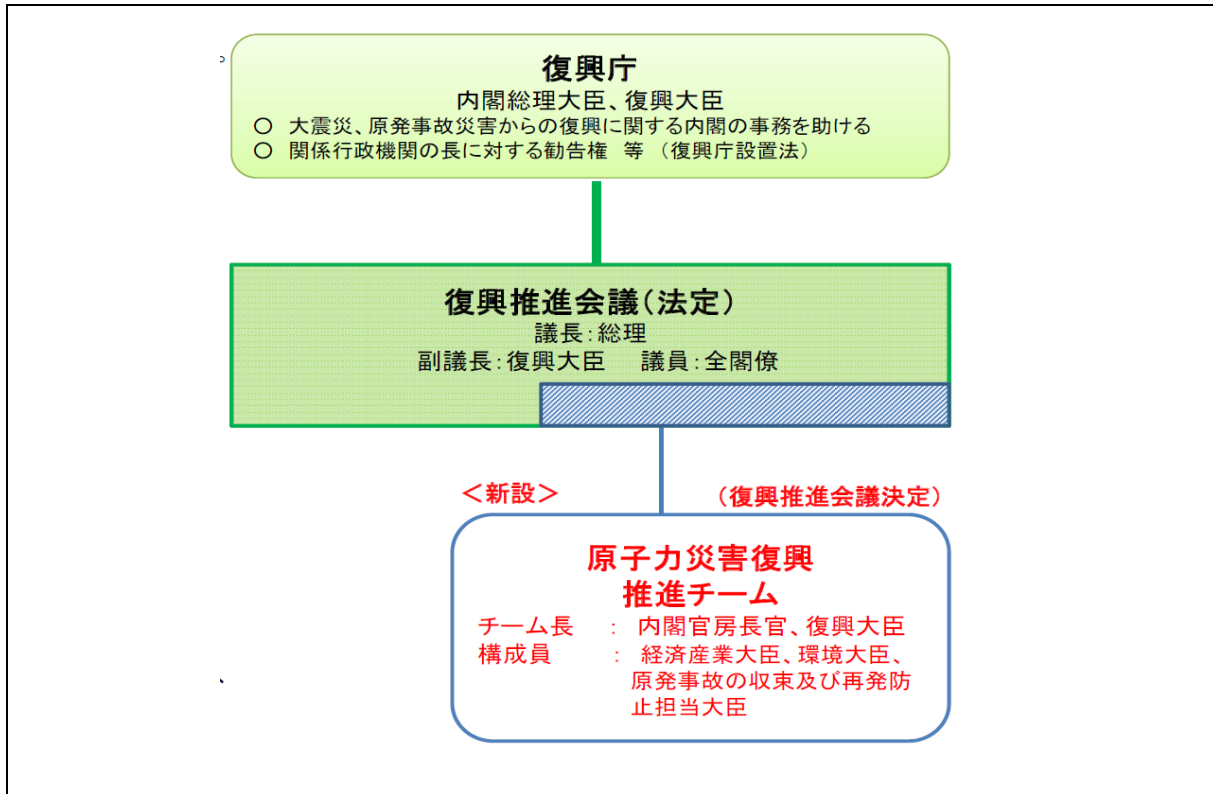
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3
本庁	77	91	116	122	127	130	135	140	143	143
復興局	41	67	67	69	70	72	72	72	72	65
合計	118	158	183	191	197	202	207	212	215	208

2) 原子力災害復興推進チーム等（平成 24 年 10 月）

地震・津波災害からの復興については、復興庁が政府全体を統括し、必要に応じ、関係府省庁に指示を出すとの体制が確立されたが、原子力災害からの復興については全体を統括する部署がなく、しばしば復興に向けた自治体との議論等に支障を来したため、平成 24 年 10 月 16 日、官房長官と復興大臣をチーム長とする「原子力災害復興推進チーム」を新設することを復興推進会議で決定し⁵⁹、復興の前提となる原子力事故・放射能対策をはじめとする福島復興に関する施策の全体調整・新たな課題についての役割分担と対応方針等の調整を閣僚レベルで迅速に行うこととした。同年 11 月 9 日に第 1 回会合が開催された。

⁵⁹ 「原子力災害復興推進チームの設置について」（平成 24 年 10 月 16 日復興推進会議決定）
https://www.reconstruction.go.jp/topics/post_88.html（令和 5 年 7 月 26 日閲覧）

図表 2-2-28 原子力災害復興推進チームの位置付け



出所) 第3回復興推進会議（平成24年10月16日） 資料3

これに合わせ、平成25年度機構・定員においては、復興庁・復興局の人員体制の強化も図られた。具体的には、まず、復興庁の業務を①官房機能、②地震・津波からの復興、③原子力災害からの復興の3統括官体制とすることとし、新たに福島・原子力災害からの復興を担当する統括官が置かれることとなり、平成25年度の定員として40人が認められた。

また、福島県各市町村の復興計画策定の推進のため、復興庁本庁において各自治体担当の参事官を決め、復興庁・各省庁・福島復興局の職員でチームを編成し、支援を行うこととした。

3) 福島対応体制の強化等（平成25年1月～）

第2次安倍内閣が発足し、第5回復興推進会議（平成25年1月10日）における総理指示に基づき、本節4.（2）記載の経緯により、福島の復興に係る体制の強化として、福島復興再生総局の設置等がなされた。また、こうした経緯ともあいまって、福島復興局をはじめとする復興庁の人員体制の強化が図られた。特に福島復興局では、避難指示区域の被災市町村に対応する地域班の強化、帰還・再生班の新設、原子力被災自治体以外の福島自治体の復興や風評被害等に対応する中通り・会津班の新設等の体制強化が図られた。

平成25年4月時点常駐職員数：324人（うち本庁：197人）

4) 産業復興支援グループの創設（平成25年4月）

産業復興を加速させるため、平成25年4月、産業復興支援グループを新たに創設した。産業復興支援グループには、全体を統括する産業復興総括班のほか、復興特区班、企業連携班、支援機構班、産業復興班、雇用促進班、科学技術班が所属した。

5) 「新しい東北」担当組織の創設（平成24年12月～）

平成24年12月26日に閣議決定された第2次安倍内閣の基本方針を受けて、復興推進委員会が取りまとめた「「新しい東北」の創造に向けて（中間とりまとめ）」（平成25年6月5日）に基づく各種施策の立案・実施に係る業務が新たに必要となったことから、平成24年12月以降、専任の総合政策班を置くほか、兼務職員で対応する体制をとった。平成27年4月以降は、「新しい東北」チームを新たに創設し、総合政策班が中核となり、産業総括班等の関係班と連携してチームとして対応に当たっている。

6) 帰還環境整備センターの創設（平成25年12月）

田村市、檜葉町、川内村、葛尾村をはじめとした地域において、避難指示の解除に向けて、今後1、2年以内に住民が帰還するための環境を整える必要が生じた。例えば、これらの地域では、市町村の枠を超えた調整や現地での現況確認が必要な案件が増加していた⁶⁰。このため、福島県双葉郡地域を中心として、原子力災害に係る避難住民の帰還を支援するための関係市町村との調整業務を行うため、平成25年12月3日、福島県川内村に「帰還環境整備センター」を設置した。

なお、平成29年5月30日に富岡町に移転し、令和3年4月1日に、移住等（原子力災害の被災者以外の者の移住及び定住）を業務に追加するとともに、それまでの「帰還環境整備センター」から「帰還・移住等環境整備センター」へと名称変更がされている。

7) 原子力災害復興班等の体制強化（平成26年4月）

現場主義を徹底し、地域の実情に応じたニーズにきめ細かく対応するため、被災自治体との連絡調整が必要となる業務に係る人員体制の強化を図った。

8) 青森事務所の廃止（平成28年3月）

青森県内における復興事業に相当程度の進展が見られることから、平成28年3月末を以て、復興庁青森事務所（所在地：青森県八戸合同庁舎2階、職員数：3人）が閉鎖された⁶¹。

なお、事務所閉鎖後の青森県及び青森県被災市町（八戸市、三沢市、おいらせ町、階上町）に係る窓口業務等については、平成28年度以降、引き続き万全の対応体制を継続するため、岩手復興局（一部本庁）に引き継ぐこととされた。

9) 業務体制の変更等（平成28年4月～）

当初5年間の集中復興期間の終了に伴い、復興庁の業務体制についても見直しがなされた。復興庁設置当時から兼務班として存在していた、がれき処理を担当する「災害廃棄物処理・環境班」、自治体の復興計画の策定を支援してきた「復興ビジョン・計画班」等について、業務の実態に照らし、廃止又はリエゾン業務に吸収された。

⁶⁰ 平成25年11月26日 根本復興大臣記者会見にて発表

⁶¹ 平成28年3月15日 高木復興大臣記者会見にて発表

10) 復興庁本庁庁舎移転（平成 28 年 5 月）

財政制度等審議会（平成 25 年 6 月開催）により、中央合同庁舎第 8 号館の建設に伴う庁舎等使用調整の一環として、復興庁等を中央合同庁舎 4 号館に移転することが決定されたことから、復興庁本庁の執務場所が、集中復興期間終了後の平成 28 年 5 月 2 日、従来の三会堂ビルから現在の中央合同庁舎第 4 号館に移転した。

11) 復興五輪推進チームの設置（平成 29 年 11 月）

復興庁において、オリンピック・パラリンピックに関する被災地からの要望を伝える等により復興五輪を推進するため、平成 29 年 11 月 21 日、本庁に「復興五輪推進官」を設置し、8 人規模の「復興五輪推進チーム」を創設した（土井副大臣の担務に、復興五輪の推進を追加。）⁶²。

12) 茨城事務所の廃止（平成 30 年 3 月）

茨城県内における復興事業の進展に鑑み、平成 30 年 3 月 31 日を以て、復興庁茨城事務所（所在地：水戸地方合同庁舎 4 階、職員数：3 人）が閉鎖された。

なお、事務所閉鎖後の茨城に関する業務については、平成 30 年 4 月以降、本庁に「茨城復興推進官」を設置するなどの体制を継続することとされた⁶³。

13) 福島復興局の支所の移転（令和元年 5 月）

特定復興再生拠点区域や双葉町中野地区の産業拠点の整備が進み、大熊町でも、大川原地区、中屋敷地区の避難指示が解除されるなど、帰還に向けたまちづくりが加速していることに鑑み、今後、これらの地域により近い所で、支援に取り組んでいけるよう、福島復興局の 2 支所について、令和元年 5 月 7 日、「いわき支所」を「富岡町」に、「南相馬支所」を「浪江町」にそれぞれ移転した⁶⁴。

⁶² 平成 29 年 11 月 21 日 吉野復興大臣記者会見にて発表

⁶³ 「復興庁・茨城事務所の閉鎖について」平成 30 年 3 月 13 日、復興庁。 同日の吉野復興大臣記者会見にて発表

⁶⁴ 平成 31 年 4 月 16 日 渡辺復興大臣記者会見

(4) 復興庁の設置期限の延長

1) 設置期限に係る検討経緯

<平成31年3月の基本方針変更>

復興庁設置法における当初の設置期限は、令和3年3月31日であった。復興・創生期間の終了（令和2年度末）まで2年強となる中で、同期間内に復興事業を加速化するための課題の整理や、同期間後も必要な取組等について検討するため、被災5県（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県）に対して、復興事業の進捗状況、同期間後も継続要望がある復興事業の調査を実施した。この調査結果を踏まえ、平成30年12月18日、「復興・創生期間後も対応が必要な課題の整理」（以下、「課題の整理」という。）を公表した。

平成30年度中に平成28年基本方針を見直すこととし、その中で、「復興・創生期間後の復興の進め方について、後継組織のあり方も含め、一定の方向性を示す」こととされた。

平成31年2月26日の復興推進委員会において基本方針変更の案文が議題となった際、復興庁の後継組織についての原案は、下記の通りであった。

平成31年2月26日復興推進委員会時点の基本方針変更案

(4) 後継組織について

(略)

今後、復興施策の進捗状況や効果検証、被災地方公共団体の要望等を踏まえ、復興・創生期間後も対応が必要な事業を確実に実施できるよう、後継組織のあり方について検討する。

この点について、岩手、宮城、福島県より、それぞれ下記の指摘があった。

(岩手県副知事（代理）)

後継組織につきましては、日本全体で東日本大震災の復興に取り組むという基本的な考え方を、引き続き国民的に共有していただくことが必要だと考えております。被災市町村からは、現行法の時限措置であるということは承知した上でございますが、復興庁の存続についての要望もいただいております。また、特に担当大臣を設置してほしいという意見も出されております。

被災地の意見等を十分お聞きとりいただきまして、現在の復興庁と同様に、存在感のある形での組織、この表現につきましては、達増知事が年末年始のインタビューの中で、この点についてお尋ねがあった場合にこういう表現をさせていただいておりますので、改めてこの表現で書かせていただいておりますが、存在感のある形での組織ということでお願い申し上げます。

(宮城県東京事務所長（代理）)

復興庁及び復興局の後継組織のあり方につきましては、これまで復興庁が担ってきた一元的な窓口や省庁横断的な企画調整の機能は、復興の進捗に大きく貢献しており、復興・創生期間後も自立までの道筋がつくまでの間、こうした機能が維持されることが非常に重要であると考えております。特に、被災地の復興のために今後とも政治のリーダーシップが発揮されるよう、引き続き、担当大臣を置いた形での組織を望む声が多数寄せられているところでございます。

(福島県知事)

復興・創生期間後において国が責任を持って復興を進めるためには、総理大臣をはじめ、関係

大臣と率直に意見交換ができる担当大臣の存在が重要であります。大臣の設置と、大臣がリーダーシップを発揮することができる体制の確保をお願いいたします。

こうした指摘がある中、翌2月27日、渡辺復興大臣から安倍総理に復興の基本方針の見直しについて説明した際、総理より、「特に後継組織については、現復興庁と同じような司令塔として、各省庁の縦割りを廃し、政治の責任とリーダーシップの下で、東日本大震災から復興を成し遂げるための組織とするよう検討を進めてほしい」との指示があり、案文を修正の上で、同年3月上旬の閣議決定を目指すこととなった⁶⁵。

上記の総理指示を踏まえて検討した結果、下記（下線部）の一文が追記された。

「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について」（平成31年3月8日閣議決定）（抜粋）

（4）後継組織について

（略）

後継組織として、復興庁と同じような司令塔として各省庁の縦割りを排し、政治の責任とリーダーシップの下で東日本大震災からの復興を成し遂げるための組織を置く。

今後、復興施策の進捗状況や効果検証、被災地方公共団体の要望等を踏まえ、復興・創生期間後も対応が必要な事業を確実に実施できるよう、後継組織のあり方について検討する。

< 「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針 >

この頃、復興庁の「後継組織」については、様々な議論が巻き起こった。

特に、復興と防災の両方を担う「復興・防災庁」「防災省」といった組織を期待する提言等が活発になされた⁶⁶。しかし、最終的には、復興庁は防災組織と統合するのではなく、引き続き単独で延長されることとなった⁶⁷。その一方で、下記の通り、防災と復興が連携していく旨が基本方針に盛り込まれた。また、与党幹部から、後継組織を内閣府に置くとの案が示されたこともあった⁶⁸。

その後、令和元年8月5日、自由民主党・公明党「東日本大震災 復興加速化のための第8次提言」では、復興庁の後継組織について、ハード事業において復興期間を超える事業が残されているほか、心のケアなどの支援がこれからも必要とされている点、原子力事故災害被災地域でも帰還困難区域の避難指示解除の目途がたっていないところもある点、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉処理にも30年間から40年間もかかると言われている点、復興を必ず成し遂げていかなければならない責任があり、住民の期待と信頼を裏切るようなことがあってはならない点などを挙げ、「復興庁の後継組織は、現行のまま総理直轄の組織とし、専任の大臣を置くこと。また、復興施策の企画・立案や復興事業予算の一括要求、地域の要望や課題にワンストップで対応できる機能など、これまでの総合調整機能を維持すること。」また「近年多発する大規模災害に機動的に対応する防災力の向上

⁶⁵ 渡辺復興大臣より、総理説明後のぶら下がり会見においてこの旨発言

⁶⁶ 例えば、『復興・創生期間』後も必要となる復興及び防災・減災体制の確立を求める提言」（令和元年7月23日全国知事会）では「これまでも全国知事会として『防災省（仮称）』の創設を提言してきた」としつつ「国民の生命・財産を守る防災・減災対策及び国土強靱化を強力に推進するため、東日本大震災の『復興・創生期間』の終了後も被災地が復興を成し遂げられる事業や支援を実施するとともに、大規模災害を想定し事前復興から復旧・復興までの一連の対策を担う専任の省庁の創設及びそれを指揮する専任の大臣を置くこと」を提言。

⁶⁷ 令和元年11月27日（参）東日本大震災復興特別委員会において、田中復興大臣は「防災も担当することとなると、一人の大臣が、東日本大震災の復興のみならず、全国で多発する災害への対応まで担当するということが想定をされることとなります。そのような体制では、まだ道半ばである東日本大震災からの復興に対し十分な役割を果たすことは困難である」旨の答弁している。

⁶⁸ 令和元年3月5日公明党の山口代表記者会見において、復興庁の後継組織については福島の復興に重きを置き、内閣府に置くべき等の発言があったとして、同月8日の渡辺復興大臣記者会見の場で話題になっている。

に資するため、東日本大震災からの復興で得た教訓や蓄積されたノウハウを政府防災部局や地方公共団体と共有するなど、防災と復興の有機的連携を図る措置を講ずること。」が盛り込まれた。

その後、「復興・創生期間」後の基本方針について検討がされる中、東日本大震災の復興施策の総括に関するワーキンググループ（(6)で後述）による復興施策の総括を踏まえ⁶⁹、令和元年11月7日復興推進委員会において示された基本方針の「骨子案」及び同年12月20日に閣議決定された「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針（以下「令和元年基本方針」という。）において、復興庁の設置期間の10年延長等が明記された。

具体的な記述は次のとおりである。

「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針（令和元年12月20日閣議決定）（抜粋）

（4）後継組織について

（略）

- ・ 復興の司令塔として各省庁の縦割りを排し、政治の責任とリーダーシップの下で東日本大震災からの復興を成し遂げるため、復興庁の設置期間を復興・創生期間後10年間延長する。被災地方公共団体からの強い要望等も踏まえ、復興庁は引き続き内閣直属の組織とし、内閣総理大臣を主任の大臣とするとともに、これを助け、復興庁の事務を統括する等のために復興大臣を置き、また、復興事業予算の一括要求や地方公共団体からの要望等へのワンストップ対応など、現行の総合調整機能を維持する。
- ・ 近年多発する大規模災害に対する防災力の向上等に資するため、これまで蓄積した復興に係るノウハウを関係行政機関等と共有し、活用する機能を追加する。これを通じて、防災と復興の有機的連携を図る。
- ・ 岩手県、宮城県及び福島県の復興局を維持して、「現場主義」の徹底により、復興の更なる加速化を図る。岩手復興局及び宮城復興局の位置については、復興の課題が集中する地域に組織の軸足を移すため、それぞれ沿岸域に変更し、盛岡市と仙台市には支所を設置する。具体の位置については、復興の進捗状況及び被災地方公共団体の意見等を踏まえ、決定する。福島は本格的な復興・再生の途上にあることから、福島復興局を引き続き福島市に置き、富岡町と浪江町の支所を維持する。
- ・ 復興・創生期間後の復興事業の更なる進捗状況を踏まえ、5年目に当たる令和7年度に組織のあり方について検討を行い、必要な措置を講じる。

また、令和元年基本方針においては、地震・津波被災地域については、復興・創生期間後5年間で復興事業がその役割を全うすることを目指すこと、原子力災害被災地域については、中長期的な対応が必要であり、当面10年間、本格的な復興及び再生に向けた取組を行うことが示された。

なお、復興庁存続の可否を判断するためには、同庁の設置期間の満了（令和2年度末）以降に政府として実施すべき復興施策を整理しなければならず、その結果、設置期間を延長することになれば、令和2年の通常国会で復興庁設置法の改正が必要になるものと想定された。このため、復興・創生期間終了（令和2年度末）の1年以上前に同期間後の復興の基本方針が策定され、復興庁の設置期間を10年間延長することが示された。また、令和元年基本方針については、復興庁設置法の改正等を踏まえて、令和2年度末に改定されることが当初から想定されていた。

⁶⁹ ただし、東日本大震災の復興施策の総括に関するワーキンググループは、政府の「復興施策」を対象としており、政府の「組織」に関する事項は、対象外であった。

これらを踏まえ、令和2年3月3日、復興庁の設置期間の10年間延長等を内容とする「復興庁設置法等の一部を改正する法律案」が閣議決定され、国会に提出された。また、同月10日の復興推進会議（第25回）・原子力災害対策本部会議（第51回）合同会合において報告された。

なお、本法案は、復興庁設置法のみならず、5つの復興関連法の改正を束ねる法律案であった。その概要は下記のとおりである（他の4法の改正内容は、2章3節3. 4. 及び4節2. 参照）。

- ・復興庁設置法：復興庁設置期間を10年間延長、復興局の位置等の政令委任（岩手復興局及び宮城復興局の沿岸域への移設を想定）
- ・東日本大震災復興特別区域法：規制の特例等の対象地域を重点化、復興交付金の廃止
- ・福島復興再生特別措置法：帰還環境整備交付金の対象に移住等の促進追加、農地集積や6次産業化を促進する特例創設、福島イノベーション・コースト構想の推進及び風評被害が事業者の経営に及ぼす影響への対処に係る課税特例創設
- ・復興財源確保法・特別会計法：復興債の発行期間の延長 等

2) 国会審議の経緯

本法律案は、令和2年5月14日、（衆）本会議において趣旨説明・質疑がされ、同日、同月19日及び21日の（衆）東日本大震災復興特別委員会で質疑され、21日に賛成多数で可決し、附帯決議⁷⁰が付され、翌22日の（衆）本会議で賛成多数で可決された。5月27日（参）本会議でも趣旨説明・質疑がされ、同日、同月29日及び6月3日の（参）東日本大震災復興特別委員会で質疑され、6月3日に賛成多数で可決され、附帯決議⁷¹が付され、5日の（参）本会議で賛成多数で可決・成立した。

同改正法（令和2年法律第46号）は、令和2年6月12日に公布・一部施行された。

法案審議における主な審議事項は以下のとおり。

a. 復興庁の後継組織のあり方と復興知見の活用

改正案で示された復興庁の10年延長に関して、将来的に復興庁を復興構想会議の五百旗頭議長が主張するような防災復興庁としてはどうかという議論についての所感を求められ⁷²、田中復興大臣からは、東日本大震災からの復興はまだ道半ばであり、被災自治体からもこれまで復興庁が担ってきた総合調整機能を継続するよう強い要望がある中、復興庁については引き続き東日本大震災からの復興に対する司令塔機能を維持するため現行の体制を継続することとした、蓄積した東日本大震災からの復興に係るノウハウについて関係行政機関等との共有、活用を進め、近年多発する大規模災害に対する防災力の向上に寄与していきたいとの答弁があった。

これに対して、改正案附則第3条にある復興の知見の活用が東日本大震災からの復興目的に限るものではないことの確認があり、田中復興大臣からは、この規定を通じて、関係行政機関等とのノ

⁷⁰ （衆）附帯決議の内容は、設置法関係では、被災者支援施策のノウハウの新型コロナウイルスで苦境にある事業者支援策への活用、更なる権限強化、復興に係るノウハウの共有・活用、復興局の位置等。

⁷¹ （参）附帯決議の内容は、これまでに実施された復興施策の総括を行い、復興・創生期間後の各分野における取組、復興を支える仕組み及び組織の構築、体制強化、ノウハウ共有及び復興の記録の収集・整理・保存、等。

⁷² 第201回国会 衆議院 東日本大震災復興特別委員会 第6号（令和2年5月21日）玄葉光一郎（立国社会派）発言「復興構想会議で議長をお務めになられた五百旗頭真先生が、お手元にお配りさせていただいたような提言をされておられます。これは去年の三月八日の段階でありますけれども、要は、台風、地震含めて、どうも気候変動型に大きく変わった、私はもう大きな転換点を防災は迎えたというふうに申し上げて間違いないというふうに思っていますけれども、その防災のことも含めて、いずれ防災復興庁というものを創設した方がよいのではないかというような提言をされたんですね。（中略）こういった議論を田中大臣はどういうふうにお考えになられたのか。」

ノウハウの共有、活用を一層進めて、復興の更なる推進を図るとともに、近年多発する大規模災害に対する防災力の向上にも寄与することと考えている旨答弁があった。

こうした議論も踏まえ、附帯決議には、これまで蓄積した復興に係るノウハウを関係行政機関と共有するとともに、復興の記録の収集・整理・保存等の取組を通じ、今後起こり得る大規模災害に活用していくことや、オンライン等の活用を含めた防災教育の拡充等が盛り込まれた。

b. 復興局の位置の政令への委任

改正案で政令に委任するとされた復興局の位置について、岩手、宮城復興局の沿岸移設の検討状況や、盛岡市、仙台市の事務所の移設後の扱いについての質問があり⁷³、政府参考人より両復興局の具体的な位置は被災自治体の意見などを踏まえながら、今後決定予定であること、盛岡市、仙台市についてはこれまで行ってきた業務の継続性の確保の観点から、それぞれ復興局の支所を設置する予定である旨答弁があった。

こうした議論を踏まえ、附帯決議において、復興局の位置を政令で定めるに当たって被災地方公共団体の意見を十分に踏まえて決定すること等が盛り込まれた。

3) 期限延長時の組織法令の改正点

同改正法による復興庁設置法の改正点（一部、政令事項含む。）は、下記のとおりである。

・復興庁の廃止期限の延長（第21条関係）

復興・創生期間後も各省庁の縦割りを排し、政治の責任とリーダーシップの下で東日本大震災からの復興を成し遂げるため、復興庁の廃止期限を「平成33年3月31日」から「令和13年3月31日」に改正し、10年間延長した。

・関係地方公共団体に対する情報提供等（第4条関係）

復興を集中的かつ重点的に推進していくため、復興庁が関係地方公共団体に対して行う情報提供・助言等を、従前は「関係地方公共団体からの求めに応じて」行うこととしていたが、「求めに応じて」との記載を削除し、プッシュ型に見直した。

・復興局の位置等の政令委任（第17条関係）

令和元年基本方針において、「岩手復興局及び宮城復興局の位置については、復興の課題が集中する地域に組織の軸足を移すため、それぞれ沿岸域に変更し、盛岡市と仙台市には支所を設置する。具体的な位置については、復興の進捗状況及び被災地方公共団体の意見等を踏まえ、決定する」こととされていた。同年9月、行政需要の変化に機動的かつ柔軟に対応し、東日本大震災からの復興の加速化を図るため、復興局の名称、位置及び管轄区域を政令で定めることとした。なお、政令において、岩手県、宮城県及び福島県の復興局を維持しつつ、復興の進捗状況に応じて、復興局をより効果的に機能させる観点から、岩手復興局及び宮城復興局の位置については、復興の課題が集中する地域に組織の軸足を移すため、それぞれ釜石市及び石巻市に変更した。

・東日本大震災からの復興に関する知見の活用（改正法附則第3条関係）

⁷³ 第201回国会 衆議院 東日本大震災復興特別委員会 第6号（令和2年5月21日）阿久津幸彦（立）発言「岩手復興局、宮城復興局は沿岸部に移設とのことですが、移設先は決まったのか、その見通しは、おわかりになれば教えてくださいと思います。また、岩手県及び宮城県の県庁所在地である盛岡市と仙台市の事務所は支所としてそれぞれ残すという理解でよろしいのかどうか、お答えいただきたいと思います。」

政府全体として、東日本大震災からの復興の一層の推進に当たり、これまでに蓄積された復興に関する知見を活用することを改正法の附則に明記した（復興庁設置法の附則ではない）。

- ・ 国務大臣の増員の維持（改正法附則第20条関係）

内閣法（昭和22年法律第5号）附則における国務大臣の増員に係る必要な規定順の整備を行い、復興庁が廃止されるまでの間の国務大臣1人の増員を維持することとした。

4) 復興庁の組織体制の変更

復興庁設置法の改正内容も踏まえ、復興庁の延長に当たっては、第2期復興・創生期間後の復興庁の業務体制の検討がなされ、令和3年度は、全ての機構・定員について10年間の時限延長（5年後に見直し）がされるとともに、以下の組織再編が行われた。

a. 復興知見に係る体制の創設

「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針（令和元年12月20日閣議決定）では、「近年多発する大規模災害に対する防災力の向上等に資するため、これまで蓄積した復興に係るノウハウを関係行政機関等と共有し、活用する機能を追加する。これを通じて、防災と復興の有機的連携を図る」こととされた。前述の第8次与党提言においても、「近年多発する大規模災害に機動的に対する防災力の向上に資するため、東日本大震災からの復興で得た教訓や蓄積されたノウハウを政府防災部局や地方公共団体と共有するなど、防災と復興の有機的連携を図る措置を講ずる」旨提言されていた。前述の通り、こうした趣旨は、改正法附則第3条に盛り込まれたところである。以上を踏まえ、復興庁に、復興に係るノウハウの共有等を専門に担当する「復興知見班」を設けるとともに、内閣府（防災担当）との兼任の担当審議官を置くこととした⁷⁴。他方、後述の通り、統括官1人を廃止した。

また、復興交付金や「新しい東北」に関する業務など、業務量の減少が見込まれる業務を担当する班から、新たに業務量が増加する班への組織再編が行われた。

b. 国際教育研究拠点の整備等に係る体制増強等

国際教育研究拠点の整備に関する事務が増加するとともに、改正福島特措法に基づき、移住等の促進に向けた福島再生加速化交付金のメニューの追加等により福島の復興・再生に係る事務が増加する見込みであった。一方で、業務量の減少が見込まれる業務として、復興交付金の廃止に伴い当該交付金の執行等に係る事務、復興特区制度の重点化等に伴い特区法の運用に係る業務、「新しい東北」に関する業務があったことから、こうした班から業務量が増加する班への組織再編が行われた。

c. 地震・津波被災地域に係る体制の縮小

地震・津波被災地域においてはハード事業が進捗し、多くの事業が完了したこと等を踏まえ、イ

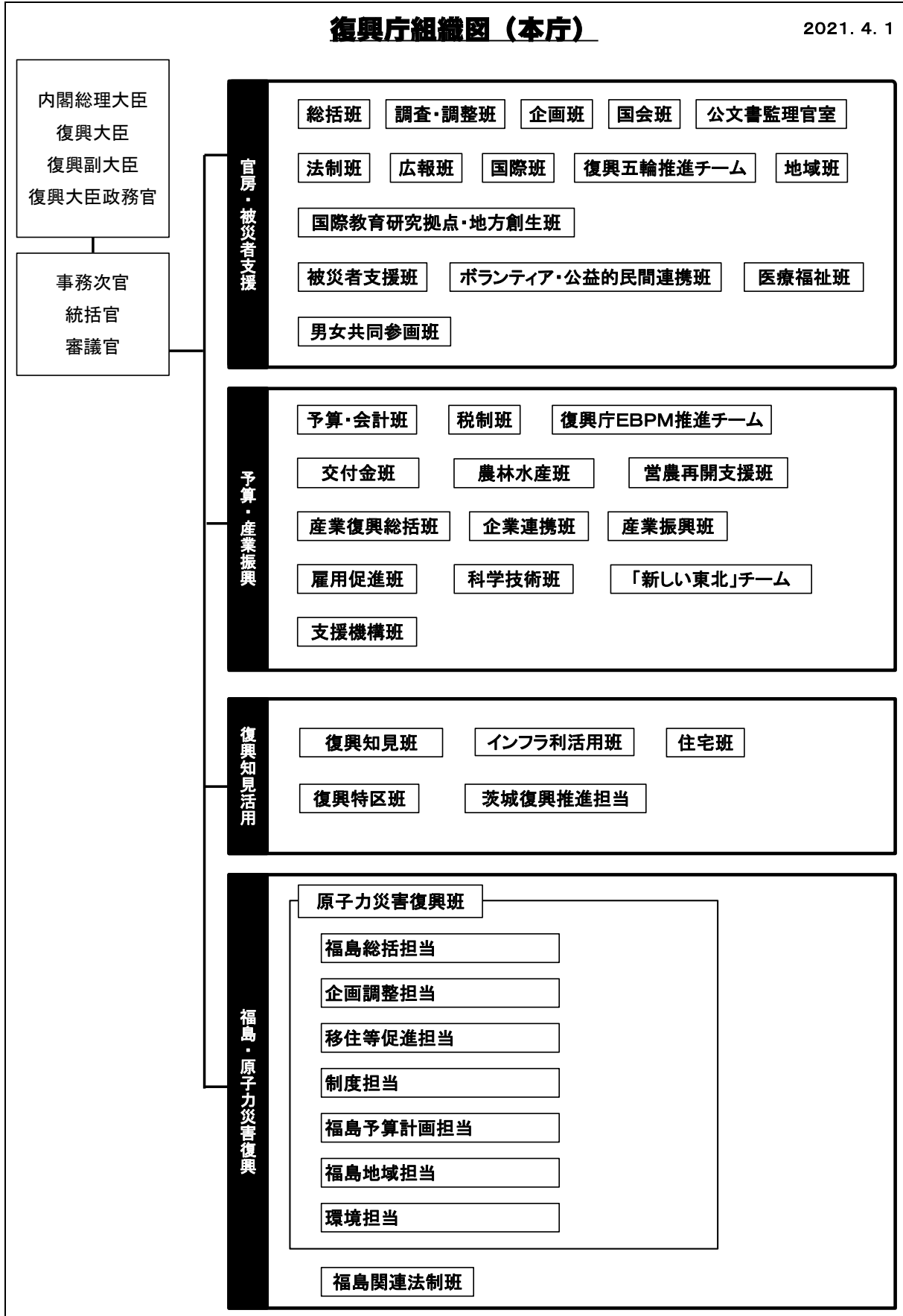
⁷⁴ 令和3年3月30日平沢復興大臣記者会見にて「近年多発する大規模災害に対する防災力の向上等に資するため、これまで蓄積した復興にかかる知見の活用を進める観点から、新たに審議官を設置しまして、これを内閣府防災担当と兼任させることにしております。これに合わせまして、本庁では近年多発する大規模災害に対しまして、これに備えるため、これまで復興庁に蓄積した知見の活用を推進する担当班、復興知見班と呼んでいますけど、これを早期設置する予定でございます。」

ンフラ整備等を担当する統括官を廃止することとした。また、同様に復興の進展に鑑み、復興交付金の廃止等に伴う市町村支援業務など業務量が減少することとなったことから、岩手復興局の定員を4人、宮城復興局の定員を3人、それぞれ減らすこととした。

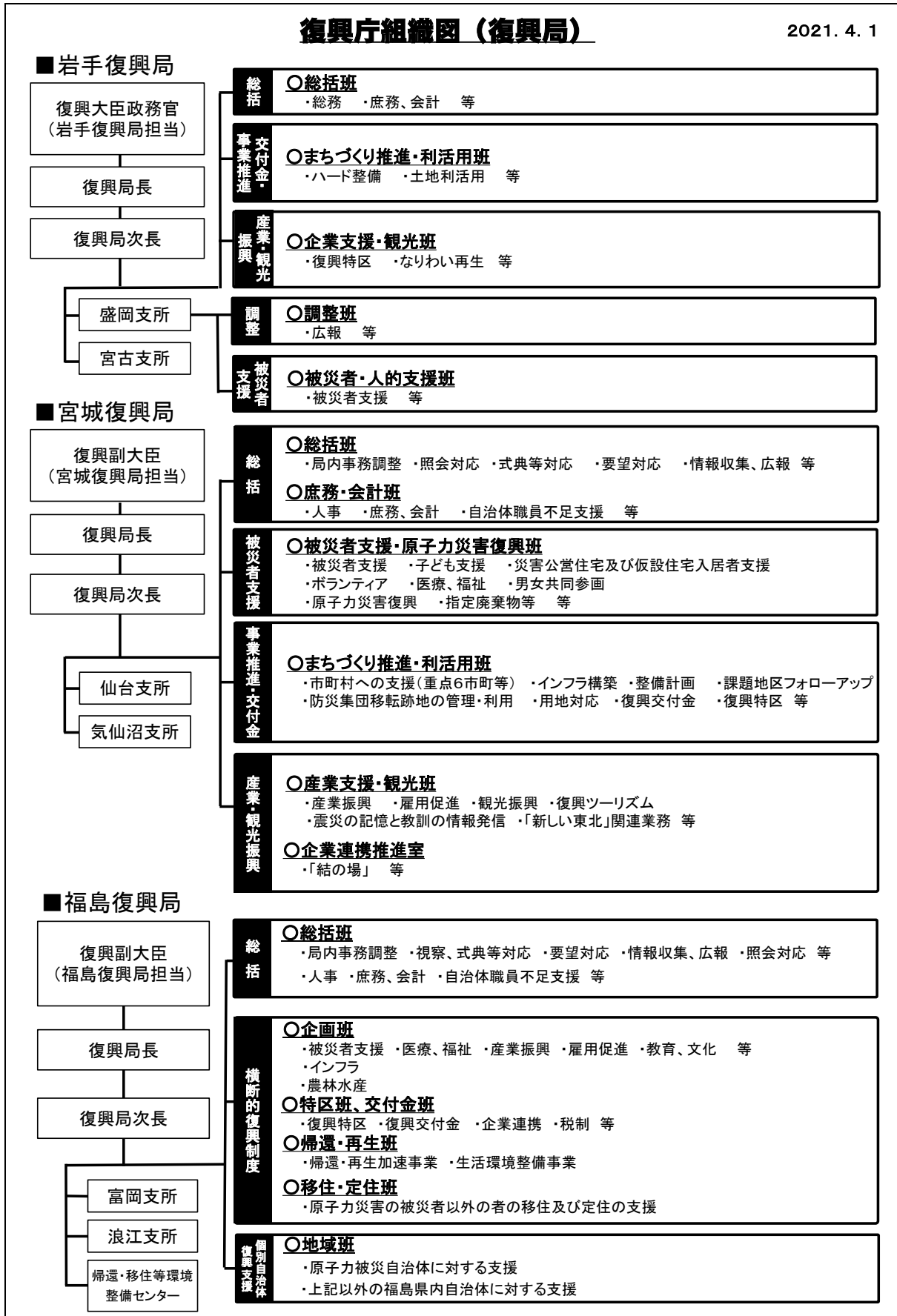
2章

総論（復興庁設置以降）

図表 2-2-29 復興庁延長時の組織体制（令和3年4月1日時点の本庁組織図）



図表 2-2-30 復興庁延長時の組織体制（令和3年4月1日時点の復興局組織図）



なお、復興局の物理的な場所は、下記の通りとなった。

図表 2-2-31 復興庁設置期限延長後の現地組織の一覧

	物理的な立地
岩手復興局	(釜石市) 小澤ビル内
宮古支所	長谷川ビル内
盛岡支所	朝日生命盛岡中央通ビル内
宮城復興局	(石巻市) セシカ117内 ※令和3年5月より、シャロンビル内に移転
気仙沼支所	気仙沼市シルバー人材センター(市施設)内
仙台支所	仙台第一生命タワービル内
福島復興局	(福島市) AXCビル内
浪江支所	FFK会館内
富岡支所	勢和ビル内
帰還・移住等環境整備センター	富岡町役場内

(5) 復興推進会議

1) 趣旨

「復興推進会議」は、復興庁設置法第13条に基づき、復興庁設立と同時に、復興庁に設置された。復興庁については、復興の迅速な実施を図る体制に移行する観点から、従前の閣僚級の合議制機関である復興対策本部を廃止し、独任制機関である復興庁を設置するものであるが、一方で、復興の総合調整・推進等を効果的かつ効率的に行う観点から、閣僚級の会議を設置するものである。

その所掌事務として、「復興のための施策の実施を推進すること」及び「復興のための施策について必要な関係機関相互の調整をすること」を司る。

2) 構成

同会議は、復興庁設置法第14条第1項から第4項に基づき、下記の者により組織される。

- ・議長：内閣総理大臣をもって充てる
- ・副議長：復興大臣をもって充てる
- ・議員：議長及び副議長以外の全ての国務大臣

内閣官房副長官、復興副大臣若しくは関係府省の副大臣、復興大臣政務官若しくは関係府省の大臣政務官又は国務大臣以外の関係行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する者

上記の議員のうち、内閣総理大臣が任命する者について、第1回から第4回会合にかけては、内閣官房副長官、復興副大臣及び復興大臣政務官の他、経済産業副大臣及び外務大臣政務官が任命されており、第5回会合以降は、前3者の他、経済産業副大臣及び環境副大臣が任命されている。

また、同条第5項から第7項により、会議に幹事を置き、関係行政機関の職員のうちから内閣総理大臣が任命することとし、会議の所掌事務について、議長、副議長及び議員を助けることとされている。

3) 運営及び実績

復興庁設置法第14条第8項に基づき、会議の組織及び運営に関し必要な事項については、復興推進会議令により定められている。同令により、議長による会務の総理、副議長による職務代理、復興庁統括官による庶務の処理の他、議事の手続その他復興推進会議の運営に関し必要な事項について、議長が会議に諮って定める旨が規定されている。

同令第4条に基づき、第1回復興推進会議に諮った上で、「復興推進会議運営要領」（平成24年2月14日復興推進会議議長決定）が定められている。同要領により、議長による招集、関係者の出席、審議内容等の公表、議事要旨及び議事録の公表等について定められている。

平成24年2月10日の設置以降、令和5年3月22日までに、同会議の会合を計37回開催し、同会議として下記の案件について決定している。

- ・原子力災害復興推進チームの設置について（平成24年10月16日）
- ・今後の復興関連予算に関する基本的な考え方（平成24年11月27日）
- ・今後の復旧・復興事業の規模と財源について（平成25年1月29日）
- ・平成28年度以降の復旧・復興事業について（平成27年6月24日）

- ・帰還困難区域の取扱いに関する考え方（平成 28 年 8 月 31 日 ※原子力災害対策本部との連名）
- ・令和 3 年度以降の復興の取組について（令和 2 年 7 月 17 日）
- ・国際教育研究拠点の整備について（令和 2 年 12 月 18 日）
- ・特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する考え方（令和 3 年 8 月 31 日※原子力災害対策本部との連名）
- ・国際教育研究拠点の法人形態等について（令和 3 年 11 月 26 日）
- ・福島国際研究教育機構基本構想について（令和 4 年 3 月 29 日）
- ・福島国際研究教育機構の立地について（令和 4 年 9 月 16 日）
- ・福島国際研究教育機構に関する関係閣僚会議の開催について（令和 4 年 12 月 27 日）

また、上記の幹事による復興推進会議幹事会について、平成 24 年 2 月 17 日に第 1 回会合が開催された。冒頭に平野達男復興大臣より挨拶があり、復興事務次官より、幹事会の構成及び根拠の説明、第 1 回復興推進会議の報告、予算一括計上に関する運営への協力について発言された。現時点で、当該会合以降の開催実績はない。

(6) 復興推進委員会

1) 趣旨

基本法第 24 条に基づき、復興対策本部に置かれる組織の機能は、復興庁及びこれに置かれる組織に引き継がれるものとされたことを受けて、東日本大震災復興構想会議を引き継ぐものとして、復興庁設置法第 15 条に基づき、復興庁に有識者で構成される「復興推進委員会」が設置された。

その所掌事務として、「復興のための施策の実施状況を調査審議」すること及び「(内閣総理大臣の諮問に応じて、)復興に関する重要事項を調査審議」することを司る。この点について、東日本大震災復興構想会議においては、「復興に関する重要事項」から「施策の実施状況」の順で所掌事務が規定されていたところ、平成 23 年 6 月 25 日に同会議から内閣総理大臣に対して、「復興への提言」が建議されており、以後は「施策の実施状況」に比重が置かれると考えられたため、規定順が入れ替わっている。

2) 構成

同委員会は、復興庁設置法第 16 条第 1 項及び第 2 項により、委員長及び委員 14 人（計 15 人）以内をもって組織し、関係地方公共団体の長及び優れた識見を有する者のうちから内閣総理大臣が任命することとされている。

同委員会設置当初の平成 24 年 2 月 10 日時点では、上記構想会議から継続となる五百旗頭真委員長（同構想会議議長）、御厨貴委員長代理（同構想会議議長代理）、飯尾潤委員（同構想会議検討部会長）、岩手県知事、宮城県知事及び福島県知事の他、9 人の委員が任命されている。

その後、平成 25 年 3 月 6 日に伊藤元重委員長以下 15 人が新たに任命され、委員の交代を経ながら、令和 5 年 3 月 6 日現在で今村文彦委員長以下 15 人の委員が任命されている。

3) 運営及び実績

復興庁設置法第 16 条第 3 項に基づき、委員会の組織及び運営に関し必要な事項について、復興推進委員会令により定められている。同令により、委員長及び委員の任期（2 年、再任可、非常勤）、

委員長代理の職務代理、専門委員の設置（内閣総理大臣による任命）、部会（委員会の定めにより設置、部会に属する委員及び専門委員は委員長が指名）、議事（定足数：委員の過半数が出席）、復興庁統括官による庶務の処理の他、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める旨が規定されている。

同令第8条に基づき、第1回復興推進委員会に諮った上で、委員長による招集、関係者の出席、審議内容等の公表（委員会は原則非公表）、議事録の公表等について規定した「復興推進委員会運営要領」（平成24年3月19日復興推進委員会委員長決定）が定められた。

平成30年6月8日に同要領を改正し、議事要旨の公表に係る規定を追加、更に令和3年6月11日に再度改正し、委員会は原則公表となった。

平成24年2月10日の設置以降、令和5年2月27日現在で、同委員会の会合を計41回開催している。

図表 2-2-32 復興推進委員会の開催経緯

年月日	回	主な議題	委員
平成24年			
3月19日	第1回*	今後の審議の進め方について 復興の課題について（政府、各県から報告）	第1期
6月5日	第2回*	復旧・復興の現状と課題について	第1期
8月1日	第3回*	中間報告に向けた討議	第1期
9月14日	第4回*	中間報告案について討議	第1期
11月9日	第5回	各県・各省庁からの復興の取組状況の報告	第1期
12月14日	第6回	外部専門家からの報告 原子力災害からの復興に関する取組状況について報告	第1期
平成25年			
2月6日	第7回	平成24年度審議報告案について	第1期
3月26日	第8回*	「新しい東北」の創造に向けた取組について	第2期
4月25日	第9回	「元気で健やかな子どもの成長を見守る社会」について 「新しい東北」の創造に向けた共通課題について	第2期
5月16日	第10回	3県ヒアリング 「「高齢者標準」による活力ある超高齢化社会」について 「地域資源を活用する社会」について	第2期
5月28日	第11回	「持続可能なエネルギー社会について」 「回復力を持った社会基盤で先進する社会」について	第2期
6月5日	第12回*	中間とりまとめについて	第2期
9月25日	第13回	「新しい東北」の今後の進め方について/国会報告（案）	第2期
平成26年			
1月27日	第14回	復興の現状と取組について/「新しい東北」について	第2期
4月18日	第15回	「新しい東北」の創造に向けて（提言）	第2期

年月日	回	主な議題	委員
6月26日	第16回	「新しい東北」の創造に向けた取組について	第2期
		産業復興に向けた取組について（報告）	
11月13日	第17回	「新しい東北」の創造に向けた取組について	第2期
		産業復興に向けた取組について/国会報告（案）	
平成27年			
5月26日	第18回	平成28年度以降の復興事業のあり方について 「新しい東北」の創造に向けた取組について	第3期
11月11日	第19回	復興の加速化に向けて/国会報告（案）	第3期
平成28年			
1月19日	第20回	「復興・創生期間」における復興の基本方針（仮称）骨子案 東北の観光復興・震災5周年情報発信について	第3期
3月4日	第21回	「復興・創生期間」における復興の基本方針案について 震災5周年を契機とした情報発信の強化について	第3期
5月27日	第22回	「新しい東北」の取組状況等について 東北の観光復興・震災5周年情報発信について 3県からの報告（観光・情報発信）	第3期
11月9日	第23回	国会報告（案）/3県からの報告（復興の取組） 復興推進委員会現地調査について（委員からの報告）	第3期
平成29年			
6月2日	第24回	復興の現状と課題/産業復興の現状と取組 「新しい東北」の創造に向けた課題と対応方針/3県からの報告	第4期
11月6日	第25回	復興の現状と課題/国会報告（案） 復興推進委員会現地調査について（委員からの報告） 3県からの報告 国立国会図書館東日本大震災アーカイブについて	第4期
平成30年			
6月8日	第26回	運営要領について（改正） 復興の現状と課題について/3県からの報告	第4期
11月9日	第27回	東日本大震災からの復興の状況に関する報告について 復興推進委員会現地調査（委員からの報告）/3県からの報告	第4期
平成31年/令和元年			
1月21日	第28回	「『復興・創生期間』における東日本大震災からの復興の基本方針」の見直しについて（骨子案）/3県からの報告 有識者からのヒアリング	第4期
2月26日	第29回	有識者からのヒアリング	第4期

年月日	回	主な議題	委員
		「『復興・創生期間』における東日本大震災からの復興の基本方針」の見直し案について/3県からの報告	
7月3日	第30回	有識者からのヒアリング 東日本大震災の復興施策の総括について 「『復興・創生期間』における東日本大震災からの復興の基本方針」の見直しについて/3県からの報告	第5期
10月23日	第31回	東日本大震災からの復興の状況に関する報告について 東日本大震災からの復興のための施策の総括に関するワーキンググループ報告について/3県からの報告	第5期
11月7日	第32回	「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針【骨子案】について 有識者からのヒアリング/3県からの報告	第5期
12月9日	第33回	「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針（案）について 有識者からのヒアリング/3県からの報告	第5期
令和2年			
6月11日	第34回	今後の復興の取組について ・復興庁設置法等の一部を改正する法律 ・福島浜通り地域の国際教育研究拠点に関する有識者会議最終とりまとめ ・令和3年度以降の復興の取組について 新型コロナウイルス感染症の影響及び対応について/3県からの報告	第5期
11月30日	第35回	東日本大震災からの復興の状況に関する報告について 福島浜通り地域の国際教育研究拠点について 3県からの報告 復興推進委員会現地調査（委員からの報告）	第5期
令和3年			
3月1日	第36回	「『復興・創生期間』後における東日本大震災からの復興の基本方針」の改定案について 3県からの報告	第5期
6月11日	第37回	復興推進委員会運営要領の改正について 復興の現状と課題について 3県からの報告	第6期
令和4年			
11月18日	第38回	福島浜通り地域の国際教育研究拠点について	第6期

年月日	回	主な議題	委員
		東日本大震災からの復興の状況に関する報告について 復興推進委員会現地調査（委員からの報告） 3県からの報告	
6月6日	第39回	福島国際研究教育機構について 3県からの報告	第6期
11月21日	第40回	東日本大震災からの復興の状況に関する報告について 復興推進委員会現地調査（委員からの報告） 3県からの報告 福島国際研究教育機構の中期目標に対する意見の検討体制について	第6期
令和5年			
2月27日	第41回	福島国際研究教育機構の中期目標（案）について 3県からの報告	第6期

注) ※印は総理参加回

図表 2-1-33 委員による現地視察

年	施策日・施策地					
平成24年	4月27日	福島県	5月15日	宮城県	5月16日	岩手県
	10月27～28日	宮城県	11月13～15日	福島県	11月27～29日	岩手県
	12月4～6日	岩手県 宮城県				
平成25年	4月13日	福島県	5月25日	宮城県	6月1～2日	岩手県
平成26年	9月3日	宮城県	9月30日～ 10月1日	岩手県	10月28日	福島県
平成27年	8月19日	福島県	8月24～25日	岩手県	10月14日	宮城県
平成28年	9月7日	福島県	10月5日	宮城県	10月19日	岩手県
平成29年	9月28日	宮城県	10月4日	福島県	10月11日	岩手県
平成30年	9月11日	宮城県	9月19～20日	岩手県	10月1日	福島県
令和元年	10月4日	福島県	※この他、東日本大震災の復興施策の総括に関するワーキンググループ（総括WG）による視察を以下で実施 8月2日福島県、8月9日岩手県、8月29日宮城県			
令和2年	9月9日	福島県	10月2日	岩手県	10月14日	宮城県
令和3年	10月8日	岩手県	10月15日	宮城県	10月25日	福島県
令和4年	9月12日	福島県	10月12日	岩手県	10月24日	宮城県

<東日本大震災の復興施策の総括に関するワーキンググループ（総括WG）>

東日本大震災から8年半余が経過し、当初の復興期間10年（令和2年度末の「復興・創生期間」の満了）まで、残すところわずかとなった中、平成31年3月、「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針が改定され、「復興・創生期間後も対応が必要な課題」について、「復

興期間中に実施された復興施策の総括を適切に行った上で、今後の対応を検討する必要がある」旨示された。

これを受けて、令和元年7月3日の復興推進委員会において、同委員会の下に「東日本大震災の復興施策の総括に関するワーキンググループ」の設置を決定した。復興推進委員会委員長代理の秋池玲子氏（ポストンコンサルティンググループ、シニア・パートナー&マネージング・ディレクター）を座長、外部から増田寛也氏（東京大学公共政策大学院客員教授）を座長代理、構成員として、復興推進委員会委員から3人（白波瀬佐和子氏、田村圭子氏、松本順氏）、外部から2人（姥浦道生氏、藤沢烈氏）、計7人の有識者により構成された。なお、総括WGの運営に関する事項は、座長が定めることとされており、令和元年7月19日の第1回会合において、運営要領が決定された⁷⁵。

同WGにおいて、これまでの復興施策の進捗状況の把握、効果検証等の復興施策の総括を実施した。同月22日から同年10月16日までの約3か月間で、計5回の会合を開催し、同月23日に報告書を取りまとめ、同委員会に報告された（本WGの開催経緯の詳細は、1章2節4.（4）も参照）。

また、WGにおける審議に資するため、構成員による現地視察を実施した。

（令和元年8月2日福島県、8月9日岩手県、8月29日宮城県）

なお、総括WGは、政府の「復興施策」を対象としており、政府の「組織」に関する事項は、対象外である。さらに、原子力災害については、今後、原子力発電所事故を発生させないことが前提であるため、今後の原子力災害に向けた教訓ではなく、東電福島第一原発事故に係る今後の取組に向けた教訓又は大規模災害一般に向けた教訓を対象とすることとされた。

⁷⁵ 「東日本大震災の復興施策の総括に関するワーキンググループ運営要領」令和元年7月19日、東日本大震災の復興施策の総括に関するワーキンググループ座長決定

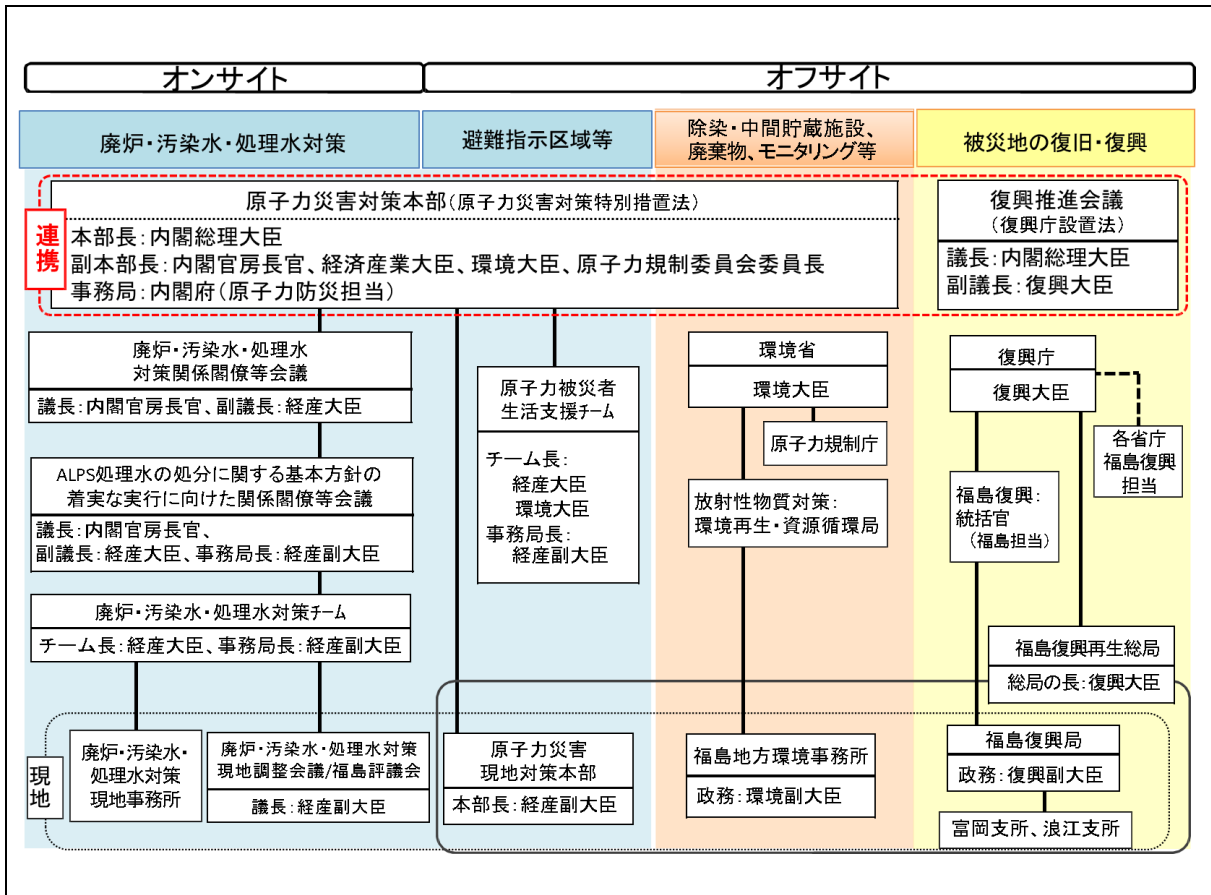
4. 福島対応体制の強化

(1) 福島復興に係る政府の体制

原子力発電所事故に係る対応は、本節1. で記述したとおり、原子力災害対策本部を中心とした体制が当初から構築されているが、現在も、廃炉や処理水といった課題が存在するほか、引き続き多数の住民が避難を余儀なくされるなど、事故の中長期的な影響が続いており、このような状況に対処するため、政府一丸となって福島の復興・再生の取組を進める体制を構築している。

福島復興に係る現在の政府の体制の全体像は、下図のとおりである。

図表 2-2-34 福島復興に係る政府の体制（令和5年3月現在）



<オンサイト>

具体的には、原子力発電所敷地内の課題に係るいわゆる「オンサイト」の分野の課題に対しては、内閣官房長官を議長とする「廃炉・汚染水対策関係閣僚等会議⁷⁶⁾（平成25年9月3日原子力災害対策本部決定）の下、原子力災害対策本部の下に設置された「廃炉・汚染水対策チーム⁷⁷⁾」が中心となって、東電福島第一原発の廃炉や汚染水・処理水への対応を行っている⁷⁸⁾⁹⁾。

⁷⁶⁾ 令和3年4月13日、「廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議」に名称変更。

⁷⁷⁾ 令和3年4月13日、「廃炉・汚染水・処理水対策チーム」に名称変更。

⁷⁸⁾ 令和2年度「原子力白書」第1章

<http://www.aec.go.jp/jicst/NC/about/hakusho/hakusho2021/1-1.htm>（令和5年7月26日閲覧）

⁷⁹⁾ 経済産業省HP「廃止措置に向けた取組

<https://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/decommissioning.html>（令和5年7月26日閲覧）

「廃炉・汚染水対策チーム」は、「東京電力㈱福島第一原子力発電所の廃炉・汚染水対策の体制強化について」(平成25年9月10日原子力災害対策本部長決定)に基づき、経済産業大臣をチーム長として関係省庁の副大臣等をメンバーとしており、事務局は物理的には経済産業省庁舎内に置かれている⁸⁰。

<オフサイト>

原子力発電所敷地外に係るいわゆる「オフサイト」の分野の課題には、大きく分けて避難指示区域、除染、復旧・復興等の3系統が存在する。

避難指示区域関係については、引き続き、原子力災害対策本部の下に設置された「原子力被災者生活支援チーム」(前述の1.(1)3)b.イ)参照)や経済産業省が中心となって、帰還困難区域の避難指示解除に向けた取組を進めている。

放射性物質で汚染された土壌等の除染や廃棄物処理、除染に伴って発生した土壌や廃棄物を安全に集中的に管理・保管する中間貯蔵施設の整備・管理運営等については、環境省が中心となって取り組んでいる。

早期帰還の支援、避難指示区域等における公共インフラの復旧、長期避難者への対策等の対応については、福島復興再生特別措置法の枠組みも活用しながら、復旧・復興の取組の一環として、復興庁及び関係省庁で連携して中心となって取り組んでいる。

なお、後述のとおり、現地では、原子力災害対策本部の現地対策本部、廃炉・汚染水・処理水対策現地事務所、復興庁の福島復興局、環境省の福島地方環境事務所が連携して対応に当たっている。

(2) 福島復興再生総局

1) 経緯及び趣旨

平成25年1月10日に開催された第5回復興推進会議において、安倍内閣総理大臣から、「復興庁が司令塔としての真価を発揮できるよう、体制や取り組みを厳しく検証し、現場主義に徹した見直しを行うこと。特に、復興や除染等が縦割りで動いている福島の現状を打破するため、福島原発事故再生総括担当である復興大臣⁸¹の陣頭指揮下のもと、関係省庁の力を結集する体制を整備すること。」「福島復興の総括的な企画推進について、現地で復興庁幹部を含めた意思決定ができるよう、2本社制、つまり、東京本社、福島社ではなくて、東京本社かつ福島本社という2本社体制を整えること。」という指示がなされた。

この指示を受けて、同年1月29日に開催された第6回復興推進会議においては、根本復興大臣から、「福島・東京2本社体制」の概要について報告が行われた。まず、福島本社については、福島に「福島復興再生総局」(以下「総局」という。)を設置し、除染をはじめ、福島の復興再生について、復興大臣をトップとする現地関係政務の体制を整備し、その下に、復興庁の事務方トップクラスを在勤させるとともに、現地組織を一体運用し、縦割りの弊害を排し、現地で即断即決できる体制をとることとした。次に、東京本社については、復興大臣が直轄する「福島復興再生総括本部」を設け、福島復興に係る政府中枢機能を強化した。また、事務方の対応体制強化として、同年2月1日付で本庁に福島担当統括官を新設するとともに、内閣府「原子力被災者生活支援チーム」を経済産

⁸⁰ 第1回廃炉・汚染水対策関係閣僚等会議(平成25年9月10日) 資料2

⁸¹ 第2次安倍内閣以降、復興大臣が「福島原発事故再生総括担当」の命もあわせて受けることとなった。

業省庁舎から復興庁庁舎に移すこととされた。これにより、現地の総局で解決できない課題は東京の総括本部で迅速かつ確実に処理し、現場に直ちにフィードバックする体制をとることとした⁸²。

以上を受け、同年2月1日に、「福島復興再生総局の設置について」（平成25年2月1日内閣総理大臣決裁）に基づき、総局が設置され、翌2日には復興大臣が現地で総局の立ち上げと看板かけを行った。この総局の設置により、省庁横断的な課題に対する現地における連携を可能とするとともに、福島復興再生総局事務局長などの事務方トップクラスが総局に在勤し、現地会議や現地訪問等を通じて、現場主義を徹底することとなった⁸³。

また、同日、「福島復興再生総括本部の設置について」（平成25年2月1日復興大臣決定）に基づき、同本部が設置され、関係省庁の局長クラスが本部員として定められた。

なお、本節3. で記載のとおり、復興庁・福島復興局の人員体制強化も図られた。

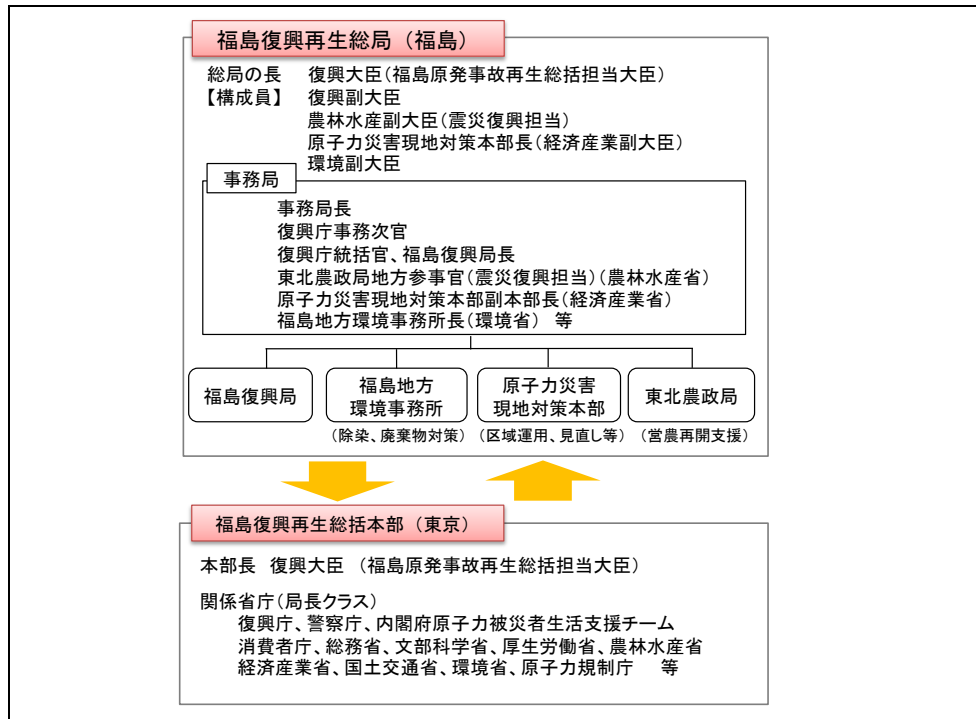
2) 福島復興再生総局の構成

総局は、復興大臣（福島原発事故再生総括担当大臣）を総局の長とし、復興副大臣、原子力災害現地対策本部長（経済産業副大臣）及び環境副大臣を構成員とする組織である。

また、総局の下の事務局として、福島復興再生総局事務局長（これまでは、復興庁事務次官経験者が就任）のほか、復興庁事務次官、復興庁統括官、福島復興局長、原子力災害現地対策本部副本部長、福島地方環境事務所長等を配置している。

なお、特定復興再生拠点区域の避難指示解除が目途となる中で、被災地での営農再開に向けた取組等の重要性が更に高まっていることなどを踏まえ、令和4年3月から、構成員に農林水産副大臣、事務局に東北農政局地方参事官（震災復興担当）が追加されている。

図表 2-2-35 福島・東京2本社体制（令和5年3月現在）



⁸² 第6回復興推進会議 根本復興大臣発言及び説明資料より。

⁸³ こうした体制がとられたことの意義・効果については、第183回国会 参議院 東日本大震災復興特別委員会 第5号 平成25年5月10日 根本復興大臣答弁において、複数の主管省庁にわたる横断的なテーマについて、復興庁が陣頭指揮を執って施策を束ねる、現場でできる判断は現場で即決するといったことがなされたとされている。

3) 福島復興再生総局の運営及び実績

こうした経緯・趣旨により設置された総局においては、避難指示解除に向けた除染の取組や、避難指示解除後の生活環境の整備等、福島の復興・再生に向けた各種課題への対応を進めるため、現地関係事務所間の連携が図られることとなった。

具体的には、総局事務局において、毎週火曜日、現地3事務所の長等が出席する福島復興再生総局事務局会議を開催し、情報交換や課題の整理等が行われている。

また、総局構成員及び事務局幹部が現地で情報共有を行う福島復興再生総局幹部会合についても、下記のとおり定期的に行っている。

図表 2-2-36 福島復興再生総局幹部会合の開催状況

第1回	平成25年2月2日
第2回	平成25年3月14日
第3回	平成26年9月18日
第4回	平成27年2月1日
第5回	平成27年12月3日
第6回	平成28年9月1日
第7回	平成29年6月3日
第8回	平成30年10月26日
第9回	令和元年10月30日
第10回	令和2年10月21日 ※オンライン開催
第11回	令和3年12月2日 ※オンライン開催
第12回	令和5年3月6日 ※オンライン開催

4) 福島復興再生総括本部について

東京本社として設置された「福島復興再生総括本部」は、復興大臣（福島原発事故再生総括担当大臣）を本部長とし、本部員には、復興庁事務次官ほか、復興庁、内閣府原子力被災者生活支援チーム、警察庁、消費者庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、原子力規制庁の局長クラス等が定められた。

平成25年2月15日に会合が開催されて、今後の対応について議論がなされた⁸⁴。

⁸⁴ https://www.reconstruction.go.jp/topics/post_156.html（令和5年7月26日閲覧）

5. 復興政策において復興庁が果たした役割等

(1) 復興政策における復興庁の役割・具体的な業務

東日本大震災からの復興に当たって、復興庁は組織法令上、内閣補助事務として、復興の基本方針の策定をはじめとした政府の復興に関する施策の企画・立案及び総合調整機能を有した。一方、分担管理事務としては、各府省の復興に関する事務を指導統制して復興の全プロセスを総合管理すること、被災地からの要望の一元的な受付や被災地への相談対応・助言（ワンストップ窓口）、復興予算の一括計上及び予算配分や復興特区法施行事務といった司令塔機能や個別施策の実施権限を有した。

復興庁が総合調整機能を発揮する政策分野は、被災者支援から、住まいとまちの復興、産業・生業の再生、原子力災害からの復興及び協働・継承まで、およそ復興に係る全てに及んだ。また、施策の実施権限については、被災者の生活再建やコミュニティの形成などの復興に係る主要な課題であっても、従来、各府省のいずれもが明確に所管していなかった政策分野において特に発揮されてきた。

集中復興期間から第1期創生期間までの間に復興庁・復興局が果たした具体的な役割は、概ね下記のようなものであった。

① 政府全体の復興の基本方針の作成、進捗状況のとりまとめ

政府全体の復興施策の中長期的な方向性を定める復興の基本方針を立案するとともに、各省庁との調整を行いながら、復興推進会議や復興推進委員会等の場で復興の枠組み等について議論し、オーソライズを図ってきた。これにより、政府の復興政策の司令塔・推進役として、各省庁の復興施策を牽引するとともに、全体の整合性を図り、必要な財源を中長期的に確保すること等を可能とした。また、各県や市町村の復興計画等の作成の際の指針ともなった。

さらに、復興に係る各種指標や施策の実施状況について、各省庁からの情報を集約し、国会報告等として政府全体のとりまとめを行ってきた。これにより、復興事業等の工程管理や遅れている分野や事業の可視化を通じて、施策の重点化等とともに、被災地の状況や復興に関する情報発信・広報を可能とした。

② ワンストップ窓口としての要望の一元的な受付・相談対応等

被災自治体にとっての政府における一元的な窓口として、各県に置かれた復興局や復興大臣等との意見交換などを通じ、各種要望や日常的な相談から被災地のニーズや課題をきめ細かく吸い上げた。その上で、必要に応じて所管省庁との調整等も行い、政府としての方針を取りまとめることで、被災地のニーズを円滑に政府内で共有し、迅速な対応を進めてきた。

また、復興庁からの働きかけによって、所管省庁において必要な措置が講じられる、あるいは、被災自治体が活用できる各省庁の制度や関係機関への仲介等がなされるといったことが可能となった。とりわけ、原子力災害からの福島復興については、復興局に加えて、福島復興再生総局が置かれ、現場レベルで関係省庁が縦割りに陥らず、情報共有を密にして、統一的に意思決定・対応する体制が構築された。

③ 復興予算の一括計上

復興庁が直接執行する予算及び各省庁に移し替えて執行する予算について、自治体からの要望額等を把握し、要求額を取りまとめ、一括して復興特別会計に計上してきた。これにより、被災

地のニーズや政策的な重要性に応じ、復興庁が政府全体の復興施策の予算配分をコントロールするとともに、被災自治体ごとのバランスや公平性を担保することが可能となった。

④ 復興特区制度

復興庁が復興特区法を一元的に所管し、法令、基本方針及びマニュアルの立案・作成、内閣法制局や税制当局への説明等の改正作業を担うとともに、規制や税制・金融上の特例を受けるために被災自治体が作成する復興推進計画について、一元的に認定等の業務を実施した。

また、復興特区支援利子補給金については、年間最大 112 件の交付決定や額の確定まで含めた補助金の執行事務を復興庁が直接実施している。

復興交付金については、復興庁が予算計上し、まとめて事業計画申請を受け付けた。復興局においては現場主義を実践し、常時、被災自治体に「御用聞き」に伺い、迅速に復興事業のニーズを把握するよう努めた。また、通常の補助事業の採択に当たっては地方自治体が国に説明に行くことが多いが、復興交付金においては、本庁の地域担当が被災地に赴き、事業のヒアリングを現地で行い、復興予算を充てるべき事業であることを確認するとともに、他地域の事業におけるコストの事例などを提供し、事業規模の絞り込みや精査を行うなど、適切な復興交付金事業計画となるように計画策定支援を行った。

このように、復興局が現地のニーズを吸い上げ、本庁が他地域の類似事例の横展開を行うなど、本庁と復興局で連携して被災地に寄り添いつつ現場主義を実践した。また、交付可能額通知、いわゆる「箇所付け」は復興庁の実施事務として行い、その上で、予算を各事業の所管省庁に移し替えて執行している。

⑤ 分野ごとの課題への対応

○ 被災者支援

被災者の日常的な見守り・相談、心のケア、子どものケア等については、当初、各省庁がそれぞれ補助事業等を所管しており、復興庁は避難者数、被災者のニーズや各省庁の施策の実施状況を把握する役割を担ってきた。しかし、平成 25 年に復興大臣の下、タスクフォースを設置し、各省庁の支援制度を再整理し、施策パッケージを策定した。

さらに、平成 28 年度からは、各省庁の補助事業等と、被災者の生きがいつくり等の取組を支援するために新たに創設した「心の復興」事業等をまとめて、復興庁が所管する被災者支援総合交付金を創設した。各省庁の補助事業等については予算を各省庁に移し替えて執行することとされたが、「心の復興」事業等については復興庁が直接執行することとなった。また、復興局が窓口となって、被災自治体による交付金申請のために必要な計画の策定を支援した。これによって、被災自治体が各省庁に個別に申請手続を行う負担が軽減されたほか、コミュニティ形成や被災者の生きがいつくり等の各省庁が明確に所管していなかった分野の取組に対しては、復興庁による支援が実施されるようになった。

○ 住まいとまちづくり

住まいの再建や復興まちづくりについては、市町村が主体となって、計画の策定や住宅再建用地の整備を進めた。各省庁においては、被災自治体の負担軽減のために、必要な事業制度の改善等を行ったほか、災害復旧事業等への財政支援や代行制度に基づく事業を実施した。

復興庁においても、復興交付金等による支援を行ったほか、被災者が自らの生活再建に見通しを持てるよう、住宅や宅地の進捗や完成予定等について適時適切に情報提供を行うため、被災市

町村をはじめとした関係機関の協力を得ながら、定期的に「住まいの復興工程表」の作成、公表を行った。また、復興事業の様々な隘路を打開するため、復興大臣の下に関係省庁からなるタスクフォースを設けて、関係省庁からの提案等を踏まえ、5回にわたる加速化措置を取りまとめた。

さらに、復興庁職員を中心に関係省庁職員がこれらの加速化措置を十分に活用し切れていない市町村を訪問し、復興特区法に基づく都市計画決定と都市計画事業認可の並列的な実施など個別具体の事案の解決を支援した。

復興の進展に伴う造成地の空き区画や未利用地の発生に対しては、復興庁において、官民連携による取組・ノウハウを取りまとめた土地活用モデル調査、復興庁職員がきめ細かく対話やサポートを行うハンズオン型ワンストップ土地活用推進事業等により被災自治体を支援している。

○ 産業・生業の再生

産業・生業の再生については、グループ補助金や立地補助金、農林水産業への各種補助金等の事業者に交付される財政支援制度などが存在し、基本的には、各省庁が制度を所管して執行等を行ってきた。

復興庁は、各省庁施策の実施状況を統括・監理する役割を担うとともに、復興大臣の下に関係省庁からなるタスクフォースを立ち上げ、被災地域の現状と課題を把握するとともに、被災地における産業復興の推進についての検討を行い、「東日本大震災被災地域の産業復興創造戦略」を示した。

また、復興庁は、東日本大震災事業者再生支援機構を所管し、いわゆる二重債務問題を抱える事業者の債権買取等を通じて、その再生を支援した。また、被災地における企業の人材確保、経営上の課題解決や新たなプロジェクトの創出を支援するインターンシップや調査事業等を実施した。さらに、ソフト面での支援として、復興局と連携し、被災地域企業と大企業等の支援企業とのマッチング「結の場」や、民間企業からの出向者を中心とする復興庁職員が専門家や商工会議所等と連携しながら課題解決に向けた支援を行うハンズオン支援などを行っている。

○ 原子力災害からの復興

原子力災害からの福島の復興・再生については、いわゆる「オフサイト」の分野の課題として、避難指示区域関係、除染関係及び被災地の復旧・復興関係の3系統の業務がある。このうち、復興庁では、被災地の復旧・復興関係について、福島原発事故再生総括担当大臣を兼任する復興大臣を司令塔として、各省庁の復興施策の総合調整を担っている。例えば、12市町村の将来像のあり方に関する有識者検討会により、目指すべき30年から40年後の地域の姿を示す提言を取りまとめたほか、復興大臣の下に、風評対策に係るタスクフォースを設置するなど、政府全体の対応方針や各省庁で取り組む施策を取りまとめて、その推進役を担っている。

なお、廃炉・汚染水・処理水といった「オンサイト」については、原子力災害対策本部の下、経済産業省が中心となって対応している。また、オフサイトのうち、避難指示区域関係については原子力災害対策本部の下に設置された「原子力被災者生活支援チーム」や経済産業省が、除染等については環境省が中心となって対応している。

復興庁が直接所管している制度や補助事業としては、福島特措法に基づく計画認定や福島再生加速化交付金の交付可能額通知、いわゆる「箇所付け」を行っている。福島特措法の枠組みや福島再生加速化交付金により、早期帰還の促進や、避難指示区域等における公共インフラの復旧、移住・定住の促進を支援するとともに、福島の魅力発信や風評払拭に資する情報発信・広報を復興庁直轄事業として実施している。また、子ども・被災者支援法に基づく基本方針の策定や施策

のとりまとめ、全国の生活復興拠点を通じた県外避難者の交流促進の取組等への支援等を行っている。

○ NPO等や民間企業との連携、自治体の行政機能の補完

NPO等の活動については、復興庁として、ボランティア活動参加の呼びかけ等によるボランティア活動の促進や3県で設立された連携復興センターをはじめとする中間支援組織など関係者との情報共有等を通じた行政機関とNPO等の連携強化を図ってきた。また、「新しい東北」として、被災地における新規事業や新しい地域活動に取り組む民間企業やNPO等の取組について、多様な主体間の情報共有や連携強化を図る協議会の運営、復興庁職員及び専門家が被災地の地域づくり団体や民間企業と一緒に事業計画や課題の解決方法を検討するハンズオン支援等を行った。

被災自治体の行政機能を補完するためには、総務省や全国知事会によって、他の自治体からの応援職員が派遣された。また、自治体間の協定等に基づく対口支援も行われた。これらに加えて、復興庁においては、復興庁職員として新規採用した者を被災地自治体に派遣した。

○ 震災の記憶と教訓の継承

震災の記憶と教訓を継承するために、国としては、震災記録のアーカイブ化、被災3県における国営追悼・復興祈念公園の整備、追悼式の政府主催等を行ってきた。

復興庁においては、国営追悼・復興祈念公園を被災3県に1か所ずつ設置する構想を復興推進会議において示したほか、復興交付金等により被災自治体による震災遺構等の伝承施設の整備や復興記録誌等の作成を支援した。また、東日本大震災からの復興における現場の取組事例や教訓を「教訓・ノウハウ集」等として取りまとめた。このほか、震災から5・10周年のタイミングや、東京五輪や国際会議の機会を通じて、復興の状況や被災地のPR等を実施した。

(2) 評価・課題

これまで復興庁は、内閣総理大臣を主任の大臣とし、復興庁の事務を統括する等のために復興大臣を置くことにより、政府が一体となって復興に取り組む体制を実現し、迅速に意思決定を行い、復興を推進する役割を果たしてきた。具体的には、復興施策に関する企画・立案・総合調整を担い、関係省庁の事業を統括・監理し、復興事業予算の一括要求・確保等を行うとともに、地方公共団体の窓口として岩手県、宮城県及び福島県に復興局を設置することで、復興事務のワンストップ対応を推進してきたところである。

東日本大震災の復興に当たって、当初政府としては、阪神・淡路大震災の対応も参考に閣僚級の会議体である復興対策本部とその事務局が政府内の総合調整を図り、それぞれの分野の専門機関である各省庁に実際の実施事務を担わせることを想定していた。しかし、国会においてはより強力な権限を有する組織が求められ、基本法には復興庁の設置に関する方針が規定された。さらに、復興庁設置法案の審議で予算の一括計上等の事務が修正案で追加され、東日本大震災からの復興に関する事務を主体的かつ一体的に行い、その円滑かつ迅速な遂行を図ること等を目的に、平成24年2月10日に内閣直属の組織として復興庁が設置された。

このような経緯で「内閣に直属」という異例の行政形態で設置された復興庁であったが、結果として、様々な面での総合調整を行ったこと、地方公共団体にとってワンストップ窓口ができたことはその後の復興において意義があった⁸⁵。

また、当初は復興対策本部の方が機動的であり、手間をかけて復興庁を設置することを疑問視する見方もあったが、設置された利点としては、

- ・ 独立した組織として復興に当たる統一的な考え方の形成
- ・ 各省庁の所管から落ちる課題の発見や各省庁の横並びから離れた諸課題の優先順位付け
- ・ 兼務・臨時ではなく一定期間専任となった職員による腰を据えた業務の遂行
- ・ 被災地方公共団体等の外部にとっての連絡先や訪問先等の明確化
- ・ 復興庁という独立の組織ができたことによるノウハウや資料が散逸するリスクの低減

等が可能になったということも挙げられる。

さらに、事前想定を超える規模の災害によって、複数の県にわたり広域かつ甚大な被害が生じたことや、原子力発電所事故の併発、少子高齢化等の社会課題を抱えた地域が被災したこと等から、復興施策の対象や範囲が広がり、その調整を行う国の役割が欠かせなかった⁸⁶、国が復興庁を設けて被災地全体に目を配ったことで被災地方公共団体が公平に支援された⁸⁷、地方公共団体が国に対して現場で直面する課題や制度の不備等を指摘するための受け皿としても必要だった⁸⁸、被災者の生活再建やコミュニティの再生等の既存の各省庁が明確に所管しない分野における予算確保や制度創設が可能になった⁸⁹との評価もある。

被災地方公共団体からも、復興庁が担った一元的な窓口や省庁横断的な企画調整の機能が復興の

⁸⁵ 第2回有識者会議 増田委員、大西委員、市町村アンケート（第3回有識者会議資料1、参考資料1）

⁸⁶ 第4回有識者会議 田村委員

⁸⁷ 第2回有識者会議 大西委員

⁸⁸ 第2回有識者会議 増田委員

⁸⁹ 第2回有識者会議 藤沢委員

進捗に大きく貢献した⁹⁰、大量かつ多岐にわたる復興事業の円滑かつ迅速な遂行が図られた、復興庁の総合調整がなければもっと時間を要していただろう、支援メニューの最大限の活用には復興庁の下支えが不可欠であった、制度運用等において丁寧な助言がされたといった評価がある⁹¹。また、国職員が早期に現地入りしたことは心強かった⁹²や、復興を支えるための専任大臣と司令塔・総合調整機能を有する復興庁という体制の構築が心強かった⁹³と評価されている。また、復興局が常時、被災地方公共団体に「御用聞き」に伺い、事業箇所の現地確認等により迅速に復興事業のニーズや現地の実情を把握するよう努め、復興大臣等が直接被災地方公共団体の意見を聴く場を設けたことで、被災地の共通課題はもとより、市町村ごとの個別課題も幅広く丁寧に説明する時間を得て、その後の要望事項等の実現にも資した⁹⁴との評価がある。

一方、復興庁については、発足前から国会等において、強力な権限や個別の補助事業等の執行機能を持たせて各府省の縦割りの弊害を廃すべき、復興に関する広範な権限や予算執行まで含めて全て復興庁が担うべきといった意見が示され、設置後にもそうした観点からの指摘⁹⁵を受けることとなった。被災地方公共団体からも、復興庁や復興局は、権限を有する各府省との調整役としてきめ細かく対応したが、被災自治体からは、場面によっては、各省庁と直接の調整が必要になってワンストップ機能が十分でないことや、復興庁に個別の権限がなく、被災地側は関係省庁から求められる煩雑な協議に多くの時間や労力が費やされ、「地方の負担軽減、迅速な対応」という本来の考え方が生かされないこともあった⁹⁶との指摘がある。また、被災した地方公共団体に余力がない中、調整機能だけではなく、国が直接執行すべきことがもっとあったとの指摘もある⁹⁷。

しかし、個別の補助事業等の実施に必要なノウハウや民間事業者等とのネットワークを有しているのは所管省庁であり、全ての復興事業を復興庁が直接実施することは、現実にはむしろ非効率となる。このため、復興庁は地方公共団体から要望を集約して所管省庁につなぎ、その先は所管省庁

⁹⁰ 平成 31 年 2 月 26 日復興推進委員会 宮城県

⁹¹ 市町村アンケート（第 3 回有識者会議資料 1、参考資料 1）

⁹² 市町村アンケート（第 3 回有識者会議資料 1、参考資料 1）

⁹³ 第 2 回有識者会議 福島県

⁹⁴ 岩手県「岩手からの提言」

⁹⁵ 平成 25 年 4 月 16 日衆・予算委 伊藤信太郎議員「実際のところ、例えば被災地の避難道路をつくるということになると、復興庁にまずお願いする、復興大臣にお願いする、それだけにとどまらないですね。これはやはり国土交通省の社会資本整備の復興枠だと。要するに、二回りするということになるんですね。ですから、私はやはり、復興の予算というのは、できれば各省庁に縦割りにならないで、復興庁が一括して計上できる。それぞれの施策については専門の省庁があるでしょうけれども、復興庁の判断でできるという形にすべきだと思っている（略）」

平成 24 年 10 月 18 日参・決算委員会 加藤修一議員「(他省庁含む復興予算について)やはり復興庁が全体的見地から査定し、精査し、調整することにならないと、なっていないと。(略)復興庁の権能というのは、統括とは言っていますけれども、何を統括しているかという点、本当、自分のところだけの統括ですよ、ほかの省庁に対してどうこうという話はない、チェックもできないような状態になっていると。」

平成 26 年 3 月 18 日(参)東日本大震災復興特別委員会 田城郁議員「復興庁は、一番目、ワンストップで震災の課題を解決できるようにすることが主要な役割と思うが、現実そうなっておりますかということ。二番目が、省庁間の調整機能が十分に発揮されておらず、縦割りの弊害が幾つかのところでは現実化しているという問題の中で克服されているのかということ。三番目が、被災地と中央省庁の乖離を埋める、省庁間の乖離を埋めるのが復興庁の役割であると私は思いますが、それが十分にできていることで復旧復興にスピード感が生まれているのか、被災地において復旧復興の実感を感じられない原因となっているのではないかと(略)」

令和 2 年 5 月 14 日衆・本会議 金子恵美議員「そもそも、これまでの復興期間で、復興庁は司令塔としての役割を果たしてきたのでしょうか。被災地のニーズにワンストップで対応してきたのでしょうか(略)」

⁹⁶ 岩手県「岩手からの提言」、市町村アンケート（第 3 回有識者会議資料 1、参考資料 1）

⁹⁷ 第 2 回有識者会議 藤沢委員

が対応するという形を基本とした。予算執行においても、復興庁は「箇所付け」（どこで何の事業を行うのかといった予算配分）までは行うが、執行はあくまでも事業の所管省庁が実施することとした⁹⁸。復興庁においては、各事業の方向性がバラバラにならないよう、全体最適の観点から整合性を取るようにした。

なお、事業の実施権限まで有した内閣直属の機関として関東大震災における帝都復興院が復興庁の引き合いに出されることがある。しかし、実際には、帝都復興院は設置から5か月弱で廃止され、復興事業は内務省復興局や東京市及び横濱市等が実施することとなった。広範な復興政策を一つの行政機関で遂行するのは不可能であり、まして、目的別の省庁が整備されている現代においては、理想化された帝都復興院のイメージに基づく強すぎる期待がかえって復興庁の活動を阻害した面があったのではないかという指摘もある⁹⁹。

このほか、復興庁は市町村の支援・調整は行ったが、国として被災地の復興をどのように進めるかが不十分だった¹⁰⁰、復興として何をすべきかという点が弱く、これほどの大規模災害では、復興庁など国が復興のビジョンを示す必要があった¹⁰¹との指摘もある。

また、復興大臣の関係行政機関の長に対する勧告権の行使が求められることもあった¹⁰²。しかし、復興庁が各省庁より一段上の組織とされ、総合調整権限を有することもあり、勧告権を行使しなくても、各省庁は復興庁への人材提供（出向）、予算編成、税制や地方財政措置をはじめとする復興政策に協力的に対応してきた。また、施策間の整合性の確保や各種課題への適切な対応等についても、適宜必要な調整がなされたことから、これまで勧告権を発動する必要はなかった。

復興庁の設置時期については、新設の行政機関であったために設置法の整備、専任職員の定員や予算の確保といった設立準備に相応の時間を要し、結果として、発災から約1年後となった。これに対しては遅かったとの指摘¹⁰³がなされており、そもそも復興庁の前身となる復興対策本部の設置時期についても、発災から約3か月後となったことに同様の指摘があった。また、復興庁の当初の

⁹⁸ 平成25年4月16日衆・予算委 根本復興大臣「復興庁は、被災地からの要望にワンストップで対応する、そして被災地の要望を一元的に受理して、これを踏まえて復興事業に必要な予算を一括して計上して、そして執行段階でも節目節目で各省庁に執行する、こういうやり方でやっております。基本的には、復興庁が一元的に受理して、一元的に計上して、一元的に執行するというやり方でやっておりますので、さらにこの機能を強化していきたいと思っております。」、安倍総理「被災地向けの予算については、全て復興庁に一括計上して、そして要望を一元的に受理して、そして一括して要求をしているという中において、執行段階において、これも全部、執行そのものを復興庁にという話でございましたが、こうした予算については、復興庁が事業箇所等の事業の実質的内容も決定をして各府省へ予算の配分を行っておりますので、このような予算計上の仕組みは省庁縦割りの排除につながっていく、こう考えております。ですから、あとは、この根本大臣のリーダーシップにおいて、基本的に、各省庁に陳情を行わなくても、復興庁、根本大臣のもとで一元的にそうした要望を受け、そして予算の執行においてもそうした力を発揮していくことも十分に可能なのではないか、このように思います。」

⁹⁹ 飯尾潤『「国難」となる巨大災害に備える～東日本大震災から得た教訓と知見～ 災害対策全書別冊』「3.1 復興対策本部と復興基本法、復興庁の発足」ぎょうせい（平成27年9月）

¹⁰⁰ 市町村アンケート（第3回有識者会議資料1、参考資料1）

¹⁰¹ 第2回有識者会議 藤沢委員

¹⁰² 平成24年10月18日参・決算委員会 主濱了議員「被災地で様々な要望がある、切実な要望があります。結局、その要望の基になっているものがあるがゆえになかなか予算を使えないと、あるいは予算そのものがないと、（略）以上、他省庁に関係する部分、他省庁の部分もありますので、復興大臣におかれましては、復興庁の設置法に基づいて関係大臣に勧告するなどの確、確実に対応していただきたい」

¹⁰³ 五百旗頭真、他監修 ひょうご震災記念21世紀研究機構編『総合検証 東日本大震災からの復興』「序章「復興思想の変容」」岩波書店（令和3年2月） 「発災後、1年を経てから「復興庁」を創設するようなことを繰り返してはならない。」

社説において、復興庁設置法の成立に時間を要した旨を指摘するもの多数（平成23年12月7日読売新聞、同月8・10日岩手日報、同月9日毎日新聞ほか）

設置期限の到来前に議論が巻き起こったように、防災に専門的な知識・経験ある者をプロパー職員として擁して災害対応の司令塔機能を支える防災庁ないしは防災省といった常設組織があるべき¹⁰⁴、あるいは、平時から復興について検討・準備をするためにも、予防、初動・応急から復旧・復興までを担う常設機関が必要¹⁰⁵、復興庁が存続しているうちにそうした機能を発展させることが必要¹⁰⁶といった意見がある。

こうした指摘も踏まえ、将来の大規模災害に備えて制定された「大規模災害からの復興に関する法律」（平成25年法律第55号）では、復興基本方針の策定や復興施策の総合調整を担う復興対策本部について、新規立法を要さず閣議決定によって迅速に設置できることとされた。同法の国会審議においては復興庁の設置を制度化すべきとの意見もあったが、一般化できる枠組みとしては復興対策本部を法定しつつ、復興庁のような権限までを有する組織の必要性については発災後に具体的な被害の規模や態様等から判断せざるを得ないと答弁している¹⁰⁷。

また、近年の大規模災害への対応については、政府の災害対策本部長である内閣総理大臣の指揮の下、関係省庁が一体となって、迅速な復旧と早期の復興に取り組んでおり、新たな組織を直ちに設置する必要性は低いと考えられるが¹⁰⁸、防災体制の充実・強化は重要な課題であり、政府として不断の見直しを進めて万全の防災体制を確保することとしている。

¹⁰⁴ 第3回有識者会議 川内村長

¹⁰⁵ 第2回有識者会議 田村委員ほか

¹⁰⁶ 第2回有識者会議 今村委員

¹⁰⁷ 平成25年5月10日災害対策特別委員会古屋防災大臣より、「阪神・淡路大震災や東日本大震災からの復興に当たっては、いずれも発災後の特別法の制定によって復興本部を設置していますね。東日本においては、復興対策本部の設置後、復興庁設置法を制定し、同庁が復興に関する業務を継承しました。こういった経験を踏まえて、国の復興基本方針の案の作成などを行う復興対策本部を閣議決定により設置するなど、一般化できる基本的な枠組みについては、今回の法律案の中であらかじめ制度化をさせていただいたところでもあります。さらに、復興を推進するに当たっては、東日本大震災における復興庁のように、より強力な権限を持った組織が実際必要なのか、そうではないのか、こういったことについては、具体的に災害が起きたときの、その災害の規模とか被害等を踏まえて判断せざるを得ないところもあるんですね。ですから、こういった不確定要素がある中で、あらかじめ全て法制化をしていくということとはなかなか難しいのかな、そんな感じを持っております。」

¹⁰⁸ 平成27年3月に「政府の危機管理組織の在り方について（最終報告）」にて、「いわゆる「日本版 FEMA」のような政府における統一的な危機管理対応官庁の創設等中央省庁レベルでの抜本的な組織体制の見直しの検討については、後掲のとおり、現段階においては積極的な必要性は直ちには見出しがたいと考えられる。」

なお、令和3年1月20日衆・本会議 菅義偉総理答弁あり。

2章 総論（復興庁設置以降）

3節 法制度

(1) 概要

東日本大震災に当たっては、被災地の復旧・復興、被災者の生活の再建や産業・生業の再生、さらに原子力災害への対応等のために、様々な法律上の措置が必要となった。その中には、東日本大震災に特化した特別立法として措置されたものもあれば、適用対象を東日本大震災に限らない一般法としての制定・改正で措置されたものもあった。これらを単純に集計すると、下記一覧（図表 2-3-1）に掲げた計 47 本に及ぶ。

なお、東日本大震災を教訓として、全国の防災・減災対策の強化や原子力政策見直し等のために制定・改正された法律であっても、東日本大震災を対象としないもの等については、原則として、一覧には掲載していないが、関連法律の解説の中で「その後の改正等」として適宜触れている。また、累次改正がなされた法律は 1 項目にまとめることとし、主な改正については、当初の制定法又は改正法の解説の中で「その後の改正等」として適宜触れている。

(2) 国会情勢等

東日本大震災の発生は第 177 回国会（常会）の会期中であったが、復興に当たって総合的対策を樹立するため、衆参両院に東日本大震災復興特別委員会が設置された（衆議院は平成 23 年 5 月 19 日、参議院は平成 23 年 6 月 13 日に設置）。その会期については、当初の 6 月 22 日までから 70 日間延長されている。

また、同国会においては、衆議院では政権与党（民主党、国民新党）が過半数を占める一方、平成 22 年 7 月の参議院選挙によって参議院では与党が過半数席を保持していない、いわゆる「ねじれ国会」の状態にあった。

このような国会情勢や直面する課題に対して緊急の措置が求められたこと等を背景に多くの法律が議員立法として成立し、あるいは内閣提出法案に対する議員修正がなされることとなった（内閣提出法案 28 本（うち議員修正あり 7 本）、議員立法 19 本）。

なお、一覧掲載の法律について、国会回次ごとの成立本数は以下のとおりで、その多くは発災時の第 177 回国会で成立している。

- ・ 第 177 回国会（平成 23 年 1 月 24 日～8 月 31 日） : 27 本
- ・ 第 178 回国会（平成 23 年 9 月 13 日～9 月 30 日） : 2 本
- ・ 第 179 回国会（平成 23 年 10 月 20 日～12 月 9 日） : 9 本
- ・ 第 180 回国会（平成 24 年 1 月 24 日～9 月 8 日） : 6 本
- ・ 第 183 回国会（平成 25 年 1 月 28 日～6 月 26 日） : 1 本
- ・ 第 185 回国会（平成 25 年 10 月 15 日～12 月 8 日） : 1 本
- ・ 第 187 回国会（平成 26 年 9 月 29 日～11 月 21 日） : 1 本

(3) 分類別概説

本節では、各法律について次の分類により、それぞれの立法経緯・制定趣旨、法概要、適用実績、その後の改正等について解説している。

1) 復興庁所管法律

1. ～6. では、復興政策の基本的枠組となる法律など復興庁所管の法律について詳述する。なお、「復興庁設置法」(平成23年法律第125号)については、第2章第2節で記述のとおりである。

2) 復旧事業・まちづくり・事業再生に係る立法措置

7. ～13. は、復旧事業・まちづくり・事業再生に係る立法措置となる。被災地における復旧事業や災害廃棄物処理に当たっては、市町村の行政機能の喪失やそもそもの執務能力を超える膨大な業務が発生したため、その一部について、県や国が代行する必要性が生じた。また、復興まちづくりにおいては、津波による市街地や生産基盤の流出等のため、地域の土地利用を抜本的に再編するなど新たな防災まちづくりの考え方や法的枠組が必要となった。

3) 震災被害に係る臨時特例等に係る立法措置

14. ～21. は、震災被害に係る臨時特例等に係る立法措置となる。激甚災害に係る災害復旧事業については従来から国庫補助の嵩上げ等の制度があったが、東日本大震災の被害の甚大さから、公共施設の復旧から社会保険関係にわたる幅広い分野で追加措置や被災者等への特別な助成・負担軽減等が必要となった。また、地方債や死亡を支給事由とする各種給付金における行方不明者の取扱に係る特例等も必要になった。

4) 原子力災害関係の立法措置

22. ～30. は、原子力災害関係の立法措置となる。原子力災害については、原子力事業者による巨額の賠償をいかに担保・迅速化するか、広範囲に飛散した放射性物質の除染や処分を誰がどのように行うか、広域に避難した住民への行政サービスをどのように提供するか等、既存の法律では想定していなかった課題が発生し、新たな法的枠組の創設等が必要になった。なお、「福島復興再生特別措置法」(平成24年法律第25号)及び「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」(平成24年法律第48号)については、4. 及び5. で詳述している。

5) その他立法措置

31. ～47. は、その他立法措置となる。復興等のための財源確保に必要な措置、国の会計制度や地方交付税の特例、相続等民事法上の課題への対応、被災地の金融機関の信用力強化のための措置等が必要となった。

6) 規制緩和等

また、48. では、政令以下の法的措置を含め、震災対応として行われた規制緩和等について、内閣府による「東日本大震災に関連した各府省の規制緩和等の状況」(平成23年4月19日公表・平成

24年12月12日更新)¹を掲載している。なお、当該資料は、一部、16.等と重複する立法措置も含まれているが、当時の政府において規制緩和等を網羅的に整理した貴重な資料であるため、重複排除等はせず、そのまま掲載することとした。このほか、立法措置と規制緩和のいずれでもないが、法令上の課題に係る措置として行われた、民事法上の対応についても記述した。

図表 2-3-1 東日本大震災関連法律一覧

(No. に下線があるものは議員立法、破線があるものは議員修正のあった閣法。<>は主たる担当省庁)

No.	法律の名称	公布日	概要
<u>1</u>	東日本大震災復興基本法（平成23年法律第76号） <復興庁>	H23. 6. 24	東日本大震災からの復興について、基本理念、資金の確保、復興特別区域制度の整備その他の基本となる事項や復興庁の設置に関する基本方針等について規定。
<u>2</u>	復興庁設置法（平成23年法律第125号） <復興庁>	H23. 12. 16	復興庁の設置並びに任務及びこれを達成するために必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するために必要な組織に関する事項を規定。
<u>3</u>	東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号） <復興庁>	H23. 12. 14	東日本大震災からの復興に向けた取組を推進するため、復興特別区域基本方針、復興推進計画の認定及び特別の措置（規制・手続の特例、税制特例、利子補給）、復興整備計画の実施に係る特別の措置（規制・税制の特例）、復興交付金等について規定。
<u>4</u>	福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号） <復興庁>	H24. 3. 31	原子力災害からの福島の復興及び再生を推進するため、福島復興再生基本方針の策定、福島復興再生計画の作成及びその内閣総理大臣の認定並びに当該認定を受けた福島復興再生計画に基づく避難解除等区域の復興及び再生並びに原子力災害からの産業の復興及び再生のための特別の措置等について規定。
<u>5</u>	東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律（平成24年法律第48号） <復興庁>	H24. 6. 27	東京電力原子力事故による主に自主避難者を対象とした被災者の生活支援等の施策を推進するため、基本理念、国の責務や政府による基本方針の策定等について規定。
<u>6</u>	株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成23年法律第113号） <復興庁>	H23. 11. 28	東日本大震災により過大な債務を負っている事業者の二重ローン問題を解消し、その再生を図るため、新たに株式会社東日本大震災事業者再生支援機構を設置し、金融機関からの債権買取り等の業務を規定。
復旧事業・まちづくり・事業再生に係る立法措置			
7	東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律（平成23年法律第33号） <国土交通省>	H23. 4. 29	東北地方太平洋沖地震による被害を受けた地方公共団体の地域の実情に鑑み、国又は県が被害を受けた地方公共団体に代わって公共土木施設（漁港、砂防、港湾、道路、海岸、地すべり防止、下水道、河川及び急傾斜地崩壊防止）の災害復旧事業及びこれに関連する事業に係る工事を施行するための措置について規定。
8	東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地における建築制限の特例に関する法律（平成23年法律第34号） <国土交通省>	H23. 4. 29	東北地方太平洋沖地震により市街地が甚大な被害を受けた場合において、都市計画等のため必要があり、かつ、市街地の健全な復興のためやむを得ないと認めるときは、一定の要件に該当する区域を指定して、期間を限り、建築制限又は禁止を行うことを可能とする措置について規定。

¹ <https://www.cao.go.jp/sasshin/kisei-seido/publication/shinsai.html>（令和5年7月19日閲覧）

No.	法律の名称	公布日	概要
9	東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律（平成23年法律第43号） ＜農林水産省＞	H23. 5. 2	東日本大震災に係る津波による災害に対処し、早期営農再開を図るため、国等が緊急に行う災害復旧及び除塩並びにこれと併せて行う区画整理等の事業を円滑に実施できることとする等の措置について規定。
10	東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法（平成23年法律第99号） ＜環境省＞	H23. 8. 18	東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理が喫緊の課題となっていることに鑑み、国が被害を受けた市町村に代わって災害廃棄物を処理するための特例その他の国が講ずべき措置について規定。
11	津波対策の推進に関する法律（平成23年法律第77号） ＜内閣府（防災担当）＞	H23. 6. 24	これまでの津波対策が十分でなかったことを国として反省し、基本的認識を示すとともに、地方公共団体によるハザードマップ作成等への国の財政上の援助や11月5日を津波防災の日とすること等について規定。
12	津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号） ＜国土交通省＞	H23. 12. 14	津波による災害から国民の生命、身体及び財産の保護を図るため、国土交通大臣による基本指針の策定、市町村による推進計画の作成、推進計画区域における特別の措置及び一団地の津波防災拠点市街地形成施設に関する都市計画に関する事項について定めるとともに、津波防護施設の管理、津波災害警戒区域における警戒避難体制の整備並びに津波災害特別警戒区域における一定の開発行為及び建築物の建築等の制限に関する措置等について規定。
13	津波防災地域づくりに関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成23年法律第124号） ＜国土交通省＞	H23. 12. 14	津波防災地域づくりに関する法律の施行に伴い、水防法、土地収用法、都市計画法その他の関係法律について必要な規定を整備。
震災被害に係る臨時特例等に係る立法措置			
14	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号） ＜財務省＞	H23. 4. 27	東日本大震災による被災納税者への緊急的な対応として、現行税制を適用した場合の負担を軽減する観点から、雑損控除及び雑損失の繰越控除の特例、震災損失の繰戻しによる法人税額の還付、住宅取得等資金の贈与税の特例措置に係る居住要件の免除、被災自動車に係る自動車重量税の還付等の税制特例措置について規定。
15	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第119号） ＜財務省＞	H23. 12. 14	東日本大震災の被災者等の負担の軽減及び東日本大震災からの復興に向けた取組の一層の推進を図るため、住宅の再取得等に係る住宅ローン控除の限度額・控除率の拡充、新規立地促進税制等を含む復興特区税制の創設等の税制特例措置について規定。
16	東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号） ＜内閣府（防災担当）＞	H23. 5. 2	東日本大震災に対処するため、地方公共団体等に対する特別の財政援助及び社会保険の加入者等についての負担の軽減、農林漁業者、中小企業者等に対する金融上の支援等の特別の助成に関する措置について規定。
17	地方税法の一部を改正する法律（平成23年法律第30号） ＜総務省＞	H23. 4. 27	東日本大震災の被災者等の負担の軽減及び東日本大震災からの復興に向けた取組の推進を図るため、東日本大震災により甚大な被害を受けた地域における固定資産税等の免除、住宅の再取得等について住宅ローン控除の対象化、被災した農用地等の代替資産について不動産取得税の免除等の税制特例措置を規定。

No.	法律の名称	公布日	概要
18	東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第96号） ＜総務省＞	H23. 8. 12	東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するため、警戒区域設定指示等の対象となった区域等について、固定資産税等の免除、代替資産を取得した場合の不動産取得税の免除、廃車とした自動車についての自動車税等の免除等の税制特例措置及び地方債による減収補填措置について規定。
19	東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律（平成23年法律第64号） （※令和4年4月廃止） ＜外務省＞	H23. 6. 8	東日本大震災により多数の被災者が一般旅券を紛失し、又は焼失したことに対処するため、当該旅券の紛失届を提出した被災者に対し、国の手数料を徴収することなく、当該旅券の有効期限までを有効期間とする震災特例旅券を発給することを可能とする特例措置を規定。
20	東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律（平成23年法律第102号）ほか ² （※平成24年の改正により、「東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律」へ名称変更。また、平成30年の改正により、「東日本大震災等に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律」へ名称変更。） ＜総務省＞	H23. 8. 30 （改正法： H24. 6. 27）	東日本大震災の発生後における合併市町村の実情に鑑み、平成23年度においてなお合併特例債を発行することができる被災市町村について、合併特例債の発行可能期間を10年度から5年度間延長。 平成24年の改正法では、被災市町村以外の合併市町村においても市町村建設計画に基づく公共施設の整備事業等の実施が困難となっていること等に対処するため、被災市町村以外の合併市町村における合併特例債の発行可能期間を10年度から5年度間延長するとともに、被災市町村における合併特例債の発行可能期間を15年度から5年度間延長。 なお、平成30年の改正法では、さらに、被災市町村以外の合併市町村における合併特例債の発行可能期間を15年度から5年度間延長するとともに、被災市町村における合併特例債の発行可能期間を20年度から5年度間延長。
21	過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律（平成24年法律第39号） ＜総務省＞	H24. 6. 27	東日本大震災の影響により、過疎対策事業の大幅な遅れが想定され、過疎地域自立促進特別措置法の期限内（平成28年3月31日）において総合的かつ計画的な施策を展開することが困難な状況が生じていたことから、被災市町村等から法の期限延長を求める強い要望が上がったことを受け、各党各会派で協議が重ねられた結果、法の有効期間を平成33年（令和3年）3月31日まで5年間延長。
原子力災害関係の立法措置			
22	平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律（平成23年法律第91号） ＜文部科学省＞	H23. 8. 5	原子力発電所事故による被害を受けた者を早期に救済する必要があること、これらの者に対する特定原子力損害の賠償の支払に時間を要すること等の特別の事情があることに鑑み、当該被害に係る応急の対策に関する緊急の措置として、当該事故による損害を填補するための国による仮払金支払及び原子力被害応急対策基金を設ける地方公共団体に対する補助について規定。
23	原子力損害賠償支援機構法（平成23年法律第94号） （※「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」へ名称変更） ＜内閣府（原子力損害賠償・廃炉等支援機構担当室）＞	H23. 8. 10	原子力事業に係る巨額の損害賠償が生じる可能性を踏まえ、原子力事業者による相互扶助の考えに基づき、将来にわたって原子力損害賠償の支払等に対応できる仕組みを構築するため、原子力損害賠償支援機構の設置、機構への負担金の積立、機構による原子力事業者への援助等について規定。

² 東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第36号）及び東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律（平成30年法律第19号。議員立法。）

No.	法律の名称	公布日	概要
24	東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律（平成23年法律第98号） ＜総務省＞	H23. 8. 12	原子力発電所事故による災害の影響により多数の住民がその属する市町村の区域外に避難し、又は住所を移転することを余儀なくされた事態に対処するため、避難住民に係る事務を避難先の地方公共団体において処理することとすることができる特例を設けるとともに、住所移転者に係る措置を規定。
25	平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年法律第110号） ＜環境省＞	H23. 8. 30	原子力発電所事故により放出された放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減するため、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関し、国、地方公共団体、原子力事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、汚染廃棄物対策地域や除染特別地域等の指定や、廃棄物処理や除染等の役割分担等について規定。
26	日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第120号） ＜環境省＞	H26. 11. 27	中間貯蔵の確実かつ適正な実施の確保を図り、事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することに資するため、法律において中間貯蔵や最終処分場の確保に関する国の責務を明記するとともに、国等の委託を受けて日本環境安全事業株式会社（J E S C O）が中間貯蔵や除去土壌等の収集及び運搬等の業務を行う旨を規定。
27	東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る時効の中断の特例に関する法律（平成25年法律第32号） （※平成30年12月廃止） ＜文部科学省＞	H25. 6. 5	原子力発電所事故の被害者が時効の完成を懸念することなく原子力損害賠償紛争審査会による和解の仲介手続を利用できるようにするため、緊急に必要な措置として、当該和解の仲介の申立てをした者がその旨の通知を受けた日から一月以内に当該和解の仲介の目的となった請求について訴えを提起したときは、時効の中断に関しては、当該和解の仲介の申立ての時に、訴えの提起があったものとみなす旨を規定。
28	東日本大震災における原子力発電所の事故により生じた原子力損害に係る早期かつ確実な賠償を実現するための措置及び当該原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例に関する法律（平成25年法律第97号） （※「東日本大震災における原子力発電所の事故により生じた原子力損害に係る早期かつ確実な賠償を実現するための措置及び当該原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効の特例に関する法律」に名称変更） ＜文部科学省＞	H25. 12. 11	原子力発電所事故による災害が大規模で長期間にわたる未曾有のものであり、原子力損害を被った者のうちに今なお不自由な避難生活を余儀なくされその被った損害の額の算定の基礎となる証拠の収集に支障を来している者が多く存在すること、個々の被害者に性質及び程度の異なる原子力損害が同時に生じその賠償の請求に時間を要すること等により、その賠償請求権の行使に困難を伴う場合があることに鑑み、短期消滅時効を「10年間」に延長し、その起算点を「損害が生じた時」とする旨を規定。

No.	法律の名称	公布日	概要
29	東京電力福島原子力発電所事故調査委員会法（平成 23 年法律第 112 号） ※平成 24 年 10 月失効	H23. 10. 7	原子力発電所事故の直接又は間接の原因や、関係行政機関等が当該事故に対し講じた措置の究明又は検証のための調査等を行うとともに、これらの調査の結果に基づき、原子力に関する基本的な政策及び当該政策に関する事項を所掌する行政組織の在り方の見直しを含む原子力発電所の事故の防止等のため講ずべき施策又は措置について提言を行い、もって国会による原子力に関する立法及び行政の監視に関する機能の充実強化に資するため、国会に、施行から 1 年間の措置として、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会を置くこと等を規定。
30	国会法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 111 号）	H23. 10. 7	東京電力福島原子力発電所事故調査委員会法が有効な間の措置として、国会に、東京電力福島原子力発電所事故に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会を置く旨を規定。
その他立法措置			
31	東日本大震災に対処するために必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律（平成 23 年法律第 42 号） <財務省>	H23. 5. 2	平成 23 年度第一次補正予算の財源を確保するため、財政投融资特別会計財政融資資金勘定及び外国為替資金特別会計からの一般会計への繰入れ、並びに独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の国庫納付金の納付等を規定。
32	東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成 23 年法律第 117 号） <財務省>	H23. 12. 2	復興に必要な財源を確保するため、税外収入に関する措置（国債整理基金特別会計への財政投融资特別会計からの繰入れ及び国有株式の所属替）、復興特別所得税（25 年間 2.1%）及び復興特別法人税（3 年間 10%、平成 26 年に 1 年前倒し廃止）の創設、並びに復興債の発行・償還等を規定。
33	東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律（平成 23 年法律第 118 号） <総務省>	H23. 12. 2	全国防災事業の財源を確保するため、臨時の措置として個人道府県民税及び個人市町村民税の均等割の標準税率について、それぞれ 500 円を加算する地方税法の特例措置を規定。
34	平成二十三年東北地方太平洋沖地震等による災害からの復旧復興に資するための国会議員の歳費の月額の特例に関する法律（平成 23 年法律第 11 号）	H23. 3. 31	早期の生活再建及び復旧復興に資するため、平成 23 年 4 月から 9 月までの各議院の議長・副議長及び議員の歳費の月額をそれぞれ 50 万円ずつ削減する措置を規定。
35	国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成 24 年法律第 2 号）ほか ³ <内閣官房内閣人事局*・防衛省・総務省><法務省> ※制定当時は総務省	H24. 2. 29	平成 23 年 9 月の人事院勧告を鑑みた給与の改定とともに東日本大震災に対処する必要性等から、国家公務員の人件費を削減するため、平成 24 年度及び 25 年度の国家公務員の給与に関する特例（本省課室長相当職員以上の俸給月額 9.77%の減額支給等）を規定。
36	特別会計に関する法律の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 15 号） <財務省>	H24. 3. 31	復興財源確保法（平成 23 年法律第 117 号）附則第 17 条第 2 項の規定を踏まえ、復興事業に関する経理を明確にするため、東日本大震災復興特別会計の設置、管理及び経理（歳入・歳出）等、並びに附則において復興庁廃止時の復興特別会計の廃止等を規定。

³ 裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 4 号）及び検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 5 号）

No.	法律の名称	公布日	概要
37	東日本大震災に伴う相続の承認又は放棄をすべき期間に係る民法の特例に関する法律（平成23年法律第69号） ＜法務省＞	H23. 6. 21	東日本大震災の被災者である相続人が、相続の承認又は放棄をすべき期間を徒過することにより不利益を被ることを防止するため、東日本大震災の被災者であって平成22年12月11日以後に自己のために相続の開始があったことを知ったものについて、相続の承認又は放棄をすべき期間を、平成23年11月30日まで延長する旨を規定。
38	災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第86号） ＜内閣府（防災担当）＊＞ ※改正当時は厚生労働省	H23. 7. 29	災害弔慰金の支給対象となる遺族の範囲に、一定の条件の下、死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた兄弟姉妹を加え、東日本大震災以後に生じた災害について適用する旨を規定。
39	災害弔慰金の支給等に関する法律及び被災者生活再建支援法の一部を改正する法律（平成23年法律第100号） ＜内閣府（防災担当）＊＞ ※改正当時は厚生労働省・内閣府（防災担当）	H23. 8. 30	災害により死亡した者の遺族に対する弔慰金及び災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対する見舞金の支給並びに自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者の生活の再建の支援を確実なものとするため、災害弔慰金及び災害障害見舞金並びに被災者生活再建支援金について、差押えを禁止すること等を規定。
40	東日本大震災関連義援金に係る差押禁止等に関する法律（平成23年法律第103号） ＜内閣府（防災担当）＊＞ ※改正当時は厚生労働省	H23. 8. 30	東日本大震災関連義援金に係る抛出の趣旨に鑑み、被災者等が自ら東日本大震災関連義援金を使用することができるようにするため、東日本大震災関連義援金について、差押えを禁止すること等を規定。
41	東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律（平成24年法律第6号） ＜法務省＞	H24. 3. 29	東日本大震災の被災者が裁判その他の法による紛争の解決のための手続及び弁護士等のサービスを円滑に利用することができるよう、東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センター（法テラス）の業務の特例として、3年間の時限の措置として、東日本大震災法律援助事業（被災者の資力を問わず、民事裁判等手続やADRに関し、訴訟代理援助、書類作成援助及び法律相談援助を実施する旨を規定。
42	東日本大震災に対処して金融機関等の経営基盤の充実を図るための金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成23年法律第80号） ＜金融庁＞	H23. 6. 29	東日本大震災により金融機能に様々な影響が懸念される中、広域にわたる被災地域において、面的に金融機能を維持・強化するとともに、預金者に安心感を与える枠組みを設けるため、震災特例金融機関等が国の資本参加を受けようとする場合に経営責任が問われないことを明確化するなどの震災の特例を規定。
43	農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第89号） ＜農林水産省＞	H23. 8. 3	東日本大震災により漁業者・農業者に甚大な被害が発生する中、漁業者・農業者の経営再開・再建に向け、農漁協系統の金融機能を維持・強化するとともに、漁業者・農業者等の貯金者に安心感を与える枠組みを設けるため、東日本大震災に対処して特定農水産業協同組合等の信用事業の強化を図るため、その自己資本の充実に関する震災の特例を規定。

No.	法律の名称	公布日	概要
44	平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律（平成23年法律第41号） （※40により、「東日本大震災に対処するための平成23年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律」へ名称変更） ＜総務省＞	H23. 5. 2	平成23年度第一次補正予算に伴う地方財政補正措置として、東日本大震災に係る特別の財政需要に対応するため、平成23年度分の地方交付税の総額に1,200億円を加算するとともに、上記の加算額の全額を、特別交付税とする特例を規定。
45	平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律等の一部を改正する法律（平成23年法律第116号） ＜総務省＞	H23. 12. 2	平成23年度第三次補正予算に伴う地方財政補正措置として、東日本大震災に係る復興事業等の実施のための特別の財政需要等に対応する「震災復興特別交付税」を交付できるようにするため、平成23年度の地方交付税の総額を1兆6,635億円増額するとともに、震災復興特別交付税の額の決定時期等に関する特例等を規定。
46	平成二十二年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律（平成23年法律第88号） ＜財務省＞	H23. 7. 29	平成23年度第二次補正予算の財源として、新たな国債発行に依存しないという観点から、平成22年度歳入歳出の決算上の剰余金を充てるため、歳入歳出の決算上の剰余金のうち2分の1を下らない金額は、公債又は借入金の償還財源に充てなければならないと定めている財政法（昭和22年法律第34号）第6条第1項の規定を平成22年度の剰余金について適用しない旨を規定。
47	平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（平成23年法律第2号）ほか ⁴ （※「東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律」へ名称変更） ＜総務省＞	H23. 3. 22	東北地方太平洋沖地震により著しい被害を受けた地域について、平成23年4月に予定されている統一地方選挙の期日を延期する等の震災の特例を規定。

⁴ 平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第55号）及び東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第92号。議員立法。）。

1. 東日本大震災復興基本法（平成23年法律第76号）

(1) 立案経緯・制定趣旨

発災後、政府においては、捜索・救助、応急復旧や避難生活の支援等の初動・応急対応に全力を挙げた。しかし同時に、復興へと歩みを進めていくため、政府の復興に向けた体制を立ち上げること等も求められていた。国会においても、阪神・淡路大震災と比べて、復興に向けた基本法の制定や体制の整備が遅い等の指摘がなされ⁵、その体制については、関東大震災における帝都復興院や阪神・淡路大震災等にも言及しつつ、これらと比較した被害の広域性等から専任の行政組織の設置を求める声が上がっていた。また、一方では、行政機関の機能性等から新たな行政組織を設けるのではなく、本部体制を採るべき等の意見も示された⁶。

こうした中、政府としては、平成23年4月5日に内閣官房に設けた「被災地復興に関する法案等準備室」において、被災地域の復興についての基本理念を明らかにするとともに、復興に関する組織等の基本的な枠組みを定めるための法律案の検討を進めて、同年5月13日に「東日本大震災復興の基本方針及び組織に関する法律案」（以下「政府案」という。）を閣議決定し、第177回通常国会に提出した。

この政府案においては、「阪神・淡路大震災復興の基本方針及び組織に関する法律」（平成7年法律第12号。以下「阪神・淡路復興法」という。）に準じて、被災地域の復興の基本理念、国の講ずる措置や復興対策本部の設置等の規定が設けられた。被災地域の復興の基本理念としては、

- ① 単なる災害復旧にはとどまらない抜本的な対策が推進されるべきこと
- ② 国と地方公共団体との適切な役割分担・連携協力、全国各地の地方公共団体の相互の連携協力の確保とともに、被災地域の住民の意向が尊重されるべきこと
- ③ 国民相互の連帯を基本とすべきこと
- ④ 人口減少等の我が国が直面する課題や、エネルギーの利用制約・環境負荷等の人類共通の課題の解決に資する先導的な施策に取り組まれるべきこと
- ⑤ 安全な地域づくり・雇用創出と社会経済の再生・地域文化の振興と地域社会の絆の維持強化のための施策が推進されるべきこと

等が掲げられた。

また、阪神・淡路復興法にはないものとして、地方公共団体の講ずる措置、東日本大震災復興構想会議の設置（阪神・淡路大震災では同等の委員会を政令設置）、原発事故からの復興に関する合議制の機関等の規定が盛り込まれた。さらに、附則においては、復興のための行政各部の施策の統一を図るため必要となる事項の企画及び立案並びに総合調整を行う復興庁の設置について検討し、法施行後1年以内を目途として必要な法制上の措置を講ずることとされた。

しかし、この政府案に対して国会においては、阪神・淡路復興法の焼き直しであり、両震災の違いを考慮していない等の指摘がなされている⁷。また、報道においては、法案提出に時間を要したとの指摘、より強力な推進体制を構築すべきといった意見や「器」づくりにエネルギーを過剰に割くべきではないといった見解等が示された。

⁵ 平成23年5月1日、片山虎之助議員（たちあがれ日本）（第177回国会（参）予算委員会会議録第13号37頁）等。

⁶ 平成23年3月23日、福井照議員（自由民主党）（第177回国会（参）内閣委員会会議録第2号11頁）、平成23年5月1日、片山虎之助議員（たちあがれ日本）（第177回国会（参）予算委員会会議録第13号38頁）等。

⁷ 平成23年5月19日、石破茂議員（自由民主党）（第177回国会（衆）本会議録第21号3頁）等。

図表 2-3-2 政府の対応に関する東日本大震災と阪神・淡路大震災との時系列の比較

	平成7（1995）年 阪神・淡路大震災	平成23（2011）年 東日本大震災
発災	1.17 発災	3.11 発災
	2.15 阪神・淡路復興委員会設置（政令）	
1か月後	2.17 <u>阪神・淡路復興法案閣議決定・国会提出</u>	4.11 復興構想会議設置（閣議決定）
	2.22 同法成立	
	2.24 同法公布・施行、復興対策本部立ち上げ	
2か月後		5.13 <u>政府案閣議決定・国会提出</u>

図表 2-3-3 阪神・淡路復興法と政府案の主な規定内容の比較表

	阪神・淡路大震災復興の基本方針及び組織に関する法律（平成7年法律第12号）※1	東日本大震災復興の基本方針及び組織に関する法律案（政府案）
目的	・阪神・淡路地域の復興を迅速に推進	・被災地域の復興を迅速に推進 ・ <u>現在及び将来の世代にわたる国民経済の健全な発展、国民生活向上</u>
基本理念	・国と地方公共団体の適切な役割分担と協同、地域住民の意向尊重 ・ <u>生活の再建及び経済の復興と安全な地域づくりの緊急な推進</u> ・ <u>活力ある関西圏の再生</u>	・単なる災害復旧にとどまらない抜本的な対策推進 ・国と地方公共団体との適切な役割分担及び連携協力、被災地域の住民の意向尊重 ・国民の相互の連帯、多様な主体の自発的協働 ・ <u>人類共通の課題の解決に資するための先導的な施策への取組</u>
国等の措置	・基本理念に則った、国による復興に必要な措置の実施	・基本理念に則った、国、 <u>地方公共団体</u> による復興に必要な措置の実施
復興組織	・総理府に、阪神・淡路復興対策本部を設置	・内閣に、東日本大震災復興対策本部を設置
所掌事務	・関係行政機関が講ずる復興のための施策に関する総合調整	・復興施策に関する基本的方針の企画・立案・ <u>総合調整</u> ・関係行政機関が講ずる復興施策の実施の推進・総合調整
組織体制	・本部長：内閣総理大臣 ・副本部長： <u>国務大臣</u> ※2 ・本部長：上記外の全ての国務大臣	・本部長：内閣総理大臣 ・副本部長： <u>内閣官房長官及び復興対策担当大臣</u> ・本部長：上記外の全ての国務大臣等
現地組織	—	・本部の地方機関として、現地対策本部を設置
会議等	—※3	・東日本大震災復興構想会議の設置 ・原子力発電施設の事故災害地域の復興に関する合議制の機関の設置
附則	・施行の日から起算して五年を経過した日にその効力を失う。	・復興庁の設置について法律施行後一年以内を目途に必要な法制上の措置の実施

※1 平成7年2月24日施行。

※2 内閣官房長官及び阪神・淡路大震災復興対策担当大臣（平成7年8月8日の内閣改造以降は国土庁長官）。

※3 阪神・淡路復興委員会を政令で設置（平成7年2月15日）。

一方、東日本大震災からの復興に向けた基本理念や組織体制については、平成23年5月18日に自由民主党が「東日本大震災復興再生基本法案」（以下「自民党案」という。）を国会提出、同月19日には公明党も「東日本大震災復興基本法案骨子」（以下「公明党案」という。）を公表した。

自民党案では、基本理念として、東日本大震災からの復興再生は21世紀半ばにおける日本のあるべき姿を目指すものであることを旨として行わなければならないことが掲げられ、別に法律で定めるところにより、東日本大震災復興再生院を設置することとされた。政府案における復興庁は行政各部の総合調整を所掌するものとされたが、この東日本大震災復興再生院は施策の実施に係る事務までを所掌するものとされた。

公明党案では、基本理念に「人間の復興」が掲げられた。また、別に法律で定めるところにより、施策の実施までを所掌する東日本大震災復興庁を設置すること、さらに、東日本大震災復興特別区域を指定することが盛り込まれた。

また、自民党案、公明党案のいずれもが政府案にはなかった公債の発行について規定していた。

(2) 国会審議及び公布・施行経緯

5月19日の（衆）本会議において、（衆）東日本大震災復興特別委員会の設置が可決されるとともに、政府案、自民党案、「内閣法及び内閣府設置法の一部を改正する法律案」（内閣提出）⁸の趣旨説明及び質疑がなされた。翌20日の（衆）東日本大震災復興特別委員会では、これらの3法案及び政府案に付随する「地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、現地対策本部の設置に関し承認を求めるの件」の提案理由説明がなされ、5月23日から25日にかけて3法案の質疑、被災地の商工業、農業及び漁業関係者に対する参考人質疑が行われた。また、同月27日には、岩手県、宮城県及び福島県において、3県の知事と同委員会に所属する委員との意見交換が実施された。

その後、政府案、自民党案及び公明党案の調整を図るために、5月30日から民主党、自由民主党及び公明党の3党による与野党協議が開始され、同月31日から6月6日までに計6回に及ぶ実務者協議が行われた結果、同月7日に修正案に対する3党合意が成立した。

これを受けて、6月9日の（衆）東日本大震災復興特別委員会において、政府案、自民党案が撤回され、改めて、民主党・自由民主党・公明党の共同による「東日本大震災復興基本法案」起草案が提出された。同案には、政府案にはなかった復興債の発行や復興特区に係る規定が追加され、また、復興庁は総合調整機能だけではなく、施策の実施に係る事務もつかさどることとされた。この起草案は、同日、賛成多数で委員会提出法律案とすることが可決された⁹。あわせて、同委員会には、3党派提出の起草案に付随する「地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、現地対策本部の設置に関し承認を求めるの件」が付託された。

本法律案については、6月10日の（衆）本会議においても賛成多数で可決され、13日には（参）本会議で（参）東日本大震災復興特別委員会の設置が可決されるとともに、趣旨説明・質疑がなされた。（参）東日本大震災復興特別委員会においては、同日、本法律案の提案理由説明、翌14日から質疑が行われ、20日に賛成多数で可決、同日の（参）本会議においても賛成多数で可決・成立し、同月24日に公布・施行された。

東日本大震災復興基本法（平成23年法律第76号。以下「基本法」という。）の国会審議においては、主に以下の点について議論がなされた。

⁸ 東日本大震災に対処するため、当分の間、国務大臣、内閣総理大臣補佐官、内閣府副大臣及び内閣府大臣政務官を増員することを内容とするもの。

⁹ 同案が復興財源のための増税を示唆している等の理由から、みんなの党及び共産党が反対。

1) 復興庁の設置

復興を担う国の組織について、政府案においては、内閣総理大臣を長とする復興対策本部が政策の企画・立案や省庁間の調整を担い、被災地には現地対策本部を置いて国の出先機関や省庁間の調整を行うこととした。また、附則において、復興対策本部を引き継ぐ復興庁の在り方について、今後、総合的な検討を加え1年以内に設置を目指すこととした。これに対して、自民党案は、復興に関する基本計画を一元的に策定し、施策を実施する組織として、内閣に「東日本大震災復興再生院」を設置し、復興担当大臣がこれを率いることとし、公明党案でも、「東日本大震災復興庁」に施策の実施までの役割を持たせることとしていた。

こうした相違が調整された結果、6月9日の3会派提出の起草案では、本則に第4章として、復興庁の設置に関する基本方針が設けられ、復興対策本部から復興庁へのできるだけ早期の移行について規定されることとなった。また、その所掌については、震災からの復興に関する施策の企画・立案、総合調整に加え、復興に関する施策の実施に係る事務その他必要な事務を実施することとされた。同月13日の(参)本会議では、法案提案者から復興庁創設の意義として、

- ・ 復興施策の各省庁の縦割りの弊害を打破し、政府として被災者の方々や地方公共団体のニーズをワンストップで一元的に引き受け、迅速に対応することを狙いとするスーパー官庁として創設するもの
- ・ 復興対策本部の役割が企画・立案、総合調整にとどまるのに対し、復興庁は、それらに加え、施策の実施に関する事務、いわゆる分担管理事務まで行う権限を有すること
- ・ 行政組織上の位置付けとして、普通の省庁と同じように横並びの組織ではなく、内閣府と同様に、内閣に置かれ、内閣総理大臣が主任の大臣となり、その命を受けて一切の事務を統括する復興担当大臣の指揮監督の下に事務を執行する機関であること

といった点が挙げられている¹⁰。

2) 復興特区制度の整備

公明党案に盛り込まれた復興特区制度については、3会派提出の起草案においても復興特別区域制度の整備として第10条に規定されることとなった。

6月13日の(参)本会議では、法案提案者からその趣旨について、

- ・ 被災地域の地方公共団体の申出により、区域を限って、復興特区制度を活用し、地域における創意工夫を生かして行われる東日本大震災からの復興に向けた取組の推進を図ることが定められ、このために必要な復興特区制度について総合的に検討を加え、速やかに必要な法制上の措置を講ずるもの
- ・ 公明党の主張が民主、自民の両党の理解を得て本法律案に取り入れられたとの説明がなされた¹¹。

また、(参)東日本大震災復興特別委員会では、特区制度整備の進め方等について議論され、枝野官房長官からは、

- ・ 既存の構造改革特区制度に比べ、復興特区は、地域における創意工夫を生かして行われる復興に向けた取組の推進を図るための仕組みであるため、より広範に規制の特例措置に加えて、被災地域の様々な支援措置が制度のメニューとして総合的に盛り込まれる必要がある

¹⁰ 平成23年6月13日、加藤勝信議員(自由民主党)(第177回国会(参)本会議録第21号8頁)。

¹¹ 平成23年6月13日、石田祝稔議員(公明党)(第177回国会(参)本会議録第21号9頁)。

・ 当面は復興対策本部の下、復興対策の担当大臣やその下の事務局のもとで一体的にこの特区制度を運用し、できるだけ早く具体的な中身の法案等も国会に御審議をお願いしたい旨述べられている¹²。

3) 復興財源

政府案及び自民党案が審議された5月23日の（衆）東日本大震災復興特別委員会では、政府案に復興の財源について明確な規定がないことに対する指摘が相次ぎ、自民党案に規定された「復興再生債」、公明党案で示された歳出の徹底削減や国会の議決を経て復興債を発行すること等に対する所感について菅直人内閣総理大臣からは、これに先立つ民自公3党の合意¹³を踏まえ、共通の考え方で検討を進めたい旨答弁があった¹⁴。

このような議論も踏まえ、3党派提出の起草案においては、第7条で資金確保のための措置として、復興以外の施策に係る予算の徹底的な見直しによる歳出削減や財政投融资に係る資金及び民間の資金の積極的な活用を図ることが規定されるとともに、第8条において、

- ・ 別に法律で定めるところにより、復興債を発行するものとする
- ・ 復興債は他の公債と区分して管理するとともに、別に法律で定める措置その他の措置により、あらかじめその償還の道筋を明らかにすること

が規定されることとなった。

¹² 平成23年6月15日、枝野内閣官房長官（民主党）（第177回国会（参）東日本大震災復興特別委員会会議録第3号24頁）

¹³ 「平成23年度第一次補正予算等に関して」（平成23年4月29日民主党政策調査会長・自由民主党政務調査会長・公明党政務調査会長合意書）において、「復旧・復興のために必要な財源については、既存歳出の削減とともに、復興のための国債の発行等により賄う。復興のための国債は、従来の国債と区別して管理し、その消化や償還を担保することとされた。

¹⁴ 平成23年5月23日、菅直人内閣総理大臣（民主党）「財源については、確かに政府案に余り詳しくは書いてありませんが、これは、せんだって御党と自民党と我が党の間で合意をした中で、政調会長同士で合意をされた中で、御党の考え方も我が党としても共通な考え方でやっていきたい、このことを申し上げておりますので、政府案としては入っていませんけれども、党としてはそうした考え方を持っております。」（第177回国会（衆）東日本大震災復興特別委員会会議録 第2号28頁）

図表 2-3-4 政府案・自民党案・公明党案・基本法の比較表

	政府案	自民党案	公明党案	基本法	
基本理念	被災地域の復興の基本理念 ・災害復旧にとどまらない抜本的な対策推進 ・人類共通の課題解決に資する先導的取組	東日本大震災からの復興再生の基本理念 ・二十一世紀半ばにおける日本のあるべき姿の実現	東日本大震災からの復興の基本理念 ・一人一人に光を当てた「人間の復興」 ・原子力災害被災地域の復興への配慮	東日本大震災からの復興の基本理念 ・災害復旧にとどまらない活力ある日本の再生を者に入れた抜本的な対策 ・一人一人の復興、二十一世紀半ばにおける日本のあるべき姿の実現 ・人類共通の課題解決に資する先導的取組 ・原子力災害被災地域の復興への配慮	
責務等	・国、地方公共団体による必要な措置の実施	・国の復興再生基本計画、自治体の復興再生計画の策定 ・国、自治体による必要な施策の実施 ・国民の互助	・国の復興基本指針、自治体の復興計画の策定 ・国民の互助	・国の復興基本方針の策定 ・国、地方公共団体による必要な措置の実施 ・国民の互助	
財源	—	・復興再生債の発行	・復興債の発行	・復興債の発行	
特区	—	—	・別法で特区の指定	・別法で特区制度の整備	
組織	・東日本大震災復興対策本部	・東日本大震災復興再生院	・東日本大震災復興庁	・東日本大震災復興対策本部(復興庁設置時に廃止)	・復興庁(別途法律で設置)
所掌	・基本方針の企画・立案、総合調整 ・関係行政機関の復興施策の実施の推進・総合調整	・復興再生に関する企画・立案、総合調整 ・施策の実施	・復興に関する企画・立案、総合調整 ・施策の実施	・復興基本方針の企画・立案、総合調整 ・関係行政機関の復興施策の実施の推進・総合調整	・復興に関する施策の企画・立案・総合調整 ・施策の実施
体制	・本部長：内閣総理大臣、副本部長：内閣官房長官及び復興対策担当大臣	・広く行政組織の内外から人材を登用	・復興庁を所管する専任担当大臣任命 ・幅広く人材を登用	・本部長：内閣総理大臣、副本部長：内閣官房長官及び復興対策担当大臣	—
現地	・現地対策本部	・地方復興再生事務所	・地方支分部局	・現地対策本部	(復興対策本部から引継ぎ)
会議等	・東日本大震災復興構想会議 ・原子力災害被災地域の復興に関する合議制の機関	・東日本大震災復興再生委員会	・東日本大震災復興委員会	・東日本大震災復興構想会議 ・原子力災害被災地域の復興に関する合議制の機関	(復興対策本部から引継ぎ)
現地	・復興庁の設置について法律施行後一年以内を目途に必要な法制上の措置の実施	・復興再生院の所掌事務及び権限について、被災した県及び市町村に段階的に移譲			

(3) 法概要・措置内容

1) 概要・目的

基本法は、東日本大震災からの復興の迅速な推進と、活力ある日本の再生に向け、復興に当たったの基本理念及び組織の在り方、資金確保などの基本となる事項を定めたものである。また、上述のとおり、政府案と自民党案及び公明党案との調整が図られた結果、民主党・自由民主党・公明党が共同で提出した起草案によるものである。

具体的には、東日本大震災復興対策本部の内閣への設置、これを引き継ぐ復興庁の設置に関する基本方針、別に法律で定めるところによる復興債の発行や復興特区の創設等に係る規定が盛り込まれている。

2) 基本理念・国の責務等

法第2条において、東日本大震災からの復興の基本理念として、

- ① 単なる災害復旧にとどまらない活力ある日本の再生を視野に入れた抜本的な対策及び一人一人の人間が災害を乗り越えて豊かな人生を送ることができるようにすることを旨として行われる施策の推進により、新たな地域社会の構築、21世紀半ばにおける日本のあるべき姿を目指して行われるべきこと
- ② 国と地方公共団体との適切な役割分担・連携協力、全国各地の地方公共団体の相互の連携協力の確保とともに、被災地域の住民意向が尊重され、女性、子ども、障害者等を含めた多様な国民の意見の反映されるべきこと
- ③ 被災者を含む国民一人一人の連帯・協力を基本とすべきこと
- ④ 人口減少や国境を越えた社会経済活動の進展への対応等の我が国が直面する課題や、食料問題・エネルギーの利用制約や環境負荷等の人類共通の課題の解決に資する先導的な施策に取り組みされるべきこと
- ⑤ 安全な地域づくり・雇用創出と社会経済の再生・地域の文化振興と絆の維持強化及び共生社会の実現のための施策が推進されるべきこと

等が掲げられた。

また、法第3条から第5条において、

- ・ 国の責務として東日本大震災からの復興のための施策に関する基本的な方針を定め、必要な措置を講ずること
- ・ 地方公共団体の責務として当該方針を踏まえ必要な措置を講ずること
- ・ 国民は、相互扶助と連帯の精神に基づき、被災者への支援その他の助け合いに努めるものとする

が規定された。

3) 基本的施策

a. 復興のための資金の確保

法第7条において、国は、復興及びこれに関連する施策以外の施策に係る歳出の削減、財政投融資に係る資金及び民間の資金の積極的な活用を図ること等により、東日本大震災からの復興のための資金の確保に努めるものとされた。

また、第8条において、国は、別に法律で定めるところにより、復興債を発行するものとされ、復興債については、その他の公債と区別して管理するとともに、別に法律で定める措置その他の措置を講ずることにより、あらかじめ、その償還の道筋を明らかにするものとされた。

なお、これらの規定に基づき、「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定・同年8月11日改定）等も踏まえて、東日本大震災の復興財源についての法制化を目的として、税外収入に関する措置及び復興特別税の創設、復興債の発行等の措置等を規定する「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布・施行された。

b. 復興特別区域制度の整備

法第10条において、政府は、被災地域の地方公共団体の申出により、区域を限って、規制の特例措置その他の特別措置を適用する制度（復興特別区域制度）を活用し、地域の創意工夫を生かした東日本大震災からの復興に向けた取組を推進することとし、このために必要な復興特別区域制度について総合的に検討し、速やかに必要な法制上の措置を講ずるものとされた。

なお、当該規定に基づき、「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定・同年8月11日改定）等も踏まえて、復興特別区域制度を具体化する東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）が平成23年12月14日に公布、同月26日に施行された。

4) 東日本大震災復興対策本部の設置

法第11条から第23条において、東日本大震災復興対策本部の設置をはじめ、その所掌事務や組織等について以下のとおり規定された。

- ・ 内閣に、東日本大震災復興対策本部（以下「本部」という。）を設置する。
- ・ 本部は、法第3条に規定する東日本大震災からの復興のための施策に関する基本的な方針の企画・立案、総合調整に関する事務等を司る。
- ・ 本部長は内閣総理大臣、副本部長は内閣官房長官及び東日本大震災復興対策担当大臣とする。
- ・ 本部員は次の者とする。
 - － 本部長及び副本部長以外の全ての国务大臣
 - － 内閣官房副長官、関係府省の副大臣もしくは大臣政務官又は国务大臣以外の関係行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が指名する者
- ・ 本部の地方機関として、所要の地に現地対策本部を置き¹⁵、関係府省の副大臣、大臣政務官等のうちから、内閣総理大臣が指名する者を現地対策本部長とする。
- ・ 本部の諮問機関として、被災地域の復興に関する重要事項を調査審議する東日本大震災復興構想会議を設置するとともに¹⁶、原子力発電施設の事故による災害を受けた地域の復興に関する重要事項について、特別に調査審議を行わせるため必要があると認められるときは、政令で規定する合議制の機関を設置する。

なお、東日本大震災復興対策本部については、1章2節及び2章2節もあわせて参照のこと。

¹⁵ 現地対策本部の名称、位置及び管轄区域は政令で定めることとされており、平成23年6月24日に公布・施行された東日本大震災復興対策本部分令（平成23年政令第182号）により、岩手現地対策本部、宮城現地対策本部及び福島現地対策本部が設置された。

¹⁶ 東日本大震災復興構想会議は、「東日本大震災復興構想会議の開催について」（平成23年4月11日閣議決定）に基づき、基本法の制定前から開催されていたが、同法の施行により法定の審議会となった。

5) 復興庁の設置

法第 24 条において、復興庁の設置に関する基本方針として以下のとおり規定された。

- ・ 別に法律で定めるところにより、内閣に、期限を限って、復興庁を設置する。
- ・ 復興庁は、東日本大震災からの復興に関する施策の企画及び立案並びに総合調整に加え、その実施に係る事務を司る。
- ・ 本部は、復興庁設置の際に廃止し、本部及び本部に置かれる組織の機能は、復興庁及びこれに置かれる組織に引き継がれる。
- ・ 復興庁は、できるだけ早期に設置することとし、政府は、必要な措置について検討し、可能な限り早い時期に法制上の措置を講ずる。

なお、当該規定に基づき、所要の検討を経て、復興庁設置法（平成 23 年法律第 125 号）は、平成 23 年 12 月 16 日に公布、平成 24 年 2 月 10 日に施行された。

図表 2-3-5 政府案・基本法対照表

(下線部は主な相違点)

政府案	基本法 (制定時)
<p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、東日本大震災が、その被害が甚大であり、かつ、その被災地域が広範にわたる等極めて大規模なものであるとともに、地震及び津波並びにこれらに伴う原子力発電施設の事故による複合的なものであるという点において未曾有の災害であることに鑑み、被災地域の復興についての基本理念を明らかにするとともに、東日本大震災復興対策本部の設置等を定めることにより、被災地域の復興を迅速に推進して被災地域の社会経済の再生及び生活の再建を図り、もって現在及び将来の世代にわたって国民経済を健全に発展させ、及び国民生活を向上させることに寄与することを目的とする。</p>	<p>第一章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、東日本大震災が、その被害が甚大であり、かつ、その被災地域が広範にわたる等極めて大規模なものであるとともに、地震及び津波並びにこれらに伴う原子力発電施設の事故による複合的なものであるという点において我が国にとって未曾有の国難であることに鑑み、東日本大震災からの復興についての基本理念を定め、並びに現在及び将来の国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会の実現に向けて、東日本大震災からの復興のための資金の確保、復興特別区域制度の整備その他の基本となる事項を定めるとともに、東日本大震災復興対策本部の設置及び復興庁の設置に関する基本方針を定めること等により、東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進と活力ある日本の再生を図ることを目的とする。</p>
<p>(基本理念)</p> <p>第二条 被災地域の復興は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。</p> <p>一 未曾有の災害により、多数の人命が失われるとともに、多数の被災者がその生活基盤を奪われ、被災地域内外での避難生活を余儀なくされる等甚大な被害が生じており、かつ、被災地域における経済活動の停滞が連鎖的に全国各地における企業活動や国民生活に支障を及ぼしている等その影響が広く全国に及んでいることを踏まえ、国民一般の理解と協力の下に、単なる災害復旧にとどまらない抜本的な対策が推進されるべきこと。この場合において、行政の内外の知見が集約され、その活用がされるべきこと。</p> <p>二 国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の連携協力並びに全国各地の地方公共団体の相互の連携協力が確保されるとともに、被災地域の住民の意向が尊重されるべきこと。この場合において、被災により本来果たすべき機能を十分に発揮することができない地方公共団体があることへの配慮がされるべきこと。</p> <p>三 国民の相互の連帯を基本とし、国民、事業者その他民間における多様な主体が、自発的に協働するとともに、適切に役割を分担すべきこと。</p> <p>四 少子高齢化及び人口の減少への対応等の我が国が直面する課題や、エネルギーの利用の制約、環境への負荷等の人類共通の課題の解決に資するための先導的な施策への取組が行われるべきこと。</p> <p>五 次に掲げる施策が推進されるべきこと。</p> <p>イ 何人も将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な地域づくりを進めるための施策</p> <p>ロ 被災地域における雇用機会の創出と持続可能で活力ある社会経済の再生を図るための施策</p> <p>ハ 地域の特色ある文化の振興並びに地域社会の絆の維持及び強化を図るための施策</p> <p>六 原子力発電施設の事故による災害を受けた地域の復興については、当該災害の復旧の状況等を勘案しつつ、前各号に掲げる事項が行われるべきこと。</p>	<p>(基本理念)</p> <p>第二条 東日本大震災からの復興は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。</p> <p>一 未曾有の災害により、多数の人命が失われるとともに、多数の被災者がその生活基盤を奪われ、被災地域内外での避難生活を余儀なくされる等甚大な被害が生じており、かつ、被災地域における経済活動の停滞が連鎖的に全国各地における企業活動や国民生活に支障を及ぼしている等その影響が広く全国に及んでいることを踏まえ、国民一般の理解と協力の下に、被害を受けた施設を原形に復旧すること等の単なる災害復旧にとどまらない活力ある日本の再生を視野に入れた抜本的な対策及び一人一人の人間が災害を乗り越えて豊かな人生を送ることができるようにすることを旨として行われる復興のための施策の推進により、新たな地域社会の構築がなされるとともに、二十一世紀半ばにおける日本のあるべき姿を目指して行われるべきこと。この場合において、行政の内外の知見が集約され、その活用がされるべきこと。</p> <p>二 国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の連携協力並びに全国各地の地方公共団体の相互の連携協力が確保されるとともに、被災地域の住民の意向が尊重され、あわせて女性、子ども、障害者等を含めた多様な国民の意見が反映されるべきこと。この場合において、被災により本来果たすべき機能を十分に発揮することができない地方公共団体があることへの配慮がされるべきこと。</p> <p>三 被災者を含む国民一人一人が相互に連帯し、かつ、協力することを基本とし、国民、事業者その他民間における多様な主体が、自発的に協働するとともに、適切に役割を分担すべきこと。</p> <p>四 少子高齢化、人口の減少及び国境を越えた社会経済活動の進展への対応等の我が国が直面する課題や、食料問題、電力その他のエネルギーの利用の制約、環境への負荷及び地球温暖化問題等の人類共通の課題の解決に資するための先導的な施策への取組が行われるべきこと。</p> <p>五 次に掲げる施策が推進されるべきこと。</p> <p>イ 地震その他の天災地変による災害の防止の効果が高く、何人も将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な地域づくりを進めるための施策</p> <p>ロ 被災地域における雇用機会の創出と持続可能で活力ある社会経済の再生を図るための施策</p> <p>ハ 地域の特色ある文化を振興し、地域社会の絆の維持及び強化を図り、並びに共生社会の実現に資するための施策</p> <p>六 原子力発電施設の事故による災害を受けた地域の復興については、当該災害の復旧の状況等を勘案しつつ、前各号に掲げる事項が行われるべきこと。</p>
<p>(国の講ずる措置)</p> <p>第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、被災地域の復興に必要な別に法律で定める措置その他の措置を講ずるものとする。</p>	<p>(国の責務)</p> <p>第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、二十一世紀半ばにおける日本のあるべき姿を示すとともに、東日本大震災からの復興のための施策に関する基本的な方針（以下「東日本大震災復興基本方針」という。）を定め、これに基づき、東日本大震災からの復興に必要な別に法律で定める措置その他の措置を講ずる責務を有する。</p>
<p>(地方公共団体の講ずる措置)</p> <p>第四条 地方公共団体は、第二条の基本理念にのっとり、被災地域の復興に必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>(地方公共団体の責務)</p> <p>第四条 地方公共団体は、第二条の基本理念にのっとり、かつ、東日本大震災復興基本方針を踏まえ、計画的かつ総合的に、東日本大震災からの復興に必要な措置を講ずる責務を有する。</p>
	<p>(国民の努力)</p> <p>第五条 国民は、第二条の基本理念にのっとり、相互扶助と連帯の精神に基づいて、被災者への支援その他の助け合いに努めるものとする。</p>

政府案	基本法（制定時）
	<p>第二章 基本的施策 (復興に関する施策の迅速な実施)</p> <p>第六条 国は、東日本大震災からの復興に関する施策を迅速に実施するため、<u>第三条の規定により講ずる措置について、その円滑かつ弾力的な執行に努めなければならない。</u></p>
	<p>(資金の確保のための措置)</p> <p>第七条 国は、次に掲げる措置その他の措置を講ずることにより、東日本大震災からの復興のための資金の確保に努めるものとする。</p> <p>一 復興及びこれに関連する施策以外の施策に係る予算を徹底的に見直し、当該施策に係る歳出の削減を図ること。</p> <p>二 財政投融资に係る資金及び民間の資金の積極的な活用を図ること。</p>
	<p>(復興債の発行等)</p> <p>第八条 国は、東日本大震災からの復興に必要な資金を確保するため、別に法律で定めるところにより、公債（次項において「復興債」という。）を発行するものとする。</p> <p>2 国は、復興債については、その他の公債と区分して管理するとともに、別に法律で定める措置その他の措置を講ずることにより、あらかじめ、その償還の道筋を明らかにするものとする。</p>
	<p>(復興に係る国の資金の流れの透明化)</p> <p>第九条 国は、被災者を含めた国民一人一人が東日本大震災からの復興の担い手であることを踏まえて、その復興に係る国の資金の流れについては、国の財政と地方公共団体の財政との関係を含めてその透明化を図るものとする。</p>
	<p>(復興特別区域制度の整備)</p> <p>第十条 政府は、被災地域の地方公共団体の申出により、区域を限って、規制の特例措置その他の特別措置を適用する制度（以下「復興特別区域制度」という。）を活用し、地域における創意工夫を生かして行われる東日本大震災からの復興に向けた取組の推進を図るものとし、このために必要な復興特別区域制度について総合的に検討を加え、速やかに必要な法制上の措置を講ずるものとする。</p>
<p>(東日本大震災復興対策本部の設置)</p>	<p>第三章 東日本大震災復興対策本部 (設置)</p>
<p>第五条 内閣に、東日本大震災復興対策本部（以下「本部」という。）を置く。</p>	<p>第十一条 内閣に、東日本大震災復興対策本部（以下「本部」という。）を置く。</p>
<p>(東日本大震災復興対策本部の所掌事務)</p> <p>第六条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 被災地域の復興のための施策に関する基本的な方針に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務</p> <p>二 関係地方公共団体が行う復興事業への国の支援その他関係行政機関が講ずる被災地域の復興のための施策の実施の推進及びこれに関する総合調整に関する事務</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、法令の規定により本部に属させられた事務</p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第十二条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 東日本大震災復興基本方針に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務</p> <p>二 関係地方公共団体が行う復興事業への国の支援その他関係行政機関が講ずる東日本大震災からの復興のための施策の実施の推進及びこれに関する総合調整に関する事務</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、法令の規定により本部に属させられた事務</p>
<p>(東日本大震災復興対策本部長)</p>	<p>(東日本大震災復興対策本部長)</p>
<p>第七条 本部長は、東日本大震災復興対策本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもって充てる。</p>	<p>第十三条 本部長は、東日本大震災復興対策本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもって充てる。</p>
<p>2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。</p>	<p>2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。</p>
<p>(東日本大震災復興対策副本部長)</p>	<p>(東日本大震災復興対策副本部長)</p>
<p>第八条 本部に、東日本大震災復興対策副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、内閣官房長官及び東日本大震災復興対策担当大臣（内閣総理大臣の命を受けて、被災地域の復興のための施策の推進に関し内閣総理大臣を助けることをその職務とする国務大臣をいう。）をもって充てる。</p>	<p>第十四条 本部に、東日本大震災復興対策副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、内閣官房長官及び東日本大震災復興対策担当大臣（内閣総理大臣の命を受けて、東日本大震災からの復興のための施策の推進に関し内閣総理大臣を助けることをその職務とする国務大臣をいう。）をもって充てる。</p>
<p>2 副本部長は、本部長の職務を助ける。</p>	<p>2 副本部長は、本部長の職務を助ける。</p>
<p>(東日本大震災復興対策本部長)</p>	<p>(東日本大震災復興対策本部長)</p>
<p>第九条 本部に、東日本大震災復興対策本部長（以下「本部長」という。）を置く。</p>	<p>第十五条 本部に、東日本大震災復興対策本部長（以下「本部長」という。）を置く。</p>
<p>2 本部長は、次に掲げる者をもって充てる。</p>	<p>2 本部長は、次に掲げる者をもって充てる。</p>
<p>一 本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣</p>	<p>一 本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣</p>
<p>二 内閣官房副長官、関係府省の副大臣若しくは大臣政務官又は国務大臣以外の関係行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する者</p>	<p>二 内閣官房副長官、関係府省の副大臣若しくは大臣政務官又は国務大臣以外の関係行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する者</p>
<p>(幹事)</p>	<p>(幹事)</p>
<p>第十条 本部に、幹事を置く。</p>	<p>第十六条 本部に、幹事を置く。</p>
<p>2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。</p>	<p>2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。</p>
<p>3 幹事は、本部の所掌事務について、本部長、副本部長及び本部長を助ける。</p>	<p>3 幹事は、本部の所掌事務について、本部長、副本部長及び本部長を助ける。</p>

政府案	基本法（制定時）
<p>（現地対策本部）</p> <p>第十一条 本部に、第六条（第一号を除く。）に規定する事務の一部を分掌させるため、地方機関として、所要の地に現地対策本部を置く。</p> <p>2 現地対策本部の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。</p> <p>3 現地対策本部に現地対策本部長を置き、関係府省の副大臣、大臣政務官その他の職を占める者のうちから内閣総理大臣が任命する者をもって充てる。</p> <p>4 現地対策本部長は、本部長の命を受け、現地対策本部の事務を掌理する。</p> <p>5 現地対策本部に現地対策本部員を置き、国の関係地方行政機関の長その他の職員のうちから内閣総理大臣が任命する者をもって充てる。</p>	<p>（現地対策本部）</p> <p>第十七条 本部に、第十二条（第一号を除く。）に規定する事務の一部を分掌させるため、地方機関として、所要の地に現地対策本部を置く。</p> <p>2 現地対策本部の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。</p> <p>3 現地対策本部に現地対策本部長を置き、関係府省の副大臣、大臣政務官その他の職を占める者のうちから内閣総理大臣が任命する者をもって充てる。</p> <p>4 現地対策本部長は、本部長の命を受け、現地対策本部の事務を掌理する。</p> <p>5 現地対策本部に現地対策本部員を置き、国の関係地方行政機関の長その他の職員のうちから内閣総理大臣が任命する者をもって充てる。</p>
<p>（東日本大震災復興構想会議の設置等）</p> <p>第十二条 本部に、東日本大震災復興構想会議を置く。</p> <p>2 東日本大震災復興構想会議は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 本部長の諮問に応じ、被災地域の復興に関する重要事項を調査審議し、及びこれに関し必要と認める事項を本部長に建議すること。</p> <p>二 被災地域の復興のための施策の実施状況を調査審議し、必要があると認める場合に本部長に意見を述べること。</p> <p>3 東日本大震災復興構想会議は、議長及び委員二十五人以内をもって組織する。</p> <p>4 議長及び委員は、関係地方公共団体の長及び優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。</p>	<p>（東日本大震災復興構想会議の設置等）</p> <p>第十八条 本部に、東日本大震災復興構想会議を置く。</p> <p>2 東日本大震災復興構想会議は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 本部長の諮問に応じ、東日本大震災からの復興に関する重要事項を調査審議し、及びこれに関し必要と認める事項を本部長に建議すること。</p> <p>二 東日本大震災からの復興のための施策の実施状況を調査審議し、必要があると認める場合に本部長に意見を述べること。</p> <p>3 東日本大震災復興構想会議は、議長及び委員二十五人以内をもって組織する。</p> <p>4 議長及び委員は、関係地方公共団体の長及び優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。</p>
<p>（原子力発電施設の事故による災害を受けた地域の復興に関する合議制の機関）</p> <p>第十三条 前条第一項に定めるもののほか、原子力発電施設の事故による災害を受けた地域の復興に関する重要事項について、当該災害の復旧の状況等を踏まえ、特別に調査審議を行わせるため必要があると認められるときは、政令で定めるところにより、本部に、関係地方公共団体の長及び原子力関連技術、当該災害を受けた地域の経済事情等に関し優れた識見を有する者で構成される合議制の機関を置くことができる。この場合において、当該機関による調査審議は、東日本大震災復興構想会議による調査審議の結果を踏まえて行われなければならない。</p>	<p>（原子力発電施設の事故による災害を受けた地域の復興に関する合議制の機関）</p> <p>第十九条 前条第一項に定めるもののほか、原子力発電施設の事故による災害を受けた地域の復興に関する重要事項について、当該災害の復旧の状況等を踏まえ、特別に調査審議を行わせるため必要があると認められるときは、政令で定めるところにより、本部に、関係地方公共団体の長及び原子力関連技術、当該災害を受けた地域の経済事情等に関し優れた識見を有する者で構成される合議制の機関を置くことができる。この場合において、当該機関による調査審議は、東日本大震災復興構想会議による調査審議の結果を踏まえて行われなければならない。</p>
<p>（資料の提出その他の協力の要請）</p> <p>第十四条 東日本大震災復興構想会議及び前条に規定する合議制の機関（以下「東日本大震災復興構想会議等」という。）は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関又は関係のある公私の団体に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他の必要な協力を求めることができる。</p> <p>2 東日本大震災復興構想会議等は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者であつて調査審議の対象となる事項に関し識見を有する者に対しても、必要な協力を依頼することができる。</p>	<p>（資料の提出その他の協力の要請）</p> <p>第二十条 東日本大震災復興構想会議及び前条に規定する合議制の機関（以下「東日本大震災復興構想会議等」という。）は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関又は関係のある公私の団体に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他の必要な協力を求めることができる。</p> <p>2 東日本大震災復興構想会議等は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者であつて調査審議の対象となる事項に関し識見を有する者に対しても、必要な協力を依頼することができる。</p>
<p>（事務局）</p> <p>第十五条 本部に、その事務を処理させるため、事務局を置く。</p> <p>2 事務局に、事務局長その他の職員を置く。</p> <p>3 事務局長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。</p> <p>4 事務局長は、本部長の命を受け、局務を掌理する。</p> <p>5 事務局に、現地対策本部に対応して、事務局の所掌事務のうち当該現地対策本部に係るものを処理させるため、現地対策本部事務局を置く。</p>	<p>（事務局）</p> <p>第二十一条 本部に、その事務を処理させるため、事務局を置く。</p> <p>2 事務局に、事務局長その他の職員を置く。</p> <p>3 事務局長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。</p> <p>4 事務局長は、本部長の命を受け、局務を掌理する。</p> <p>5 事務局に、現地対策本部に対応して、事務局の所掌事務のうち当該現地対策本部に係るものを処理させるため、現地対策本部事務局を置く。</p>
<p>（主任の大臣）</p> <p>第十六条 本部に係る事項については、内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。</p>	<p>（主任の大臣）</p> <p>第二十二条 本部に係る事項については、内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。</p>
<p>（政令への委任）</p> <p>第十七条 第五条から前条に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。</p>	<p>（政令への委任）</p> <p>第二十三条 この章に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。</p>

政府案	基本法（制定時）
	<p>第四章 復興庁の設置に関する基本方針</p> <p><u>第二十四条 別に法律で定めるところにより、内閣に、復興庁（第三項に規定する事務を行う行政組織をいう。以下同じ。）を設置するものとする。</u></p> <p><u>2 復興庁は、期間を限って、置かれるものとする。</u></p> <p><u>3 復興庁は、主体的かつ一体的に行うべき東日本大震災からの復興に関する国の施策に関し、次に掲げる事務をつかさどるものとし、当該事務の効率的かつ円滑な遂行が確保されるよう編成するものとする。</u></p> <p><u>一 東日本大震災からの復興に関する施策の企画及び立案並びに総合調整に関する事務</u></p> <p><u>二 東日本大震災からの復興に関する施策の実施に係る事務</u></p> <p><u>三 その他東日本大震災からの復興に関し必要な事務</u></p> <p><u>4 本部は、復興庁の設置の際に廃止するものとし、本部並びに現地対策本部、東日本大震災復興構想会議等及びその他の本部に置かれる組織の機能は、復興庁及びこれに置かれる組織に引き継がれるものとする。</u></p>
<p>附 則 （施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。</p>	<p>附 則 この法律は、公布の日から施行する。</p>
<p>（検討）</p> <p>第二条 政府は、この法律の施行の状況等を勘案しつつ、被災地域の復興のための施策を推進するための行政組織の在り方を見直し、復興庁（東日本大震災により被害を受けた特定の地域の復興のための行政各部の施策の統一を図るため必要となる事項の企画及び立案並びに総合調整を行う行政組織をいう。以下同じ。）を設置すること、復興庁の設置についてはその期間を限るものとする。その他復興庁に関し必要な事項について総合的に検討を加え、その結果に基づいて、この法律の施行後一年以内を目途として必要な法制上の措置を講ずるものとする。</p>	<p>5 復興庁は、できるだけ早期に設置することとし、政府は、前各項に定めるところにより、復興庁を設置するために必要な措置について検討を行い、可能な限り早い時期に法制上の措置を講ずるものとする。</p>

(4) 改正経過・概要等

平成24年2月10日に施行された復興庁設置法附則第8条により、本部について規定された法第3章（第11条から第23条まで）が削除された。あわせて、政府は、復興庁が廃止されるまでの間毎年、国会に、東日本大震災からの復興の状況を報告しなければならない旨を定める法第10条の2の規定が追加された。

(5) 適用実績

本法律の適用実績については、1章2節を参照のこと。

2. 復興庁設置法（平成 23 年法律第 125 号）

2章2節で記載。

2章

総論（復興庁設置以降）

3. 東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）

(1) 東日本大震災復興特別区域法

1) 立案経緯・制定趣旨

平成23年6月24日に公布された東日本大震災復興基本法（平成23年法律第76号。以下「復興基本法」という。）第10条において、「政府は、被災地域の地方公共団体の申出により、区域を限って、規制の特例措置その他の特別措置を適用する制度を活用し、地域における創意工夫を生かして行われる東日本大震災からの復興に向けた取組の推進を図るものとし、このために必要な復興特別区域制度について総合的に検討を加え、速やかに法律上の措置を講ずるものとする」と規定された。さらに、東日本大震災復興構想会議による提言（平成23年6月25日）においても、被災地のまちづくりや被災地経済の再生のため、「特区」手法を活用することが有効と提言された。

東日本大震災からの復興の基本方針（平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定）においては、地域が主体となった復興を強力に支援するため、オーダーメイドで地域における創意工夫を生かし、旧来の発想にとらわれず、区域限定で思い切った規制・制度の特例や経済的支援などの被災地からの提案を一元的かつ迅速に実現する復興特区制度を創設すること、及び地方公共団体が自ら策定する復興プランの下、復興に必要な各種施策が展開できる使い勝手のよい自由度の高い交付金を創設することについて位置付けられた。

2) 国会審議等

a. 国会審議、公布・施行経緯

東日本大震災は、これまでにない未曾有の被害を各地域にもたらしたものであり、その復興を加速させるためには、前例や既存の枠組みにとらわれず、地域限定で思い切った措置をとることが必要とされていた。また、被災状況や復興の方向性が地域により様々であることから、地域の創意工夫を生かしたオーダーメイドの仕組みが必要であり、あわせて、被災した地方公共団体の負担を極力減らし、迅速な対応を可能とするため、規制・手続の特例や税制、財政、金融上の特例をワンストップで総合的に適用する仕組みが必要とされた。

このような考え方に立ち、東日本大震災復興特別区域法案は、平成23年10月28日に国会に提出された。同法案は、衆議院東日本大震災復興特別委員会において審査を行う中で、修正に向けた議論が行われ、新たな規制と特例措置等に関する提案に関する事項、国と地方の協議会における協議結果の尊重義務に関する事項、復興交付金に関する事項等についての修正を内容とする修正案が、11月29日に民主党・無所属クラブ、自由民主党・無所属の会、公明党、国民新党・新党日本及びたちあがれ日本の議員により提出された。修正案及び修正部分を除く原案は、いずれも委員会、本会議において全会一致で可決され、参議院に送付された。参議院においては、11月30日の本会議で趣旨説明及び質疑を行った後、東日本大震災復興特別委員会にて趣旨説明聴取、質疑を行い、採決の結果、全会一致で可決された。12月7日の本会議においても全会一致で可決・成立した。

《国会における審議経過》

- ・ 平成23年11月18日 衆議院本会議において審議
- ・ 平成23年11月18日 衆議院東日本大震災復興特別委員会において趣旨説明聴取

- ・平成23年11月21日、11月22日、11月24日、11月25日 衆議院東日本大震災復興特別委員会において審議（議案修正前）
- ・平成23年11月29日 衆議院東日本大震災復興特別委員会において3件の修正案が提出。民主党・無所属クラブ、自由民主党・無所属の会、公明党、国民新党・新党日本及びたちあがれ日本の5党派共同提案による修正案及び修正部分を除く原案が可決（全会一致）。併せて、7項目の附帯決議が付された（全会一致）。
- ・平成23年11月29日 衆議院本会議において修正議決
- ・平成23年11月30日 参議院本会議において審議
- ・平成23年11月30日 参議院東日本大震災復興特別委員会において趣旨説明聴取
- ・平成23年12月1日 参議院東日本大震災復興特別委員会において審議
- ・平成23年12月2日 参議院東日本大震災復興特別委員会において修正案が提出され、賛成少数により否決。衆議院で修正された議案を可決（全会一致）。併せて、8項目の附帯決議が付された（全会一致）。
- ・平成23年12月7日 参議院本会議において議了処理
- ・平成23年12月14日 公布
- ・平成23年12月26日 施行

b. 法概要

東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号。以下「復興特区法」という。）の施行時における全体概要は、以下のとおりである。

第一に、政府は、復興基本法の基本理念に則り、かつ、東日本大震災からの復興の基本方針に基づき、復興特別区域における東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進のために政府が実施すべき施策等を内容とする復興特別区域基本方針を定めなければならないこととされた。

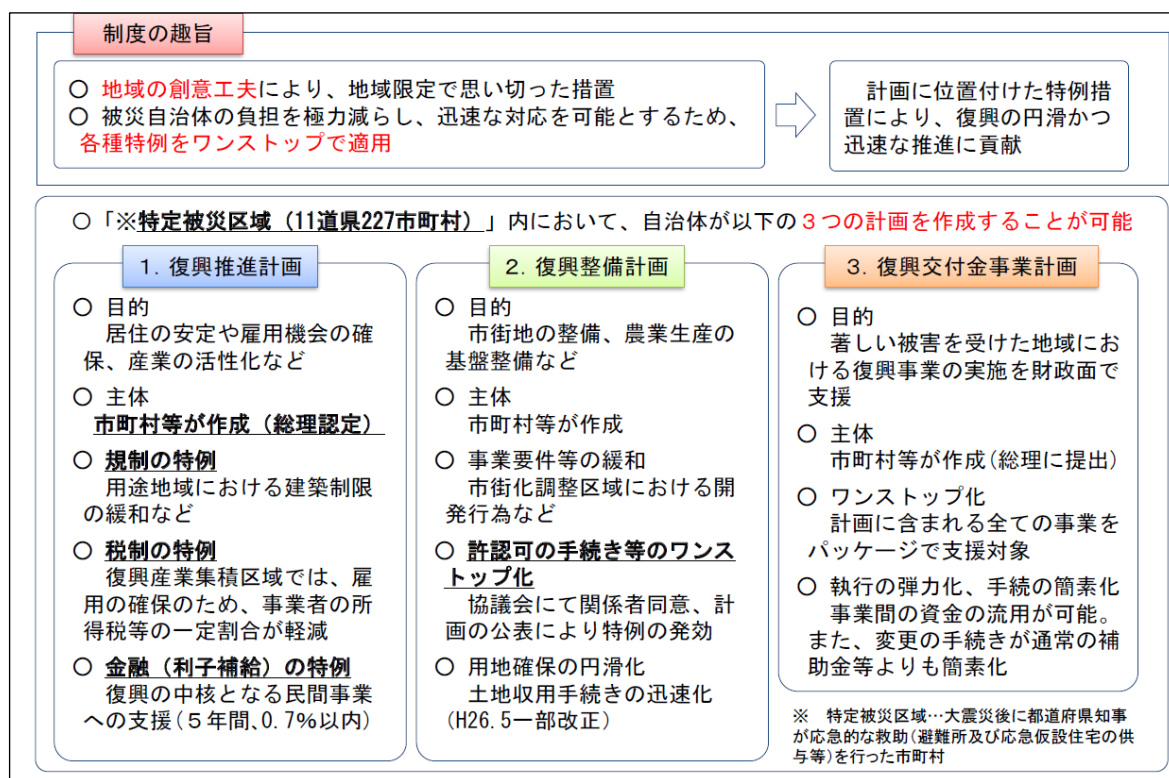
第二に、被災地域（222市町村（平成24年2月からは227市町村））の地方公共団体は、単独で又は他の地方公共団体と共同して復興推進計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けることができるものとするとともに、その認定を受けたときは、各種規制・手続の特例措置、税・金融上の支援措置の適用を受けることができるものとされた。

また、地域における創意工夫を生かして復興を推進していくため、被災地域の地方公共団体は、新たな規制の特例措置その他の措置について、政府に対し提案をできることとされ、国と地方の協議会が組織されている場合は、当該協議会における議題とすることとされるほか、国会に対しても復興特別意見書を提出することができることとされた。

第三に、被災地域の市町村であって、市街地の整備に関する事業、農業生産の基盤の整備に関する事業等を実施する必要がある地域をその区域とするものは、単独で又は都道府県と共同して復興整備計画を作成することができるものとするとともに、復興整備計画が所要の協議等の手続を経た上で公表されたときは、土地利用基本計画等の変更や土地利用に係る許認可等がなされたものとみなす等の特別の措置の適用を受けることができるものとされた。

第四に、被災地域の市町村は、単独で又は都道府県と共同して、東日本大震災により相当数の住宅等に著しい被害を受けた地域の復興のために実施する必要がある事業に関して復興交付金事業計画を作成し、内閣総理大臣に提出することができるものとするとともに、国の予算の範囲内で、提出された計画に係る事業等の実施に要する経費に充てるための復興交付金の交付を受けることができるものとされた。

図表 2-3-6 東日本大震災復興特別区域制度の概要



出所) 復興庁資料

c. 国会審議における主な論点及び議員修正

復興特区法の審議においては、国と地方の協議会の実効性の確保、漁業法に係る規制の特例措置を設けた理由、復興交付金の使途等について質疑が行われた。

衆議院において、法案の修正がなされた主な内容は以下のとおりである。

- ① 認定地方公共団体等は、新たな規制の特例措置等について、国会に対して復興特別意見書を提出できること、国会が当該意見書の提出を受けた場合に必要があると認められるときは、所要の法制上の措置を講ずることに関する規定が追加された。
- ② 復興に関する施策の推進に関して協議を行うための国と地方の協議会において、協議がととのった場合に必要があるときは、内閣総理大臣等は、速やかに所要の法制上の措置等を講じなければならないこと、内閣総理大臣は、同協議会の協議結果を国会に報告するとともに、国会は当該報告を受けた場合に必要があると認めるときは、所要の法制上の措置を講ずることに関する規定が追加された。
- ③ 復興交付金事業計画に記載する事項のうち、いわゆる効果促進事業に、基幹事業に関連して地域の特性に即して自主的かつ主体的に実施する事業等を含めるとともに、国は必要があると認めるときは、特定地方公共団体等が講ずる措置であって、原子力事業者が賠償すべき損害に係るものについても、復興交付金を交付することができることに関する規定が追加された。

3) 改正経過・概要

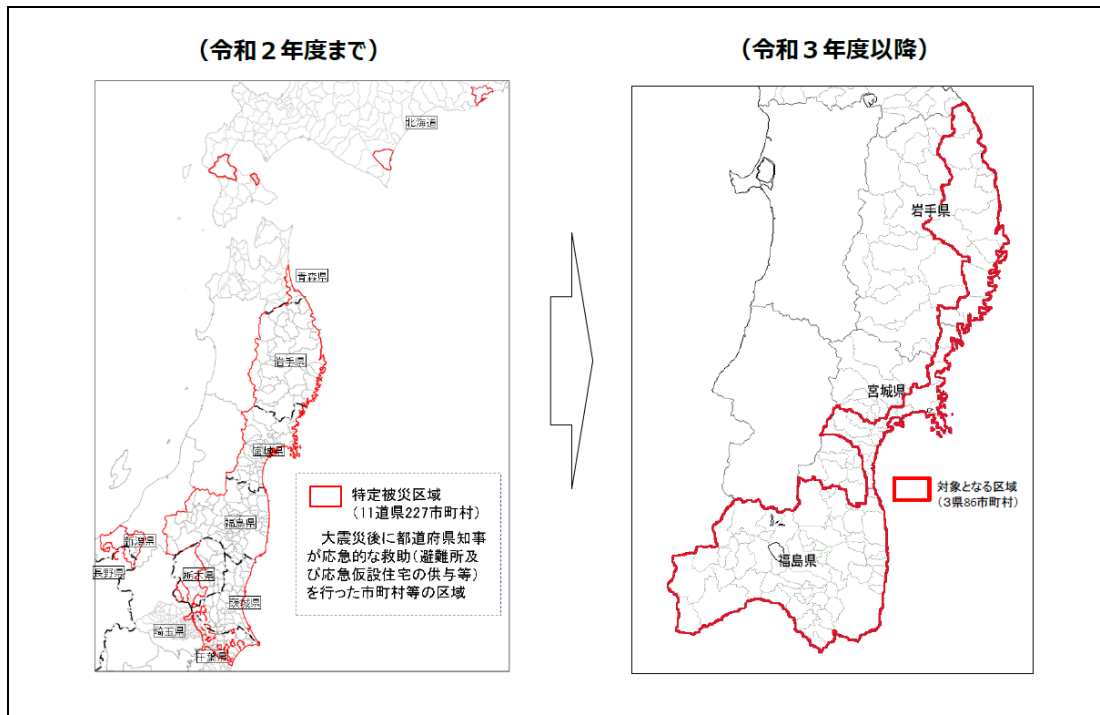
復興特区法は、平成26年の復興特区法改正及び令和2年の復興特区法等改正において、実質的な改正がなされてきた。以下において、令和2年の復興特区法等改正における対象地域の重点化について、概要を示す。なお、平成26年の復興特区法改正については、(5)復興整備計画で詳述する。

未曾有の複合災害であった東日本大震災による被害に対し、前例のない支援等を実施したことにより、復興は大きく前進し、地震・津波被災地域では復興の総仕上げの段階に入り、原子力災害被災地域においても、復興・再生が本格的に始まっている等の状況を踏まえ、「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針（令和元年12月20日閣議決定）においては、復興特区法について、「規制の特例、復興整備計画、金融の特例について、これまでの復興状況や必要となる事業の見込みも考慮しつつ、対象地域を重点化した上で、必要な支援を継続する」、「復興特区税制について、津波被害が甚大な地域には、人口や働く場等の減少が著しいにもかかわらず、区画整理事業等による基盤整備に時間を要し、企業立地等が進んでいない地域が残ると見込まれることから、著しい被害を受けた地域が引き続き、着実に産業復興に取り組めるよう、復興特区法を改正し、対象地域を重点化した上で、適用期限の延長等を行うことについて検討する」と位置付けられた。

こうしたことを受け、東日本大震災からの復興を重点的かつ効果的に推進するため、第1期復興・創生期間後の復興を支える仕組み、組織及び財源について必要な法律上の手当てを盛り込んだ令和2年復興特区法等改正法が成立した。令和3年4月に施行された同法においては、特例措置を活用することのできる対象地域の重点化等がなされた。

具体的には、復興特区法第4条第1項において定められる、復興推進計画を作成できる地域については、これまでの復興状況や事業の見込み等を踏まえ、復興の課題が引き続き集中している地域に重点化することとされ、岩手県沿岸部の12市町村の区域、宮城県沿岸部の15市町の区域及び福島県の59市町村の区域とされた（具体的には、復興特区法施行令にて規定）。

図表 2-3-7 復興推進計画を作成できる区域の変更



出所) 復興庁資料

4) 適用実績

これまでに、復興推進計画は、令和4年9月時点で、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県及び千葉県等の7県の管内で、307計画が作成されている。

また、復興整備計画は、令和4年9月時点で、岩手県、宮城県及び福島県の3県の管内の1,034地区において、当該計画に位置付けられた事業が施行されている。

復興推進計画や復興整備計画については、被災地の産業復興や、復興まちづくりの目標の実現に貢献している。例えば、令和4年9月時点の集計では、税制上の特例の適用を受けるために指定を受けている者は延べで6千を超え、また、指定を受けた者による投資も延べで4兆円を超えている。また、金融上の特例の適用を受けた案件における総投資額は1兆円を超えている。

以下において、新たな規制の特例措置等の提案制度について言及した後、規制の特例、金融上の特例、復興整備計画の各特例の概要、適用実績及び効果等について記述していく。なお、復興特区税制については2章4節で、復興交付金については3章1節で詳しく取り上げることとし、本節では取り扱わない。

(2) 新たな規制の特例措置等の提案制度

復興特区制度については、被災地域の住民の意向を尊重するとともに、地域における創意工夫を生かして推進していく必要がある。このため、復興特区法第11条において、特定地方公共団体等は、内閣総理大臣に対して、新たな規制の特例措置等を提案できることとしている。

また、復興特区法第12条により、内閣総理大臣、内閣総理大臣が指定する国務大臣及び認定地方公共団体等の長は、都道府県の区域ごとに、新たな規制の特例措置等の整備等に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができることとしている。

新たな規制の特例等の提案による国と地方の協議会は、令和4年までに以下のとおり2回開催された。

a. 宮城県における国と地方の協議会

平成24年8月7日、内閣総理大臣並びに宮城県知事及び宮城県内34市町村の長は、宮城県における国と地方の協議会を設置し、宮城県から提出された新たな規制の特例措置等の提案について協議を行った。

宮城県からの提案は、①特別控除の適用による防災集団移転促進事業の推進のための特例（防災集団移転促進事業の移転先の土地売却について、5,000万円控除を適用）、②45フィートコンテナ利用促進のための特例、③保育サービス確保のための保育所整備の補助対象の拡大、④復興特区における税制上の特例措置の期間延長、適用要件の緩和の4点であった。

①については、宮城県の提案を踏まえ、平成25年度税制改正要望が行われ、税制上の措置が実現した。②、③については、現行の交付金制度や補助制度、既存税制の活用等により対応が可能なことから、宮城県においてこれらの活用を検討してもらうこととし、平成25年度予算概算要求は行わなかった。④については、復興特区法第40条に基づく新規立地促進税制における適用要件の緩和措置が実現した。

b. 岩手県における国と地方の協議会

平成25年9月11日、内閣総理大臣及び岩手県知事は、岩手県における国と地方の協議会を設置した。さらに同月17日、同協議会を開催し、岩手県から提出された新たな規制の特例措置の提案について協議を行った。

岩手県からは、再生可能エネルギー（風力・地熱）を活用した自立・分散型エネルギー体制の確立のための特例措置について提案があった。同県の提案は、再生可能エネルギーによる発電事業を定めた復興推進計画について認定を受けたときは、優良農地の確保に支障を生じないことを前提に、農業振興地域の整備に関する法律第15条の2第1項、農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定により許可を受けるべきものに対し、これらの許可があったものとみなすこととしてほしいといった内容であった。

その後、平成25年11月15日、第185回臨時国会において「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」が成立し、再生可能エネルギー発電設備の整備に係る農地転用許可制度上の取扱いについて、全国的な制度として実現した。

(3) 規制の特例

規制の特例については、復興特区法第14条から第36条までに規定されており、法制定時、計20の特例が定められた。

令和4年3月末時点で、規制の特例については、計42の復興推進計画が認定されている（青森県1、岩手県8、宮城県18、福島県6、茨城県6、栃木県1、千葉県2）。なお、復興推進計画には複数の特例を盛り込むことが可能なため、1計画に複数の規制特例が盛り込まれている場合も多く見られる。

以下、条文の順に規制の各特例の概要及び適用実績等について記述していく。

1) 特区区画漁業権免許事業（復興特区法第14条）

a. 概要

復興特区法第14条に基づく措置である。漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号。以下「改正漁業法」という。）により、特例の対象となる規定が廃止されたため規定削除となった。

改正漁業法による改正前の漁業法（昭和24年法律第267号。以下「旧漁業法」という。）においては、沿岸の一定区域の漁場を占有し、生け簀やいかだの敷設等により行う水産動植物の養殖の事業について、漁業の安定的な利用の観点から、都道府県知事によって免許される漁業権に基づき行うこととされており（漁業法第9条及び第10条）、この知事の免許は「優先順位をよつてする」と規定されていた（漁業法第15条）。水産動植物の養殖の事業を対象とする「特定区画漁業権」については、自ら漁業を営まない地元の漁協が第1順位として法定され（漁業法第18条）、実態的にはそのような漁協がほぼ全ての免許を取得していた。

三陸地域が全国の一大生産拠点となっている養殖業については、養殖施設の壊滅的な被害に加えて、多数の漁業者が犠牲となり、担い手の確保の見通しも立たなくなるなど未曾有の被害を受け、自力での復興が困難な地域が存在していた。こうした養殖施設や人材確保等が困難で、地元漁業者のみでは養殖業の再開が困難な地域では、外部の企業等と連携して支援を得ながら再建を図る等の

取組の推進が課題となっていた。

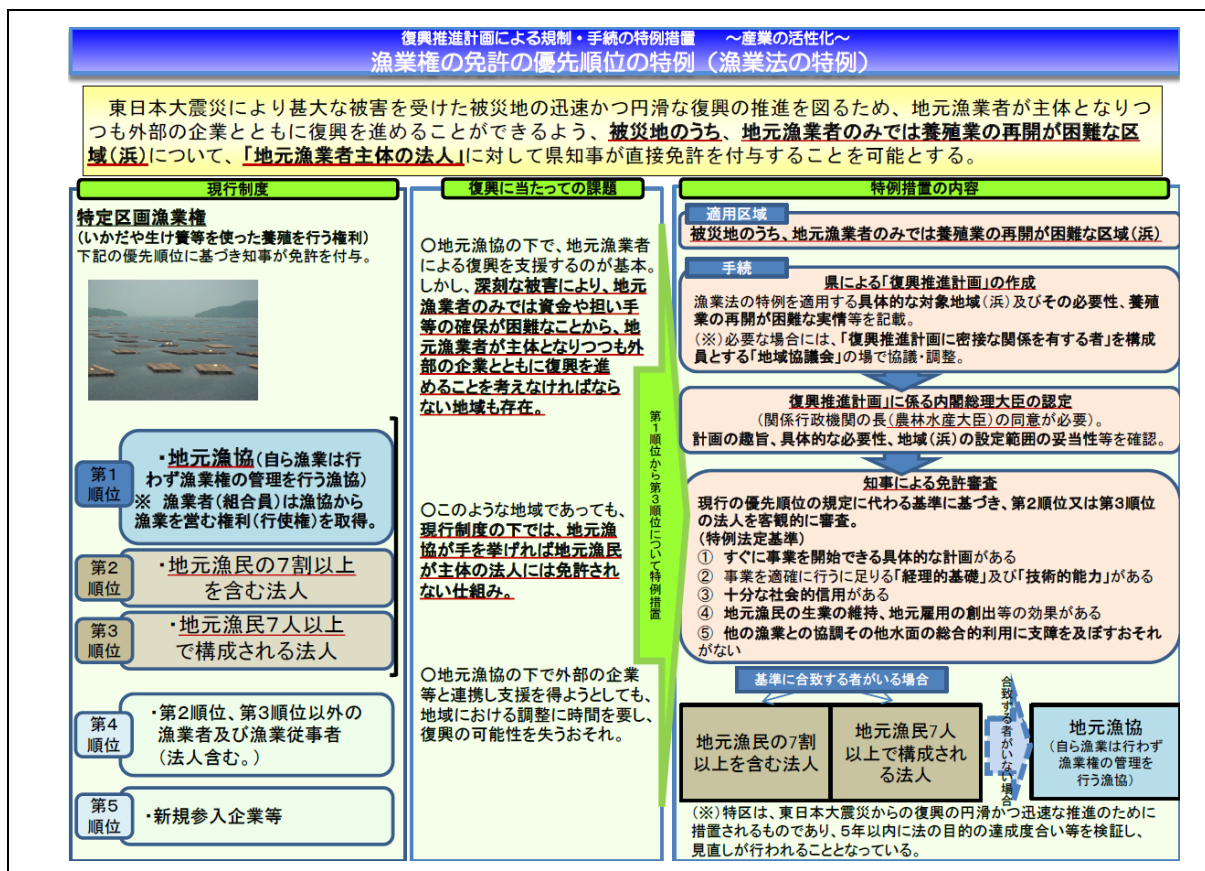
本特例では、地元漁業者主体の法人に対して県知事が直接免許を付与することを可能とすることとし、地元漁業者のみでは養殖業の再建が困難と認められる地元地区に係る特定区画漁業権の免許を事業内容として定めた復興推進計画について、内閣総理大臣の認定を受けた場合は、地元漁業者主体の一定の法人であって経済的基礎や漁業との協調等に係る審査基準を満たすものについて、漁業権の優先順位規定の適用を除外し、第一順位として免許することができるものとした。

なお、法制定時の国会審議においては、地元漁民を7割以上含む法人又は地元漁民を7人以上含む法人に対しても、第一順位として県知事が免許をすることができる旨の特例が設けられたことに対し、浜の秩序の崩壊や地元漁民が職を失うことについての懸念が示された。これに対し、当時の農林水産大臣は、知事が直接免許を付与できる法人の要件として、他の漁業者と協調すること、経理的基礎を有すること等の法定基準を満たしたものとすることとするなど、漁業者の懸念に応える規定を設けている旨の見解を示した。

b. 適用実績・効果

本特例について策定された復興推進計画は1件である。宮城県において、当該地区における漁業生産の増大、地元漁民の生業の維持及び雇用機会の創出を目的として、特定区画漁業権免許事業に係る宮城県復興推進計画が作成され、平成25年4月23日、内閣総理大臣の認可を受けた。

図表 2-3-8 特区区画漁業権免許事業の概要



出所) 復興庁資料

2) 復興建築物整備事業（復興特区法第15条）

a. 特例の概要

本特例は、復興特区法第15条に基づく措置であり、土地の利用方針や建築基準法により定められた建物以外の建物を建築できるようにするものである。

通常制度では、建築基準法第48条及び別表第2において、都市計画として定められている用途地域に応じて建築できる用途の建築物等を規定しているが、第48条第1項から第13項までのただし書きにおいて、特定行政庁の許可を受ければ、各用途地域で制限されている用途の建築物を建築し、又は用途を変更することができることとなっている。

本特例において、復興建築物整備事業に係る建築物の整備に関する基本方針を定めた復興推進計画について内閣総理大臣の認定を受けた場合は、特定行政庁が当該建築物の整備に関する基本方針への適合を認めて許可することにより、用途制限の緩和を行うことができるものである。

b. 適用実績・効果

令和5年3月までに、9の復興推進計画が認定され、6の自治体で活用がなされた。

岩手県内自治体では、①岩手県釜石市（平成24年8月認定。工業専用地域において商業施設の整備を可能としたもの）、②岩手県陸前高田市（平成30年3月認定。第一種住居地域の一部において、床面積の合計が3,000㎡を超える建築物の整備を可能としたもの）、③岩手県陸前高田市（令和3年2月認定。商業地域の一部において、原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が150㎡を超える建築物の整備を可能とするもの）が活用した。

宮城県内自治体では、①宮城県七ヶ浜町（平成24年9月認定。町内中心部の高台地区（第一種中高層住居専用地域）において、第二種中高層住居専用地域と同様の一定規模の事務所の建築を可能とするもの）、②宮城県女川町（平成24年11月認定。第二種住居地域及び商業地域の一部区域において、漁業関連施設や水産加工施設等の建築を可能とするもの）、③宮城県南三陸町（平成25年10月認定。第二種住居地域の一部において、水産加工工場等の立地を促進するために用途制限の緩和を行ったもの）、④宮城県女川町（平成26年9月認定。第一種・第二種中高層住居専用地域の一部において、ホテル・事業所の建設を促進するもの）、⑤宮城県名取市（平成26年11月認定。閑上地区の第一種住居地域の一部において、水産加工施設の整備を可能にするもの）、⑥宮城県南三陸町（平成27年12月認定。地元企業の速やかな工場立地を促進するための土地利用制限の緩和）が活用した。なお、福島県内の自治体での活用はなかった。

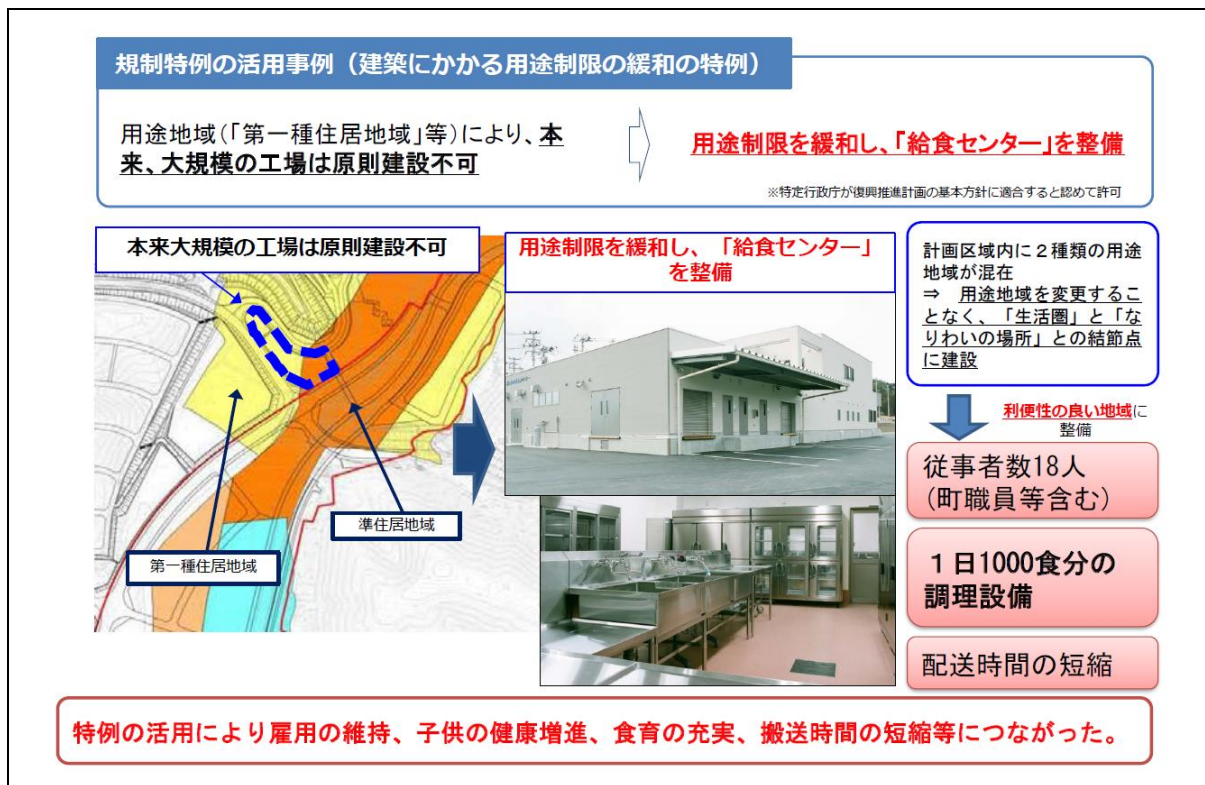
平成27年までの活用が多く見られたが、発災から10年が経過した令和3年においても、岩手県陸前高田市で活用事例があるなど、復興期間を通して活用が認められた。

特例の効果について、自治体からは、「地元購買率が震災前の平成20年度には78.7%だったものが、特例の活用により、新規店舗が立地した後の平成26年度には91.8%になった」、「制度の活用により用途地域の変更を待たず早期の建設が実施できたことで、施設をオープンすることができた。オープンから1か月間で約4,000人が施設を訪れており、年間数万人がこの施設を訪れる試算となっており、他の市内店舗等への流入も期待できることから、市の賑わいの創出に貢献している。」等の評価があった¹⁷。

本特例は、上述のとおり複数の自治体で活用され、被災地の復興まちづくりに貢献することができた。

¹⁷ 復興庁復興特区班が実施した自治体アンケート結果による。

図表 2-3-9 復興建築物整備事業の活用事例



出所) 復興庁資料

図表 2-3-10 活用事例



出所) 復興庁資料

3) 特別用途地区復興建築物整備事業（復興特区法第16条）

a. 特例の概要

復興特区法第16条に基づく措置である。

建築基準法第49条第1項では、用途地域の指定を補完するものとして、都市計画に定められる特別用途地区において、当該指定の目的のためにする建築物の建築の制限又は禁止に関して必要な規定を地方公共団体の条例で定めることができることとしている。

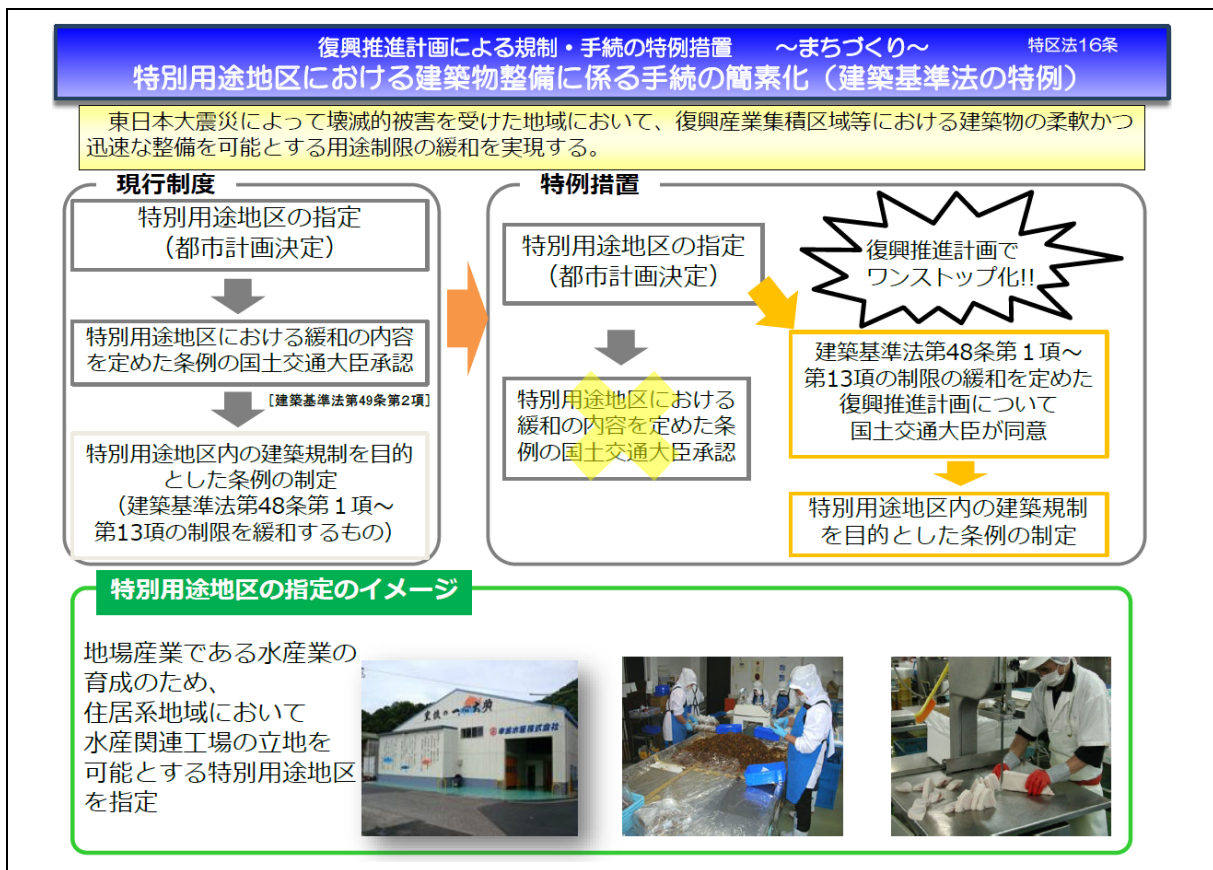
本特例は、建築基準法第49条第2項の規定に基づく条例で定めようとする建築物の用途制限の緩和の内容を定めた復興推進計画について、内閣総理大臣の認定を受けた場合は、当該認定を同法第49条第2項の承認とみなして、建築基準法上の国土交通大臣承認の手續を不要とするものである。

b. 適用実績・効果

本特例に関して、自治体で復興推進計画は作成されず、活用事例はなかった。

特例が活用されなかった理由として、本特例は、国土交通大臣承認自体を完全に省略することが可能となるわけではなく、手續の簡素化であり、実体的に何らかの規制が緩和されるわけではないことから、特例の効果が小さく、したがってニーズがなかったことが考えられる。また、そもそも特別用途地区の規制を緩和するような事業の事例がなかったことや、被災地では震災後に特別用途地区の建築を制限する条例を制定している自治体もあったことも理由として考えられる。

図表 2-3-11 特別用途地区復興建築物整備事業の概要



出所) 復興庁資料

4) 応急仮設建築物活用事業（復興特区法第17条）

a. 概要

建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第2項により災害があつた場合に建築される応急仮設建築物については、建築確認手続や一定の技術基準が除外される一方、その存続期間は2年3か月とされている（同条第3項・第4項）。東日本大震災では、地域の重要な社会基盤である店舗、工場、学校、社会福祉施設等が損壊した。津波浸水区域が広範囲にわたったことによる用地不足等の実情や復興の進捗状況に鑑み、2年3か月以内に建築基準法に適合した恒久的な建築物が必要数建築されることが困難と考えられる区域が存在していたことから、本特例が設けられた。本特例は、2年3か月を超えて存続させようとする建築基準法第85条第2項の応急仮設建築物（住宅を除く）の所在地、用途、存続させようとする期間を定めた復興推進計画が、内閣総理大臣の認定を受けた場合は、当該応急仮設建築物について、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めることで、当該期間内で1年を超えない期間、存続を延長することができるものとされ、これをさらに延長しようとする場合も同様とされた。

なお、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第44号。第12次地方分権一括法。）により、令和4年5月31日に建築基準法の一部改正が施行され、応急仮設建築物の存続期間の延長に係る被災地特例が全国展開されたことから、復興特区法第17条の本特例は削除となった。

b. 適用実績・効果

本特例は、各県・市町村で復興推進計画が作成され、延べ700以上の建築物に特例が適用されるなど、復興特区法に基づく規制の特例の中でも最も活用された特例となった。

復興推進計画は、①岩手県復興推進計画第8号（平成25年5月認定、令和4年2月まで12回の変更認定）、②宮城県復興推進計画第21号（平成25年4月認定、令和3年3月まで7回変更認定）、③宮城県石巻市復興推進計画第24号（平成25年4月認定、令和3年3月まで9回変更認定）、④宮城県塩竈市復興推進計画第26号（平成25年9月認定、平成27年3月変更認定）、⑤仙台市復興推進計画第33号（平成26年1月認定）、⑥宮城県岩沼市復興推進計画第51号（平成27年6月認定）、⑦福島県南相馬市復興推進計画第5号（平成24年7月認定、令和4年3月まで7回変更認定）、⑧福島県復興推進計画第18号（平成25年7月認定、令和4年2月まで19回変更認定）、⑨茨城県復興推進計画第3号（平成25年1月認定、平成28年3月変更認定）、⑩茨城県水戸市復興推進計画第10号（平成25年5月認定、平成27年11月変更認定）、⑪茨城県石岡市復興推進計画第17号（平成27年3月認定、平成29年12月変更認定）、⑫栃木県高根沢町復興推進計画第1号（平成24年11月認定）の12の計画が認定され、各計画で認定された応急仮設建築物に特例が適用された。

適用された建築物の用途は幅広く、役場の仮庁舎、郵便事業等の事務所、公共交通機関の事務所、職員宿舎、仮設校舎、仮設事務所、高齢者等施設、仮店舗、仮設作業場等、公共建築物から民間の事業活動にまで適用され、復旧・復興期間における生活に必要なサービス等の安定的な供給に貢献した。特に、他都道府県からの職員派遣を受けた自治体が多く、市中の多くの宿泊施設が被災していたことから、仮設の職員寮が必要な状況であり、本特例が積極的に活用された。発災から10年が経ってもなお、心のケアや地域コミュニティの再生などのソフト事業のための職員派遣は続いており、本特例が引き続き活用されることとなった。

また、福島県においては、原子力災害に起因する廃棄物焼却処理施設（がれき等の災害廃棄物を破碎・選別処理、中間貯蔵施設へ移送する前の灰を保管等）、除染検査施設（帰還困難区域を通過す

る場合に車両等のスクリーニングを実施する等)等の仮設施設が多数建設され、2031(令和13)年までの計画が認定されるなど、長期にわたり存続している。

特例を活用した自治体からは、「特例の活用により住民サービスの安定的な提供が可能になった。」「被災事業者が特例の活用により本復旧までの期間をつなぐことができた。」「教育施設は特例の活用により、地域を支える学校として存続でき大きな役割を果たした。」との声があった¹⁸。

本特例は、令和4年に全国展開されるまで、上述のとおり非常に多くの被災自治体で活用され、被災地の産業活性化等に貢献することができた。

図表 2-3-12 応急仮設建築物活用事業の概要



出所) 復興庁資料

図表 2-3-13 活用事例



出所) 復興庁資料

¹⁸ 復興庁復興特区班が実施した自治体アンケート結果による。

5) 被災区域道路運送確保事業（復興特区法第18条）

a. 概要

復興特区法第18条に基づく措置である。本特例は、一般乗合旅客自動車（バス）運送事業に係る事業計画の認可等の特例である。

道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条第1項により、一般乗合旅客自動車運送事業を営もうとする者は、路線、営業所の名称及び位置、営業所ごとに配置する事業用自動車の数などの事項に関する事業計画等の申請書を国土交通大臣に提出し、許可を受けなければならない。

一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けた者は、事業計画を変更しようとするときは、同法第15条第1項の規定により、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

東日本大震災により甚大な被害を受けた被災地では、仮設住宅と生活施設等とを結ぶ生活交通の確保が課題となり、一般バス路線の見直し等について被災地のまちづくり施策と一体として議論がなされた。

本特例では、被災区域道路運送確保事業が定められた復興推進計画について、国土交通大臣の同意を得て内閣総理大臣の認定を受けたときは、当該復興推進計画に定められた被災区域道路運送確保事業のうち、道路運送法第15条第1項の認可を受け、又は同条第3項若しくは第4項の規定により届出をしなければならないものについては、これらの規定により認可を受け、又は届出をしたものとみなすものである。

b. 適用実績・効果

本特例に関して、自治体で復興推進計画は作成されず、活用事例はなかった。

震災後、国土交通省が道路運送法に基づく通常の手続処理期間を短縮して迅速に対応していたことが複数の自治体から挙がっており、これにより被災地におけるバス路線等の柔軟な運航の実現につながったことで、本特例の活用につながらなかったと考えられる。

6) 罹災者公営住宅等供給事業（復興特区法第19条から第21条まで）

a. 概要

復興特区法第19条から第21条までにに基づく措置である。

公営住宅法（昭和26年法律第193号）は、住宅に困窮する低額所得者に低廉な家賃で住宅を賃貸すること等を目的としており、地方公共団体が公営住宅等の整備を行う場合には国庫補助が行われる。このため、収入要件等の入居者資格を定めるとともに、一定期間公営住宅としての社会的便益を發揮させるため、公営住宅の譲渡期間を設け、譲渡の対価の用途も公営住宅等の整備等に限定している。

東日本大震災の被災地では、甚大な住宅被害に加え、第一次産業従事者をはじめとする失職者が相当数に上っており、今後、短期的に大量の災害公営住宅を整備することにより、被災者が地元地域での生活再建を行えるよう環境を整えることで、復興を進める必要があった。

また、短期的には震災被害による住宅不足から、一定の収入がある者等本来の入居者資格を有しない者まで住宅に困窮することが想定されたため、被災地域においては、住宅困窮者に広く公営住宅の入居を認めていく必要があった。

一方で、被災地域では将来的な人口減少が見込まれており、一定期間経過後に平時では想定し得ない公営住宅の需給ギャップ（空き家）が発生し、事業主体が負担する管理コストの増大が予想されていた。

災害公営住宅の大量供給を進めるに当たっては、事業主体の懸念を払拭すべく、災害公営住宅の建設後、公営住宅の需給状態等に応じて弾力的に譲渡処分を行い得る環境を整える必要があった。

上記状況を踏まえ、罹災者公営住宅等供給事業を定めた復興推進計画について、内閣総理大臣の認定を受けた場合は、公営住宅等に係る入居者資格の緩和、財産処分制限期間の短縮及び譲渡対価の用途制限の緩和に係る特例措置が適用されることとなった。

特例の適用内容は、①東日本大震災により住宅を失った者等が、入居者資格要件のうち住宅困窮要件を満たせば、他の要件も満たす者とみなすこととする（復興特区法第20条）。②公営住宅等の譲渡制限期間を耐用年限の「4分の1」から「6分の1」に短縮するとともに、譲渡対価の用途を公営住宅等の整備等のみならず、地域住宅計画に基づく事業等の実施に要する費用にも充てることを可能とした。

なお、①については、復興特区法で期限を、発災から10年の平成33（令和3）年3月11日としており、期限到来により規定削除となった。

b. 適用実績・効果

本特例は、各県及び市町村で復興推進計画が作成され、多くの公営住宅に特例が適用されるなど、復興特区法に基づく規制の特例の中でもよく活用された特例となった。

復興推進計画は、①岩手県復興推進計画第10号（平成25年8月認定、令和2年3月まで2回の変更認定）、②宮城県復興推進計画第28号（平成25年10月認定）、③福島県復興推進計画第17号（平成25年7月認定）、④茨城県復興推進計画第12号（平成25年9月認定、平成26年6月変更認定）、⑤千葉県旭市復興推進計画第1号（平成25年2月認定）、⑥千葉県香取市復興推進計画第2号（平成25年8月認定）の6の計画が認定された。

平成31年3月時点において、岩手県1,910世帯、宮城県5,714世帯、福島県1,076世帯、茨城県13世帯が適用された。また、譲渡期間の短縮については、平成30年、福島県南相馬市で震災後初となる譲渡（木造：7.5年を5年に緩和）がなされたのをはじめ、被災3県では令和4年3月までに120戸が譲渡処分された。

なお、耐火構造の場合は通常17.5年であり、緩和されても11.7年後になることから、発災10年以降にニーズが出てくる特例となっている。

特例を活用した自治体からは、「本来公営住宅に入居できない被災者を救うことができた。また、仮設住宅の解消にもつながった。」「入居事前登録に係る資格審査が簡素化され、スムーズな建設戸数の確定や工事着手につながった。」との声があった¹⁹。

本特例は、上述のとおり数多くの自治体で活用され、被災地の住宅の確保に貢献することができた。

¹⁹ 復興庁復興特区班が実施した自治体アンケート結果による。

図表 2-3-14 罹災者公営住宅等供給事業の概要

復興推進計画による規制・手続の特例措置 ～住宅の確保～
公営住宅等に関する入居資格要件の特例期間の延長・譲渡処分要件の緩和（公営住宅法の特例）

東日本大震災により甚大な住宅被害を受けた地域において、街作りと整合のとれた災害公営住宅の建設に時間を要することや一度に大量の災害公営住宅を建設する必要があること等を踏まえ、当該被災地域の実情を踏まえた円滑な公営住宅の供給を可能とする。

1. 公営住宅の入居資格要件の特例期間の延長

現行制度

現行の災害時特例規定では、災害発生の日から3年に限り入居者資格要件を緩和（収入基準・同居親族要件の緩和）
【被災市街地復興特別措置法第21条】

特例措置①

復興推進計画に記載された、災害公営住宅の建設等が完了するまでの間（最長10年間）、入居者資格要件を緩和

【対象者】①東日本大震災により滅失した住宅に居住していた者
 ②都市計画事業等の事業の実施に伴い移転が必要になった者

2. 公営住宅入居者等への譲渡処分要件の緩和

現行制度

○耐用年限の1/4を経過後、特別な事由があるときは入居者等に譲渡することができる
（木造：7.5年、準耐火：11.25年、耐火：17.5年）
【公営住宅法第44条第1項】

○譲渡対価は、公営住宅・共同施設の整備、修繕又は改良へ充てなければならない
【公営住宅法第44条第2項】

特例措置②

○耐用年限の1/6に期間を短縮
（木造：5年、準耐火：7.5年、耐火：11.7年）

特例措置③

○地域住宅計画に基づく事業に充てることも可能とする

* 譲渡の価格については、時価とするよう通知予定。

出所) 復興庁資料

図表 2-3-15 活用事例



7) 復興推進公営住宅等管理等事業（復興特区法第22条）

a. 概要

公営住宅法は、住宅に困窮する低額所得者に低廉な家賃で住宅を賃貸すること等を目的としており、公営住宅の建設に対して国は国庫補助をするものとされている。

また、①公営住宅等が災害による損壊等の事由により修繕しても供用し続けることが困難で用途廃止する場合、②公営住宅を社会福祉事業のグループホームに使用させる場合、③公営住宅等事業の実施主体を変更する場合、国土交通大臣の承認を必要としている。

加えて①～③の承認に当たっては、市町村が申請する場合には都道府県を経由することとされており、また、①、③については厚生労働大臣に協議することとされている。

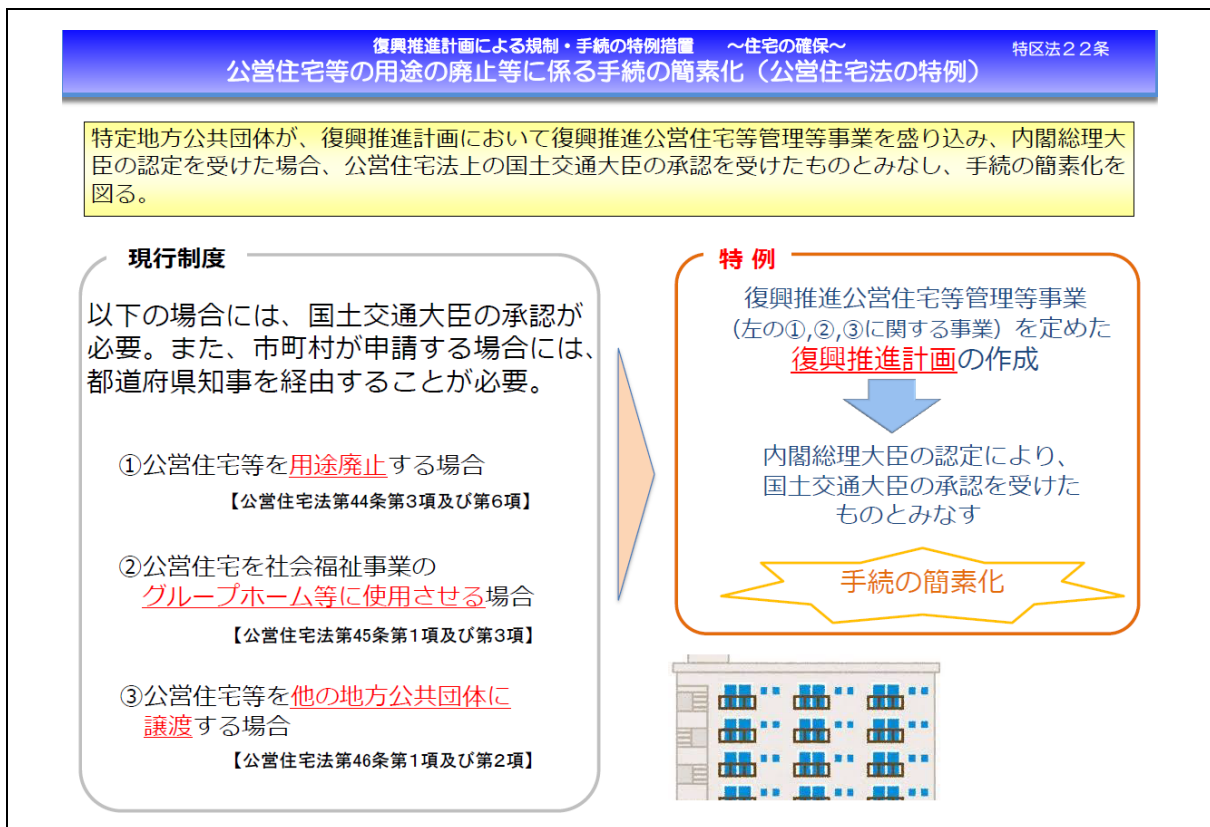
本特例は、特定地方公共団体が、復興推進計画において復興推進公営住宅等管理等事業を盛り込み、内閣総理大臣の認定を受けた場合は、上記①～③に係る国土交通大臣の承認を受けたものとみなすものである。

b. 適用実績・効果

本特例に関して、自治体で復興推進計画は作成されず、活用事例はなかった。

特例が活用されなかった理由として、本特例は、国土交通大臣承認を省略することが可能となる、手続の簡素化であり、実体的に何らかの規制が緩和されるわけではないことから、特例の効果が小さく、用途廃止の手続については本法の方で柔軟な運用が図られていることと相まって、復興特区法を活用するニーズがなかったことが考えられる。

図表 2-3-16 復興推進公営住宅等管理等事業の概要



出所) 復興庁資料

8) 食料供給等施設整備事業（復興特区法第23条から第27条まで）

a. 概要

東北地方太平洋沖の津波による被害を受けた地域では、基幹産業である農林水産業について、農地のみならず、加工施設等の関連施設についても大きな被害を受けた。このため、被害を受けた農林水産物の加工施設等の食料供給等施設を早急に復旧することにより、被災地域の食料供給機能を回復させ、また地域の農林水産業の復興を行うことが、被災地の迅速な復興のために重要であった。

一方、被災地域では津波災害リスクを低減するため、沿岸部から内陸部へ施設を移転整備させていたが、内陸部では施設用地がもともと限られている上、仮設住宅等の建設が優先され、内陸部に多く存在する農地や森林が施設用地として求められている。しかし、農地法（昭和27年法律第229号）上、優良農地の農地転用許可が制限されており、水産業関連施設等は原則転用が認められなかった。また、各種制度により、農地転用や林地開発について、個別の施設ごとに許可申請を行う必要があり、迅速な復興の観点から支障になりかねない状況であった。

こうした事情に鑑み、本特例は、津波による被害を受けた市町村が、食料供給等施設整備事業（食料の安定供給の確保又は地域の農林水産業の復興に資する施設（食料供給等施設）を当該市町村の区域内において整備する事業）を定めた復興推進計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けたときは、当施設の整備について、地域協議会での協議を通じた農地転用や林地開発に係る手続の一元化を図るとともに、非代替性等の一定の要件を満たす場合に限って優良農地であっても整備を認めることとした。

さらに、内閣総理大臣の認定を受けた復興推進計画を作成した市町村は、食料供給等施設整備事業の実施計画を、地域協議会において、農地転用許可及び林地開発許可の手続に関与する主体（知事、都道府県農業会議、森林及び林業に関する学識経験者等）と協議の上、作成することとなる。

一連の手続により、計画に位置付けられた食料供給等施設については、農地の転用許可基準の緩和を行うとともに、農地転用許可及び林地開発許可の手続をワンストップ化することができる。

b. 適用実績・効果

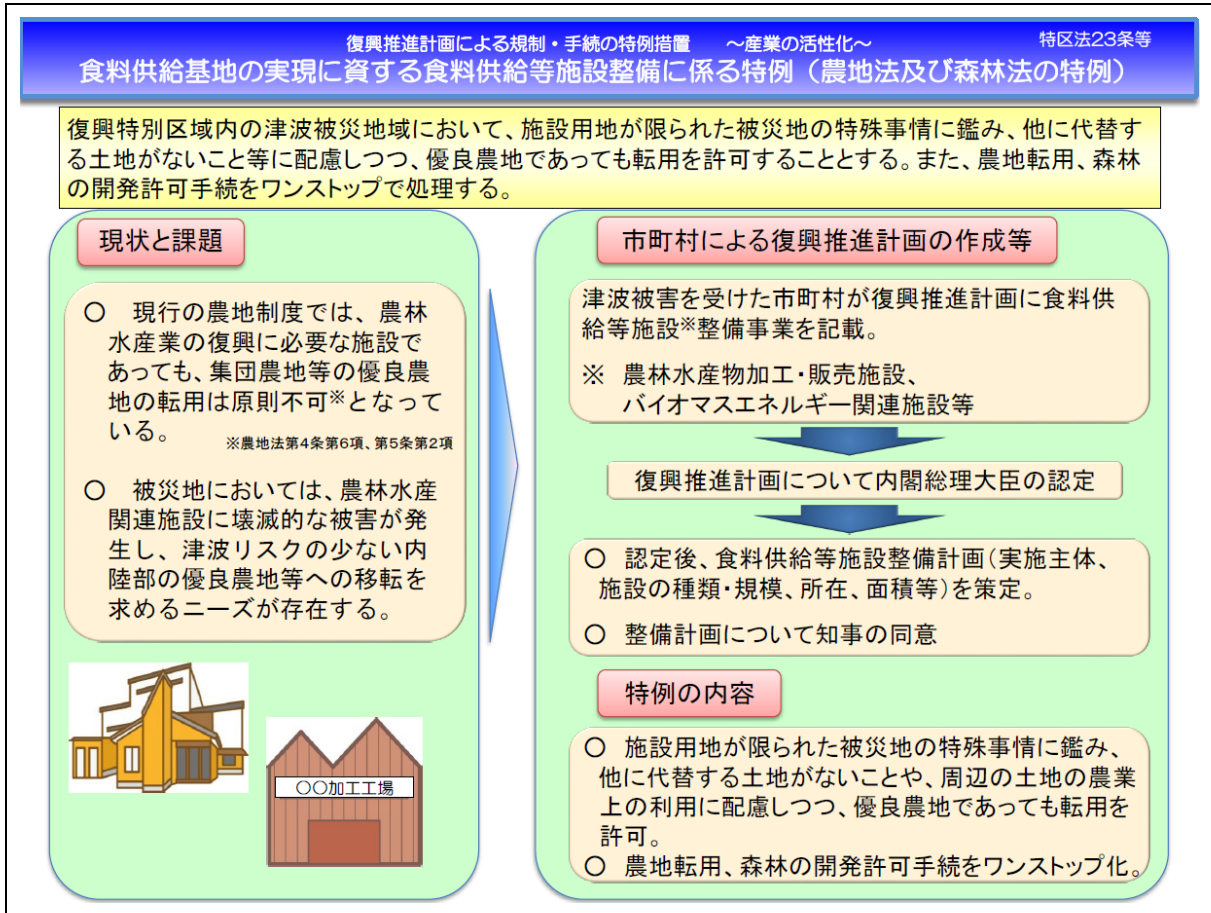
本特例に関しては、宮城県石巻市において、乾燥調製貯蔵施設の迅速な整備を図るため、復興推進計画が作成され、平成24年3月23日、内閣総理大臣の認定を受けた。策定された復興推進計画はこの1件である。なお、石巻市では上記計画を作成したものの、結果として本特例を活用した規制緩和等は行われなかった。

石巻市の当該復興推進計画は、石巻市北上地区及び河北地区を計画区域として、復興整備計画の土地利用方針と整合を図りつつ、これらの農業生産基盤整備事業によるほ場の大区画化及び担い手への農地の利用集積の促進を図り、併せて共同乾燥調製貯蔵施設等を整備することにより、基幹産業としての農業の再興を図るとともに、地域の活性化とコミュニティの再生に資することを目的として計画された。石巻圏域の食料供給基地として重要な役割を担っていた同地区は、被災により農業用設備が流出するなど大きな被害があったところ、乾燥調製機をはじめとする農業機械の整備を個々の担い手が対応することとなれば、営農意欲を維持することが困難になることから、より多くの収量を一括して乾燥調製貯蔵することで、農業経営の効率化などの効果が期待できるものと計画された。

結果として本特例が活用されなかったことについて、本特例を活用するためには、復興推進計画が認定された後に、地域協議会における協議、食料供給等施設整備計画の作成、同計画の県への協議といった一連の手続が必要とされており、本則である通常の農地法による手続と負担感が大きく

変わらなかったものと考えられる。

図表 2-3-17 食料供給等施設整備事業の概要



出所) 復興庁資料

9) 復興産業集積事業（復興特区法第28条）

a. 概要

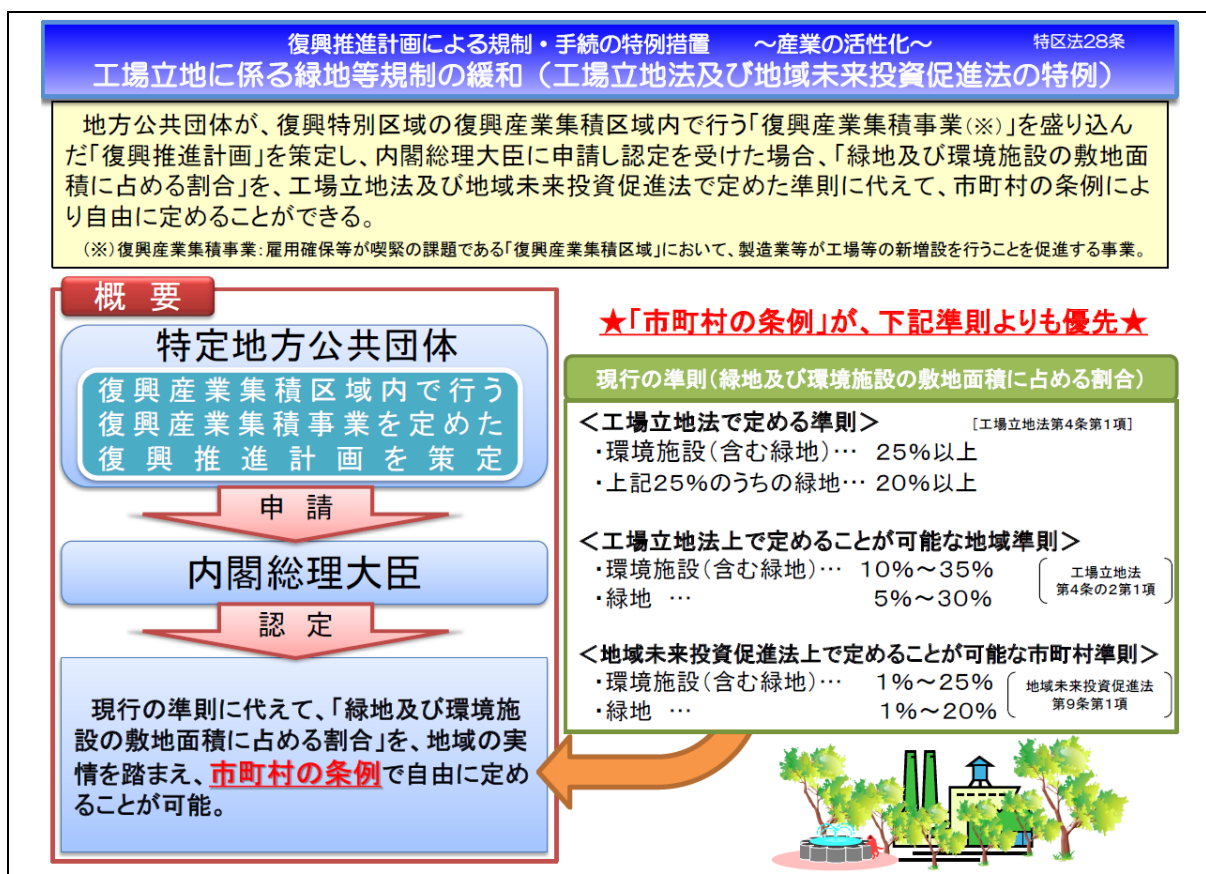
本特例は、復興特区法第28条に基づく特例であり、工場立地法等に基づく緑地面積等の割合よりも、自治体が独自の低い緑地割合を設定できるものである。

工場立地法（昭和34年法律第24号）は、工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるようにするため、国による工場の緑地面積等に係る準則の公表、準則に適合しない一定規模以上の工場等に対する市町村長（特別区の区長を含む。）による勧告、変更命令等を定めている。

また、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）では、地域の特性を活用して高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼす「地域経済牽引事業」を促進する観点から、工場立地法による準則に代えて適用できる準則を、条例で現行の土地利用のあり方ごとに国が定める基準の範囲内で定めることができる特例措置を講じている。

復興特区法に基づく復興推進計画に、東日本大震災の津波等により、特に甚大な被害を受けた地域で雇用確保の観点等から特に産業集積の形成及び活性化を進める必要がある地域を記載し、内閣総理大臣の認定を受けた場合には、当該計画を作成し認定を受けた市町村においては、現在の土地利用のあり方に関わらず、地域の復興の実情にあわせて当該地域で適用できる緑地面積率等の基準を条例で定めることができる旨の特例措置が講じられた。

図表 2-3-18 復興産業集積事業の概要



出所) 復興庁資料

b. 適用実績・効果

本特例は、各県で復興推進計画が作成され、150以上の事業に特例が適用されるなど、復興特区法に基づく規制の特例の中でも多く活用された特例となった。

復興推進計画は、①青森県復興推進計画第1号（平成24年3月認定）、②宮城県復興推進計画第1号（平成24年2月認定、令和3年4月まで7回変更認定）、③茨城県復興推進計画第1号（平成24年3月認定、平成24年9月変更認定）の3計画が認定され、各市町村において条例が定められ、工場等の立地等に当たり特例が適用された。

上記3県においては、本特例はいずれも税制上の特例とセットで復興推進計画が策定されており、作成時期も平成23年度内と早いものとなっている。中でも活用の多かった宮城県では、発災から10年が経過しても、新規立地に伴う特例の活用が複数自治体で検討されている。

なお、岩手県及び福島県では、本特例に係る復興推進計画が策定されていない。震災以前から、工場立地法及び企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号）において、市町村が条例による基準を定めることで、要件を緩和することができる特例措置が設けられており、既に複数の市町村が条例を設けていたことなどが考えられる。

本特例を活用した自治体からは、「緑地造成費用等を一定程度抑えることができたことで、企業の負担が軽減され、立地しやすい環境づくりに貢献した」、「緑地面積の緩和がなければ立地困難な案件もあった」、「震災により流出した企業の早期再開につながった」「復興特区制度の特例措置が決め手の一つとなり立地が決まった」などの評価があった²⁰。

本特例は、上述のとおり多くの自治体で活用され、企業の負担が軽減されることで立地しやすい環境をつくり、被災地の産業の活性化に貢献することができた。

図表 2-3-19 活用事例



出所) 復興庁資料

²⁰ 復興庁復興特区班が実施した自治体アンケート結果による。

10) 特定水力発電事業（復興特区法第29条から第32条まで）

a. 概要

復興特区法第29条～32条に基づく特例措置である。

河川法（昭和39年法律第167号）では、国土交通大臣等が水利使用に関する許可の処分をしようとするときは、河川の適正な管理の観点から、①関係行政機関の長との協議、②関係地方公共団体の長の意見の聴取、③水利使用の申請のあった場合の通知、④国土交通大臣の認可等の手続が義務付けられている。また、電気事業法（昭和39年法律第170号）では、発電水力のための水利使用に関する許可の申請を受けた都道府県知事等に対して、経済産業大臣への意見聴取等が義務付けられている。

本特例は、被災地域における小水力発電の導入の促進を図る観点から、これらの手続の簡素化等に関する特例措置を講ずることとした。

特定地方公共団体が、特定水力発電事業を定めた復興推進計画について、内閣総理大臣申請に対する処分をしようとするときは、関係行政機関の長に協議することを要しないこととする等の特例を講じた。

なお、本特例の全国展開に伴い、平成25年法律第35号により規定が削除となった。

b. 適用実績・効果

本特例に関して、自治体で復興推進計画は作成されず、活用事例はなかった。

図表 2-3-20 特定水力発電事業の概要



出所) 復興庁資料

11) 被災鉄道移設事業（復興特区法第33条）

a. 概要

復興特区法第33条に基づく措置である。

鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第3条第1項の規定により、鉄道事業を営もうとする者は、事業の基本となる事項に関する計画等を国土交通大臣に提出し、許可を得なければならないこととされている。さらに、鉄道事業の許可を受けた者（鉄道事業者）は、事業基本計画を変更しようとするときは、同法第7条第1項の規定により、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

本特例は、被災鉄道移設事業を定めた復興推進計画について、国土交通大臣の同意を得て内閣総理大臣の認定を受けたときは、計画に定められた被災鉄道移設事業のうち、鉄道事業法第7条第1項の許可を受け、又は届出をしたものとみなすものである。

b. 適用実績・効果

本特例に関して、自治体で復興推進計画は作成されず、活用事例はなかった。

現状路線で復旧したケースが多く、通常の鉄道事業法で手続きが迅速に進められたためと考えられる。

12) 地域振興事業（復興特区法第34条）

a. 概要

復興特区法第34条に基づく措置である。

確定拠出年金制度は、老後の所得確保を目的とした制度であることから、60歳到達前の中途での脱退は原則として認められていないが、退職時等については、資産が少額の場合には、例外的に脱退一時金の支給が認められている（確定拠出年金法（平成13年法律第88号）附則第2条の2、第3条）。

被災地の復興の推進を図るには、それぞれの地域の特性を生かした地域振興事業を促進していくことが重要であり、そのような事業の取組に当たっては、公的な支援だけでなく、民間や地域住民の主体的な参加が必要不可欠である。

確定拠出年金の資金は、本来、老後の年金の原資に充てるものであるため、中途での引き出し（脱退一時金として支給）には規制が設けられているが、本特例措置は、この規制を緩和し、震災により職を失ったものが自助努力により積み立てた確定拠出年金の資金を復興に向けた取組（地域振興事業）に活用できるようにすることとしている。これは、被災地住民の自己資金を活用した復興への主体的な参加を促すことにつながるものである。

本特例では、地方公共団体が特区計画において位置付ける復興のための取組（水産業の再生、雇用機会の創出、観光資源の再建等）において、事業主体への出資や事業への参加等に活用することが見込まれる者について、確定拠出年金の脱退一時金の支給要件を緩和する（脱退一時金を支給する）ものである。

復興特区法規定の期限が令和3年3月11日となっており、期限到来により規定削除となった。

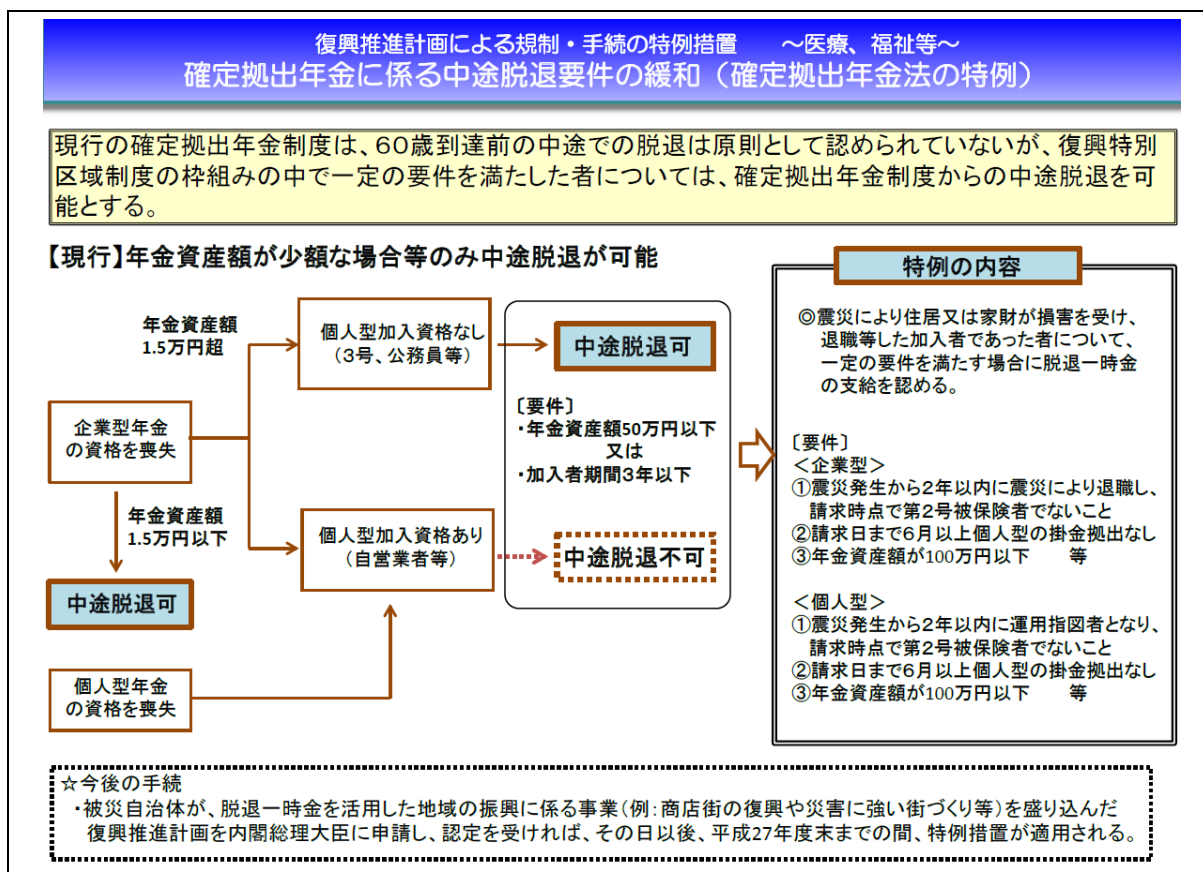
特定地方公共団体が、地域振興事業を定めた復興推進計画について、内閣総理大臣の認定を受けたときは、平成23年3月11日において、復興推進計画の区域内に住所を有していた者が、平成28

年3月31日までの間、脱退一時金の支給を請求し、地域社会の活性化等の活動に活用するものである。

b. 適用実績・効果

復興推進計画は、①岩手県復興推進計画第7号（平成25年4月認定）、②宮城県復興推進計画第20号（平成25年3月認定）、③福島県復興推進計画第6号（平成24年8月認定）、④茨城県復興推進計画第2号（平成24年10月認定）の4計画が認定され、適用された。

図表 2-3-21 地域振興事業の概要



出所) 復興庁資料

13) 復興仮設占用物件設置事業（東日本大震災復興特別区域法施行令（平成 23 年政令第 409 号）第 4 条）

a. 概要

本特例は、仮設店舗等についての都市公園法の占用に関する制限の緩和の特例である。

都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号）により、都市公園の占用は、①許可申請に係る物件又は施設が、都市公園法第 7 条各号に掲げる物件又は施設（極めて公共性の強いもの、それを設けることが都市公園本来の利用法にやや類似するもの、それを設けることによって都市公園の効用を著しく阻害することのないもの等）に該当する、②都市公園の占用が、公衆の都市公園の利用に著しい支障を及ぼさず、かつ必要やむを得ないと認められる、③都市公園の占用が政令で定める技術的基準に適合する場合に許可される。

東日本大震災により、多くの店舗・工場等が滅失・損壊等したが、地域の円滑かつ迅速な復興のためには、地域住民の生活や地域経済の活性化のために必要な施設を早急に整備する必要があった。しかし、こうした施設を再建又は新規に設置するための土地も不足している地域が存在した。本則では、応急仮設住宅以外の応急仮設店舗等は、条例で定めなければ専用物件とはならず、また条例で専用物件として定めた場合でも、建ぺい率の上限等、都市公園の利用上の制限が設けられている。

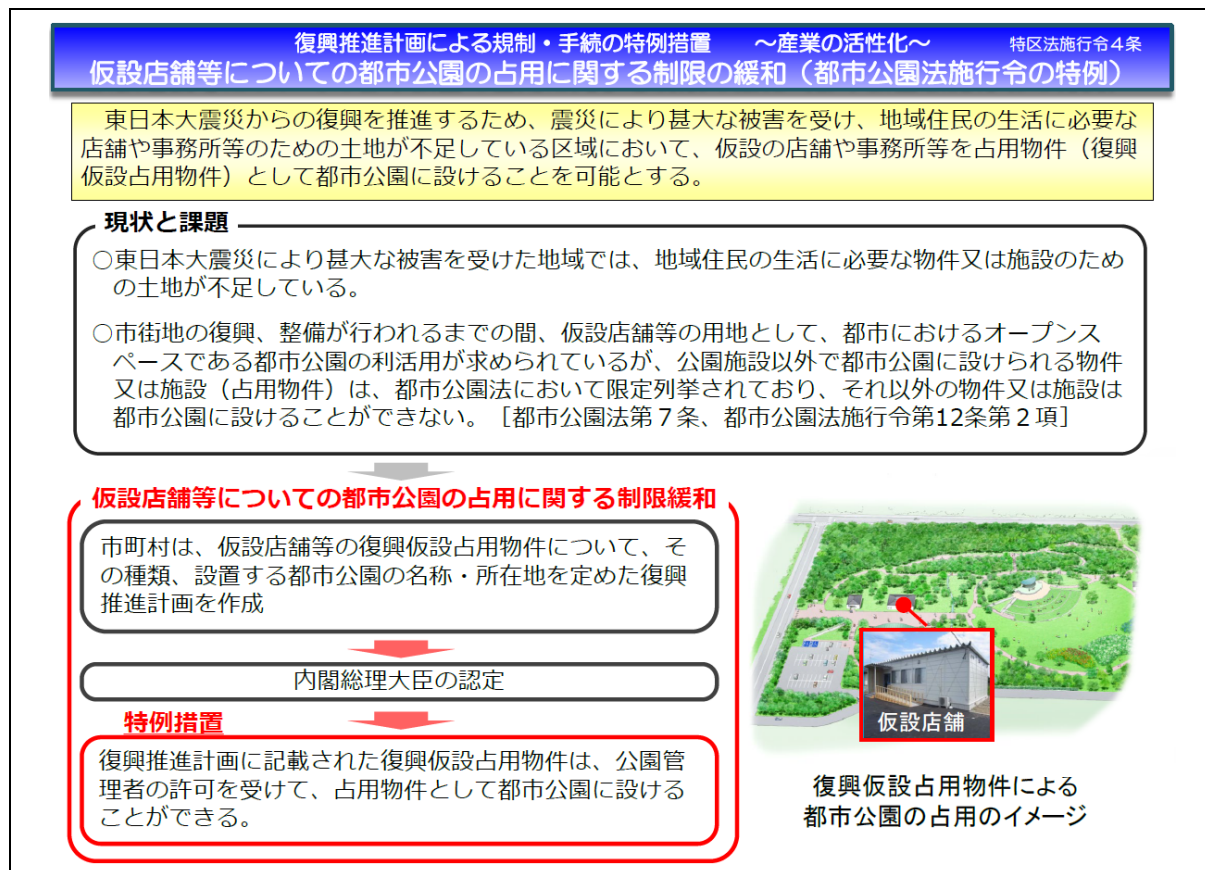
こうした事情に鑑み、本特例は、地域住民の生活に必要な物件又は施設を設置するために必要な土地が不足している区域において、復興の円滑かつ迅速な推進のために必要な仮設店舗等を復興仮設占用物件として都市公園内に設置する事業が盛り込まれた復興推進計画について、内閣総理大臣の認定を受けたときは、当該物件又は施設を都市公園の占用物件として許可しうるものとしている。

b. 適用実績・効果

本特例に関して、自治体で復興推進計画は作成されず、活用事例はなかった。

震災以降、仮設店舗は客の利便性、駐車場、電気・ガス等の引き込みの容易性などから場所を選定しており、都市公園内ではそれらを有効に確保できないことが多く、特例を活用するニーズがなかったものと考えられる。

図表 2-3-22 復興仮設占用物件設置事業の概要



出所) 復興庁資料

14) 地域医療確保事業（厚生労働省関係東日本大震災復興特別区域法第2条第4項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける復興推進事業を定める命令（平成23年内閣府令・厚生労働省令第9号。以下「厚労省令特例命令」という。）第1条）

a. 概要

医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第19条第5項及び第50条では、病院について、前年度の入院患者、外来患者及び取扱処方箋の数の平均値に基づき計算される医療従事者数を配置しなければならないとしている。

本特例では、県が復興の円滑かつ迅速な推進のために必要な医療を担う病院を確保する事業及びその事業の期間を定めた復興推進計画について、内閣総理大臣の認定を受けたときは、区域内の病院のうち、一定の申請書等を踏まえ県の知事が必要と認めるものについて、①配置すべき医療従事者数の計算に当たり、入院患者数等については、地域の実情に応じ、妥当な方法により計算された数を用いることができること、②医師配置基準については、他の医療機関との連携等を条件に、通常の90%相当に緩和すること（ただし3人は下回らないものとする）を可能とした。

b. 適用実績・効果

本特例は、各県で復興推進計画が作成され、復興特区法に基づく規制の特例の中でも多く活用された特例となった。

復興推進計画は、①岩手県復興推進計画第1号（平成24年2月認定、令和2年2月まで2回変更認定）、②宮城県復興推進計画第6号（平成24年4月認定、令和2年1月まで2回変更認定）、③福島県復興推進計画第3号（平成24年3月認定、令和3年3月まで3回変更認定）の3計画が認定され、認定された各県において特例が適用された。

各県の復興推進計画により、宮城県で2施設、福島県で9施設が医師等の配置基準の緩和を受けた。

宮城県では、県全域で、平成24年4月から平成29年3月までの期間で計画が認定された。

2病院が、患者数の増加や医療従事者の確保が困難であることを理由に、一時的に医療機関としての設置基準を満たせない状態が生じていたことから、平成24年度に特例を活用し、県民が必要な医療を受けられる体制が整えられた。

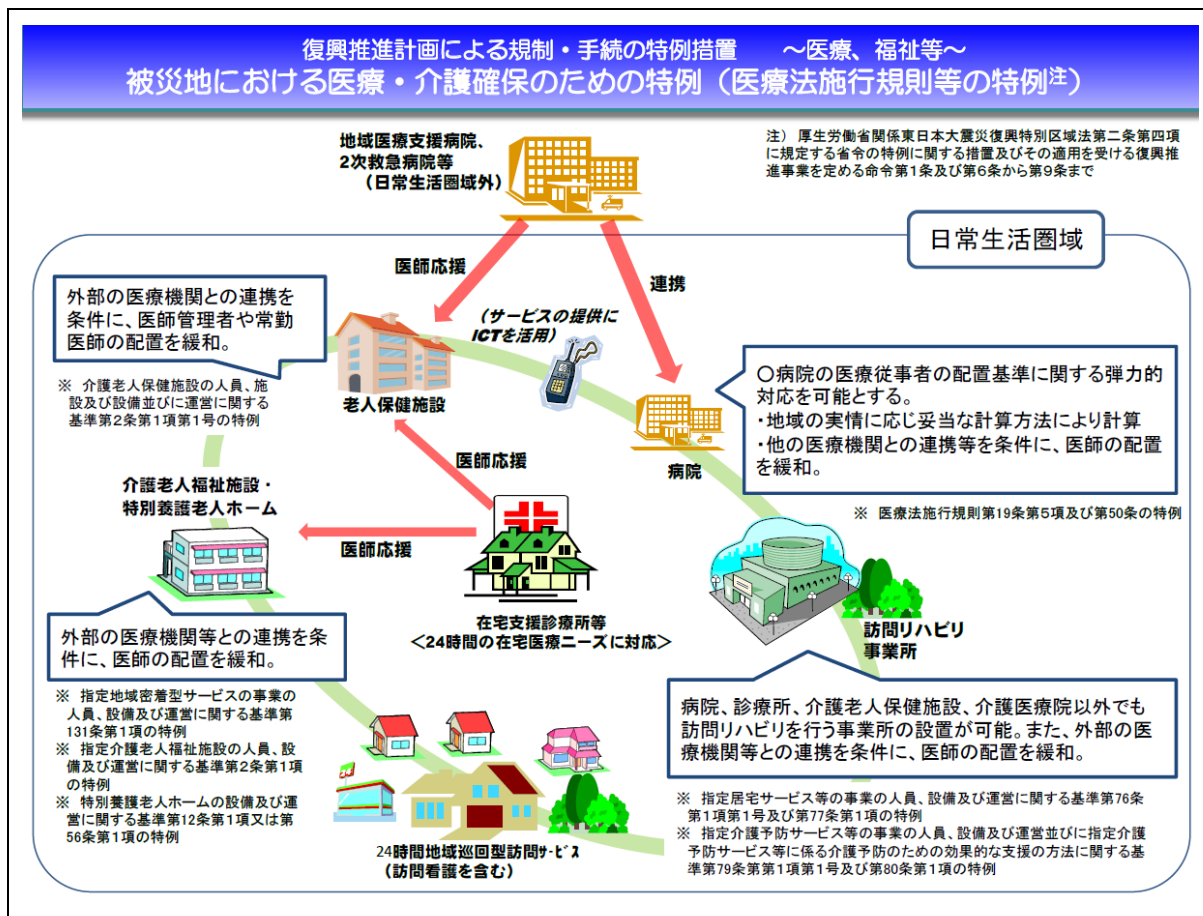
福島県では、平成24年に計画が認定され、4回の延長を経て、令和5年においても計画は継続している。同県では、6市町の9病院が、平成24年度以降特例を活用した。平成27年度に活用を終えた施設が多かったが、最も長い施設で平成29年3月まで特例を活用した。

なお、岩手県では計画が認定されたものの、実際には必要な医師数を確保することができたことなどにより、活用に至らなかった。

活用した自治体からは、「医療復興の過程で一時的に医療機関として配置基準を満たせない事態が生じていたが、特例により、病院が患者の受入れを積極的に行えるようになり、住民が必要な医療を受けられる体制が整えられた」といった評価があった²¹。

²¹ 復興庁復興特区班が実施した自治体アンケート結果による。

図表 2-3-23 被災地における医療・介護確保のための特例（医療法施行規則等の特例）



出所）復興庁資料

15) 医療機器製造販売業等促進事業（厚労省令特例命令第2条及び第3条）

a. 概要

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）においては、医療機器の製造販売業者は「医療機器等総括製造販売責任者」を、製造業者は「医療機器責任技術者」を置かなければならないとされており、それらの資格要件の一つとして、実務経験の要件（3年）が規定されている。

県が医療機器製造販売業等促進事業及びその事業の期間を定めた復興推進計画について、内閣総理大臣の認定を受けた場合には、医療機器の総括製造販売責任者及び責任技術者の資格要件の一つである実務経験の要件（3年）に関する基準を緩和し、県が復興推進計画に定める基準（品質管理上、保健衛生上等の観点から、現行の基準に相当する基準）を適用することとした。

b. 適用実績・効果

復興推進計画は、①岩手県復興推進計画第2号（平成24年3月認定、令和3年4月まで5回変更認定）、②宮城県復興推進計画第6号（平成24年4月認定、令和2年1月まで2回変更認定）、③福島県復興推進計画第1号（平成24年3月認定）の3計画が認定され、認定された各県において特例が適用された。

岩手県では、産業再生復興推進計画として、税制特例とともに計画された。

図表 2-3-24 医療機器製造販売業等促進事業の概要

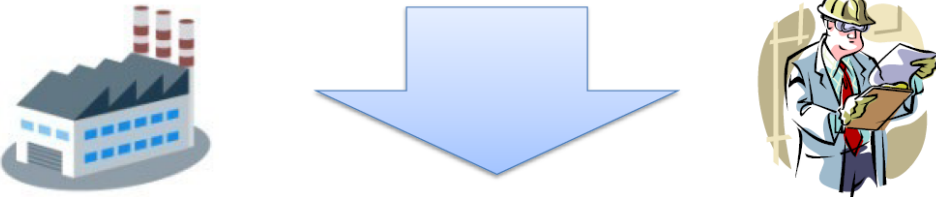
復興推進計画による規制・手続の特例措置 ～医療、福祉等～
医療機器製造販売業等の許可基準の緩和（医薬品医療機器法施行規則の特例注）

注）厚生労働省関係東日本大震災復興特別区域法第二条第四項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける復興推進事業を定める命令第2条等

【現行の規定】
 医薬品医療機器法において、医療機器の製造販売業者は「医療機器等総括製造販売責任者」を、製造業者は「医療機器責任技術者」を置かなければならないとされており、それらの資格要件の一つとして、実務経験の要件（3年）※が定められている。

※ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則 第114条の49第1項第2号・第2項第2号及び第114条の52第1項第2号・第2項第2号

【特例を設ける必要性】
 被災地の産業を創出するために、医療機器の製造拠点を誘致することが必要。



【特例の内容】
 医療機器等総括製造販売責任者等の資格要件の一つである実務経験の要件（3年）に関する基準については、県が復興推進計画に定める基準（品質管理上、保健衛生上等の観点から現行の基準に相当する基準）を適用することとする。

出所）復興庁資料

16) 薬局等整備事業（厚労省令特例命令第4条及び第5条）

a. 概要

薬局及び一般用医薬品を販売する店舗等の構造設備の基準を定めた薬局等構造設備規則には、薬局及び一般用医薬品を販売する店舗の面積に関する基準、リスクの高い一般医薬品を陳列するために必要な設備に関する基準等が規定されている。

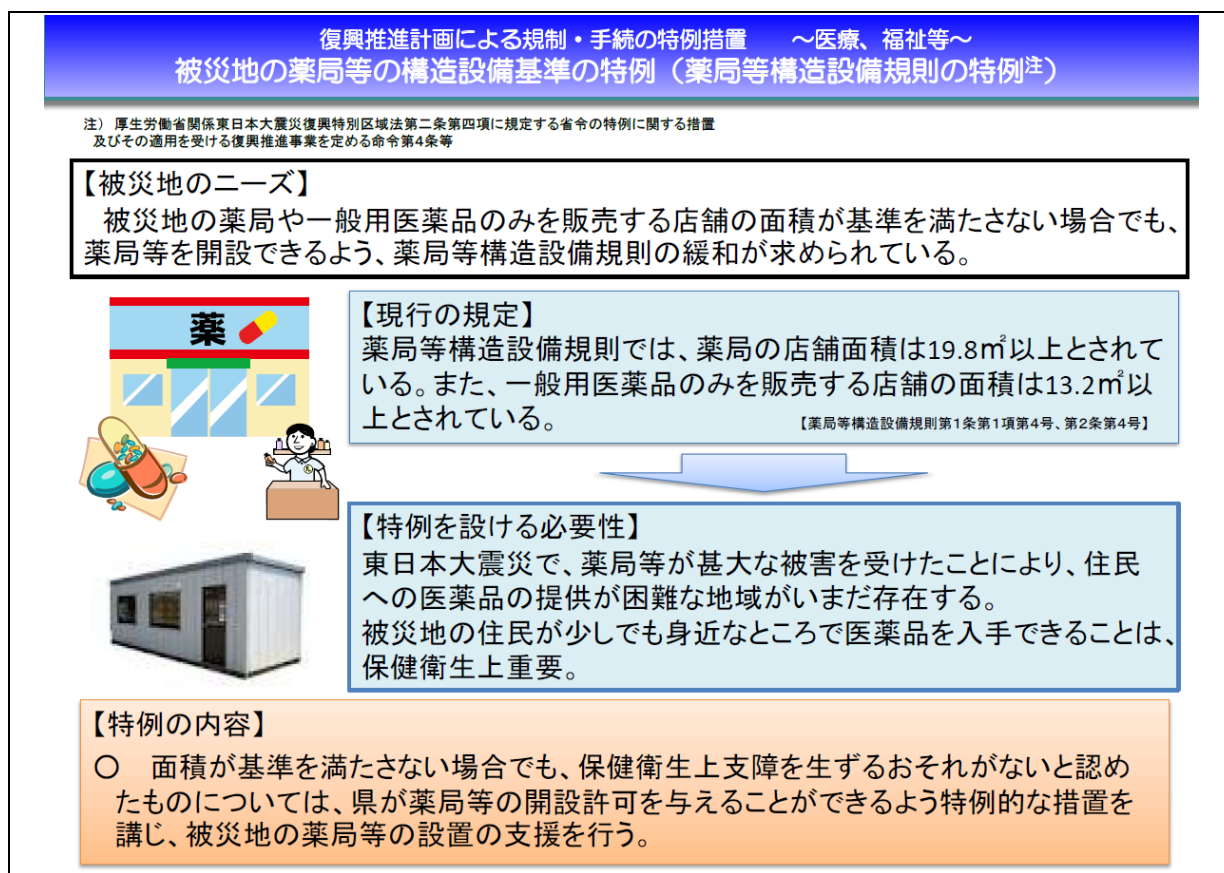
県が、薬局等整備事業及びその事業の期間を定めた復興推進計画について、内閣総理大臣の認定を受けた場合は、薬局等整備事業に係る薬局等のうち、面積に関する基準を満たさないものであって、その所在地の県知事等が保健衛生上支障を生ずるおそれがないと認めたものについては、面積に関する基準等を適用しないものとした。

b. 適用実績・効果

復興推進計画は、①岩手県復興推進計画第1号（平成24年2月認定、令和2年2月まで2回変更認定）、②宮城県復興推進計画第6号（平成24年4月認定、令和2年1月まで2回変更認定）の2件が認定された。

計画が認定されたものの、実際には本来の面積基準を満たす薬局等が整備されたなどの理由により、結果的に活用実績はなかった。

図表 2-3-25 薬局等整備事業の概要



出所）復興庁資料

17) 訪問リハビリテーション事業所整備推進事業（厚労省令特例命令第6条）

a. 概要

指定訪問リハビリテーション事業所の開設主体は、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院に限定されている。また、同事業所ごとに指定訪問リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な一以上の数の医師を置くこととしている。

本特例は、県が、復興の円滑かつ迅速な推進のために必要な指定訪問リハビリテーション事業所の整備を推進する事業を定めた復興推進計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、区域内の指定訪問リハビリテーション事業所であって、病院若しくは診療所又は介護老人保健施設若しくは介護医療院との密接な連携を確保し、指定訪問リハビリテーションを適切に行うとその所在地の県知事が認めるものについて、指定訪問リハビリテーション事業所の開設要件及び同事業所ごとに置くべき医師の員数を緩和するものである。

b. 適用実績・効果

復興推進計画は、①岩手県復興推進計画第1号（平成24年2月認定、令和2年2月まで2回変更

認定)、②宮城県復興推進計画第6号(平成24年4月認定、令和2年1月まで2回変更認定)、③福島県復興推進計画第3号(平成24年4月認定、令和5年3月まで4回変更認定)の3計画が認定され、認定された各県において特例が適用された。

いずれの県も、平成24年の早い段階での計画策定を行っている。また、いずれも変更認定にて適用期限の延長を行っている。

岩手県で6事業所、宮城県で3事業所、福島県で4事業所が特例を活用し、利用登録者は合計910人(令和元年6月末時点)であった。

福島県では、令和3年11月まで、2自治体に所在する4事業所が本特例を活用した。特例活用終了後は、訪問看護ステーションに移行する等の移行措置がとられた。

自治体からは、「訪問リハビリテーション事業所の開設のため若くて意欲的な人材が集まり地域が活性化するとともに、若者の雇用の場が生まれた」、「町民の在宅サービスの選択肢が増え、在宅介護の充実が図られた」との声があった²²。

本特例の活用により、被災地に必要な介護体制の確保につながった。

18) 介護老人福祉施設等整備推進事業(厚労省令特例命令第7条)

a. 概要

老人福祉施設(特別養護老人ホーム等)においては、入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数の医師を配置しなければならないこととしている。

本特例は、復興の円滑かつ迅速な推進のために必要な介護老人福祉施設等の整備を推進する事業を定めた復興推進計画について、内閣総理大臣の認定を受けたときは、区域内の特別養護老人ホーム等であって、病院や介護老人福祉施設等との密接な連携を確保し、入所者に対する健康管理及び療養上の世話を適切に行うと所在地の県知事(地域密着型介護老人福祉施設にあっては、市町村長)が認めるものについては、医師の配置基準について、弾力的な対応を可能とするものである。

b. 適用実績・効果

復興推進計画は、①岩手県復興推進計画第1号(平成24年2月認定、令和2年2月まで2回変更認定)、②宮城県復興推進計画第6号(平成24年4月認定、令和2年1月まで2回変更認定)、③福島県復興推進計画第3号(平成24年4月認定、令和5年3月まで4回変更認定)の3計画が認定された。計画は認定されたものの、実際には必要な医師数を確保することができたことなどにより、いずれの県においても活用実績はなかった。

19) 介護老人保健施設整備推進事業(厚労省令特例命令第8条)

a. 概要

介護老人保健施設については、医師を常勤換算方法で、入所者の数を百で除して得た数以上配置しなければならないこととしている。

²² 復興庁復興特区班が実施した自治体アンケート結果による。

本特例は、復興の円滑かつ迅速な推進のために必要な老人保健施設等の整備を推進する事業を定めた復興推進計画について、内閣総理大臣の認定を受けたときは、区域内の介護老人保健施設であって、病院若しくは診療所又は介護医療院との密接な連携を確保し、入所者に対する看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を適切に行うとその所在地の県知事が認めるものについて、医師の配置基準の弾力的対応を可能とするものである。

b. 適用実績・効果

復興推進計画は、①岩手県復興推進計画第1号(平成24年2月認定、令和2年2月まで2回変更認定)、②宮城県復興推進計画第6号(平成24年4月認定、令和2年1月まで2回変更認定)、③福島県復興推進計画第3号(平成24年4月認定、令和5年3月まで4回変更認定)の3計画が認定された。

宮城県において、1事業所が本特例を活用した。同事業所は、平成27年4月から7月までの間、特例を活用したが、8月以降に常勤の医師が確保され、その後は特例を活用していない。岩手県及び福島県は、計画を策定したものの、実際には必要な医師数を確保することができたことなどにより、活用実績はなかった。

20) 介護予防訪問リハビリテーション事業所整備推進事業(厚労省令特例命令第9条)

a. 概要

指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の開設主体は、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院に限定されている。また、同事業所ごとに指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な一以上の数の医師を置くこととしている。

本特例は、県が、復興の円滑かつ迅速な推進のために必要な指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の整備を推進する事業を定めた復興推進計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、区域内の指定介護予防訪問リハビリテーション事業所であって、病院若しくは診療所又は介護老人保健施設若しくは介護医療院との密接な連携を確保し、指定介護予防訪問リハビリテーションを適切に行うとその所在地の県知事が認めるものについて、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の開設要件及び同事業所ごとに置くべき医師の員数を緩和するものである。

b. 適用実績・効果

17) 訪問リハビリテーション事業所整備推進事業と同様である。

(4) 金融上の特例（復興特区法第44条）

1) 概要

復興推進計画の区域における雇用機会の創出その他の東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進に資する経済的社会的効果を及ぼす事業のうち、復興推進計画の目標を達成する上で中核となる事業を行う際に金融機関が必要な資金を貸し付ける場合に、利子補給金（復興特区支援利子補給金）を支給している。

復興特区支援利子補給金は、平成24年11月以降、公募の仕組みを導入し、平成25年度以降、毎年度3回の公募を実施してきている。また、令和3年度以降は復興状況等に鑑み、対象区域の重点化を実施したほか、福島県内陸部における案件においては、雇用機会の創出に寄与する事業について、公募時の要件における金融機関による融資合計額の水準を3億円から10億円に引き上げ、絞り込みを行った。

2) 認定事業の実施状況

a. 全体の実施状況

これまでに、金融の特例（利子補給）に係る復興推進計画は、令和3年度末時点で、青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県の5県の管内で、225計画が作成されている。被災地の地方公共団体においては、税制上の特例や金融上の特例の活用はもとより、必要に応じ、応急仮設建築物活用事業、復興産業集積事業等の規制の特例も活用している。

また、金融上の特例の適用を受けた案件における投資額は、延べで1兆円を超えている。

対象融資額は初年度がもっとも大きく、認定件数は平成26年度がもっとも多い。

復興が進むにつれ、件数・融資額ともに減少にある中、令和3年度はコロナ禍も実績減少に影響している。

県別では福島県の案件が約半分を占めており、宮城県が2割ほど、続いて茨城県、岩手県、青森県となっている。

b. 地域別の実施状況

ア) 青森県の実施状況

青森県の認定件数は令和元年度末までの累計で11件。三沢市、八戸市、おいらせ町の3市町村で実施がなされた。

投資見込額は総額237億円、融資見込額112億円となっている。

また、新規雇用予定者数は515人である。投資規模が小さく、制度利用状況も限定的となっている。

イ) 岩手県の実施状況

岩手県の認定状況は平成30年度末までの累計で20件（沿岸北部5件、沿岸南部9件、内陸南部6件）。

投資見込額は総額431億円であり、沿岸北部137億円、沿岸南部151億円、内陸部143億円となっ

ている。融資見込額は288億円であり、沿岸北部51億円、沿岸南部114億円、内陸部123億円となっている。

また、新規雇用予定者数は1,119人である。沿岸南部の認定件数が全体の4割以上を占めるが、復興の進展もあり、平成30年度の認定が最後となっている。

ウ) 宮城県の実施状況

宮城県の認定件数は令和3年度の実績はなく、令和2年度末までの累計で53件(沿岸北部10件、沿岸南部25件、内陸部18件)。

投資見込額は総額2,636億円であり、沿岸北部353億円、沿岸南部1,702億円、内陸部580億円となっている。融資見込額は総額937億円であり、沿岸北部131億円、沿岸南部387億円、内陸部419億円となっている。

また、新規雇用予定者数は2,545人である。認定件数、投資見込額は沿岸南部が最大、融資見込額は内陸部が最大となっている。沿岸北部の認定は平成30年度が最後であり、令和元年度以降は沿岸南部の認定が多い(認定事業7件のうち5件が沿岸南部)。

エ) 福島県の実施状況

福島県の認定件数は令和3年度末までの累計で119件(県西部13件、県央部60件、沿岸部46件)。

投資見込額は総額4,378億円であり、県西部239億円、県央部1,476億円、沿岸部2,663億円となっている。融資見込額は総額2,109億円であり、県西部173億円、県央部806億円、沿岸部1,130億円となっている。

また、新規雇用予定者数は3,901人である。総じて、沿岸部においては設備投資が高い水準で推移している。

オ) 茨城県の実施状況

茨城県の認定状況は令和元年度末までの累計で22件。投資見込額は累計で3,226億円、融資見込額765億円となっている。

また、新規雇用予定者は1,091人である。認定は、復興初期の緊急的投資が多くを占めており、累計22件のうち6件が令和24年度の認定となっている。その後は復興の進展によって認定件数が減少しており、令和元年度2件の認定が最後となっている。

図表 2-3-26 復興推進計画(金融上の特例)対象事業所の位置 (青森県南東部)



出所) 地理院地図 (電子国土Web) をもとに作成

図表 2-3-27 復興推進計画(金融上の特例)対象事業所の位置(岩手① 県北部・中部)



出所) 地理院地図(電子国土Web)をもとに作成

図表 2-3-28 復興推進計画(金融上の特例)対象事業所の位置 (岩手① 県南部)



出所) 地理院地図 (電子国土 Web) をもとに作成

図表 2-3-29 復興推進計画(金融上の特例)対象事業所の位置 (宮城① 県北部)



出所) 地理院地図 (電子国土 Web) をもとに作成

図表 2-3-30 復興推進計画(金融上の特例)対象事業所の位置(宮城② 県南部)



出所) 地理院地図(電子国土Web)をもとに作成

図表 2-3-31 復興推進計画(金融上の特例)対象事業所の位置 (福島① 県北部)



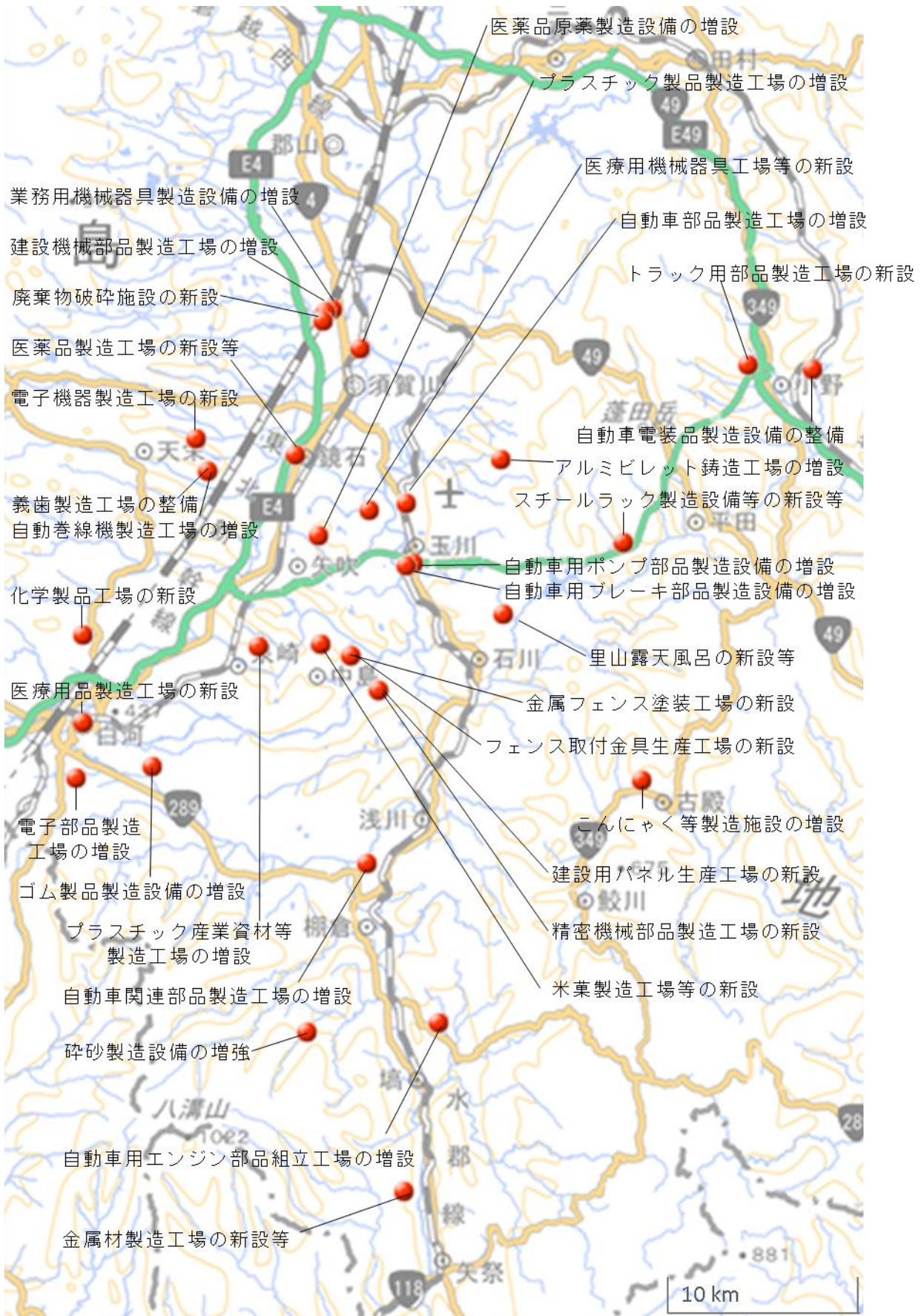
出所) 地理院地図(電子国土Web)をもとに作成

図表 2-3-32 復興推進計画(金融上の特例)対象事業所の位置 (福島② 浜通り南部)



出所) 地理院地図 (電子国土Web) をもとに作成

図表 2-3-33 復興推進計画(金融上の特例)対象事業所の位置 (福島③ 中通り南部)



出所) 地理院地図 (電子国土Web) をもとに作成

図表 2-3-34 復興推進計画(金融上の特例)対象事業所の位置(福島④ 会津地方)



出所) 地理院地図(電子国土Web)をもとに作成

図表 2-3-35 復興推進計画(金融上の特例)対象事業所の位置(茨城県)



2章

総論(復興庁設置以降)

出所) 地理院地図(電子国土Web)をもとに作成

c. 実施状況の小括

融資見込額は初年度がもっとも大きく、認定件数は平成26年度がもっとも多い。復興が進むにつれ、件数・融資見込額ともに減少傾向にある。

投資規模別にみた場合、青森県、岩手県は1件当たりの融資見込額、投資見込額とも比較的小さく、茨城県がもっとも大きい。1件当たりの新規雇用予定者数は、茨城県がもっとも多く、福島県がもっとも少ない。

青森県は認定件数がもっとも少なく、投資規模も小さい。

岩手県は沿岸北部、内陸部は元々認定件数が少なく、沿岸南部においても復興が進むにつれ、案件が減少している。

宮城県は内陸部より沿岸部の認定件数が多く、全体の6割強が沿岸部である。但し、沿岸部の認定件数のうち7割は沿岸南部となっており、沿岸北部での認定件数は減少傾向にある。

福島県は県西部の案件は少なく、県央部の認定件数が5割を占める。投資規模は沿岸部が大きく、投資見込額の6割、融資見込額の5割を沿岸部が占める。

茨城県は復興当初の緊急的投資がピークであり、その後は復興の進展によって認定件数も減少している。

産業別にみた場合、製造業が全体の6割を占めており、卸売業・小売業が続く。1件当たりの事業規模は、電力・ガスが非常に大きい。製造業の中では、化学工業、パルプ・紙、輸送用機械、食料品といった業種が多くを占める。

このことから制度は地域における基幹産業の復旧・復興に貢献したものと思料される。

融資額100億円以下の産業では総事業費における利子補給対象融資額の割合が高く、地域における中核的企業の復興に役立っているものと思料される。

3) 他の災害復興に向けた補助制度との比較

a. 阪神・淡路大震災

ア) 阪神・淡路大震災と東日本大震災における利子補給制度の比較

阪神・淡路大震災では、復興特区支援利子補給金事業のような地域の中核企業や地域外の大企業の企業立地等を支援する目的で実施された利子補給制度は存在していなかった。

なお、阪神・淡路大震災の復興における中小企業向け利子補給制度に相当する今般震災の中小企業対策としては、政策金融機関において「東日本大震災復興特別貸付」や「東日本大震災復興緊急保証」等の新たな制度融資や信用保証制度を創設し、復旧・復興の段階や地域・業態等に即して各種資金ニーズに対応した。

また、阪神・淡路大震災復興基金による利子補給金事業の一覧と実績は、図表2-3-38のとおりである。

図表 2-3-36 東日本大震災における利子補給制度等①

<p>復興特区支援利子補給金制度</p> <p>被災地の復興に向け、復興推進計画を実施する上で中核となる事業に必要な資金の融資に対して利子補給金を支給。<u>支給期間は5年間、利子補給率は0.7%以内</u></p>
<p>東日本大震災復興特別貸付等利子補給[※]</p> <p>地震又は津波により事業所等が全壊又は流失した方であって、1)市町村等が発行する被害証明書等の発行を受けた方もしくは、2)原発の警戒区域内に事業所を有する方を対象。支給期間は5年間、<u>利子補給率は貸出後3年間は1.4%以内、その後は0.5%以内。</u></p> <p>国民生活事業は融資限度額3千万円 中小企業事業は融資限度額1億円以内</p>

※日本政策金融公庫による制度
出所) 復興庁作成

図表 2-3-37 東日本大震災における利子補給制度等②

東日本大震災復興緊急保証の概要		
<p>1. 制度の概要</p> <p>➤ 東日本大震災による著しい被害によって、経営の安定に支障が生じている中小企業・小規模事業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で融資額の100%を保証するもの</p> <p>➤ 「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」第128条に規定</p>		
<p>2. 制度対象者</p>		
<p>利用対象者</p>	<p>要件</p>	<p>内容</p>
<p>① 特定被災区域(※1)に事業所を有し、地震・津波等により直接被害を受けた中小企業者。 (原発事故に係る警戒区域等(※2)の公示の際に、当該区域内に事業所を有していた中小企業者を含む。)</p>	<p><罹災証明書> (写しも可) 警戒区域等の事業者は商業登記簿/納税証明書等</p>	<p>1.【対象資金】 事業再建資金その他の経営の安定に係る資金</p> <p>2.【保証限度額】※一般保証とは別枠 ○普通:2億円 ○無担保:8千万円 ○無担保無保証人:2000万円 } 最大2億8千万円</p> <p>ア)保証割合は融資額の100% イ)保険てん補率は90%</p> <p>3.【保証料率】 0.8%以下</p> <p>4.【保証人】 代表者保証のみ(第三者保証人については、原則不要)</p>
<p>② 特定被災区域(※1)に事業所を有し、震災の影響により業況が悪化している中小企業者。</p>	<p><市区町村長の認定> 最近3か月の売上高等が、被災前の同期と比較して▲10%以上</p>	

※1 特定被災区域(政令指定):災害救助法が適用された市町村等(岩手県・宮城県・福島県の全域、青森県・茨城県・栃木県・埼玉県・千葉県・新潟県・長野県の一部の市町村)。

※2 警戒区域等:警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域。

出所) 経済産業省「東日本大震災復興緊急保証について」

<https://www.meti.go.jp/press/2020/03/20210319001/20210319001-1.pdf> (令和5年7月14日閲覧)

図表 2-3-38 阪神・淡路大震災における利子補給制度の一覧

事業名※	内容	申請数 (件)	金額 (百万円)
緊急災害復旧基金利子補給	県・市で創設した緊急災害復旧資金等の借入に対し、 <u>当初3年間2.5%以内</u> の利子補給	24,890	28,548
事業再開業者・新規開業者支援資金利子補給	県・市の特定の制度融資の借入に対し、 <u>当初3年間2.5%以内</u> の利子補給	40	14
政府系中小企業金融機関災害復旧資金利子補給	被災した中小企業の政府系中小企業金融機関(国民生活金融公庫、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫)からの借入に対し、 <u>当初3年間2.5%以内</u> の利子補給	8,350	5,605
国民生活金融公庫(衛生災害貸付)融資利子補給	被災した環境衛生関係事業者の国民生活金融公庫(環境衛生資金貸付)災害貸付金に対し、 <u>当初3年間2.5%以内</u> の利子補給	2,895	1,619
環境事業団融資利子補給	被災した中小企業の産業公害防止施策を整備するための環境事業団資金からの借入に対し、 <u>当初3年間2.5%以内</u> の利子補給	0	0
農林漁業関係制度資金利子補給	被災者の復旧資金としての農林漁業制度資金の借入に対し、 <u>当初3年間2.5%以内</u> の利子補給(利子補給対象限度額:2,000万円)	159	54
港湾運送事業者等復興支援利子補給	被災地域内の港湾運送事業者、海上コンテナ運送事業者の経済変動対策資金融資(県・神戸市制度)の借入に対し、 <u>当初3年間2.5%</u> の利子補給	24	28
民有海岸保全施設復旧融資利子補給	企業等が所有する護岸、岸壁等の海岸保全施設を復旧するための日本政策投資銀行融資の借入に対し、 <u>当初5年間1%</u> の利子補給	8	318
本格復興促進支援利子補給	都市計画事業等の外的要因により、未だ本格復興ができない中小企業者が、事業を本格復興するため政府系金融機関の特定の貸付や県・市の特定の制度融資から借り入れた場合、 <u>当初3年間2.5%以内</u> の利子補給	645	1,860
計		37,011	38,045

※ 産業対策で実施された利子補給事業のみを掲載
出所) 内閣府「阪神・淡路大震災で実施された主要施策一覧」

イ) 阪神・淡路大震災の復興事業と比較しての、有識者等からのコメント

大学教授をはじめとした有識者、復興基金実務担当者等にヒアリングを行ったところ、次のとおりであった。

- 阪神・淡路大震災と比較した東日本大震災復興事業の評価事項
 - ・ 東日本大震災では、復興特区支援利子補給金事業及び東日本大震災復興特別貸付等利子補給において、阪神・淡路大震災の2倍を超える規模での支給が実施されている。
 - ・ なお、補助金の適用利率が阪神・淡路大震災の当時は2.5%前後、東日本大震災では0.7～1%であるため、利子補給制度が対象とする投資金額では東日本大震災の方が3倍以上になっているものと思料される。
 - ・ 震災後に神戸に入ってきた有力企業はない。東北は企業誘致の面で相当頑張っていると思う。
- 教訓事項
 - ・ 阪神・淡路大震災の時は被災事業者への直接的な支援は実施されず、産業対策のメニューがほとんどなかった。
 - ・ 阪神・淡路大震災の被災者はほとんどがサラリーマンだったので当時、経済支援の必要性はないとされ、個人事業主の救済が優先された。その結果、地場産業が落ち込んで大阪のベッドタウンになってしまい、自立した経済圏でなくなってしまった。
 - ・ 製鋼、ゴム、ケミカル、港湾機能など国際競争力に晒される産業は災害に直面すると確実にやられる。一度離れた顧客はなかなか戻らないため、適切な支援がないと二度と競争力を取り戻せないということが阪神・淡路大震災の教訓である。
 - ・ 産業支援は十分に資金をつぎ込まないと成果が上がらない。復興庁の取組は資金規模も大きく、十分に貢献しているものと考えられる。

b. その他参考（米国の例）

米国の経済復興に関わる金融支援の特徴を見てみると、我が国の利子補給制度とは異なり、災害時に事業者に対して提供される金融支援の中心は低金利融資であり、その他に被災自治体に補助金が提供され、これは経済復興支援にも活用可能である。

ただし、これらの金融支援は長期の産業復興を目的とする日本の金融支援とは異なり、中小企業の緊急的な資金ニーズに対する救済措置としての役割を担っている。

また、災害融資では金融機関を挟まずに直接審査・融資を行い、デフォルトリスクは連邦政府が負っている。そのため、借入には最低収入の要件と返済能力、信用履歴に関する審査があり、ハリケーン・サンディ時の融資承認率は42%にとどまるなど、災害時の緊急的な資金ニーズを十分に満たしているとは考えにくい。

4) 総括

a. 利子補給制度による経済効果

令和3年度末時点においては、支給認定事業者数は累計225件、本制度を活用した融資見込額は4,000億円以上、それに伴い創出された新規雇用予定者の規模は9,000人以上となっている。投資額で見ると、延べで1兆円を超えている。

b. 評価・課題

平成30年度に復興特区支援利子補給金事業の検証調査を実施したところ、各関係機関等に対するヒアリング調査、及び事業者に対するアンケート調査への主な回答は次のようなものであった。

ア) 評価事項

- ・ 利子補給制度の経済効果の計算方法について、利補支払額ではなく対象融資額とした計算の考え方は妥当である。利補支払金の分だけだと過小評価である。投資が喚起された部分を評価する必要がある。
- ・ 被災地における7,000人の新規雇用の意味は非常に大きいと思われる。神戸の場合は大阪が無事だったので雇用の問題はあまり起こらなかった。
- ・ 人手不足の状況の下では、新規雇用7,000人は地域にクラウドイングアウトを引き起こした可能性がある。もちろん地域全体の経済効果としてはマイナスということはないが。

イ) 課題事項

- ・ 若い人がすぐに辞めてしまう。
- ・ 雇用を増やしたいがなかなか来てくれない。必然的に、派遣や外国人技能実習生に頼らざるを得ない。

図表 2-3-39 事業者へのアンケート調査結果概要

制度の投資意思決定への影響有無	影響あり：75%
借入の心理的しやすさへの影響有無	影響あり：86%
投資規模拡大への影響有無	影響あり：60%
投資時期前倒しへの影響有無	影響あり：54%
制度活用事業の目的	事業の強化・拡大：62%
現在の事業場の問題点	人材確保：91%

出所) 復興庁作成

上記をまとめると、投資の意思決定や借入金の増額など、制度が事業者の投資決定に一定の影響を与えていることが見受けられたところである。

なお、地方金融機関からは、東日本大震災からの復興政策10年間の振り返りに関する有識者会議(第4回)において、復興特区の利子補給制度を活用するためにはどの地域であっても融資額が3億円以上であることを要するというのは現実的ではなく、より小口の融資においても活用できる制度であれば活用事業者が増えるので検討いただきたいとの旨の意見があった。

また、行政経験者によるヒアリングにおいて、被災周辺部や在京大企業の誘致よりも、三陸沿岸などの被災者・地元中小企業者などに重点化すべきとの旨の意見があった。

(5) 復興整備計画

1) 概要

東日本大震災の被災地域では、津波による浸水をはじめとして、地盤の液状化や崩落等も含め、広範囲にわたって市街地、農地に甚大な被害が発生した。また、地域によっては、山間部が多く平地が少ないという地理的特性から、現地での再建が困難な箇所では、周辺の農地や森林等を含め、土地利用の再編を図りながら、復興に向けたまちづくり・地域づくりを進める必要があった。復興に向けたまちづくり・地域づくりを円滑かつ迅速に進めるには、各自治体が、それぞれ一つの計画の下で、都市計画法、農地法等の個別法による許認可、ゾーニング等の各種手続を一括して迅速に処理するとともに、市街地と農地の一体的な交換・整備や集落単位での住居の集団移転等、被災地域の実態に即した事業を展開していくことが必要となる。

復興整備計画は、このようなニーズに応えるために創設された制度であり、復興に向けたまちづくり・地域づくりを進めていくために必要となる市街地の整備や農業生産基盤の整備等の各種事業を対象に、許認可やゾーニングに係る手続のワンストップ処理、これら許可に係る基準の緩和、宅地と農地の一体的な交換・整備のための新たな事業手法の活用等、事業の円滑かつ迅速な実施を図るために必要な各種の特例を講ずるものとなっている。

2) 復興整備計画の作成（復興特区法第46条）

復興整備計画は、被災地域の復興に向けたまちづくり・地域づくりのための計画として地域の様々な意見を考慮して作成するものとなっており、必要となる市街地の整備や農業生産基盤の整備等のための各種事業（以下「復興整備事業」という。）が記載されたものである。復興整備事業を復興整備計画に記載することによって、その円滑かつ迅速な実施をサポートするための各種の特例措置（手続の一元化、代行、迅速化、許可基準の緩和等）が適用されることになる。このことから、復興に向けたまちづくり・地域づくりを進めていく上で、このような特例措置を受ける必要がある場合には、各自治体を中心となって復興整備計画を作成するものとなっている。

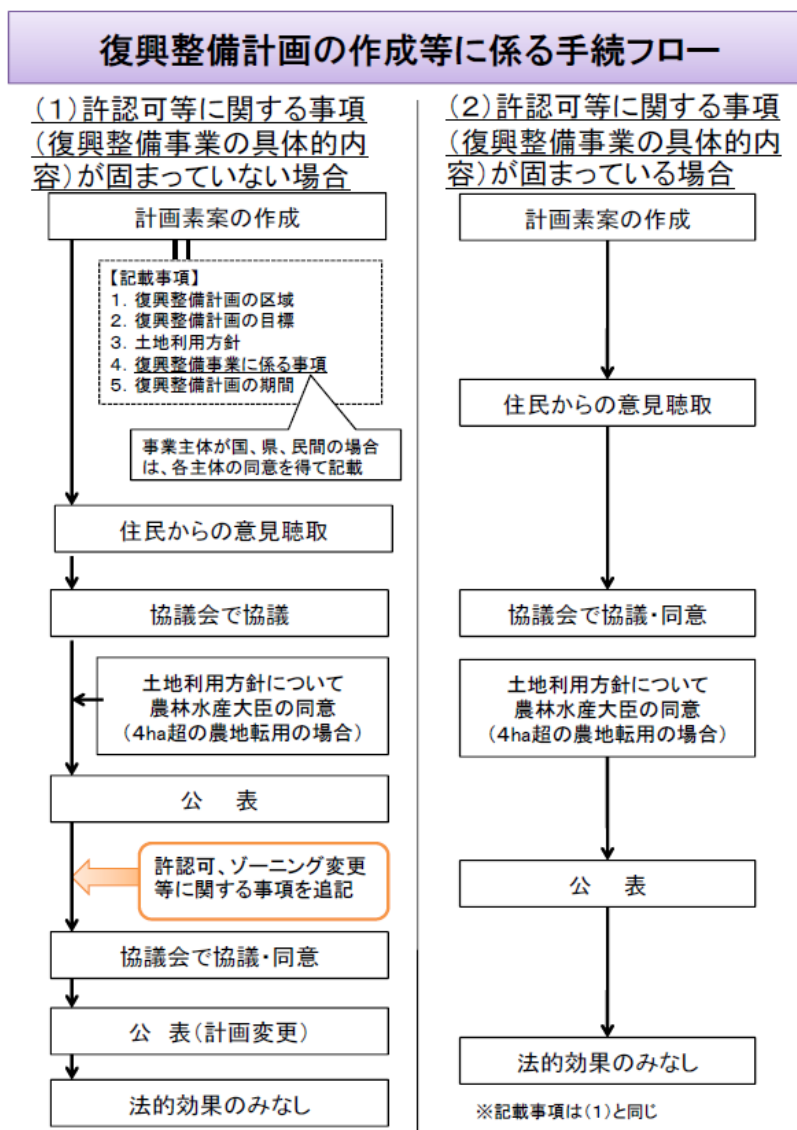
復興整備事業は、復興に向けたまちづくり・地域づくりのための事業であり、構想から実施に至るプロセスを地域の住民の意向を反映しながら、順次進めていくものとなっている。

このため、復興整備計画は、復興整備事業による特例措置に応じた手続を経て、それらの事業の進み具合に応じた記載事項の追加等による変更が弾力的にできるものとなっており、必要な特例措置を柔軟に組み合わせて適用することによって、復興整備事業の円滑かつ迅速な実施を推進するものとなっている。

復興整備計画には、以下の基本的な事項を記載することとなる。

- ・復興整備計画の区域
- ・復興整備計画の目標
- ・土地利用方針
- ・復興整備事業に関する事項
- ・復興整備計画の期間

図表 2-3-40 復興整備計画の作成等に係る手続フロー



出所) 復興庁「復興整備計画作成マニュアル(参考資料) P.20

https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-13/02manual_sankouyoushiki.pdf (令和5年7月14日閲覧)

3) 復興整備協議会の役割(復興特区法第47条)

復興整備計画を実効あるものとして作成・実施していくためには、幅広い関係者の意見を集約して、計画に反映させるための仕組みが必要となる。また、復興整備計画を活用して個別法の手続(許認可、ゾーニング、事業計画等)をワンストップ(一度に一堂に会して意思決定を行う事務処理)で処理するためには、当該手続に係る関係者が一堂に会し、実質的な調整を行うための場を設けることが必要になる。

このような事務処理を行うため、復興整備計画の作成主体となる市町村又は県は、復興整備協議会を組織することができるものとした。

図表 2-3-41 復興整備協議会の役割

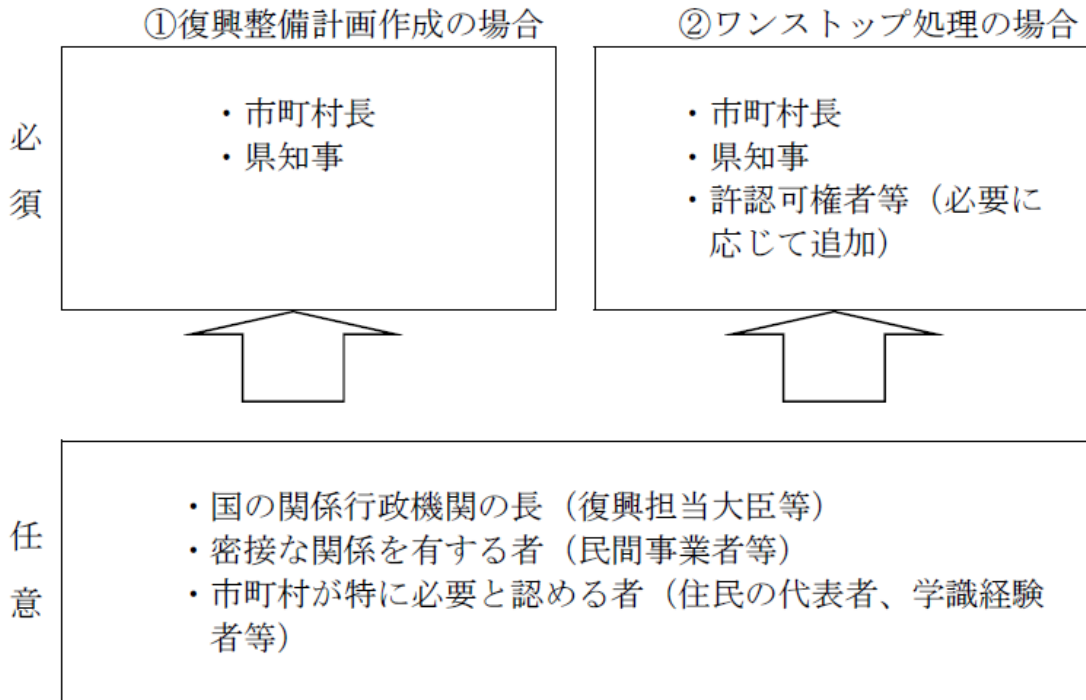


出所) 復興庁「東日本大震災復興特別区域法資料」(令和4年6月)
https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-13/2206_setsumeishiryou.pdf (令和5年7月19日閲覧)

復興整備協議会は、以下の事項を協議する場となっており、その内容に応じて必要とする構成員を組み合わせるものとなっている。

- ・復興整備計画の作成・実施に関し必要な事項
- ・許認可、ゾーニング(法による指定区域)の変更、事業計画の作成に関する事項(ワンストップ処理に関する事項)

図表 2-3-42 協議会の構成員



出所) 復興庁「復興整備計画作成マニュアル(本文) P.33
https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-13/01manual_honbun.pdf (令和5年7月19日閲覧)

このように事務処理を行うことによって、各種窓口との協議、段階的な許認可等の手続が、一斉に事務処理されるものとなったため、打合せや関係機関との協議の回数が減ることとなり、また、年1回開催の審査会等に係る許可案件について協議会が毎月開催されることにより最大11か月の事務処理期間の短縮が図られたものがあったものの、作成書類の量については従前から大きな変化がないとの意見があった。

4) 主な法改正 (平成 26 年法律第 32 号)

復興整備事業の円滑かつ迅速な推進には、その前提として事業に必要な用地の確保が不可欠となっているところであるが、被災地においては、様々な所有者不明土地が多数存在していたため、このことが、用地取得に当たっての隘路となり、復興の妨げとなっていた。このような状況を踏まえ、用地取得の加速化を図る必要があることから、財産管理制度、土地収用制度の活用、業務の外注の促進、実務支援等を図ることとした「用地取得加速化プログラム」の策定が行われ、その成果が具体的に現れ始めていた。

そのような中、被災地の現状としては、多数共有地、休眠担保、所有者不明土地等の件数が膨大にあり、また、土地収用法の適用対象外の事業も多く、さらに、自治体職員のマンパワーが圧倒的に不足していたことから、課題に対する適切な対応をできる状況にはなく、当該プログラムの効果が十分に機能できないとして、土地収用制度とは大きく異なる土地を収用するための特例制度の法整備の要望がなされていた。

このような要望を受けたこともあって、土地収用制度を更に活用するとともに、用地取得の一層の迅速化を図り、復興整備事業の工事着工の更なる早期化を図るためには、法制度の面から、土地収用制度に関する手続の期間短縮、緊急使用制度の活用促進等のための改正が必要となり、以下の内容のとおり法改正が行われることとなった。

- ア 土地収用法による事業認定手続に当たって、「3月」以内に事業認定を行う努力義務を「2月」以内に短縮し手続の迅速化が図られた (法第 73 条の 2)。
- イ 土地収用法による裁決申請手続に当たっては、土地調書の添付が必要となっているものの、申請時においては、裁決申請書の記載事項の内、「収用し、又は使用しようとする土地の面積 (土地が分割されることになる場合においては、その全部の面積を含む。)」、「土地所有者及び土地に関して権利を有する関係人の氏名及び住所」及び「土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する損失補償の見積及びその内訳」の記載、土地調書の添付を省略することができることとした (法第 73 条の 3)。
- ウ 土地収用法による緊急使用のための工事着手の要件として、「東日本大震災からの復興を円滑かつ迅速に推進すること」が明記されるとともに (法第 73 条の 2)、損失補償額を供託する場合の弁済者の要件が「過失」から「重大な過失」に緩和された (法第 73 条の 5)。
- エ 土地収用法による緊急使用の期間を「6月」から「1年」に延長するとともに (法第 73 条の 2)、裁決に要する期間をできる限り「6月」以内に行うものとされた (法第 73 条の 4)。
- オ 都市施設として認められる一団地の住宅施設の要件である「50 戸以上」の集団住宅が、「5 戸以上 50 戸未満」の集団住宅も小規模団地住宅施設整備事業として、都市施設としてみなされることとなった (法第 54 条の 2)。

5) 実績

a. 復興整備計画の公表状況

図表 2-3-43 復興整備計画の公表状況

復興整備計画の公表状況

(令和4年3月31日現在)

地域	対象市町村	事業施行地区*1	復興整備事業の内容	許認可等の特例
岩手	○計12市町村 (宮古市、大船渡市、久慈市、 陸前高田市、釜石市、山田町、 大槌町、岩泉町、田野畑村、 普代村、野田村、洋野町)	計272地区	<ul style="list-style-type: none"> 市街地開発事業 (宮古市等の計21地区) 集団移転促進事業 (宮古市等の計45地区) 都市施設の整備に関する事業 (宮古市等の計95地区) 小規模団地住宅施設整備事業 (大槌町の計7地区) 土地改良事業 (釜石市等の計3地区) その他施設(災害公営住宅等)の整備に関する事業 (宮古市等の計101地区) 	<ul style="list-style-type: none"> 農地法の転用許可みなし(4ha超)*2 (釜石市等の計50地区) 農地法の転用許可みなし(4ha以下) (久慈市等の計15地区) 都市計画法の事業認可みなし (大船渡市等の計6地区)
宮城	○計14市町 (仙台市、石巻市、塩竈市、 気仙沼市、名取市、多賀城市、 岩沼市、東松島市、亶理町、 山元町、七ヶ浜町、利府町、 女川町、南三陸町)	計477地区	<ul style="list-style-type: none"> 市街地開発事業 (石巻市等の計32地区) 集団移転促進事業 (仙台市等の計191地区) 都市施設の整備に関する事業 (石巻市等の計67地区) 土地改良事業(南三陸町等の計2地区) 津波防護施設の整備に関する事業(山元町の1地区) その他施設(災害公営住宅等)の整備に関する事業 (仙台市等の計184地区) 	<ul style="list-style-type: none"> 農地法の転用許可みなし(4ha超)*2 (気仙沼市等の計230地区) 農地法の転用許可みなし(4ha以下) (塩竈市等の計5地区) 都市計画法の開発許可みなし (石巻市等の計185地区) 都市計画法の建築許可みなし (仙台市の1地区) 自然公園法の建築許可みなし (石巻市等の計38地区)
福島	○計13市町村 (いわき市、相馬市、南相馬市、 川俣町、広野町、楢葉町、 富岡町、川内村、大熊町、 双葉町、浪江町、新地町、 飯館村)	計284地区	<ul style="list-style-type: none"> 市街地開発事業 (いわき市等の計7地区) 集団移転促進事業 (いわき市等の計42地区) 都市施設の整備に関する事業 (いわき市等の計83地区) 小規模団地住宅施設整備事業 (いわき市の計3地区) 土地改良事業 (相馬市等の計13地区) 造成宅地滑動崩落対策事業 (楢葉町の1地区) その他施設(災害公営住宅等)の整備に関する事業 (いわき市等の計135地区) 	<ul style="list-style-type: none"> 農地法の転用許可みなし(4ha超)*2 (相馬市等の計127地区) 農地法の転用許可みなし(4ha以下) (楢葉町の1地区) 都市計画法の開発許可みなし (いわき市等の計25地区)

*1 個別の事業による地区数。

*2 東日本大震災復興特別区域法第49条第1項による同意数。

出所) 復興庁作成

b. 復興整備事業の実施状況

ア) 岩手県

No.	基本データ				事業数	事業区分															
	市町村名	最新計画	最新公表日	計画期間		(1)市街地開発事業	(2)土地改良事業	(3)復興一体事業	(4)集団移転促進事業	(5)住宅地区改良事業	(6)都市施設の整備に関する事業	(7)小規模団地住宅施設整備事業	(8)津波防護施設の整備に関する事業	(9)漁港漁場整備事業	(10)保安施設事業	(11)液状化対策事業	(12)造成地滑動崩落対策事業	(13)地籍調査事業	(14)その他施設の整備に関する事業	合計	
				始期																	終期
1	久慈市	第8回変更	平成29年3月14日	平成23年度	令和2年度	19					7									12	19
2	野田村	第6回変更	平成30年3月14日	平成23年度	平成30年度	8	1		1		4									2	8
3	岩手町	第2回変更	平成25年12月11日	平成24年度	平成26年度	5														5	5
4	富古市	第20回変更	令和3年3月22日	平成23年度	令和8年度	30	2	1	3		7									17	30
5	山田町	第22回変更	令和4年3月22日	平成23年度	令和4年度	30	4		3		18									5	30
6	洋野町	当初計画	平成27年10月30日	平成23年度	令和2年度	1					1										1
7	大槌町	第19回変更	令和4年3月22日	平成24年度	令和4年度	37	6	1	5		16	7								2	37
8	釜石市	第11回変更	平成28年3月31日	平成23年度	令和元年度	53	5	1	11		16									20	53
9	大船渡市	第31回変更	令和4年3月22日	平成24年度	令和4年度	44	1		17		11									15	44
10	陸前高田市	第25回変更	令和3年2月3日	平成23年度	令和3年度	29	2		5		9									13	29
11	田野畑村	第11回変更	平成29年11月2日	平成24年度	令和2年度	15					5									10	15
12	菅代村	当初計画	平成27年3月27日	平成23年度	令和2年度	1					1										1
	合計					272	21	3	45		95	7								101	272

出所) 復興庁作成

イ) 宮城県

No.	基本データ				事業数	事業区分															
	市町村名	最新計画	最新公表日	計画期間		(1)市街地開発事業	(2)土地改良事業	(3)復興一体事業	(4)集団移転促進事業	(5)住宅地区改良事業	(6)都市施設の整備に関する事業	(7)小規模団地住宅施設整備事業	(8)津波防護施設の整備に関する事業	(9)漁港漁場整備事業	(10)保安施設事業	(11)液状化対策事業	(12)造成地滑動崩落対策事業	(13)地籍調査事業	(14)その他施設の整備に関する事業	合計	
				始期																	終期
1	仙台市	第14回変更	令和4年8月16日	平成24年度	令和5年度	23				13										10	23
2	石巻市	第30回変更	令和2年1月16日	平成24年度	令和2年度	111	18		50		25									18	111
3	塩竈市	第6回変更	平成27年9月24日	平成24年度	平成27年度	6			2											4	6
4	気仙沼市	第49回変更	令和2年11月9日	平成24年度	令和2年度	123	4	1	50		20									48	123
5	名取市	第19回変更	令和3年6月11日	平成23年度	令和3年度	17	1		2		4									10	17
6	多賀城市	第2回変更	平成31年2月28日	平成25年度	平成31年度	1					1										1
7	岩沼市	第14回変更	令和2年11月5日	平成23年度	令和2年度	9	1		2											6	9
8	東松島市	第21回変更	平成31年4月26日	平成24年度	令和2年度	24	2		8		4									10	24
9	亶理町	第17回変更	令和2年12月23日	平成24年度	令和2年度	19			5		1									13	19
10	山元町	第11回変更	平成31年4月2日	平成23年度	令和2年度	13			3		3		1							6	13
11	七ヶ浜町	第17回変更	令和元年10月3日	平成24年度	平成27年度	19	4		5											10	19
12	利府町	第3回変更	平成26年7月11日	平成24年度	平成27年度	1														1	1
13	女川町	第36回変更	令和3年6月17日	平成23年度	令和3年度	56	1		23		2									30	56
14	南三陸町	第34回変更	平成30年4月2日	平成24年度	令和2年度	56	1	1	28		7									19	56
	合計					478	32	2	191		67		1							185	478

出所) 復興庁作成

ウ) 福島県

No.	基本データ				事業数	事業区分														合計	
	市町村名	最新計画	最新公表日 (計画かぎみの日付)	計画期間		(1)市街地開発事業	(2)土地改良事業	(3)復興一体事業	(4)集団移転促進事業	(5)住宅地区改良事業	(6)都市施設の整備に関する事業	(7)小規模団地住宅施設整備事業	(8)津波防護施設の整備に関する事業	(9)漁港漁場整備事業	(10)保安施設事業	(11)液状化対策事業	(12)造成地滑動対策事業	(13)地盤調査事業	(14)その他施設の整備に関する事業		
				始期																	終期
1	いわき市	第16回変更	令和3年3月10日	平成24年度	令和6年度	71	6			4	50	3							8	71	
2	相馬市	第10回変更	平成29年12月1日	平成24年度	令和元年度	23		1		7	5								10	23	
3	南相馬市	第29回変更	令和2年12月25日	平成23年度	令和4年度	66		11		21									34	66	
4	広野町	第3回変更	令和3年3月16日	平成24年度	令和3年度	8					4								4	8	
5	楢葉町	第11回変更	令和2年10月14日	平成25年度	令和3年度	20				2							1		17	20	
6	新地町	第13回変更	令和4年3月28日	平成24年度	令和3年度	25	1			7	11								6	25	
7	川内村	第2回変更	平成31年3月29日	平成26年度	令和元年度	4													4	4	
8	川俣町	第1回変更	平成28年1月21日	平成26年度	平成28年	3													3	3	
9	大熊町	第15回変更	令和4年2月4日	平成26年度	令和9年度	14					4								10	14	
10	飯舘村	第4回変更	令和2年10月12日	平成26年度	令和3年度	6													6	6	
11	富岡町	第8回変更	平成30年5月30日	平成27年度	令和2年度	13					2								11	13	
12	双葉町	第9回変更	令和3年11月26日	平成28年度	令和8年度	11					5								6	11	
13	浪江町	第9回変更	令和3年12月1日	平成29年度	令和8年度	20		1		1	2								16	20	
	合計					284	7	13		42	83	3					1		135	284	

出所) 復興庁作成

6) 土地利用基本計画に係る特例（ゾーニングの変更）（復興特区法第48条）

a. 概要

東日本大地震による被害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等においては、従来のゾーニング（各種法制度により指定がなされた区域）が大きく変更等される可能性が高いものとなる。

復興整備事業の実施に当たって、ゾーニングの変更等が生じる場合は、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法等の法手続に則って処理する必要があるものの、それぞれの法律に係る縦覧期間・意見聴取の手続等が区々であり期間を要するものであること、被災市町村によっては行政機能が著しく低下していたため、関係する法律の手続にそれぞれ拠ってはいは、地域の円滑かつ迅速な復興に支障を来たすおそれがある。

そのため、ゾーニングの変更等をワンストップで処理することができるものとした。

土地利用基本計画の変更等に関する事項は、以下のものとなっており、第5号以外は、都道府県知事が指定等権者となっているため、共同作成の場合に限り記載することができるものとなっている。また、それぞれの指定等に関する内容とその件数は以下のとおりとなっている。

図表 2-3-44 土地利用基本計画の変更等に関する事項と件数

(令和4年3月末現在)

1	土地利用基本計画の変更（国土利用計画法）	147件
2	都市計画区域の指定、変更又は廃止（都市計画法）	0件
3	都市計画の決定又は変更（都市計画法）	172件
4	農業振興地域の変更（農業振興地域の整備に関する法律）	7件
5	農用地利用計画の変更（農業振興地域の整備に関する法律）	17件
6	地域森林計画区域の変更（森林法）	150件
7	保安林の指定又は解除（森林法）	58件
8	漁港区域の指定、変更又は指定の取消し（漁港漁場整備法）	0件

出所) 復興庁作成

なお、上記第3号又は第5号から第7号までの事項については、土地に関する権利に相当な制約が加わるものとなることから、当該事項を復興整備計画に記載しようとする場合においては、公告・縦覧に供するものとし、当該事項の案に対して提出された意見書の要旨については、その議をそれぞれ経なければならないこととなっている。

また、復興整備計画に上記第3号に定める事項を記載しようとする時の手続については、この法律に定めるもののほか、都市計画法その他の法令の規定による都市計画の決定又は変更に係る手続きの例によることとなる。

b. 効果

復興整備事業の実施に当たっては、主に、集団移転促進事業における住宅団地用地として、津波の影響が及ばない高台が選定されたことから、土地利用基本計画における森林地域の面積が591.01ha縮小するものとなり、また、被災地においては、被災者の住宅再建を図るため、市街地開発事業などが多く行われたことから、市街地の新たな形成を図るものとして、土地利用基本計画における都市地域は、1,263.3haの増加となった（令和4年3月末日現在）。

特に、土地利用基本計画の変更、都市計画の決定又は変更、地域森林計画区域の変更及び保安林の指定又は解除については、復興整備事業におけるまちづくりを行うに当たって、市街地開発事業、

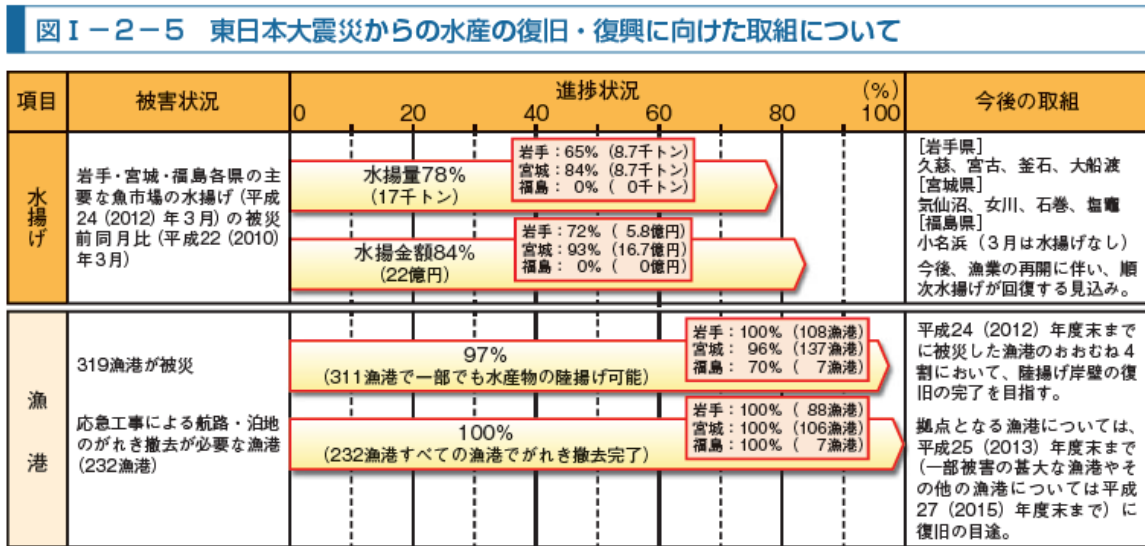
集団移転促進事業、都市施設の整備に関する事業などが多く行われたことから、件数が多いものとなった。また、被災自治体においては、復興整備事業を迅速に進めるという風潮が、許認可等の円滑な手続を後押しするものとなったようである。

都市計画区域の指定、変更又は廃止の件数は0件となっているが、復興整備計画を作成している市町村が40ある中、都市計画区域の定めのない町村は7となっており、概ね都市計画区域の指定がなされていたこと、そもそも、都市計画区域が広域に設定されていることなどから、変更する必要がなかったことによるものと考えられる。

農用地利用計画等の変更については、農地転用が先行して実施されていたこともあり、土地改良事業等の終了後に個別法により行われるものが通常となっていたことから、復興整備計画に事業を位置付ける際に、併せて農用地利用計画等の変更を行うもの又は復興整備事業の実施中若しくは終了後に特例により行われるものは少数となった。

漁港区域の指定、変更又は指定の取消しにおける件数は0件となっているが、海岸における復旧作業は、用地に関する問題が比較的生じなかったことから、東日本大震災復興特別区域法の施行を待つことなく、被災3県による早期の復旧の取組が実施されたことによるものと考えられる。岩手県においては、平成23年8月11日に「岩手県東日本大震災津波復興計画」、宮城県においては、同年10月18日に「宮城県震災復興計画」がそれぞれ策定され、また、福島県においては、今後の復興に当たっての基本理念や主要な施策を定めた「福島県復興ビジョン」を同年8月11日に策定し、その後、同ビジョンに基づく10年間における具体的な取組や主要な事業を示す「福島県復興計画（第1次）」が同年12月28日に策定された。これらの計画をもとに、東日本大震災直後から始まった各地の水産関係者の絶え間ない努力と実務の積み重ねによって成し遂げられてきた各種水産関連施設等の復旧・復興は速やかに実施され、平成24年4月18日時点における漁港の復旧状況は、以下のとおりとなっており、早期の復旧対応が図られるものとなった。

図表 2-3-45 東日本大震災からの水産の復旧・復興に向けた取組について



出所) 水産庁「平成23年度 水産白書『第1章 特集 東日本大震災～復興に向けた取組の中に見いだす我が国水産業の将来～』
https://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/wpaper/h23/pdf/03_dai1shou.pdf（令和5年7月19日閲覧）

7) 復興整備事業に係る許認可等の特例（復興特区法第49条及び第50条）

a. 概要

東日本大地震による被害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等においては、復興整備事業を実施するに当たって、都市計画区域等における開発行為等の許可、農地転用の許可、農用地区域における開発行為の許可、地域森林計画における開発行為の許可など、個別法（それぞれの手続について定められた法律）の手続にそれぞれ拠ることとしては、地域の円滑かつ迅速な復興に支障を来すおそれがある。

そのため、復興整備事業の実施に当たり、それぞれの個別法による許可をワンストップで処理することができるものとした。

復興整備事業に係る許認可等の特例に関する事項及びそれぞれの許可等に関する件数は以下のとおりとなっている。

図表 2-3-46 許認可の特例に関する事項及びそれぞれの許可等に関する件数

1	農地法第4条第1項及び第5条第1項に係る農林水産大臣の同意（4ha超）	390件
2	都市計画法第29条第1項又は第2項の許可	210件
3	都市計画法第43条第1項の許可	1件
4	都市計画法第59条第1項から第4項までの認可又は承認	6件
5	農地法第4条第1項又は第5条第1項の許可（4ha以下）	21件
6	農業振興地域の整備に関する法律第15条の2第1項の許可	0件
7	森林法第10条の2第1項の許可	0件
8	森林法第34条第1項又は第2項の許可	0件
9	自然公園法第20条第3項の許可又は同法第33条第1項の届出	38件
10	漁港漁場整備法第39条第1項の許可	0件
11	港湾法第37条第1項の許可又は同法第38条の2第1項の規定による届出	0件

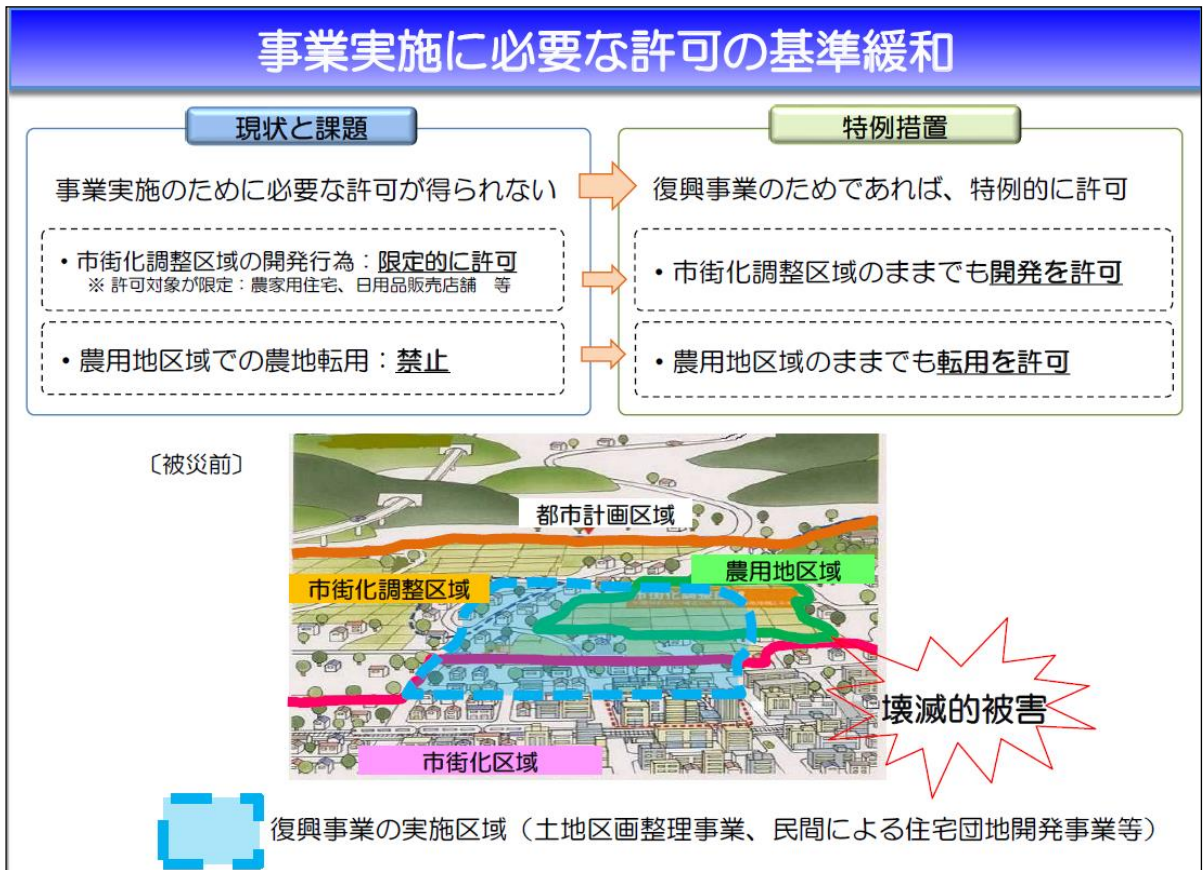
出所) 復興庁作成

- 4ha超の農地転用が行われる場合においては、農林水産大臣の許可を得ることが必要となっており、また、農用地区域内の農地においては、農地転用が原則不許可となっているため、農用地区域内の農地を復興整備計画区域に位置付ける場合、事業の進捗に支障が生じるものとなる。そのため、復興整備計画の計画区域内において4ha超の農地転用が行われる場合においては、事業を円滑かつ迅速に実施する必要があるため、農林水産大臣は、復興のため、必要かつ適当であり、農業の健全な発展に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合には同意するものとし、農用地区域内における農地転用を可能なものとした。

さらに、農地一筆毎に審査をすることなく、復興整備計画の計画区域内を一括して審査することができるものとした。

- 市街化調整区域は「市街化を抑制すべき区域」とされているものの、被災地域の円滑かつ迅速な復興又はこれらの地域の住民の生活の再建を図るためには、市街化調整区域内に施設等の整備を実施しなくてはならない場合が生じることがある。そのため、被災関連都道府県知事は、市街化調整区域内における開発行為の許可及び建築の許可に当たっては、復興整備計画に基づく復興整備事業として位置付けられた事業については、当該復興整備事業の実施区域の全部又は一部が市街化調整区域に含まれるものであっても、開発許可等の基準に適合するものであれば、同意をするものとした。

図表 2-3-47 事業実施に必要な許可の基準緩和



出所) 復興庁「復興特区制度説明資料（令和4年6月）」P.37

https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-13/2206_setsumeishiryou.pdf（令和5年7月19日閲覧）

図表 2-3-49 宮城県内の農地転用許可件数

表 県内の農地転用許可件数（土砂採取、資材置き場等の一時転用許可を含む）

年度	21	22	23	24	25	26	27	28
件数	972	1,183	1,753	2,238	2,380	2,221	1,865	1,796
面積 (ha)	133	97	173	222	286	287	242	243

出所) 宮城県「農畜産業分野における対応」

https://www.pref.miyagi.jp/documents/18704/648826_1.pdf (令和5年7月19日閲覧)

- ・ 開発許可（都市計画法第29条第1項又は第2項の許可）については、被災を受けた箇所の復興に向けた一団のまちづくりを相当数進めていく必要があったことから、許可件数が210件に及ぶものとなった。なお、岩手県においては、岩手県権限移譲等推進計画により、平成20年に開発行為許可等に関する事務処理が市町村に移譲されていたこともあり、また、当該許可に当たっては、市町村における復興整備事業の進捗に支障のない期間による許可が可能であったことから0件となった。
- ・ 市街化調整区域内における建築物の新築等の許可（都市計画法第43条第1項）については、宮城県仙台市におけるその他施設の整備に関する事業による跡地利活用事業（新浜地区 地域コミュニティ広場トイレ整備事業）において行われた。当該事業箇所は、名取川・七北田川間の仙台東部道路から東側の地域となっており、仙台市における区域区分において市街化調整区域に指定されている区域となっている。事業の実施に当たっては、災害危険区域に指定された地区を市街化区域に編入するよりは、当該特例を活用することにより市街化調整区域にトイレの整備を行うこととしたものとなっている。

図表 2-3-50 市街化調整区域内における建築物の新築等の許可



出所) 仙台市

- ・ 事業認可（都市計画法第59条）については、岩手県大船渡市における「大船渡都市計画都市施設学校事業1号赤崎小学校及び附帯事業」及び「大船渡都市計画都市施設学校事業2号赤崎中学校及び附帯事業」並びに「一団地の住宅施設整備事業（安渡地区）」及び「一団地の住宅施設整備事業（赤浜地区）」の6件（事業統合により最終的に4件）となった。これらは、土地収用見据えて、事業認可の手続が行われたものとなっており、都市計画の決定と都市計画事業の認可が、同時にワンストップで処理され、事務処理期間の短縮が図られたとともに、復興整備事業による土地収用法の特例による効果を得ることができたものとなった。

なお、事業認可（都市計画法第59条）の特例については、6件のみとなった理由として、被

災自治体から、復興特区法による手続の理解に当たって復興事業を急ぐあまり時間的に対応が及ばなかった、また、個別法による通常の手続の迅速化が図られていたことから、あえて当該許認可等の特例を受けるまでには及ばなかったとの意見があった。

- ・ 農用地区域内における開発行為の許可（農業振興地域の整備に関する法律第15条の2第1項）、地域森林計画の対象となっている民有林における開発行為の許可（森林法第10条の2第1項）、及び保安林における立木の伐採の許可（森林法第34条第1項又は第2項）については、0件となった。この理由として、被災自治体から、個別法による通常の手続の迅速化が図られていたことから、あえて復興整備事業に係る許認可等の特例を受けるまでには及ばなかったなどの意見があった。
- ・ 自然公園法における特別地域等内において、同法第20条第3項の許可（工作物を新築し、改築し、又は増築すること、木竹を伐採すること等の行為に関するもの）又は同法第33条第1項の届出（高さ13m又は延べ面積1,000㎡の建築物を新築し、改築し、又は増築すること、土地の形状を変更すること等の行為に関するもの）に関する許可等については、防災集団移転促進事業等の実施に当たって、特に津波被害が大きかった地域においては、高台への住宅移転が進められてきたことから、活用件数が多いものとなった。

図表 2-3-51 石巻市 鮎川浜地区



出所) 復興庁『空から見る復興の状況』について(令和2年6月24日)

https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat15/aerial/20200626_sorakamiru3.pdf (令和5年7月19日閲覧)

- ・ 漁港の区域内の水域又は公共空地における工作物の建築、土地の掘削等に関する漁港管理者の許可（漁港漁場整備法第39条第1項）に当たっては、上記6)土地利用基本計画に係る特例（ゾーニングの変更）（復興特区法第48条）に記載のあるとおりとなっており、その活用はないものとなった。
- ・ 港湾区域内の工事等に関する港湾管理者の許可又は臨港区域内における行為に関する港湾管理者への届出（港湾法第37条第1項又は同法第38条の2第1項）については、震災発生直後の初動、応急復旧による航路啓開が実施され、災害復旧工事を早期に着手し、岸壁の供用が震

災経過1年を待たずにして再開される箇所があるなど、復興整備計画の作成以前に復旧事業が既に行われていたことなどから、事例は生じないものとなった。

8) 各種事業に関する特例

a. 区画整理事業に関する特例

ア) 復興一体事業

復興一体事業とは、次に掲げる事業を一体的に施行する事業である。

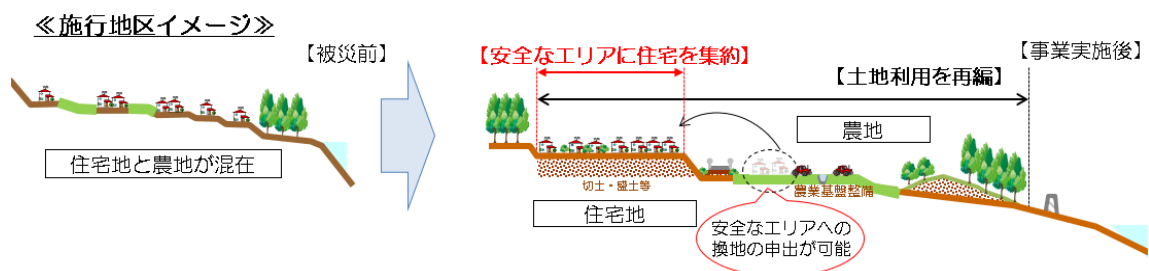
- ① 土地区画整理事業
- ② 農業用排水施設、農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設の新設、管理又は変更
- ③ 客土、暗渠排水その他の農用地の改良又は保全のため必要な事業

当該事業は、農地と市街地が混在している地域などにおいて被害を受けた場合、市町村が、復興一体事業として市街地の整備と農業生産基盤の整備を一体的に施行できるものとなっており、事業計画の作成に当たっては、施行地区（市街化調整区域においても定めることができる。）、事業の概要、事業施行期間及び資金計画を記載するものとし、これを県知事等に提出することによって、その事業計画が適当である旨の認定を受けることができるものとなっている。

また、住宅や学校、病院等の公益的施設が広範に被害を受けた場合には、再度災害の防止又は軽減のための措置、例えば、盛土、嵩上、高台切土等による措置を講じた土地に住宅及び公益的施設を集約させることができるものとし、このように供すべき区域を津波復興住宅等建設区として施行地区内に定めることができるものの、当該区域の決定に当たっては、住宅及び公益的施設（教育施設、医療施設、官公庁施設、購買施設その他の施設）の建設を促進する上で、効果的な位置に相当な規模の面積によるものとする必要があり、この場合、事業計画に記載された施行地区内の住宅又は公益的施設の用に供する宅地の所有者である場合において、当該宅地に係る換地に住宅又は公益的施設を建設しようとするものは、当該宅地に係る換地を津波復興住宅等建設区域内に定めるべき旨の申出をすることができる。

さらに、市町村は、県に対して農用地の改良、開発、保全又は集団化に関し専門的知識を有する職員の必要な援助を求めることができることになっており、また、農業用排水施設等に関する事業又は客土、暗渠排水等に関する事業によって生じた農業用排水施設等があるときは、その施設を管理するものとなっている。

図表 2-3-52 施行地区イメージ



出所) 復興庁「復興特区制度説明資料（令和4年6月）」P.41

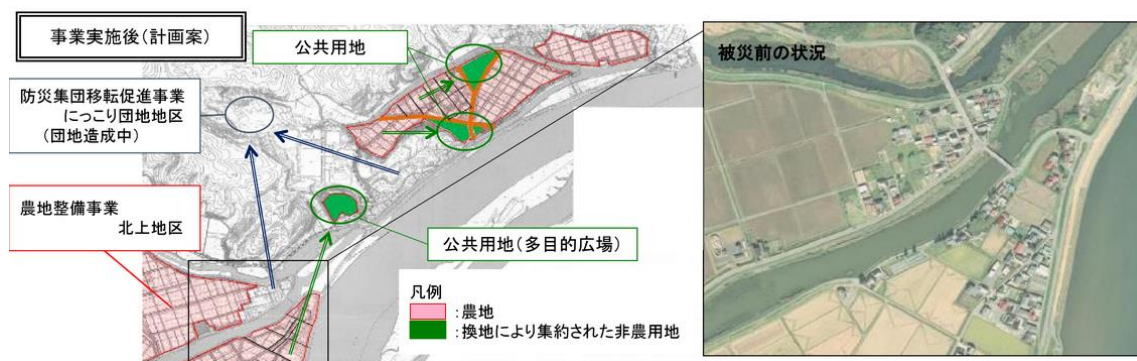
https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-13/2206_setsumeishiryou.pdf（令和5年7月19日閲覧）

当該事業は復興特区法において新たに創設された事業となっているものの、被災自治体から、被災箇所から津波の被害が回避可能な高台への住宅の移転は、防災集団移転促進事業において多く実施されたこと、新たな事業への取組は不慣れなことから緊急時において負担が大きくなること、また、それぞれの事業区域が離れていること等の意見があり、当該事業は行われなかった。

なお、復興一体事業とは異なるものの、防災集団移転促進事業と連携した農業農村整備事業が行われており、高台への集団移転と併せた移転元地を含む農地整備事業が10市町15地区で行われた(令和2年1月末現在)。

特に、石巻市の北上地区では、農業農村整備事業により移転跡地等の集約化を図り、移転先の造成団地の住民が利用する多目的広場を計画するなど、効率的な土地利用の実現に向けた農地整備の推進が行われた。さらに、造成団地から発生する残土を農地整備に活用することによって、双方の事業費の縮減が図られるものとなった。

図表 2-3-53 事業の実施状況



(特例適用件数 0件)

出所) 復興庁「住宅再建・復興まちづくりの加速化のための施策集」P.12

https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-15/20160708_sesakusyu.pdf (令和5年7月19日閲覧)

イ) 土地区画整理事業の特例(復興特区法第51条)

土地区画整理法及び都市計画法において、地方公共団体は、市街化調整区域において土地区画整理事業を実施できないこととされているものの、被災地域の円滑かつ迅速な復興のためには、市街化調整区域においても土地区画整理事業に関する復興整備事業の実施が必要となる場合がある。

そのため、次の①から③までに掲げる地域内に市街化調整区域が含まれる場合であっても、復興整備計画に市街化調整区域をその施行地区に含む土地区画整理事業又は復興一体事業に関する事項を記載することができるものとしている。

- ① 東日本大震災による被害により土地利用の状況が相当程度変化した地域又はこれに隣接し、若しくは近接する地域
- ② 東日本大震災の影響により多数の住民が避難し、若しくは住所を移転することを余儀なくされた地域又はこれに隣接し、若しくは近接する地域(①の地域を除く。)
- ③ ①②の地域と自然、経済等において密接な関係が認められ、かつ、①②の地域の住民の生活再建を図るための整備を図ることが適切であると認められる地域

当該特例の活用状況は、岩手県の沿岸地域においては、区域区分の定めがなかったことから0件となっているものの、宮城県については8件、福島県については3件となった。

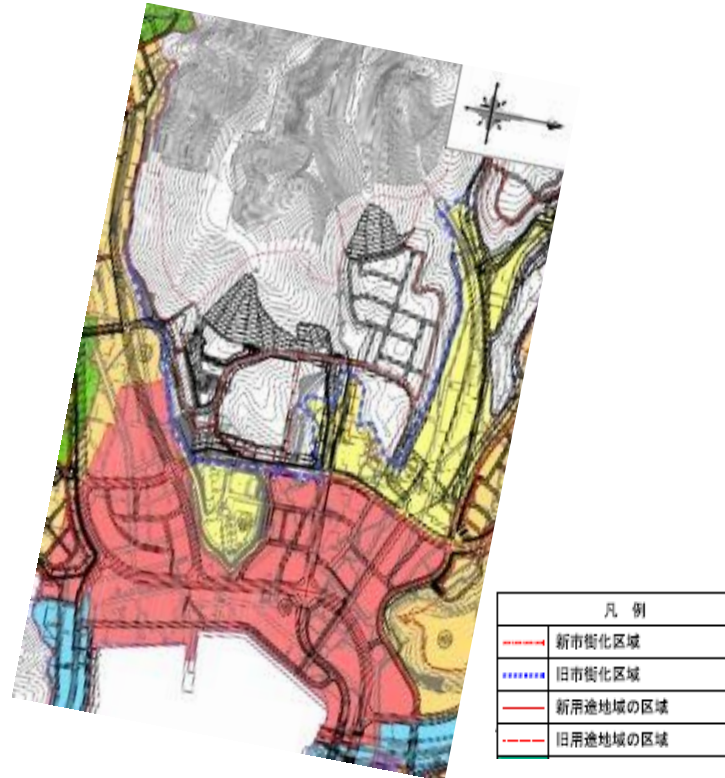
宮城県女川町においては、市街地のほとんどの箇所が浸水したことから、女川町中心部の高台な

どでまちづくりが行われることとなり、復興整備事業（女川町被災市街地復興土地区画整理事業）の実施に当たっては、市街化調整区域を選択せざるを得ないものとなった。

当該特例を活用することによって、まちづくりに当たり、柔軟な立地計画を実施できるものとなった。

また、当該土地区画整理事業の実施に当たっては、仮換地指定の前であっても、損失補償が行われる場合を除き、土地区画整理事業の工事实施に関する地権者の同意（起工承諾）を得られた箇所から工事が可能との周知があったことから、工事着手が21か月前倒しで実施されるものとなった。

図表 2-3-54 土地区画整理事業の特例の活用状況



(特例適用件数 11件)
出所) 女川町

b. 住宅等施設に関する特例

- ・ 集団移転促進事業の特例（復興特区法第53条）

防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（以下「集団移転促進法」という。）においては、集団移転促進事業計画の策定主体が、市町村に限定されているものの、東日本大震災による被害により被災地の行政機能は低下している状況にある。このような状況を踏まえ、市町村から集団移転促進事業に係る集団移転促進事業計画の策定が困難である旨の申出を受けた場合には、都道府県がその作成を行うことができるものとした。

この場合、都道府県は、国土交通大臣に対する協議の同意、市町村に対する意見の聴取等を行う必要があり、手続に時間を要し、円滑かつ迅速な復興に支障が生じることとなるため、協議会が組織されている場合においては、集団移転促進事業計画をワンストップにおいて処理するものとし、集団移転促進事業に関する事項が記載された復興整備計画が公表されたときは、公表の日に当該事項に係る集団移転促進事業計画が集団移転促進法第3条第1項の規定により同項の同意を得て定められたものとみなすものとした。

ただし、被災自治体から、現状においては、市町村職員が、地域のコミュニティの維持、住民の意思など、被災の早い段階で、各地区を回って意思確認を行う必要があり、その作業は、地域のコミュニティの事情に精通している市町村の職員の対応が必然と考えられていたことから、県にお願いするというのは想定すらしていなかったとの意見もあり、都道府県による集団移転促進事業については0件となった。

また、被災市町村では、多数の施設に深刻な被害を受けたことから、都市機能を完全に喪失しているものもあるため、集団移転促進事業については、住宅のみならず、移転者の住居の移転に関連して必要と認められる医療施設、官公庁施設、購買施設その他の施設で、居住者の共同の福祉又は利便のため必要なものの用地取得及び造成経費についても補助の対象とした。

さらに、被災地においては、防災に対応しうる平地の移転適地が少ないことから、安全性確保を考慮した場合、高台への移転が余儀なくされている。その場合、大規模な造成が必要となるため経費が多額となり、当該造成された土地の適正な時価を上回ることが想定されるため、取得及び造成に要する経費を譲渡により回収することができないものとなる。そのため、現行制度では、取得及び造成後に住宅団地の用地を譲渡する場合は、当該宅地に係る用地費及び造成費は補助の対象とはなっていないものの、復興整備計画に記載された事業については、譲渡に係る対価の額が用地の取得及び造成に要した経費の額以上となる場合を除き、補助の対象とすることにした。ただし、分譲する住宅敷地等については、市場価格で譲渡した場合の譲渡収入を超える部分が補助対象となる。

c. 住宅地区改良事業の特例（復興特区法第54条）

住宅地区改良法においては、不良住宅が密集して、保安、衛生等に関し危険又は有害な状況にある一団地を、改良地区として指定することができるものとされているが、この場合の「不良住宅」とは、主として居住の用に供される建築物又は建築物の部分でその構造又は設備が著しく不良であるため居住の用に供することが著しく不適当なものとされている。

津波等により著しい被害を受けた住宅には、基礎が崩れて土地に定着していないものがあるなど、建築物とは言えないものが多数有り、住宅地区改良法上不良住宅に該当しないものとなっている。

このことから、申出地区（住宅地区改良法第4条第2項の申出に係る地区）として復興整備計画に記載することによって、地区内において主として居住のように供されていた建築物であったもので、著しい被害を受け損壊したため、建築物でなくなったものについても、当該居住者が保安、衛生等の危険性に現にさらされているものとして、それらが存する区域を含み申出地区とすることが

できるものとなっている。この場合、都市計画区域内において実施する事業に関しては、あらかじめ、施行者に応じて、関係市町村又は都道府県都市計画審議会の議を経る必要がある。

また、住宅地区改良法においては、施行者は、国土交通大臣による改良地区の指定後、国土交通大臣に協議の上、事業計画を定める必要があり、また、事業計画を定める際には、あらかじめ、公共施設の管理者等、地区施設の設置について許可、認可その他の処分の権限を有する行政機関との協議の上、住宅地区改良事業の具体的な実施内容等を記した事業計画を定め、事業を実施するものとされていることから、この場合手続に期間を要することになるため、関係地域の円滑かつ迅速な復興に支障を来すおそれがある。そのため、申出地区及び事業計画に関する特例をそれぞれワンストップで処理することにより、住宅地区改良事業に関する事項が記載された復興整備計画が公表されたときは、公表の日当該事項について定められたものとみなすものとなっている。

なお、住居の再建に当たっては、かさ上げも可能である土地区画整理事業や被災した地区において多数の事業が行われ、ノウハウが得られやすい市街地開発事業、防災集団移転促進事業により多くの整備が行われたこと、また、被災を受けた箇所は、災害危険区域に指定されることとなり、住居の多くは高台で再建される場合が多かったことから、当該事業が実施されることはなかった。

（特例適用件数 0件）

図表 2-3-55 基礎及び1階部分が崩れた住宅

東日本大震災により基礎等が損壊し、建築物でなくなった住宅についても、不良住宅とみなす



（基礎及び1階部分が崩れた住宅）

出所）復興庁「復興特区制度説明資料（令和4年6月）」P.44

https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-13/2206_setsumeishiryuu.pdf（令和5年7月19日閲覧）

d. 小規模団地住宅施設整備事業の特例（復興特区法第54条の2）

都市計画法第11条第1項第8号においては、都市施設として、「一団地の住宅施設（一団地における50戸以上の集団住宅及びこれらに附帯する通路その他の施設をいう。）」と定められている。

被災地沿岸については50戸以上の規模の集落は少なく、小規模な集落が多く存在していることから、被災地域の実情を踏まえ、復興整備事業に小規模団地住宅施設整備事業（一団地における5戸以上50戸未満の集団住宅及びこれらに附帯する通路その他の施設の整備に関する事業をいう。）を加え、復興整備計画に記載された小規模団地住宅施設整備事業については、都市計画法に規定する一団地の住宅施設とみなすものとし、これらの整備のための事業については、都市施設としての整備及び土地収用制度の活用を可能にするものとした。


当該事業については、岩手県大槌町及び福島県いわき市において行われた。大槌町においては、用地加速化支援隊の実務支援を受けていたこともあり、土地収用制度の活用を可能とするため、当該特例を活用したものであるが、被災地全体としては、用地取得が難航した場合には移転先地の変

更が多数行われた。いわき市においては、多数の避難者により高まった住宅用地の需要に対応する必要があったため、開発許可に準じる手続き（いわき市の審査）を経ることにより、民間事業者を施行予定者とする「一団地の住宅施設」の都市計画決定及び事業認可が行われ、以下の3事業が実施された。

当該事業の民間事業者による実施によって、迅速かつ機動性のある民間活力の活用が可能となり、自立再建を目指す者の住環境の早急な改善が図られるものとなった。また、当該事業は都市計画事業として実施されるため、収用交換等の場合の5,000万円特別控除の特例の適用が受けられるものとなり、円滑な用地取得の確保に資するものとなった。

（特例適用件数 10件）

図表 2-3-56 小規模団地住宅施設整備事業の特例の事例

地区名	事業名	実施主体
E-1地区	平中山一団地の住宅施設事業 	株式会社 渡辺組
出所) 株式会社 渡辺組		

地区名	事業名	実施主体
E-2地区	<p data-bbox="347 230 783 257">四倉町上仁井田一団地の住宅施設事業</p>  <p data-bbox="347 1128 469 1155">出所) 復興庁</p>	株式会社ファーストホーム

地区名	事業名	実施主体
E-3地区	常磐上矢田町一団地の住宅施設事業  出所) 株式会社アドマック  出所) 復興庁	株式会社アドマック

9) 施設整備事業に関する特例

a. 土地改良事業の特例（復興特区法第52条）

被災地域における農業生産活動は、地域経済・国民への食料の安定供給の面において、重要な役割を果たしており、緊急に復興させる必要がある。

このため、原則、農業者の申請を要件として実施される土地改良事業について、農業者の申請によらず、県の発意で、区画整理・農用地造成等の事業を行うことができるものとした。

釜石市大船渡・釜石地区（下荒川工区）において、県施工による土地改良事業が実施された。当該事業の実施箇所の選定に当たっては、岩手県内被災沿岸市町村一体となり、農地の復旧、復興をどのように実施するかという協議を進める中で、当該地区が、従前から狭隘な農地が多く、大区画化するための換地の強い要望があったことから選ばれたものとなっている。また、当該地区は、8haと施工規模が小さく、通常は県による施工とはならないものの、土地改良事業の施工実績がなく、また、被災対応により土地改良事業にまで手が回る状況になかったことから、市の依頼もあり、復興特区法の特例を活用して、県による施工となったものとなっている。

これらの結果、農地の復旧が区画整理事業により実施されることとなり、生産効率の向上や農地集積・集約化が図られた。

また、地域における話し合いの結果、釜石市初の本格的な営農組合が設立され（唐丹地区営農組

合)、当組合の中心経営体である農業者4経営体により農地利用が担われることとなり、集落内の農地は、効率的に管理されるものとなった。

同地区においては、区画整理事業をきっかけに、区画拡大による作業の効率化や、個人には負担の大きい農業機械の導入などを営農組合で補完する仕組みができたことにより、被災後において営農再開が可能になった例となっている。

図表 2-3-571 釜石市 大船渡・釜石地区（下荒川工区）



出所) 岩手県

図表 2-3-58 整備状況

【整備前】



【整備後】

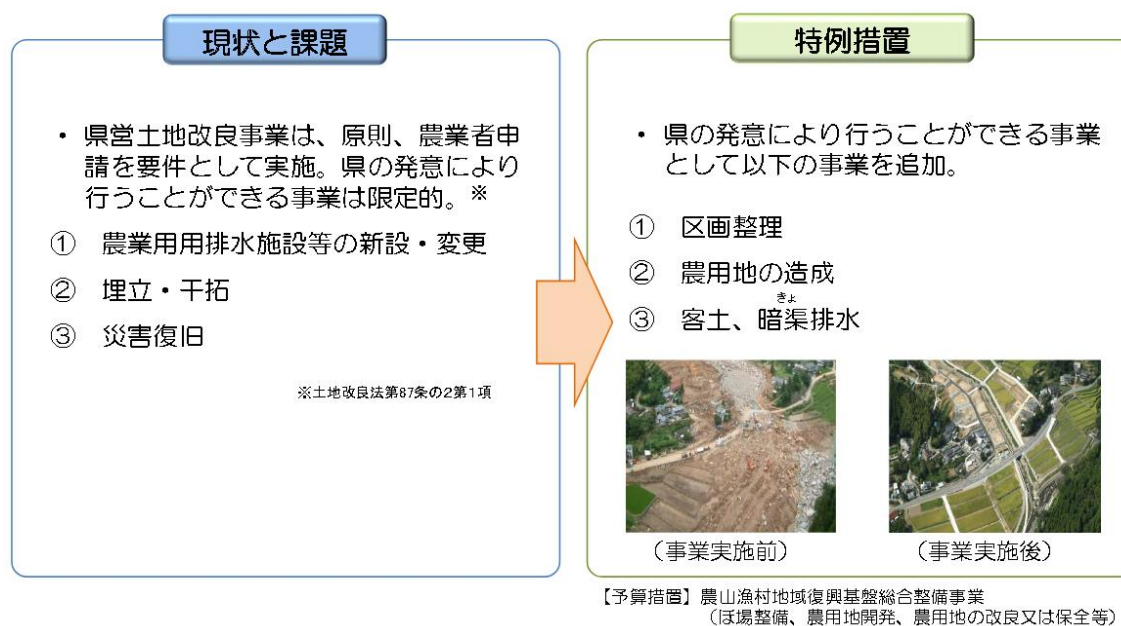


出所) 岩手県

なお、福島県においては、原子力災害により被害を受けた農地が多くあったことから、農地除染を行うとともに、ほ場を大区画化し、担い手への農地集積・集約化を推進することで、農業競争力

強化を図ることを目的とした区画整理事業を実施する土地改良事業が多く見受けられた。
(特例適用件数 6件)

図表 2-3-59 県営土地改良事業の拡充



出所) 復興庁「復興特区制度説明資料(令和4年6月)」P.42

https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-13/2206_setsumeishiryuu.pdf (令和5年7月19日閲覧)

b. 漁港漁場整備事業の特例(復興特区法第55条)

漁港漁場整備事業は、漁港施設の新築、魚礁の設置等を行うことを目的とする事業である。

漁港漁場整備法に基づいて事業を行うこととした場合、関係地方公共団体及び関係漁港管理者との協議並びに概ね20日間の縦覧期間を経る必要があることから、事業の円滑かつ迅速な施行に支障を来すおそれがある。

そのため、漁港漁場整備事業に関する事項を復興整備計画に記載しようとするときは、ワンストップで処理することとし、農林水産大臣の同意を得て、当該事項が記載された復興整備計画が公表されたときは、公表の日に同法第17条第1項における特定漁港漁場整備事業計画が定められ、かつ、当該計画について同項に規定する届出及び公表がされたものとみなすこととされた。

なお、特定漁港漁場整備事業計画に係る縦覧手続については、復興整備計画作成に当たっての公聴会の開催等住民の意見を反映させる機会に行うことが可能なものとなっている。

漁港漁場整備事業の実施については、上記6)土地利用基本計画に係る特例(ゾーニングの変更)(復興特区法第48条)にあるとおりとなっており、早期に漁港の復旧が図られたことから、当該特例の活用は行われなかった。

(特例適用件数 0件)

c. 地籍調査事業の特例（復興特区法第56条）

地籍調査とは、主に市町村が主体となり、一筆（土地の所有権等を公示するために、人為的に分けた区画のことであり、土地は「筆」（ひつ）という単位でカウントされる。）ごとの土地の所有者、地番及び地目を調査し、境界の位置と面積を測量する調査となっている。

被災地では、津波により土地の境界標が流失するなど、土地の境界が不明確となっている箇所があるため、復興に向けた事業等が円滑かつ迅速に進まない状況が生じている。この場合、速やかに、境界を復元する必要があるものの、地方公共団体では被災により行政機能が低下し、地籍調査の実施体制の確保が極めて困難な状況になっている。

このような状況を踏まえ、国土交通省が行う地籍調査に関する事項が記載された復興整備計画が公表されたときは、地方公共団体に代わって国土交通省が当該地籍調査を行うものとなっている。

なお、地籍調査に関する事項を復興整備計画に記載しようとするときは、必要に応じてワンストップ処理を活用しつつ、所要の協議等をするとともに、①地籍調査が復興の円滑かつ迅速な推進を図るために必要であり、②地方公共団体が行うことが困難であると認められ、かつ、③その事務の遂行により国の事務に支障がないことの3つの要件に該当すると認められるものとして、国土交通大臣の同意を得なければならない。

この事業に要する経費は、国が1/2、都道府県が1/4、市町村が1/4をそれぞれ負担するものとなっている。

地籍調査事業の特例については、事業を実施しない地区においては地籍調査を行う緊急性が低かったこと、事業を実施する地区においても、各自治体における復興事業の実施に当たって、国からの十分な財政支援が行われたためにコンサル等への外部委託等の十分な活用が可能となり、必要に応じて測量の実施の際に地籍調査が行われたことから、地方公共団体に代わって国土交通省に地籍調査の実施を要請する自治体はなく、件数は0件となった。

なお、東日本大震災の被災県を対象とする登記所備付地図作成作業が、平成27年度を初年度として3年間（2年目作業を算入すると4年間）において9平方キロメートルに及ぶ登記所備付地図の作成が行われた。また、東日本大震災の被災県では、震災復興型登記所備付地図作成作業を実施すべき地区がなお存在したことから、平成30年度を初年度として3年間（2年目作業を算入すると4年間）において各年度約3平方キロメートルに及ぶ登記所備付地図の作成が行われた。さらに、令和3年度を初年度とする3年間（2年目作業を算入すると4年間）の各年度約2平方キロメートルに及ぶ登記所備付地図の作成が行われている。

石巻市における地籍調査が完了していない中心市街地においては、その一部に地図混乱地域が含まれていたことから、復旧・復興事業の実施に当たって支障が生じていた。そのため、登記所備付地図作成事業が行われることとなり、事業の実施に当たっては、仙台法務局と石巻市が包括連携協定を締結して実施する全国初の取組みとなった。両機関が連携することによって、仙台法務局においては、石巻市が保有する情報の活用、地図作成作業の現地事務所を石巻市役所庁舎内に設置することで、地籍調査担当課への技術的支援・助言や土地所有者等の来所が容易となり、石巻市においては、復興の更なる前進や地籍調査の再開（東日本大震災により地籍調査が中止）などの市民のニーズに対応できるものとなった。また、通常、市において事業を実施しようとする場合、多額の費用と期間（3年）を要するものの、法務局が主体となって事業が実施されたことから、短期間（2年）で事業が完了するものとなり、地図混乱地域が解消されるとともに、その結果、地図の縄伸びが多く生じ、税収の増加にもつながるといった効果がみられた。

図表 2-3-60 土地の境界が不明確となっている箇所



出所) 復興庁「復興特区制度説明資料(令和4年6月)」P.48

https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-13/2206_setsumeishiryou.pdf (令和5年7月19日閲覧)

d. 法令等に関する特例

ア) 環境影響評価法の特例(復興特区法第72条)

環境影響評価法においては、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれのある事業について環境影響評価手続を義務付けているが、第52条の規定により、防災上の観点から緊急に行う必要があつて被災区域において実施される事業については、環境影響評価法の適用除外としている。被災区域以外で行う事業は適用除外とはならないが、法に基づく手続を実施した場合、環境影響評価に必要な現地調査期間に加え、環境影響評価図書の公告・縦覧期間や行政機関及び住民等の意見提出期間等、長期間を要することとなり、被災住民の住居等の生活再建に係る事業が迅速に進められない懸念があつた。

そのため、復興整備事業への迅速な着手と環境保全の両立を図るため、環境影響評価法の特例を設けることにより、復興整備事業のうち被災住民の居住地及び移動手段の確保に不可欠な事業である土地区画整理事業(面積75ha以上)又は鉄道事業若しくは軌道事業(長さ7.5km以上)に限って、環境影響評価法を適用せず、当該特例に基づく特定環境影響評価を実施することとしたものである。

特例の内容は、以下の図のとおりとなっており、環境影響評価法に基づく通常の環境影響評価における方法書・準備書・評価書の手続を特定評価書という手続に集約するとともに、通常の環境影響評価で行われている通年又は四季にわたる現地調査を基本とせず、文献等の資料調査、専門家等へのヒアリング、現地の状況の確認等を基本とすることにより、事業着手前の手続に要する期間の大幅な短縮が図られたものとなっている。

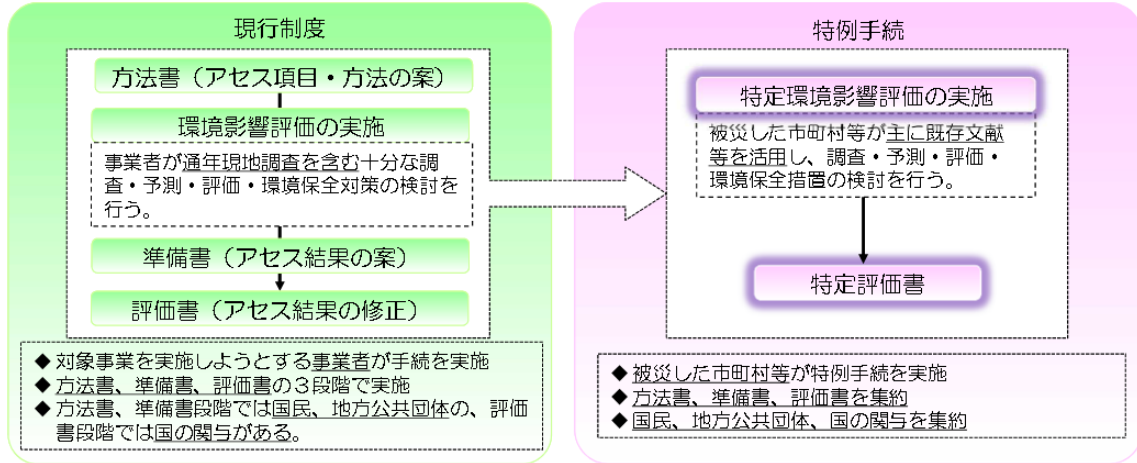
<縦覧期間、意見提出期間の短縮>

- ・ 特定環境影響評価では、方法書、準備書、評価書を集約し、特定評価書を作成する。
- ・ 特定評価書の縦覧期間は2週間であり、縦覧方法は、被災地を離れている地元住民の利便性を考慮し、紙による縦覧に加えて、被災関連市町村等のウェブサイト等で公表。
- ・ 関係都道府県知事等の意見提出期間については、環境影響評価法に基づく手続における準備書についての意見提出期間(120日)の半分の60日。
- ・ 認可を行う者、環境大臣の意見の提出期間については、認可を行う者の意見提出期間は60日、このうち環境大臣の意見提出期間は30日。

<調査期間の短縮>

特定環境影響評価手続では、通年又は四季にわたる現地調査を基本とせず、文献等の資料調査、専門家等へのヒアリング、現地の状況の確認等を基本とする。

図表 2-3-61 特例環境影響評価手続と現行制度との比較

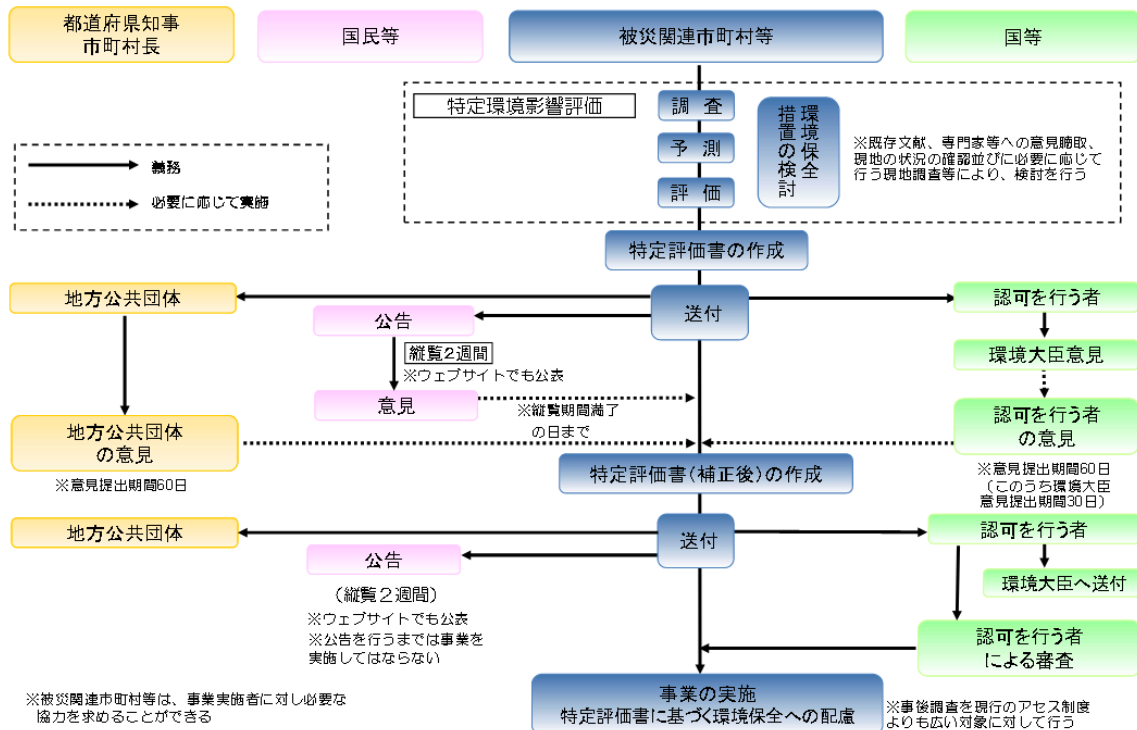


出所) 環境省「東日本大震災からの復旧・復興への対応」

<https://www.env.go.jp/council/02policy/y0212-01/900416831.pdf> (令和5年7月19日閲覧)

特定環境影響評価は、以下の手続により行われる。

図表 2-3-62 復興特区法による特定環境影響評価の手続の流れ



出所) 環境省「東日本大震災からの復旧・復興への対応」

<https://www.env.go.jp/council/02policy/y0212-01/900416831.pdf> (令和5年7月19日閲覧)

当該特例に基づき以下の2事業（復興整備事業の件数6件）について特定環境影響評価手続が実施された。

石巻市新蛇田地区被災市街地復興土地区画整理事業（新蛇田地区（46.5ha）、新蛇田南地区（27.4ha）及び新蛇田南第二地区（13.7ha））

常磐線（駒ヶ嶺～浜吉田）復旧事業（山元町（12.01km）、亶理町（300m）及び新地町（2.49km））

特定環境影響評価手続が実施されたのは、土地区画整理事業と鉄道事業の1事業ずつにとどまったが、2事業とも約1年で特定環境影響評価手続を終了しており、通常的环境影響評価に比べて大幅に期間を短縮することができた。一方、被災自治体から、特定環境影響評価は、事業者ではなく、被災関連市町村等が手続を実施するため、災害復旧時にもかかわらず市町村の負担が大きいとの意見があった。

（特例適用件数 2件（復興整備事業の件数 6件））

図表 2-3-63 石巻市新蛇田地区被災市街地復興土地区画整理事業

新蛇田地区の工事着手前状況



現況（平成29年4月時点）



出所) 石巻市「石巻市新蛇田地区被災市街地復興土地区画整理事業概要」（平成30年1月1日現在）
https://www.city.ishinomaki.lg.jp/cont/10184000/501/01_sinhebita.pdf（令和5年7月15日閲覧）

図表 2-3-64 常磐線(駒ヶ嶺～浜吉田)復旧事業



山下駅 (山元町)



坂元駅 (山元町)



新地駅 (新地町)

出所) 復興庁

イ) 不動産登記法の特例（復興特区法第73条）

筆界特定制度とは、土地の所有者として登記されている人などの申請に基づいて、筆界特定登記官が、外部専門家である筆界調査委員の意見を踏まえて、現地における土地の筆界の位置を特定する制度となっている。

用地の取得に当たっては、筆界の特定が不可欠となっているものの、被災地では、災害により、筆界を特定する上で参考となる杭や塀などの物的証拠及びその他の証拠書類が流失するなど、その特定が困難となっている状況が多く見受けられている。さらに、行方不明者、遠方への避難者も多数にのぼり、土地の所有者の所在が判明しないため筆界特定に支障が生じる状況も生じている。

そのため、事業の迅速な実施に支障が生じることのないよう、将来の所有者となり得る復興整備事業の実施主体が、筆界特定の申請を行うことができるものとなっている。

当該申請に当たっては、土地の所有者の承諾がある場合に限り行うことができることになっているものの、所有者の所在が判明しない場合には、その者の承諾を得なくても良いものとなっている。また、この場合における復興整備事業の実施主体の要件としては、土地収用法による事業認定の告示があった事業、公共用地の取得に関する特別措置法による特定公共事業の認定の告示があった事業又は都市計画法による都市計画事業の認可等の告示があった事業を行う者に限られたものとなっている。

不動産登記法の特例については、事業の実施主体の要件が限定されていること、東日本大震災の被災県を対象とする登記所備付地図作成作業が実施されたこと、また、各自治体における復興事業の実施の際に必要な応じて地籍調査が実施されたことから行われなかった。

（特例適用件数 0件）

ウ) 土地収用法の特例（復興特区法第73条の2～第73条の4）

土地収用制度とは、事業の実施主体が、任意の協議による土地の所有権の取得に向け最大限の努力を払ったにもかかわらず、その取得が困難な場合に、土地収用法に基づく一定の手続（事業認定手続及び収用裁決手続）を経ることによって、土地の所有権を強制的に取得するものとなっている。そのため、権利者保護に万全を期するという観点から、その手続に当たっては、当然厳正なものとなり、長期化する傾向が強いものとなっている。

被災地においては復興を迅速に進める必要があることから、復興整備計画に記載された復興整備事業について、土地収用法による事業の認定に関する処分を行うための努力期間を「3月」から「2月」に短縮し（第73条の2）、さらに、審理手続を短期に実施するため、収用裁決手続のうち明渡裁決に要する審理の期間を6月以内とする努力規定が設けられた（第73条の4）。

さらに、できる限り早期に裁決申請を行う必要があるため、裁決申請書に記載すべき事項は、「収用し、又は使用しようとする土地の所在、地番及び地目」、「土地を使用しようとする場合においては、その方法及び期間」、「権利を取得し、又は消滅させる時期及び登記簿に現れた土地所有者及び関係人の氏名及び住所」を記載すれば足りるものとし、特に土地調書の作成は時間を要するものとなることから、申請時の添付の省略を可能とした（第73条の3）。

また、審理手続については、通常の場合6月あれば裁決は可能であるとされているものの、審理手続開始後、土地所有者が死亡する場合があるなど、審理に要する期間が突然の理由により延伸する場合も想定されることから、緊急に施行する必要がある事業のために土地を使用する際の使用期間を「6月」から「1年」に延長した（第73条の2）。

このことによって、法手続に要する期間の短縮が図られるとともに、早急に着手しようとする事

業の継続的な施工を可能とするものとなった。

当該特例については、59件の申請があり、事業認定手続の短縮については97.6%、裁決申請手続については69.4%の効果があった。

宮城県が起業者である主要地方道相馬亘理線道路事業においては、事業認定申請から告示までの期間が50日間、収用裁決申請から裁決日までの期間が78日間となり、最短の期間で収用手続が行われるものとなった。

(特例適用件数 59件)

エ) 民法の特例（復興特区法第73条の5）

復興整備計画に記載された復興整備事業のうち、土地収用制度による裁決申請に係る事業について、緊急に施工する必要があるため土地の使用が必要となる際に、土地所有者等から損失補償額の請求があった場合、自己の見積もった損失補償額を払い渡さなければならないこととされている。この場合、共有者の中に行方不明者がいるなど、権利者の氏名又は住所を確知することができないときは、損失補償額を供託することができるものとなっている。なお、供託に当たっては、民法第494条第2項により、確知するに当たって、過失がある場合には、供託ができないものとなっているものの、調査義務の軽減を図るため、民法の特例として、供託に当たっての要件を「過失」から「重大な過失」がある場合として要件の緩和を図ったものとなっている。

オ) 独立行政法人都市再生機構法の特例（復興特区法第74条）

独立行政法人都市再生機構（UR）は、委託に基づき業務を行う場合、大都市及び地域社会の中心となる都市の既成市街地以外の地域においては、原則として、本来業務の遂行に支障のない範囲内においてのみ受託業務を行うことができるものとなっている。

地方公共団体における復旧・復興業務が多岐かつ膨大にわたり、地方公共団体、地域の関係者のみでは市街地整備がなかなか進まないような場合、市街地整備に関する豊富な知識や高い業務遂行能力を有するURに業務を委託する選択肢を設けることは、被災地の迅速な復興を図る上で有用なものとなる。

実際、平成23年10月3日に岩手県沿岸市町村復興期成同盟会から国に提出された「東日本大震災からの早期復旧・復興に関する要望」において、「UR都市機構の体制強化（URによる設計から発注・工事監理までの事業実施や自治体毎の現地事務所設置など、長期にわたる支援を行うこと）」が盛り込まれるなど、URの支援に対する被災自治体からの期待は非常に高いものがあった。

これに対しURは東日本大震災復興対策本部に、震災復興支援におけるURの取組方針について下記のとおり説明した。

1 基本的な考え方

- ・ 国交省の指導と調整の下、URとして出来るだけ支援
- ・ 受託を基本。人的支援も可能
- ・ 具体地区と時期は、国交省及び地方公共団体と協議調整

2 事業地区の想定

- ・ 体制の弱い、経験職員のいない、あるいは前記課題を複数抱えて自ら事業を実施することが困難な市町村
- ・ 鉄道、防潮堤、直轄事業等と関連して整備が必要な（大規模な）地区
- ・ 中心市街地など、優先度・困難性の高い地区

ところが、東日本大震災の被災地域は、独立行政法人都市再生機構法第3条の「大都市及び地域

社会の中心となる都市」や同法第 11 条の「既に市街地を形成している区域」に該当しない都市や区域も多く、URが事業を実施するためには新たな法的位置付けが必要であった。

そのため、復興整備計画に記載された事業について、地方公共団体等からの委託によりURが事業を行うことを可能とするとともに、本特例措置に係る業務を同法第 11 条第 2 項に加えることとした。

URは、令和 4 年 7 月時点で 26 の被災自治体と協定等を締結し、当該自治体からの委託又は要請を受けて復興市街地整備事業（29 地区）及び災害公営住宅の整備（要請戸数：5,932 戸）を推進した。

2章

総論（復興庁設置以降）

図表 2-3-65 UR支援地区一覧

復興まちづくり支援地区一覧

令和4年7月1日現在（名称のうち、町営住宅、市営住宅、住宅、復興住宅、団地、アパート等の記載は省略）

自治体	復興市街地整備			災害公営住宅整備		コーディネート等	
	地区	面積	CM方式	住宅名称	戸数		
岩手県	岩手県			南青山【盛岡市】※地区名称	99戸		
	野田村					・土地区画整理事業コーディネート（城内）	
	盛岡市	盛巻	44ha	○			
		蔵ヶ崎・光岸地	24ha				
		大沢	19ha	○			
	山田町	山田	56ha	○	大沢第1/大沢第2/山田中央/鈴浜/大沢小西/下条	208戸	
		蔵巻	14ha	○			
	笑楽町	笑楽	40ha	○	大ケロー一丁目/瀧水/大ケロー二丁目第2/荘内/末広町/寺野白澤第一/御社地/本町・上町	243戸	・工事発注支援（設帳等5地区）
		片岸	23ha	○			
	花巻市	駒住町	60ha	○	花巻辺/駒住町/片岸町	151戸	
	花巻辺	2ha					
大船渡市	笑楽渡船場辺	36ha	○	宇津野沢/赤沢/上山東/平/川原/築/清/所通東/山口西/野々田/泊屋/後/入南/大沢/杉下/崎浜	227戸		
陸前高田市	今泉	112ha	○				
	高田	186ha	○	下和野/水上/大野/田端/長部/今泉	269戸		
津波被災地域	宮城県					・事業推進技術支援（気仙沼市、石巻市）	
	気仙沼市	巖戸	42ha	○			
		南気仙沼	33ha	○	南郷/西長田/巖折南/巖折/内ノ郷/気仙沼駅前	1,033戸	・工事発注支援（漁業集落防災機能強化事業19地区等）
	南三陸町	志津川	109ha	○	入谷/名足/志津川東/志津川中央	432戸	
	安川町	中心部	222ha	○	運動公園/笑楽/女川/巖崎西/荒立/桜ヶ丘	561戸	・戸建災害公営住宅買取事業を技術支援
		巖半島部	55ha	○			
	石巻市	新門屋	24ha	○	大船渡西第二/巖野/大船渡北二丁目/中央第二/駅前北通り/中屋一丁目/不動町/中央第一/門脇東/門脇西	436戸	・工事発注支援（半島部46地区） ・再開発事業の検討
	東松島市	野蒜北部丘陵	93ha	○			
		東矢本駅北	28ha		あおい/野蒜ヶ丘	477戸	
	塩竈市				伊保石/錦町/柱島/野々島/巻風沢/朴島/清水沢東/錦町東	355戸	
多賀城市				桜木/鶴ヶ谷/新田/蟹内	532戸		
名取市				美田園北/高砂東	100戸		
福島県				喜沢/大原/原本谷/北村岡/勿来通汗【いわき市】	732戸		
新地町				安谷東	30戸		
桑折町				桑折駅前	47戸		
福島県	須賀川市					・市街地再開発事業技術支援（須賀川市八幡町） ・災害公営住宅整備事業技術支援 ・復興まちづくり事業計画策定支援	
	磐石町					・復興まちづくり事業計画策定支援	
	いわき市	薄磯	37ha	○			
	豊岡	56ha	○				
23自治体		1,314ha			5,932戸		

自治体	復興拠点整備事業支援		主なソフト支援
	地区	面積	
茨城県	相模	49ha	・地域再生支援（中心市街地再生）等
	酒江駅前	8ha	
福島県	双葉町	50ha	・建築物整備事業支援（双葉町産業交流センター）等
	双葉町	24ha	・地域再生支援（まちなか再生）等
	大原町	18ha	・建築物整備事業支援（町庁舎等）
	大原町	42ha	・地域再生支援（施設運営計画等）等
3自治体		208ha	

※下線部地区は現在事業受注中。なお、面積については、四捨五入により合計値と一致しない場合がある。

出所）UR都市機構パンフ「東日本大震災からの復興支援」（令和4年7月）

力) 農業振興地域の整備に関する法律の特例（復興特区法第75条）

土地改良事業等を実施した農地については、農用区域外に代替する土地がないこと、農用地の集団化、担い手への農地の利用集積、農業用排水施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないこと等（農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項）及び土地改良事業の完了後8年が経過している土地であること（農業振興地域の整備に関する法律施行令第9条）の要件を全て満たした場合に、農用区域内の土地を農用区域から除外することができることとされている。

仮に復興整備事業として実施される土地改良事業又は復興一体事業実施区域内において、農用区域からの除外が認められるとなると、復興整備事業の実施に支障が生じ、事業の達成が困難となるおそれがある。

このため、復興整備事業として実施される土地改良事業又は復興一体事業が施行された農地を農用区域から除外するに当たっては、農用区域の変更に係る要件を全て満たすほか、復興整備事業が満了した土地である場合に限り可能なものとしている。

（特例適用件数 0件）

キ) 津波防災地域づくりに関する法律の特例（復興特区法第76条）

津波防災地域づくりに関する法律第10条に基づく推進計画区域内において適用される津波防護施設の整備、指定津波防護施設の指定及び津波からの避難に資する建築物の容積率の特例は、被災地において、速やかに適用させることが早期復興に資するものとなるものの、津波による被害によって行政機能が低下していることから、復興整備計画と推進計画の2つの計画を作成する負担を軽減する必要がある。

そのため、被災関連市町村のうち津波による被害を受けた市町村が、一定の条件を満たす復興整備計画を作成した場合においては、津波防護施設管理者は、同法の規定にかかわらず、当該復興整備計画の計画区域内において、当該復興整備計画に即して、津波防護施設の新設又は改良を行うことができるものとし、当該復興整備計画の計画区域を推進計画区域とみなして、津波からの避難に資する建築物の容積率の特例及び指定津波防護施設の指定の規定を適用できるものとした。

この場合における復興整備計画が満たすべき一定の条件とは、推進計画区域と復興整備計画の計画区域を同等とみなすために必要な以下の条件となっている。

- ① 被災関連市町村のうち津波による被害を受けた市町村が、復興整備計画を定める場合であること
- ② 津波防災地域づくりに関する法律の基本指針に基づき、津波防災地域づくりの総合的な推進に関する基本的な方針に相当する事項を記載していること
- ③ 津波浸水想定に定める浸水の区域における土地の利用及び警戒避難態勢の整備に関する事項を記載していること
- ④ 津波による災害を防止し、若しくは軽減することを目的として実施する市街地開発事業、集団移転促進事業等に関する事項を定めること

なお、「一団地の津波防災拠点市街地形成施設」を都市計画法における都市施設として定めることができることから、同施設の整備に係る事業を復興整備事業として復興整備計画に定めることにより、復興整備計画に係る都市計画法関係の特例を適用することができる。

主要地方道相馬亘理線道路事業は、宮城県が津波から内陸部を守る堤防を兼用する道路として施

工されたものとなっており、山元町の復興整備計画においては、津波防護施設の整備に関する事業として位置付けられたものとなっている。当該事業は、山元町内の「山下駅～山元町山寺地区」の区間において、平成30年度以降、土地収用手続きを実施する必要があることから、土地収用法の特例を受けるため復興整備事業としたものとなっており、上記(ウ)土地収用法の特例にあるとおり、短期間で土地収用手続きを完了するものとなった。

(適用事業件数 1件)

図表 2-3-66 主要地方道相馬亘理線道路事業



出所) 復興庁

e. 届出等に関する特例

ア) 届出対象区域内における建築等の届出等（復興特区法第64条）

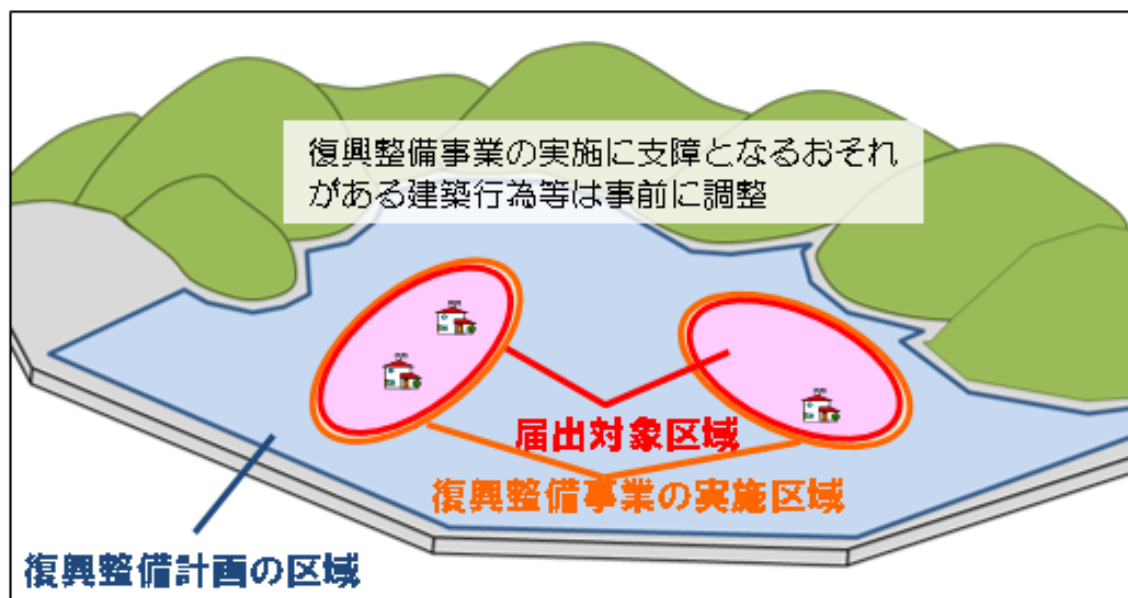
市町村長は、復興整備事業の実施区域で行われる当該事業以外の建築物の建築等について情報を収集することにより、必要があれば、当該事業と事業実施主体以外の者による行為との調整を図ることが必要になる場合がある。そのため、届出対象区域内において、土地の区画形質の変更、建築物の建築等を行う者に対しては、行為に着手する前に、その旨を市町村長に届け出る必要があるものとし、市町村長は、当該行為が当該事業の実施に障害となるおそれがあると認める場合には、必要な措置をとるよう勧告することができるものとなっている。

この場合、市町村は、復興整備事業の実施区域の全部又は一部の区域を、届出対象区域として指定することができるものとし、その指定に当たっては、その旨及びその区域を公示することによってその効力が生ずるものとなっている。

届出対象区域内においては、建築物その他の工作物の新築等をしようとする者は、原則として、当該行為に着手する日の30日前までに、行為の種類等を市町村長に届け出るものとし、また、変更にあつても、同様に当該変更に係る行為に着手する日の30日前までに、その旨を届け出るものとなる。

市町村は、勧告をした場合においては、必要に応じて、その勧告を受けた者に対し、土地に関する権利の処分についてのあつせんその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

図表 2-3-67 建築行為等の届出・勧告



出所) 復興庁「復興特区制度説明資料(令和4年6月)」P.47

https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-13/2206_setsumeishiryou.pdf (令和5年7月19日閲覧)

また、売買等の対象となる宅地(又は建物)については、届出対象区域に該当する場合、宅地建物取引業法に基づき、当該区域内において、土地の区画形質の変更、建築物その他の工作物の新築、改築又は増築その他政令で定める行為をしようとする者は、原則として当該行為に着手する日の30日前までに当該市町村長に届け出なければならないこと、また、当該届出に係る事項を変更しようとするときも、原則として届出が必要であること等の事項について、重要事項として相手方に説明する必要がある。

宅地建物取引業者から、売買等の対象となる宅地(又は建物)を有する市町村が、届出対象区域に該当するか否かの問合せについて復興庁に対して頻繁に寄せられた。

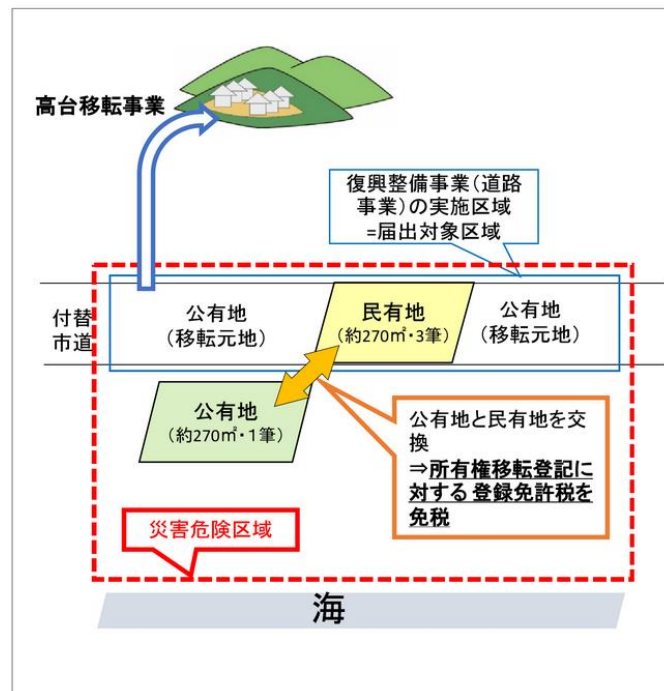
さらに、防災集団移転促進事業により取得した移転元地を利用して復興整備事業を行うため、事業区域内の私有地と区域外の公有地との交換を行った場合に、私有地所有者に課税される所有権移転登記に関する登録免許税を免税とする特例がある。

この特例の適用に当たっては、被災市町村は、移転促進区域内の土地(移転元地)を利用する事業を記載した復興整備計画を作成し、復興整備事業の実施区域を届出対象区域に指定する必要がある。

当該特例を活用するため、仙台市における跡地利活用事業(荒浜地区 避難の丘)、(荒浜地区 公共利用ゾーン)、陸前高田市における私道長部線事業及び大船渡市における綾里地区漁業集落防災機能強化事業において、届出対象区域の指定が行われた。

(指定したことがある市町村数 3市4件)

図表 2-3-68 所有権移転登記の際の登録免許税の免税措置

陸前高田市の事例
(イメージ図)

出所) 復興庁「防集移転元地等の活用に関する事例集 (追加版)」(平成 29 年 6 月) P. 20

https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-15/20170630_motochi_jireisyu.pdf (令和 5 年 7 月 14 日)

イ) 復興整備計画のための土地の立入り等（復興特区法第 65 条）

市町村は、復興整備計画の作成又は変更のため他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行う必要があるときは、その必要の限度において、他人の占有する土地に、自ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることを可能とするものとなっている。この場合、他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、立ち入ろうとする日の 3 日前までに、その旨を当該土地の占有者に通知する必要がある、この際、土地の占有者は、正当な理由がない限り、立ち入りを拒み、又は妨げるようなことがあってはならない。また、建築物が存し、又は垣、柵等で囲まれた他人の占有する土地に立ち入ろうとするときは、立ち入りの際、あらかじめ、その旨を当該土地の占有者にお知らせする必要がある。

なお、測量等に当たっては、土地の占有者の承諾があった場合を除き、日出前及び日没後においては、当該土地への立ち入りが禁止されている。

ウ) 復興整備計画のための障害物の伐除及び土地の試掘等（復興特区法第 66 条）

復興整備計画の作成又は変更に当たって、その計画区域等の調査又は測量を実施するため、障害となる植物若しくは垣、柵等を伐除したり、当該土地に試掘若しくはボーリング又はこれらに伴う障害物を伐除したりする場合がある。この場合において、他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、所有者等に事前に通知したにもかかわらず、その同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて、当該障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けて当該土地に試掘等を行うことができるものとなっている。

また、当該障害物の所有者等がその場所にはいないためその同意を得ることが困難であり、かつ、その現状を著しく損傷しないときは、市町村長の許可を受けて、直ちに、当該障害物を伐除することができるものとし、この場合においては、当該障害物を伐除した後、遅滞なく、その旨をその所有者等に通知するものとしている。

エ) 復興整備事業のための土地の立入り等（復興特区法第 67 条）

市町村は、復興整備事業の実施の準備又は実施のため他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行う必要があるときは、その必要の限度において、他人の占有する土地に、自ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることを可能とするものとなっている。この場合、他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、立ち入ろうとする日の3日前までに、その旨を当該土地の占有者に通知する必要がある。この際、土地の占有者は、正当な理由がない限り、立ち入りを拒み、又は妨げるようなことがあってはならない。また、建築物が存し、又は垣、柵等で囲まれた他人の占有する土地に立ち入ろうとするときは、立ち入りの際、あらかじめ、その旨を当該土地の占有者にお知らせする必要がある。

なお、測量等に当たっては、土地の占有者の承諾があった場合を除き、日出前及び日没後においては、当該土地への立ち入りが禁止されている。

オ) 復興整備事業のための障害物の伐除及び土地の試掘等（復興特区法第 68 条）

復興整備事業の実施の準備又は実施に当たって、その事業の実施区域等の調査又は測量を実施するため、障害となる植物若しくは垣、柵等を伐除したり、当該土地に試掘若しくはボーリング又はこれらに伴う障害物を伐除したりする場合がある。この場合において、他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、所有者等に事前に通知したにもかかわらず、その同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて、当該障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けて当該土地に試掘等を行うことができるものとなっている。

また、当該障害物の所有者等がその場所にはいないためその同意を得ることが困難であり、かつ、その現状を著しく損傷しないときは、市町村長の許可を受けて、直ちに、当該障害物を伐除することができるものとし、この場合においては、当該障害物を伐除した後、遅滞なく、その旨をその所有者等に通知するものとしている。

カ) 証明書等の携帯（復興特区法第 69 条）

土地等への立入り等の行為に際しては、証明書及び許可証の携帯を義務付けるものとなっており、委託先等の職員においても同様に携帯を求めるものとなる。

復興整備計画の作成若しくは変更又は復興整備事業の実施の準備若しくは実施に当たって、他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯するものとし、また、障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行おうとする者は、その身分を示す証明書及び管轄する地方公共団体の許可証を携帯するものとし、関係人からこれらの請求があったときは、これらを提示するものとしている。

キ) 土地の立入り等に伴う損失の補償（復興特区法第 70 条）

復興整備計画の作成若しくは変更又は復興整備事業の実施の準備若しくは実施に当たって、市町

村等が、調査又は測量の実施により他人に損失を与えてしまった場合は、その損失を受けた者と協議を行った上で、通常生ずべき損失を補償するものとする。

なお、当該協議が成立しないときは、損失を与えた者又は損失を受けた者は収用委員会に土地収用法の規定による裁決を申請することができる。

f. その他

ア) 資料の提出その他の協力（復興特区法第71条）

復興整備計画の作成若しくは変更又は復興整備事業の実施の準備若しくは実施のため、土地等の所有者、占有者等の状況を把握する必要があるものの、これらの調査に当たっては、個人を識別する情報を含む場合があるなどの理由により、各行政機関等においては当該情報の収集目的以外の使用が困難な状況にあるため、被災地における十分な情報の活用がなされない状況が想定される。そのため、これらの調査に当たり、関係行政機関、関係地方公共団体の長、公私の団体に対して、それらの機関が有する当該情報に関する資料の提出その他必要な協力を求めることができるものとしている。

具体的には、固定資産課税台帳、選挙人名簿、自治会名簿等により、復興整備事業の実施の準備のための調査や用地買収に当たっての土地の所有者等を探索するための情報の提供を求めることなどが想定される。

なお、復興整備事業の実施主体には民間主体も含まれるが、本特例により関係行政機関等から情報提供を受けられるのは、国、都道府県又は市町村の実施主体に限られたものとなっている。

4. 福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）

(1) 立案経緯・制定趣旨

福島県においては、地震・津波被害に加えて、東京電力福島第一原発事故の放射性物質による環境の汚染が生じているという三重苦にあった。さらに、①警戒区域の設定等に伴いそもそも復旧作業すらできない地域も多く、それ以外でも空間放射線量が高い地域があり、まず除染が必要となる等復旧が著しく困難である、②放射性物質による汚染のおそれから住民に健康上の不安が生じている、③放射性物質の飛散に伴う風評被害により県産業全般の低迷に加え、人口や産業の県外流出が生じているといった特殊事情の下にあった。また、本来産業振興施策の主体である県において、長期避難者への対応等により、県単独では十分な施策を行うことが困難な状況にあるなど、県としての被害は甚大かつ多様であった。

東日本大震災からの復旧・復興に当たっては、平成23年12月に「東日本大震災復興特別区域法」が成立したほか、様々な立法措置がなされた。しかし、これらは主に地震・津波被災地域を対象としており、原子力災害被災地域について特に考慮したものとはなっていなかった。これらの法制度のみでは、上述の放射性汚染や風評被害、人口や産業の県外流出などの特殊な状況にある福島復興を達成することが困難な状況にあった。

平成23年4月23日に開催された東日本大震災復興構想会議の第2回会議においては、委員である福島県知事が、現行法の既存の枠組みでは到底対応できないとの理由で特別法制定の必要性を訴えた²³。また、同年6月18日の第10回会議でも福島県から福島被災地域の再生のための独自の特別法の制定を求める提案が行われた²⁴。その中で福島県は、緊急の対応が必要な事項は個別の法改正等で迅速に対処しつつ、特別法では、中長期的に原子力災害の被災地域の再生に必要な恒久的措置を体系的に規定するという考え方を示した。特別な立法の必要性については、①福島県が、原子力災害による特殊かつ深刻なハンディキャップを多分野において長期的に負担することになるが、国策として進められてきた原子力による災害からの地域再生は全面的に国が責を負うべきこと、②放射線の影響からの住民の安全確保が、被災地域の再生と表裏をなす不可欠の前提であること、③原子力災害からの地域再生は分野が多岐にわたるため、総合的・体系的な再生の枠組みと省庁横断での対応が必要であること、④福島県民が、今後、新生ふくしま創造に向けて一丸となって臨むことのできる希望の旗印が不可欠、⑤国の威信をかけ、断固たる決意で福島再生に取り組む姿勢と実績を国内外に発信することが必要といった点を挙げている。

こうした議論を踏まえ、同会議が同年6月25日に取りまとめた「復興への提言～悲惨のなかの希望」においても、「福島県は、地域の再生・復興を図る上で極めて困難な条件下に置かれる。原子力災害からの復興に対応する国の態勢の一元化や必要となる法整備を含め、長期的視点から、国が継続して、責任をもって再生・復興に取り組むべきである」とされた。

平成23年7月29日に東日本大震災復興対策本部で決定された「復興の基本方針」²⁵においても、「国は、地方公共団体と調整を行い、できるだけ速やかに、原子力災害からの復興のための協議の

²³ 東日本大震災復興構想会議（第2回）議事要旨（平成23年4月23日）、佐藤福島県知事発言「また、今回の原子力災害は、被害が県内全域かつ長期にわたることや、一定地域の住民全員が避難せざるを得なかったこと、風評被害が県内全域、また多くの産業に及んでいることなどから、現行法では想定できない甚大な被害を県内外にもたらしており、既存の枠組みでは到底対応できないと思います。新たな特別法立法の制定が不可欠であると考えています。」

²⁴ 「原子力災害による被災地域の再生に関する特別立法について」（平成23年6月18日、東日本大震災復興構想会議（第10回）福島県知事提出資料）

<https://www.cas.go.jp/jp/fukkou/pdf/kousou10/sato.pdf>（令和5年7月15日閲覧）

²⁵ 東日本大震災復興対策本部「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成23年7月29日）

場を立ち上げ、地域再生、損害賠償措置をはじめ復興に向けた十分な対策を講じるため、法的措置を含めた検討を行い、早急に結論を得る」と明記された。

このような中、平成23年8月から、東京電力福島第一原子力発電所における事故により甚大な被害を受けている福島県の復興再生に向けた対策等について、国と福島県が協議する場として「原子力災害からの福島復興再生協議会」（以下「協議会」という。）が設置された。同年8月27日の協議会第1回会合においては、福島県知事から、福島に特化した地域再生特別法の立法について、県や市町村との協議を通じて、国が責任と役割を担って立案・制定し、原子力災害からの福島の復興に万全を期すべきとの要望がなされ、平野復興担当大臣からも第2回会合において、特別法の策定を急ぐ旨発言があった²⁶。

こうした中、東日本大震災復興対策本部事務局を中心に検討が進められ、平成23年12月10日に福島の復興再生のための特別法案の骨子が国から福島県に提示された²⁷。翌年1月8日の協議会第3回会合では検討中の項目について²⁸、同月23日の復興対策本部の第12回会合では法案の概要について²⁹、翌月4日の協議会第4回会合でも同法案概要³⁰と要綱案³¹について報告がなされた。その後、政府内及び与党との調整を経て、平成24年2月10日に主として以下の措置を内容とした福島復興再生特別措置法案が閣議決定された。

- ① 避難解除等区域の復興及び再生のための特別の措置
- ② 放射線による健康上の不安の解消その他の安心して暮らすことのできる生活環境の実現のための措置
- ③ 原子力災害からの産業の復興及び再生のための特別の措置
- ④ 新たな産業の創出等に寄与する取組の重点的な推進のための措置

²⁶ 第2回協議会議事概要 復興対策本部発言「別途知事から御要望のございます福島県に限りました特例法については、別途作業を進めているところでございます。」

<https://www.reconstruction.go.jp/topics/2231017.html>（令和5年7月19日閲覧）

²⁷ 「福島の復興再生のための特別法案」東日本大震災復興対策本部、平成23年12月10日

https://www.pref.fukushima.lg.jp/download/1/kikaku_chosei_honbusiryoy7.pdf.pdf（令和5年7月19日閲覧）

²⁸ 「福島復興再生特別措置法案（仮称）について検討中の項目」第3回協議会資料、平成24年1月8日

<https://www.reconstruction.go.jp/topics/2318.html>

²⁹ 「福島復興再生特別措置法案（仮称）概要（未定稿）」東日本大震災復興対策本部第12回資料、平成24年1月23日

<https://www.reconstruction.go.jp/topics/000448.html>（令和5年7月19日閲覧）

³⁰ 「福島復興再生特別措置法案の概要」第4回協議会資料、平成24年2月4日

https://www.reconstruction.go.jp/topics/03-2_4houan.pdf（令和5年7月19日閲覧）

³¹ 「福島復興再生特別措置法案要綱案」第4回協議会資料、平成24年2月4日

https://www.reconstruction.go.jp/topics/03-3_4houan.pdf（令和5年7月19日閲覧）

図表 2-3-69 福島復興再生特別措置法案（政府原案）の概要

福島復興再生特別措置法案の概要

予算関連法案

目的・基本理念・国の責務

- ・原子力災害により深刻かつ多大な被害を受けた福島の復興・再生を推進
- ・福島地方公共団体の自主性・自立性を尊重しつつ、国の責務として総合的な施策を策定、実施

福島復興再生基本方針（閣議決定）

- ・原子力災害からの福島の復興及び再生に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な方針
- ・福島の復興及び再生の意義、目標、政府が着実に実施すべき各支援施策の基本的な方針等を定めるもの

避難解除等区域の復興及び再生等のための特別の措置

- ・「避難解除等区域復興再生計画」（県の申出により国が決定）
基本方針に即して、避難指示が解除された区域及びその準備区域の復興及び再生を推進するための計画
計画事項：計画の意義、目標、期間、産業の復興・再生、道路、河川等の公共施設の整備、生活環境の整備等
- ▶ 国による公共施設の工事の代行
- ▶ 国による公共施設の清掃等の生活環境整備事業の実施

- ・課税の特例（避難対象区域内に所在していた事業者について）
 - ①事業用設備等の特別償却等（解除の日から5年間の即時償却等）
 - ②被災被用者を雇用している場合の税額控除（確認を受けた日から5年間、給与等支給額の20%を控除：復興特区は10%）
 （注）地方税法の改正の措置として避難対象区域内の固定資産税の課税免除措置の延長等
- ・公営住宅への入居資格の特例などによる避難者の居住の安定の確保



放射線による健康上の不安の解消その他の安心して暮らすことのできる生活環境の実現のための措置

- ・健康管理調査、農産品等の放射能濃度の測定、除染等の措置等の迅速な実施、児童等の被ばく放射線量の低減、調査研究の推進、国民の理解の増進、教育機会の確保、医療・福祉の確保など

原子力災害からの産業の復興及び再生

- ・「産業復興再生計画」（県が作成し国が認定）
基本方針に即して、原子力災害により被害を受けた福島の産業の復興及び再生の推進を図るための計画
計画事項：計画の目標、目標達成のための取組内容、適用する規制・手続の特例の内容と実施主体に関する事項
- ▶ 規制や手続の特例（福島特別通訳案内士、地域ブランド（商標、品種）の登録料や出願料等の減免、地熱資源開発や流通機能向上に係る許認可等のワンストップ処理等）
- ・東日本復興特区法の課税の特例（*）を含む復興推進計画を福島県の全ての市町村が策定できるようにする措置等（特区法では、東日本大震災により多数の被災者が難職を余儀なくされ、又は生産基盤に著しい被害を受けた地域が対象）
- （*）事業用設備等の特別償却等（即時償却の適用期間は2年延長）、被災被用者等の給与等支給額の一部の税額控除、研究開発税制、新規立地促進税制等
- ・農林水産業、中小企業の復興・再生、職業の安定、観光の振興など

新たな産業の創出等に寄与する取組の重点的な推進

- ・「重点推進計画」（県が作成し国が認定）
基本方針に即して、再生可能エネルギー源の利用促進、高度医療技術等に関する研究開発拠点の整備その他の新たな産業の創出等に寄与する取組を重点的に推進するための計画
計画事項：計画の区域、目標、期間、目標達成のための取組内容
- ▶ （独）中小企業基盤整備機構が管理する工場用地の無償譲渡
- ▶ 研究開発の推進、企業立地の促進など

原子力災害からの福島復興再生協議会

・復興大臣、福島県知事その他の国・福島の関係者
からなる協議会を組織し、必要な協議を実施

その他（施行後の扱い）

・福島県からの新たな規制の特例措置の提案等
・本法の施行状況、福島の復興・再生の状況等
を踏まえた検討

（参考）主な福島復興・再生関連予算について**【平成23年度2次・3次補正予算等】****福島県原子力災害等復興基金の創設（3,840億円程度）**

○国際的な医療センター・開発拠点等の整備及び地域医療の再生（文科・厚労・経産省）690億円
○産業復興企業立地補助（経産省）1,700億円 など

既存の制度等を活用した追加的予算措置による機動的対応（1,500億円程度）

○再生可能エネルギーの研究開発及び関連施設の整備（経産省）1,000億円の内数 など

福島県原子力被災者・子ども健康管理基金の創設（内閣府）（962億円）**除染の緊急実施（内閣府）（2,179億円）****除染等の実施（環境省）（2,459億円）****【平成24年度当初予算案】****除染や放射線・健康不安の解消など（事業費の多くの部分が福島県で実施される）**

○福島避難解除区域生活環境整備事業【法律事項】（復興庁）42億円
○放射能土壌等の除染実施（環境省）3,721億円 など

産業の復興、公共事業など（事業費は被災県の合計であり、その一部分が福島県で実施される）

○東日本大震災復興交付金（復興庁）1兆8,479億円（23年度3次補正含む）
○公共事業等（復興庁への一括計上分）4,881億円 など

(2) 国会審議、公布・施行経緯

福島復興再生特別措置法案（以下「政府原案」という。）は、平成24年2月10日に閣議決定、国会に提出された。同年3月6日に（衆）東日本大震災復興特別委員会で提案理由説明がなされ、翌7日から質疑が開始されたが、政府原案では不十分な点があるとして、民主党、自由民主党、公明党の三党が中心になって修正協議が行われた。翌8日の同委員会に民主党、自由民主党、公明党等の6会派共同による修正案が提出され、修正案及び修正部分を除く政府原案が全会一致で可決されるとともに、附帯決議が付された。同日、修正後の本法律案は（衆）本会議において全会一致で可決された。

なお、主な修正としては、①目的規定への「国の社会的責任」の追加、②基本理念への「住民一人一人が災害を乗り越えて豊かな人生を送ること」の追加、③国による復興事業の直接施行が可能な工事対象の追加、④福島県による健康管理調査の内容の例示と財政的措置に係る規定の追加、⑤「生活の安定」など福島の復興及び再生に関する施策の推進のために必要な措置の追加等が挙げられる。

その後、（参）東日本大震災復興特別委員会では、3月26日に政府原案の提案理由説明及び修正案の趣旨説明、27日及び28日に質疑、29日に質疑及び可決、附帯決議が付された。3月30日（参）本会議で全会一致により可決・成立、3月31日に公布され、同日施行（一部除く）された。

また、附帯決議には、各計画への市町村及び被災者意見の反映、復興及び再生の具体的な道筋の明確化と公表、除染等に必要な資機材の県内での調達、一日も早い事故終結と従事者の安全対策及び処遇改善、原子力災害起因の差別をなくす措置、分散避難した家族に対する格段の配慮、風評被害対策、中間貯蔵施設や最終処分施設のあり方についての自治体との協議などが盛り込まれた。

国会審議においては、主に以下の点について議論がなされた。

1) 福島の復興再生における国の責任

政府原案の目的規定には、国の責務は書かれているが、責任が明記されていないという指摘³²が複数の委員からなされた。これに対して、平野復興大臣からは、「福島の復興再生は国が責任を持って推進すべきとの考え方に立って、『原子力災害からの福島の復興及び再生に関する施策を総合的に策定し、継続的かつ迅速に実施する責務を有する。』との規定を盛り込んだところでございます。そこに我々の思いは入っているという認識でございました」と答弁された。しかし、「国が社会的責任を踏まえながら福島に対してより充実した支援を行う必要があるとの共通認識」に立つことを明確にする趣旨³³から、6会派共同での修正案において、第1条目的規定に、「これまで原子力政策を推進してきたことに伴う国の社会的な責任を踏まえ」との文言が盛り込まれることとなった。

2) 「住民一人一人の復興」の基本理念への追加

政府原案の基本理念では、福島の復興再生を図るために、「安心して暮らし、子どもを生子、育てることができる環境」の実現をはじめ、福島が直面する課題を多様な住民の意見を尊重しつつ解決していく旨が規定された。これに対し、いわゆる自主避難者や、住民票を移したものの機会があれば福島に戻りたいと考えている県民なども含めて、全ての県民が同法律案の視野に入っているのかとの指摘があった³⁵。平野復興大臣からは、同様の認識であるとの答弁があり、これらの議論を踏まえ、復興の基本理念として全ての福島県民一人一人の日常を取り戻すことを目指すべき³⁶との意図で、修正案によって、基本理念に「福島の復興及び再生は、住民一人一人が災害を乗り越えて豊かな人生を送ることができるようにすることを旨として、行われなければならない」との文言が盛り込まれた。

3) 生活の安定

政府原案では、公共事業や産業の再生及び経済復興に対する特別措置に比して、原発事故によって避難を余儀なくされた方、風評被害等の被害者や失職した住民に対する生活再建支援が弱いのではないかとの指摘³⁷がなされた。平野復興大臣からは、政府原案は原子力事故によって発生した風評

³² 第180回国会 衆議院 東日本大震災復興特別委員会（平成24年3月7日）吉野正芳委員（自）発言「この法律第一条を読ませていただきました。国の責任が書いてありません。三条で国の責務は、一生懸命やりなさいという責務は書いてありますが、国の責任というのは書いていないんです。」

³³ 平成24年3月8日衆議院・東日本大震災復興特別委員会における「福島復興再生特別措置法案に対する修正案」の提出者の代表である吉野正芳議員（自）の趣旨説明。

³⁴ 第180回国会 衆議院 東日本大震災復興特別委員会（平成24年3月8日）高木美千代委員（公）発言「国にこれまで原子力政策を推進してきた社会的な責任があるのは事実であり、今般の原子力災害による深刻かつ多大な被害を受けた福島の復興再生につきまして、国がそのような社会的責任を踏まえて可能な限り最大限の措置を講ずるのは当然のことであるというのが趣旨でございます。」

³⁵ 第180回国会 衆議院 東日本大震災復興特別委員会（平成24年3月7日）高橋千鶴子委員（共）発言「福島復興再生特別措置法は、いわゆる自主避難と呼ばれる方たちや、住民票を移したものの機会があれば福島に戻りたいと考えている県民にとっても再生なんだと、そういうことを確認したいと思うんです。」

³⁶ 第180回国会 衆議院 東日本大震災復興特別委員会（平成24年3月8日）高橋千鶴子委員（共）発言「問われるのは、この基本理念が文字どおり具体化されるのか。原発事故により人生を大きく変えられ、家族がばらばらにされた全ての福島県民が主役であり、一人一人の日常を取り戻すためにこそ、この特別措置法が生きるということを期待します。」

³⁷ 第180回国会 衆議院 東日本大震災復興特別委員会（平成24年3月7日）吉泉秀男委員（社）発言「公共事業や産業の再生、経済復興に対する特別措置、これは講じられているわけですが、この特措法に、原発事故によって避難を余儀なくされた方々、風評被害等に苦しむ被害者、職場を失い収入の道を絶たれた住民に対する生活再建、

被害、健康被害、精神的被害など様々な被害に対応したものである旨答弁がなされたが、修正案によって、避難指示区域からの避難者や避難指示の解除により避難解除区域に再び居住する者について、雇用の安定を図るための措置など生活の安定を図るため必要な措置を国が講ずるものとするものが盛り込まれた。

4) 健康管理調査の実施

放射線による健康上の不安を解消するとともに、安心して暮らすことのできる生活環境を実現するための健康管理調査の実施に関して、福島県がかねてから希望していた直接国費による18歳以下の医療費無料化が見送られたことに対する指摘³⁸、福島県が健康管理調査等を実施するための基金に対する財政上の措置の必要性に対する指摘³⁹があった。平野復興大臣からは平成23年度二次補正予算や平成24年度予算における基金への予算措置⁴⁰を含め、法案修正があればその趣旨を踏まえて政府として対応していきたい旨答弁がなされた。これらの議論を経て、修正案によって、第68条を新設し、健康管理調査等のために福島県が設けた基金に対して国が必要な財政上の措置を講ずべきことが規定された。また、福島県が行うことのできる健康管理調査の内容として、子どもに対する甲状腺がんに関する検診が例示として明記された。

5) 将来的な住民の帰還を目指す区域の復興及び再生に向けた準備のための取組

政府原案には帰還先の地域の復興再生に向けた様々な取組は規定されているが、帰還困難、あるいは除染を終えなければ当分帰れない地域のことは規定されていない⁴¹との指摘がなされた。平野復興大臣からは、特別立法も含めて政府内で検討中との答弁があったが⁴²、質問者からは一日も早く

この支援が全く触れられておりません。」

³⁸ 第180回国会 衆議院 東日本大震災復興特別委員会（平成24年3月7日）太田和美委員（民）発言「県が強く求めていた十八歳以下の医療費無料化のことです。子供たちの医療費無料化が見送られたこと、これはまことに残念であります。」「特措法六十八条において、国は、健康管理調査その他原子力災害から子供を初めとする住民の健康を守るための必要な事業を実施することを目的として地方自治法第二百四十一条の基金として福島県が設置する基金については、予算の範囲内において、必要な財政上の措置を講ずるものとする（中略）修正が行われる予定だというふうに聞いております」

³⁹ 第180回国会 衆議院 東日本大震災復興特別委員会（平成24年3月7日）高木美千代委員（公）発言「二十六条については、健康管理調査の実施に関し必要な措置ということで、「国は、福島県に対し、健康管理調査の実施に関し、技術的な助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。」この「その他の必要な措置」というのは、私は、明らかにこれは財政上の措置というふうには読むわけですが、これはいかがでしょうか。」

⁴⁰ 実際には、平成23年第二次補正予算による国から福島県への交付金781億円及び東京電力から平成24年1月に支払われた250億円の賠償金をもとに造成された「福島県民健康管理基金」の中で、福島県は全県民を対象とした健康管理調査、18歳以下の全県民を対象とした甲状腺検査等の健康不安対策の事業を行っている。

⁴¹ 第180回国会 衆議院 東日本大震災復興特別委員会（平成24年3月7日）吉野正芳委員（自）発言「この法律を読むと、一番困っている、被害を受けた、戻れない地域の方々に対する施策は何かというと、復興住宅、公営住宅に入る資格がありますだけなんです。これは法改正しなきゃ入れないのは当たり前ですけども、こんなことは当たり前なんです。復興住宅に入れる、公営住宅に入れる、これは当然、当たり前なんです。入って、ではどうするんだという、この支援策が全く書かれていないというのが、私がこの法律をずっと隅から隅まで読ませていただいて一番感じたところなんです。」

⁴² 第180回国会 衆議院 東日本大震災復興特別委員会（平成24年3月7日）平野復興大臣発言「委員の問題意識は、非常に重要な問題提起をいただいております、その問題については、繰り返しになって恐縮ですけども、いろいろなテーマを設置して、今、鋭意政府内で検討中でございまして、その検討をさらに被災の自治体の方々と議論するためにも、先ほど議論になりました、先般ちょっと開催が成りませんでしたけれども、関係市町村との協議会、こういったことも今立ち上げたということでございまして、いずれこの問題につきましては、非常に大きなテーマでございまして、個々のテーマ一つ一つが、大きな、慎重な、そしてまたかなりの細部にわたっての議論が必要でございまして、

施策を提示すべきとの意見があり、これらの議論を踏まえて、修正案によって、避難解除等区域復興再生計画の計画事項に「将来的な住民の帰還を目指す区域における避難指示の解除後の当該区域の復興及び再生に向けた準備のための取組」が追加された。

6) 再生可能エネルギーの導入

バイオマス発電や洋上風力発電の推進に係る意見⁴³があり、修正案によって、国が「再生可能エネルギーの開発及び導入のため必要な財政上の措置、エネルギーの供給源の多様化のため必要な財政上の措置その他の措置を講ずる」ことが追加された。

7) その他

復興交付金について国の精査が厳しいという指摘も踏まえて、福島自治体の自主性、自立性を尊重すべき、地域のコミュニティに配慮すべき、放射線物質による汚染状況や健康影響については国が正確な情報を発信していくことが必要等の意見があり⁴⁴、修正案によって、これらについては基本理念に追加された。

(3) 法概要・措置内容

制定時における具体的な内容は、以下のとおりである（以下、条番号や条文の内容は当時のものであり、現行法とは異なる場合がある。）。なお、本法に基づく措置の具体的な内容や適用状況等については、7章の各節も参照されたい（課税の特例については、2章4節3. 参照）。

1) 概要・目的

原子力災害により深刻かつ多大な被害を受けた福島の置かれた特殊な諸事情を踏まえ、原子力災害からの福島の復興及び再生を推進するため、福島復興再生基本方針の策定、避難解除等区域の復興及び再生並びに原子力災害からの産業の復興及び再生のための特別の措置等について規定した法律である。

第1条において、本法の目的として、「原子力災害により深刻かつ多大な被害を受けた福島の復興及び再生が、その置かれた特殊な諸事情とこれまで原子力政策を推進してきたことに伴う国の社会

最終的には、これに基づいての特別立法、別な法律が必要だということであれば、法律も場合によっては出すことも考えなければならないというふうに考えております。」

⁴³ 第180回国会 衆議院 東日本大震災復興特別委員会（平成24年3月7日）石原洋三郎委員（民・無）発言「山林の除染を進めていくためにも、バイオマス発電を推進していくことが必要ではないかと考えます。」

第180回国会 衆議院 東日本大震災復興特別委員会（平成24年3月7日）吉泉秀男委員（社）発言「三次補正の段階で、福島県の復興シンボルとして、福島沖に六基の洋上風力発電を建設していく、そのためにまずは実証実験を行う、こういうことが決まりまして、公募をし、事業主体も決まって、そして県民、さらには国民の期待、これが大きく高まってきているわけでございます。世界で初めての浮体式の洋上風力発電でございます。しかし、この実証実験が、今、暗礁に乗り上げております。」

⁴⁴ 第180回国会 衆議院 東日本大震災復興特別委員会（平成24年3月7日）高木美智代委員（公）発言「交付金の活用について、復興庁から厳しい査定がという、査定庁とか悪口をいろいろ言われているようでございます」「例えば、我が党が主張してきました、人間の復興であるとか、福島の自治体に対する自主性、自立性の尊重であるとか、また福島の地域のコミュニティの維持に配慮しなければならないとか、入れるべきと思っております。またあわせて、正確な情報を今後発信していくという、ここの留意というのは特に私は大事かと思っております。」

的な責任を踏まえて行われるべきものであることに鑑み、」と、国の社会的責任が冒頭に明記され、上記のような措置等によって「原子力災害からの福島の復興及び再生の推進を図り、もって東日本大震災復興基本法第二条の基本理念に則した東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進と活力ある日本の再生に資することを目的とする」ことが示されている。

2) 基本理念・国の責務

第2条において、基本理念として、原子力災害からの福島の復興及び再生では、原子力災害による住民の大量避難、復旧の長期化、放射性物質による住民の健康上の不安等に鑑み、安心できる生活環境の実現と社会経済を再生する必要が急務であるとして、それらの課題について、社会的弱者も含めて、「多様な住民の意見を尊重しつつ解決することにより、地域経済の活性化を促進し、福島の地域社会の絆の維持及び再生を図ることを旨として、行われなければならない」としている。

また、国会審議⁴⁵を受けて、「原子力災害からの福島の復興及び再生は、住民一人一人の復興を旨として行われなければならない」こと、「復興及び再生に関する施策は、福島の地方公共団体の自主性及び自立性を尊重しつつ講ぜられなければならない」こと、「福島の地域のコミュニティの維持に配慮して講ぜられなければならない」こと、「放射性物質による汚染の状況及び人の健康への影響、原子力災害からの福島の復興及び再生の状況等に関する正確な情報の提供に特に留意されなければならない」ことも記されている。

また、第3条において、国は基本理念に則り、原子力災害からの福島の復興及び再生に関する施策を総合的に策定し、継続的かつ迅速に実施する責務を有するとしている。

3) 福島復興再生基本方針

第5条において、政府は、福島の復興及び再生に関する施策の総合的な推進を図るための基本方針（以下「福島復興再生基本方針」という。）を定めなければならないこととされ、同基本方針には、福島の復興及び再生の意義及び目標や、避難解除等区域の復興及び再生の推進のための施策、生活や産業の再生のために必要な施策や計画等を定めることとされた。

4) 避難解除等区域の復興及び再生のための特別の措置

法第3章において、避難解除等区域⁴⁶では長期にわたり地域コミュニティや産業の断絶が続き、他の地域に比べ著しく復旧・復興が困難なため、国の責任において避難解除等区域復興再生計画を策定し、国が自ら公共施設の整備や公共・公益施設の機能回復を行うこととした。また、避難解除区域における課税の特例、公営住宅法の特例等が設けられた。

① 避難解除等区域復興再生計画

第7条では、内閣総理大臣は、福島県知事の申出に基づき、避難解除等区域復興再生計画を作

⁴⁵ 第180回国会 参議院 東日本大震災復興特別委員会（平成24年3月28日）高木美千代委員発言（公）「元の政府案に定められた基本理念は、その制作過程におきまして、福島県知事の御意見を踏まえることにより福島県民の思いを凝縮したものになったと伺っております。本修正はそうした思いが込められた基本理念を維持しつつも、私ども直接、議員も、県知事からも、また多くの県民の方たちからも御意見、また思いを伺ってまいりました。それを基に更に敷衍し、より一層本法案が福島の復興及び再生に資するものとなるよう、御指摘の四項目を追加したものであります。」

⁴⁶ 福島復興再生特別措置法第4条第2号以下の規定により、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に関して内閣総理大臣等が行った避難指示が全て解除された区域（避難解除区域）及び当該避難指示が近く解除される見込みであるとされた区域を指す。

成し、復興及び再生のための取組を積極的に進めることとしている。避難解除等区域は、国が原子力災害対策特別措置法に基づき、地域住民に対して当該区域からの立退き及び立入りの制限等に係る指示を行った地域であり、長期にわたり地域コミュニティや産業基盤の断絶が生じ、他の地域と比べて特に復旧・復興が著しく困難となっていることから、国の責任においてその復興及び再生のための取組を実施する必要がある地域であるため、本計画は内閣総理大臣が作成することとされている。他方で、同計画には地域の復興・再生という福島県内の具体的な地域に密着した事項が盛り込まれることから、福島県知事が関係市町村長の意見を聴いた上での申出に基づくこととした。この際、県が具体的な計画のイメージをもって申出することを想定している。

② 国による県又は市町村の事業の直接施行

第8条から第16条まででは、計画区域において、国が県又は市町村に代わって、土地改良事業、漁港漁場整備事業、砂防工事、港湾施設建設・改良等の社会資本整備や農村地域整備に係る復興事業を直接行うことができることとするほか、一定の手続簡素化等を規定している。基本理念の通り、福島の復興再生は国の責任で行うことが基本であること、地元の行政機能が低下しており財政支援のみでは不十分であることに鑑みた措置である。

③ 生活環境整備事業

第17条では、避難解除等区域復興再生計画に基づく生活環境整備事業（学校、病院、公民館、市町村庁舎、市町村道、ガソリンスタンド等の公共・公益施設の清掃や軽微な修繕等）を国の負担で当該施設を管理する者の要請に基づいて実施できることを規定している。これは、避難解除等区域の公共施設等が、避難指示のために長期にわたって維持管理ができず、使用が困難となっている状況を受けた措置である。

④ 課税の特例

第18条及び第19条では、避難解除区域において、一定の要件の下で設備投資や雇用に関する課税の特例が設けられている。

⑤ 公営住宅法の特例等

第20条から第22条まででは、避難指示区域内の住宅に震災時に居住していた者（以下「居住制限者」という。）に賃貸等するための公営住宅を建設等する場合の国の補助率の嵩上げや、入居者資格の特例、公営住宅の譲渡制限期間の短縮等を定めている。これは、原子力災害の避難者について、災害により住宅が滅失した者等と同様に救済するための措置である。また、第25条では福島県及び避難指示区域内の市町村は公営住宅等の建設事業者や民間賃貸住宅の管理主体等必要な関係者を加えた協議会を設置できることとする規定を設けている。

第23条及び第24条では避難者に対する住居の安定供給を確保するために独立行政法人都市再生機構（UR）と独立行政法人住宅金融支援機構（JHF）の業務の特例を設けている。

福島県の原子力災害被災地域は、独立行政法人都市再生機構法第3条の「大都市及び地域社会の中心となる都市」や同法第11条の「既に市街地を形成している区域」に該当しない都市や区域も多く、URが事業を実施するためには、東日本大震災復興特別区域法における特例と同様、新たな法的位置付けが必要であった。そこで、特定帰還者及び居住制限者に対する住宅及び宅地の供給に係るものに限り、福島の地方公共団体からの委託に基づき、同法11条3項各号の業務を行うことを可能としたものである（実績：大熊町大川原地区、大熊町下野上地区及び双葉町双葉駅西側地区等）。

5) 放射線による健康上の不安の解消等

法第4章において、放射線による健康上の不安解消と安心して暮らせる生活環境実現のため、健康管理調査の実施その他の配慮規定について規定された。

① 健康管理調査の実施

第26条及び第27条では、福島県は、福島復興再生基本方針に基づき、平成23年3月11日時点での県への居住者に対し、健康管理調査（被ばく放射線量の推計、子どもに対する甲状腺がんに関する検診等）を実施できることや、調査対象者の同意のもと、特定健康診査等を実施した保険者から診査結果の提供を直接受けることができること等が規定された。また、第28条では、県による健康管理調査の実施について、国が技術的な助言や情報提供等の必要な措置を講ずることとされた。

② その他の配慮規定

第29条から第37条まででは、国が実施する措置として、健康増進等を図るための支援、農林水産物等の放射能濃度の測定等の実施の支援、除染等の措置等の迅速な実施等、児童等の被ばく放射線量の低減のための措置、放射線の人体への影響等に関する調査研究の推進等、国民の理解の増進、教育を受ける機会の確保のための施策、医療及び福祉サービスの確保のための施策等が規定された。

6) 原子力災害からの産業の復興及び再生

法第5章において、福島県の産業が原子力災害による被害を受け、また、風評被害等によって再生にも多大な困難を抱えていることを受け、福島県知事が原子力災害による被害を受けた産業の復興及び再生の推進を図るための計画（産業復興再生計画）を作成し、内閣総理大臣の認定を受けて、規制や手続の特例措置の適用を受けることとしている。

① 産業復興再生計画

第38条では、福島県知事が産業復興再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けることにより、各種規制の特例措置を受けることができることとしている。具体的には、第40条から第50条までにおいて、福島特例通訳案内士育成等事業、商品等需要開拓事業、新品種育成事業など7事業の特例措置が規定された。

② 課税の特例（復興特別区域法の地域要件の緩和）

第51条及び第52条では、地震や津波による被災地域の事業者への支援を目的とした東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）の課税特例（同法第37条から第40条まで及び第43条）の適用対象となる地域要件を緩和し、福島県についてはその全域で事業用設備の取得や被災者雇用に伴う課税の特例を適用できることとした（令和3年度税制改正により廃止）。

③ 産業の復興及び再生に関する配慮規定

第53条から第57条まででは、国によるその他の支援措置として、農林水産業・中小企業の復興及び再生のための施策、職業指導等の措置、観光の振興等を通じた福島の復興及び再生のための施策、その他の産業の復興及び再生のための措置を定めている。

7) 新たな産業の創出等に寄与する取組の重点的な推進

法第6章においては、福島県の地域特性や要望を踏まえ、風力、太陽光、バイオマス等の再生可能エネルギー関連産業や世界最先端のがん治療拠点構築をはじめとする医薬品や医療機器等の研究・開発拠点の整備等について、福島県が重点推進計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けて、国が一体的に推進することとしている。

認定を受けた計画の実施に関し、第60条では独立行政法人中小企業基盤整備機構による産業用地の無償譲渡等の特例措置を講じることとしたほか、第61条から第63条まででは国が研究開発の推進や企業立地の促進等のために必要な施策を講ずることとした。

8) 福島の復興及び再生に関する施策の推進のために必要な措置

法第7章では、上記の措置に加え、衆議院における修正によって、福島の復興及び再生に関する施策の推進のために必要なものとして、以下の措置が定められた。

- ・ 避難者の生活の安定を図るための措置（第64条）
- ・ 原子力発電所の事故に係る放射線による被曝に起因する健康被害が将来発生した場合における保健、医療及び福祉にわたる総合的な措置（第65条）
- ・ 再生可能エネルギーの開発等のための財政上の措置（第66条）
- ・ 復興交付金その他財政上の措置の活用（第67条）
- ・ 住民の健康を守るための基金に係る財政上の措置（第68条）
- ・ 復興大臣による適切かつ迅速な勧告（第69条）

9) 原子力災害からの福島復興再生協議会

第70条では、原子力災害からの福島の復興及び再生の推進に関し必要な協議を行うため、復興大臣、福島県知事及びその他の者からなる原子力災害からの福島復興再生協議会を組織するものとした。これにより、従来から開催されていた国と福島県の関係者からなる「原子力災害からの福島復興再生協議会」が法律上の協議会として位置付けられることとなった。

10) その他

第71条では、この法律の規定は、この法律に基づく措置の費用について、原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号）の規定により原子力事業者が賠償する責めに任ずべき損害に係るものを国が当該原子力事業者に対して求償することは妨げるものではないと明記された。

また、附則第2条では、法律の施行後3年以内に、福島の復興・再生の状況等を勘案し、住民の意向に配慮しつつ、課税の特例を含め、法律の規定について検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて速やかに必要な措置を講ずることとされた。なお、「課税の特例を含め」は議員修正により追加されたものである。

図表 2-3-70 福島復興再生特別措置法の概要（制定時）

3-7 福島復興に向けた制度③



福島復興再生特別措置法

平成24年3月30日 参議院で可決・成立
平成24年3月31日 公布・施行（一部規定を除く。）

目的・基本理念・国の責務

- ・原子力災害により深刻かつ多大な被害を受けた福島復興・再生について、その置かれた特殊な諸事情とこれまで原子力政策を推進してきたことに伴う国の社会的な責任を踏まえ推進
- ・基本理念として、安心して暮らし子どもを生み育てる環境の実現、多様な住民の意見の尊重、地域経済の活性化、福島の地域社会の絆の維持及び再生、住民一人一人が災害を乗り越え豊かな人生を送ること、福島の地方公共団体の自主性・自立性の尊重、地域コミュニティの維持、正確な情報の提供など
- ・国の責務として、原子力災害からの福島復興・再生に関する施策を総合的に策定し継続的、迅速に実施

福島復興再生基本方針（閣議決定）

- ・原子力災害からの福島復興及び再生に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な方針
方針に定められる事項：福島復興及び再生の意義、目標、政府が着実に実施すべき各支援施策の基本的な方針等
- ・福島復興再生基本方針の変更についての福島県知事の提案

避難解除等区域の復興及び再生等のための特別の措置

- ・「避難解除等区域復興再生計画」（県の申出により国が決定）
基本方針に即して、避難指示が解除された区域及びその準備区域等の復興及び再生を推進するための計画
計画事項：計画の意義、目標、期間、産業の復興・再生、道路、河川等の公共施設の整備、生活環境の整備、将来的な住民の帰還を目指す区域の避難指示の解除後の準備のための取組等
 - ・国による公共施設の工事の代行等（土地改良、漁港、砂防、港湾、道路、海岸、地すべり防止、河川、急傾斜地崩壊防止）
 - ・国による公共施設の清掃等の生活環境整備事業の実施
- ・課税の特例（避難対象区域内に所在していた事業者について）
 - ①事業用設備等の特別償却等（解除の日から5年間の即時償却等）
 - ②被災被用者を雇用している場合の税額控除（確認を受けた日から5年間、給与等支給額の20%を控除：復興特区は10%）
 （注）地方税法の改正の措置として避難対象区域内の固定資産税の課税免除措置の延長等
- ・公営住宅への入居資格の特例などによる避難者の居住の安定の確保



放射線による健康上の不安の解消その他の安心して暮らすことのできる生活環境の実現のための措置

- ・被ばく放射線量の推計や子どもへの甲状腺がん検診などの健康管理調査の実施に関する必要な措置、健康増進等を図るための施策の支援のための財政上その他の措置
- ・農林水産物等の放射能濃度の測定等の実施の支援、除染等の措置等の迅速な実施等、児童等について放射線による健康上の不安を解消するための措置
- ・放射線の人体への影響等に関する研究及び開発の推進等、国民の理解の増進
- ・教育を受ける機会の確保のための施策、医療及び福祉サービスの確保のための施策 など

原子力災害からの産業の復興及び再生

- ・「産業復興再生計画」（県が作成し国が認定）
基本方針に即して原子力災害により被害を受けた福島の産業の復興・再生の推進を図るための計画
計画事項：計画の目標、目標達成のための取組内容、適用する規制・手続の特例の内容と実施主体に関する事項
 - ・規制や手続等の特例（福島特例通訳案内士、地域ブランド（商標、品種）の登録料や出願料等の減免、地熱資源開発や流通機能向上に係る許認可等のワンストップ処理等）
 - ・新たな規制の特例措置等に関する提案、福島復興再生特別意見書の提出
- ・復興特区法の課税の特例（*）を含む復興推進計画を福島県の全ての市町村が策定できるようにする措置等（復興特区法では、東日本震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ、又は生産基盤に著しい被害を受けた地域が対象）
（*）事業用設備等の特別償却等（即時償却の適用期間は2年延長）、被災被用者等の給与支給額の一部の税額控除、研究開発税制、新規立地促進税制等
- ・農林水産業の復興・再生（消費拡大、生産基盤整備、加工・流通合理化、地域資源活用等支援）、中小企業の復興・再生（資金確保、人材育成、研究開発促進等支援）、職業の安定（職業指導、職業紹介、職業訓練等）、観光の振興（旅客来訪促進、観光地の魅力増進、国内外での宣伝、国際交流推進等支援）など

新たな産業の創出等に寄与する取組の重点的な推進

- ・「重点推進計画」（県が作成し国が認定）
基本方針に即して、再生可能エネルギー源の利用、医薬品及び医療機器に関する研究開発を行う拠点の整備を通じた新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に寄与する取組その他先導的な施策への取組の重点的な推進に関する計画
計画事項：計画の区域、目標、期間、目標達成のための取組内容
 - ・（独）中小企業基盤整備機構が管理する工場用地の無償譲渡、研究開発の推進（先端的な研究開発推進、成果の活用等支援）、企業立地の促進（立地促進、人材育成・確保等支援）など

福島の復興及び再生に関する施策の推進のために必要な措置

- ・避難指示区域から避難している者及び避難指示の解除により避難解除区域に再び居住する者について、生活の安定を図るための措置
- ・保健、医療及び福祉にわたる総合的な措置、再生可能エネルギーの開発等のための財政上の措置、復興交付金その他財政上の措置の活用、住民の健康を守るための基金に係る財政上の措置等
- ・復興大臣による適切かつ迅速な勧告

原子力災害からの福島復興再生協議会

- ・復興大臣、福島県知事その他の国・福島の関係者からなる協議会を組織し、必要な協議を実施

その他（見直しの検討）

- ・施行後3年以内に、福島の復興・再生の状況等を勘案し、福島の住民の意向に留意しつつ、課税の特例を含め、法律の規定について検討

（参考）主な福島復興・再生関連予算について**【平成23年度2次・3次補正予算】****福島県原子力災害等復興基金の創設（3,840億円程度）**

- 国際的な医療センター・開発拠点等の整備及び地域医療の再生（文科・厚労・経産省）690億円
- 産業復興企業立地補助（経産省）1,700億円 など

既存の制度等を活用した追加的予算措置による機動的対応（1,500億円程度）

- 再生可能エネルギーの研究開発及び関連施設の整備（経産省）1,000億円の内数 など

福島県原子力被災者・子ども健康管理基金の創設（内閣府・環境省）（962億+3,217億円の内数）**【平成24年度当初予算】****除染や放射線・健康不安の解消など〔事業費の多くの部分が福島県で実施される〕**

- 福島避難解除区域生活環境整備事業【法律事項】（復興庁）42億円
- 放射性物質により汚染された土壌等の除染の実施（環境省）3,721億円 など

産業の復興、公共事業など〔事業費は被災県の合計であり、その一部分が福島県で実施される〕

- 東日本大震災復興交付金（復興庁）1兆8,479億円（23年度3次補正含む）
- 公共事業等（復興庁への一括計上分）4,881億円 など

55

出所) 復興の現状と取組 [平成24年6月11日] P.53~55

<https://www.reconstruction.go.jp/topics/120611torikumitogenjo.pdf> (令和5年7月14日閲覧)**(4) 改正経過・概要****1) 概要**

福島復興再生特別措置法（以下「福島特措法」という。）は、第1期復興・創生期間が終了するまでに、平成25年改正法、平成27年改正法、平成29年改正法及び令和2年改正法において、実質的な改正がなされてきたところである。また、第2期復興・創生期間においては、令和4年6月に福島国際研究教育機構の設立に係る法改正がなされたほか、令和5年2月には、特定復興再生拠点区域外において、避難指示解除による住民の帰還及び当該住民の帰還後の生活の再建を目指す「特定帰還居住区域」を設定できる制度の創設に係る改正法案が国会に提出された。

図表 2-3-71 福島特措法の主な改正

成立日	改正法	項目
平成25年 4月26日	福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（平成25年法律第12号）	<ul style="list-style-type: none"> ・長期避難者の生活拠点の形成（生活拠点形成交付金の創設） ・公共インフラの復興・再生（国による公共事業の代行対象区域の拡充） ・課税の特例等による企業立地の更なる促進（新規事業者を対象に追加等）
平成27年 4月24日	福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（平成27年法律第20号）	<ul style="list-style-type: none"> ・一団地の復興再生拠点整備制度の創設 ・帰還環境整備交付金の創設 ・事業再開を支援するための課税の特例（福島再開投資等準備金）

成立日	改正法	項目
平成 29 年 5 月 12 日	福島復興再生特別措置法の 一部を改正する法律（平成 29 年法律第 32 号）	<ul style="list-style-type: none"> ・特定復興再生拠点区域の復興及び再生を推進するための計画制度の創設 ・官民合同チームの体制強化 ・「福島イノベーション・コースト構想」推進の法定化 ・風評被害払拭への対応
令和 2 年 6 月 5 日	復興庁設置法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律 第 46 号）	<ul style="list-style-type: none"> ・帰還促進に加え、移住等の促進 ・営農再開の加速化 ・福島イノベーション・コースト構想の推進を軸とした産業集積の促進 ・風評被害への対応 ・福島県が福島復興再生計画を作成し、国の認定を受ける制度の創設

※ なお、本法に基づく措置の具体的な内容や適用状況等については、7章の各節も参照されたい（課税の特例については、2章4節3. 参照）。

2) 平成 25 年改正法

a. 概要

平成 25 年 5 月 10 日に公布・施行された福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 12 号）による主な改正内容は以下のとおりである。

- ① 長期避難者の生活の拠点を形成するため、公営住宅の整備をはじめとするインフラ整備と、生活環境改善やコミュニティ維持のためのソフト事業とを一体的に支援するための生活拠点形成交付金を創設した。
- ② 国による公共事業の代行や生活環境整備事業の対象地域を拡充し、避難解除等区域の復興及び再生のために特に必要と認められるものについて、避難指示の対象となっている区域（警戒区域を除く）においても実施することができることとした。
- ③ 避難解除区域等内の区域であって雇用機会の確保に寄与する事業等を実施する企業の立地を促進すべき区域（企業立地促進区域）において、一定の要件の下で設備投資や雇用に関する課税の特例等を受けることができることとした。

b. 改正の背景・経緯

福島特措法が制定され、平成 24 年 7 月 13 日には福島復興再生基本方針が閣議決定された。また、平成 25 年 2 月 13 日には福島県知事から避難解除等区域復興再生計画の申出がなされ、平成 25 年 3 月 19 日に内閣総理大臣がこれを作成した。この間、平成 24 年 9 月 4 日には、復興庁から、福島県及び関係市町村からの要請を踏まえ、概ね 10 年後に向けた避難地域の復興に対する国の取組姿勢である「原子力発電所の事故による避難地域の原子力被災者・自治体に対する国の取組方針」（グランドデザイン）⁴⁷が示されている。

これと並行して、避難指示区域の段階的な再編が行われ、緊急時避難準備区域については避難指

⁴⁷ 復興庁記者発表資料「原子力発電所の事故による避難地域の原子力被災者・自治体に対する国の取組方針」（グランドデザイン）（平成 24 年 9 月 4 日）

<https://www.reconstruction.go.jp/topics/20150203092246.html>（令和 5 年 7 月 19 日閲覧）

示が解除されて帰還が可能となり、避難指示の対象となっている居住制限区域や避難指示解除準備区域についても事業の再開が認められる状況となった。このため、将来的な帰還に向けて、地域の社会インフラ整備と産業の復興を加速化させる必要があった。一方、避難指示区域の住民の避難は継続しており、避難先での安定的な生活確保や事故前の地域コミュニティ維持も課題となっていた。

こうした中、平成24年12月に第2次安倍内閣が発足し、「震災復興」が「経済再生」「危機管理」と並ぶ最重要課題として改めて位置付けられ、東日本大震災の被災地における復興の加速化、特に福島の復興・再生の加速化のための施策が進められた。平成25年2月1日には、復興大臣をトップとする「福島復興再生総局」が設置され、事務方トップクラスが総局に在勤するとともに、東京においても、復興大臣が関係省庁の局長クラスを直接指揮する「福島復興再生総括本部」が設置された。これにより、いわゆる「福島・東京2本社体制」が実現し、福島復興に係る政府の体制強化が図られた（この体制強化の詳細は、2章2節4. 参照）。

復興関係予算についても、平成24年度補正及び平成25年度予算当初予算の両予算を一体として、被災地の復興のスピードアップ・加速化が図られることとなった。原子力災害からの復興再生のための予算としては、公共施設等の機能回復を支援する「福島避難解除等区域生活環境整備事業」、長期避難者を受け入れている自治体における災害公営住宅や道路・学校施設等の整備を促進する「長期避難者生活拠点形成交付金（仮称）」、子育て環境の整備（公的な賃貸住宅や屋内運動施設の整備、遊具設置等）を支援する「福島定住緊急支援交付金（仮称）」、住民の帰還に向けた区域の荒廃抑制・保全対策のための「福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業」等が計上され、除染や中間貯蔵施設の設置に向けた取組、営農再開や再生可能エネルギー支援、環境創造センターの設置、風評被害対策等も加えて、平成24年度補正予算には706億円が、平成25年度当初予算には7,264億円が、それぞれ計上された。

これらの福島の復興・再生への取組の加速や予算案及び税制改正大綱に盛り込まれた措置の実現のために福島特措法の改正が必要となり、平成25年2月17日の「原子力災害からの福島復興再生協議会」等における福島県への説明を経て、3月8日に「福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案」が閣議決定され、国会に提出された。

c. 国会審議、公布・施行経緯

本法律案は、平成25年4月2日に（衆）東日本大震災復興特別委員会で提案理由説明、翌3日に質疑・採決、附帯決議が付され、翌4日、（衆）本会議において全会一致で可決された。4月19日に（参）東日本大震災復興特別委員会で提案理由説明、同月25日に質疑後、生活の党から提案された修正動議⁴⁸は否決され、原案が全会一致で可決、附帯決議が付された。翌26日に（参）本会議において全会一致で可決・成立、5月10日に公布され、同日施行された。

附帯決議には、長期避難者と避難先住民との交流など地域との融和が進む施策を講じること、避難先市町村が公共インフラ・サービスを提供する負担への配慮、帰還困難区域等で作業する者の被ばく量への留意、東京電力福島第一原子力発電所事故に係る損害賠償請求権の消滅時効について必要な措置を講じること等が盛り込まれた。

国会審議においては、主に以下の点について議論がなされた。

⁴⁸ 事業者に対する課税特例の対象地域を避難解除区域に限定するとの修正案。

ア) 長期避難者の生活拠点形成交付金

長期避難者の避難先における生活拠点形成事業で整備可能な施設について質問があり⁴⁹、根本復興大臣からは災害公営住宅、道路、学校施設、介護施設、子育て施設等が対象となる旨答弁があった。

イ) 公共事業の代行と生活環境整備事業の対象地域拡充

国による公共事業の代行や生活環境整備事業の対象地域を拡充することについて、拡充された地域で活動する除染作業員の活動の安全性に対する質問⁵⁰があり、政府参考人からは、先行的に施設の除染を行って放射線量を下げることや作業員の線量の管理と結果を記録することなど安全が確保されるようなルールに従って作業を進めたい旨答弁がなされた。

ウ) 企業立地の促進に関する課税優遇措置

課税の特例措置による居住制限区域等への一般事業者の誘導について、従業員等の安全性に問題はないのかという質問がなされた。政府参考人からは、一般事業者の事業活動については国の確認を得た上で例外的に市町村が許可することになっており、許可の条件として、年間積算線量が20ミリシーベルトを大きく超えない区域であり、その区域を優先的に除染し、屋内での作業を基本にするように求めることなどで、一般の事業者を危険にさらすことは回避されるとの答弁⁵¹があった。また、根本復興大臣からは、平成25年3月時点で被災事業者のうち既に22の事業所が居住制限区域で事業を再開しており、事業者を支援する必要があること、今後、復旧事業を進めるためにガソリンスタンドを補う必要がある旨の答弁があった。

d. 改正法の内容

ア) 概要・目的

福島復興及び再生を一層推進するため、生活拠点形成交付金を創設するとともに、国による公共事業の代行及び生活環境整備事業の対象地域の拡充、避難解除区域における税制優遇措置の対象拡充等を行う。

(以下、条番号や条文の内容は当時のものであり、現行法とは異なる場合がある。)

⁴⁹ 第183回国会 衆議院 東日本大震災復興特別委員会 第5号(平成25年4月3日) 高木美智代委員(公) 発言「本法案の生活拠点形成事業交付金につきまして、この計画に記載する項目として、第三十五条第二項の三に、「居住制限者の生活の拠点を形成する事業」として、「その他復興庁令で定める事業」とありますが、介護、子育て、医療などが考えられると思います。また、災害復興住宅の複合施設、同じ敷地内にそうした施設を設置することが可能なかどうか、」等

⁵⁰ 第183回国会 衆議院 東日本大震災復興特別委員会 第5号(平成25年4月3日) 吉田泉委員(民) 発言「基本的に、居住制限、人は住んじやいかぬと言っているところですから、年間二十ミリシーベルト以上の地域ですよね。そこで、工事といいますが清掃はせねばならぬけれども、作業の安全性というのを確保せないかぬ、それをどうやって両立させるのかということについてお伺いしたいと思います。」

⁵¹ 第183回国会 参議院 東日本大震災復興特別委員会 第4号(平成25年4月25日) 政府参考人発言「その許可の条件でございますが、例えば、年間積算線量が二十ミリシーベルトを大きく超えない区域であること、そしてその区域を優先的な除染をしていただくこと、また屋内での作業を基本にするように求めること、あるいは従業員の線量管理を徹底すること、このような一定の条件を付した上での許可でございますので、一般の事業者を危険にさらすことにならないと考えております」

イ) 長期避難者の生活拠点の形成

長期避難者の生活の拠点を形成するため、福島県等による公営住宅をはじめとするインフラの整備と生活環境改善やコミュニティ維持のためのソフト事業を一体として財政的に支援する生活拠点形成交付金が創設された。

第35条では、福島県知事及び避難先市町村の長が共同して、避難先市町村の区域内における公営住宅の整備その他の居住制限者の生活の拠点を形成する事業に関する生活拠点形成事業計画を作成できることとされた。同計画では、公営住宅の整備又は管理に関する事業、居住制限者の生活拠点形成事業やこれらの効果を増大させる事業又は事務等を定めることとされた。

第36条では同計画に基づく生活拠点形成交付金事業と国による交付金の交付、第37条では拠点形成に当たっての居住制限者の生活の安定への配慮が定められた。

ウ) 公共インフラの復興・再生

避難解除等区域復興再生計画に基づく国による公共事業の代行や生活環境整備事業のうち、避難解除等区域の復興及び再生のために特に必要となるものについては、避難解除等区域だけではなく、避難指示の対象となっている区域（警戒区域を除く）においても実施可能とした。

エ) 企業立地促進計画及びこれに基づく措置等

避難対象区域内にあった事業者が避難解除区域で事業を再開する場合に適用された税制の特例措置について、避難指示解除準備区域及び居住制限区域で事業を再開する場合にも受けられることとした。

さらに、新規事業者がこれらの区域で事業を行う場合にも同様の税制の特例措置が受けられることとした。なお、対象となる新規事業者については、福島県が作成する企業立地促進計画に適合する事業実施計画を有する等、一定の要件を満たすとして福島県知事から認定を受け、雇用機会の確保に寄与する事業その他の避難解除等区域の復興及び再生の推進に資する事業を行う者とされた。

図表 2-3-72 平成 25 年改正法案の概要

復興庁
平成25年3月

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案の概要

～福島復興及び再生を加速するための措置の創設・拡充

長期避難者の生活拠点の形成

生活拠点形成交付金の創設(平成25年度予算)

- ・交付先: 福島県、避難者受入市町村等
- ・対象: 公営住宅の整備を中核とした受入に伴い必要なハード整備
これらと一体となって行うソフト事業

公共インフラの復興・再生

国による公共事業の代行及び生活環境整備事業の対象区域の拡充

現行

- ・避難解除区域
- ・避難指示解除準備区域

改正後

- ・居住制限区域
- ・帰還困難区域
- ※広域インフラ施設の機能回復等、住民の帰還等に向けて必要な事業が対象

企業立地の更なる促進

避難解除区域における税制優遇措置の対象拡充

現行

- ・対象事業者: 既存事業者
- ・対象区域: 避難解除区域

改正後

- ・対象事業者: 新規立地事業者を追加
- ・対象区域: 避難指示解除準備区域
居住制限区域を追加

※事業用設備の特別償却
被災者を雇用した場合の税額控除等

※施行期日: 公布の日

警戒区域と避難指示区域の概念図
(平成24年11月30日現在)



3) 平成 27 年改正法

a. 概要

平成 27 年 5 月 7 日に公布・施行された福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 20 号）による主な改正内容は以下のとおりである。

- ① 避難解除区域等内の区域であって、円滑かつ迅速な復興及び再生を図るために復興再生拠点市街地を形成することが必要であると認められるものについて、都市計画に一団地の復興再生拠点市街地形成施設を定めることができるものとした。
- ② 土地区画整理事業、一団地の復興再生拠点市街地形成施設の整備に関する事業その他の住民の帰還の促進を図るための環境を整備する事業等の実施に要する経費に充てるため、帰還環境整備交付金を創設するものとした。
- ③ 一定の避難指示の対象となった区域内に平成 23 年 3 月 11 日においてその事業所が所在していた個人事業者又は法人であって、避難解除等区域復興再生推進事業の用に供する施設又は設備の新設、増設、更新又は修繕をするものは、当該施設の新設等に要する費用の支出に充てるための準備金を積み立てた場合には、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律で定めるところにより、課税の特例の適用を受けることができるものとした。

b. 改正の背景・経緯

平成 25 年 5 月の改正法の公布以降、平成 25 年 12 月 20 日には、国の福島復興の指針となる「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」（平成 25 年 12 月 20 日閣議決定）が策定され、①避難者の早期帰還と新生活開始の両面で福島を支える、②東京電力福島第一原発の事故収束に向けた取組を強化する、③国が前面に立って福島の再生を加速するとの方針が打ち出された。その中で、国は双葉郡をはじめとする避難指示区域の将来像について、中長期的かつ広域的な視点で検討を始めることとされた。そうした動きを受けて、福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想研究会（座長：赤羽経済産業副大臣）が翌 26 年 1 月 21 日に立ち上げられ、同年 6 月 23 日には、浜通り地域の新たな産業基盤の構築や広域的視点でのまちづくりを目指した「福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想」が、同研究会により取りまとめられ、翌 24 日の「経済財政運営と改革の基本方針 2014 について」（閣議決定）にも位置付けられた。また、同年 12 月には復興庁に「福島 12 市町村の将来像に関する有識者検討会」が設置され、2020（令和 2）年を目標とした早期帰還可能な地域再生のための産業、医療、まちづくりなどの具体的なビジョンを含む地域の将来像についての検討が開始された。

この間、平成 26 年 4 月に田村市、同年 10 月には川内村の一部の避難指示が解除され、大熊町等の市町村においては、復興計画の策定作業が進められるなど、避難解除区域等への帰還の動きが進んできた。そうした中、法律の施行後 3 年以内の見直し時期を迎える平成 27 年 3 月を控え、平成 26 年 11 月 27 日に福島県から、避難地域の新たなまちづくりの加速化やふるさとでの事業再開に向けた福島特措法の改正が国に要望された⁵²。要望では、大熊町の大川原地区をはじめ、ふるさとに帰還する住民の生活や地域経済再生のための拠点（町内復興拠点）の迅速な整備のための、新たな事業制度の創設や、地元企業の事業再開のための「福島再開投資等準備金」税制の実現が求められ、これらを踏まえて政府は検討を行い、平成 27 年 2 月 17 日に、一団地の復興再生拠点整備制度や帰還

⁵² 「福島復興再生特別措置法改正に関する緊急要望」平成 26 年 11 月 27 日、福島県知事内堀雅雄
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/374285.pdf>（令和 5 年 7 月 19 日閲覧）

環境整備交付金の創設等の措置を講ずるため、福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案が閣議決定、国会に提出された。

c. 国会審議、公布・施行経緯

本法律案は、平成 27 年 3 月 26 日には（衆）東日本大震災復興特別委員会で提案理由説明、4 月 2 日に質疑・採決、附帯決議が付され、4 月 7 日に（衆）本会議で可決された。その後、4 月 15 日に（参）東日本大震災復興及び原子力問題特別委員会で提案理由説明、4 月 22 日に質疑・採決、附帯決議が付され、4 月 24 日に（参）本会議で多数をもって可決・成立、5 月 7 日に公布され、同日施行された。

なお、附帯決議においては、一団地の復興再生拠点整備制度を多くの市町村が活用できるような配慮、帰還環境整備交付金の柔軟な運用、住民の意向を尊重した帰還促進、平成 28 年度以降の復興支援の予算・人的資源の確保などの項目が盛り込まれた。

国会審議においては、主に以下の点について議論がなされた。

ア) 一団地の復興再生拠点整備制度のあり方

改正法案の一団地の復興再生拠点整備制度について、同案検討の際に既に復興再生拠点について検討を進める大熊町大川原地区を念頭に置いたとされることに対して、同地区以外での活用が難しいのではないか、との質問があり⁵³、これに対して、竹下復興大臣から、大熊町以外の市町村における復興再生拠点制度の活用も念頭に置いており、やはり復興再生拠点の構想を持つ双葉町についても同制度活用を想定しているとの答弁があった。

イ) 住民の帰還に必要な環境の整備

一団地の復興拠点の想定人口が 3,000 人程度にとどまることや、避難住民の帰還意向が年々低下していることに関して、この程度の想定人口で本当に復興に成果が上がるのかとの質問⁵⁴に対して、浜田復興副大臣からは、大熊町における住民意向調査では平成 25 年度の調査と比べて帰還希望世帯が、大川原の復興拠点への期待も含め約 5% 増えており、引き続き住民の意向を丁寧に把握したい、また復興拠点の事業化についてはニーズに合わせて段階的に進めていきたいとの答弁があった。これに対して、質問者からは地域の人口減少を踏まえて、広域的な帰還環境整備が必要との意見があった。

ウ) 集中復興期間終了後の復興財源の確保

会期中の 4 月 21 日に福島県から、国の集中復興期間終了後の平成 28 年度からの 5 年間で、国と県、市町村分を合わせた復興事業費の総額が少なくとも 3 兆 5,700 億円に上るとする試算結果が公

⁵³ 第 189 回国会 衆議院 東日本大震災復興特別委員会 第 4 号（平成 27 年 4 月 2 日）真山祐一議員（公）発言「一方、活用の念頭にある大川原地区以外での活用は難しいのではないか、こういった懸念の声もいただいております。そこで、この一団地の復興再生拠点整備制度をはじめ、帰還環境整備交付金の活用は、市町村のニーズを踏まえ、幅広い活用を認めるべきと考えておりますが、この帰還環境整備に向けた復興大臣の御所見をお伺いさせていただきます。」

⁵⁴ 第 189 回国会 衆議院 東日本大震災復興特別委員会 第 4 号（平成 27 年 4 月 2 日）小熊慎司委員（維）発言「この想定人口が三千人、町内の人千人ということについて、私はなかなか、コミュニティーを再生するという意味では、今まで一万人、二万人という単位でいた町が、こういうことで本当に町が復活することになるのかという疑問をやはり消すことができないんですね。この想定人口、ある意味では、このぐらいで、これで本当に復興に成果が上がるのかどうか、この件について御所見をお伺いしたいと思います。」

表されたのを受け、今後の予算確保を問う意見があったのに対して、竹下復興大臣より、必要な事業の必要な予算については財務大臣と交渉し、復興庁としてしっかり確保していきたい旨答弁があり⁵⁵、附帯決議に盛り込まれた。

エ) 医療・介護・福祉人材の確保について

帰還支援を進める中で、障害者、高齢者をはじめとした要援護者が安心できる生活の場が重要であり、施設整備ができたとしても医療、介護、福祉のマンパワーが不足しているのではないかとの指摘があり⁵⁶、厚生労働大臣政務官より引き続き厚生労働省としてしっかり取り組みたいとの答弁があった。

d. 改正法の内容

ア) 概要・目的

福島の復興及び再生を一層推進するため、一団地の復興再生拠点市街地形成施設に関する都市計画の制度及び住民の帰還の促進を図るための環境を整備する事業を行う地方公共団体に交付金を交付する制度を創設する等の所要の措置を講ずる。

(以下、条番号や条文の内容は当時のものであり、現行法とは異なる場合がある。)

イ) 一団地の復興再生拠点整備制度の創設

帰還する住民の生活再開、地域経済の再建の場となる復興再生拠点を円滑・迅速に整備するため、津波復興拠点制度(本節 12. 参照)に倣い、全面買収方式により新市街地を整備する事業制度を創設することとした。土地区画整理事業では換地計画の策定に要する時間等が懸念されたこと、避難解除区域等内の土地所有者の中には帰還の意思がなく土地の売却を希望する者も多く、換地を前提とした土地区画整理事業の施行には必ずしも馴染まない場合も想定されたこと、新住宅市街地開発事業では人口要件(概ね6,000人から1万人)に合致しないことが懸念されたことから、土地買収型の新たな市街地整備制度が必要となったものである。

第32条で、一定の条件を満たす避難解除区域等内の区域に、帰還する住民の生活及び地域経済の再建のための拠点となる「復興再生拠点市街地」を形成するため、都市計画に一団地の復興再生拠点市街地形成施設(復興再生拠点市街地を形成する一団地の住宅施設、特定業務施設又は特定公益的施設及び特定公共施設)を定めることができることとした。

また、支援措置として、帰還環境整備交付金の予算措置と、土地等の提供者に対する税制上の特例措置を定めている。

⁵⁵ 第189回国会 参議院 東日本大震災復興及び原子力問題特別委員会 第6号(平成27年4月22日) 森まさこ委員(自) 発言「福島県は昨日、国の集中復興期間終了後の平成二十八年度から五年間で、国と県、市町村分を合わせた復興事業費の総額は少なくとも三兆五千七百億円に上るとする試算結果を公表いたしました。被災地の自立ある復興のためにも必要な予算はしっかりと確保をしていただきたいと思っております」

⁵⁶ 第189回国会 衆議院 東日本大震災復興特別委員会 第4号(平成27年4月2日) 金子恵美委員(民) 発言「社会福祉施設等施設整備事業のお話もありましたが、そういう、いろいろなメニューの活用ということでもありますけれども、施設整備ができたとしても、やはり医療、介護、福祉のマンパワーが不足しているということでもあります。」等

ウ) 帰還環境整備交付金の創設

住民の帰還に必要な環境整備を加速化するため、第33条で、避難指示・解除区市町村もしくは特定市町村⁵⁷と福島県が単独・共同で、住民の帰還の促進を図るための環境を整備する事業に関する「帰還環境整備事業計画」を作成することができることとし、同計画を内閣総理大臣に提出することで、国から計画に位置付けられる事業が交付金を受けられることとした。これに伴い、福島再生加速化交付金（再生加速化）の支援対象事業に、面整備事業（土地区画整理事業、一団地の復興再生拠点整備事業）、道路（アクセス道路等）、下水道、公営住宅、公立学校等の基幹インフラ事業を追加するとともに、「帰還環境整備交付金」として法定化した。これにより、道路法等により補助率が法定化されているハードインフラへの充当が可能となり、本交付金の使い勝手が向上した。また、同交付金の対象としては、特定市町村における、放射線による不安を解消するための個人線量計の貸与に関する事業、相談員の育成、配置に関する事業等も規定された⁵⁸。

エ) 事業再開を支援するための課税の特例

第25条で、避難指示解除区域や避難指示解除準備区域、居住制限区域における事業の再開に備え、事業者が事業再開に必要な設備投資のために資金を積み立てた場合に、一定の要件の下、当該積立金が損金算入できる税制上の特例措置を創設した。

オ) その他の改正事項

新産業の創出等に向けて、福島県が作成する重点推進計画に定めることができる内容として、ロボットに関する研究開発拠点整備を通じた新たな産業の創出等に寄与する取組が追加された。また、住民の帰還促進のための配慮事項として、健康や帰還後の生活不安に対する相談体制の整備や、避難指示区域における鳥獣被害対策に係る規定が定められた。

⁵⁷ 避難指示・解除区市町村以外の福島市の町村であって、その区域における放射線量その他の事項を勘案して復興庁令で定めるもの

⁵⁸ 第189回国会 衆議院 東日本大震災復興特別委員会 第4号（平成27年4月2日）政府参考人発言「御指摘の法第三十三条第二項第二号へに掲げる事業でございますけれども、これは、放射線による不安を解消するための事業として個人線量計の貸与に関する事業、あるいは相談員の育成、配置に関する事業など、復興庁令により定めることといたしております。また、これらの事業を実施可能な特定市町村の範囲でございますけれども、いわゆる浜通り、中通りの市町村のうち、避難指示の対象となった十二市町村以外のところを定めることといたしております。」

図表 2-3-73 平成 27 年改正法案の概要（平成 27 年改正法）

平成27年2月
復興庁

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案の概要

避難されている住民の方々の円滑な帰還を促進するため、福島県を要望も踏まえ、一団地の復興再生拠点整備制度の創設等の措置を講ずる。

1. 一団地の復興再生拠点整備制度の創設

帰還される住民の生活再開、地域経済の再建の場となる復興再生拠点を円滑・迅速に整備するため、津波復興拠点制度に倣い、全面買収方式により新市街地を整備する事業制度を創設。

本事業制度の創設と並び、以下の支援措置を一体的に措置。

- 予算措置(2.の帰還環境整備交付金)
- 土地等の提供者に対する税制上の特例措置(譲渡所得の5千万円控除)

2. 帰還環境整備交付金の創設

復興再生拠点の整備など、住民の帰還に必要な環境整備を加速化するため、福島再生加速化交付金(再生加速化)について、

- 支援対象事業に面整備事業(土地区画整理事業、一団地の復興再生拠点整備事業)、道路(アクセス道路等)、下水道、公営住宅、公立学校等の基幹インフラ事業を追加。
- 「帰還環境整備交付金」として法定化。

3. 事業再開を支援するための課税の特例

避難指示が解除された区域や一定の避難指示区域※における事業の再開に備え、事業者が事業再開に必要な設備投資のために資金を積み立てた場合に、当該積立金に適用される税制上の特例措置(所得税・法人税等における積立額の損金算入)を創設。

※避難指示解除準備区域、居住制限区域

※ 閣議決定：平成 27 年 2 月 17 日(火)
※ 施行期日：公布の日(予定)

現時点で想定される一団地の復興再生拠点

大川原復興拠点(整備イメージ)

○ 面積：約39ha
○ 想定人口：約3,000人(帰還住民約1,000人、町外からの住民約2,000人)

大川原復興拠点の空間配置のイメージ

土地利用	説明
戸建住宅エリア	町民の方々の戸建住宅が立ち上がるエリアです。 色別再建住宅と復興公営住宅(戸建)から構成されます。
商業・公共施設エリア	町役場、区役所、福祉、商業などの集約し、生活を支える施設が立ち上がるエリアです。 町内を一望できるシンボルタワーを設けることを想定します。
集合住宅エリア①(ゲストハウス)	町民の方々が一次的に滞在できる施設・エリアです。 また、民間企業等に委託した研究者等が一時的に滞在します。
集合住宅エリア②(復興公営住宅)	町民の方々の集合住宅が立ち上がるエリアです。 復興公営住宅を想定します。
集合住宅エリア③(特設集合住宅)	研究や調査に必要とする研究施設や、設計・建築等の事務所が立ち上がるエリアです。
商業・研究エリア	設計・調査や環境に係る研究施設や、設計・建築等の事務所が立ち上がるエリアです。 (大熊町復興ビジョンより)

<参考：大川原復興拠点の位置>

図表 2-3-74 福島特措法の概要（平成 27 年改正法による改正後）

福島復興再生特別措置法（概要）

(平成24年3月31日施行) (平成25年5月10日改正) (平成27年5月7日改正)

目的・基本理念・国の責務

- 原子力災害により深刻かつ多大な被害を受けた福島の復興・再生について、その置かれた特殊な諸事情とこれまで原子力政策を推進してきたことに伴う国の社会的な責任を踏まえ推進。
- 基本理念として、安心して暮らし子どもを生み育てる環境の実現、多様な住民の意見の尊重、地域経済の活性化、福島の地域社会の絆の維持及び再生、住民一人一人が災害を乗り越え豊かな人生を送ること、福島の地方公共団体の自主性・自立性の尊重、地域コミュニティの維持、正確な情報の提供など。

福島復興再生基本方針（閣議決定）

(避難解除等区域等)

避難解除等区域の復興及び再生のための特別の措置

避難解除等区域復興再生計画
(県の申出により国が決定)

企業立地の更なる促進のための措置

企業立地促進計画
(県が作成し国に提出)

(福島全域)

安心して暮らすことのできる生活環境の実現のための措置

生活拠点形成事業計画
(県が作成し国に提出)

原子力災害からの産業の復興及び再生

産業復興再生計画
(県が作成し国が認定)

新たな産業の創出等に寄与する取組の重点的な推進

重点推進計画
(県が作成し国が認定)

(避難先自治体)

長期避難者の生活拠点の形成

(帰還先自治体)

住民の帰還の促進を図るための措置

帰還環境整備事業計画
(県が作成し国に提出)

福島の復興及び再生に関する施策の推進のために必要な措置

避難者・帰還者に対する生活の安定を図るための措置、保健・医療・福祉にわたる総合的な措置、再生可能エネルギーの開発等のための財政上の措置、復興交付金その他財政上の措置の活用、住民の健康を守るための基金に係る財政上の措置 など。

原子力災害からの福島復興再生協議会

復興大臣、福島県知事その他の関係者からなる協議会を組織

4) 平成 29 年改正法

a. 概要

平成 29 年 5 月 19 日に公布・施行された福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 32 号）による主な改正内容は以下のとおりである。

- ① 帰還困難区域をその区域に含む市町村長は、福島県知事と協議の上、特定復興再生拠点区域の復興及び再生を推進するための計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けることで、土地改良事業等の国による事業代行や被災事業者の事業再開に必要な設備投資に係る課税の特例等を活用することができることとした。また、土壌の除染の措置や廃棄物の処理等を国の負担により行うことができることとした。
- ② 公益社団法人福島相双復興推進機構の要請に応じ、国の職員を、その身分を保有したまま当該機構に派遣し、その業務に従事させることができることとした。
- ③ 福島イノベーション・コースト構想に係る取組を推進する区域及び取組内容を重点推進計画に記載し、内閣総理大臣の認定を受けることで、中小企業者が行う研究開発に係る特許料等の減免等の特例措置が受けられることとした。
- ④ 風評被害の払拭等に向け、福島で生産された商品の販売等の不振の実態を明らかにするための調査や当該調査に基づく指導、助言等の措置を講ずるものとした。

b. 改正の背景・経緯

平成 27 年法改正後、楢葉町、葛尾村など 4 市町村で新たに避難指示解除が実現し、飯舘村、川俣町、浪江町においても平成 29 年 3 月の避難指示解除が決定されるなど、住民の帰還環境が整いつつあった。また「福島相双復興官民合同チーム」が発足し、被災事業者の事業再開等を支援する体制も整備されつつあった。さらに、浜通り地域においては、平成 26 年 6 月に取りまとめられた「福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想研究会報告書」を受けて、廃炉やロボットに関する研究・実証拠点の整備等、当該地域に新たな産業を創出するための取組が進められたが、一方で、福島産品に対する風評被害は依然として継続しており、福島県における復興の取組を一層加速させる必要があった。

平成 28 年 12 月 5 日、福島県知事から、避難指示解除といった復興の動きが着実に進む中、帰還困難区域の復興、福島イノベーション・コースト構想の早期実現などの課題があるなど、今後の福島復興の道筋をつける意味で同年が極めて重要な年であるとし、県が市町村と連携し復興に向けた取組を加速していくに当たり、復興をより確かなものとする必要があるとして、福島特措法改正の緊急要望が国に提出された⁵⁹。要望書には、帰還困難区域内での復興拠点整備等に関する措置、官民合同チームの体制強化、福島イノベーション・コースト構想の更なる推進、避難地域 12 市町村のインフラ整備や福島県産農林水産物等の風評払拭の措置等が盛り込まれた。これらを反映した「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針」が 12 月 20 日に閣議決定された⁶⁰。翌平成 29 年 1 月 28 日に開催された第 14 回原子力災害からの福島復興再生協議会には、復興庁から、福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案が提示され⁶¹、翌 2 月 10 日、同法案は閣議決定、国会に提出

⁵⁹ 「福島復興再生特別措置法改正に関する緊急要望」平成 28 年 12 月 5 日、福島県知事内堀雅雄
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/195395.pdf>（令和 5 年 7 月 19 日閲覧）

⁶⁰ 「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針について」平成 28 年 12 月 20 日閣議決定
https://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/kinkyu/pdf/2016/1220_01.pdf（令和 5 年 7 月 19 日閲覧）

⁶¹ 「福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案（概要）」第 14 回原子力災害からの福島復興再生協議会資料、平

された⁶²。

c. 国会審議、公布・施行経緯

本法律案は、平成29年4月4日に(衆)東日本大震災復興特別委員会で提案理由説明、同月6日から質疑が開始され、同月11日に可決、附帯決議が付され、同月14日の(衆)本会議で、同案は賛成多数で可決された。同月21日に(参)東日本大震災復興特別委員会で質疑が開始され、翌5月10日に可決、附帯決議が付され、同月12日の(参)本会議で賛成多数で可決・成立、5月19日に公布され、同日施行された。

なお、附帯決議としては、将来的な帰還困難区域全ての避難指示解除の実現、特定復興再生拠点区域の整備を国の負担の下で行うことについての丁寧な説明、帰還のための生活環境整備の加速、福島イノベーション・コースト構想への総合的な支援、いじめ、偏見、差別への対策などが盛り込まれた。

国会審議においては、主に以下の点について議論がなされた。

ア) 特定復興再生拠点区域の整備について

特定復興再生拠点区域の整備について、その意義、手法、今後の整備方針についての質問に対して、今村復興大臣からは、特定復興再生拠点となる区域を設定し、特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づいて除染、解体事業についてもインフラ整備等と一体的に実施することで、生活環境や働く場を整え、概ね5年を目途に避難指示を解除し、特定復興再生拠点への住民の帰還や事業者の立地を促進していきたい旨の答弁があった⁶³。

また、特定復興再生拠点区域の除染費用を、東京電力に求償するのではなく国が負担することとした理由についての質問に対して⁶⁴、今村復興大臣から、帰還困難区域の復興拠点整備は復興のステージに応じた新たなまちづくりとして実施するものであることから国費で負担する旨の答弁があり、政府参考人からは、除染とインフラ整備を一体的かつ効率的に実施するものであることといった様々な事情を勧告した上で、除染特措法ではなく福島復興再生特措法に基づいて実施することとし、国費で実施する方針との答弁があった。

また、特定復興再生拠点以外の除染費用の負担者についての質問に対しては、今村復興大臣から今後の検討課題である旨の発言があり、これらの整備を国負担で行うことの国民への丁寧な説明や、特定復興再生拠点区域以外の帰還困難区域における除染費用の負担のあり方についての国民的議論が必要なことが附帯決議に盛り込まれた。

成29年1月28日、復興庁

https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-4/20170128_kyougikai_2shiryo2.pdf (令和5年7月19日閲覧)

⁶² 「福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案について」平成29年2月10日閣議決定

<https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-4/20170208104011.html> (令和5年7月19日閲覧)

⁶³ 第193回国会 衆議院 東日本大震災復興特別委員会 第5号(平成29年4月6日)今村復興大臣発言「新たな制度のもとで特定復興再生拠点となる区域を設定し、特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づいて除染、解体事業についてもインフラ整備等と一体的に実施し、生活環境や働く場を整え、おおむね五年を目途に避難指示を解除し、特定復興再生拠点への住民の帰還や事業者の立地を促進してまいります。」

⁶⁴ 第193回国会 衆議院 東日本大震災復興特別委員会 第5号(平成29年4月6日)岡田克也委員(民進)発言「今回、帰還困難区域のうち特定復興再生拠点区域の除染費用について、東電に求償することはしない、国が負担するということになりました。その理由が、私は、少なくとも法文上は全く書かれていないし、明らかでないというふうに思うわけです。」

イ) 福島イノベーション・コースト構想に係る取組

新たに法律上に位置付けられることとなった福島イノベーション・コースト構想について、今後どのように展開していくのかとの質問に対し、経済産業副大臣から、各種プロジェクトの実現に向けて着実に取り組んでいるところであるが、今後は、拠点を核とした産業集積の実現や周辺環境の整備、地元企業と域外企業との連携によるビジネスの創出等に向け、国有施設の低廉使用や中小企業の特許取得にかかわる経費低減によりロボットなどの研究開発を促進、関係閣僚級による会議体を創設等により、同構想を強力に推進し、浜通り地域に新たな産業基盤の構築を進めていく旨の答弁があった⁶⁵。こうした議論も踏まえ、同構想について、政府全体での一層の連携強化や国・県及び産学官の連携推進、地元企業の参画促進、国内外の専門家の受入れ並びに人材育成などの各種取組等を進めるとともに、国内外の産業界、学術機関等への周知や協力要請、財政上の措置を含め総合的な支援措置を講ずることが、附帯決議に盛り込まれた。

ウ) 原子力災害により避難している福島県の児童生徒等へのいじめ防止のための対策支援

新たに、原子力災害により避難している福島県の児童生徒等へのいじめの防止のための対策支援が盛り込まれたことについて、いじめが深刻化する現状に対し把握も対策も十分ではない旨の質問があり、文部科学大臣政務官からは、各教育委員会、学校に対して、被災児童生徒に対する心のケアなど日常的に格別の配慮を行うこと、児童生徒が科学的な知識を身につけられるようにするとともに、放射線に関する教育の充実に努めることなどの対応を求めている、引き続き、福島県教育委員会とも連携をして、いじめの防止に努める旨の答弁があった⁶⁶。こうしたことを踏まえ、いじめ防止のための必要な対策を速やかに講ずることが附帯決議に盛り込まれた。

d. 改正法の内容

ア) 概要・目的

帰還困難区域内の復興・再生に向けた環境整備（特定復興再生拠点区域）、被災事業者の生業の復興・再生を担う組織の体制強化（福島相双復興推進機構）、浜通り地域の新たな産業基盤の構築（福島イノベーション・コースト構想）、福島県産農林水産物等の風評払拭等に必要な措置を講ずる。

（以下、条番号や条文の内容は当時のものであり、現行法とは異なる場合がある。）。

⁶⁵ 第193回国会 衆議院 東日本大震災復興特別委員会 第5号（平成29年4月6日）根本匠議員に対する高木経済産業副大臣答弁。なお、この質疑において、次のやりとりがある。根本議員「イノベーション・コースト構想は、振り返りますと、平成26年6月に取りまとめたものであります。当初は、あくまで現地対策本部の構想にすぎなかった。実は、そのときの骨太方針を策定するとき、私が佐藤雄平知事から骨太方針に書いてもらいたいと強い要請を受けました。しかし、これは閣議決定文書ですから、実は、本文には、イノベーション・コースト構想を地域経済の将来ビジョンとして抽象的に表現して、ここで読めるという話もいたしました。最後は、脚注の中にイノベーション・コースト構想というのを注書きで位置づけました。」、高木副大臣「まさに当初は、現地対策本部の提案というような形で、私の前の現地対策本部長の赤羽議員が中心となってやってきました。それがようやくこの法律に書き込まれるまでになった。その間、今委員御指摘のように、与党の方で、骨太の方針に対してしっかりと組み込む、そういう政府・与党一体となった動きの中でこの構想ができてまいりました。」

⁶⁶ 第193回国会 衆議院 東日本大震災復興特別委員会 第6号（平成29年4月11日）田野瀬文部科学大臣政務官発言「文部科学省といたしましては、各教育委員会そして学校に対して、いまだ故郷に帰れず、不安の中過しておられる被災児童生徒に対して、心のケアなど日常的に格別の配慮を行うこと、そして、児童生徒が放射線に関する科学的な知識を身につけるとともに、理解を深めることができるよう、放射線に関する教育の充実に努めることなどの対応を求めているところでございます。」

イ) 特定復興再生拠点区域復興再生計画制度

将来にわたって居住を制限することを原則としていた帰還困難区域の一部においても、放射線量の低下している地域がみられることや、帰還への地元の要望等があることを踏まえ、将来的な帰還に向けて、帰還困難区域を含む市町村が、一定の条件を満たす区域について、インフラ整備、除染等による新たなまちづくりに取り組むための「特定復興再生拠点区域復興再生計画」制度を創設した。

具体的に、第17条の2では、市町村長が、帰還困難区域のうち避難指示を解除し帰還者等の居住を可能とすることを旨とする「特定復興再生拠点区域」について、復興及び再生を推進するための計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けた場合に、除染や廃棄物の処理の国による実施、道路の新設等のインフラ事業の国による事業代行、被災事業者の事業再開や新規事業者の立地促進に必要な設備投資等に係る課税の特例、一団地の復興再生拠点整備制度等が活用できることとした。

ウ) 官民合同チームの体制強化

平成27年8月に創設した官民合同チームは、商工事業者や営農再開の支援で大きな成果を上げていたが、国職員、福島県職員、公益社団法人福島相双復興推進機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構職員からなる複合的な組織であり、一元的な指揮命令を図ることが難しいなどの課題もあった。このため、第48条の2及び第48条の3において「福島相双復興推進機構」を法律上に位置付け、国職員がその身分を保有したままで派遣を可能にするなどして各主体の職員を官民合同チームの中核である同機構に集約することにより、組織の一元化や、国職員の持つ知見や人脈の一層の活用を図り、その機能を強化することとした。

エ) 「福島イノベーション・コースト構想」推進の法定化

浜通り地域における「福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想」を一層推進するため、構想の取組を推進する区域（福島国際研究産業都市区域）や当該取組を重点推進計画に記載し、中小企業の研究成果に係る特許料等の減免やロボットの新品・新技術の開発促進のための国産の試験研究施設の低廉使用ができることとした。

また、「原子力災害からの福島復興再生協議会」の下に分科会を創設し、同構想を関係機関等が連携・協力して推進するための枠組みを整備した。

オ) 風評払拭への対応

福島県産農林水産物等の風評被害については、震災以降、モニタリング検査、産業界への働きかけなどの取組が進められていたが、改正時点においてもなお風評被害による県産農産物価格の低迷等が続いており、一層の対策が求められていた。このため、風評被害の払拭に向け、国が、販売等の不振に関する実態調査や、当該調査に基づく販売者等への指導・助言等の措置を講ずることを法律に位置付けた。

カ) その他

避難指示等の対象となった12市町村においては、避難指示が長期化する中で、帰還意欲の低下や、避難者の所有家屋や土地の維持管理の課題が生じており、まちづくりのための人材も十分と言えない状況にあった。そうした中、住民の帰還環境整備に向けて、ハード・ソフト面からまちづく

りに寄与する「まちづくり会社」等の活動事例もみられ、こうした組織を「帰還環境整備推進法人」として法的に位置付け、帰還環境整備事業計画の作成・変更についても提案できる制度を設けた。

このほかに、原子力災害により避難している福島県の児童生徒等へのいじめ防止のために福島県の教育委員会や学校が講じる取組等に対する支援施策、帰還した地域住民の交通手段の確保のための公共交通網形成についての国の指導・助言・情報提供等の支援措置も定められた。

2章

総論（復興庁設置以降）

図表 2-3-75 平成 29 年改正法案の概要

「福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案」について

平成29年2月
復興庁

地元からの要望や与党からの提言を踏まえ、①帰還困難区域の復興・再生に向けた環境整備、②被災事業者の生産の復興・再生を担う組織の体制強化、③浜通り地域の新たな産業基盤の構築、④福島県産農林水産物等の風評被害の払拭等に必要措置を講ずる

<1. 特定復興再生拠点区域の復興及び再生を推進するための計画制度の創設>

背景

- 従来、帰還困難区域は、「将来にわたって居住を制限することを原則とした区域」として設定
- 当該区域内の一部での放射線量の低下、帰還を希望される住民の思いとする地元からの要望、与党からの提言を踏まえ、帰還困難区域の復興・再生に早期に取り組むことが必要

改正案の概要

特定復興再生拠点区域の復興及び再生を推進するための計画制度の創設

- ① 市町村長は、帰還困難区域内に、避難指示を解除し、帰還者等の居住を可能とすることを旨とする区域(特定復興再生拠点区域)を定める
- ② 市町村長は、特定復興再生拠点区域の範囲、計画の目標・期間、土地利用、当該土地利用を実現するための事業手法(例: 除染・廃棄物処理、インフラ整備)などを記載した計画を作成し、福島県知事と協議の上、内閣総理大臣の認定を申請
- ③ 内閣総理大臣は、1) 福島復興再生基本方針との適合、2) 区域の適切性、3) 復興・再生への寄与、4) 計画の実現可能性といった観点から、計画を認定

<具体的な認定の観点の例>

- 除染により、放射線量が概ね5年以内に避難指示の解除に必要な基準以下に低減するか
- 計画的かつ効率的な公共施設等の整備が可能な規模か
- 住民の帰還や事業活動によって想定した土地利用が実現する見込みがあるか 等

- ④ 認定計画の下、除染・インフラ整備などの事業を一体的かつ効率的に実施

<特定復興再生拠点区域の整備に関連する主な事業(平成29年度政府予算案)>

- ・ 福島再生加速化交付金 807億円の内数
- ・ 特定復興再生拠点整備事業(仮称) <新規> 309億円

計画認定の効果

- ◆ 認定計画に従って除染や廃棄物の処理を国が実施(費用は国の負担)
- ◆ 道路の新設等のインフラ整備事業を国による事業代行
- ◆ 被災事業者の事業再開及び新規事業者の立地促進に必要な設備投資等に係る課税の特例
- ◆ 全面買収方式により新市街地を整備する「団地の復興再生拠点整備制度」の適用

※市町村が、帰還困難区域の全域について、中長期的な構想を策定した場合、国は、市町村が当該構想に基づいて行う取組を支援

<2. 官民合同チームの体制強化>

背景

- 平成27年8月、国・福島県・福島相双復興推進機構等からなる官民合同チームを創設
- 被災12市町村の4,400を超える農工商業者に対して個別訪問・支援を実施
- 営業再開に向けて、市町村・JA等を700回以上訪問し、営業再開支援策の説明、地域農業の将来像の策定、将来像の実現に向けた農業者の取組を支援

- 効率的な組織運営を行うため、官民合同チームの組織の一元化が必要
- 現場ニーズの関係機関への周知・国の施策の現場への浸透や、国職員の政策的な専門性を活かした施策の企画立案が一層必要

改正案の概要

1. 福島相双復興推進機構(※)への国職員の派遣に係る規定の創設

(注)平成28年12月、公益社団法人の認定を取得。

> 福島相双復興推進機構から、国職員の派遣要請があったときは、その政策的な専門性を活かした業務を行うため、**国の身分を保有したまま**国職員を同機構に派遣することを可能とする

現・官民合同チーム

福島相双復興推進機構

国(長期出張扱い)

福島県

(独法)中小企業基盤整備機構

➔

新体制

福島相双復興推進機構

旧・福島相双復興推進機構の職員
国からの職員(派遣)
福島県からの職員
(独法)中小企業基盤整備機構からの職員

2. 派遣に伴う必要な関係規定の整備

> 国職員の派遣に当たり、国家公務員共済組合法や国家公務員退職手当法等に係る特例等の規定を整備(例: 派遣期間を退職金の通算期間に算入)

<3. 「福島イノベーション・コースト構想」の推進の法定化>

背景

- 「福島・国際研究産業都市(イノベーション・コースト)構想研究会報告書」(平成26年6月)に基づき、廃炉研究やロボット、農林水産業等の各プロジェクトの具体化が進行中
- 新たな産業基盤の構築に重点的に取り組むため、構想を一層推進させる法律上の特別措置、関係機関等による連携体制が必要

無人航空機や災害対応ロボット等の実証実験が行える
テストフィールド

28年度予算案 51.0億円
29年度政府予算案 13.1億円

廃炉国際共同研究センター国際共同研究棟

国内の大学、研究機関、企業等が集結し、廃炉研究を強化

27年度予算案 6.5億円(施設整備費)
28年度予算案 6.5億円(同上)
29年度政府予算案 6.0億円(運営費等)

改正案の概要

1. 重点推進計画に「福島イノベーション・コースト構想」の推進を位置づけ

- ① 福島県知事が作成する、新産業の創出等を推進するための重点推進計画(福島県全域を対象)において、次の記載を可能とする
 - 「福島イノベーション・コースト構想」の取組を推進する区域(福島国際研究産業都市区域)
 - 本区域において推進する取組(研究開発拠点の整備、当該拠点の周辺的生活環境整備、本区域への来訪の促進、県や市町村の相互間の連携強化等)
- ② 上記記載を含む重点推進計画について内閣総理大臣の認定を受けた場合、次の特例措置
 - 中小企業者の計画の下での研究開発の成果について特許料等の減免
 - ロボットに係る新製品・新技術の開発促進のため国有試験研究施設の低廉使用
- ③ 福島イノベーション・コースト構想に係る取組の促進のため、福島県、市町村、事業者等の連携の強化に必要な施策を講ずる

2. 「原子力災害からの福島復興再生協議会」の下に分科会を創設

- ① 「原子力災害からの福島復興再生協議会」の下に、特定の事項に関する調査・検討を行う分科会を設けることを可能とする
- ② これを活用し、「福島イノベーション・コースト構想」を関係機関等が連携して推進するための分科会(協議会)を新設

<4. 風評被害払拭への対応>

背景

- 事故後6年近く経てもなお、福島県産の農林水産品については、震災前の価格まで戻らない、全国平均の価格と差がある等の風評被害が残っている。
- このため、風評の実態及び要因を調査するなど、対策の強化が必要。

改正案の概要

風評被害の実態調査やこれに基づく措置を位置づけ

> 福島県産農林水産物等の風評被害の払拭に向け、販売等の実態調査や当該調査結果に基づく指導・助言等の措置を講ずることを法律に位置付ける

<関連する事業(平成29年度政府予算案)>

流通実態調査事業(福島県農林水産業再生総合事業<新規> 47億円の内数)

<5. その他の改正事項>

1. 帰還環境整備推進法人の創設

被災12市町村は役場機能が分散し、人的資源等が不足。

市町村はまちづくり会社等を「帰還環境整備推進法人」として指定。

➔ 当該法人は、市町村が行う帰還環境整備に参画、情報提供・調査研究、整備事業のための用地の取得・管理等の業務を行い、官民一体でのまちづくりを推進。

2. いじめの防止のための対策支援

福島県内外へ避難している子どもに対するいじめへの対応が必要。

➔ 避難している子どもに対するいじめの未然防止や早期発見、いじめへの対処(心のケアを含む)のため、教育委員会や学校が行う取組を支援する旨を法律に位置付け。

3. 地域住民の交通手段の確保支援

12市町村の帰還者が安心して、通院、買物などの日常生活を送るためには、公共交通機関が必要。

➔ 帰還促進や生活の利便性の向上を図るため、持続可能な地域公共交通網を形成するために必要な措置を講ずることを法律に位置付け。

2章

総論(復興庁設置以降)

2-311

図表 2-3-76 福島特措法の概要（平成29年改正法による改正後）

福島復興再生特別措置法の概要		復興庁 Reconstruction Agency 新たなステージ 復興・再生へ
施行：平成24年3月31日 改正：平成25年5月10日、平成27年5月7日、平成29年5月19日		
原子力災害により深刻かつ多大な被害を受けた福島の復興・再生について、その置かれた特殊な諸事情とこれまで原子力政策を推進してきたことに伴う国の社会的な責任を踏まえ推進。		
福島復興再生基本方針 （平成24年7月13日閣議決定）		
原子力災害からの福島の復興及び再生に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な方針 （方針に定められる事項：福島の復興及び再生の意義、目標、政府が着実に実施すべき各支援施策の基本的な方針等）		
避難指示の対象となった区域の復興・再生	福島県全域の復興・再生 （赤字は平成29年法改正事項）	
避難解除等区域 国が「避難解除等区域復興再生計画」を作成	産業の復興及び再生 福島県が作成する「産業復興再生計画」に基づき、以下の法律上の特例を措置 ①福島特例通訳案内士 ②地域ブランド（商標、品種）の登録料等の減免	
帰還困難区域 市町村長が「 特定復興再生拠点区域復興再生計画 」を作成し、内閣総理大臣が認定	新たな産業の創出等の重点的な推進 福島県が作成する「重点推進計画」に基づき、 ・再生可能エネルギー、医薬品、医療機器、廃炉等、ロボット及び農林水産業に関する研究開発拠点の整備等を推進 ・特に、 福島国際研究産業都市区域 において、以下の法律上の特例を措置（「 福島イノベーション・コースト構想 」推進の法定化） ①中小企業者が行う研究開発に係る 特許料等の減免 ②ロボット製品開発に係る 国有試験研究施設の低廉使用	
これらの計画に基づいて、以下の措置を実施 ①県等が管理する道路等の工事を国が代行 ②公共施設の清掃等を国が直轄で実施 ③事業を開始・再開する者に課税の特例を措置 ④（ 特定復興再生拠点区域のみ ） 国の負担で除染等を実施	その他 ①訓示規定 農林水産物等の販売の実態調査等 （風評払拭への対応）、 いじめ防止対策の実施 等 ②原子力災害からの福島復興再生協議会、特定事項の調査・検討を行う 分科会 の設置	
住民の帰還の促進を図るための措置 ①一団地の復興再生拠点整備制度の活用 ②帰還環境整備交付金による道路等のインフラ整備等の実施		
長期避難者の生活の安定を図るための措置 生活拠点形成交付金による公営住宅の建設、コミュニティ維持のためのソフト事業等の実施		
その他 福島相双復興推進機構への国の職員の出向（官民合同チームの体制強化）、帰還環境整備推進法人の指定		

5) 令和2年改正法

a. 概要

令和2年6月12日に公布・一部施行された復興庁設置法等の一部を改正する法律(令和2年法律第46号)による福島特措法の主な改正内容は以下のとおりである。

- ① 避難指示・解除区域の復興及び再生を推進するため、新たな住民の移住・定住の促進や交流人口・関係人口の拡大に資する施策を交付金の対象に追加するほか、農地の利用集積や6次産業化施設の整備を促進するための特例措置を設けることとした。
- ② 福島イノベーション・コースト構想の推進を軸とした産業集積を促進するため、同構想の推進に係る課税の特例の規定を設けるとともに、公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構の要請に応じ、国の職員をその身分を保有したまま当該機構に派遣できることとした。
- ③ 風評被害が事業者の経営に及ぼす影響への対処に係る課税の特例の規定を設けることとするほか、政策課題ごとの3つの法定計画を1つに統合し、福島県が地域の実情を踏まえて福島復興再生計画を作成し、これを内閣総理大臣が認定する制度を設けることとした。

b. 改正の背景・経緯

被災から約10年が経過し、平成31年4月には、東京電力福島第一原子力発電所の立地する大熊町の一部地域で避難指示が解除され、また、平成29年の福島特措法改正により帰還困難区域に設けることが可能となった「特定復興再生拠点区域」においても、避難指示解除に向け、各町村で特定復興再生拠点区域復興再生計画が作成され、除染やインフラ整備等の事業が進められていた。また、浜通りにおいては、「福島イノベーション・コースト構想」に基づき、新産業の創出等に向けた取組が進められた。

一方で、避難解除等区域を区域内に持つ12市町村においては、住民の帰還が十分に進んでおらず、県内の産業の復興及び再生も依然として大きな課題となっていた。

「東日本大震災 復興加速化のための第8次提言」(令和元年8月5日 自由民主党・公明党)においても、移住の促進や関係・交流人口の拡大等による新たな活力の呼び込み、福島イノベーション・コースト構想の推進を基軸とした、中長期視点での地域再生や産業発展に向けた施策展開等が求められた。

こうした状況の中、福島県は令和元年11月7日、「ふくしまの復興・創生に向けた緊急要望」で、移住の促進、交流人口の拡大等の新たな活力の呼び込みや、営農再開の拡大に向けた農地の利用集積や6次化施設の整備促進等による避難解除区域等の復興・再生の加速化、福島イノベーション・コースト構想推進機構への国職員派遣のための制度整備等による構想の更なる推進、海外も含めた風評被害対策、さらには、これらを支える計画体系の見直しなどの措置を、福島特措法に盛り込むよう国に要望した。

一方、国は「東日本大震災からの復興の基本方針」に加え、新たに『復興・創生期間』後における東日本大震災からの復興の基本方針」を令和元年12月20日に閣議決定したが、その中では福島特措法に関して、移住の促進や交流・関係人口の拡大等の新たな活力を呼び込む施策の強化、営農再開加速、福島イノベーション・コースト構想の推進、風評払拭などの対応が盛り込まれた。さらに同基本方針では、「国が策定する基本方針の下、広域地方公共団体である福島県が地域の実情を踏まえて計画を作成することとするなど、計画制度の見直しを行う。」ことも示され、福島県知事が原子力災害からの復興に関する総合的な計画(福島復興再生計画)を作成し、これに基づき復興の取

組を加速する方針が示された。

この基本方針の見直しを受けて、翌令和2年3月3日に、復興庁設置法、東日本大震災復興特別区域法等とあわせて福島特措法を改正する「復興庁設置法等の一部を改正する法律案」が閣議決定され、国会に提出された⁶⁷。

c. 国会審議、公布・施行経緯

法律案は、令和2年5月14日に（衆）東日本大震災復興特別委員会で提案理由説明、同月19日より質疑が行われ、21日に可決、附帯決議が付され、翌22日に（衆）本会議で賛成多数で可決された。同月27日には、（参）東日本大震災復興特別委員会における提案理由説明、29日より議論が開始され、6月3日に賛成多数で可決、附帯決議が付され、同月5日には（参）本会議で可決、成立、6月12日に公布され、同日施行（一部）された。

なお、附帯決議のうち、福島特措法に関連する事項としては、特定復興再生拠点区域外における避難指示解除のための具体的な方針の明示、国際教育研究拠点の推進と福島ロボットテストフィールド等の拠点の活用などが盛り込まれた。

国会審議においては、主に以下の点について議論がなされた。

ア) 帰還困難区域の特定復興再生拠点外についての今後の対応

復興・創生期間後の対応として、帰還困難区域の特定復興再生拠点外についての対応が重要であり、これについては一律の避難指示解除基準を適用するのではなく、土地利用に応じた解除、類型を考えるとという発想が大切なのではないかという質問⁶⁸に対して、政府参考人から特定復興再生拠点区域外については、令和元年12月に閣議決定された『復興・創生期間』後における東日本大震災からの復興の基本方針」においても、地域の実情や、土地活用の意向や動向、地方公共団体の要望等を踏まえ、避難指示の解除に向けた今後の政策の方向性について検討を進めることとされており、各町村の具体的な要望を踏まえながら方向性を検討していきたい旨答弁があった。

イ) 営農再開の支援

被災12市町村における営農再開に向け、農地の利用集積、6次産業化施設の整備促進のための計画制度等が盛り込まれたことを受け、その着実な実施と国の支援をお願いしたいという意見に対して、伊東農林水産副大臣から、農水省では4月から32名体制で12市町村に対して人的支援を行っていることに加えて、本改正で営農再開の加速化に関する特例を規定し、4月から派遣職員が核となって、福島県、JA、官民合同チーム等と一体となって、帰還者や移住者等による担い手づくり、集約化による営農基盤の確立に向けて全力で取り組む旨答弁があった⁶⁹。

⁶⁷ 「復興庁設置法等の一部を改正する法律案の閣議決定」令和2年3月3日

<https://www.reconstruction.go.jp/topics/20200303085910.html>（令和5年7月14日閲覧）

⁶⁸ 第201回国会 衆議院 東日本大震災復興特別委員会 第5号（令和2年5月19日）根本匠委員（自）発言「帰還困難区域の特定復興再生拠点外について、一律の避難指示解除基準を適用するのではなく、土地利用に応じた解除、類型を考えるとという発想が大切なのではないかと思います」

⁶⁹ 第201回国会 衆議院 東日本大震災復興特別委員会 第6号（令和2年5月21日）伊東農林水産副大臣発言「福島復興再生特別措置法の改正におきましては、営農再開の加速化に関する特例を規定するとともに、四月から、派遣職員が核となりまして、福島県あるいはJAまた官民合同チーム等と一体となって、この十二市町村でそれぞれ異なるニーズがあるものでありますから、現場のニーズをしっかりと踏まえながら、帰還者やあるいは移住者等の促進による担い手づくり、集約化による営農基盤の確立に向けて全力で取り組んでまいりたいと思います。」

ウ) 風評被害対策としての課税の特例

農林水産業、観光業などでの風評被害の重大さに鑑み、引き続きの支援の継続と、県内全域を対象とした新しい税制の検討が必要ではないかとの質問に対し、菅家復興副大臣から、復興特区法の対象地域の見直しにより、復興特区税制の対象地域を沿岸部に重点化するに当たり、福島県については、農林水産業や観光業等の風評被害による深刻な影響が残る業種を踏まえて、県内全域を対象とする方向で課税の特例を検討していきたい旨の答弁があった⁷⁰。

d. 改正法の内容

ア) 概要・目的

復興・創生期間後に生じる新たな課題や多様なニーズに対応し、本格的な復興・再生に向けた取組を加速するため、避難指示・解除区域の復興・再生の推進、福島イノベーション・コースト構想の推進を軸とした産業集積促進、風評被害への対応を進めるとともに、これまでの福島県の復興再生に関わる3つの計画を統合し、県が主体となって福島復興再生計画を作成する制度を導入する。

イ) 福島復興再生計画への統合

第7条では、福島の復興及び再生に関する従来の政策課題ごとの3つの法定計画（①国が作成する「避難解除等区域復興再生計画」、②福島県知事が作成する「産業復興再生計画」、③福島県知事が作成する「重点推進計画」）を統合し、国が定める福島復興再生基本方針に即して、福島県知事が「福島復興再生計画」を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができることとした。これに伴い、それぞれの計画に位置付けられた特例措置についても統合された。

福島特措法の制定当時は、避難解除等区域は、地域コミュニティや産業基盤の断絶が生じ、福島県又は市町村の自助努力だけでは当該区域の復興及び再生は著しく困難な状況にあったため、国（内閣総理大臣）が計画の策定等も行うこととしていた。しかしながら、復興期間10年間の終了を見据える中、居住制限区域及び避難指示解除準備区域とされた区域においても避難指示の解除が進み、また、帰還困難区域においても特定復興再生拠点区域が設けられ除染やインフラ整備等の事業が進められる等、同区域の状況は福島特措法制定時から大きく変化してきており、従来内閣総理大臣が作成してきた避難解除等区域復興再生計画についても、福島県知事が中長期的かつ広域的な視点から立案が可能な状況となった。

また、福島県知事が避難解除等区域の計画を作成することは、避難解除等区域の復興の進捗状況に差異がある中、現地の実情を踏まえ、地元の視点でのきめ細かな対応が可能となるという点で大きな意義がある。

さらに、避難解除等区域復興再生計画についても福島県知事が作成することとすると、同計画の記載事項には産業の復興・再生が含まれており、産業復興再生計画及び重点推進計画との間で、記載事項の重複が生じることから、政策課題への対応を効果的かつ効率的に進める上で、これらの3計画を一体的に取扱う必要が生じた。

以上の状況の変化を踏まえ、3計画の作成主体がいずれも福島県知事となるこの機会を捉え、こ

⁷⁰ 第201回国会 衆議院 東日本大震災復興特別委員会 第5号（令和2年5月19日）菅家復興副大臣発言「復興庁としては、今般、復興特区法の対象地域の見直しにより、復興特区税制の対象地域を沿岸部に重点化することに当たり、福島県については、農林水産業や観光業等の風評被害による深刻な影響が残る業種を踏まえて、県内全域を対象とする方向で課税の特例を検討してまいりたい、このように考えております。」

れらを統合し、福島復興再生計画とすることとしたものである。

ウ) 営農再開の促進のための効率的な農地利用の推進

第17条の19から第17条の33まで等では、営農再開の加速化のために、農地の利用集積の促進や、6次産業化施設整備の促進に向けた農地転用の促進措置、農業委員会の帰還が進まない場合の、農業委員会事務を市町村が行える特例措置等を設けた。

エ) 帰還環境整備交付金制度の見直し

第33条では、地域の活力向上のために交流・関係人口の拡大や地域外からの移住の促進を図るため、住民の帰還環境整備のための交付金の対象に、移住・定住促進、交流・関係人口拡大に資する施策を追加し、「帰還・移住等環境整備交付金」に名称変更した。

オ) 国内外における福島の風評被害への対策のための措置

第74条から第75条の5まででは、福島県産食品の消費停滞や外国人宿泊者数の低迷など、風評被害に悩む農林水産業や観光業等を対象に、福島県内全域において、一定の要件の下で、設備投資や雇用に関する課税の特例等を規定した。また、海外における輸入規制の撤廃・緩和に向けた外国との交渉等の措置や、福島県産農林水産物等に対する紹介・宣伝等の措置などを国が講ずる旨の規定を追加した。

カ) 福島イノベーション・コースト構想の推進を軸とした産業集積の促進

第84条から第85条の8まででは、福島イノベーション・コースト構想における重点分野（廃炉、ロボット、農林水産業等）の取組を支援するため、新産業創出等推進事業促進区域（※1）内において、一定の要件の下で、設備投資や雇用に関する課税の特例等を規定した。

また、公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構へ国職員がその身分を保有したまま当該機構に派遣できるとする規定を整備し、同機構の機能強化を図ることとした。

- ※1 福島国際研究産業都市区域（※2）内の区域であって、新産業創出等推進事業（※3）の実施の促進が、産業集積の形成等を図る上で特に有効であると認められる区域。
- ※2 原子力災害による被害が著しい区域であって、福島イノベーション・コースト構想における重点分野に関する先端的な研究開発を行う拠点の整備等により産業集積の形成等を図るべき区域
- ※3 福島国際研究産業都市区域における産業集積の形成等を図る上で中核となる、新たな産業の創出等に資する事業

図表 2-3-77 復興庁設置法等の一部を改正する法律（令和2年改正法）

復興庁設置法等の一部を改正する法律[令和2年6月12日法律第46号] 概要（福島復興再生特別措置法の一部改正関係）	
背景・必要性	
● 帰還環境整備などが進む中、復興・創生期間後も、復興のステージが進むにつれて生じる新たな課題や多様なニーズにきめ細かく対応しつつ、本格的な復興・再生に向けた取組を加速することが必要。	
改正案の概要	
1. 避難指示・解除区域の復興・再生の推進	2. 福島イノベーション・コースト構想の推進を軸とした産業集積の促進
(1) 帰還促進に加え移住等を促進 帰還環境整備のための交付金の対象に新たな住民の移住・定住の促進や交流・関係人口の拡大に資する施策を追加	① 福島イノベーション・コースト構想の推進に係る課税の特例を規定
(2) 営農再開の加速化	② (公財) 福島イノベーション・コースト構想推進機構への国職員の派遣に関する制度整備
① 農地の利用集積の促進(担い手の呼び込み) 福島県が計画を作成・公示し、所有者不明農地も含めて一体的に権利設定できる仕組みを導入	③ ドローン等の実証実験に取り組む事業者に対する法令手続についての相談・援助
② 6次産業化施設の整備の促進 農地に6次産業化施設を整備する場合、①の計画に記載することで、農地転用等の特例を適用	3. 風評被害への対応
③ 市町村と農業委員会の同意により、農業委員会の事務を市町村が実施できる特例を創設	① 風評対策に係る課税の特例を規定
	② 海外における風評対策や輸入規制の撤廃・緩和に向けた働きかけの推進
	4. 計画制度の見直し
	福島県知事が地域の実情を踏まえて福島復興再生計画（3系統に分かれる現行計画を統合）を作成し、国がこれを認定
※施行日：令和3年4月1日（2. ②③及び3. ②は公布日）	

福島復興再生特別措置法の一部改正について

福島復興再生特別措置法の一部改正	
背景・必要性	
● 帰還環境整備などが進む中、復興・創生期間後も、復興のステージが進むにつれて生じる新たな課題や多様なニーズにきめ細かく対応しつつ、本格的な復興・再生に向けた取組を加速することが必要。	
改正の概要	
1. 避難指示・解除区域の復興・再生の推進	2. 福島イノベーション・コースト構想の推進を軸とした産業集積の促進
(1) 帰還促進に加え移住等を促進 帰還環境整備のための交付金の対象に新たな住民の移住・定住の促進や交流・関係人口の拡大に資する施策を追加	① 福島イノベーション・コースト構想の推進に係る課税の特例を規定
(2) 営農再開の加速化	② (公財) 福島イノベーション・コースト構想推進機構への国職員の派遣に関する制度整備
① 農地の利用集積の促進(担い手の呼び込み) 福島県が計画を作成・公示し、所有者不明農地も含めて一体的に権利設定できる仕組みを導入	③ ドローン等の実証実験に取り組む事業者に対する法令手続についての相談・援助
② 6次産業化施設の整備の促進 農地に6次産業化施設を整備する場合、①の計画に記載することで、農地転用等の特例を適用	3. 風評被害への対応
③ 市町村と農業委員会の同意により、農業委員会の事務を市町村が実施できる特例を創設	① 風評対策に係る課税の特例を規定
	② 海外における風評対策や輸入規制の撤廃・緩和に向けた働きかけの推進
	4. 計画制度の見直し
	福島県知事が地域の実情を踏まえて福島復興再生計画（3系統に分かれる現行計画を統合）を作成し、国がこれを認定

(5) 適用実績

※ 福島特措法に基づく個別施策の適用実績については、7章の各節を参照。

1) 福島復興再生基本方針

福島特措法第5条に基づき、平成24年7月に原子力災害からの福島の復興及び再生に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な方針(以下「福島復興再生基本方針」という。)が策定され、避難解除等区域等と福島全域それぞれについて、福島復興再生の方針や具体方策が示された。

平成29年には、同年の福島特措法の改正と、「東日本大震災 復興加速化のための第6次提言」(平成28年8月24日自由民主党・公明党)及び「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針」(平成28年12月20日閣議決定)等の内容を反映した改訂が行われ、特定復興再生拠点区域復興再生計画や、官民合同チームの強化、風評対策や福島イノベーション・コーストの推進等が盛り込まれた⁷¹。

令和3年には、令和2年6月の福島特措法の改正(令和3年4月全面施行)を受け、移住・定住促進や農地利用集積の促進、新たな風評対策や福島イノベーション・コースト構想の更なる推進に向けた施策が盛り込まれ、第2復興・創生期間において、引き続き国が前面に立って取り組む方針が示された⁷²。

策定及び改定の経緯は、以下の通り。

図表 2-3-78 策定及び改定の経緯(福島復興再生基本方針)

策定・改定日	項目	
平成24年7月13日	福島復興再生基本方針	平成24年3月の福島特措法当初法制定を受けて策定
平成29年6月30日	福島復興再生基本方針(改定)	平成29年5月の福島特措法改正等を受けて策定
令和3年3月26日	福島復興再生基本方針(改定)	令和2年6月の福島特措法改正等を受けて策定
令和4年8月26日	福島復興再生基本方針(改定)	令和4年6月の福島特措法改正等を受けて策定

2) 各種関連計画の策定

先述のとおり、福島特措法の中で福島県知事等が作成する各種計画が規定された。各計画の策定状況は以下のとおりである。

a) 内閣総理大臣が策定する計画

- ・ 避難解除等区域復興再生計画(内閣総理大臣)(平成25年3月19日決定、平成26年6月20日改定)

b) 福島県が策定する計画

- ・ 産業復興再生計画(福島県)(平成25年5月28日認定)

⁷¹ 「福島復興再生基本方針の概要」平成29年6月30日、復興庁
<https://www.reconstruction.go.jp/topics/20170629151224.html> (令和5年7月19日閲覧)

⁷² 「福島復興再生基本方針の概要」令和3年3月26日、復興庁
<https://www.reconstruction.go.jp/topics/20210325191726.html> (令和5年7月19日閲覧)

- ・ 重点推進計画（福島県）（平成25年4月26日認定、平成30年4月25日認定、平成31年4月1日軽微な変更、令和2年5月1日変更認定）
 - ・ 福島復興再生計画（福島県）（令和3年4月9日認定、令和4年12月26日変更認定）
 - ・ 企業立地促進計画（福島県）（平成25年6月10日策定、平成25年8月8日、平成27年10月30日、平成29年9月15日、令和3年4月20日変更）
- c)市町村、事業者等が策定する計画
- ・ 生活拠点形成事業計画（県、各市町村）（令和4年12月時点で県及び15市町村の計画を策定）
 - ・ 避難解除等区域復興再生推進事業実施計画（認定事業者）（平成26年1月より360計画を認定（令和4年9月30日時点））
 - ・ 帰還環境整備事業計画（帰還・移住等環境整備事業計画）（県、市町村等）（令和4年12月時点で県及び45市町村等の計画を策定）
 - ・ 特定復興再生拠点区域復興再生計画（各市町村）（平成29年9月～平成30年5月に6町村（双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯館村、葛尾村）の計画を策定）

図表 2-3-79 策定及び改定の経緯（各種関連計画）

項目	策定・改定日	
避難解除等区域復興再生計画 （内閣総理大臣）	平成25年3月19日 内閣総理大臣決定	平成24年3月の福島特措法当初法制定を受けて策定
同（改定）	平成26年6月20日 改定	避難指示解除の動き、「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」（福島復興指針 平成25年12月閣議決定）等を受けて改訂
産業復興再生計画（福島県）	平成25年5月28日 内閣総理大臣認定	平成24年3月の福島特措法当初法制定を受けて策定
重点推進計画（福島県）	平成25年4月26日 内閣総理大臣認定	平成24年3月の福島特措法当初法制定を受けて策定
重点推進計画（福島県）	平成30年4月25日 内閣総理大臣認定 平成31年4月1日 軽微な変更	平成29年5月の福島特措法改正、平成29年6月の福島復興再生基本方針改定等を受けて策定
同（変更）	令和2年5月1日 内閣総理大臣認定	令和元年12月9日の「福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業発展の青写真」策定（復興庁、経済産業省、福島県）を受けて変更
福島復興再生計画（福島県）	令和3年4月9日 内閣総理大臣認定	令和2年6月の福島特措法改正等を受けて策定
同（変更）	令和4年12月26日 内閣総理大臣認定	令和4年6月の福島特措法改正等を受けて策定
企業立地促進計画（福島県）	平成25年6月10日策定 平成25年8月8日変更 平成27年10月30日変更 平成29年9月15日変更 令和3年4月20日変更	平成25年5月の福島特措法改正等を受けて策定
生活拠点形成事業計画 （県、各市町村）	令和4年12月時点で県及び15市町村の計画を策定	平成25年5月の福島特措法改正等で計画を位置付け
避難解除等区域復興再生推進事業実施計画（認定事業者）	平成26年1月より360計画を認定（令和4年9月	平成25年5月の福島特措法改正等で計画を位置付け

	30日時点) ⁷³	
帰還環境整備事業計画（帰還・移住等環境整備事業計画）（県、市町村等）	令和4年12月時点で県及び45市町村等の計画を策定	平成27年5月の福島特措法改正等で計画を位置付け
特定復興再生拠点区域復興再生計画（各市町村）	平成29年9月～平成30年5月に6町村の計画を策定	平成29年5月の福島特措法改正で計画を位置付け

注) 避難解除等区域復興再生計画、産業復興再生計画及び重点推進計画は、令和3年4月9日に統合し、福島復興再生計画とした。
出所) 福島県福島復興再生特別措置法ウェブサイトより作成

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/ps-tokusoho1002.html> (令和5年7月15日閲覧)

3) 福島復興再生協議会

先述のとおり、福島特措法当初法の第70条において、原子力災害からの福島の復興及び再生の推進に関し必要な協議を行うための組織として、「原子力災害からの福島復興再生協議会」が位置付けられた。これにより、従来から開催されていた、国と福島県の関係者からなる「原子力災害からの福島復興再生協議会」が法律上の協議会として位置付けられることとなった。

令和4年度時点で、国側構成員としては復興大臣（議長）と、総務、農林水産、経済産業、環境、復興の各大臣ないし副大臣、県側構成員としては県知事、県議会議長、市長会代表、町村会等代表、いわき市長、福島県商工会議所連合会長、福島県農業協同組合中央会長が参加し、事務局を復興庁及び福島県が務めている。

図表 2-3-80 原子力災害からの福島復興再生協議会の開催概要

項目	開催日	備考（主な議論テーマ等）
第1回	平成23年8月27日	東日本大震災からの復興の基本方針、福島県復興ビジョン
第1回幹事会	平成23年9月13日	原子力災害からの福島再生特別法（仮称）
第2回	平成23年10月17日	福島県要望の基金への対応
第2回幹事会	平成23年11月16日	東日本大震災復興特別区域法概要
第3回	平成24年1月8日	福島県復興計画（第一次）
第4回	平成24年2月4日	福島特措法について
第5回（法定第1回協議会）	平成24年4月22日	福島の再生に向けた今後の課題
第3回幹事会	平成24年6月1日	福島復興再生基本方針（素案・調整中）について
第6回（法定第2回協議会）	平成24年7月1日	福島復興再生基本方針（案）について
第4回幹事会	平成25年2月14日	福島対応体制、復興・再生に向けた予算、福島特措法の一部改正について
第7回（法定第3回協議会）	平成25年2月17日	福島対応体制の抜本強化について
第8回（法定第4回協議会）	平成25年8月11日	平成26年度国の予算に向けて
第9回（法定第5回協議会）	平成26年8月9日	平成27年度国の予算に向けて
第10回（法定第6回協議会）	平成27年2月1日	福島特措法の一部改正、平成26年度補正予算案・平成27年度予算案について
第11回（法定第7回協議会）	平成27年8月8日	平成28年度国の予算に向けて
第12回（法定第8回協議会）	平成28年3月27日	「復興・創生期間」の福島復興再生に向けて
第13回（法定第9回協議会）	平成28年7月31日	平成29年度ふくしま復興・創生に向けて
第14回（法定第10回協議会）	平成29年1月28日	福島特措法の一部改正について
第15回（法定第11回協議会）	平成29年8月6日	福島イノベーション・コースト構想推進分科会について

⁷³ 避難解除等区域復興再生推進事業実施計画の認定状況の概要（公表）（令和4年9月30日時点 福島県）
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/ps-tokusoho1065.html> (令和5年7月15日閲覧)

第16回 (法定第12回協議会)	平成30年2月18日	福島復興・再生に向けた取組状況
第17回 (法定第13回協議会)	平成30年8月9日	平成31年度ふくしま復興・創生に向けて
第18回 (法定第14回協議会)	平成31年3月30日	福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業発展の青写真(骨子案)について
第19回 (法定第15回協議会)	令和元年8月8日	令和2年度ふくしま復興・創生に向けて
第20回 (法定第16回協議会)	令和2年2月24日	復興庁設置法等の一部を改正する法律案について
第21回 (法定第17回協議会)	令和2年8月30日	令和3年度ふくしま復興・創生に向けて
第22回 (法定第18回協議会)	令和3年2月21日	福島復興・再生に向けた取組状況
第23回 (法定第19回協議会)	令和3年8月5日	令和4年度ふくしま復興・創生に向けて
第24回 (法定第20回協議会)	令和4年2月12日	福島復興・再生に向けた取組状況
第25回 (法定第21回協議会)	令和4年8月27日	令和5年度ふくしま復興・創生に向けて

出所) 復興庁「原子力災害からの福島復興再生協議会」より作成

<https://www.reconstruction.go.jp/topics/000818.html> (令和5年7月15日閲覧)

(6) 評価・課題

原子力災害からの復興・再生は中長期的な対応が必要であり、現在においても現在進行形で各種取組が進んでいるところである。自然災害だけでなく原子力災害にも直面しているという特殊な状況を踏まえ、福島県のみにも適用される法律として制定された本法は、福島県としても、同県の復興・再生の要となる枠組みであると評価している。

「東日本大震災の復興施策の総括」(令和元年10月23日東日本大震災の復興施策総括に関するワーキンググループ)Ⅲ2.(2)④「今後の大規模災害に向けた教訓」によれば、「過去に例のない規模の原子力災害という特殊性を踏まえ、当該原子力災害からの復興に特化した新法を制定した上で、復興の進捗状況に応じた法改正を行い、政府としての基本方針や制度的基盤を整備することで、福島県の復興・再生に着実に貢献してきたといえる。今後起こり得る大規模災害に対しては、災害の規模や態様、被害の状況や地域特性に応じて制度を検討することが必要である」とされている。

5. 東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律（平成24年法律第48号）

(1) 立案経緯・制定趣旨

東京電力福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質が広く拡散し、当該物質による放射線が人の健康に及ぼす危険について科学的に十分に解明されていないこと等のため、避難指示の対象とならなかった地域の住民を含めて、被災者は健康上の不安を抱え、生活上の負担を強いられており、これらの被災者に対する各種支援、特に放射線への感受性が高いと言われる子どもへの配慮が求められた。

政府からは、避難解除等区域の復興及び再生のための特別の措置等を内容とする「福島復興再生特別措置法」（平成24年法律第25号。以下「福島特措法」という。）の法律案が国会に提出されていた。しかし、これは地域の復興再生に重点を置いたものであり、原子力事故による被災者の生活支援を推進するための法整備が別途必要との指摘もなされていた⁷⁴。

このような状況において、特に子どもの医療費の免除等に係る検討を進めてきた自由民主党・たちあがれ日本・無所属の会、公明党、みんなの党、日本共産党、社会民主党・護憲連合及び新党改革からは、平成24年3月14日に「平成二十三年東京電力原子力事故による被害からの子どもの保護の推進に関する法律案」（以下「野党案」という。）が参議院に提出された。

野党案においては、原子力事故による被害から子どもを保護するための施策に関して基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、政府が基本計画を策定し、国は地域ごとの放射線量の算出、子ども及び妊婦の被ばく放射線量の評価、生涯にわたる定期的な健康診断、医療費に係る負担の減免、学校給食等における放射性物質の検査、子どもの学習等支援や放射線に関する教育及び啓発等の措置を講ずることとされた。

また、民主党からは、いわゆる「チェルノブイリ法⁷⁵」を参考として、被災者が居住・移動・帰還について自らの意思で選択することを支援する施策を幅広く講ずるために「東京電力原子力事故の被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律案」（以下「与党案」という。）が同月28日に参議院に提出された。

与党案においては、放射線量が政府による避難指示の基準（年間積算線量 20mSv（ミリシーベルト））を下回っているが、一定の基準以上である地域（以下「支援対象地域」という。）に居住し、または居住していた者等の生活支援等に関する施策について、基本理念や国の責務を定め、国は汚染状況の調査、移動の支援・住宅の確保・就業の支援等に関する施策、健康への影響に関する調査や医療の提供等の措置を講ずることとされた。

⁷⁴ 例えば、日本弁護士連合会は「福島復興再生と福島原発事故被害者の援護のための特別立法制定に関する意見書」（平成24年2月16日）において、福島特措法案は「福島地域の経済的な復興と再生を主たる目的とし、個人の生活再建のための援護措置は盛り込まれていない」としている。

また、後に本法律案の草案が審議された平成24年6月14日（参）東日本大震災復興特別委員会においては、発議者の増子輝彦議員から「福島復興再生特別措置法が福島という地域の復興再生に重点を置いたものとなっております。これに対して、この草案は（中略）被災者の生活支援等に関する施策の基本となる事項を定めたもので（中略）観点を異にいたしており、対象を福島の住民に限定していないことから、福島復興再生特別措置法とは別に制定する必要がある」旨説明されている。

⁷⁵ 1986年のチェルノブイリ原子力発電所事故の被害者支援について、1991年にウクライナ共和国等で定められた法律。原発事故による汚染地域を放射線量に基づき、隔離地域、退去地域、移住権付居住地域等に区分し、一定の要件に該当する当該地域の住民が自主的に移住する際の住宅支援をはじめ、医療や経済的な支援を受ける権利等を定めている。

野党案及び与党案は、いずれも被災者の生活支援を図るという主旨から立案されたものであり、平成24年3月29日の（参）東日本大震災復興特別委員会において、それぞれの発議者から趣旨説明がなされた後、これらを統合するための協議がなされることとなった。その結果、同年6月14日の同委員会において、両法律案は撤回されて、与野党の合意に基づく「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律案」草案が発議され、同草案が全会一致により委員会提出法律案となった。

本法律案においては、子ども及び妊婦への特別な配慮がなされるべきという野党案の理念を重視しつつ、被災者が居住・移動・帰還について自らの意思で選択することを支援するために必要な施策を講ずることとされた。具体的には、政府が基本方針を定め、国は発災時に支援対象地域に居住等していた被災者のため、医療の確保、子どもの就学等の援助、食の安全及び安心の確保、住宅確保や就業支援に関する施策、放射線による健康への影響に関する調査や医療費の減免等に関する施策を講ずることとされた。

また、野党案及び与党案にはなかった家族と離れて暮らすこととなった子どもに対する支援等が追加されるとともに、医療費の減免を受けることができる子どもや妊婦の疾病が放射線に起因するものか否かについての立証責任は国にあるものとされた⁷⁶。

(2) 国会審議及び公布・施行経緯

上述のとおり、平成24年3月14日に自由民主党・たちあがれ日本・無所属の会、公明党、みんなの党、日本共産党、社会民主党・護憲連合及び新党改革の共同提案による野党案が参議院に提出された。また、同月28日には民主党から与党案が参議院に提出され、翌29日の（参）東日本大震災復興特別委員会において、福島特措法案の採決後、野党案及び与党案それぞれの趣旨説明がなされた。

その後、6月14日の同委員会において、両法律案は撤回され、与野党の合意に基づく「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律案」草案が発議され、同草案が全会一致により委員会提出法律案となった。なお、採決後、平野達男復興大臣から「本法律案が成立した後は、これに基づき、子どもに特に配慮して行う被災者の生活支援等に関する施策の推進に各府省一体となって最善の努力をしてまいる所存」である旨発言がなされた。

本法律案は、6月15日に（参）本会議において全会一致で可決、同月19日の（衆）東日本大震災復興特別委員会でも可決され、21日の（衆）本会議において全会一致で可決・成立した。

本法律は、6月27日に公布・施行された。

国会審議においては、主に以下の点について議論がなされた。

1) 国の責務

国の責務が規定された趣旨について質問がなされ、発議者から、原子力災害によって国民の生命、身体及び財産に危険が生じる場合には、国にはそれらを保護する使命がある。また、国がこれまで原子力政策を推進してきたことから、今回の事故について社会的な責任を負っていると考えられる。これらの2つの要素が相まって、被災者の支援については、国として責務を負っていることを明確にしたものである旨答弁された。

⁷⁶ 第180回国会衆議院東日本大震災復興特別委員会会議録（以下「第180回国会（衆）復興特会議録」という。）第7号6頁（平成24年6月19日）等。

なお、当該規定によって、東京電力の第一義的責任がいささかも軽減されるものではない旨付言された⁷⁷。

2) 主務大臣等

本法律案には主務大臣や各施策の所管省庁が規定されていないため、責任の所在が不明確となり、施策の実効性が弱まるのではないかという指摘がなされた。これに対し、発議者からは、本法律案に規定されている施策は多岐にわたるが、個々の施策の内容から所管省庁は明らかであり、特に明記しなくても足りる。基本方針の取りまとめについては、復興庁が行うことを想定しており、閣議決定を経ることが望ましい旨答弁された。

また、こうした議論を受けて、復興大臣からは、復興庁が基本方針を取りまとめて、各省庁に責任を持って施策を実行してもらおう。各施策についての全体調整は復興庁が担う旨答弁された⁷⁸。

併せて、発議者からは、議員連盟等を設けて、支援対象地域の基準、各施策の具体化や財源の確保等についてチェックしていきたい旨答弁がなされた⁷⁹。

3) 支援対象地域の放射線量の基準等

東京電力福島第一原子力発電所の事故に対応するために、その周辺地域では平成 23 年 4 月に以下の 3 つの区域が設定された。

区域名	対象範囲	概要
警戒区域	原子力発電所から半径 20km 圏内	原則立入禁止、宿泊禁止
計画的避難区域	年間積算線量が 20mSv を超える区域	立入可、宿泊原則禁止
緊急時避難準備区域	原子力発電所から半径 30km 圏内	避難の準備、立入・宿泊可

その後、同年 12 月に原子炉が冷温停止状態となったことを受けて、新たに以下の 3 つの区域へと再編する見直しが進められていた。

区域名	対象範囲	概要
帰還困難区域	年間積算線量が 50mSv を超える区域	原則立入禁止、宿泊禁止
居住制限区域	年間積算線量 20～50mSv の区域	立入・一部事業活動可、宿泊原則禁止
避難指示解除準備区域	年間積算線量 20mSv 以下となることが確実な区域	立入・事業活動可、宿泊原則禁止

このような状況の中、本法律案における支援対象地域の放射線量については「一定の基準以上」と規定され、具体的な数値は定められなかった。その理由等について質問がなされ、発議者からは

⁷⁷ 第 180 回国会参議院東日本大震災復興特別委員会会議録（以下「第 180 回国会（参）復興特会議録」という。）第 8 号 6 頁（平成 24 年 6 月 14 日）。なお、「社会的な責任」という文言については、福島特措法案の審議において議員修正によって同法律案第 1 条にも追記されたものであり、その内容等については、第 180 回国会（衆）復興特会議録第 6 号 7 頁（平成 24 年 3 月 8 日）。

⁷⁸ 第 180 回国会（衆）復興特会議録第 7 号 7～9 頁（平成 24 年 6 月 19 日）。

⁷⁹ 第 180 回国会（参）復興特会議録第 8 号 5 頁（平成 24 年 6 月 14 日）、第 180 回国会（衆）復興特会議録第 7 号 12 頁（平成 24 年 6 月 19 日）等。なお、本法律案成立後の平成 25 年 1 月 22 日に政府による法律の実施を監視し、確実に施策を実行させるために超党派の「子ども・被災者支援議員連盟」発足。

次のとおり答弁がなされた⁸⁰。

- ・ 支援対象地域の放射線量の基準については、1 mSv に向けて⁸¹、毎年見直していくことが想定されており、その都度法改正が必要とならないよう、あえて法律には数値を規定しなかった。
- ・ 国が一方的に基準を定めることで、地域やコミュニティを分断することは避けるべきであり、被災者等の意見を聴きつつ、多様な実情を総合的に勘案して決めていくことが必要である。
- ・ 具体的な基準については政府が定める基本方針を踏まえて、適切に定められることを期待する。

さらに、支援対象地域については、少なくとも福島県全域が対象となるべき、1 mSv 以上の地域を対象とすべき、放射線量の違いによって支援内容に差をつけるような線引きをすべきではない等の議論がなされた⁸²。

4) 放射線による健康への影響に関する調査の位置付け等

平成 23 年 6 月から福島県においては、全県民を対象とした県民健康管理調査が開始されていた。また、福島特措法では、当該調査を福島県が行うことができることとし、その財源として活用される福島県民健康管理基金⁸³への拠出を念頭に国は必要な財政上の措置を講ずることとする旨規定された⁸⁴。

一方、本法律案第 13 条第 2 項では、国が放射線による健康への影響に関する調査について必要な措置を講ずることとしている。これらの関係について質問がなされ、発議者からは、本法律案による措置については、以下の点で県民健康管理調査よりも拡充されているが、同調査もその措置の一つに該当し得る旨答弁がなされた⁸⁵。

- ・ 福島県以外の被災者も対象となるよう国に義務を課していること。
- ・ 少なくとも、子どもである間に一定の基準以上の放射線量が計測された地域に居住したことがある者等については、生涯にわたって実施されるよう必要な措置が講ぜられることとしていること。

なお、県民健康管理調査は福島県の自治事務として実施されていたが、これらの調査については、法定受託事務とすることを検討すべきとの議論があった⁸⁶。

5) 医療費減免の対象等

福島県においては、福島県民健康管理基金を用いて、平成 24 年 10 月から県内に住所を有する 18

⁸⁰ 第 180 回国会参議院東日本大震災復興特別委員会会議録第 8 号 9 頁（平成 24 年 6 月 14 日）、第 180 回国会（衆）復興特会議録第 7 号 4, 9, 12 頁（平成 24 年 6 月 19 日）等。

⁸¹ 国際放射線防護委員会（ICRP）の 2007 年勧告は、被ばく状況を計画的に管理できる平常時（計画被ばく状況）、事故や核テロ等の非常事態（緊急時被ばく状況）、事故後の回復や復旧の時期等（現存被ばく状況）の 3 つの状況に分けて防護の基準を定めており、一般公衆の線量限度について、計画被ばく状況では年間 1 mSv 以下、現存被ばく状況では参考レベルを年間 1～20mSv としている。

⁸² 第 180 回国会（参）復興特会議録第 8 号 9 頁（平成 24 年 6 月 14 日）、第 180 回国会（衆）復興特会議録第 7 号 4 頁（平成 24 年 6 月 19 日）等。

⁸³ 平成 23 年 7 月 25 日に成立した平成 23 年度一般会計補正予算（第 2 号）に福島県原子力被災者・子ども健康基金として計上された交付金 962 億円のうち、健康管理・調査事業分 782 億円を用いて造成。

⁸⁴ 制定時の福島特措法第 26 条及び第 29 条。第 180 回国会（参）復興特会議録第 6 号 8 頁（平成 24 年 3 月 29 日）等。

⁸⁵ 第 180 回国会（参）復興特会議録第 8 号 10 頁（平成 24 年 6 月 14 日）。

⁸⁶ 第 180 回国会（参）復興特会議録第 6 号 6 項（平成 24 年 3 月 29 日）等。

なお、自由民主党や公明党等の野党は、これらの調査を法定受託事務とする「平成二十三年東京電力原子力事故に係る健康調査等事業の実施等に関する法律案」を平成 24 年 3 月 29 日に参議院に提出、同法律案は同年 9 月 7 日（参）本会議で継続審査とされた。一方、同年 3 月 29 日の（参）東日本大震災復興特別委員会では、平野復興大臣から、県民健康管理調査については福島県からの要望があり自治事務として整理された旨説明がなされた。

歳以下の子どもの医療費を無料化することとした。当初、福島県からは、国による対応が求められたが、公的医療制度が税金及び受診料で成り立っているものであり、別途国費を充てることまでは困難と判断された⁸⁷。一方、本法律案第13条第3項には、国が被災者である子ども及び妊婦の医療費を減免するために必要な施策その他被災者への医療の提供に係る必要な施策を講ずる旨規定されている。

これらの関係等について質問がなされ、発議者からは、同項による施策の対象は必ずしも福島県内に住所を有する子どもに限らないが、減免の対象から被ばくに起因しないものは除かれるという違いがあり、本法律案成立後には、両者の関係について適切に調整されていくものと理解している旨答弁がなされた⁸⁸。

その上で、当該減免は国費によることから、その対象や程度等は際限のない野放図なものであってはならないが、国は被災者を可能な限り支援するために国民の理解を得る最大限の努力をすべきである旨答弁がなされた⁸⁹。

なお、同項に規定する「その他被災者への医療の提供に係る必要な施策」として、大人についても医療費の減免に係る施策が講じられることもあり得る旨答弁がなされた⁹⁰。また、対象となる疾病については「被ばくに起因しないものは除かれる」と定められているが、当該規定はネガティブリストであり、原則として全ての疾病が対象となり、被ばくに起因しないことの立証責任は国にある旨答弁がなされた⁹¹。あわせて、医師が疾病と被ばくの因果関係を判断するためのガイドラインの必要性等についての議論がなされた⁹²。

(3) 法概要・措置内容

1) 概要・目的

被災者の不安の解消、安定した生活の実現のため、主に自主避難者を対象とした被災者の生活支援等に関し、国が必要な施策を講ずる責務を有すること等を定めた理念法である。

2) 基本理念・国の責務

法第2条において、被災者の生活支援等に当たっての基本理念として、正確な情報提供、被災者が自らの意思で居住・移動・帰還を選択できるようにすること、外部及び内部被ばくに伴う被災者の健康上の不安の早期解消、いわれなき差別の防止、子ども及び妊婦に対する特別の配慮及び支援の必要性が継続する間の確実な実施が定められた。

また、法第3条においては、国会審議における主な議論として上述したとおり、国の責務について定められた。

⁸⁷ 第180回国会（参）復興特会議録第6号5頁（平成24年3月29日）等。

なお、広島市及び長崎市への原子爆弾投下による被爆者については、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」（平成6年法律第117号）に基づき、国費によって放射能に起因する疾病等に係る医療費が無料化されている。

⁸⁸ 第180回国会（参）復興特会議録第8号10頁（平成24年6月14日）。

⁸⁹ 第180回国会（参）復興特会議録第8号4頁（平成24年6月14日）。

⁹⁰ 第180回国会（衆）復興特会議録第7号10頁（平成24年6月19日）。

⁹¹ 第180回国会（参）復興特会議録第8号9頁（平成24年6月14日）、第180回国会（衆）復興特会議録第7号6頁（平成24年6月19日）。

⁹² 第180回国会（衆）復興特会議録第7号12,13頁（平成24年6月19日）。

3) 基本方針

法第5条において、政府は、子どもに特に配慮して行う被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する基本方針を策定しなければならないこととされ、基本方針には、施策の推進に関する基本的方向や基本的な事項等のほか、法第8条の支援対象地域に関する事項を定めることとされた。

4) 支援対象地域で生活する被災者への支援

法第8条において、支援対象地域（放射線量が政府による避難に係る指示が行われるべき基準を下回っているが一定の基準以上である地域）で生活する被災者を支援するために、国は、医療の確保、子どもの就学等の援助、家庭や学校等における食の安全及び安心の確保、放射線量の低減や生活上の負担の軽減のための地域における取組の支援及び自然体験活動等を通じた心身の健康の保持に関する施策等を講ずることとされた。

なお、支援対象地域の放射線量の基準等については、国会審議における主な論点として上述したとおりである。

5) 支援対象地域以外の地域で生活する被災者への支援

法第9条において、支援対象地域から移動して支援対象地域以外で生活する被災者を支援するために、支援対象地域からの移動の支援、移動先における住宅の確保・子どもの学習等の支援・就業の支援・地方公共団体による役務の円滑な提供及び支援対象地域の地方公共団体との関係の維持に関する施策等を講ずることとされた。

6) 支援対象地域以外の地域から帰還する被災者への支援

法第10条において、支援対象地域に帰還する法第9条に規定する被災者を支援するため、国は、支援対象地域への移動の支援及び支援対象地域における住宅の確保・就業の支援・地方公共団体による役務の円滑な提供に関する施策等を講ずることとされた。

また、法第8条から第10条までに規定するいずれの被災者についても、家族と離れて暮らすこととなった子どもに対する支援に関する施策その他の必要な施策を講ずることとされた。なお、当該子どもに対する支援に関する施策については、国会審議において、家族に会う際にかかる旅費や通信費用の軽減、カウンセリング、心のケアなどを念頭においている旨発議者から答弁がなされた⁹³。

7) 放射線による健康への影響に関する調査

法第13条第2項前段において、被災者の定期的な健康診断の実施その他原子力事故に係る放射線による健康への影響に関する調査について、国は必要な措置を講ずることとされた。また、同条後段において、少なくとも、子どもである間に一定の基準以上の放射線量が計測された地域に居住したことがある者等に係る健康診断については、生涯にわたって実施されるよう必要な措置を講ぜられることとされた。

なお、同項に基づく措置の一つに福島県が実施する県民健康管理調査が該当し得ること等については、国会審議における主な議論として上述したとおりである。

⁹³ 第180回国会（衆）復興特会議録第7号4頁（平成24年6月19日）。

8) 医療の提供

法第13条第3項において、国は、被災者である子ども及び妊婦が医療（原子力事故に係る放射線による被ばくに起因しないものは除く。）を受けたときに負担すべき費用を減免するために必要な施策その他被災者への医療の提供に必要な施策を講ずることとされた。

なお、同項に基づく施策と福島県が福島県民健康管理基金を用いて行う18歳以下の子どもの医療費無料化との関係や減免の対象等については、国会審議における主な議論として上述したとおりである。

9) 附則関係

本法律は公布の日（平成24年6月27日）から施行することとされた。また、国は毎年支援対象地域等の対象となる区域を見直すこととされた。

(4) 適用実績

1) 原子力災害による被災者支援施策パッケージ

a. 経緯

本法律の施行を受けて、政府は法第5条に規定する基本方針を策定しなければならなかったが、基本方針には法第8条に規定する支援対象地域を定めることとされており、そのために必要となる当該地域の放射線量については、国会審議における議論も含めて様々な意見があった⁹⁴。また、数値基準を設けることで、当該地域が危険であるという誤解やこれに基づく風評被害の発生、線引きによる住民の分断等も懸念された。

こうしたことから、支援対象地域の放射線量については、科学的知見も含めて内外の有識者の意見を聞き、その結果も踏まえる必要があると考えられた⁹⁵。このため、平成25年3月7日の復興推進会議・原子力災害対策本部合同会合においては、根本復興大臣から、適切な地域指定のあり方を検討するためにも、線量水準に応じた防護措置の具体化について原子力災害対策本部で議論を行って年内を目途に一定の見解を示すこと、また、その検討に当たっては原子力規制委員会が科学的・技術的な見地からの役割を十分に果たすことが要請された。

このような状況にあつて、法施行から9か月を経ても基本方針は策定されていなかった。しかし、支援対象地域が定められないから被災者の生活支援等が進まないという事態を避けるために、政府では「自主避難者等への支援に関する関係省庁会議⁹⁶」を開催し、平成25年3月15日に関係省庁の連名による「原子力災害による被災者支援施策パッケージ ～子どもをはじめとする自主避難者等の支援の拡充に向けて～」(以下「施策パッケージ」という。)を取りまとめた。

b. 概要

施策パッケージの内容は、大きく「子どもの元気を復活させる先進的な取組」、「健康不安に対し

⁹⁴ 参議院決算委員会（第180回国会閉会後）会議録第1号第12頁（平成24年10月18日）、第183回国会参議院本会議会議録第5号14頁（平成25年2月6日）等。

⁹⁵ 第183回国会参議院予算委員会会議録第3号29頁（平成25年2月19日）等。

⁹⁶ 復興副大臣を座長として、復興庁、内閣府、消費者庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、経済産業省、環境省及び原子力規制庁で構成し、平成25年2月13日に第1回を開催。

て、安心を確保する取組」及び「健康不安に伴い生じた生活上の負担への支援」の3つに分けられ、93項目の施策が盛り込まれた。また、各施策の趣旨・目的等に応じて、それぞれ異なる対象地域が定められた。

なお、今後については、より効果的かつ効率的な施策の推進に向けて「自主避難者等への支援に関する関係省庁会議」において適宜フォローアップを行うとともに、被災者や自治体の様々な意見を聞き、専門的な知見も活用しつつ、施策パッケージの拡充に向けて引き続き検討を進めることとされた。

c. 特徴的な施策

施策パッケージに盛り込まれた特徴的な施策として、子どもの運動機会を確保する全天候型運動施設等の新たな整備、健康不安を解消する福島県内外でのリスクコミュニケーションの強化、母子避難者等に対する高速道路の無料措置、全国における賃貸型応急住宅の供与期間の延長（平成25年3月末までを平成26年3月末までに延長）等が挙げられる。

このうち、高速道路の無料措置については、平成25年4月26日から開始された。原子力事故の発生時に福島県浜通り・中通り（警戒区域等を除く）及び宮城県丸森町に居住しており⁹⁷、当該地域外に避難して二重生活を強いられている母子避難者等が対象者とされ、避難元市町村が交付する証明書によって、避難元及び避難先それぞれの最寄りインターチェンジ間の走行が無料となった。当該証明書は令和2年度までに2,306件交付された。

なお、対象となる避難元については、健康不安が特に強かったと考えられる地域として、東京電力福島第一原子力発電所からの距離、避難指示等対象区域との近接性、放射線量に関する情報、自主避難者の多寡などの状況、社会的・経済的な地域の一体性といった要素を総合的に勘案して定められた⁹⁸。

2) 基本方針

a. 経緯

施策パッケージのとりまとめ後も基本方針の策定には時間を要し、国会においても進捗状況等について疑問がなされていた⁹⁹。また、平成25年8月22日には、国が基本方針を策定しないことが違法であることの確認等を求める福島県、宮城県及び栃木県からの自主避難者等によって、国は東京地方裁判所に提訴された¹⁰⁰。

基本方針に定めることとされた事項のうち、非常に難しいと考えられたのが支援対象地域に関する事項だった。立法過程において当該地域の放射線量の基準が定められず、法律上、主務大臣や所管省庁についても明確にされていないことで、本法律の執行、特に基本方針の策定に係る作業には時間を要した。

⁹⁷ 福島県で対象となる具体的な市町村は、中通りが、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、郡山市、須賀川市、田村市、鏡石町、天栄村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、白河市、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町及び鮫川町、浜通りが、相馬市、南相馬市、新地町及びいわき市となる。

なお、警戒区域等からの避難者に対しては、別途、平成24年4月1日から生活再建に向けた一時帰宅等の移動を対象に無料措置が実施されている。

⁹⁸ 平成25年3月15日根本復興大臣記者会見。

⁹⁹ 第183回国会参議院東日本大震災復興特別委員会会議録第5号4頁（平成25年5月10日）、第183回国会参議院消費者問題に関する特別委員会会議録第6号9頁（平成25年6月12日）等。

¹⁰⁰ 当該訴訟については、平成25年12月27日に原告が訴えを取り下げた。

政府における検討の過程では、支援対象地域を放射線量の数値で一律に確定することと、被災者の不安の解消や地域の分断の防止といったことをいかに両立させるのかが論点となった。また、そもそも20mSvを下回る空間線量水準において、住民の生活パターン等を考慮せずに、健康への影響に差が出る画一的な数値があると考えることが必ずしも合理的ではないとの見解もあった。さらに、施策パッケージと同様に、施策の趣旨・目的に応じて対象となる地域は異なるべき等の議論もなされていた¹⁰¹。

こうしたことを踏まえ、法第8条においては支援対象地域について放射線量が一定の基準以上である地域と規定されているが、この「一定の基準以上の放射線量」を単純な数値ではなく、「相当な放射線量」と解釈すること、また、支援対象地域で講じられる施策の一部を必要とする地域やそもそも放射線量には関わりなく講じられるべき施策もあるため、支援対象地域に準ずる地域を設けること等について検討が重ねられた。

その結果、支援対象地域については、「原発事故発生後、年間積算線量が20mSvに達するおそれのある地域と連続しながら、20mSvを下回るが相当な線量が広がっていた地域」という考え方がとられた。これにより、支援対象地域を「福島県中通り及び浜通りの市町村（避難指示区域等を除く。）」とするとともに、施策ごとに準支援対象地域を定めた基本方針案が作成された。

当該基本方針案について、平成25年8月30日から9月23日までの間、パブリックコメントが行われるとともに、9月11日及び13日には福島県及び東京都で政府主催の説明会が開催された。パブリックコメントには、支援対象地域に関する事項2,707件、放射線による健康への影響調査・医療の提供に関する事項1,481件、住宅の確保765件、移動の支援525件など計4,963件（重複計上あり）の意見が寄せられた。

こうした過程を経て、平成25年10月11日に法第5条の規定による「被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針」が閣議決定された¹⁰²。

b. 概要

基本方針は、「被災者生活支援等施策の推進に関する基本的方向」、「支援対象地域に関する事項」、「被災者生活支援等に関する基本的な事項」及び「その他被災者生活支援等施策の推進に関する重要事項」からなり、支援対象地域及び準支援対象地域については上述のとおり定められた。

被災者生活支援等施策に関する基本的な事項は、「汚染状況調査」、「除染」、就学等の援助・学習等の支援、食の安全及び安心の確保、移動の支援、住宅の確保や健康への影響調査・医療の提供等の「被災者への支援」等からなり、施策パッケージには入っていない新規・拡充施策も含めて64項目の施策が盛り込まれた。

その他重要事項として、関係省庁の各施策の概要や対象地域等を記した資料を別途取りまとめて公表すること、また、基本方針は支援対象地域等の見直しにあわせて必要に応じ内容を見直すこととした。

c. 主な施策及び施策とりまとめ

これまでの取組を拡充する施策として、福島近隣県を含めた外部被ばく状況の把握、民間団体を活用した福島県外への避難者に対する情報提供事業や、支援対象地域に居住していた避難者の公営住宅への入居円滑化等が挙げられる。公営住宅への入居円滑化については国土交通省から全国の事

¹⁰¹ 第183回国会参議院東日本大震災復興特別委員会会議録第3号16,24頁（平成25年4月17日）等。

¹⁰² 法第5条では求められていないが、国会審議において、基本方針については閣議決定を経ることが望ましいとされたことは上述のとおり。

業主体に要請がなされ¹⁰³、入居の応募に必要となる「居住実績証明書」の累計発行件数は1,171件（令和4年4月現在）となっている。

その他、移動の支援については、引き続き、母子避難者等に対する高速道路の無料措置が盛り込まれた。また、住宅の確保については全国における借上型応急住宅の供与期間の延長（平成26年3月末までを平成27年3月末までに延長）等が盛り込まれた。

また、医療の提供については、「被ばく量の観点から、事故による影響が見込まれ、支援が必要と考えられる範囲（子ども・妊婦の対象範囲や負傷・疾病の対象範囲）を検討するなど、県民健康管理調査や個人線量把握の結果等を踏まえて、医療に関する施策の在り方を検討」することとされた¹⁰⁴。

あわせて、「被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針」に関する施策とりまとめが公表された。同とりまとめにおいては、基本方針に盛り込まれた施策その他の被災者支援に関する施策について、支援内容ごとに分類した上で119項目が掲載された。

3) 基本方針の改定

a. 経緯

平成27年度までの集中復興期間の終了に当たり、翌年度からの第1期復興・創生期間における被災者の生活支援等についての方針を示す必要があった。また、発災から4年が経過し、避難指示区域以外の放射線量が大幅に低減している一方、避難先での生活の定着といった状況も生じていた。こうしたことから、被災者が自ら居住地を定めて、安心して生活ができるよう、帰還や定住の支援に重点を置く方針を明らかにするため、基本方針を改定することとなった。

改定に当たっての考え方として、支援対象地域については、避難する状況にはないことを明記する一方、被災者が帰還又は他の地域への定住を新たに判断するためには一定の期間を要することから、当面、縮小又は撤廃はしないこととされた。

基本方針の改定案については、平成27年7月10日から8月8日までの間、パブリックコメントが行われるとともに、7月11日及び12日に北海道、山形県及び沖縄県における「県外自主避難者等への情報支援事業」支援情報説明会・交流会での説明がなされ、同月17日及び18日には東京都及び福島県で説明会が開催された。パブリックコメントには、支援対象地域に関する事項1,201件、放射線による健康への影響調査・医療の提供に関する事項502件、住宅の確保455件など計1,515件（重複計上あり）の意見が寄せられた。

こうした過程を経て、平成27年8月25日に法第5条の規定による「被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針」の改定について閣議決定された。

b. 概要

改定された基本方針（以下「改定基本方針」という。）は、改定前同様、「基本的方向」、「支援対象地域に関する事項」、「基本的な事項」及び「その他重要事項」からなり、支援対象地域については、「法の規定に従えば縮小又は撤廃することが適当と考えられるが、当面、放射線量の低減にかか

¹⁰³ 各都道府県知事・政令市長あて国土交通省住宅局長通知「「子ども・被災者支援法」に基づく支援対象避難者の公営住宅への入居について」（平成26年6月18日国住備第32号）、「公営住宅法施行令第1条第3号の収入の認定の特例について」（平成26年6月18日国住備第33号）等。

¹⁰⁴ 当該施策については環境省が所管し、「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う住民の健康管理のあり方に関する専門家会議」を設置。同会議は、平成25年11月から平成26年12月までに計14回開催された。

ならず、縮小又は撤廃しない」こととされた。

基本的な事項については、改定前のように個別施策を網羅的に列挙することはやめ、特に重要な住宅の確保や放射線による健康への影響調査、医療の提供等について記載することとされた。このうち、「住宅の確保」については、「福島県が避難指示区域以外からの避難者に対する応急仮設住宅の供与期間を平成29年3月末までとしたことは¹⁰⁵、支援対象地域における大幅な放射線量の低減等とも整合的である」旨明記された。

また、「放射線による健康への影響に関する調査、医療の提供等」については、改定前の基本方針を踏まえて開催された環境省の専門家会議において、平成26年12月に「今回の事故による放射線被ばくによる生物学的影響は現在のところ認められておらず、今後も放射線被ばくによって何らかの疾病のリスクが高まることも可能性としては小さいと考えられる」、しかし、「住民の懸念が特に大きい甲状腺がんの動向は慎重に見守る必要がある」等とする中間とりまとめが示されていた¹⁰⁶。これを受けて、改定基本方針においては、福島県の県民健康調査における甲状腺検査の充実、リスクコミュニケーション事業の継続・充実等に取り組むこととされた。

c. 施策とりまとめ

改定基本方針においても、関係省庁の各施策の概要や対象地域等を記した資料を別途取りまとめて公表することとされた。これを受けて、平成27年10月2日に「被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針」に関する施策とりまとめ」が公表された。

同とりまとめにおいては、被災者支援に関する施策について、支援内容ごとに分類した上で95項目が掲載された。

なお、平成28年以降も毎年同様の取りまとめがなされて、公表されている。

4) 支援対象地域の見直し

法附則第2項においては、放射線量に係る調査の結果に基づき、毎年支援対象地域等の対象となる区域を見直すこととされている。このため、平成26年12月26日に支援対象地域を見直した結果、発災以降の放射線量は全体として低減傾向にあるものの、一方で今後もなお支援が必要と考えられることなどを総合的に勘案し、引き続き、支援対象地域については、「福島県中通り及び浜通りの市町村（避難指示区域等を除く。）」とすることとされた。

また、平成27年には、基本方針の改定に当たって、被災者が帰還又は他の地域への定住を新たに判断するためには一定の期間を要することから、支援対象地域は当面縮小しないこととされた。平成28年以降も、毎年支援対象地域を見直した結果として、改定基本方針も踏まえ、支援対象地域については、引き続き、「福島県中通り及び浜通りの市町村（避難指示区域等を除く。）」とされている。

¹⁰⁵ 「東日本大震災に係る仮設・借上げ住宅の供与期間の延長について」（平成27年6月15日福島県避難者支援課）において、応急仮設住宅の供与期間については、全県一律で平成29年3月末まで延長するとともに、避難指示区域以外からの避難者に対する平成29年4月以降の取扱いについては、災害救助法に基づく応急救助から、新たな支援策へ移行していくこととされた。

¹⁰⁶ 「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う住民の健康管理のあり方に関する専門家会議中間とりまとめ」（平成26年12月）34頁等。

6. 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成23年法律第113号）

(1) 立案経緯・制定趣旨

東日本大震災によって多数の事業者が事業用資産に甚大な被害を受け、既往債務が負担になって新規資金調達が困難となる等のいわゆる二重債務（二重ローン）の問題が生じるとの指摘がなされ、国会においても、被災者向け金融対策の中心的な課題として、多くの議論が行われた。

政府は平成23年6月、「二重債務問題への対応方針」を取りまとめ、この中で中小企業及び農林水産業等向け対応として、旧債務について、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）や民間金融機関等が出資する「中小企業再生ファンド」（産業復興機構）を被災県に設立し、過剰債務を抱えているが事業再生の可能性のある中小企業に対し、出資や債権買取り等を含めた支援を実施していくとの方針を示した。

これに対し、従来型の中小企業対策では足りず、より多くの事業者を対象とするため、債務の負担を軽減しつつその再生を支援することを目的とした公的な機構を、資金調達に係る政府保証枠等を設けた新たな法律に基づいて設立する必要があるとして、第177回国会中の平成23年7月11日、自由民主党、公明党及びたちあがれ日本・新党改革から「株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法案」が参議院に提出された。

(2) 国会審議、公布・施行経緯

本法律案は、参議院では平成23年7月29日、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構（英：The Corporation for Revitalizing Earthquake-Affected Business、以下「CREB」という。）による金融機関等からの債権買取価格や買い取った債権の管理・処分に係る規定について修正が行われた上で可決され、衆議院に送付された。

第177回国会が閉会し、本法律案が衆議院で継続審議となった後も、民主党、自由民主党及び公明党による三党協議が行われ、本法律案を修正して成立させることで合意がなされた。

第179回国会中の平成23年11月15日、衆議院で三党合意に基づき、CREBの業務、債権の買取価格、CREBが買い取った債権の管理・処分等について修正が行われた上で、与党の民主党・国民新党も賛成に回って可決され、同月21日、参議院でも可決されて成立に至った。

本法律の施行日は平成24年2月23日である（ただし、CREBの設立等に関する規定は公布の日から施行されている。）。CREBは同月22日に設立され、同年3月5日から業務を開始した。

国会審議においては、主に以下の点について議論¹⁰⁷がなされた。

1) CREBを新たな法律で設立する必要性

CREBを法律で設立する必要性について、発議者は、平時の対応を超えた臨時・特異的な措置が必要であり、被災地域において事業再生を図ることを支援するためには、やはり従来の中小企業支援では全く足りないと考えている¹⁰⁸、との認識を示し、大規模な震災に対する特別な対応の必要性を指摘した。加えて、産業復興機構の場合は特段の立法措置を要しないことと比較して、特定の目的で刑罰や債権回収停止命令まで付けて、しかも大きな買取り枠ができるような保証が書けるといふのは新しい法律がなければ対応できない¹⁰⁹と、立法措置が不可欠であるとの考えを示した。

¹⁰⁷ 参考文献「二重債務問題の解決策構築に向けた国会論議」立法と調査 2011.10 No. 321。

¹⁰⁸ 第177回国会 参議院 東日本大震災復興特別委員会 第11号 平成23年7月28日。

¹⁰⁹ 第177回国会 参議院 東日本大震災復興特別委員会 第10号 平成23年7月27日。

一方、阪神・淡路大震災等の過去の災害で債権の買取り制度を設けなかったこととの違いについて、地震そのものの被害に加え、津波による事業用地等の流失、原発災害により、これまでの災害とは比較にならない甚大な被害があり、過去の災害とはかなり質が異なる特異なものであることから、本法律案により二重ローンの買取り機構を設けることが国民の皆さんにも御理解いただけるのではないかと¹⁰⁹、との認識を示した。さらに、今後の災害発生時への対応については、災害の状況に応じて改めて検討していかなければならないと思っている¹⁰⁹、との見解が示された。

2) 産業復興機構のスキームの課題

政府案による産業復興機構のスキームの課題について、罰則規定等のガバナンスの問題、債権買取りのために必要な資金規模、中小機構による運営等について議論が行われている。

a. 罰則規定等のガバナンスの問題

発議者からは罰則規定等のガバナンスの問題について、主務官庁からの監督が基本的には法律上に規定されておらず、職員等についての罰則規定も法律上には全く規定されていないため、何も法律を作らずにガバナンスが保たれるとは思えない¹⁰⁸との指摘がなされた。これに対し、政府は、それぞれの設立の根拠法において、特段の罰則規定は設けられていないが、(産業復興機構へのつなぎ役となる相談窓口である)産業復興相談センターには産業再生法上秘密保持の義務が課せられており、改善の命令、認定の取消しも可能である。また、中小機構が出資する投資事業有限責任組合契約においては、重大な背信行為、義務の違反行為について、損害賠償請求や除名の対象となるので、組合契約を通じて適切な管理体系を作っていくことができると考えている¹⁰⁸、との見解を明らかにした。また、法的な裏付けがない中で、産業復興相談センターが親身に事業者からの相談に応じてくれるのかという質問については、政府から、地域の金融機関の意見も聞き、運営方針などで明らかにしていきたい、また、投資事業有限責任組合契約も結ぶので、その中で、買取価格の在り方などについても明らかにしていきたい¹⁰⁸、との考えが示された。

b. 債権買取りのために必要な資金の問題

債権買取りのために必要な資金規模について、発議者から、潜在的に22兆円の債権がある被災地域で、中小機構による出資1,500億円というのは焼け石に水の金額である¹⁰⁹、と資金不足が指摘された。一方、政府からは、現時点では、中小機構の手持ち資金で対応できると考えているが、今後、財源が不足すれば、財政当局と相談しながら対応していきたい¹⁰⁸、との答弁があったほか、第二次補正予算で8,000億円の予備費があるので、必要があればすぐに使って十分な資金を準備させていただきたい¹⁰⁸、との答弁があった。

c. 中小機構による運営の問題

中小機構が運営を担うことについて、発議者から、中小機構は、事業仕分けの対象となり、その業務運営や多額の繰越欠損金を抱えた財務状況について多くの指摘がなされ、国庫返納も求められた組織であり、思い切った業務運営はできない¹⁰⁸、との疑問が呈された。一方、政府からは、一定程度の破産更生債権や繰越欠損金が存在することは事実だが、資力の乏しい中小企業の融資を行ってきたこと、金利等の経済環境の変化などに起因するものと考えており、独立行政法人に移行して以来、破産更生債権や繰越欠損金は着実に削減しており、独立行政法人評価委員会においても、財務内容を含めた業務実績についておおむね中期計画を達成していると評価されている¹⁰⁸、との見解

が示された。さらに、経済産業省が所管する産業復興機構に農林水産事業者から相談は来るのか、との疑問に対しては、ワンストップの窓口を作って農業関係者あるいは医療関係者もしっかり対応するよう、窓口の強化も人材補強もしっかり計画に入れている¹⁰⁹、との答弁があった。

3) CREBへの出資及び政府保証の規模

CREBへの出資について、発議者からは、預金保険機構、農水産業協同組合貯金保険機構、中小企業庁で200億円を出資して成立するものであり、おおよそ各々160億円、20億円、20億円ぐらいの配分と見込んでいる¹⁰⁹、主務大臣が認めるような事業会社、金融機関、投資資金を持つ機関投資家などが出資することは、あくまでも預金保険機構、農水産業協同組合貯金保険機構の出資があつてのことであり、結果として、国が100%出資になってもかまわない¹⁰⁸、との考えが示された。

政府保証の規模について、当初参議院では2兆円と議論されており、被災地域にある金融機関の債権額を総合的に勘案した上に、日本の不良債権比率が最大だった時期、あるいは欧米でリーマン・ショック前後に最大であった時期の歩留りを掛けて、個人の住宅ローンや大企業を除外すると、当座のところでは2兆円あればよいと考える¹⁰⁹、との認識が示されていた。その後、衆議院で、被災三県で現在約5,000億円の条件変更や一時停止があり、沿岸部の農協・漁協は約500億円、福祉医療機構は約110億円で合計5,600億円だが、リース債権は入っておらず、今後膨らむ可能性もあるため、当面5,000億円は必要¹¹⁰、と5,000億円に修正した。

4) CREBの人員・組織体制

CREBの人員・組織体制について、発議者から、当初の5年間については役員3人、職員200人体制で進めながら、その後は管理が主となるので、少しずつ減らしていくことになるのではないかと¹⁰⁹、との見通しが、経営や再生のプロの活用については、まずは最低限の生活と復旧を行うのに5年はかかるので、その時点では、商工会で長く窓口を担当された方等がまず話を徹底的に聞く相談業務となり、その後、コンサルタントにお願いするという次のステージに行くというように二段階で考えている¹⁰⁹、との見通しが示された。

5) 債権買取価格と債務免除

債権買取価格については、原案で規定されていた「適正な時価を上回ってはならない」という規定について、発議者から、余り高過ぎでは金融機関を利するだけになってしまい、余り安過ぎでは誰もこの機構に売ることがないので、被災事業者の債務を負担軽減しながら再生をいかにして図るかというところで、おのずから導かれるものと思う¹⁰⁹、との考えが示されていた。しかし、迅速な債権買取のためには、より客観的な規定・基準が必要である¹⁰⁸、との指摘を受け、「支援基準で定める割合を乗じて得た額を基本とし、その上で、事業の再生計画、被災地域の復興の見通し等を個別案件ごとに総合的に勘案していくことが必要である¹⁰⁸、との認識が示された。こうした議論の結果、参議院可決案においては、「機構が債権の買取りを行う場合の価格は、適正な時価によるものとし、(中略)債権の価額に(中略)支援基準で定める割合を乗じて得た額を基本とする」とされた。その後衆議院において、モラルハザードを犯してはならない。一定率での買取りを義務付けると、銀行への補助金となりうる¹¹⁰、との指摘を受け、「適正な時価を上回ってはならない」として原案の規定に戻す再修正がなされた。

債権免除については、原案では買取り額が債権額を下回る場合には、差額を免除するよう「努め

¹¹⁰ 第179回国会 衆議院 東日本大震災復興特別委員会 第4号 平成23年11月14日。

なければならない」と規定としていたが、債権買取りスキームの実効性を高める観点から参議院可決案においては、「免除しなければならない」に修正された。その後衆議院において、CREBの持続可能性及びモラルハザードの観点から「免除することができる」に再修正された。

なお、発議者からは、第1条の債務の負担を軽減しつつその再生を支援する目的に沿った形で債務軽減を図っていききたい¹¹⁰、との補足がなされている。

6) 国民負担の最小化

CREBの最終的な損失が国民負担となる可能性について、発議者からは、債権の買取り機関の立法例では、いずれも時限の機関で、最終的な債務超過分の全部又は一部を政府が補助できるという形になっており、20年後の国会の判断で、当然そういった道があり得るということである、初めから一般会計を出し切るという形にしかならぬ政府の案よりは、財政赤字に与える悪影響がないと考えている¹⁰⁸、の認識が示された。また、国民負担を最小に抑えるために、預金保険機構が持っている資金を活用すべきではないかとの指摘に対しては、預金保険機構が出資し、被災地域の金融システムの安定化に資することであるから、当然、御指摘のようなことを考えながら国民負担を最小化する努力をしていききたい¹⁰⁹、との答弁があった。一方、政府からは、現在の預金保険機構の法律では、破綻金融機関でなければ使えないと判断すべき¹⁰⁸、との見解が示された。

7) CREBと産業復興機構との関係について

CREBと産業復興機構との関係について、発議者より、既に各県の産業復興機構が各地域の实情に応じて支援対象を決めており、その整理をまず尊重する、そして、CREBは産業復興機構による支援の対象とすることが困難なものを対象とし、具体的には、小規模事業者、農林水産事業者、医療福祉事業者を重点的な対象とする、その上で、各県の産業復興機構と相互補完し支援の充実を図る¹¹⁰、と示された。

(3) 法概要・措置内容

本法律は、東日本大震災の被災地域からの産業及び人口の被災地域以外への流出を防止することによって、被災地域における経済活動の維持を図ることを目的としており、そのために新設するCREBを活用して、金融機関、地方公共団体等と連携しつつ、過大な債務を負っている被災事業者であって、被災地域において事業の再生を図ろうとするものに対して、債権買取り等の様々な支援業務を通じて債務の負担を軽減しながらその再生を支援することを目的とした。

1) 対象事業者

法第19条第1項において、東日本大震災によって被害を受けたことにより過大な債務を負っている事業者であって、東日本大震災の被災地域として政令で定める地域において債権者その他の者と協力してその事業の再生を図ろうとするものは、CREBに対して再生支援の申し込みをすることができるとされた。

2) CREBの業務

法第16条において、CREBは以下の業務などを営むこととされた。

- ・対象事業者に対して金融機関等が有する債権の買取り、
- ・対象事業者に対する資金の貸付け（対象事業者の事業の継続に欠くことができないものに限る。）、債務保証、出資、事業の再生に関する専門家の派遣及び事業活動に関する必要な助言
- ・債権買取り等に係る債権の管理及び譲渡その他の処分

3) 支援決定期限・支援期間

法第19条第7項において、支援決定は平成29年2月22日まで（主務大臣認可により1年延長可）に行わなければならないとされた。

また、法第27条第5項において、CREBは、経済情勢、対象事業者の事業の状況等を考慮しつつ、支援決定の日から15年以内に、当該支援決定に係る全ての再生支援を完了するように努めなければならないとされた。

※ 支援決定期限については、平成28年12月20日、主務大臣認可により平成30年2月22日までに延長。更にその後、平成30年2月1日に成立した改正法（同月7日施行）により、令和3年3月31日までに延長された。

4) 支援基準

法第18条において、主務大臣は、再生支援をするかどうかを決定するに当たって従うべき基準及び債権買取り等をするかどうかを決定するに当たって従うべき基準（以下、支援基準）を定めることとされた。

主務大臣は、支援基準を定めようとするときは、あらかじめ、被災地域を管轄する都道府県知事の意見を聴かななければならないとされた。また、できる限り多くの事業者に再生の機会を与えることとなるよう適切に配慮するとともに、東日本大震災復興基本法第3条の東日本大震災復興基本方針及び被災地域の地方公共団体が東日本大震災からの復興に係る計画を定めている場合における当該計画との整合性に配慮しなければならないとされた。

5) 組織・体制

法第3条において、CREBは全国で一つに限り設立される株式会社であるとされ、法第8条において、CREBの発起人は、CREBの設立に当たっては主務大臣の認可を申請しなければならないとされた。

また、法第4条において、預金保険機構・貯金保険機構は、常時、CREBが発行している株式の総数の2分の1以上に当たる数の株式を保有していなければならないとされた。

また、法第40条において、政府は、CREBによる資金の借入れ又は社債に係る債務について、政府保証を付すことができるとされた。

6) 産業復興機構等との連携・協力

法第64条において、被災事業者の事業再生のために、CREBと産業復興機構等は、相互に連携を図るよう努めなければならないとされた。

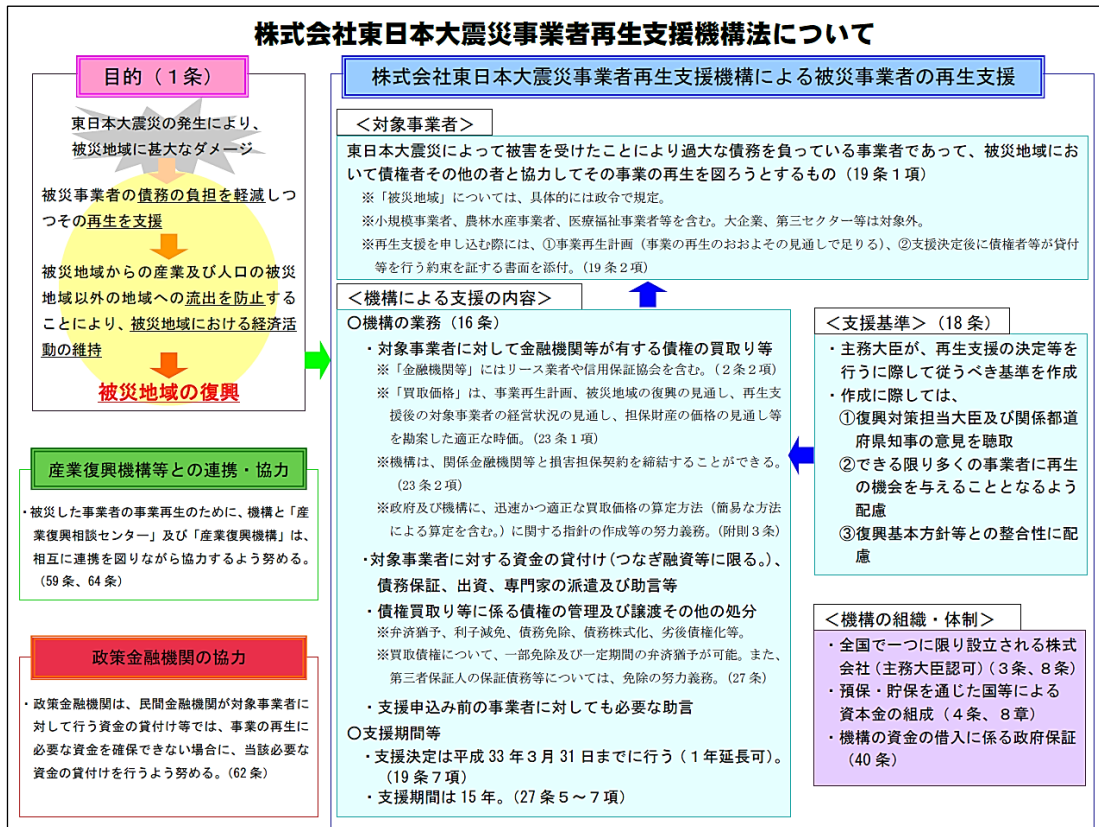
7) 政策金融機関の協力

法第62条第3項において、政策金融機関は、民間金融機関が対象事業者に対して行う資金の貸付け等では、事業の再生に必要な資金を確保できない場合は、CREBの要請を受けて、資金の貸付けに係る審査を行い、当該必要な資金の貸付けを行うよう努めなければならないとされた。

8) 主務大臣

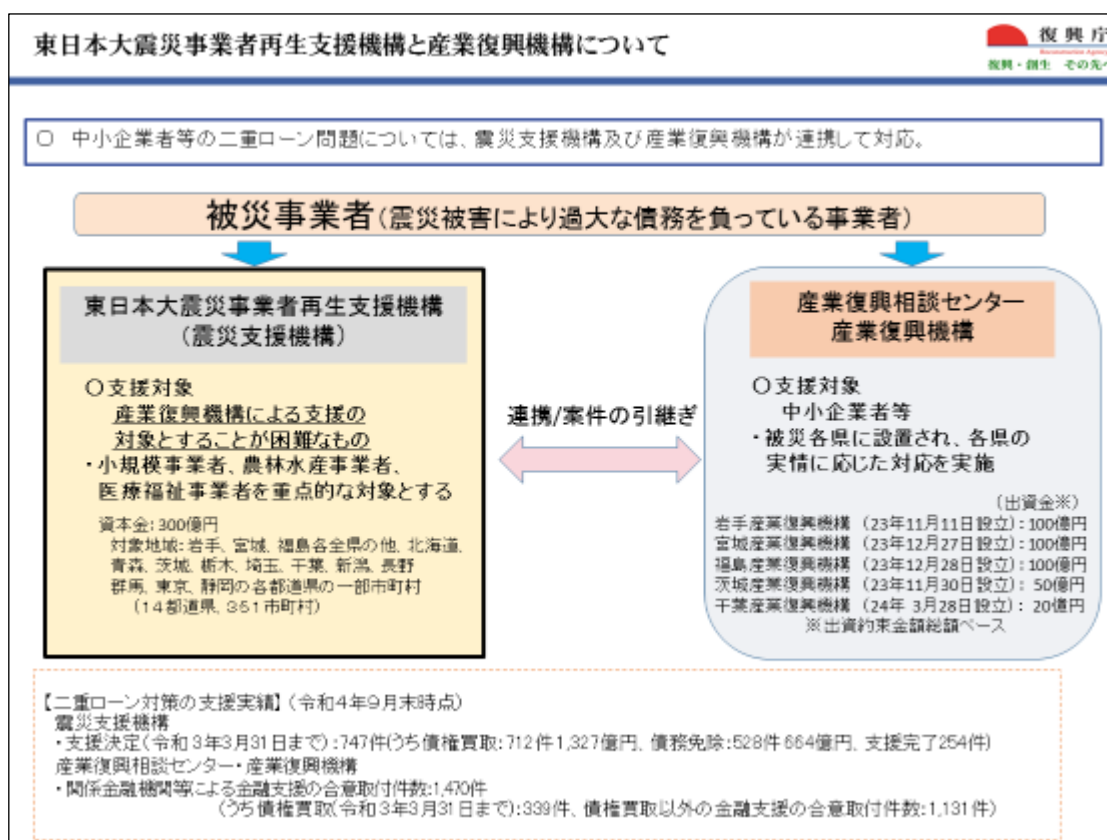
法第56条第1項において、この法律における主務大臣は、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣（一部の条文のみ）、農林水産大臣及び経済産業大臣とされた。

図表 2-3-81 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法について



出所) 復興庁資料

図表 2-3-82 東日本大震災事業者再生支援機構と産業復興機構について



出所）復興庁資料

(4) 適用実績

支援決定期間が満了した令和3年3月31日までに、事業再生等に関する相談件数が2,939件、支援決定を行った案件が747件であった。このうち債権買取りは712件1,327億円、債務免除は528件664億円であった。

また、支援決定後に支援完了した先は、令和4年9月末時点で261件であった。

なお、産業復興相談センター・産業復興機構は、支援決定期間が満了した令和3年3月31日までに、金融支援の合意取付件数が1,415件、そのうち債権買取りを行った件数が339件であった。

※ なお、CREB含む二重ローン問題への対応全般については、6章1節も参照。

(5) 評価・課題

(2)7に記載の通り、CREBの支援対象は産業復興機構による支援の対象とすることが困難なものを対象とし、小規模事業者、農林水産事業者、医療福祉事業者を重点的な対象としており、CREBと産業復興機構が相互補完を行いつつ支援が行われてきた。具体的には、既往債務が負担となり新規の資金調達が困難となっている被災事業者に対する、CREBによる債権買取等の支援を通じて、被災地域の経済活動・雇用の維持に貢献した。近年では新型コロナウイルス感染症拡大等による事業環境への影響を考慮の上、個々の被災事業者の置かれた状況に応じてきめ細かく対応してきた。今後も引き続き、個々の被災事業者に寄り添った対応が重要な課題である。

図表 2-3-83 東日本大震災事業者再生支援機構の支援決定等の状況

東日本大震災
事業者再生支援機構

1. 支援決定等の状況(令和3年3月末時点)

○累計の相談受付件数…………… 2,939件※岩手県531件、宮城県1,282件、福島県485件、青森県162件、茨城県295件、千葉県111件、栃木県45件、その他地域28件
(注)複数回の相談受付(支援決定後の事業相談等)については、初回相談のみ1件としてカウント。○累計の支援決定件数…………… 747件

※岩手県167件、宮城県346件、福島県89件、青森県56件、茨城県60件、千葉県13件、栃木県12件、その他地域4件

○買取対象債権の元本総額等

(1)買取対象債権の元本総額…………… 1,327億円

※対象:支援内容に債権買取を伴う支援決定712件

債務免除の総額…………… 664億円

※対象:支援内容に債務免除を含む支援決定528件

(2)出資額…………… 43億円

※対象:出資13件

○累計の支援完了件数…………… 199件

※岩手県46件、宮城県69件、福島県36件、青森県31件、茨城県9件、千葉県3件、栃木県3件、その他地域2件

出所) http://www.shien-kiko.co.jp/pdf/210415shien-kiko_pressrelease.pdf (令和5年7月18日閲覧)

7. 東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律（平成23年法律第33号）

(1) 立案経緯・制定趣旨

被災した市町村の中には、行政機能が麻痺し、災害復旧等に係る工事を十分に実施できないところが数多くあり、県においても、膨大な事業を抱えて、工事の実施が極めて困難となっている状況が発生した。

既存制度によっても、地方自治法に基づき他の地方公共団体に事務を委託することは可能ではあったが、規約を定めて議会の議決を経る必要があり、国に委託する場合には協定の締結等が必要になるとともに一部手続が委託側の地方公共団体に残ることとなるため、いずれも速やかな工事が必要な場面には馴染まないものと考えられた。また、一部の公物管理法には代行制度が設けられていたが、それも工事が高度の技術を要する等一定の要件に合致する場合に限られていた。

このため、政府では災害復旧工事の権限代行制度についての検討¹¹¹が進められ、被災した地方公共団体からも国において早期に工事に着手すること等の要望¹¹²が提出されていた。

こうした状況において、一刻も早い災害復旧を実現し、被災地における住民生活の安全、安心の確保や経済社会活動の速やかな回復を図るため、国又は県が被災した地方公共団体に代わって、公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事を実施できるよう新たな制度を創設する「東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律」が制定されることとなった。

(2) 国会審議及び公布・施行経緯

本法律案は、平成23年4月22日に閣議決定、国会に提出された。同年4月27日に（衆）国土交通委員会でも可決、翌28日に（衆）本会議において全会一致で可決され、同日、（参）国土交通委員会で可決、（参）本会議において全会一致で可決・成立した。

なお、本法律案は、東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地における建築制限の特例に関する法律案と一括して審議された。

本法律は、4月29日に公布・施行された。

(3) 法概要・措置内容

国又は県は、被災した地方公共団体の長から要請があり、その地方公共団体における工事の実施体制などの実情を勘案して、必要があると認められるときには、国又は県の自らの事務の遂行に支障のない範囲内で災害復旧等に係る工事を代行することができることとされた。

代行の対象となる工事、要請する者及び代行主体は、次の表のとおりであり、基本的にそれぞれの工事の災害復旧事業及び改良復旧事業を代行主体が実施できることとされた¹¹³。

¹¹¹ 平野内閣府副大臣が被災者生活支援特別対策本部の下に設置された「被災地の復旧に関する検討会議」第1回会議（平成23年3月29日）後の記者会見において「権限代行制度については、必要なものは早急に法改正を行いたい。例えば河川では、国直轄管理河川と県管理河川に分かれている。県管理河川は県が復旧工事をするのが基本だが、対応できないときには国の力を借りることができる制度を用意するのでもいい」旨発言。

¹¹² 宮城県「仙台湾沿岸仙台南部海岸の復旧について（緊急要望）」（平成23年3月30日）、宮城県「東北地方太平洋沖地震災害に関する緊急要望書」（平成23年4月2日）、北海道東北地方知事会「東日本大震災に係る要望書」（平成23年4月11日）等。

¹¹³ 砂防工事、地すべり防止工事及び急傾斜地崩壊防止工事については、災害関連緊急事業も対象となる。また、下水道

図表 2-3-84 代行の対象となる工事、要請する者及び代行主体

工事	要請する者→代行主体	工事	要請する者→代行主体
漁港工事	県→国、市町村→県	地すべり防止工事	県→国
砂防工事	県→国	下水道工事	市町村→県
港湾工事	県→国	河川工事	県→国、市町村→国又は県
道路工事	県→国、市町村→国又は県	急傾斜地崩壊防止工事	県→国
海岸工事	県→国、市町村→国又は県		

代行主体は、工事の施行に必要な調査のための土地立入権限等も代行することとされ、また、被災した地方公共団体の費用負担については、当該地方公共団体が自ら災害復旧等に係る工事を施行した場合の負担額と同額とされた。

(4) 適用実績

本法律の適用実績は、平成 25 年 3 月現在で、海岸工事が仙台海岸深沼地区海岸等 8 件、道路工事が宮古市二級市道沼の浜青の滝線等 6 件、港湾工事が大船渡港野々田地区岸壁等 3 件、漁港工事が気仙沼漁港等 2 件となっている。

(5) その後の法改正等

本法律によって創設された代行制度は、「大規模災害からの復興に関する法律」(平成 25 年法律第 55 号)において他の大規模災害にも適用できる制度として一般化され、また、個別の公物管理法においても代行制度の充実が図られ、平成 28 年熊本地震等における災害復旧事業に活用されている

¹¹⁴。

工事については、改良復旧事業は対象とされない。

¹¹⁴ 平成 28 年熊本地震では、道路法に基づき一般国道 325 号について、大規模災害からの復興に関する法律に基づき県道熊本高森線等について、災害復旧事業の代行がなされている。

8. 東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地における建築制限の特例に関する法律（平成23年法律第34号）

(1) 立案経緯・制定趣旨

市街地の復興のために都市計画決定や土地区画整理事業を行おうとする場合、それまでの間に無秩序な建築が行われると、後の事業実施等に大きな支障が生じるおそれがある。このため、公共の福祉の観点からの財産権に対する合理的な規制として、建築基準法（昭和25年法律第201号）第84条では、市街地に災害があった場合、特定行政庁は区域を指定し、最長で2か月間、建築物の建築を制限又は禁止できることとしている。

通常、この2か月間に都市計画決定等を行うことが見込まれており、阪神・淡路大震災でも発災当初は同条による建築制限が行われたが、2か月後からは、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第7条による建築制限に移行した。

しかし、東日本大震災の被災地では、都市計画を立案して必要な手続を進めるための行政機能が麻痺し、計画案を縦覧しようにも土地の所有権等を有する者の確認をとることが事実上困難であり、宮城県からは建築基準法第84条に基づく建築制限の期間延長について要望が提出されていた¹¹⁵。

こうしたことから、同条の規定に関わらず、発災から最長8か月まで建築制限を延長できることとする「東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地における建築制限の特例に関する法律」が制定されることとなった。

(2) 国会審議及び公布・施行経緯

本法律案は、平成23年4月22日に閣議決定、国会に提出された。4月27日に（衆）国土交通委員会会で可決、翌28日に（衆）本会議において全会一致で可決され、同日、（参）国土交通委員会でも可決、（参）本会議において全会一致で可決・成立した。委員会においては、財産権の制約に係る憲法上の問題等について議論がなされた¹¹⁶。

なお、本法律案は、東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律案と一括して審議された。

本法律は、4月29日に公布・施行された。

(3) 法概要・措置内容

東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地を所轄する特定行政庁は、当該市街地の健全な復興を図るためにやむを得ない場合に、災害発生の日から6か月以内の期間に限って、指定した区域の建築を制限・禁止できるとされた。また、特に必要があると認めるときは、さらに2か月を超えない範囲内において期間を延長できるとされた。

なお、延長期間については、被災した地方公共団体が震災により失われた基本的なデータを再度整理し、避難所に分散している住民の意見を聴き、都市計画決定等を行うために必要な最小限の期

¹¹⁵ 宮城県「東日本大震災に対処するための特別立法等を求める要望書」（平成23年4月8日）。

¹¹⁶ 平成23年4月27日（衆）国土交通委員会において、谷公一議員による「補償なく財産権を制限することに憲法上の問題がないのか。期間が1年であっても憲法違反にならないのか」という主旨の質問に対し、内閣法制局の政府参考人から「対象区域を限定し、被災市町村の非常に厳しい実情の中で最小限の期間について建築制限を可能にするもので、憲法上は、必要かつ合理的な範囲内の制約であると考えている。実情と乖離して必要以上に制限をかけることは、財産権の制限ということで非常に問題がある」旨の答弁等がなされている。

間を見込んで、最長8か月と定められた。

また、対象となる区域については、被災市街地復興特別措置法第5条第1項各号に該当する区域、すなわち、相当数の建築物の滅失、不良街区の形成のおそれ等が客観的に認められる区域に限定された。

(4) 適用実績

本法律は、宮城県気仙沼市、南三陸町、女川町、石巻市、東松島市、名取市及び山元町の計7市町において適用された。これらの市町における一連の建築制限の期間及び根拠法については、次の表のとおりである。

図表 2-3-85 建築制限一覧

	宮城県						石巻市	
	気仙沼市	南三陸町	女川町	東松島市	名取市	山元町	釜地区等	鮎川・雄勝
発災 2か月	4/8～5/11 基準法 84 条					制限なし	4/8～5/11 基準法 84 条	制限なし
発災 6か月	5/12～11/10 本法律 ※ 石巻市鮎川・雄勝は5/28 から、山元町は7/1 から、東松島市は10/31 まで 気仙沼市・女川町は区域を一部縮小							
発災 8か月							9/12～	
発災 8か月 以降	11/11～ 被災市街地復興特別措置法 ※ 東松島市は11/1 から					11/11～ 基準法 39 条	被災市街地 復興特別措 置 法	制限なし

※ 表中最上欄は、その下欄を所轄する特定行政庁。

9. 東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律（平成23年法律第43号）

(1) 立案経緯・制定趣旨

東日本大震災においては、津波により2万haを超える農地が冠水した。早期の営農再開を図るためには、海水の侵入による塩害の除去を含め、農地及び農業用施設の復旧に緊急に取り組む必要があった。また、地域農業の再生を目指すためには、災害復旧とあわせて農用地の再編、整備、土地改良施設の改良等の対策を講じることが求められた。

しかし、既存の災害復旧事業には除塩事業が含まれていなかった。また、国が農地を災害復旧する事業もなく、被災地からは除塩対策についての国庫補助制度の創設や国による農地の災害復旧事業の実施について要望が提出されていた¹¹⁷。

以上のことから、除塩事業の創設等を図る「東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律」が制定されることとなった。

(2) 国会審議及び公布・施行経緯

本法律案は、平成23年4月26日に閣議決定、国会に提出された。4月30日に（衆）農林水産委員会で可決、（衆）本会議において全会一致で可決され、5月2日に（参）農林水産委員会で可決、（参）本会議において全会一致で可決・成立した。委員会においては、衆参ともに附帯決議が付された¹¹⁸。

なお、本法律案は、東日本大震災に伴う海区漁業調整委員会及び農業委員会の委員の選挙の臨時特例に関する法律案と一括して審議された¹¹⁹。

本法律は、5月2日に公布・施行された。

(3) 法概要・措置内容

津波による海水の浸入のために農用地が受けた塩害を除去するために行う除塩事業については、国、都道府県、市町村又は土地改良区が災害復旧の土地改良事業として行うことができることとされた。また、国又は都道府県が農家等からの申請によらずに災害復旧とあわせて土地改良施設の変更や区画整理の事業を行うことができることとするなど事業実施の手続が見直された。あわせて、これらの国営事業における国庫負担の嵩上げ及び都道府県営事業等に対する国の補助の嵩上げ措置が講じられた。

¹¹⁷ 宮城県「東日本大震災に対処するための特別立法等を求める要望書」（平成23年4月8日）。

¹¹⁸ 附帯決議には、我が国農林漁業における被災地域の位置付けを明確化した上で、復旧・復興へのマスタープランと工程表を示すこと、除塩に関する技術の開発・普及に努めること、また、除塩事業を土地改良事業とみなすこととしている特例措置について、恒久措置とすることを検討すること等が盛り込まれた。

¹¹⁹ 東日本大震災により著しい被害を受けた地域について、海区漁業調整委員会及び農業委員会の委員の選挙の期日、選挙人名簿の調製等に関する特例措置を講ずるもの。土地改良法の特例に関する法律と同じく成立し、平成23年法律第44号として、同年5月2日に公布・施行された。

(4) 適用実績

本法に基づき、定川地区（宮城県石巻市及び東松島市）、仙台東地区（宮城県仙台市）、名取川地区（宮城県名取市）、亘理山元地区（宮城県亘理町及び山元町）及び南相馬地区（福島県南相馬市）において国による農地等の災害復旧事業を行ったほか、被災地域において、津波による災害に対処するための除塩等の事業が行われた。この結果、津波により被災した農地2万1,480haから公共用地等への転用が見込まれるものを除いた復旧対象農地1万9,690haについて、令和4年1月末時点において95%で営農再開が可能となった。

(5) その後の法改正等

除塩事業については、「土地改良法等の一部を改正する法律」（平成29年法律第39号）によって、土地改良法（昭和24年法律第195号）上の災害復旧事業として位置付けられ、他の災害においても適用される恒久措置となった。

10. 東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法（平成23年法律第99号）

(1) 立案経緯・制定趣旨

東日本大震災では、地震や津波によって約2,000万トンの災害廃棄物が発生し、被災地の住民生活や経済活動の一刻も早い復興に向けて、これらの迅速かつ適切な処理が喫緊の課題となった。しかし、その処理を行うこととされていた市町村の中には、運搬車両や作業人員の不足等から進捗が遅れている地域があり、県内外の広域的な処理体制の構築が課題となっていた。

このため、政府においては国の直轄事業とする特例措置等について議論がなされ¹²⁰、一方、自由民主党においては処理費の全額国庫負担等を内容とする法整備の検討が進められた。また、被災した地方公共団体からも国が直轄で災害廃棄物を処理すべき等の要望が提出されていた¹²¹。

(2) 国会審議及び公布・施行経緯

平成23年7月1日に自由民主党、公明党、みんなの党及びたちあがれ日本の共同提案により、「東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法案」（以下「野党案」という。）が衆議院に提出された。また、同月8日には、政府において、「東日本大震災により生じた廃棄物の処理の特例に関する法律案」（以下「政府案」という。）が閣議決定され、同、国会に提出された。

両法律案については、7月28日に（衆）本会議において趣旨説明及び質疑が、その後、（衆）東日本大震災復興特別委員会において、8月2日に質疑が行われたが、これらの一本化が図られ、同月9日に「東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法案」¹²²起草案が提出されて、全会一致により委員会提出法律案となった。

なお、政府案と野党案の主な違いとしては、①国の責務規定等の有無、②代行主体、③費用負担のあり方がある。

このうち、①については、野党案にあった国の責務等が基本的に委員会提出法律案にも盛り込まれることとなった。

②については、政府案では環境大臣、野党案では国と規定されていたところ、委員会提出法律案では環境大臣と規定されることとなった。ただし、政府案にはなかった「環境大臣が災害廃棄物の処理を行うときには、東日本大震災復興対策本部の総合調整の下、関係行政機関の長と連携協力する」旨の規定が追加された¹²³。

③について、災害廃棄物の処理が代行されるときには、政府案では市町村は自ら処理した場合と同額を負担すること、野党案では国が全額を負担することとされていた。また、市町村が自ら処理した場合の費用負担について、政府案では国は必要な財政上の措置を講ずるよう努めること、野党案では国が全額を補助することとされていたところ、委員会提出法律案では基本的に政府案として、市町村の負担を軽減するため、地域グリーンニューディール基金を活用する旨の規定が追加さ

¹²⁰ 平成23年5月8日のNHK番組において仙谷由人官房副長官から「国が直轄事業として災害廃棄物を処理する特例措置について議論している」旨発言。

¹²¹ 宮城県「東日本大震災に対処するための追加予算措置等を求める要望書」（平成23年5月20日）等。

¹²² 平成23年7月1日に自由民主党、公明党、みんなの党及びたちあがれ日本から提出された法律案と名称は同じだが、別の法律案である。

¹²³ 野党案が代行主体を国とした趣旨について、平成23年7月28日（衆）本会議で提案者の小里泰弘議員からは「当面の主体は環境省だが、復興庁設置後は同庁が主体となることを期待する。それまでは、復興対策本部が総合調整を図り、国土交通省等も効率的に活用する体制整備を求めるもの」である旨答弁がなされている。

れた。

起草案採決後「東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する件」が決議された¹²⁴。

本法律案は、8月11日に(衆)本会議において全会一致で可決、(参)東日本大震災復興特別委員会でも可決され、翌12日に(参)本会議において全会一致で可決・成立した。

本法律は、8月18日に公布・施行された。

(3) 法概要・措置内容

国の責務として災害廃棄物の処理に関する基本的な方針及び工程表を定めること等が、国が講ずべき措置として災害廃棄物に係る仮置場及び最終処分場の早急な確保のための広域的協力の要請等が定められた。

また、環境大臣は、震災により甚大な被害を受けた市町村の長から要請があり、当該市町村の災害廃棄物の処理の実施体制、専門的な知識・技術の必要性、広域的な処理の重要性を勘案して、必要があると認められるときは、東日本大震災復興対策本部の総合調整の下、関係行政機関の長と連携協力して、当該市町村に代わって災害廃棄物の処理を行うこととされた。

費用負担については、上述のとおり規定された。

(4) 適用実績

本法律が施行された時点で、すでに岩手県及び宮城県においては、市町村と県とが連携して災害廃棄物の処理に当たる方針が固まっていたため、国による代行処理はなされなかった。一方、福島県においては、相馬市、新地町、南相馬市及び広野町の災害廃棄物について、国による代行処理がなされた。

(5) その後の法改正等

復興庁設置法(平成23年法律第125号)により、環境大臣が代行する際の「東日本大震災復興対策本部の総合調整の下」という規定は、「復興庁の設置後は「復興庁の長である内閣総理大臣の総合調整の下」と改められた。

また、災害廃棄物の処理の代行制度については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律」(平成27年法律第58号)によって、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に位置付けられ、他の災害においても適用される恒久措置となった。

¹²⁴ 決議には「災害廃棄物の処理に関する措置を講ずるに当たっては、東日本大震災による被害を受けた地方公共団体の意向を最大限に尊重すること」「災害廃棄物処理事業に係る国庫補助を控除した地方の一時負担分について、グリーンニューディール基金を通じた支援により、国の実質負担額を平均95%とし、残りの地方負担額についても全額交付税措置を行い、実質的に100%国の支援とすること」「東日本大震災により特にその処理が必要となった廃棄物のうち、放射性物質によって汚染された廃棄物の処理に関しては、特段の配慮を要することに鑑み、必要な措置を講ずること」等が盛り込まれた。

11. 津波対策の推進に関する法律（平成 23 年法律第 77 号）

(1) 立案経緯・制定趣旨

津波による人的被害は、迅速かつ適切な行動によって相当程度軽減することができるため、津波に関する国民の理解と関心を深めることが特に重要である。しかし、従来、津波対策については、災害対策基本法等において他の災害と一体的に規定されているに過ぎなかった。

東日本大震災を受けて、これまでの津波対策が必ずしも十分でなかったことを国として率直に反省し、津波に関する最新の知見及び先人の知恵、行動その他の歴史的教訓を踏まえつつ、津波対策に万全を期することが求められた。

以上のことから、津波災害の特性に対応した法整備として、「津波対策の推進に関する法律」が制定された。

(2) 国会審議及び公布・施行経緯

平成 22 年 6 月 11 日に自由民主党及び公明党から「津波対策の推進に関する法律案」が衆議院に提出された¹²⁵。その後、東日本大震災の発生を受けて、平成 23 年 6 月 9 日に（衆）災害対策特別委員会において、同法案は撤回、各党合意を得た「津波対策の推進に関する法律案」起草案が提出され、全会一致により委員会提出法律案となった。

委員会提出法律案においては、平成 22 年の法律案に加えて、前文、事業者及び国民の津波対策に協力する努力義務、津波からの迅速かつ円滑な避難を確保するための措置、危険物を扱う施設の津波からの安全の確保等が規定された。

また、起草案採決後、「津波対策の推進に関する件」が決議された。

本法律案は、同年 6 月 10 日に（衆）本会議において全会一致で可決、同月 15 日に（参）災害対策特別委員会でも可決され、同月 17 日に（参）本会議において全会一致で可決・成立した。

本法律は、6 月 24 日に公布・施行された。

(3) 法概要・措置内容

前文において、これまでの津波対策が必ずしも十分でなかったことを国として率直に反省し、津波対策に万全を期する必要がある旨規定された。

また、第 1 条以下では、津波対策の推進についての基本的認識が示され、国及び地方公共団体は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）等に基づく災害対策に当たっては、本法律の趣旨及び内容を踏まえ、津波対策を適切に実施しなければならないこととされた。

さらに、ソフト面の努力義務として、国に対しては津波対策に係る連携協力体制の整備等、国及び地方公共団体に対しては津波に関する防災教育・訓練の実施や迅速・円滑な避難を確保するための措置を講ずること等、地方公共団体に対してはハザードマップの作成等による津波被害についての周知等が定められた。

なお、国は地方公共団体がハザードマップを作成等する場合には必要な財政上の援助を行うことと規定され、当該規定は、平成 29 年 3 月 31 日限り、その効力を失うこととされた。

ハード面の努力義務としては、国及び地方公共団体に対して津波対策のための施設の整備等、地

¹²⁵ 本法律案は、平成 22 年チリ地震による津波の際、住民避難が必ずしも円滑になされなかったことを受けて、津波に対する国民の意識を喚起すること等を目的として提出されたもの。

方公共団体に対して津波対策に配慮したまちづくりの推進等が定められた。

また、津波対策についての国民の理解と関心を深めるため、11月5日を津波防災の日とすることとされた¹²⁶。

(4) その後の法改正等

津波対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和4年法律第3号）により、国及び地方公共団体に対して津波対策における情報通信技術の活用の努力義務が課せられるとともに、国は地方公共団体がハザードマップを作成等する場合には必要な財政上の援助を行うこととする規定の効力を令和9年3月31日まで延長する等の改正がなされた。

¹²⁶ 11月5日は、安政元（1854）年、安政南海地震の発生日。紀伊国広村（現和歌山県広川町）の郷士浜口梧陵が収穫した稲を積み上げていた稲むらに火を放ち、地震による津波の襲来を住民に知らせ、多くの人々の命を救った故事「稲むらの火」が知られている。

12. 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）

13. 津波防災地域づくりに関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成23年法律第124号）

(1) 立案経緯・制定趣旨

東日本大震災では、我が国における観測史上最大のマグニチュード9.0という巨大な地震と津波により、多くの死傷者・行方不明者が出るとともに、地域全体が壊滅的被害を受けるなど未曾有の災害となり、「災害には上限がない」こと、このような大規模な津波による災害を克服するためには、海岸堤防等の整備といった従来からのハード施策とともに、避難体制の整備等のソフト施策を適切に組み合わせる多重的な防御を講じる必要があるとの認識が共有された¹²⁷。復興構想会議の提言¹²⁸では、同様の認識が示されるとともに、「津波により壊滅的な被害を受けた地方公共団体や、今後大規模な津波の襲来が想定される地方公共団体において、津波災害に強い地域づくりを推進するに当たっての基本となる新たな一般的な制度を創設し、津波災害に強い地域づくりの考え方を国が示す必要がある」とされた。また、中央防災会議の専門調査会中間とりまとめ¹²⁹では、今後の津波対策を構築するに当たっては、発生頻度は極めて低いものの発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスのレベル（住民避難を柱とした総合的防災対策を構築する上で設定する津波）と、発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらすレベル（防波堤など構造物によって津波の内陸への侵入を防ぐ海岸保全施設等の建設を行う上で想定する津波）の二つのレベルの津波を想定する必要があるとされた。こうした新たな津波防災まちづくりの考え方について早期に方向性を示すべく、社会資本整備審議会・交通政策審議会交通体系分科会計画部会（国土交通省）が検討を行い、平成23年7月6日に緊急提言「津波防災まちづくりの考え方」を示した¹³⁰。

こうした新たな津波防災の考え方に立脚し、ハード・ソフト施策を総動員し、多重防御による津波防災地域づくりを総合的に推進するために必要な法制度として「津波防災地域づくりに関する法律」が制定されるとともに、あわせて、「津波防災地域づくりに関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」において、水防法等の関係法令においても新たな津波対策の考え方に基づいた制度が創設されることとなった。

¹²⁷ No. 11 津波対策の推進に関する法律（平成23年6月24日公布・施行）では、津波の人命被害は適切な避難等で相当程度軽減できる等の基本的認識が示された。

¹²⁸ なお、『復興への提言～悲惨のなかの希望～』（平成23年6月25日東日本大震災復興構想会議）。また同提言では、「大自然災害を完全に封ざることができる」との思想ではなく、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方、「たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるような観点」が重要であるとし、防潮堤等の構造物に頼る防御から、「逃げる」ことを基本とする防災教育の徹底やハザードマップの整備など、ソフト面の対策を重視するとともに、防潮堤等に加え、交通インフラ等を活用した地域内部の第二の堤防機能（いわゆる二線堤）、土地のかさ上げ、避難地・避難路・避難ビル、災害リスクを考慮した土地利用・建築規制を一体的に行うなど、ソフト・ハードの施策を総動員の必要性が指摘されていた。

¹²⁹ 中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会中間とりまとめ～今後の津波防災対策の基本的考え方について～」平成23年6月26日

¹³⁰ 平成23年5月18日に同計画部会で示された国土交通大臣からの問題意識に答えるもの。「なんとしても人命を守る」という考え方にに基づき、「1）地域ごとの特性を踏まえ、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせ、総動員させる「多重防御」の発想による津波防災・減災対策」「2）従来の、海岸保全施設等の「線」による防御から、「面」の発想により、河川、道路や、土地利用規制等を組み合わせたまちづくりの中での津波防災・減災対策」「3）避難が迅速かつ安全に行われるための、実効性のある対策」といったような新たな発想による津波防災まちづくりのための施策を計画的、総合的に推進する仕組みを構築することが提言された。

(2) 国会審議及び公布・施行経緯

両法律案は、いずれも平成23年10月28日に閣議決定、国会に提出され、一体的に国会において審議された。同年11月29日、(衆)国土交通委員会において可決され、12月1日、(衆)本会議において全会一致で可決された。同年12月6日、(参)国土交通委員会において可決され、12月7日、(参)本会議で可決・成立した。衆参の国土交通委員会の採決に際しては、いずれも両法律案に対して附帯決議が付されており、津波対策に関する基本法ともいふべき「津波対策の推進に関する法律」に定められた施策が推進されるよう十分配慮すること、海岸堤防の整備も着実に推進すること、津波浸水想定の設定や避難施設等の確保に対して国が十分に支援を行うこと等が盛り込まれた¹³¹。

本法律は、同年12月14日に公布、12月27日に施行された。

(3) 法概要・措置内容

○ 津波防災地域づくりに関する法律

ハード・ソフトの施策を組み合わせた多重防御による津波に強い地域づくりを推進するため、新法が制定され、主に下記の規定が設けられた。

- ① 国土交通大臣は、基本指針を定めなければならない。
- ② 都道府県知事は、基本指針に基づき、かつ、基礎調査を行い、津波浸水想定（津波があった場合に想定される浸水の区域及び水深）を設定するものとする。
- ③ 市町村は、津波防災地域づくりを総合的に推進するための推進計画を作成することができる。推進計画区域内における特例措置としては、
 - (i) 土地区画整理事業において、防災性の高い市街地の整備を促進するため、津波防災住宅等建設区（事業の施行区域内で、嵩上げや高台切土等の安全対策を講じられる土地）を設定できることとし、設定された場合は、住宅や公益的施設の所有者が、換地先を同区内とするよう申し出ることができる旨の特例（照応の原則の例外）
 - (ii) 容積率算定の際に、津波避難に資する一定の建築物について、自家発電設備室や災害用備蓄倉庫等の部分について、建築審査会を経ずとも特定行政庁の認定により不算入とできる特例
 - (iii) 一定の場合に、防災安全集団移転促進事業の事業計画を都道府県知事が例外的に定めることができることとする特例
 を規定。
- ④ 津波が発生した場合に都市機能を維持する拠点となる市街地整備に含まれる施設を一団の都市施設ととらえた「一団地の津波防災拠点市街地形成施設」として、都市計画に定めることができることとし、全面買収方式での整備を可能とする。
- ⑤ 発生頻度が極めて低い最大クラスの津波が遡上した場合にその浸水の拡大を防ぐために内陸に設ける盛土構造物、閘門等を新たに「津波防護施設」と定め（比較的発生頻度の高い津波に対して整備される海岸保全施設等とは別物）、都道府県知事又は市町村長を管理者として指定する（国庫補助の対象となる）。
- ⑥ 都道府県知事が、警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を津波災害警戒区域（イエローゾーン）として指定でき、このうち一定の開発行為及び建築を制限すべき土地の区域を津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）として指定できることとする。後者の区域内において

¹³¹ 国会審議においては、避難施設等への国の財政支援の必要性、津波災害特別警戒区域に設定される地価下落への懸念等の議論があった。

は、社会福祉施設、病院、学校に一定の開発規制がかかるほか、市町村長は、市町村条例で定める区域（レッドゾーン）内について住宅等の規制を追加できる。

- 津波防災地域づくりに関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律
新しい津波防災の考え方に対応するため、水防法、気象業務法等について、下記の改正が行われた。
- ① 水防法
水防法は、水災害一般に対し、水防組織や水防活動等のソフト面を中心に規定している法律であるが、津波への対策強化に係る改正と、津波以外の水災にも共通する要素に関する改正が行われた。
 - ・ 法律上「津波」を明確に位置付けるとともに、水防管理者等の巡視の対象に「津波防護施設」を追加。
 - ・ 水防計画について、津波発生時における水防活動に従事する者の安全確保に配慮されなければならない旨を追加。
 - ・ 氾濫時の都道府県知事により立退きの指示について、津波が含まれること、氾濫開始以前も含まれることを明確にしつつ、指示の対象を、居住者だけでなく、滞在者等も追加。
 - ② 気象業務法
気象庁は、航空機や船舶、水防活動のための予報・警報をしなければならないとなっており、水防法の改正も踏まえ、洪水・高潮に加えて津波もその対象に追加。
 - ③ その他、土地収用法や建築基準法等において、津波防護施設や擁壁に関する手続を迅速化する等の規定を追加。

(4) 適用実績

本法律に基づき、平成 23 年 12 月 27 日に「津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針」が国土交通大臣により策定された。なお、より詳細なガイドラインとして、「津波防災地域づくり推進計画作成ガイドライン」が平成 28 年に策定、平成 30 年に改訂されるほか、自治体による計画作成等を支援するため、手引きや事例集作成、支援チーム組成、研修等が行われた。

津波浸水想定の設定、津波災害警戒区域の指定及び推進計画の作成状況は、下記の通り。

(令和 4 年 3 月 31 日時点)

津波浸水想定設定済み (38 道府県) (※津波浸水想定設定対象外 (7 県))

津波災害警戒区域指定済み (20 道府県)、うち津波災害特別警戒区域指定済み (静岡県)

推進計画策定済み (17 市町村)

東日本大震災の被災地における復興まちづくり事業においては、以下の適用実績がある。

「一団地の津波防災拠点市街地形成施設」 24 件

(岩手県陸前高田市高田南地区、宮城県気仙沼市朝日町地区等)

(5) その後の法改正等

本法律によって創設された「一団地の津波防災拠点市街地形成施設に関する都市計画の策定」は、「大規模災害からの復興に関する法律」(平成 25 年法律第 55 号)において他の大規模災害にも適用できる制度として一般化されている。

また、「集団移転促進事業に関する特例」についても、「防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律」(昭和 47 年法律第 132 号)の改正により一般化されている。

14. 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成 23 年法律第 29 号）

2章4節3. で記載。

15. 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 119 号）

2章4節3. で記載。

16. 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成 23 年法律第 40 号）

(1) 立案経緯・制定趣旨

地方財政の負担の緩和又は被災者に対する特別の助成が特に必要と認められる災害については、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和 37 年法律第 150 号。以下「激甚災害法」という。）に基づき、当該災害を激甚災害として指定し、地方公共団体等による災害復旧事業等への国庫補助率の嵩上げや中小企業事業者への保証の特例など特別の財政援助や助成措置が講じられる激甚災害制度が設けられている¹³²。

しかし、東日本大震災については、その被害の甚大さから、同制度の対象とはなっていない施設の復旧等に対する財政援助、いわゆる激甚災害法の「横出し」や被災者等への特別の助成を講ずることとする立法措置が求められた。このため、地方公共団体に対する財政援助や被災者のための社会保険料の減免、中小企業者に対する金融上の支援等の特別の助成措置について定める「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」が制定されることとなった。

なお、阪神・淡路大震災についても、同様の趣旨から「阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」（平成 7 年法律第 16 号。以下「阪神・淡路財特法」という。）が制定されている。

(2) 国会審議及び公布・施行経緯

本法律案は、平成 23 年 4 月 26 日に閣議決定、国会に提出された。4 月 30 日に（衆）災害対策特別委員会でも可決、（衆）本会議において全会一致で可決され、5 月 2 日に（参）災害対策特別委員会でも可決、（参）本会議において全会一致で可決・成立した。委員会においては、被災者生活再建支援金の支給、災害廃棄物の処理への財政支援、原子力災害への本法律案の適用、激甚災害法の見直し等について議論がなされた¹³³。

本法律は、5 月 2 日に公布・施行された。

(3) 法概要・措置内容

第一に、「地方公共団体等に対する特別の財政援助」として、公共土木施設や社会福祉施設等の復旧、災害廃棄物の処理などへの補助等について、被災した地方公共団体の財政力と被害の状況に踏まえ補助率を嵩上げすることとした。特に公共土木施設については対象となる事業の負担額を合算し、標準税収入と比較することによって段階的に補助率を決定する、いわゆる総合負担軽減方式が採用された。

¹³² 東日本大震災についても、発災翌日の平成 23 年 3 月 12 日に「平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」が閣議決定、翌 13 日に公布され、激甚災害に指定されている。

¹³³ 平成 23 年 5 月 2 日（参）災害対策特別委員会では、市町村による災害廃棄物の処理については、本法律案による最大 9/10 までの補助率嵩上げと交付税措置によって、実質的に地方負担はゼロになる旨答弁がなされた。また、原子力災害からの復旧等について、本法律案は原子力災害による被害にも適用できるが、それが原子力事業者の賠償責任を軽減させるものではない旨答弁がなされている。なお、激甚災害法の見直しについては、災害の都度、諸制度の隙間や国及び地方公共団体の財政状況等も勘案し、予算ともあわせて国会の判断を仰ぐことが適切と考えている旨答弁された。

これらの措置は24項目にわたり¹³⁴、阪神・淡路財特法による19項目には含まれなかった集落排水施設、災害廃棄物の処理、被災した市町村の臨時庁舎等に係る措置も追加された。

こうした「地方公共団体等に対する特別の財政援助」の対象となる地域として、特定被災地方公共団体が定められ、都道府県については、災害救助法の適用があった県（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県及び長野県）とされた。

また、市町村については、東日本大震災¹³⁵に際し、災害救助法（昭和22年法律第118号）又は被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）が適用¹³⁶された市町村のうち、以下のいずれかに該当する市町村を政令で定めるものとされた¹³⁷。

- ・震度6弱以上
- ・住宅の全壊戸数が一定規模以上¹³⁸
- ・津波予報区内の最大津波観測値が2.4m以上であり、浸水被害が確認されている
- ・公共土木施設の災害復旧事業費、災害廃棄物処理等に係る地元負担額の標準税収入割合が5%超¹³⁹

第二に、社会保険の加入者等についての負担の軽減について、被災者、事業主に対する社会保険料の免除、被災者の医療費窓口負担等の免除、行方不明者の死亡推定による遺族年金等の速やかな支給等の措置を講ずることとした。

第三に、農林漁業者、中小企業者等に対する金融上の支援等について、被災した農業、漁業者及び中小企業者に対する信用保険の保険てん補率の拡充、政策金融の償還期間の延長等を行うこととした。

その他、地方債の発行の特例措置など幅広い特別の措置を講ずることとした。

なお、上記の第二、第三及びその他の措置をあわせた「被災者等に対する特別の助成措置」は、阪神・淡路財特法による59項目に対して、116項目に及んだ。

これらの「被災者等に対する特別の助成措置」の対象地域として、特定被災区域が定められ、当該区域については、東日本大震災に際して災害救助法が適用された市町村及びこれに準ずる区域として被災者生活再建支援法の適用対象地域（全壊世帯数が0のものを除く）のうち、政令で定めるものとされた。

なお、本法律の執行経費を含む平成23年度一般会計補正予算（第1号）が、平成23年4月22日

¹³⁴ 「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律」（平成23年法律第87号）によって、被災者生活再建支援法に係る補助の特例が創設され、最終的には25項目となる。

¹³⁵ 東日本大震災は、「平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害」と定義されているが、対象とする地震には3月12日に発生した長野県北部の地震も含まれる。それぞれの地震の震源の位置、発生メカニズムは異なるものの、東北地方太平洋沖地震に伴い、大きな地殻変動が観測され、概ね東西方向に伸張、南北方向に圧縮するひずみを広範囲に与えており、現在の科学的知見でその関連性については他の地域への地震発生への影響を与える可能性が否定できないため、本法律上は、一連の災害として扱うこととされた。

¹³⁶ 帰宅困難者対応のための災害救助法の適用は除く。

¹³⁷ 特定被災地方公共団体には、特別の財政援助が行われるため、本来は被害額と当該市町村の税収を比較し、負担の大きなものを選定すべきであった。しかし、東日本大震災では、広範囲に甚大な被害が発生しており、地方公共団体ごとの具体的な被害額の把握には相当の期間を要すると考えられた。一方、被災地における応急復旧等のためには、迅速に特別の財政援助を講ずる必要があったことから、特定被災地方公共団体の選定に当たっては、上記のとおり、地元負担額と税収との比較に加えて、災害外形的規模、現時点で把握されている被害等も基準とすることとされた。

¹³⁸ 災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）別表第三に掲げる世帯数（戸数）以上の市町村とされた。当該別表では市町村の区域内の人口規模に応じて住家が滅失した世帯の数が定められている。なお、半壊は2戸をもって全壊1戸とされる。

¹³⁹ 当該基準については、平成23年8月12日に「査定事業費が確定していない段階においては、査定後明らかに該当すると見込まれること（早期局激の指定と同様に基準の2倍で運用。）」が追加された。すなわち、査定事業費の見込額による地元負担額の標準税収入割合が10%超であれば、基準に該当することとされた。

に閣議決定され、同月 28 日に国会提出、同年 5 月 2 日に（参）本会議において全会一致で可決・成立している¹⁴⁰。

(4) その後の法改正等

平成 23 年 7 月 29 日に「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律」（平成 23 年法律第 87 号）が公布・施行され、被災者生活再建支援金補助金について、東日本大震災に限り、既に支給した支援金を含め国の補助率が 50%から 80%に引き上げられる措置が本法律に追加された¹⁴¹。

また、平成 23 年 8 月 12 日に公布・施行された「東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律」（平成 23 年法律第 96 号）によって、原子力発電所事故災害に対処する固定資産税等の課税免除などによる減収額を埋めるため、地方債を起すことができるものとする特例措置等が本法律に追加された¹⁴²。

¹⁴⁰ 東日本大震災からの早期復旧に向け 4 兆 153 億円を計上。内訳としては、災害廃棄物処理事業費 3,519 億円、災害対応公共事業関係費 12,019 億円（道路、港湾、空港施設、水道、下水道等の復旧経費）、施設費災害復旧費等 4,160 億円（学校施設、介護・医療施設、警察・消防施設等の復旧経費）、災害関連融資関係経費 6,407 億円、その他東日本大震災関係経費 8,018 億円等。

¹⁴¹ 補助率を 50%から 80%に引き上げることに伴い、関連予算として、平成 23 年度一般会計補正予算（第 2 号）（平成 23 年 7 月 25 日成立）に被災者生活再建支援金補助金 3,000 億円が計上された。また、地方負担となる残りの 20%についても、同補正予算によって増額される特別交付税で全額を手当てすることとされた。

¹⁴² 本法律制定時から、地方債に係る特例措置等は規定されており（第 9 条等）、平成 23 年法律第 96 号による追加措置はこれらの特例の拡充とみなせるため、「被災者等に対する特別の助成措置」の項目数については、同法による改正後も変更はない。

(5) 措置一覧（平成23年7月29日現在）

① 地方公共団体等に対する特別の財政援助 [24項目（阪神・淡路19項目）]

※ (iii) 公共施設にある公的医療機関と (iv) 民間施設にある民間医療機関はあわせて1項目としてカウントしている。

i. 公共土木関係等 [7項目（阪神・淡路6項目）]

東日本大震災財特法				(参考) 阪神・淡路財特法	
項目	条	現行の原則	財特法特例	現行の原則	財特法特例
水道施設の補助特例	3	1/2 (予算) 【水道法】	8/10~9/10	1/2 (予算) 【水道法】	8/10
工業用水道施設の補助特例	3	45/100 (予算) (激甚指定かつ震度6以上の場合 8/10) 【工業用水道事業法】		45/100 (予算) 【工業用水道事業法】	8/10
改良住宅等の補助特例	3	1/2 (予算) 【住宅地区改良法】		1/2 (予算) 【住宅地区改良法】	8/10
交通安全施設等の補助特例	3	1/2 (法律) 【警察法、交通安全施設等整備事業推進法】		1/2 (法律) 【警察法、交通安全施設等整備事業推進法】	8/10
都市施設の補助特例	3	1/2 (予算) 【都市計画法】		1/2 (予算) 【都市計画法】	8/10
廃棄物処理施設の補助特例	3	1/2 (予算) 【廃掃法】		1/2 (予算) 【廃掃法】	8/10
集落排水施設の補助特例	3	1/2 予算補助 (予算) (激甚指定かつ標税割合10%を超えると 8/10) ※ 施設定義の法律はない		1/2 予算補助 (予算) ※ 施設定義の法律はない	—

ii. 社会福祉施設等関係 [5項目（阪神・淡路4項目）]

東日本大震災財特法				(参考) 阪神・淡路財特法	
項目	条	現行の原則	財特法特例	現行の原則	財特法特例
老人福祉施設等の補助特例	48	1/2 (予算) 【老人福祉法】	2/3	1/2 (予算) 【老人福祉法】※	2/3*
地域包括支援センター・介護老人保健施設の補助特例	48	地域包括支援センター 1/2 (予算) 【介護保険法】 介護老人保健施設 1/3 (予算) 【介護保険法】	2/3 1/2	— 1/3 (予算) 【老人保健法】	—
障害者支援施設等の補助特例	48	1/2 (予算) 【障害者自立支援法】	2/3	1/2 (予算) 【知的障害者福祉法等】	2/3
社会事業授産施設の補助特例	48	1/2 (予算) 【社会福祉法】	2/3	同左	同左
身体障害者社会参加支援施設の補助特例	48	1/2 (予算) 【身体障害者福祉法】	2/3	同左	同左

※ 認知症高齢者グループホーム及び小規模多機能型居宅介護については、阪神淡路財特法施行後に新たに位置付けられた施設類型。

iii. 公共施設 [8項目（阪神・淡路6項目）]

東日本大震災財特法				(参考) 阪神・淡路財特法	
項目	条	現行の原則	財特法特例	現行の原則	財特法特例
警察施設	4	1/2 (法律) 【警察法】	2/3	同左	同左
市町村の仮庁舎等	6	—	2/3	—	—
消防施設	7	1/3 (法律) 【消防施設強化促進法】 1/2 (政令) 【緊急消防援助隊に関する政令】	2/3	同左	同左
保健所	44	1/2 (予算) 【地域保健法】	2/3	—	—
火葬場	45	1/2 (予算) 【葬埋法】	2/3	同左	同左
公的医療機関	46	精神科以外 1/2 (予算) 精神科 1/2 (法律) 【医療法・精神保健福祉法】	2/3	精神科以外 1/2 (予算) 精神科 1/2 (法律) 【医療法・精神保健福祉法】	2/3 (公立病院に限る。)
と畜場	47	1/2 (予算) 【と畜法】	2/3	同左	同左
中央卸売市場	106	4/10 (法律) 【卸売市場法】	2/3	同左	同左

iv. 民間施設 [1項目（阪神・淡路2項目）]

東日本大震災財特法				(参考) 阪神・淡路財特法	
項目	条	現行の原則	財特法特例	現行の原則	財特法特例
民間医療機関 (救急医療等、精神科病院)	46	救急医療等 1/2 (予算) 精神科 1/2 以内 (法律) 【医療法・精神保健福祉法】	1/2	救急医療 — 精神科 1/2 以内 (法律) 【医療法・精神保健福祉法】	1/2 (救急医療は病院に、精神科は指定病院に限る)
商店街振興組合等の共同施設	—	—	—	—	1/2

v. その他インフラ [4項目 (阪神・淡路2項目)]

東日本大震災財特法				(参考) 阪神・淡路財特法	
項目	条	現行の原則	財特法特例	現行の原則	財特法特例
被災者生活再建支援金	5条の2	1/2 (法律) 【被災者生活再建支援法】	8/10	—	—
神戸港埠頭公社の管理する外貿埠頭、フェリー埠頭の岸壁	—	—	—	—	8/10
宮城県フェリー埠頭公社の管理する岸壁等	135	建設、改良に係る無利子貸付 (災害復旧を含まず) 【港湾法】	無利子貸付	建設、改良に係る無利子貸付 (災害復旧を含まず) 【港湾法】	神戸港埠頭公社に対する補助及び無利子貸付
仙台空港の滑走路等	136	80/100 【空港法】	85/100	—	—
仙台空港旅客ターミナルビル	137	—	県に対する無利子貸付	—	—
災害廃棄物処理 (ガレキ処理)	139	1/2 【廃掃法】	1/2～8/10～9/10	1/2 【廃掃法】	—

② 被災者等に対する特別の助成措置 [116項目 (阪神・淡路59項目)]

i. 地方債の特例等 [3項目 (阪神・淡路1項目)]

東日本大震災財特法				(参考) 阪神・淡路財特法	
項目	条	現行の原則	財特法特例	現行の原則	財特法特例
歳入欠かん債及び災害対策債の発行可能年度の特例	8	災害の発生した日の属する年度に限り、歳入欠かん債及び災害対策債を発行可能 【災害対策基本法】	23年度以降も発行可能 (期限は政令で定める) (国が財政融資資金で引受け)	災害の発生した日の属する年度に限り、歳入欠かん債及び災害対策債を発行可能 【災害対策基本法】	6年度及び7年度に発行可能 (1年延長)
地方債の特例	9	—	地方税法改正法等による地方税等の減収額を埋めるための地方債発行を可能とした上で基準財政収入額の算定方法の特例を設ける (国が財政融資資金で引受け)	—	—
基準財政収入額の算定方法の特例	10	—	—	—	—

ii. 農林漁業者、中小企業者等への金融支援 [27項目 (阪神・淡路4項目)]

東日本大震災財特法				(参考) 阪神・淡路財特法	
項目	条	現行の原則	財特法特例	現行の原則	財特法特例
一般会計から漁船再保険及び漁業共済保険特別会計への特例繰入れ	34	—	一般会計から漁船再保険及び漁業共済保険特別会計への特例繰入れ	—	—
漁船再保険及び漁業共済保険特別会計の積立金の特例	35	—	積立金の年度途中での取崩しを可能とする	—	—
日本政策投資銀行の危機対応業務に備えた財務基盤強化	36	政府からの出資、交付国債の交付等は平成24年3月末まで (以降は不可) 【政投銀法】	政府からの出資期間の延長 (3年間) 交付国債の交付・償還・返還期間の延長 (3年間)	—	—
災害援護資金の償還期間の延長等	103	償還期間 10年以内 貸付利率 3% 【災害弔慰金法】	償還期間 13年以内 貸付利率 無利子 (保証人を立てない場合は1.5%)	—	—
中小漁業融資保証保険の填補率引上げ	109	保証保険・融資保険の填補率 7/10 【中小漁業融資保証法】	保証保険・融資保険の填補率 9/10	—	—
農業改良資金の償還期間等の延長	110	償還期間 10年以内 据置期間 3年以内 【農業改良資金融通法】	償還期間 13年以内 据置期間 6年以内	—	—
農業近代化資金の償還期間等の延長	111	償還期間 20年以内 据置期間 7年以内 【農業近代化資金融通法】	償還期間 23年以内 据置期間 10年以内	—	—
農業信用保証保険の填補率引上げ	112	保証保険・融資保険の填補率 7/10 【農業信用保証保険法】	保証保険・融資保険の填補率 9/10	—	—
漁業近代化資金の償還期間等の延長	113	償還期間 20年以内 据置期間 3年以内 【漁業近代化資金融通法】	償還期間 23年以内 据置期間 6年以内	—	—
林業・木材産業改善資金の償還期間等の延長	114	償還期間 10年以内 据置期間 3年以内 【林業・木材産業改善資金助成法】	償還期間 13年以内 据置期間 6年以内	—	—
沿岸漁業改善資金の償還期間等の延長	115	償還期間 10年以内 据置期間 3年以内 【沿岸漁業改善資金助成法】	償還期間 13年以内 据置期間 6年以内	—	—

林業経営基盤強化法に関する資金の償還期間等の延長	116	償還期間 55年以内 据置期間 35年以内 【林業経営基盤強化等促進資金融通等暫定措置法】	償還期間 58年以内 据置期間 38年以内	—	—
担い手育成農地集積資金の償還期間等の延長	117	償還期間 25年以内 据置期間 10年以内 【農業経営基盤強化促進法】	償還期間 28年以内 据置期間 13年以内	—	—
就農支援資金の償還期間等の延長	118	償還期間 12年以内 据置期間 5年以内 【青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法】	償還期間 15年以内 据置期間 8年以内	—	—
林業労働力確保促進法に関する資金の償還期間の延長	119	償還期間 15年以内 【林業労働力確保促進法】	償還期間 18年以内	—	—
持続性の高い農業生産方式導入促進法による資金の償還期間の延長	120	償還期間 12年以内 据置期間 3年以内 【持続性の高い農業生産方式導入促進法】	償還期間 15年以内 据置期間 6年以内	—	—
日本政策金融公庫による農林漁業者等に対する貸付の償還期間等の延長	121	償還期間 15-35年 据置期間 3-30年 【日本政策金融公庫法】	償還期間・据置期間を各々3年間延長	—	—
中小企業者と農林漁業者との連携促進法による資金の償還期間等の延長	122	償還期間 12年以内 据置期間 5年以内 【中小企業者と農林漁業者との連携促進法】	償還期間 15年以内 据置期間 8年以内	—	—
農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用促進法による資金の償還期間等の延長	123	償還期間 12年以内 据置期間 3年以内 【農林漁業有機物資源のバイオ燃料原材料としての利用促進法】	償還期間 15年以内 据置期間 6年以内	—	—
米穀の新用途への利用促進法による資金の償還期間等の延長	124	償還期間 12年以内 据置期間 3年以内 【米穀の新用途への利用促進法】	償還期間 15年以内 据置期間 6年以内	—	—
公共建築物等における木材の利用促進法による資金の償還期間の延長	125	償還期間 12年以内 【公共建築物等における木材の利用促進法】	償還期間 15年以内	—	—
地域資源活用による新事業創出及び地域の農林水産物の利用促進法による資金の償還期間等の延長	126	償還期間 12年以内 据置期間 5年以内 【地域資源活用による新産業創出及び地域農林水産物利用促進法】	償還期間 15年以内 据置期間 8年以内	—	—
中小企業信用保険法の特例	128	保険価額限度 普通：2億 無担保：8千万 小口：1,250万 填補率 普通：7割 無担保：8割 小口：8割 【中小企業信用保険法】	保険価額限度 普通：2億 無担保：8千万 小口：1,250万 (一般保証とは別枠) 填補率 普通、無担保、小口とも9割	保険価額限度 無担保：2千万 小口：5百万 填補率 無担保、小口とも8割 【中小企業信用保険法】	保険価額限度 無担保：1千万 小口：1千万 (一般保証とは別枠) 填補率 無担保、小口とも9割
小企業設備導入資金助成法による資金の償還期間延長	129	償還期間 7年以内 【小企業設備資金助成法】	償還期間 9年以内	償還期間 5年以内 【中小企業近代化資金助成法】	償還期間 7年以内
中小企業基盤整備機構の行う工場整備事業等	130 ~132	—	工場、事業場、周辺施設の整備、貸与	—	—
商工中金による中小企業者に対する貸付の特例	—	—	—	—	当初3年は年利3% 5年を限度に国の利子補給
商工中金の危機対応業務に備えた政府出資の期限延長	133	商工中金の危機対応業務への政府出資の期限：23年度末まで 【商工中金法】	商工中金の危機対応業務への政府出資の期限：26年度末まで	—	—
住宅金融支援機構による融資（宅地被害）	138	災害復興住宅融資 災害により滅失・損傷した住宅の復旧に必要な資金を融資 【住宅金融支援機構法】	宅地のみ被害を対象とする融資の追加	災害復興住宅貸付 据置期間3年 受付期間2年 【住宅金融公庫法】	災害復興住宅貸付 阪神淡路を対象に追加据置期間5年 受付期間を一定の場合延長 災害復興宅地貸付制度の創設

iii. 社会保険関係 [86項目 (阪神・淡路54項目)]

東日本大震災財特法				(参考) 阪神・淡路財特法	
項目	条	現行の原則	財特法特例	現行の原則	財特法特例
恩給法の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用の特例	11	行方不明者の遺族に対する死亡を支給事由とする給付等は1年後	行方不明者の生死が3月間不明の場合、死亡を支給事由とする給付の支給規定の適用に当たっては、死亡したものと推定	—	—
一般職の職員の給与に関する法律の適用の特例	12	行方不明職員に対する給与の精算は1年後	退職手当が支給される場合3月間不明で死亡と推定	—	—
国家公務員災害補償法の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用の特例	13	行方不明者の遺族に対する死亡を支給事由とする給付等は1年後	行方不明者の生死が3月間不明の場合、死亡を支給事由とする給付の支給規定の適用に当たっては、死亡したものと推定	—	—
国家公務員退職手当法の適用の特例	14	行方不明者の遺族に対する死亡を支給事由とする給付等は1年後	特別支給の退職共済年金受給者について、受給者本人からの請求がなくとも支給可能とする	—	—
地共済法の退職共済年金の決定の特例	15	年金の受給権は受給者本人からの請求が必要	—	—	—
地共済法の療養の給付に係る一部負担金の支払い免除の特例	—	一定の場合は支払いの免除が可能	—	—	一部負担金の支払い免除
地共済法の入院時食事療養費の額の特例	16	入院時食事療養費について自己負担分を控除して支給	自己負担を免除し全額支給	同左	同左
地共済法の入院時生活療養費の額の特例	17	入院時生活療養費について自己負担分を控除して支給		—	—
地共済法の保険外併用療養費の額の特例	18	保険外併用療養費について自己負担分を控除して支給		同左	同左
地共済法の療養費の額の特例	19	療養費について自己負担分を控除して支給		同左	同左
地共済法の訪問看護療養費についての特例	—	一定の場合は訪問看護療養費を全額支給	—	一部控除した額を支給	看護療養費を全額支給
地共済法の家族療養費の額の特例	20	家族療養費について自己負担分を控除して支給	自己負担を免除し全額支給	同左	同左
地共済法の家族訪問看護療養費についての特例	—	一定の場合は家族訪問看護療養費を全額支給	—	一部控除した額を支給	看護療養費を全額支給
地共済法の死亡に係る給付の特例	21	行方不明者の遺族に対する死亡を支給事由とする給付等は1年後	行方不明者の生死が3月間不明の場合、死亡を支給事由とする給付の支給規定の適用に当たっては、死亡したものと推定	—	—
地共済法の長期給付等に関する施行法の死亡に係る給付の特例	22	行方不明者の遺族に対する死亡を支給事由とする給付等は1年後		—	—
地方公務員災害補償法の死亡に係る給付の特例	23	行方不明者の遺族に対する死亡を支給事由とする給付等は1年後		—	—
旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の死亡に係る給付の特例	25	行方不明者の遺族に対する死亡を支給事由とする給付等は1年後		—	—
国共済法の退職共済年金の決定の特例	26	年金の受給権は受給者本人からの請求が必要	特別支給の退職共済年金受給者について、受給者本人からの請求がなくとも支給可能とする	—	—
国共済法の療養の給付に係る一部負担金の支払い免除の特例	—	一定の場合は支払いの免除が可能	—	—	一部負担金の支払い免除
国共済法の入院時食事療養費の額の特例	27	入院時食事療養費について自己負担分を控除して支給	自己負担を免除し全額支給	同左	同左
国共済法の入院時生活療養費の額の特例	28	入院時生活療養費について自己負担分を控除して支給		—	—
国共済法の保険外併用療養費の額の特例	29	保険外併用療養費について自己負担分を控除して支給		同左	同左
国共済法の療養費の額の特例	30	療養費について自己負担分を控除して支給		同左	同左
国共済法の訪問看護療養費についての特例	—	一定の場合は訪問看護療養費を全額支給	—	一部控除した額を支給	看護療養費を全額支給
国共済法の家族療養費の額の特例	31	家族療養費について自己負担分を控除して支給	自己負担を免除し全額支給	同左	同左

国共済法の家族訪問看護療養費についての特例	—	一定の場合は家族訪問看護療養費を全額支給	—	一部控除した額を支給	看護療養額を全額支給
国共済法の死亡に係る給付の特例	32	行方不明者の遺族に対する死亡を支給事由とする給付等は1年後	行方不明者の生死が3月間不明の場合、死亡を支給事由とする給付の支給規定の適用に当たっては、死亡したものと推定	—	—
国共済法の長期給付に関する施行法の死亡に係る給付の特例	33	行方不明者の遺族に対する死亡を支給事由とする給付等は1年後	同上	—	—
私学共済法の標準給与の改定の特例	38	標準給与は、給与の高低が生じた月から3か月後の月から改定	給与に著しく高低が生じた月からの改定を可能とする	同左	同左
国共済法の退職共済年金の決定の特例に関する規定の準用	39	年金の受給権は受給者本人からの請求が必要	特別支給の退職共済年金受給者について、受給者本人からの請求がなくとも支給可能とする	—	—
国共済法の入院時食事療養費の額の特例等に関する規定の準用	40	入院時食事療養費等について自己負担分を控除して支給	自己負担を免除し全額支給	同左	同左
国共済法の死亡に係る給付の特例に関する規定の準用	41	行方不明者の遺族に対する死亡を給付事由とする給付等は1年後	行方不明者の生死が3月間不明の場合、死亡を支給事由とする給付の支給規定の適用に当たっては、死亡したものと推定	—	—
私学共済法の掛金の免除の特例	42	—	災害地域における私立学校において、教職員に対する給与の支払いに著しい支障が生じている場合、私学共済の掛金（介護保険の第二号保険料を含む）の免除ができることとする。	同左	同左
健康保険の標準報酬月額の特例等	49	標準報酬額は、報酬に著しく高低が生じた月から3か月後の月から改定	報酬に著しく高低が生じた月からの改定を可能とする	同左	同左
健康保険の一部負担金の支払いの免除	—	一定の場合は支払いの免除が可能	—	—	一部負担金の支払い免除
健康保険の入院時食事療養費の額の特例	50	入院時食事療養費について自己負担分を控除して支給	自己負担を免除し全額支給	同左	同左
健康保険の入院時生活療養費の額の特例	51	入院時生活療養費について自己負担分を控除して支給		—	—
健康保険の保険外併用療養費の額の特例	52	保険外併用療養費について自己負担分を控除して支給		同左	同左
健康保険の療養費の額の特例	53	療養費について自己負担分を控除して支給		同左	同左
健康保険の訪問看護療養費についての特例	—	一定の場合は訪問看護療養費を全額支給	—	一部控除した額を支給	看護療養額を全額支給
健康保険の家族療養費の額の特例	54	家族療養費について自己負担分を控除して支給	自己負担を免除し全額支給	同左	同左
健康保険の家族訪問看護療養費についての特例	—	一定の場合は家族訪問看護療養費を全額支給	—	一部控除した額を支給	看護療養額を全額支給
健康保険の日雇特例被保険者に係る特例	55	—	第50条～第54条の規定について、日雇特例被保険者に準用する。	同左	同左
健康保険の特別療養費の額の特例	56	特別療養費について自己負担分を控除して支給	自己負担を免除し全額支給	同左	同左
健康保険の保険料の免除の特例	57	—	災害地域における事業所において、当該事業所の被保険者に対する賃金の支払いに著しい支障が生じている場合、健康保険の保険料（介護保険の第二号保険料を含む）の免除ができることとする。	同左	同左
健康保険における国庫補助の特例	58	—	全国健康保険協会の特例措置に伴う給付費の増加分に対して、予算の範囲内で国庫補助を行う。	—	—
船員保険の標準報酬月額の特例等	59	標準報酬額は、報酬に著しく高低が生じた月から1か月後の月から改定	報酬に著しく高低が生じた月からの改定を可能とする	同左	同左

船員保険法等の死亡に係る給付の特例	60	行方不明者の遺族に対する死亡を支給事由とする給付等は1年後	行方不明者の生死が3月間不明の場合、死亡を支給事由とする給付の支給規定の適用に当たっては、死亡したものと推定	—	—
船員保険の一部負担金の支払いの免除	—	一定の場合は支払いの免除が可能	—	—	一部負担金の支払い免除
船員保険の入院時食事療養費の額の特例	61	入院時食事療養費について自己負担分を控除して支給	自己負担を免除し全額支給	同左	同左
船員保険の入院時生活療養費の額の特例	62	入院時生活療養費について自己負担分を控除して支給		—	—
船員保険の保険外併用療養費の額の特例	63	保険外併用療養費について自己負担分を控除して支給		同左	同左
船員保険の療養費の額の特例	64	療養費について自己負担分を控除して支給		同左	同左
船員保険の訪問看護療養費についての特例	—	一定の場合は訪問看護療養費を全額支給	—	一部控除した額を支給	看護療養額を全額支給
船員保険の家族療養費の額の特例	65	家族療養費について自己負担分を控除して支給	自己負担を免除し全額支給	同左	同左
船員保険の家族訪問看護療養費についての特例	—	一定の場合は家族訪問看護療養費を全額支給	—	一部控除した額を支給	看護療養額を全額支給
船員保険の保険料の免除の特例	66	—	災害地域における事業所において、当該事業所の被保険者に対する賃金の支払いに著しい支障が生じている場合、船員保険の保険料（介護保険の第二号保険料を含む）の免除ができることとする。	同左	同左
船員保険の失業保険金支給の特例	—	雇用保険制度において一定の場合はみなし失業による失業給付を支給	—	—	みなし失業による失業保険金の支給
国民健康保険の入院時食事療養費の額の特例	67	入院時食事療養費について自己負担分を控除して支給	自己負担を免除し全額支給	同左	同左
国民健康保険の入院時生活療養費の額の特例	68	入院時生活療養費について自己負担分を控除して支給		—	—
国民健康保険の保険外併用療養費の額の特例	69	保険外併用療養費について自己負担分を控除して支給		同左	同左
国民健康保険の療養費の額の特例	70	療養費について自己負担分を控除して支給		同左	同左
国民健康保険の特別療養費の額の特例	71	特別療養費について自己負担分を控除して支給		同左	同左
国民健康保険における国の負担等の特例	72	—		市町村の特例措置に伴う給付費の増加分に対し予算の範囲内で国庫補助を行う。	—
後期高齢者医療の入院時食事療養費の額の特例	73	入院時食事療養費について自己負担分を控除して支給	自己負担を免除し全額支給	同左	同左
後期高齢者医療の入院時生活療養費の額の特例	74	入院時生活療養費について自己負担分を控除して支給		—	—
後期高齢者医療の保険外併用療養費の額の特例	75	保険外併用療養費について自己負担分を控除して支給		同左	同左
後期高齢者医療の療養費の額の特例	76	療養費について自己負担分を控除して支給		—	—
後期高齢者医療の特別療養費の額の特例	77	特別療養費について自己負担分を控除して支給		同左	同左
後期高齢者医療における国の負担等の特例	78	—		後期高齢者医療広域連合の特例措置に伴う給付費の増加分に対し予算の範囲内で国庫補助を行う。	—
老人保健の訪問看護療養費についての特例	—	後期高齢者医療において、一定の場合は訪問看護療養費を全額支給	—	一部控除した額を支給	看護療養額を全額支給
労働者災害補償保険法の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用の特例	79	行方不明者の遺族に対する死亡を支給事由とする給付等は1年後	行方不明者の生死が3月間不明の場合、死亡を支給事由とする給付の支給規定の適用に当たっては、死亡したものと推定	—	—
中小企業退職金共済法の死亡に係る退職金の支給に関する規定の適用の特例	80	行方不明者の遺族に対する退職金の支給は1年後	—	—	—

労働保険の保険料の免除の特例	81	—	災害地域における事業所において、労働者に対する賃金の支払に著しい支障が生じている等の場合、労働保険料の免除ができることとする。	—	—
雇用保険の基本手当の給付日数の延長の特例	82	解雇等離職者の基本手当の給付日数を、原則60日延長する。	更に60日分の個別延長給付を支給する(最大120日)。	—	—
石綿による健康被害の救済に関する法律の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用の特例	83	行方不明者の遺族に対する死亡を支給事由とする給付等は1年後	行方不明者の生死が3月間不明の場合、死亡を支給事由とする給付の支給規定の適用に当たっては、死亡したものと推定	—	—
石綿による健康被害の救済のため支給される給付等に充てる一般拠出金の免除の特例	84	—	災害地域における事業所において、労働者に対する賃金の支払に著しい支障が生じている等の場合、一般拠出金の免除ができることとする。	—	—
障害児施設給付費の支給に要する費用に係る国の負担の特例	85	都道府県等が支弁する障害児施設給付費の支給に要する費用について、国及び都道府県等がそれぞれ負担する。	都道府県等の災害減免の適用に伴う障害児施設給付費の支給に要する費用の増加分について国庫補助する。	—	—
指定知的障害児施設等における食費及び居住費に関する補助	86	指定知的障害児施設等における食費及び居住費について自己負担	都道府県等は指定知的障害児施設等における食費及び居住費を減免することとし、その費用の額に相当する額を国が補助する。	—	—
介護給付費等の支給に要する費用に係る国の負担等の特例	87	市町村が支弁する介護給付費等の支給に要する費用について、国、都道府県、市町村がそれぞれ負担する。	市町村の災害減免の適用に伴う介護給付費等の支給に要する費用の増加分について国庫補助する。	—	—
指定障害者支援施設等における食費及び居住費に関する補助	88	指定障害者支援施設等における食費及び居住費について自己負担	市町村は指定障害者支援施設等における食費及び居住費を減免することとし、その費用の額に相当する額を国が補助する。	—	—
介護給付及び予防給付に要する費用に係る国の負担等の特例	89	介護給付及び予防給付に要する額については、国、都道府県、市町村、第1、2号被保険者がそれぞれ負担する。	市町村の特例措置に伴う給付費の増加分について国庫補助を行う。	—	—
介護保険施設等における食費及び居住費等に関する補助	90	介護保険施設等における食費及び居住費等に関する費用について自己負担。	介護保険施設等における食費及び居住費等の減免分について国庫補助を行う。	—	—
特定介護予防サービス事業者における食費及び滞滞在費に関する補助	91	特定介護予防サービス事業者における食費及び滞滞在費について自己負担。	特定介護予防サービス事業者における食費及び滞滞在費の減免分について国庫補助を行う。	—	—
特定介護老人福祉施設等における食費及び居住費に関する補助	92	特定介護老人福祉施設等における食費及び居住費について自己負担。	特定介護老人福祉施設等における食費及び居住費の減免分について国庫補助を行う。	—	—
戦傷病者戦没者遺族等援護法の死亡に係る遺族年金等の支給に関する規定の特例	93	行方不明者の遺族に対する死亡を支給事由とする給付等は1年後	行方不明者の生死が3月間不明の場合、遺族年金等の支給規定の適用に当たっては、死亡したものと推定	—	—
厚生年金保険の標準報酬月額の設定の特例	94	標準報酬月額は、報酬の高低が生じた月から3か月後の月から改定	報酬の著しい高低があった月から標準給与を改定できることとする。	同左	同左
厚生年金保険の保険料の免除の特例	95	各被保険者の標準報酬月額16.058%を保険料として規定し、その納付義務を事業主に課している。	災害地域における事業所において、当該事業所の被保険者に対する賃金の支払いに著しい支障が生じている場合、厚生年金保険料の免除ができることとする。	同左	同左
老齢厚生年金の裁定の特例	96	老齢厚生年金の支給については、受給者本人からの請求に基づいて厚生労働大臣が裁定する。	特別支給の老齢厚生年金受給者について、受給者本人からの請求がなくとも支給可能とする	—	—

厚生年金保険法の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用の特例	97	行方不明者の遺族に対する死亡を支給事由とする給付等は1年後	行方不明者の生死が3月間不明の場合、死亡を支給事由とする給付の支給規定の適用に当たっては、死亡したものと推定	—	—
老齢基礎年金の裁定の特例	98	老齢基礎年金の支給については、受給者本人からの請求に基づいて厚生労働大臣が裁定する。	特別支給の老齢厚生年金受給者等について、受給者本人からの請求がなくとも支給可能とする	—	—
国民年金法の死亡に係る給付の支給に関する規定の適用の特例	99	行方不明者の遺族に対する死亡を支給事由とする給付等は1年後	行方不明者の生死が3月間不明の場合、死亡を支給事由とする給付の支給規定の適用に当たっては、死亡したものと推定	—	—
確定給付企業年金法の遺族給付金の支給に関する規定の適用の特例	100	行方不明者の遺族に対する死亡を支給事由とする給付等は1年後		—	—
確定拠出年金法の死亡一時金の支給に関する規定の適用の特例	101	行方不明者の遺族に対する死亡を支給事由とする給付等は1年後		—	—
子ども手当の拠出金の免除の特例	102	事業所等は平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律により適用される児童手当法に基づく拠出金の納付義務がある。	厚生年金保険料等が免除された場合、拠出金の納付義務を免除する。	同左	同左
農林漁業団体共済組合の標準給与の改定の特例	—	—	—	標準給与の改定は4か月後になる	標準給与を当月から改訂できる
農林漁業団体共済組合の掛金免除の特例	—	—	—	—	被災団体の掛金免除
農林漁業団体共済の死亡に係る給付の特例	107	行方不明者の遺族に対する死亡を支給事由とする給付等は1年後	行方不明者の生死が3月間不明の場合、死亡を支給事由とする給付の支給規定の適用に当たっては、死亡したものと推定	—	—
農業者年金の保険料の免除等の特例等	108	農業者年金の被保険者は毎月保険料を納付しなければならない。	被保険者からの申し出に応じて、保険料を免除する。行方不明者の生死が3月間不明の場合、死亡一時金の支給規定の適用に当たっては、死亡したものと推定	同左	同左
農業者年金の経営委譲年金の額の特例	—	—	—	—	保険料のみなし納付
雇用保険法による雇用安定事業等の特例	—	—	—	—	内定者についても雇用安定事業を適用可能
公害健康被害の補償等に関する法律の死亡に係る給付の特例	140	行方不明者の遺族に対する死亡を支給事由とする給付等は1年後	行方不明者の生死が3月間不明の場合、死亡を支給事由とする給付の支給規定の適用に当たっては、死亡したものと推定	—	—
防衛省の職員の給与等に関する法律の適用の特例	141	行方不明職員に対する給与の精算は1年後	退職手当が支給される場合、3月間不明で死亡と推定	—	—
自衛官に対する入院時食事療養費等の額についての特例	142	食事療養標準負担額等を自己負担	食事療養標準負担額等の免除	—	—

(6) 特定被災地方公共団体及び特定被災区域一覧（平成24年2月22日現在）

① 特定被災地方公共団体（9県、178市町村）

（都道府県）

青森県 岩手県 宮城県 福島県 茨城県 栃木県 千葉県 新潟県 長野県

（市町村）

北海道：茅部郡鹿部町** 二海郡八雲町** 広尾郡広尾町* 厚岸郡浜中町*

青森県：八戸市 三沢市 上北郡おいらせ町 三戸郡階上町

岩手県：宮古市 大船渡市 花巻市 北上市* 久慈市 遠野市 一関市 陸前高田市 釜石市

奥州市 岩手郡滝沢村 紫波郡矢巾町 西磐井郡平泉町* 気仙郡住田町 上閉伊郡大

樋町 下閉伊郡山田町 同郡岩泉町 同郡田野畑村 同郡普代村 九戸郡野田村 同郡洋野町

宮城県：仙台市 石巻市 塩竈市 気仙沼市 白石市 名取市 角田市 多賀城市 岩沼市 登米市 栗原市 東松島市 大崎市 刈田郡蔵王町 同郡七ヶ宿町* 柴田郡大河原町 同郡村田町 同郡柴田町 同郡川崎町 伊具郡丸森町* 亙理郡亙理町 同郡山元町 宮城郡松島町 同郡七ヶ浜町 同郡利府町 黒川郡大和町 同郡大郷町 同郡富谷町 同郡大衡村 加美郡色麻町** 同郡加美町** 遠田郡涌谷町 同郡美里町 牡鹿郡女川町 本吉郡南三陸町

福島県：福島市 郡山市 いわき市 白河市 須賀川市 相馬市 二本松市 田村市 南相馬市 伊達市 本宮市* 伊達郡桑折町 同郡国見町 同郡川俣町 安達郡大玉村* 岩瀬郡鏡石町 同郡天栄村 耶麻郡猪苗代町 河沼郡湯川村* 西白河郡西郷村 同郡泉崎村 同郡中島村 同郡矢吹町 東白川郡棚倉町 同郡矢祭町** 同郡塙町** 同郡鮫川村* 石川郡玉川村 同郡浅川町 同郡古殿町 田村郡三春町* 同郡小野町 双葉郡広野町 同郡檜葉町 同郡富岡町 同郡川内村 同郡大熊町 同郡双葉町 同郡浪江町 同郡葛尾村 相馬郡新地町 同郡飯舘村

茨城県：水戸市 日立市 土浦市 石岡市 結城市** 下妻市* 常総市 常陸太田市 高萩市 北茨城市 笠間市 取手市 牛久市** つくば市 ひたちなか市 鹿嶋市 潮来市 常陸大宮市 那珂市 筑西市 坂東市* 稲敷市 かすみがうら市 桜川市 神栖市 行方市 鉾田市 つくばみらい市 小美玉市 東茨城郡茨城町 同郡大洗町 同郡城里町 那珂郡東海村 稲敷郡美浦村 同郡河内町* 北相馬郡利根町

栃木県：宇都宮市 真岡市 大田原市 矢板市 那須塩原市 那須烏山市 芳賀郡益子町 同郡市貝町 同郡芳賀町 塩谷郡高根沢町 那須郡那須町 同郡那珂川町

埼玉県：久喜市**

千葉県：千葉市 銚子市 船橋市** 成田市 佐倉市* 旭市 習志野市 我孫子市 浦安市 印西市 匝瑳市* 香取市 山武市 印旛郡栄町* 香取郡神崎町* 山武郡大網白里町* 同郡九十九里町 同郡横芝光町 長生郡白子町*

新潟県：十日町市 中魚沼郡津南町

長野県：下高井郡野沢温泉村** 下水内郡栄村

② 特定被災区域 (222 市町村)

青森県：八戸市 三沢市 上北郡おいらせ町 三戸郡階上町

岩手県：盛岡市 宮古市 大船渡市 花巻市 北上市 久慈市 遠野市 一関市 陸前高田市 釜石市 二戸市 八幡平市 奥州市 岩手郡雫石町 同郡葛巻町 同郡岩手町 同郡滝沢村 紫波郡紫波町 同郡矢巾町 和賀郡西和賀町 胆沢郡金ヶ崎町 西磐井郡平泉町 気仙郡住田町 上閉伊郡大槌町 下閉伊郡山田町 同郡岩泉町 同郡田野畑村 同郡普代村 九戸郡軽米町 同郡野田村 同郡九戸村 同郡洋野町 二戸郡一戸町

宮城県：仙台市 石巻市 塩竈市 気仙沼市 白石市 名取市 角田市 多賀城市 岩沼市 登米市 栗原市 東松島市 大崎市 刈田郡蔵王町 同郡七ヶ宿町 柴田郡大河原町 同郡村田町 同郡柴田町 同郡川崎町 伊具郡丸森町 亙理郡亙理町 同郡山元町 宮城郡松島町 同郡七ヶ浜町 同郡利府町 黒川郡大和町 同郡大郷町 同郡富谷町 同郡大衡村 加美郡色麻町 同郡加美町 遠田郡涌谷町 同郡美里町 牡鹿郡女川町 本吉郡南三陸町

福島県：福島市 会津若松市 郡山市 いわき市 白河市 須賀川市 喜多方市 相馬市 二本

松市 田村市 南相馬市 伊達市 本宮市 伊達郡桑折町 同郡国見町 同郡川俣町
 安達郡大玉村 岩瀬郡鏡石町 同郡天栄村 南会津郡下郷町 同郡檜枝岐村 同郡只見
 町 同郡南会津町 耶麻郡北塩原村 同郡西会津町 同郡磐梯町 同郡猪苗代町 河沼
 郡会津坂下町 同郡湯川村 同郡柳津町 大沼郡三島町 同郡金山町 同郡昭和村 同
 郡会津美里町 西白河郡西郷村 同郡泉崎村 同郡中島村 同郡矢吹町 東白川郡棚倉
 町 同郡矢祭町 同郡塙町 同郡鮫川村 石川郡石川町 同郡玉川村 同郡平田村 同
 郡浅川町 同郡古殿町 田村郡三春町 同郡小野町 双葉郡広野町 同郡檜葉町 同郡
 富岡町 同郡川内村 同郡大熊町 同郡双葉町 同郡浪江町 同郡葛尾村 相馬郡新地
 町 同郡飯館村

茨城県：水戸市 日立市 土浦市 古河市 石岡市 結城市 龍ヶ崎市 下妻市 常総市 常陸
 太田市 高萩市 北茨城市 笠間市 取手市 牛久市 つくば市 ひたちなか市 鹿嶋
 市 潮来市 常陸大宮市 那珂市 筑西市 坂東市* 稲敷市 かすみがうら市 桜川
 市 神栖市 行方市 鉾田市 つくばみらい市 小美玉市 東茨城郡茨城町 同郡大洗
 町 同郡城里町 那珂郡東海村 久慈郡大子町 稲敷郡美浦村 同郡阿見町 同郡河内
 町 北相馬郡利根町

栃木県：宇都宮市 足利市 佐野市* 小山市 真岡市 大田原市 矢板市 那須塩原市 さく
 ら市 那須烏山市 芳賀郡益子町 同郡茂木町 同郡市貝町 同郡芳賀町 塩谷郡高根
 沢町 那須郡那須町 同郡那珂川町

埼玉県：久喜市*

千葉県：千葉市 銚子市 市川市 船橋市 松戸市 野田市** 成田市 佐倉市 東金市 柏市
 ** 旭市 習志野市 八千代市 我孫子市 浦安市 印西市 富里市 匝瑳市* 香取
 市 山武市 印旛郡酒々井町 同郡栄町 香取郡神崎町* 同郡多古町 同郡東庄町
 山武郡大網白里町* 同郡九十九里町 同郡横芝光町 長生郡白子町*

新潟県：十日町市 上越市 中魚沼郡津南町

長野県：下水内郡栄村

市町村のうち、*は平成23年8月17日追加、**は平成24年2月22日追加。なお、岩手県東磐
 井郡藤沢町は、平成23年9月26日に岩手県一関市と合併したため、一関市に含まれている。

17. 地方税法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 30 号）

2章4節3. で記載。

18. 東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 96 号）

2章4節3. で記載。

19. 東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律（平成23年法律第64号）

(1) 立案経緯・制定趣旨

東日本大震災では地震に加え、前例のない大規模な津波が発生したため、家財が損壊するに留まらず、全く別の場所に流されるという事態が生じ、多くの被災者の方が一般旅券を紛失し、更には紛失した自らの旅券を探すことさえできない状況が生じた。

こうした状況に対処するため、①東日本大震災により一般旅券を失った被災者に追加的な経済的負担を負わせることなく東日本大震災前の（一定の有効期間が残った一般旅券を有するという）原状を回復し、もって被災者の生活再建及び地域産業・経済の復興に寄与すること、②また、被災者に紛失届の提出（失効手続）を行うインセンティブを与え、地震時点で被災者が有していた旅券を早急に失効させることにより旅券秩序を回復すること、を目的として、当該旅券の紛失届を提出した被災者に対し、国の手数料¹⁴³を徴収することなく、当該旅券の有効期限までの一般旅券である「震災特例旅券」を発給することを可能とする「東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律」が制定されることとなった。

(2) 国会審議及び公布・施行経緯

本法律案は、平成23年5月13日に閣議決定、国会に提出された。同年5月25日に（衆）外務委員会において全会一致で可決、翌26日に（衆）本会議において全会一致で可決され、同年5月31日に（参）外交防衛委員会において全会一致で可決、翌6月1日に（参）本会議において全会一致で可決・成立した。

本法律は、平成23年6月8日に公布、関係政省令とともに同日から施行された。

(3) 法概要・措置内容

東日本大震災により居住する住宅等が全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる損害を受け、地震発生時に有効であった一般旅券を紛失等した被災者が、当該旅券の紛失届を提出するとともに、本法律案の施行日（平成23年6月8日）から平成25年3月31日までの間に申請を行った場合には、外務大臣は、当該被災者が平成23年3月11日時点で有していた一般旅券（以下「紛失旅券」という。）の有効期限までを有効期間とする震災特例旅券（有効期間は、月を単位とする5年以内の期間であってその満了の日が紛失旅券の有効期間満了の日以前の日であるものとする。）を手数料（国への納付分）なしで発行することができることとされた。

また、上記特例により発行された有効期間5年の震災特例旅券の有効期限が被災者の紛失旅券の有効期限より1か月以上前である場合には、外務大臣は、当該被災者の申請に応じ、再度紛失旅券の有効期限までを有効期間とする震災特例旅券（有効期間は、月を単位とする5年以内の期間であってその満了の日が紛失旅券の有効期間満了の日以前の日であるものとする。）を手数料（国への納付分）なしで発行することができることとされた¹⁴⁴。

¹⁴³ 当時の旅券法（昭和26年法律第267号）における一般旅券の発給に係る手数料（国への納付分）は、20年旅券が1万4千円、5年旅券が9千円（12歳未満の者は4千円）、それ以外の旅券が4千円。

¹⁴⁴ 外務省及び都道府県が有する一般旅券作成システム上、5年を超え、かつ、10年未満の有効期間の旅券を作成することができないことから、まずは有効期間5年の震災特例旅券を発給した上で、当該震災特例旅券の有効期間満了

なお、震災特例旅券の交付に係る事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務とされ、震災特例旅券の発行に関する事務の一部¹⁴⁵は都道府県知事が行うことができることとされた。

(4) 適用実績

震災特例旅券の発行実績は、1回目の発行数が1,952件、2件目の発行数が246件であった¹⁴⁶。

(5) その後の法改正等

当該法律については、東日本大震災から10年が経過した令和3年3月11日以降、震災特例旅券の発給の申請が行われることが想定されなくなったことから、東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律を廃止する法律（令和4年法律第34号）により、廃止された。

の際に残りの5年を超える部分を有効期間とする震災特例旅券を再度発給することとされた。

¹⁴⁵ 都道府県が処理する事務の内容については、東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律施行令（平成23年政令第165号）第2条第1項において、震災特例旅券の作成（旅券法第7条の規定による電磁的方法による記録を含む。）の事務とされている。

¹⁴⁶ いずれも外務省調べ。

20. 東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律（平成23年法律第102号）ほか

(1) 立案経緯・制定趣旨

平成11年4月から平成17年3月末までに合併申請を行い、平成18年3月末までに合併した市町村（以下「合併市町村」という。）においては、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「旧合併特例法」という。）に基づき、合併年度及びこれに続く10年度に限り、市町村建設計画¹⁴⁷に盛り込まれた事業について、合併特例債¹⁴⁸を充当することができることとされてきた。

しかし、東日本大震災発生により、被災地域の内外を問わず、合併市町村における市町村建設計画に基づく合併特例事業の推進にも大きな影響が生じた。すなわち、被災地域の合併市町村にあつては、大規模な財政支出を伴う復旧・復興事業を優先させる必要があるため、従来予定していた市町村建設計画に基づく事業の中止や延期をせざるを得ない状況が生じ、大震災による直接の被害を受けなかった合併市町村にあつても、例えば、沿岸部の合併市町村では、津波被害の状況等を踏まえ、市町村建設計画に位置付けられていた公的施設の立地・構造等の見直しや防災施設、市町村内の連絡道路等の充実強化など新たな対応を図る必要が生じ、市町村建設計画の変更を余儀なくされる事態が生ずることも想定された。

このような中で、被災市町村においては、例えば、平成13年度に合併した岩手県大船渡市や茨城県潮来市が、平成23年度末に合併特例債の発行期限を迎えることとなっていた。

こうしたことから、被災団体をはじめとする関係地方公共団体等から、合併特例債の発行可能期間の延長が強く要請され、政府においても実態調査が行われるとともに、自民党において、東日本大震災による被害を受けた合併市町村に限り、合併特例債の発行可能期間を5年度間延長する案が取りまとめられ、平成23年7月26日の総務部会において了承された。これを受け、民主党においては、平成23年8月10日の総務部門会議において、自民党案への対応が協議され、「合併特例債の発行可能期間の延長に関する提言」¹⁴⁹がまとめられるとともに、緊急の特例措置として、自民党案の内容に沿った法案を（衆）総務委員会提出法律案として提出することが了承された。

このような経緯を経て、平成23年度においてなお合併特例債を発行することができる合併市町村であつて、特定被災区域¹⁵⁰をその区域とするものが合併特例債を発行することができる期間を5年度間延長することを内容とする「東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律」（以下、この20において「合併特例債法」という。）が制定された。

(2) 国会審議及び公布・施行経緯

本法律案は、平成23年8月11日に（衆）総務委員会において、民主党・無所属クラブ、自由民主党・無所属の会及び公明党の三派共同提案として起草、全会一致により委員会提出法律案とする

¹⁴⁷ 旧合併特例法第5条に基づき、合併協議会が作成する合併市町村の建設に関する基本的な計画をいう。

¹⁴⁸ 合併市町村が市町村建設計画に基づいて行う事業に充当することができる地方債。なお、旧合併特例法第11条の2第1項の規定により、地方財政法（昭和23年法律第109号）第5条各号に規定する経費に該当しないものについても、合併特例債をもってその財源とすることができる。

¹⁴⁹ 同提言では、政府に対し、合併特例債の発行可能期間の延長について、①対象自治体は全ての合併市町村とすること、②延長期間は、被災団体について10年程度、被災地以外の地方公共団体について少なくとも数年程度とすることなどの内容の法改正を行うことが求められていた。

¹⁵⁰ 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第3項に規定する特定被災区域をいう。

こととされ、同日に（衆）本会議において可決された。その後、同月23日に（参）総務委員会において全会一致で可決、翌24日に（参）本会議において全会一致で可決・成立した。衆参の委員会においては、①合併特例債を発行できる期間について、必要があると認められる場合は、期間の延長等適切な措置を講ずること、②被災地域以外に所在する合併市町村においても、当該合併市町村の実情を考慮し、類似の期間の延長に係る特例措置を講ずること、といった内容の決議・附帯決議がなされている¹⁵¹。

本法律は、平成23年8月30日に公布、同日から施行された。

(3) 法概要・措置内容

平成23年度においてなお合併特例債を発行することができる合併市町村であって、特定被災区域をその区域とするものが合併特例債を発行することができる期間を10年度から5年度間延長し、15年度とすることとした。

(4) 改正経過・概要

1) 東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第36号)

a. 立案経緯・制定趣旨

合併特例債法により、被災市町村については、合併特例債の発行可能期間が5年間延長されたが、10年程度の復興計画の策定を検討する団体が多く、復興計画の期間中は復興事業を優先せざるを得ず、合併特例債充当事業の実施が困難であることが見込まれた。また、被災市町村以外の団体であっても、東日本大震災を踏まえた見直しが必要になる事業もあると考えられ、このような場合、市町村建設計画の変更を経て、新たな計画に基づく事業を実施するまでには5年程度を要することが見込まれた。

こうした状況や合併特例債法に付された附帯決議の趣旨を踏まえ、被災市町村が合併特例債を発行することができる期間を15年度から5年度間延長するとともに、被災市町村以外の合併市町村が合併特例債を発行することができる期間を10年度から5年度間延長することを内容とする「東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律」が制定された。

¹⁵¹ (参) 総務委員会の附帯決議は以下のとおり。

東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、合併特例債を発行できる期間の延長は、東日本大震災の被災地域に所在する合併市町村の実情を考慮した緊急の特例措置であることから、当該合併市町村における復旧・復興事業の見通し等、実態の把握に努めるとともに、当該合併市町村の要望を踏まえ、必要があると認められる場合は、期間の延長等適切な措置を講ずること。

二、被災地域以外に所在する合併市町村においても、東日本大震災に起因する事情により市町村建設計画に基づいて行う事業等の実施が遅延する等の影響が生じている場合には、当該合併市町村の実情を考慮し、被災地域の合併市町村に対するものと類似の期間の延長に係る特例措置を講ずること。

右決議する。

b. 国会審議及び公布・施行経緯

本法律案は、平成23年11月1日に閣議決定され、国会に提出された。同年12月8日に（衆）総務委員会に付託されたが、翌9日の（衆）総務委員会において閉会中審査の扱いとすることが全会一致で可決された。

その後、平成24年1月24日の（衆）総務委員会に再付託され、同年6月7日に全会一致で可決、翌8日に（衆）本会議において全会一致で可決され、さらに、同月19日に（参）総務委員会において全会一致で可決、翌20日に（参）本会議において全会一致で可決・成立した。なお、（衆）本会議、（参）総務委員会及び（参）本会議においては、過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案と一括して審議された。

本法律は、平成24年6月27日に公布、同日から施行された。

c. 法概要・措置内容

被災市町村が合併特例債を発行することができる期間を15年度から5年度間延長し20年度とするとともに、被災市町村以外の合併市町村が合併特例債を発行することができる期間を10年度から5年度間延長し15年度とすることとされた。

また、法律の題名が「東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律」に改められる等の改正がなされた。

2) 東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律 (平成30年法律第19号)

a. 立案経緯・制定趣旨

本法律案については、平成30年4月10日に（衆）総務委員会において、自由民主党、立憲民主党・市民クラブ、希望の党・無所属クラブ、公明党、無所属の会、日本維新の会及び社会民主党・市民連合の7党派共同提案として起草され、委員会提出法律案として国会に提出された。起草の趣旨については、以下のとおりである¹⁵²。

合併市町村が市町村建設計画に基づいて行う公共的施設の整備事業等に要する経費に充てるための地方債、いわゆる合併特例債につきましては、旧合併特例法に基づき、合併年度及びこれに続く10年度に限り発行が認められていたものでありますが、東日本大震災に伴って、平成23年及び24年に法制上の措置が講じられ、その発行可能期間が、東日本大震災で被災した合併市町村につきましては合併年度及びこれに続く20年度、それ以外の合併市町村については合併年度及びこれに続く15年度にそれぞれ延長されました。

しかし、その後も、平成二十八年熊本地震等の相次ぐ大規模災害や、全国的な建設需要の増大、東日本大震災の被災市町村における人口動態の変化等により、合併市町村の市町村建設計画に基づいて行う事業等の実施に支障が生じている状況にあります。

本起草案は、このような最近における合併市町村の実情に鑑み、東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律を改正し、合併特例債の発行可能期間を更に5年間延長しようとするものであります。

¹⁵² 第196回国会（衆）総務委員会（平成30年4月10日）坂本哲志委員の発言より抜粋。

b. 国会審議及び公布・施行経緯

本法律案は、上記のとおり、平成30年4月10日に（衆）総務委員会において、全会一致で可決され、同月12日に（衆）本会議において全会一致で可決された。さらに、同月17日に（参）総務委員会において全会一致で可決、翌18日に（参）本会議において全会一致で可決・成立した。

なお、（衆）総務委員会及び（参）総務委員会では、採決に当たって、①合併特例債の発行可能期間が合併市町村の一体感を早期に醸成するために設けられた趣旨を踏まえ、今後、合併特例債の発行期間の更なる延長を行うことなく、合併市町村が市町村建設計画に基づく事業等を期間内に実施・完了することができるよう、必要な助言を行うこと、②住民合意に基づいて合併特例債が効果的・計画的に活用されるよう、周知徹底を図ること、についてその実現に努めるべき、といった内容の決議・附帯決議がなされた¹⁵³。

本法律は、平成30年4月25日に公布・施行された。

c. 法概要・措置内容

被災市町村が合併特例債を発行することができる期間を20年度から5年度間延長し25年度とするとともに、被災市町村以外の合併市町村が合併特例債を発行することができる期間を15年度から5年度間延長し20年度とすることとされた。

また、法律の題名が「東日本大震災等に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律」に改められた。

¹⁵³ （参）総務委員会の附帯決議は以下のとおり。

東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、合併特例債の発行可能期間が合併市町村の一体感を早期に醸成するために設けられた趣旨を踏まえ、今回の延長発行期間を更に延長することなく、合併市町村が市町村建設計画に基づく事業等を住民合意を尊重し、期間内に実施・完了することができるよう、必要な助言を行うこと。

二、今後の人口減少等による公共施設等の需要の変化等の地域の実情を踏まえ、合併市町村において、住民合意に基づいて合併特例債が効果的・計画的に活用されるよう、周知徹底を図ること。

右決議する。

21. 過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律（平成24年法律第39号）

(1) 立案経緯・制定趣旨

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）は、過疎地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の自立促進を図ることを目的とする過疎地域自立促進のための財政上その他の特別措置を講ずること等を内容とする法律であり、平成22年の改正法により、過疎地域の要件の追加やソフト事業に対する支援措置の拡充等が行われ、有効期限がそれまでの平成22年3月31日から平成28年3月31日と延長されていた。

東日本大震災の影響発生により、過疎対策事業の大幅な遅れが想定され、過疎地域自立促進特別措置法の期限内（平成28年3月31日）において総合的かつ計画的な施策を展開することが困難な状況が生じていたことから、被災市町村等から法の期限延長を求める強い要望が上がったことを受け、各党各会派で協議が重ねられた結果、法の有効期限を平成33年（令和3年）3月31日まで5年間延長することを内容とする「過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律」が制定された。

(2) 国会審議及び公布・施行経緯

本法律案は、平成24年6月12日の（衆）総務委員会委員長提案の法案として国会に提出された。その後、6月13日の（衆）本会議に上程、全会一致で可決され、6月19日の（参）総務委員会及び6月20日の（参）本会議で全会一致で可決、成立し、平成24年6月27日に公布・施行された。なお、（衆）本会議、（参）総務委員会及び（参）本会議においては、東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律案と一括して審議された。

本法律は、平成24年6月27日に公布・施行された。

(3) 法概要・措置内容

過疎地域自立促進特別措置法の有効期間が平成28年3月31日までから、平成33年（令和3年）3月31日までと5年間延長された。

22. 平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律（平成 23 年法律第 91 号）

(1) 立案経緯・制定趣旨

福島原子力発電所の事故による損害の賠償は、原子力損害の賠償に関する法律（以下「原賠法」という。）によれば、原則として東京電力の責任の下で行われるべきものであるが、損害賠償手続の円滑な進行の観点から、原賠法に基づき平成 23 年 4 月 11 日に設置された原子力損害賠償紛争審査会が、東京電力が賠償すべき損害を類型化等し、数次にわたり指針を示していた。一方で、東京電力は、同年 4 月 15 日、避難住民等に対する損害賠償の「仮払補償金」の支払いを発表し（一世代当たり 100 万円、単身世帯 75 万円。後に 10～30 万円の追加仮払補償金が支払われている。）、同月 26 日から支払い手続を開始し、さらに、5 月には農林漁業者、6 月には中小企業者への仮払いを開始した。

しかし、3 か月経っても事故収束が見通せない中で損害賠償範囲が確定せず、原子力損害賠償紛争審査会の示す指針の範囲に入らない損害があるとの指摘や、東京電力による法律に基づかない仮払補償金の支払いでは、金額やスピード等において当面の被害者救済の観点から不十分である等の指摘がなされていた¹⁵⁴。このような状況を受け、国による被害者への仮払いの実施及び自治体が設置する原子力被害応急対策基金への補助を 2 本柱とする本法律（いわゆる「原子力被害者早期救済法」）¹⁵⁵が、制定されることとなった。

(2) 国会審議及び公布・施行経緯

平成 23 年 6 月 21 日に、本法律案は、自由民主党、公明党、みんなの党、たちあがれ日本・新党改革の野党 4 会派の共同提案により参議院に発議された。同年 7 月 8 日の趣旨説明以降、与野党で修正協議が重ねられたが、国と東京電力の仮払いの役割分担の明確化、国からの求償に東京電力が応じることの担保といった点について協議が整わず¹⁵⁶、7 月 14 日（参）東日本大震災復興特別委員会では原案のまま審議され、原案どおり可決、翌 15 日に（参）本会議で可決された。衆議院では、与野党間において修正協議が行われ、同月 26 日に修正案が同委員会に提出され、修正案及び原案が可決されるとともに、附帯決議¹⁵⁷が付された（政府提出の原子力損害賠償支援機構法案（後述）の修正案及び原案も、同じ委員会で審議・採決がなされた。）。同月 28 日に（衆）本会議において可決され、翌 29 日に（参）本会議で衆議院の回付案が同意され、成立した。

衆議院での主な修正点は、「国が行う仮払金の支払は、特定原子力損害を受けた者の早期の救済のために迅速なものであり、かつ、国民負担の観点から適正なものでなければならない」旨の追加、福島県を念頭に支払い事務の一部を行うこととされる都道府県に過重な負担を課さないように配慮を求める規定の追加、主務大臣の拡大、施行期日の延長等である。

本法律は、同年 8 月 5 日に公布、同年 9 月 18 日に施行された。

¹⁵⁴ 発議者による趣旨説明等より。

¹⁵⁵ なお、本法律の略称は、提案者は「原子力被害者早期救済法」としているが、「仮払い法」との俗称で呼ばれることもある。

¹⁵⁶ 平成 23 年 7 月 14 日（参）東日本大震災復興特別委員会での浜田昌良議員答弁より

¹⁵⁷ 附帯決議には、関連制度との有機的連携、国と原子力事業者それぞれが仮払いを行うことでの混乱・遅延の防止や原子力事業者が国の求償に応じることを事前に確認する手続等の必要な措置を講ずること等が盛り込まれた。

(3) 法概要・措置内容

特定原子力損害（福島第一原子力発電所の事故による損害であって、原子力事業者が賠償の攻めに任ずべきもの。）の賠償支払に時間を要すること等の特別の事情があることに鑑み、緊急の措置として、国が被害者に仮払金を支払うものとされた。対象となる損害範囲は原子力損害賠償紛争審査会の示す指針を大前提にしつつ、東京電力と国の役割分担は政令で明確化することとされた¹⁵⁸。仮払金の額は、簡易な方法により算定した概算額に10分の5を下らない政令で定める割合（政令では「10分の5」）を乗じて得た金額とされた。仮払金の支払に関する事務については、国のほか、政令で定める者（原子力損害賠償支援機構、東京電力）に一部事務を委託できることとされた。東京電力による損害賠償との関係については、被害者が賠償等を受けた場合はその限度において国は仮払金を支払わないものとし、国が仮払金を支払った場合はその限度において、被害者が有する損害賠償請求権を代位して行使するものとされた。

また、原子力損害賠償紛争審査会の示す指針の範囲外となる被害等があること等を踏まえ¹⁵⁹、経済社会・住民生活への事故の影響の防止・緩和のために地方公共団体が実施する応急対策の事業に充てるため、福島県を念頭に、地方公共団体に原子力被害応急対策基金を設け、国が必要な補助をすることとされた。

(4) 適用実績

1) 国による仮払金の支払い

本法に基づく政府による賠償金の仮払いの対象については、東京電力による本賠償の開始までに要すると見込まれる期間や仮払金を受領することの緊急性等を踏まえ、平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律施行令（平成23年政令第294号）に基づき、福島県、茨城県、栃木県又は群馬県において観光業を行う中小企業者が受けた本件事故によるいわゆる風評被害を対象とすることとした。政府は、政令に基づき原子力損害賠償支援機構、東京電力に事務委託を行いつつ、平成23年9月21日より仮払金の支払請求の受付を開始し、平成24年3月19日までに対象事業者から64件の仮払請求を受け付け、そのうち50件について、総額17億円を支払った。当該仮払いについて、政府は、東京電力に対して求償を行い、仮払金として支払った全額を東京電力より受領した。

2) 原子力被害応急対策基金

設置先：福島県

基金事業期間：平成23年度～29年度

¹⁵⁸ 平成23年7月25日（衆）東日本大震災復興特別委員会にて、浜田昌良議員より、「東京電力がどんどん早くやるものはこれは東京電力に任せよう。精神損害みたいなものですね、十万円。略）ところが、やはり風評被害、これは大変です。こういうものについては、霞が関の知恵も使って、農水省とか観光庁とか、そういう知恵を使って国がやっていくという役割分担をすればいい。（略）例えば社会福祉法人とか文教関係とかまた医療法人に払われていないという実態もあります。そういうものについては最終的に国が責任を持つということで、今回役割分担させていただきます。」旨の答弁がされている。

¹⁵⁹ 基金設置の趣旨として、平成23年7月11日（参）東日本大震災復興特別委員会において、浜田昌良議員から「例えば自主避難の方々、また圏外の中小企業の方々（略）一片の二次補正予算で対応するのではなくて、基金を設けるのであれば明確に法律に位置付けるべき」、佐藤正久議員から「指針から漏れた仮払金という性格のものだけではなく、地方自治体が特措法に基づきまして実施しますいろんな事業、除染とかあるいは健康管理にも使える」等の答弁があり、規模は、3,000億円や5,000億円との答弁があった。

補助金交付額：平成24年2月10日に成立した平成23年一般会計（東日本大震災復旧・復興予備費）により福島県原子力被害応急対策基金として計上された交付金（放射線量低減対策特別緊急事業費補助金（応急対策事業））403億円を用いて造成。

主な使途：東日本大震災に伴う原子力発電所事故による被害を受けた者を早期に救済することを目的として、米の全袋検査等の検査機器整備（農林水産物、食品等の安全・安心復元事業）や、子供の自然体験活動等の事業を実施。

(5) その後の法改正等

本法に基づく政府による賠償金の仮払いの取組の経験を踏まえ、今後、万が一原子力損害が生じた際にも、同様に仮払いが実施できるよう、原子力事業者による迅速な仮払いの実施を促す枠組みとして、国が仮払いのための資金を貸し付ける制度が、原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律（平成30年法律第90号）において恒久的に措置され、同法において、国は当該貸付けに関する業務を原子力損害賠償・廃炉等支援機構に行わせることが出来る旨の規定も併せて整備された。

23. 原子力損害賠償支援機構法（平成 23 年法律第 94 号）

(1) 立案経緯・制定趣旨

原子力事故については、原賠法は原子力事業者の無過失責任・責任集中を原則としつつ（3条1項本文、4条）¹⁶⁰、巨額になると見込まれる損害賠償を担保するための措置として、上限 1,200 億円（賠償措置額）を民間保険又は政府補償で備えておくことになっていた。しかし、それを超える場合については、政府が必要と認める時は、国会の議決の範囲内で必要な援助を行うことができる（16条）としていた。福島原子力事故は当初からこの賠償措置額では到底足りないと思込まれた¹⁶¹ため、政府としても、平成 23 年 4 月 11 日、閣僚級の「原子力発電所事故による経済被害対応本部」（翌月 9 日に「原子力発電所事故経済被害対応チーム」へ改称）¹⁶²を発足させ一連の福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故¹⁶³による経済被害についての対応の枠組みを議論することとした。一方、東京電力は、仮払補償金の支払いや、原子力の代替となる火力発電の燃料確保費等により、厳しい資金調達環境に置かれていった。

平成 23 年 5 月 10 日、東京電力が原子力経済被害担当大臣に対し、「原子力損害賠償に係る国の支援のお願い」を提出し、原賠法に基づく公平かつ迅速な賠償を行う旨の表明を行うとともに、資金面の困難から電力安定供給や被害者補償に支障を来しかねない状態に陥るおそれがあることを理由として、原賠法第 16 条に基づく政府の援助の枠組みを要請した。同日、国から 6 点の確認事項（経営合理化等）を示し、翌日、東京電力がこれらを了承する旨回答した。これを受け、原子力発電所事故経済被害対応チームは 5 月 13 日に決定した「東京電力福島原子力発電所事故に係る原子力損害の賠償に関する政府の支援の枠組みについて」（6 月 14 日にそのまま閣議決定）において、「第一に、迅速かつ適切な損害賠償のための万全の措置、第二に、東京電力福島原子力発電所の状態の安定化及び事故処理に係る事業者等への悪影響の回避、そして第三に、国民生活に不可欠な電力の安定供給という三つを確保しなければならない。」ことを理由とし、「これまで政府と原子力事業者が共同して原子力政策を推進してきた社会的責務を認識しつつ、原賠法の枠組みの下で、国民負担の極小化を図ることを基本として東京電力に対する支援を行う」旨を示した¹⁶⁴。

同方針を踏まえ、原子力損害が発生した場合の損害賠償に対応する支援組織の設立等を内容とする原子力損害賠償支援機構法が、同事故に限らない恒久的な一般法として制定されることになった。

¹⁶⁰ なお、原子力事業者が免責される場合として「異常な天変地異等」（原賠法 3 条 1 項ただし書）との規定があり、東日本大震災がこれに該当するかどうか問題となったが、これについては、「人類の予想していないような大きなもの」「全く想像を絶するような事態」だとして原賠法制定時の国会答弁を引用し、「今回の福島原子力発電所の事故は第 3 条の第 1 項本文を適用することを前提に」とする平成 23 年 4 月 19 日 文部科学大臣答弁などがされ、同ただし書は適用せず、東京電力の責任とすることを前提に、対応が進められていった。

¹⁶¹ 平成 23 年 7 月 8 日（衆）本会議では、既に 600 億円近い仮払いが実施された旨答弁がされている。

¹⁶² 構成員は、チーム長：原子力経済被害担当大臣、副チーム長：内閣官房長官、財務大臣、文部科学大臣、経済産業大臣等で、事務局は内閣官房であった。

¹⁶³ なお、福島第二原子力発電所事故については、本法律に基づく制度・措置の対象とはなっていない。

¹⁶⁴ このほか、国民負担の極小化の観点から、同決定文書の「厳正な資産評価、徹底した経費の見直し等を行うため、政府が設ける第三者委員会の経営財務の実態の調査に応じること」を踏まえ、「東京電力に関する経営・財務調査委員会」（委員長の下河辺和彦弁護士ほか有識者で構成）が平成 23 年 5 月 24 日に設置され、全 10 回開催し、10 月 3 日に報告書を取りまとめている。

(2) 国会審議及び公布・施行経緯

本法律案は、平成23年6月14日に閣議決定、国会に提出された。7月8日に(衆)東日本大震災復興特別委員会で原子力経済被害担当大臣から提案理由説明を行ったが、国の責任のあり方、東京電力を国が資金面で支援することの是非や同社の資産処分・法的処理の必要性、国民負担の懸念、当時の総理の「脱原発」方針との関係等をめぐって議論は紛糾し、5回・約20時間にわたる質疑が行われた末、与野党の修正協議が整い、7月26日、本法案に対する修正案と、前述の原子力被害者早期救済法案に対する修正案とが一体的に審議・採決されることとなった¹⁶⁵。同日、本法案については2つの修正案が提出されたが、趣旨説明・質疑が行われ、民主党、自由民主党、公明党、たちあがれ日本提出の修正案が可決された¹⁶⁶。また、附帯決議¹⁶⁷が付された。同月28日、(衆)本会議で政府原案は修正議決された。8月2日、(参)東日本大震災復興特別委員会で衆議院送付の原案通り可決され、翌日、(参)本会議で可決・成立した。

衆議院の修正で追加された内容は、①国の責務規定(「これまで原子力政策を推進してきたことに伴う社会的責任」)¹⁶⁸、②国債が交付されても特別資金援助に係る資金が不足するときに限り、政府は機構に資金を交付することができること¹⁶⁹、③機構は原子力事業者の委託を受け損害賠償の全部又は一部の支払を行うことができること¹⁷⁰、④原賠法等の見直しに係る検討条項(後述)等である。

本法律は、平成23年8月10日に公布・施行された。

(3) 法概要・措置内容

原子力事業に係る巨額の損害賠償が生じる可能性を踏まえ、原子力事業者による相互扶助の考えに基づき、将来にわたって原子力損害賠償の支払等に対応できる支援組織(原子力損害賠償支援機構。以下単に「機構」という。)を中心とした仕組みを構築するものである。具体的には、下記事項が規定された。

- ・ 原子力損害が発生した損害賠償に備えるため、原子力事業者から負担金の収納を行い、機構に

¹⁶⁵ 原子力被害者早期救済法で国が仮払いを行うのであれば、本法律に基づく機構を通じた国の支援は不要ではないか等の議論もあり、与野党で議論が対立していたが、平成23年7月26日(衆)東日本大震災復興特別委員会では「支援機構法案と五野党提出された仮払い法案とは、相対する法案ではなくて、原発事故の被害者に対する賠償を迅速かつ適切に行うための法案であると考えており」との総理答弁、「この機構の法案、それから、今まさにそれと両立するものとしての仮払いの法案、この二つが成立をすることによって、東京電力の仮払いもこれまで以上にスピードを上げて」との担当大臣答弁等がある。

¹⁶⁶ みんなの党より、原子力事業者の破綻スキームを新設する本法案の修正案が提出されたが、否決された。

¹⁶⁷ 附帯決議には、原子力政策における国の関与・責任の在り方について早急に見直しを行うこと、東京電力の再生の在り方について事故収束、事故調査・検証の報告、概ねの損害賠償額などを見つつ改めて検討すること等、衆議院で11項目、参議院で15項目が盛り込まれた。

¹⁶⁸ 国の責任について、政府側は「法律の条文あるいは文言として国の責任という言葉はないが、この法律を決めるに当たっての閣議決定の中では、原子力事業者と共同して原子力政策を推進してきた国の社会的責任を踏まえ」という形で書いている(平成23年7月12日(衆)東日本大震災復興特別委員会の海江田原子力経済被害担当大臣・経済産業大臣)等の答弁をしていたが、修正協議で追加された。

¹⁶⁹ いわゆる「真水規定」は政府案にもあったが(現68条)、修正理由について平成23年7月26日(衆)東日本大震災復興特別委員会で「五十一条の真水がありませんと、交付国債の資金交付が終わった後にだれも補償されない、被害者の救済ができないということになってしまいますので、その意味で、ちょっと原案の方で少し不明確になっていたものを明確にしたということでございます」との柿沼正明議員の答弁がある。

¹⁷⁰ 同規定の趣旨について、平成23年7月26日(衆)東日本大震災復興特別委員会で「東電が仮払いをする部分と国が立てかえ払いをするという二つのルートがあるわけですが、効率がよくやるためには、東電が実は被災者に対しての口座を知っておって、東電が管理するのが、東電を通じてやるのが一番いいわけですが、東電が手いっぱいになっているわけでありまして、東電と機構が連携をしてやる。したがって、東電がやれない部分の一部、全部と一応書いてはいますが、東電の委託を受けてやることによって効率的に賠償を進めるという視点であります」との西村康稔議員の答弁がある。

積立てを行う。

- ・ (通常援助) 原子力事業者が損害賠償を実施する上で機構の援助を必要とするときは、資金援助(資金の交付、株式の引受け、融資、社債の購入等)を行う。当該資金援助に必要な資金を調達するため、政府保証債の発行、金融機関からの借入れをすることができる。
- ・ (特別援助) 機構が原子力事業者に資金援助を行う際、政府の特別な支援が必要な場合、原子力事業者とともに「特別事業計画」を作成し、主務大臣が認定する。この場合、政府は機構に国債を交付し、機構は国債の償還(現金化)を求める。国債が交付されてもなお損害賠償に充てるための資金が不足するおそれがあると認めるときに限り、政府は機構に対し、必要な資金の交付を行うことができる。機構は、政府保証債の発行等により資金を調達し、事業者を支援する。
- ・ 機構から援助を受けた原子力事業者は、特別負担金を支払う。機構は、負担金等をもって国債の償還額に達するまで国庫納付を行う(ただし、負担金によって電気の安定供給等に支障を来す、利用者に著しい負担を及ぼす等の場合、政府は機構に対して必要な資金の交付を行うことができる)。
- ・ 機構は、損害賠償の円滑化のため、被害者からの相談対応、原子力事業者が保有する資産の買取り、賠償支払の代行(及び原子力事業者からの委託を受けて賠償の支払、国等の委託を受けて仮払金※の支払)を行うことができる。
※原子力被害者早期救済法に基づく国による仮払金
- ・ 機構は、負担金について、原子力事業者ごとに計数管理を行う¹⁷¹。
- ・ 検討条項(附則)として、①法施行後できるだけ早期¹⁷²に、原子力賠償制度における国の責任の在り方等について検討を加え、原賠法の改正等の抜本的な見直し等の必要な措置を講ずること、②法施行後早期に、政府、東京電力、他の原子力事業者の負担の在り方等について、国民負担最小化の観点から改めて検討すること、③エネルギー政策の在り方についての検討を踏まえつつ、原子力政策における国の責任の在り方等について検討を加え、原子力に関する法律の抜本的な見直し等の必要な措置を講ずること。

(4) 適用実績

原子力損害賠償支援機構は、本法律に基づく認可法人として、平成23年9月12日に設立(理事長:杉山武彦氏)、26日に業務を開始した。設立時の機構の出資金は、国が平成23年度第二次補正予算で計上した70億円と、各原子力事業者による70億円の合計140億円で、同機構は、本法第41条第1項に基づき、令和3年3月までに、東京電力に対して9兆8,181億円の資金交付を実施しており、同条第2項に基づき、東京電力が発行する1兆円の株式の引受けを行っている。

(5) その後の法改正等

原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律(平成26年法律第40号)により、東電に資金援助を行い最大株主として経営全体を監督してきた同機構に、賠償支援に加えて、事故炉の廃炉に関する技術支援等を総合的に行わせるため、廃炉等を実施するために必要な技術に関する研究・開発や、助言、指導、勧告等の業務が追加された¹⁷³。これにより、法律名が「原子力損害賠償・廃炉等

¹⁷¹ 議員修正で追加された規定。一般の負担金と特別負担金を区分経理すべきとの議論もあったが、相互扶助の制度趣旨に照らしこのような規定に落ち着いた。

¹⁷² 附帯決議では、①の「できるだけ早期」とは「1年を目途」、②の「早期に」は2年とされた。

¹⁷³ 平成26年4月22日(参)経済産業委員会において「実態面から見てみましても、原賠機構は東電の最大の株主であ

支援機構法」に、機構の名称が「原子力損害賠償・廃炉等支援機構」に改称され、機構に廃炉支援部門を設置する等の改組がなされた。

さらに、「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針」（平成28年12月20日閣議決定）を踏まえ、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律（平成29年法律第30号）により、東京電力が廃炉の実施責任を果たしていくという原則を維持しつつ、長期にわたる巨額の資金需要に対応するための制度として、事故炉の廃炉を行う原子力事業者に対し、廃炉に必要な資金を、毎年度、機構に積み立てる義務を課すこととした。

また、附則で検討することとされた①原子力賠償制度については、原子力損害賠償制度専門部会における議論を踏まえ、原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律（平成30年法律第90号）において、国による仮払資金の貸付制度の創設等の改正が行われた。加えて、同部会においては、今後の損害賠償措置のあり方については、迅速かつ公正な被害者への賠償の実施、国民負担の最小化、原子力事業者の予見可能性の確保といった観点も踏まえつつ、現行の原賠法の目的や官民の適切な役割分担等に照らして、引き続き慎重な検討が必要との見解が示されており、引き続き検討を行うこととしている。②本件事故の損害賠償の負担のあり方については、国と東京電力の役割について、平成25年末の閣議決定において、賠償、除染及び中間貯蔵施設事業の費用に関する政府の方針を決定した。③エネルギー政策の検討を踏まえた原子力に関する法律の抜本的な見直しについては、原子力に関する法律を抜本的に改正し、これまで、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の改正（平成24年法律47号）により、世界で最も厳しい規制基準を策定した。また、第4次エネルギー基本計画（平成26年4月閣議決定）において、原子力の利用においてはいかなる事情よりも安全性を最優先することや、「安全神話」と決別して世界最高水準の安全性を不断に追求していくことが重要であることを示すとともに、原子力災害対策特別措置法改正（平成24年法律第47号）により、原子力災害に備えた避難計画の充実を図り、原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律（平成30年法律第90号）により、原子力事業者による損害賠償実施方針の作成・公表を義務付ける等の措置がなされたが、原子力政策については、今後も、内外の情勢変化を踏まえながら不断に見直していくこととしている。

ります。ですから、日頃から自主的に強い監督ができるわけでありまして、さらに、原賠機構法に基づいて作成されます特別事業計画、これは東電と機構が共同で作るわけでありまして、ここに廃炉の実施状況や実施体制の整備に関する記載を追加することによりまして、今後必要な場合には主務大臣によります命令を発動できるような形になってまいります。このように、賠償機構のスキームを活用することで国が廃炉そして汚染水対策に積極的に関与でき、実効ある対策の実施と監督が可能になると考えております。」との経済産業大臣答弁がされている。

24. 東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律（平成23年法律第98号）

(1) 立案経緯・制定趣旨

福島第一原子力発電所の事故では、周辺の市町村から多数の住民が住民票を移さないまま全国に分散避難するとともに、9町村が役場ごと移転を余儀なくされるというかつてない事態が生じた。当初は、本来は避難元の地方公共団体が行うべき医療・福祉、教育といった行政サービスの提供について、住民票を移していない場合においても避難先の地方公共団体（避難先団体）においてできる限り確保されるよう、「特別な配慮」を要請する等の通知が、各行政サービスを所管する省庁から発出された。

しかし、原発事故の収束には一定期間を要することが明らかになり、通知のみで避難先の地方公共団体に事務処理を義務付けることはできないこと、地方自治法（昭和22年法律第67号）では、他の自治体に自らの住民に関する事務を処理してもらうためには個々に協議して事務の委託をすることが必要となっていた¹⁷⁴こと、避難元に住民票を残すことによって、将来帰還できるようになる時まで、避難元の地域・自治体と元の住民との絆を維持することが必要だと考えられることになったことから、例外的な法制度が求められるようになった。平成23年5月9日に総務大臣と福島県飯舘村の村長との意見交換でこうした問題意識が共有されたことが立法化の一つの契機となり、6～7月に関係地方公共団体と関係閣僚級との意見交換会が重ねられ¹⁷⁵、避難先団体に住民票を移していない避難住民に対する行政サービスの提供を避難先団体に義務付ける内容の本法律（いわゆる「原発避難者特例法」）が制定されることとなった。

(2) 国会審議及び公布・施行経緯

本法律案は、平成23年7月22日に閣議決定、国会に提出された。同日、「東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律案」¹⁷⁶も国会に提出され、衆・参両院において両法案は一括審議されることとなった。8月2日、（衆）総務委員会において、民主党・無所属クラブ、自由民主党・無所属の会及び公明党案の3派共同提案による修正案が提出され、原案及び修正案ともに全会一致で可決された。同日、修正後の法案が（衆）本会議において全会一致で可決された。8月4日、（参）総務委員会で全会一致で可決され、翌5日に参議院本会議において全会一致で可決され、成立した。なお、衆・参の総務委員会では附帯決議¹⁷⁷が付されている。

衆議院での修正内容は、本法律の対象となる「避難住民」以外の避難を余儀なくされている住民

¹⁷⁴ 地方自治法第252条の14に基づく事務の委託については、平成23年8月2日（衆）総務委員会において、「現行法でやろうと思えばできるんですが、一つ一つの事務の委託について契約を結ぶとか、それについて議会の議決が必要だとか、告示をしなければいけないとか、煩瑣なと言うと現行法に対して失礼になりますけれども、非常に厳格な手続を要するわけであります。」との片山総務大臣答弁がされている。

¹⁷⁵ 具体的には、原子力被災者生活支援チーム・被災者生活支援チーム・総務省の担当大臣が、6月4日と7月11日には避難元市町村長と、7月4日には避難先市町村長と意見交換を行い、それぞれの実情の把握等を行った。

¹⁷⁶ 避難区域内等の不動産や自動車といった資産や警戒区域内の資産の代替資産について、固定資産税や不動産取得税等の特例を講ずるもの。2章4節3. 参照。

¹⁷⁷ 附帯決議には、本法律の趣旨に沿った対応や配慮のほか、指定市町村以外の福島県市町村の住民のうち福島原発事故災害の発生を受けて自主的に避難している住民の実態を早急に把握し適切な対応に努めること等が盛り込まれた。

についても国が必要な措置を講ずるものとする附則第3条を加えるものである。¹⁷⁸

本法律は、8月12日に公布・施行された。

(3) 法概要・措置内容

東日本大震災における警戒区域、計画的避難区域又は緊急時避難準備区域等をその区域に含む市町村（後述の指定市町村）及び当該市町村の区域を包括する都道府県（後述の指定都道府県）について、①避難住民（住民票を残したまま市町村区域外に避難している住民）に対する避難先団体での適切な住民サービスの提供と、②住所移転者（住民票を避難先に移した元住民）と避難元の地方公共団体との関係維持を図るため、次の事項が規定された。

1) 避難住民に係る事務処理の特例

避難元の地方公共団体（指定市町村・指定都道府県。以下「避難元団体」という）は、法律又は政令に基づく事務のうち避難住民に関するものであって、自ら処理することが困難である事務について、総務大臣への届出等を経れば、避難先団体が処理することとすることができることとする。その際、避難住民から避難元団体に、及び避難元団体から避難先団体に対し、避難住民の情報（氏名、生年月日、性別、住所、避難場所）を通知し、これにより把握した避難住民に関し、避難先団体は事務処理を代わって実施するとともに、事務処理に要する経費も原則として避難先団体が負担することとなる（国は必要な財政上の措置を講ずる）。

2) 住所移転者に係る措置

避難元団体は、特定住所移転者（住所移転者のうち、引き続き避難元団体に関心を有し、指定市町村及び指定県から情報提供などを受けることを希望する申出をしたもの）に対し、情報提供や地元訪問の事業など、住民交流を促進するための事業の推進に努めることとし、国は必要な財政上の措置を講ずる。

(4) 適用実績

1) 避難住民に係る事務処理の特例

- ・ 避難元団体（指定都道府県・指定市町村）の指定状況
 - 1県13市町村（平成23年9月16日告示時点より変更なし）
 - 指定都道府県：福島県
 - 指定市町村：いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村、葛尾村、飯舘村
- ・ 避難先団体が処理する事務として総務大臣が告示した事務
 - 11法律268事務（令和4年4月時点）
 - 医療・福祉関係：要介護認定等、保育所入所、予防接種、子ども手当の支給、障害者・障害

¹⁷⁸ 特定避難勧奨地点（いわゆる「ホットスポット」）の住民などについては、同地点が、対象となる地区や世帯が局地的なものであることや、政府として一律に避難を求めているものではないことに鑑み、本法律によらずとも既存の地方自治法の規定に基づく個別協議等をすれば足りるとして、政府案ではこれらの者に関する規定は置かれていなかった。また、津波等により避難している者についても、市町村の全住民という規模ではないことや、原子力災害ほど長期間の避難は想定されないことから、政府案ではこれらの者に関する規定は置かれていなかった。

- 見への介護給付費等の支給決定等の事務
- 教育関係：児童生徒の就学等、義務教育段階の就学援助等の事務
- ・ 避難住民の受入れ事務に要する経費については、地方交付税により措置

2) 住所移転者に係る措置

平成 24 年度より、避難元団体による避難住民及び特定住所移転者との関係維持に資するための施策に要する経費に対し、震災復興特別交付税措置を講じている。

(5) その後の法改正等

本法律は、避難元自治体の一方的な意思により、避難先団体に行政サービスの提供の義務（法令に定めのない行政サービスについても努力義務）を課すという、極めて例外的な法制度となっているが、これは、原発事故により生じた全国的な分散避難といった未曾有の事態を受け、限定的に運用されることを念頭に、関係者の理解を得て、立法化に至ったものである。

25. 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年法律第110号）

(1) 立案経緯・制定趣旨

東京電力福島第一原子力発電所で発生した事故により大気中に放出された放射性物質は、周辺地域以外にも、東北・関東地方を中心に広範に拡散し、それにより汚染された廃棄物や土壌等に起因する住民の健康及び生活環境への影響が懸念された。このため、事故由来放射性物質による環境の汚染に一刻も早く対処し、人の健康又は生活環境への影響を速やかに低減することが、喫緊の課題となった。

一方で、放射性物質による環境汚染については、原子力・環境の法制度で棲み分けがされており、従来、環境基本法は「原子力基本法（昭和30年法律第186号）その他の関係法律で定めるところによる」として放射性物質を規制の対象から除外しており、同様の考え方の下、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）や廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号））も、放射性物質による汚染を適用除外としていた。他方、原子力基本法の下で、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「炉規法」という。）は、基本的に原子力事業者が適切に管理することを前提にしており、発電所内で原子力事業者の管理下にある廃棄物の取扱い等については定めていたが、放射性物質が施設外に広範囲に拡散する事態への対処は想定されていなかったため、適切な根拠制度がなく、手順等の定めもない状況にあった。

そのような中、環境省は、原子力災害対策本部や経済産業省と連携し、平成23年5月2日に「福島県内の災害廃棄物の当面の取扱い」を取りまとめ、避難区域及び計画的避難区域で当面災害廃棄物の処分を行わない方針を示し、平成23年6月23日には「福島県内の災害廃棄物の処理の方針」において避難区域、計画的避難区域等以外の「放射性汚染物質により汚染されたおそれのある災害廃棄物」の取扱方針も示した。他方で、首都圏の清掃工場焼却灰や東日本各都県の下水道汚泥から高濃度の放射性物質が検出され、また福島県内の小中学校の除去表土の処分方法が決まらず校庭に仮置きされるなどの事態も発生していた。国会において様々な委員会でこの問題が取り上げられるとともに、周辺自治体からも国主導の早期除染を望む声が相次ぎ¹⁷⁹、これまでの解釈による対応を超えた根本的な対策が求められた。そこで、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（放射性物質汚染対処特措法）が、議員立法で制定されることとなった。

(2) 国会審議及び公布・施行経緯

放射性物質に汚染された廃棄物の処理及び土壌の除染について規定する法案の準備に向けて民主党、自由民主党、公明党共同で法案の提出準備が進められ¹⁸⁰、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法案」が起草され、平成23年8月23日、（衆）環境委員会提案の法案

¹⁷⁹ 例えば、平成23年7月28日（衆）総務委員会において、富岡町長、川俣町長等から発言あり。

¹⁸⁰ 平成23年8月8日（衆）予算委員会における馳議員から「四月以来、我が党も、また公明党の皆さん方も、随分と、早くルールをつくれ、法律をつくれとやかましく言ってきたんですが、いまだに出てきていないので、実は二週間ほど前から、私が自民党の担当者として、また公明党の江田康幸さん、そして御党、民主党の担当者もおられます、名前は言いませんけれども、現場で詰めてきております。」との発言がある。

とすることが可決された。同法案は、同日の(衆)本会議で可決された後、同月25日の(参)環境委員会に付託され、同月26日に(参)本会議で可決・成立した。(衆)環境委員会では、それまでの国会での議論も踏まえ、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する件」が決議され、国と地方公共団体等の責任・役割の相違、費用の全額を国が一旦負担した上で国が関係原子力事業者に必要な求償を行うこと、放射性廃棄物の処理や除染の措置に関する基準の速やかな設定、国の責務による最終処分場の確保等が盛り込まれた。(参)環境委員会では附帯決議が付され、同様の内容が盛り込まれた。

本法律は、同年8月30日に公布され、一部は同日施行されたが、区域の設定や技術基準の策定などには一定の期間が必要となるため、全面施行は平成24年1月1日となった。一方で、除染は直ちにに取り組む必要のある喫緊の課題であることから、原子力災害対策本部は平成23年8月26日に「除染に関する緊急実施基本方針」を決定、本決定に基づき福島県に対し基金創設のための補助金を拠出するなど、除染のための措置を講じた。

(3) 法概要・措置内容

1) 責務・基本方針

国は「これまで原子力政策を推進してきたことに伴う社会的な責任」に鑑み必要な措置を講ずること、地方公共団体は国の施策に協力すること、関係原子力事業者は、誠意をもって必要な措置を講ずるとともに、国又は地方公共団体が実施する施策に協力すること等が定められた。

環境大臣が環境汚染への対処に関する基本方針の案を策定し、閣議決定を求めることとされた。

2) 放射性物質により汚染された廃棄物の処理

環境大臣は、その地域内の廃棄物が特別な管理が必要な程度に汚染されているおそれがある地域を「汚染廃棄物対策地域」として指定するとともに、放射能濃度が8,000Bq/kgを超えるものを指定廃棄物として指定することとし、対策地域内廃棄物(汚染廃棄物対策地域内にある廃棄物)及び指定廃棄物の処理は国が行うこととされた。

3) 放射性物質により汚染された土壌等の除染等の措置等

環境大臣は、汚染の著しさ等を勘案し、国が除染等を実施する必要がある地域を「除染特別地域」として指定するとともに、同地域外でも一定以上の汚染状態又はそのおそれが著しいと認められる地域を「汚染状況重点調査地域」に指定することとし、前者については国が、後者については市町村等が除染等を実施することとされた。

4) 費用負担

国は、汚染への対処に関する施策を推進するために必要な費用について財政上の措置等を講ずることとされた。また、本法律の措置は、事故由来放射性物質を放出した関係原子力事業者の負担のもとに実施されることとされた。

5) その他

検討条項（附則）として、一般的な見直し条項のほか、放射性物質に関する法制度のあり方についての検討、原子力発電所の事故に係る原子炉等についての必要な法整備等が盛り込まれた。

(4) 適用実績

平成 23 年 11 月 11 日には基本方針が閣議決定され、環境汚染の状況についての監視・測定、事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理、土壌等の除染等の措置等に係る考え方が取りまとめられた。平成 23 年 12 月 28 日に汚染廃棄物対策地域及び除染特別地域として 11 市町村（4 市町村は一部地域）、同日及び平成 24 年 2 月 28 日には、汚染状況重点調査地域として 104 市町村を指定した。除染特別地域については平成 29 年 3 月に、汚染状況重点調査地域については平成 30 年 3 月末で面的除染が完了している。

※詳細は 7 章 3 節 1. を参照

(5) その後の法改正等

平成 24 年 6 月に成立した原子力規制委員会設置法（平成 24 年法律第 47 号）の制定に伴い、環境基本法が改正され、放射性物質による環境汚染の防止のための措置を原子力基本法等に委ねる旨の規定が削除された。これを受け、翌年、放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律（平成 25 年法律第 60 号）により、大気汚染防止法、水質汚濁防止法等の関係法律についても、放射性物質による環境汚染を適用除外とする規定が削除されるとともに、関連の規定が整備された。

なお、附則に盛り込まれた原子力発電所の事故に係る原子炉等についての必要な法整備等についても、原子力規制委員会設置法の制定及びこれに伴う炉規法や原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）等の改正等の対応がなされた。

26. 日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第120号）

(1) 立案経緯・制定趣旨

原子力発電所の事故により、放射性物質に汚染された廃棄物や、除染等の実施に伴う除去土壌や廃棄物（以下「除去土壌等」という。）が大量に発生することとなったが、これら膨大な除去土壌等の最終処分の方法をすぐには明らかにしがたい状況にあったことから、一定期間、安全に集中的に貯蔵・管理する「中間貯蔵施設」が必要不可欠となった。平成23年8月27日、これを福島県内に設置することについて、菅直人総理大臣から福島県知事に要請がなされた。さらに、中間貯蔵施設の具体的なイメージを示した「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による環境汚染の対処において必要な中間貯蔵施設等の基本的考え方について」（ロードマップ）が、同年10月29日に環境省により策定された¹⁸¹。

こうした中間貯蔵を福島県内で行うことについては、福島県等の自治体から強い反発があったが、国は、中間貯蔵開始後30年以内に、福島県外で最終処分を完了する方針を繰り返し説明してきており、これを法律で規定する等の担保が求められていた。

また、長期にわたる中間貯蔵に係る一連の事業を実施するに当たり、国が第三者に委託する際には、単なる契約関係のみを持つ民間企業ではなく、国が株式の過半数を保有し、環境大臣の指揮監督下にあり、かつ、ポリ塩化ビフェニル廃棄物（PCB廃棄物）という処理困難な廃棄物の処理の実績を持つ日本環境安全事業株式会社（以下「JESCO」という）に担わせることが適当であるため、JESCOを中間貯蔵・環境安全事業株式会社に改組し、その事業に中間貯蔵に係る事業を追加する方針となった。

これらの内容を規定するため、「日本環境安全事業株式会社法」が改正されることとなった。

(2) 国会審議及び公布・施行経緯

本法律案は、平成26年10月3日に閣議決定、国会に提出され、10月31日の（衆）環境委員会において全会一致で可決、11月4日の（衆）本会議において賛成多数で可決された。その後、同月18日の（参）環境委員会で賛成多数で可決され、翌19日の（参）本会議において賛成多数で可決・成立した。衆参の採決においては附帯決議が付され、最終処分地の選定等に必要な技術開発等の工程表を作成し、その取組の進捗状況について毎年国会に報告することや、除去土壌等の輸送ルートの方針等について地元の意見を十分に聞くこと等が盛り込まれた。

本法律は平成26年11月27日に公布、同日に一部施行され、同年12月24日に本格施行された。

(3) 法概要・措置内容

本法律は、放射性物質汚染対策特措法に基づく除去土壌等や特定廃棄物のうち、福島県内除去土壌等（福島県内において生じた除去土壌等及び特定廃棄物（事故由来放射性物質による汚染が著しいもの等））を対象にしており、国の責務として、中間貯蔵施設の整備・安全確保等に必要な措置を講ずることとされたほか、「中間貯蔵開始後30年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずる」こととされた。

また、JESCOが、国、県、県内の市町村その他の者の委託を受けて新たに中間貯蔵事業を担

¹⁸¹ 中間貯蔵施設を福島県内に設置する方針は、本法律の前に、放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針（前述）や福島特措法に基づく福島復興再生基本方針にも盛り込まれた。その後、具体的な設置場所については、自治体との調整を経て、最終的に双葉町・大熊町となった。

うこととし¹⁸²、J E S C Oの名称が「中間貯蔵・環境安全事業株式会社」に、法律の題名が「中間貯蔵・環境安全事業株式会社法」に変更された。なお、同社は、引き続き、P C B廃棄物処理事業等も行うこととされている。

なお、「中間貯蔵」の定義については、「最終処分が行われるまでの間、福島県内除去土壌等について、福島県内において除去土壌等処理基準に従って行われる保管又は処分」とされた。

(4) 適用実績

平成26年12月24日に同法律が施行されたことを受け、J E S C Oは社名を「中間貯蔵・環境安全事業株式会社」に変更し、本社に「中間貯蔵事業部」を、福島県いわき市に「中間貯蔵管理センター」を設置した。また、従来業務であるP C B廃棄物処理事業については体制等に変更なく（事業所名の変更はあった）継続することとなった。

また、平成27年3月に輸送が開始され、福島県内の除染で発生した除去土壌等について、帰還困難区域を除き令和3年度末までに中間貯蔵施設へ概ね搬入完了するという目標を達成した。令和4年12月末時点で約1,338万m³の除去土壌等（帰還困難区域を含む）が中間貯蔵施設に搬入されている。

¹⁸² 平26年10月28日（衆）環境委員会にて、これまで放射性物質を扱ってこなかったJ E S C Oの適格性・体制については、「高濃度のP C Bに関してはJ E S C Oが唯一であり、受け入れの管理からその技術の管理、その中で労働者の管理、そして環境への排出等を相当緻密に積み重ねてこられた事業体として適切である」「民間会社は、J E S C Oのような特殊会社に対する強い指揮監督権を国は有しておらず、国が求める期間、法人の業務として中間貯蔵事業が継続されることが法律などにより担保されていない」と答弁されている。

27. 東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る時効の中断の特例に関する法律（平成 25 年法律第 32 号）

(1) 立案経緯・制定趣旨

原賠法第 18 条第 2 項第 1 号は「原子力損害の賠償に関する紛争について和解の仲介を行うこと」を原子力損害賠償紛争審査会（以下「審査会」という。）の事務として規定しており、文部科学省は、審査会の和解の仲介の手続を実施する組織として「原子力損害賠償紛争解決センター」（通称 ADR センター）を設置（平成 23 年 9 月 1 日から業務開始）し、被害者と東京電力の間の和解の仲介を行っていた。しかし、審査会には毎月 300 件を超える和解の仲介の申立てがあり、当時の処理状況に鑑みると、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 724 条の不法行為に基づく損害賠償請求権の消滅時効である「被害者が損害及び加害者を知ったときから 3 年」（いわゆる短期消滅時効。最短で平成 26 年 3 月）経過前に全ての案件を処理することは困難な見込みであった¹⁸³。

しかし、民法上、和解の仲介の申立てには時効中断の効力が認められていないため、時効の完成前に和解がなされる見込みがない場合には訴訟手続に移行せざるを得ず、また、新たに利用しようとする者も、時効の完成を危惧して和解の仲介の利用を躊躇することになり、被害者にとって利点のある和解仲介制度が活用されなくなるおそれがあった。

このため、被害者が時効の完成を懸念することなく和解の仲介手続を利用されるようにするため、緊急に必要な措置として、本法律（いわゆる「原賠ADR時効中断法」）が制定されることとなった

¹⁸⁴。

(2) 国会審議及び公布・施行経緯

本法律案は、平成 25 年 4 月 23 日に閣議決定、国会に提出された。5 月 17 日の（衆）文部科学委員会では、日本共産党、社会民主党・市民連合から、そもそも短期消滅時効を適用しないこととする修正案が出されたが否決されるとともに、原案通り可決され、同月 21 日に（衆）本会議で全会一致で可決され、同月 28 日に（参）文教科学委員会でも可決、翌 29 日に（参）本会議で全会一致で可決・成立した。なお、衆参いずれにおいても、原子力損害の賠償請求権について短期消滅時効及び消滅時効・除斥期間に関して法的措置の検討を含む必要な措置を講じること等を含む附帯決議が付された。

本法律は、平成 25 年 6 月 5 日に公布・施行された。

¹⁸³ 平成 25 年 5 月 17 日（衆）文部科学委員会において、「申込件数につきましては、5 月 16 日、昨日の時点までで、6422 件」「標準的な案件につきましては、申し立てから 3 カ月程度での終結を目指すということ掲げておりました。しかしながら、申し立て件数につきましては、先ほど申し上げましたように相当多数に上るという実情がございます。平成 24 年までに申し立てがあった件数につきましては、現時点で、平均的に見ますと、終結までに 8 カ月以上を要しているというのが実情でございます。」、同月 28 日（参）文教科学委員会において、「昨年 3 月から 7 月にかけては大体月間で 400 件台、一番これまで多かった件数といたしましては昨年 5 月に 480 件に上るお申立てをいただいていた時期もございました。ところが、最近になりましてこの申し立ての件数は今減少傾向に実はなっておりまして、今年の 4 月では月間大体 340 件程度のお申立てをいただいている」との文部科学省答弁がある。

¹⁸⁴ なお、前例として、公害紛争処理法や男女雇用機会均等法等、他法律の中にも同様の規定の例があった。

(3) 法概要・措置内容

本法律では、審査会が和解の仲介を打ち切った場合¹⁸⁵に、和解の仲介を申し立てた者がその旨の通知を受けた日から一月以内に訴えを提起したときは、当該和解の仲介の申立ての時に、訴えの提起があったものとみなすものとされた。これにより、和解の仲介の途中で時効が経過した場合でも、和解の仲介の打ち切りの通知を受けた日から一月以内に裁判所に訴訟を提起すれば、和解の仲介を申し立てた時点が訴訟提起の時点とみなされることになり、その時点で時効が中断することから、債務者である東京電力は当該裁判において賠償債務の時効消滅を主張することはできなくなる。

(4) その後の法改正等

平成 29 年の民法（債権法）改正で時効中断の規定も改正されたこと等から、民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 29 年法律第 45 号）の中で「東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る時効の完成猶予の特例に関する法律」に名称変更等される等の改正があった。

その後、原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 90 号）において、本件事故に限らず、原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続一般について、和解の仲介が打ち切られた場合における時効の中断に係る特例（原賠法第 18 条の 2）が置かれるとともに、本法律は廃止された。

¹⁸⁵ 本法律第 2 条では、和解仲介の打ち切り理由が「和解の仲介によっては申立てに係る東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争が解決される見込みがない」場合に限って時効中断の効力が認められることとされているが、審査会が和解の仲介を打ち切った場合にはすべからずこの理由に該当することとなる。

28. 東日本大震災における原子力発電所の事故により生じた原子力損害に係る早期かつ 確実な賠償を実現するための措置及び当該原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効 等の特例に関する法律（平成 25 年法律第 97 号）

(1) 立案経緯・制定趣旨

福島原子力発電所事故の原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効に関しては、前述の原賠ADR時効中断法が制定されたほか、東京電力の総合特別事業計画（原子力損害賠償支援機構法に基づき平成 25 年 2 月等認定）において柔軟な対応が約束され、同社により、起算点を遅らせる、被害者と直接協議している期間は時効期間として算入せず事実上停止しているものとして扱うといった措置が講じられてきた。しかしながら、今般の原子力損害が、避難費用、財物損害、就業補償、精神的損害など多岐にわたる上に、被害者の多くは証拠収集が困難である等、事故から 3 年を経過する平成 26 年 3 月までに損害賠償が終わる見込みが立たず、賠償請求権が時効消滅するおそれがあった。

このような状況について、日本弁護士連合会¹⁸⁶をはじめとする各団体や、前述の原賠ADR時効中断法の国会審議においても、今般の原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効に関して特別の立法措置をとるべきとの主張が強くなされたところであった¹⁸⁷。

平成 25 年 11 月 8 日、自民党・公明党の提言「原子力事故災害からの復興加速化に向けて～全ては被災者と被災地の再生のために～」(与党 3 次提言) がまとめられ、この中で、「原子力損害賠償に関する消滅時効に対して地元の不安の声が残されていることに鑑み、こうした不安を払拭するため、時効停止・延長に関する法的措置を含む対応策を、与党と連携して検討すること。」が盛り込まれた。また同月、「与党・原子力損害に係る賠償請求権の時効問題に関するワーキングチーム(座長: 額賀福志郎議員(自民党)、座長代理: 大口善徳議員(公明党))」が設置され、民法 724 条前段(3 年の短期消滅時効期間)は 10 年に延長する等の案が採用されることとなった。その後、自民党及び公明党における与党内手続と並行して、野党各党からも賛同を得て、本法律(いわゆる「原賠時効特例法」)が衆議院文部科学委員委員長から提案されることとなった。

(2) 国会審議及び公布・施行経緯

本法律案は、平成 25 年 11 月 27 日の(衆)文部科学委員会で、委員会提出法律案とすることが全会一致で議決されるとともに、本案に関する決議¹⁸⁸が議決された。同法案は、翌 28 日の(衆)本会議でも全会一致で可決され、12 月 3 日の(参)文教科学委員会及び翌 4 日の(参)本会議においても全会一致で可決され、成立した。衆参いずれにおいても、本法案について討論は行われなかった。

¹⁸⁶ 日本弁護士連合会の平成 25 年 4 月 18 日の意見書では、短期消滅時効を適用しない等の主張であったが、同年 7 月 18 日の意見書では、「権利行使が可能となった時から 10 年間」等の立法措置を平成 25 年末までにすべきとの主張がなされた。

なお、前述した通り、衆参の原賠ADR時効中断法採決時の附帯決議にも盛り込まれた。

¹⁸⁷ 時効問題に対する包括的な立法措置の必要性について、文部科学大臣は、平成 25 年 5 月 28 日(参)文教科学委員会で「民法で規定された時効期間を延長したり時効を撤廃した場合の御指摘のデメリットとしては、例えば、被害者、加害者双方にとって、責任や損害の額などを明確にするために必要な書類の散逸により紛争解決が困難となったり、早期解決に向けたインセンティブが損なわれるなど、紛争解決が逆に長引いてしまうのではないかとということが考えられます。他方で、被害者の中には民法が規定する時効期間内に損害請求することが困難な事情を抱えている方もいる可能性もあるということもありますので、こうした事情を踏まえつつ、今後とも、各省庁とも連携しつつ検討していくことが必要ではないかと現時点で考えております」と答弁している。

¹⁸⁸ 「東日本大震災に係る原子力損害の被害者に対する賠償の適切かつ確実な実施に関する件」。政府に、賠償の実施状況の定期的確認及びその結果等を踏まえた時効に関する法制上の措置の検討を求めるもの。

本法律は、平成 25 年 12 月 11 日に公布・施行された。

(3) 法概要・措置内容

本法律は、特定原子力損害（平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による損害であって、東京電力が賠償責任を負うもの）を対象に、下記 2 点を定めている。

1) 早期かつ確実な賠償を実現するための措置

特定原子力損害の被害者への早期賠償のための体制を国が構築するために必要な措置として、下記が規定された¹⁸⁹。

- ・国の行政機関における特定原子力損害の賠償の円滑化のための体制の整備（具体的には、経済産業省資源エネルギー庁原子力損害対応室の拡充等が想定されている。）
- ・紛争の迅速な解決のための原子力損害賠償紛争審査会及び裁判所の人的体制の充実（具体的には、審査会の和解仲介に係る人的体制の充実、裁判所による人的体制の充実に必要な予算上の措置等が想定されている。）
- ・原子力損害賠償支援機構による相談体制及び情報提供体制の強化（原子力損害賠償支援機構法に基づき行っている情報提供窓口の設置等の被害者に対するサポート体制を一層強化することが想定されている。）

2) 消滅時効の特例

特定原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例として、民法第 724 条を下記のように読み替えることとされた。

民法第 724 条（当時）	読替後
不法行為による損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から 3 年間行使しないときは、時効によって消滅する。不法行為の時から 20 年を経過したときも、同様とする。	不法行為による損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から 10 年間行使しないときは、時効によって消滅する。損害が生じた時から 20 年を経過したときも、同様とする。

前段の短期消滅時効「10 年間」については、被害者の不安払拭等に足る一定以上の長期間にする必要性等が総合的に勘案され、民法第 167 条第 1 項の債権消滅時効（10 年間）も参考に設定された。また、後段の「20 年」の除斥期間については、晩発性の健康損害について除斥期間の起算点を当該「損害が発生した時」とする判例法理が確立していることを踏まえ、これと同趣旨で、除斥期間の起算点を「損害が生じた時」と明記したものである¹⁹⁰。

(4) その後の法改正等

平成 29 年の民法（債権法）改正で消滅時効の規定も改正されたこと等から、民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 29 年法律第 45 号）の中で「東日本大震

¹⁸⁹ 東京弁護士会発行『LIBRA Vol. 14 No. 3』2014/3「法令解説 原賠早期賠償特例法」（衆議院法制局 皆川治之氏）の記事を参考している。

¹⁹⁰ 同上。

災における原子力発電所の事故により生じた原子力損害に係る早期かつ確実な賠償を実現するための措置及び当該原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効の特例に関する法律」に名称変更等されるとともに、民法に新設された第724条の2は適用しないこととする等の改正があった。

その後、事故発生から10年を迎えるに当たって、原賠時効特例法提出時の立法事実であった、避難生活を余儀なくされたことによる証拠収集の困難さや、賠償の請求に要する時間の問題などの状況は変化してきていること、東京電力が「原子力損害賠償債権の消滅時効に関する当社の考え方について（令和元年10月30日）」において、引き続き、「原子力損害賠償債権の消滅時効に関する弊社の考え方について（平成25年2月4日）」の通り、時効の完成をもって一律に賠償請求をお断りすることは考えておらず、時効完成後も、特別事業計画に基づき最後の一人まで賠償を貫徹するべく、消滅時効に関して柔軟な対応を行うとの方針を表明していること等を踏まえ、時効期間の再延長を目指すよりも、引き続き、積極的な広報や東京電力に適切な対応を促すなどの取組を通じて、早期賠償完了につなげていくことが適切であるとの考えから、上記期間の再延長は、行われなかった¹⁹¹。

¹⁹¹ 日本弁護士連合会からは、短期消滅時効を「20年間」に再延長する等の意見書が令和2年3月18日に公表された。

29. 東京電力福島原子力発電所事故調査委員会法（平成 23 年法律第 112 号）

30. 国会法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 111 号）

(1) 立案経緯・制定趣旨

福島原子力発電所の事故の調査・検証については、政府としては、平成 23 年 5 月 24 日の閣議決定¹⁹²に基づき、「東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会」（畑村洋太郎（東京大学名誉教授・工学院大学教授）はじめ 10 人の学識経験者により構成。いわゆる「政府事故調」）¹⁹³を設置したが、この委員会が法令ではなく閣議決定に基づくことから権限が曖昧であるとの批判や、政府の対応の検証を政府に置かれる機関が行うことへの批判があった¹⁹⁴。

そのような中、自民党は、国会に第三者により構成する事故調査機関（証人喚問（罰則付き）権限を有する）を設置する骨子案をまとめた。また、公明党も、国会に事故調査機関を置くべきとし、さらに国会議員で構成する両院合同調査特別委員会を置く等の骨子案をまとめた。その後、両党で調整が進められ、平成 23 年 8 月 9 日、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会法案（第 177 回国会衆法第 24 号）及び国会法の一部を改正する法律案（第 177 回国会衆法第 25 号）（以下 2 法まとめて「野党法案」という。）が、自由民主党・無所属の会、公明党及びたちあがれ日本の 3 会派より提出された。

(2) 国会審議及び公布・施行経緯

野党法案の提出を受け、両議院の議院運営委員会の理事を中心に、各会派をメンバーとする実務者協議が行われた。当初、与党側は、公正取引委員会や人事院のように行政機関ではあるものの内閣から強い独立性を持った機関とすることを主張した。しかし野党側は、国会に事故調査機関を置くことが前提であると主張し、第 177 回国会中には結論は出ず、次期臨時国会において成案を得るようになる旨が確認された。その後も引き続き与野党の実務者協議が行われ、その結果、野党法案をベースに与党意見を一部反映した成案が取りまとめられた¹⁹⁵。

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会法案（第 178 回国会衆法第 2 号）及び国会法の一部を改正する法律案（第 178 回国会衆法第 1 号）は、平成 23 年 9 月 29 日の（衆）議院運営委員会で、同委員会提出の法律案とすることに全会一致で決し、同日の（衆）本会議に緊急上程され、全会一致で可決された。翌 30 日に（参）議院運営委員会及び（参）本会議で、それぞれ全会一致をもって

¹⁹² 「東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会の開催について」（平成 23 年 5 月 24 日）。

¹⁹³ 平成 23 年 12 月 26 日に中間報告、平成 24 年 7 月 23 日に最終報告書を取りまとめ（全 13 回開催）、平成 24 年 9 月 28 日に廃止。なお、本件事故に関しては、国会事故調や政府事故調のほか、いわゆる民間事故調（福島原発事故独立検証委員（平成 24 年 2 月 27 日報告））及びいわゆる東電事故調（福島原子力事故調査委員会（平成 24 年 6 月 20 日報告））がそれぞれ調査・報告を行った。

¹⁹⁴ 平成 23 年 5 月 31 日（参）文教科学委員会で草川昭三議員より「政府も検証される立場にあると思うんで、委員会の設置根拠が法律ではなく閣議決定にとどめたことに私は懸念を持っておるものです。（略）五月二十四日の閣議決定では委員会の調査目的や範囲がはっきりしない。」との発言有り。

¹⁹⁵ 与野党の立案・協議経緯については、中川博史（衆議院法制局法制企画調整部企画調整課）「国会原発事故調査委員会の設置」時の法令 1906 号（平成 24 年 5 月）P. 4 以下、塩崎恭久『「国会原発事故調査委員会」立法府からの挑戦状』（東京プレスクラブ、平成 23 年 12 月）及び岡田祐二（元塩崎恭久衆議院議員秘書）「国会原発事故調査委員会設置の経緯と法制上の課題」法律のひろば（平成 24 年 4 月）P. 24 以下を参考にしている。なお、与党調整後の修正点は、「両院合同協議会」が、調査について、自らは行わず、専ら第三者機関からの要請を受けて国政調査権を発動する側面支援を行うことになった点、第三者機関の調査（原則公開）の事前又は事後に予備的又は補完的調査ができることを明記した点等である。

可決された。

両法律は、10月7日に公布・10月30日に施行された。

(3) 法概要・措置内容

1) 国会法の一部を改正する法律

附則が追加され、東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故の原因究明等のため、国会に、両議院の議院運営委員会の合同協議会（以下「両院合同協議会」という。）を置き、別に法律で定めるところにより、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会（以下「国会事故調」という。）を置くこととされた。両院合同協議会の設置期限は、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会法が効力を有する期間とされている。

なお、このように、国会議員ではない民間の有識者を構成員とした第三者機関が国会に置かれたことについては、「憲政史上初の試み」と言われている¹⁹⁶。また、国会という政治の場に置かれる国会事故調については、政治的中立性の確保が強調された¹⁹⁷。

2) 東京電力福島原子力発電所事故調査委員会法

東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故の原因究明等のため、国会に、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会を置き、委員長及び委員9人をもって組織し、両院合同協議会の推薦に基づき、両議院の議長が、両議院の承認を得て、これを任命することとされた。

国会事故調は、必要に応じ、参考人招致¹⁹⁸ができるとともに、国や原子力事業者等の関係者に対し資料提出を要求することができることとされた。また、特に必要があると認めるときは、両院合同協議会に対し、国政調査を行うよう要請することができることとされた。

国会事故調は、任命の日から起算して概ね6か月後を目途として、報告書をまとめ、その提出をもってその調査活動を終了することとし、法律自体は、施行の日から起算して一年を経過した日に、その効力を失うこととされた。また、国会事故調の報告書は内閣に送付することとされ、これに関連して、上記1)の国会法改正では、内閣は、当分の間、毎年、国会に、同報告書を受けて講じた措置に関する報告書を提出しなければならないこととされた。

¹⁹⁶ 例えば、平成23年12月8日第3回両院合同協議会にて、小平会長より、「国会におきましても、憲政史上初めて、国会議員以外の有識者から成る第三者機関として、事故調査委員会を設けることを全会一致で決定した」との発言がある。

¹⁹⁷ 平成23年9月29日（衆）議院運営委員会及び翌日の（参）議院運営委員会において確認された両法の運用に関する申合せにおいて、「本院所属議員においては、党派的な立場から（中略）政治的に利用し、又はこれに政治的な影響を与えてはならないこと」「（前略）いささかも政治的中立性に欠けるとの疑念を持たれることのないよう留意すること」等が盛り込まれている。

¹⁹⁸ 民間委員に国政調査権を共有することについては野党内でも様々な議論があり、自民党案では「証人喚問」（罰則あり）の権限を付与していたが、公明党との調整によって削除され、参考人招致にとどめられた（岡田祐二（元塩崎恭久衆議院議員秘書）「国会原発事故調査委員会設置の経緯と法制上の課題」法律のひろば（平成24年4月）より）。

(4) 適用実績

1) 両院合同協議会

平成23年11月2日、衆参両議院の議長の指名で、両院からそれぞれ15人ずつ計30人が指名された。同日の第1回両院合同協議会で、会長に小平忠正（衆）議院運営委員長、会長代理に鶴保庸介（参）議院運営委員長が指名された。

その後、平成23年12月1日、12月8日に開催し、委員の推薦等が行われた。

2) 国会事故調

平成23年12月1日、両院合同協議会において、委員長及び委員の推薦が議決され、翌日、衆参両議院の本会議において承認され、同月8日、衆参両議院の議長により、黒川清委員長（医学博士、東京大学名誉教授、元日本学術会議会長）はじめ10人が任命された。

関係者ヒアリング、原子力発電所視察、タウンミーティング等を重ね、平成24年7月5日の第20回委員会で、規制当局に対する国会の監視、政府の危機管理体制の見直し、新しい規制組織の要件等の7つの提言を含む報告書がまとめられ、同日に両院議長に提出された¹⁹⁹。

3) 内閣からの報告

政府は、国会事故調及び政府事故調の報告書の提言を受けた政府によるフォローアップについて、平成24年11月に事故調フォローアップ有識者会議（座長：北澤宏一氏（民間事故調（福島原発事故独立検証委員会）委員長、前独立行政法人科学技術振興機構理事長）、事務局：内閣官房）を設置する等して検討し、これまでに平成24年度（平成25年6月）～令和3年度（令和4年6月）の11回にわたって「東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の報告書を受けて講じた措置」を閣議決定し、国会に報告した。

¹⁹⁹ 各事故調の報告書の内容は、7章1節参照。

31. 東日本大震災に対処するために必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律（平成23年法律第42号）

(1) 立案経緯・制定趣旨

東日本大震災はその被害が広範であり被害額の算定に時間を要することから、補正予算は平成23年度の補正予算として編成される方針となり、補正予算を複数回編成するという前提の下、平成23年4月28日に平成23年度第一次補正予算案（4兆153億円）が国会に提出された。

政府は、この平成23年度第一次補正予算に必要な財源を確保する必要があったが、国の厳しい財政状況からすれば財政健全化の方向性を示すことが必要であり、大規模な財政出動が必要となる復興段階を前にした復旧段階の一次補正については、国債に頼らない²⁰⁰で確保することとし、経済危機対応・地域活性化予備費の減額（約8,000億円）や基礎年金国庫負担の年金特会への繰入の減額（約2兆5,000億円）等によりその確保が行われることとなった。

なお、このうちの基礎年金国庫負担については、震災前の平成22年12月に、平成23年度限りの措置として、基礎年金給付費の2分の1と36.5%（当時の国庫負担割合）の差額を独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構特例業務勘定の利益剰余金、財政投融资特別会計財政融資資金勘定の積立金、外国為替資金特別会計の剰余金を臨時財源とする形で国庫負担とすることが決定²⁰¹されていたところ、その方針を平成23年4月19日に修正²⁰²することで、平成23年度第一次補正予算の財源としたものである。

これらの財源を東日本大震災の復興に活用できるようにするための特別措置を定め、平成23年度第一次補正予算の財源を確保する「東日本大震災に対処するために必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律」を整備した。

(2) 国会審議及び公布・施行経緯

本法律案は、平成23年4月28日に閣議決定、国会に提出された。4月30日に（衆）財務金融委員会において全会一致で可決、同日に（衆）本会議において全会一致で可決され、5月2日に（参）財政金融委員会において全会一致で可決（※附帯決議あり）、同日、（参）本会議において全会一致で可決・成立した。

本法律は、平成23年5月2日に公布・施行された。

なお、同日、平成23年度第一次補正予算は成立した。

※（参）財政金融委員会における附帯決議

東日本大震災に対処するために必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 東日本大震災の被災地域が一刻も早く復興するよう、道路、鉄道等の交通ネットワークの速やかな復旧・復興など、対応に万全を期すこと。

²⁰⁰ 平成23年5月1日 第177回国会参議院予算委員会 菅直人内閣総理大臣（対藤井基之議員）

²⁰¹ 財務大臣・厚生労働大臣・国家戦略担当大臣 合意書 「平成23年度以降の基礎年金国庫負担の取扱いについて」（平成22年12月22日）

²⁰² 財務大臣・厚生労働大臣・国家戦略担当大臣 合意書 「平成23年度の基礎年金国庫負担について」（平成23年4月19日）

- 一 平成 23 年度第一次補正予算における財源措置として活用した年金臨時財源については、平成 23 年度第二次補正予算の編成に際して見直しも含めた検討を行うこと。
- 一 子ども手当、高速道路無料化及び農家戸別所得補償等の歳出策の在り方については、平成 23 年度第二次補正予算の編成に向けて、早急に見直しの検討を進めること。
- 一 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構からの国庫納付については、臨時異例の措置とするとともに、JR 三島貨物会社への支援や北陸新幹線の債務償還等を確実に実施すること。

2章

総論 (復興庁設置以降)

(3) 法概要・措置内容

平成 23 年度において、東日本大震災に対処するために必要な財源を確保するため、財政投融资特別会計からの一般会計への繰入れの特例措置及び外国為替資金特別会計からの一般会計への繰入れの特例措置並びに独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の国庫納付金の納付の特例措置が定められた。

1) 財政投融资特別会計財政融資資金勘定からの一般会計への繰入れ

財政投融资特別会計財政融資資金勘定から 1 兆 588 億円を一般会計に繰り入れることができることとされた。

2) 外国為替資金特別会計からの一般会計への繰入れ

決算上の剰余金の繰入れに加えて、外国為替資金特別会計から 2,308 億 5,896 万 1,000 円を一般会計に繰り入れることができるとされた。

3) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の国庫納付金の納付の特例

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構は、特例業務勘定から 1 兆 2,000 億円を国庫に納付しなければならないこととされた。

4) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の国庫納付金の納付の特例

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、高速道路勘定から 2,500 億円を国庫に納付しなければならないこととされた。

32. 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成23年法律第117号）

(1) 立案経緯・制定趣旨

東日本大震災復興基本法（平成23年法律第76号）第7条において、国は、「復興及びこれに関連する施策以外の施策に係る予算を徹底的に見直し、当該施策に係る歳出の削減を図ること」及び「財政投融资に係る資金及び民間の資金の積極的な活用を図ること」等により、東日本大震災からの復興のための資金の確保に努めるものとされ、また、第8条において、「国は、東日本大震災からの復興に必要な資金を確保するため、別に法律で定めるところにより、公債を発行するもの」とされ、当該公債（以下「復興債」という。）については、「その他の公債と区分して管理するとともに、別に法律で定める措置その他の措置を講ずることにより、あらかじめ、その償還の道筋を明らかにするもの」とされた。

同法第3条に基づき策定された「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成23年8月11日改定 東日本大震災復興対策本部）では、「平成27年度末までの5年間の「集中復興期間」に実施すると見込まれる施策・事業（平成23年度第一次補正予算等及び第二次補正予算を含む）の事業規模については、国・地方（公費分）合わせて、少なくとも19兆円程度と見込まれる」とされ、その財源については、「次の世代に負担を先送りすることなく、今を生きる世代全体で連帯し負担を分かち合うことを基本とする」こととし、「5年間の「集中復興期間」中の復旧・復興事業に充てる財源は、平成23年度第一次補正予算等及び第二次補正予算における財源に加え、歳出の削減、国有財産売却のほか、特別会計、公務員人件費等の見直しや更なる税外収入の確保及び時限的な税制措置により13兆円程度を確保する」こととされた。

加えて同方針においては復興債について「その発行のあり方について十分検討するとともに、従来の国債とは区分して管理すること」、「その償還期間は、集中復興期間及び復興期間を踏まえ、今後検討すること」、「時限的な税制措置は、償還期間中に行い、その税収は、全て復興債の償還を含む復旧・復興費用に充て、他の経費には充てないことを明確化するため、他の歳入とは区分して管理することとする」ことが盛り込まれた。

さらに、同方針では、「平成23年度第三次補正予算の編成にあわせ復興債の発行及び税制措置の法案を策定し国会に提出する」こととされ、「税制措置の具体的内容については、8月以降、本基本方針を踏まえ、税制調査会において検討し、具体的な税目、年度毎の規模等を組み合わせた複数の選択肢を東日本大震災復興対策本部に報告した上で、政府・与党において改めて検討を行い、同本部において決定する」こととされた。

税制調査会においては、平成23年9月16日に「復興・B型肝炎対策財源としての税制措置の「複数の選択肢」（国税）」²⁰³が示され、「[1] 基幹税のうち、所得税・法人税に負担を求める²⁰⁴」場合と「[2] 基幹税（所得税・法人税）を中心にするが、個別間接税にも負担を求める²⁰⁵」場合の試算が10.4兆円程度と示された。この後、同年10月11日の税制調査会に「東日本大震災からの復興のための事業及びB型肝炎対策の財源等に係る税制改正大綱」が示され、「復興特別所得税（仮称）」、

²⁰³ 「複数の選択肢」に係る試算例は、こうした一連の検討のプロセスにおける「議論の素材」、ないしは「たたき台」として活用されることを目的として策定するものであり、「復興の基本方針」及び「B型肝炎訴訟の全体解決の枠組みに関する基本方針」等に基づいて、できるだけ予断を交えずに、いくつかの技術的前提を置いて作業をしたもの

²⁰⁴ 23年度税制改正事項（0.7兆円）を復興財源に充てるとともに、所得税（7.5兆円）・法人税（2.4兆円）に時限的な付加税を課すもの

²⁰⁵ 23年度税制改正事項（0.7兆円）を復旧・復興財源に充てるとともに、所得税（5.5兆円）・法人税（2.4兆円）に付加税を課し、たばこ税（等）（1.7兆円）についても臨時の特別税を課すもの

「復興特別法人税（仮称）」及び「復興特別たばこ税（仮称）」の創設が盛り込まれた。

これらの経緯を踏まえ、東日本大震災の復興財源についての法制化を目的として、税外収入に関する措置及び復興特別税の創設、復興債の発行等の措置等を規定する「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法案」が内閣から国会に提出された。

一方、後述する国会審議において、衆議院において、復興特別所得税の課税対象期間及び税率の修正、復興特別たばこ税の削除、復興債等の償還期間の延長等を盛り込んだ修正案が決議され、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」として整備された。

(2) 国会審議及び公布・施行経緯

本法律案は、平成 23 年 10 月 28 日に閣議決定、国会に提出された。11 月 7 日に（衆）本会議で趣旨説明、質疑を行い、同月 9 日に（衆）財務金融委員会において趣旨説明、同月 18 日に質疑を行った後、民主党・自民党・公明党の 3 党共同提案による修正案が提出された。この修正案提出のまえに、「税関係協議結果」（平成 23 年 11 月 10 日、民主党、自由民主党及び公明党の 3 党税制調査会長合意）、「平成 23 年度第三次補正予算等に関して」（平成 23 年 11 月 11 日、民主党、自由民主党及び公明党の 3 党政策（政務）調査会長合意）、「税外収入等について」（平成 23 年 11 月 15 日、民主党、自由民主党及び公明党の 3 党実務者合意）といった合意が 3 党間で交わされている。同月 22 日に内閣提出案及び修正案に対し参考人招致・質疑が行われ、その後内閣総理大臣出席の下質疑を行い、同日に賛成多数で修正議決（※附帯決議あり）された。修正議決法案は、同月 24 日に（衆）本会議において賛成多数で可決された。

翌 25 日に（参）本会議において趣旨説明・質疑が行なわれ、同日（参）財政金融委員会において趣旨説明を行った。同月 29 日に同委員会にて質疑及び参考人招致・質疑が行われ、賛成多数で可決（※附帯決議あり）、翌 30 日に（参）本会議において賛成多数で可決・成立した。

本法律は、平成 23 年 12 月 2 日に公布・施行（一部を除く。）された。

国会では主に以下の論点についての議論がなされた。

1) 復興債の償還期間

当時同時に審議が行われていた第三次補正予算において建設公債発行対象経費が含まれることや、単年度の負担を軽減する観点から、償還期間を建設公債と同様に 60 年とすべき、との議論があった。当初復興債の償還期間を 10 年としていたところ、野田総理大臣からは「次の世代に負担を先送りせず、今を生きる世代全体で連帯して負担を分かち合うとの復興の基本方針における考え方に立って、その期間を設定しております。長い償還期間を設定すれば、単年度の税負担が小さくなることは事実でありますけれども、若い世代は負担をし続けることになる一方、高齢世代は短い期間しか負担を負わないこととなります」と答弁している²⁰⁶。また、復興債の償還を急ぐ理由として、「少子高齢化、人口減少により将来世代の負担が増加していく中で、将来世代へのさらなる負担の先送りは避けるべきであるという考え方や、税金の使途がはっきりと実感できる間に税制措置を行う方が理解をしていただきやすいのではないか、我が国の極めて厳しい財政状況、国家の信用が厳

²⁰⁶ 平成 23 年 11 月 7 日 第 179 回国会衆議院本会議 野田佳彦総理大臣答弁（対西村康稔議員）

しく問われる歴史的な事態が進行している中、国債の信認の確保についても十分に配慮する必要があるという認識に基づき、その期間を設定しております」と答弁している²⁰⁷。その後、「税関係協議結果」において、償還期間は25年まで延長することとされた。

2) 区分管理

復興基本法においても言及されている、区分管理をどのような形で行うかについて、特別会計を設置すべきではないか、との質問に対し、野田総理大臣は「一般会計予算等において、復旧復興関連経費であることを項として明示するなど、他の経費と区分することとしており、これにより復興基本法及び復興の基本方針における区分管理及び資金の流れの透明化の要請に十分こたえることができる」としつつ、「特別会計の設置は、区分管理及び資金の流れの透明化の要請にこたえる一つの方法と考えられます」と答弁している²⁰⁸。「平成23年度第3次補正予算等に関して」において特別会計が設置されることとなった後は、特別会計設置の検討状況等についての質疑がなされた。

3) 償還財源

政府案においては、復興特別たばこ税の創設が規定されており、そのことについて「昨年十月のたばこ税率の引き上げに伴い、たばこ税収、たばこの販売代金及びJTの利益が増加していることや、葉たばこ農家に対しJT等による支援策が講じられていること等を踏まえた検討を行った」としていた²⁰⁹。これに対し、たばこ税の増税は22年度の税制改正において増税したばかりであり、小売店や葉たばこ農家等への影響が懸念されること等が国会において指摘され、最終的に、当該税目は「税関係協議結果」において削除することとされた。また、当時消費税の増税についても議論があったことから、消費税を財源とすることについても議論されたが、野田総理大臣は「社会保障・税一体改革成案において今後社会保障財源として活用するべきとしていることから、政府税調で複数の選択肢をまとめる段階において、私から、選択肢から外すように指示した」と答弁している²¹⁰。更に、更なる歳出削減が可能なのではないか、一般会計の決算剰余金が活用できるのではないか、国債整理基金特別会計の剰余金が活用できるのではないか、などといった税収以外の財源について問題提起がなされ、安易な増税に頼るべきではない、との指摘があった。なお、決算剰余金については、「平成23年度第3次補正予算等に関して」において償還費用の財源に優先して充てるよう努めることとされ、本法の附則において同旨の規定が追加された。

4) 企業優遇との批判

法人への付加税について、平成23年度税制改正において、企業の国際競争力の観点から実効税率を引き下げることとしていたことから、付加税を課したとしても実質的に減税なのではないか、法人課税を増やすべきではないか、といった点についても議論された。

※ (衆) 財務金融委員会における附帯決議

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法案に対する附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

²⁰⁷ 平成23年11月7日 第179回国会衆議院本会議 野田佳彦総理大臣答弁 (対西村康稔議員)

²⁰⁸ 平成23年11月7日 第179回国会衆議院本会議 野田佳彦総理大臣答弁 (対西村康稔議員)

²⁰⁹ 平成23年11月7日 第179回国会衆議院本会議 野田佳彦総理大臣答弁 (対西村康稔議員)

²¹⁰ 平成23年11月7日 第179回国会衆議院本会議 野田佳彦総理大臣答弁 (対西村康稔議員)

- 一 財政投融资特別会計財政融資資金勘定の剰余金の復興財源への活用の検討に当たっては、予算編成過程において、同勘定の財務の健全性に配慮を行うこと。
- 一 日本たばこ産業株式会社の株式について、政府の保有義務割合を設立時発行済株式総数の二分の一以上から発行済株式総数の三分の一超に引き下げることによる同社株式の売却に当たっては、株式市況を見極めて売却時期を慎重に判断するとともに、修正後の附則第十三条に基づき、更なる同社株式の政府保有義務の見直しの検討に当たって「たばこ事業法等に基づくたばこ関連産業への国の関与の在り方を勘案」する際には、葉たばこ農家や小売店への影響等を十分見極めること。
- 一 修正後の附則第十三条に基づき、エネルギー対策特別会計に所属する株式の保有の在り方の見直しの検討に当たって「エネルギー政策の観点を踏まえ」る際には、日本の資源確保に係る権益確保、相手国の協力関係維持への影響等を十分見極めること。
- 一 本法案が多年度にわたる復興債の発行を認めるものであることに鑑み、復興債の発行に当たっては、復興基本法に規定する基本理念に照らして真に東日本大震災からの復興に資する施策の経費に充てること。

※ (参) 財政金融委員会における附帯決議

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法案に対する附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 財政投融资特別会計財政融資資金勘定の剰余金の復興財源への活用の検討に当たっては、予算編成過程において、同勘定の財務の健全性に配慮を行うこと。
- 一 日本たばこ産業株式会社の株式について、政府の保有義務割合を設立時発行済株式総数の二分の一以上から発行済株式総数の三分の一超に引き下げることによる同社株式の売却に当たっては、株式市況を見極めて売却時期を慎重に判断するとともに、修正後の附則第十三条に基づき、更なる同社株式の政府保有義務の見直しの検討に当たって「たばこ事業法等に基づくたばこ関連産業への国の関与の在り方を勘案」する際には、葉たばこ農家や小売店への影響等を十分見極めること。
- 一 修正後の附則第十三条に基づき、エネルギー対策特別会計に所属する株式の保有の在り方の見直しの検討に当たって「エネルギー政策の観点を踏まえ」る際には、日本の資源確保に係る権益確保、相手国の協力関係維持への影響等を十分見極めること。
- 一 本法案が多年度にわたる復興債の発行を認めるものであることに鑑み、復興債の発行に当たっては、復興基本法に規定する基本理念に照らして真に東日本大震災からの復興に資する施策の経費に充てること。

(3) 法概要・措置内容²¹¹

本法律は、税外収入の確保及び時限的な税制措置の創設と、つなぎとしての復興債の発行に関する措置の両者が、復旧・復興事業を実施するために必要な当面の財源とその償還財源という観点で不可分一体の関係をなすことから、両者を一括して法制化したものである。このことは、東日本大

²¹¹ 全体にわたって、財務省の広報誌であるファイナンスに掲載された、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法について」(ファイナンス、2011年12月号)に基づいている。

震災復興基本法第8条において、復興債の発行を認めるとともにあらかじめ償還の道筋を明らかにする旨が規定されていることとも整合的である。

本法律においては、第1章に総則を定め、第2章及び第3章として財政投融资特別会計財政融資資金勘定からの国債整理基金特別会計への繰入れと日本たばこ産業株式会社及び東京地下鉄株式会社の株式の国債整理基金特別会計への所属替等の措置を定めている。これは、復興財源はまずは税外収入によるべきとの考え方によるものである。第4章及び第5章として復興特別所得税及び復興特別法人税（以下「復興特別税」という。）の創設に関する規定を設け、第6章にこれらの財源が確保されるまでのつなぎとしての復興債の発行等に関する措置を定め、第7章に復興特別税等の収入の用途に関する規定等を設けた。

主な規定及び措置内容は以下のとおり。

1) 基本原則

復興債の収入をもって充てられる費用の財源は、歳出の削減に加えて、復興特別税、財政投融资特別会計財政融資資金勘定の積立金、日本たばこ産業株式会社及び東京地下鉄株式会社の株式の処分収入並びに国有財産の処分による収入その他の租税収入以外の収入によって確保することとした。この原則により、これらの財源によって確保される範囲を超えて復興債を発行することはできないこととされるものであった。

2) 財政投融资特別会計財政融資資金勘定の積立金の活用

財政投融资特別会計財政融資資金勘定では、金利動向等によって損失が発生することがあり得るため、毎年度の剰余金は、特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）により、政令で定める水準（総資産の50/1,000）にいたるまで金利変動準備金として積み立てることとされているところ、本法律に基づき、平成24年度から平成27年度まで、財政投融资特別会計財政融資資金勘定から、各年度の予算をもって定める額を国債整理基金特別会計に繰り入れることができることとしている。

なお、当時において、財政融資資金勘定の金利変動準備金は累次の特例措置が講じられてきた結果、ほぼ枯渇した状態にあり、行政刷新会議の特別会計仕分けにおいて金利変動準備金に必要な額の評価結果が出されていたが、復興財源として活用することから、復興期間が終了するとされていた平成32年度（令和2年度）までの間、一般会計から財政融資資金勘定へ繰入れを行うことができることとする規定が、万が一に備えた特例措置として附則に設けられた。

3) 日本たばこ産業株式会社の株式の処分

日本たばこ産業株式会社法（昭和59年法律第69号）において、政府は、設立時に無償譲渡された株式の総数の2分の1以上の保有及び発行済株式総数の3分の1超を保有していなければならないこととされており、当時、政府は同社の株式総数の50%を、財政投融资特別会計の投資勘定において保有していた。

本法律においては、同社の株式の総数の3分の1を超えて保有するために必要な数を上回る数に相当する数の株式（同社の株式総数の約16.7%）を、復興債の償還費用財源に充てるため、同勘定から無償で国債整理基金特別会計に所属替を行い、できる限り早期に処分することとした。

加えて、附則において、日本たばこ産業株式会社の株式に係る政府保有義務割合を発行済株式総数の3分の1超に引き下げる措置を講じたが、定款変更等株主総会において3分の2以上の賛成が

必要な特別決議を阻止することは引き続き可能であり、重要な経営政策への一定の公的関与の確保のために必要な政府保有比率の最低限度は引き続き確保されることとなった。

4) 東京地下鉄株式会社の株式の処分

政府は、東京地下鉄株式会社の発行済株式総数の53.4%を保有（うち50.4%分については国債整理基金特別会計に所属、旧国鉄清算事業団への無利子貸付の代物弁済により取得した3%分については一般会計に所属）していた。

本法律により、東京地下鉄株式会社の株式の処分収入を復興債の償還費用財源に充てるため、同社の株式のうち一般会計に所属している3%分の株式について、無償で国債整理基金特別会計に所属替をすることとした。

5) 復興特別税の創設

復旧・復興のための財源に係る税制措置については、「東日本大震災からの復興の基本方針」において、「復旧・復興のための財源については、次の世代に負担を先送りすることなく、今を生きる世代全体で連帯し負担を分かち合うことを基本とする」とされたことを踏まえつつ、

- ① 経済への配慮、
- ② 簡素な税制、
- ③ 適切な税制措置の期間設定、
- ④ 平成23年度税制改正等との関係

といった観点等を総合的に勘案し、所得税額及び法人税額に対する時限的な付加税として、復興特別所得税及び復興特別法人税が創設されることとなった。

復興特別所得税については、現行の所得税額に対して平成25年1月から平成49年（令和19年）12月までの時限的な措置として、2.1%の付加税を創設した（納税義務者・源泉徴収義務者は所得税の納税義務者・源泉徴収義務者と同じとしている）。

また、復興特別法人税については、平成23年度税制改正における法人税の実効税率の引下げ及び課税ベースの拡大を実施した上で、平成24年度から平成26年度までの時限的な措置として、法人税額に対して10%の付加税を創設した。課税標準は法人税額とし、納税義務者は法人税の納税義務者と同じとしている。なお、平成23年度税制改正における法人税の実効税率引下げ及び課税ベース拡大の施行時期は平成24年度からとすることとされた。本法律では、これらの時限的な税制措置を実施するために必要な事項を規定した。

復興特別所得税の課税期間は、国会に提出した政府案においては、平成25年1月から平成34年（令和4年）12月までの10年間とされていたところ、衆議院における修正²¹²により、平成25年1月から平成49年（令和19年）12月までの25年間とされた。また、復興特別所得税の税率についても、当初案の100分の4から100分の2.1とされた。さらに、時限的な税制措置として、たばこ1本につき1円の臨時特別税の創設に係る規定が設けられていたところ、当該規定については削除された。

6) 復興債の発行

²¹² 民主党、自由民主党、公明党の3党の税制調査会長間で確認された「税関係協議結果」（平成23年11月10日）において、たばこ税の取扱いについてこれを盛り込まないこと、所得税付加税の期間を25年間（平成25年1月から平成49年12月）とすることとされている。

復興特別税等による収入が確保されるまでのつなぎとして、平成 23 年度第三次補正予算以降平成 27 年度までの各年度において、復興費用の財源に充てるため、各年度の予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、復興債を発行することができることとした。

7) 年金臨時財源相当分の復興債の発行

平成 23 年度第一次補正予算において減額された基礎年金の国庫負担の追加に要する費用の財源として、復興債を発行することができることとした。

平成 23 年度当初予算において基礎年金国庫負担割合を 36.5%から2分の1に引き上げるために年金臨時財源 2.5 兆円を確保していたが、平成 23 年度第一次補正予算の財源を確保するため、基礎年金国庫負担の年金特別会計への繰入れは減額補正された。その後、平成 23 年 8 月 9 日の民主党・自由民主党・公明党の3党の幹事長の「確認書」において、「第三次補正予算の編成の際に、復興債で補てんすることとし、そのための財源確保策と併せて、各党で検討する」こととされていた。

これらを踏まえ、平成 23 年度第三次補正予算において基礎年金国庫負担の追加のための費用を計上することとし、上記の経緯を踏まえてこれに必要な費用を復興費用とみなすことにより、復興債を発行することができることとしている。

8) 復興費用の範囲の明確化

復興債の発行対象経費である復興費用の範囲について、毎会計年度、国会の議決を経なければならないこととした。

復興債の発行対象経費は、東日本大震災復興基本法第2条に定める基本理念及びこれを具体化する「東日本大震災からの復興の基本方針」に示されているが、極めて多岐にわたり一義的には明らかではないことから、予算総則で定めて国会の議決を経ることとしたものである。

9) 建設公債及び特例公債との関係

復興債の発行対象経費については、実態においては財政法第4条に基づく建設公債の発行対象経費である公共事業費と共通する部分が多いと考えられる。建設公債には、60年かけて償還する、いわゆる「60年償還ルール」が適用されている。しかし、「東日本大震災からの復興の基本方針」において、復興のための財源については、「次の世代に負担を先送りすることなく、今を生きる世代全体で連帯し負担を分かち合う」こととされており、60年償還ルールが適用される建設公債で賄うことは、東日本大震災復興基本法及び「東日本大震災からの復興の基本方針」の考え方になじまない。このため、復興費用については、建設公債の発行を認めないことを法律上明確に規定した。

なお、特例公債は一般会計予算の歳入歳出の差額を補てんするために発行が認められるものであり、特定の費用を賄うために認められる復興債や建設公債とはそもそも性質が異なることから、東日本大震災復興特別会計が存在しなかった平成 23 年度においては、「平成二十三年度における公債の発行の特例に関する法律」(平成 23 年法律第 106 号)を本法律で附則改正し、復興費用について特例公債の発行を認めないことを明確にしている。

10) 復興債の償還

復興債及び当該復興債に係る借換国債について、平成 49 年度(令和 19 年度)までの間に償還することとしている。

復興債は、特に償還財源において他の公債とは明確に区別され、毎年度見込まれる政府保有株式

の処分収入や復興特別税の収入を順次償還に充てていくことになる。最後まで見込まれる収入は復興特別所得税であり、この課税期間が平成49年（令和19年）までであることから、復興債の償還年限を平成49年度（令和19年度）としたものである。

11) 収入の使途

復興基本法第9条では、復興に係る国の資金の流れについて、透明化を図ることが求められている。このため、本法律の規定に基づき確保した財源の使途については、復興費用と償還費用のいずれに充当するかを明確に規定した。

まず、財政投融资特別会計財政融資資金勘定の積立金については、特別会計に関する法律により、政令で定める水準を超える場合には、超過金額の範囲内で国債整理基金特別会計に繰り入れることができる旨が規定されているところ、本法律に特例規定を設けることで、特別会計に関する法律に基づく政令で定められた金額にかかわらず国債整理基金特別会計に繰り入れて復興債の償還財源に充てることとされた。

次に、日本たばこ産業株式会社及び東京地下鉄株式会社の株式の売払収入については、政府保有義務が外れた部分の株式については国民共有の資産であることに鑑み、従来、国民共有の負債である国債の償還に充てることとされてきたことから、復興債の償還財源に充てることとされた。

なお、集中復興期間の終盤にかけて、復興特別税の収入が復興費用の金額を上回り、復興債の発行を行わなくて済む状況も想定されることから、復興特別税の収入については、復興費用と償還費用の双方の財源に充てることとされた。

12) 償還最終年度における精算規定

復興債の償還最終年度における精算規定として、平成49年度（令和19年度）における復興特別所得税の収入について、償還費用の財源に充ててもなお残余がある場合、当該残余の額については特例公債の償還財源に充てることとしている。また、復興債の償還が平成48年度（令和18年度）以前に完了する場合には、当該年度から平成48年度（令和18年度）までの復興特別税の収入等について、同様に特例公債の償還財源に充てることとされた。

特例公債については、本来その発行が望ましいものではないことから、速やかに減債に努める旨が特例公債法において規定されている。このため、残余がある場合の使途として、特例公債の償還財源に充てることとしたものである。

13) 復興財源確保のための措置の見直し

政府は、この法律の施行後適当な時期において、復興の状況等を勘案して、復興費用のあり方及び復興施策に必要な財源を確保するための各般の措置のあり方について見直しを行うこととしている。

14) 租税収入以外の収入による財源の確保

復興財源フレームの見直しを行うに際し、政府は、平成23年度から平成34年度（令和4年度）までの間において2兆円に相当する金額の償還費用の財源に充てる収入を確保することを旨として、次のi)及びii)について検討を行うこととし、その結果、株式の全部又は一部を保有する必要がないと認めるときは、法制上の措置その他必要な措置を講じた上で、当該株式について、できる限り早期に処分することとしている。

- i) 日本たばこ産業株式会社の株式について、たばこ事業法等に基づくたばこ関連産業への国の関与の在り方を勘案し、その保有の在り方を見直すことによる処分の可能性についての検討。
- ii) エネルギー対策特別会計に所属する株式について、エネルギー政策の観点から踏まえつつ、その保有の在り方を見直すことによる処分の可能性についての検討。

このほか、租税収入以外の収入による償還費用の財源を確保するため、日本郵政株式会社の株式²¹³（政府に保有義務が課された、総株主の議決権の3分の1超に係る株式を除く。）について、日本郵政株式会社の経営の状況、収益の見通しその他の事情を勘案しつつ処分のあり方を検討し、その結果に基づいて、できる限り早期に処分することとしている。また、検討の結果に基づき平成34年度（令和4年度）までに行った株式の処分による収入については、償還費用の財源に優先的に充てることとしている。

15) 決算剰余金の償還費用の財源への活用

政府は、平成23年度から平成27年度までの間の各年度の一般会計歳入歳出の決算上の剰余金を公債又は借入金の償還財源に充てる場合においては、復興債の償還費用の財源に優先して充てるよう努めることとしている。

本規定は、民主党、自由民主党、公明党の3党で確認された「平成23年度第三次補正予算等に関して」を踏まえて、衆議院における修正により追加されたものである。

16) 復興特別税の負担軽減措置

上記14)及び15)により償還費用の財源の確保が見込まれる場合に、13)の見直しの結果に基づく復興費用の見込額を勘案しつつ、復興特別税に係る税負担の軽減のための所要の措置を講ずることとしている。

17) 復興に係る特別会計の設置

政府は、東日本大震災からの復興に係る国の資金の流れの透明化を図るとともに復興債の償還を適切に管理するため、復興事業に係る歳入歳出を経理する特別会計を平成24年度において設置することとし、必要な法制上の措置を講ずることとされている。また、当該特別会計は、平成23年度第三次補正予算において発行した復興債の償還に係る債務等について承継することとされている。

本規定は、「平成23年度第三次補正予算等に関して」を踏まえ、衆議院における修正により追加されたものである。

²¹³ 日本郵政株式会社の株式については、「日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律」（平成21年法律第100号。以下「凍結法」という。）により売却の凍結が措置されている。したがって、当該株式を売却するためには、凍結法の廃止等を定めた、「郵政改革法及び日本郵政株式会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」及び郵政株式の売却及び郵政事業の実施主体の再編成を定めた「郵政改革法案」の成立が前提となる。

(4) 改正経過・概要

1) 所得税法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 10 号）による改正

平成 25 年 12 月 5 日、「好循環実現のための経済対策」において、「経済の好循環を早期に実現する観点から、経済政策パッケージに盛り込まれた所得拡大促進税制の拡充や政労使会議での取組とともに、足元の企業収益を賃金の上昇につなげていくきっかけとするため、復興特別法人税を 1 年前倒しで廃止する」ことが決定された。

同対策においては、「復興特別法人税の一年前倒しでの廃止に当たっては、「集中復興期間」における 25 兆円程度のいわゆる「復興財源フレーム」の財源を確実に確保するために必要な金額を、平成 24 年度決算剰余金の一部を活用し、東日本大震災復興特別会計に繰り入れる」²¹⁴こともあわせて示された。

同対策によって決定した復興特別法人税の 1 年前倒しでの廃止及び財源の補填について、法律上の規定を整備する「所得税法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 10 号）」が平成 26 年 3 月 20 日に成立し、同法の規定により「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」についても改正がなされた。

2) 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 23 号）による改正

平成 27 年 6 月 24 日に復興推進会議が決定した「平成 28 年度以降の復旧・復興事業について」では、「被災地が安心して復興事業に取り組むことができるよう、復興を更に加速させるため、・・・復興・創生期間 5 年間の財源を予め確保する」こととされた。同決定においては、「集中復興期間における復興事業費は、平成 26 年度における復興事業の執行状況を踏まえると、平成 27 年度予算までにおいて 25.5 兆円程度（国・地方合計（公費分））となる見込みであり²¹⁵、復興・創生期間における復興事業費の見込み 6.5 兆円程度を踏まえると、復興期間 10 年間における復興事業費は合計で 32 兆円程度²¹⁶と見込まれる」とされ、復興・創生期間における各年度の事業規模²¹⁷の管理を適切に行い精度の高い予算とすることが決定されていた。

この時点において、「これまで計上した復興財源（26.3 兆円）については、実績等を踏まえると 28.8 兆円程度の収入となると見込まれ」、これに加え、最大 3.2 兆円程度を確保することにより、復興・創生期間を含む復興期間 10 年間の復興財源 32 兆円程度を確保することとされた。この 3.2 兆円の確保については、①財政投融资特別会計財政融資資金勘定における平成 27 年度までの積立金の活用、同特別会計投資勘定からの受入れなど国の保有する資産の有効活用等による税外収入（決算剰余金を除く）の確保で 0.8 兆円程度、②一般会計からの繰入れで 2.4 兆円程度とすることとされた。

加えて、復興債については、「復興・創生期間における復興事業費を賄うための一時的なつなぎと

²¹⁴ 復興特別法人税の一年前倒しでの廃止に伴い、集中復興期間における「復興財源フレーム」の財源（25 兆円程度）のうち約 8,000 億円が減収となるものであった。

²¹⁵ 平成 23 年度から平成 25 年度までについては決算、平成 26 年度については決算見込み、平成 27 年度については予算による。

²¹⁶ 原子力損害の賠償に関する法律（昭和 36 年法律第 147 号）、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成 23 年法律第 94 号）に基づき、事業者が負担すべき経費等は含まれていない。

²¹⁷ 復興・創生期間の各年度における事業規模は、平成 28 年度 2.0 兆円程度、平成 29 年度 1.6 兆円程度、平成 30 年度 1.2 兆円程度、平成 31 年度 0.9 兆円程度、平成 32 年度 0.8 兆円程度と試算していた。

して、同期間における復興債の発行を可能とする」こととし、「当該期間に発行される復興債を含め、復興期間に発行された復興債については、・・・平成49年度までに償還するもの」とされた。

同決定において盛り込まれた復興財源の確保及び復興債の発行について、法律上の規定を整備する「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律（平成28年法律第23号）」が平成28年3月31日に成立した。これにより、復興債の発行期間が平成32（令和2）年度までの5年間延長されるとともに、財政投融资特別会計投資勘定から国債整理基金特別会計への繰入金及び日本郵政株式会社の株式処分収入を復興債の償還費用に充てる等の措置を行うことが可能となった。

3) 復興庁設置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第46号）による改正

復興庁の設置期限を前に、当該期限を延長するための復興庁設置法等の改正と併せ、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法及び特別会計に関する法律が改正された。

本法律では、復興財源確保の特別措置等に係る期間の延長として、復興債の発行期間、政府保有株式の売却収入・その他税外収入の復興財源への充当期間等を5年間延長し、令和7年度までとした。加えて、特別会計に関する法律において、日本郵政が自己株式の消却を実施した場合の株式の所属替について規定したと併せて、当該日本郵政株式の追加売却に伴う売却収入を復興債の償還財源に充当する規定を整備した。

当該法律は、一部公布日施行とされた規定を除き、令和3年度4月1日に施行された。

33. 東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律（平成23年法律第118号）

(1) 立案経緯・制定趣旨

東日本大震災復興基本法（平成23年法律第76号）第2条の基本理念に基づき、「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成23年8月11日改定 東日本大震災復興対策本部）においては、「実施する施策」として、「東日本大震災を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災等のための施策」（以下本項目において「全国防災事業」という。）が位置付けられた。この全国防災事業に要する費用としては、地方負担分等が約0.8兆円と推計され、その財源を地方団体自らが確保する必要があった。他方、全国防災事業は、現在および将来の国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会を構築するために不可欠な事業であることから、国を挙げて推進する必要があると考えられた。

税制調査会においては、平成23年9月16日に「復興・B型肝炎対策財源としての税制措置の「複数の選択肢」（地方税）」が示され、「[1] 基幹税のうち個人住民税に負担を求める²¹⁸」場合と「[2] 基幹税（個人住民税）とともに、個別間接税（地方たばこ税）にも負担を求める²¹⁹」場合の試算が0.8兆円程度と示された。この後、同年10月11日の税制調査会に「東日本大震災からの復興のための事業及びB型肝炎対策の財源等に係る税制改正大綱」が示され、個人住民税の均等割の標準税率特例及び地方たばこ税の税率特例が盛り込まれた。

これらを踏まえ、円滑に地方団体が事業実施をできるよう、臨時的に個人住民税（道府県民税・市町村民税）の均等割の標準税率及び地方たばこ税（道府県たばこ税・市町村たばこ税）の税率を引き上げることで、必要な財源を確保することとし、「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律案」は提出された。この法律案による個人住民税の均等割の標準税率特例により0.15兆円、地方たばこ税の税率特例により0.48兆円、加えて平成23年度税制改正による個人住民税の所得控除等の見直しにより0.20兆円を合わせて、約0.8兆円程度の財源を確保する見込みであった。

なお、特別税方式ではなく、標準税率及び税率の引き上げとした理由には、新たな税制措置が時限措置である中、納税者や特別徴収義務者の負担に配慮し、簡素な仕組みが求められたところ、仮に特別税を創設した場合には申告書やシステム等に大きな修正が各地方団体において必要となり、多額の経費を要することが挙げられる。また、個人住民税均等割については、地方団体が全国防災事業を実施する際、財源を歳出削減により捻出するか、税により捻出するか等について選択することを可能とすべく、一律の税率引き上げではなく、標準税率を引き上げることとした。

一方、後述する国会審議において、修正決議がなされ、個人住民税の均等割の標準税率の特例について、適用期間を5年度間延長して10年度（平成26年度～平成35年度（令和5年度））とし、標準税率に加算する額を500円から1,000円に引き上げるとともに、地方たばこ税の税率の特例に関する規定を削除することとされた。この結果、「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」は個人住民税の均等割の標準税率の特例により、全国防災事業の地方負担分財源を確保する（個人住民税の均等

²¹⁸ 個人住民税均等割の税率を時限的に引き上げる（0.6兆円）とともに、23年度税制改正事項（個人住民税の所得控除等の見直しによる増収額約0.06兆円（平年度ベース））（0.2兆円）を復興財源に活用。

²¹⁹ 個人住民税均等割の税率の時限的な引上げ（0.15兆円）及び地方たばこ税の臨時的引上げ（0.48兆円）とともに23年度税制改正事項（個人住民税の所得控除等の見直しによる増収額約0.06兆円（平年度ベース））（0.2兆円）を復興財源に活用。

割の標準税率特例により、0.6兆円、加えて平成23年度税制改正による個人住民税の所得控除等の見直しにより0.20兆円を合わせて、約0.8兆円程度の財源を確保する）法律として整備された。

(2) 国会審議及び公布・施行経緯

本法律案は、平成23年10月28日に閣議決定、国会に提出された。11月7日に（衆）本会議で趣旨説明、質疑を行い、同月17日に（衆）総務委員会において趣旨説明、同月22日民主党・自民党・公明党の3党共同提案による修正案が提出され、質疑を行い、賛成多数で修正議決（※附帯決議あり）が行われた。修正議決法案は、同月24日に（衆）本会議において賛成多数で可決された。

翌25日に（参）本会議において趣旨説明・質疑が行われ、同日（参）総務委員会において趣旨説明を行った。同月29日に同委員会にて質疑が行われ、賛成多数で可決（※附帯決議あり）、翌30日に（参）本会議において賛成多数で可決・成立した。

本法律は、平成23年12月2日に公布・施行された。

衆議院における修正案の提出経緯は以下のとおり。

法案提出を受けて、民主党・自民党・公明党の3党の税制調査会長が協議を行い、たばこ税は盛り込まないこと、個人住民税均等割を10年間1,000円引き上げることなどの「税関係協議結果」が平成23年11月10日に合意された。

これを受けて、「平成23年度第三次補正予算等に関して」（平成23年11月11日、民主党、自由民主党及び公明党の3党政策（政務）調査会長合意）、「税外収入等について」（平成23年11月15日、民主党、自由民主党及び公明党の3党実務者合意）が交わされ、「税関係協議結果」に沿った修正案が提出された。

国会では主に以下の論点についての議論がなされた。

1) 復興財源としての個人住民税の均等割の標準税率引き上げの是非

全国防災対策事業としていても結果的には、被災地あるいは大規模災害が想定される地域が中心となって防災対策費の配分が行われると想定されること、また、個人住民税の住民への応益性の強さ及び自治体の課税自主権の観点といった、税としての性格上から、個人住民税の均等割の標準税率引き上げの是非についての指摘がなされた。この点については、原理原則の税の性格を踏まえつつも、「全国民がひとしく受けていただくという意味で地方住民税で幅広く薄く御負担をいただく」ものとし、さらに各事業は一定の防災力強化につながるものであることから「応益性を持っていることは事実」として、理解を求めた。

2) 均等割とした理由

均等割とした理由についての指摘に対し、「できるだけ広く薄く」という観点から納税義務者の数²²⁰を勘案し、「広ければ広いほど額が少なくなるという意味」で、個人住民税の均等割の引き上げにより確保することとしたとしている。

3) 低所得者層への配慮・担税力に応じた引き上げの必要性

個人住民税の均等割の標準税率引き上げについて、低所得者における負担が大きいとの観点から、等しい負担とは言えず、担税力に応じた負担とすべきとの指摘があった。この点、所得に応じた負

²²⁰ 均等割 5,936万人、所得割 5,477万人、所得税 5,052万人。

担としては、国の復興財源確保のために所得税に付加税を課すこととしており、国税の所得税は定率とし、地方税の個人住民税は定額とすることで、「両者のバランスをとる負担をお願いするという一方を担っている」という形をとったものとの整理を行った。また、修正案でも同様の指摘がなされたが、同様の整理の上、均等割は、非課税限度額制度により、所得が低く担税力が弱い者には課税されないほか、障害者、寡婦等で合計所得金額が125万円以下（令和3年度以降においては、135万円以下）の者については非課税になる、低所得者にも配慮をした仕組みになっている点も踏まえての理解を求めた。

4) 既に超過課税を行っている自治体での対応

森林環境保全等の施策の財源に充てること等を目的として、個人住民税均等割の超過課税を実施している都道府県が31団体ある中での対応については、超過課税とは異なり、あくまで今般の措置は全国的に標準税率の引き上げとして行うものであることについての理解を求めた。

※（衆）総務委員会における附帯決議

東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- ・ 個人住民税均等割の標準税率の特例措置については、法案の修正の経緯を踏まえ、住民の生命・財産の安全に直結する緊急防災・減災事業の財源確保のために講じられるものであることを明らかにしつつ、国民の理解が得られるよう、周知広報を徹底すること。また、法案の修正に伴い、緊急防災・減災事業の実施に不測の支障が生ずることのないよう措置すること。
- ・ 緊急防災・減災事業の実施については、各地方公共団体の自主的判断を尊重するとともに、緊急防災・減災事業を実施しなかった団体や既定経費の節減等により個人住民税均等割の税率を引き上げることなく事業を実施した団体が不利益に取り扱われることのないようにすること。
- ・ 緊急防災・減災事業の実施に伴い同種の既存事業の縮減が行われ、個人住民税均等割の引上げにより得られた財源が他の事業の財源として振り替えられたのと同様の結果を招くことのないようにすること。

※（参）総務委員会における附帯決議

東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律案に対する附帯決議（案）

政府は、本法施行に当たり、次の事項について、その実現に努めるべきである。

- ・ 個人住民税均等割の標準税率の特例措置については、法案の修正の経緯を踏まえ、住民の生命・財産の安全に直結する緊急防災・減災事業の財源確保のために講じられるものであることを明らかにしつつ、国民の理解が得られるよう、周知広報を徹底すること。また、法案の修正に伴い、緊急防災・減災事業の実施に不測の支障が生ずることのないよう措置すること。
- ・ 緊急防災・減災事業の実施については、各地方公共団体の自主的判断を尊重するとともに、円滑な事業の執行に向け、適切な支援を行うこと。また、同事業を実施しなかった団体や既定経費の節減等により個人住民税均等割の税率を引き上げることなく同事業を実施した団体を不利益に取り扱うことのないようにすること。

- ・緊急防災・減災事業の実施に伴い同種の既存事業の縮減が行われ、個人住民税均等割の税率の引上げにより得られた財源が他の事業の財源として振り替えられたのと同様の結果を招くことのないようにすること。

(3) 法概要・措置内容

内閣提出時の法律案においては、以下の特例が盛り込まれた。

- ・個人住民税の均等割の標準税率特例

平成26年度から平成30年度までの各年度分の個人住民税の均等割の標準税率について、道府県民税にあつては年額200円を、市町村民税にあつては年額300円を加算

- ・地方のたばこ税の税率特例

平成24年10月1日から平成29年9月30日までの間に売り渡し等が行われた製造たばこに係る地方のたばこ税の税率について、道府県たばこ税にあつては1,000本本につき395円を、市町村たばこ税にあつては1,000本本につき605円を、加算

一方、衆議院での修正案により、法律の措置内容は以下のとおりとされた。

- ・個人住民税の均等割の標準税率特例

平成26年度から平成35年度（令和5年度）までの各年度分の個人住民税の均等割の標準税率について、道府県民税及び市町村民税に年額500円を加算

34. 平成二十三年東北地方太平洋沖地震等による災害からの復旧復興に資するための国会議員の歳費の月額の特例に関する法律（平成23年法律第11号）

(1) 立案経緯・制定趣旨

東日本大震災からの復興のため、個人や企業が寄付や支援物資等により支援を行うなか、国会議員が地方自治体や日本赤十字社党への寄付を行うことは公職選挙法（昭和25年法律第100号）第199条の2の規定（公職の候補者等の寄附の禁止）に抵触する疑義があることから、歳費を削減し、その削減分を被災地の復旧・復興に回すことで、被災者の苦難を分かち合うことが検討された。そのような中、民主党、自民党、公明党の幹事長・国会対策委員長による会談が行われ、国会議員1人当たりの歳費（給与）を300万円削減することで3党が合意した（平成23年3月28日²²¹）。これを受け、平成23年4月から9月までの各議院の議長・副議長及び議員の歳費の月額をそれぞれ50万円ずつ削減する特例を措置する「平成二十三年東北地方太平洋沖地震等による災害からの復旧復興に資するための国会議員の歳費の月額の特例に関する法律」が制定された。

(2) 国会審議及び公布・施行経緯

本法律案は、平成23年3月31日に衆議院議院運営委員長の発議により、衆議院議院運営委員会の委員会提出法律案として衆議院に提出された。同日に全会一致で（衆）本会議において可決され、（参）議院運営委員会において全会一致、（参）本会議において賛成多数で可決・成立した。本法律は、同日に公布され、翌4月1日に施行された。

(3) 法概要・措置内容

東日本大震災によって、多数の人々が犠牲になり、多数の被災者が多大の苦難を強いられ、不自由な生活を余儀なくされている状況に鑑み、多くの国民と共に被災者の苦難を分かち合い、被災者の生活の早期の再建、被災地域の産業の早期の復興その他の被災地域の復旧復興に資するため、各議院の議長、副議長及び議員の歳費の月額をそれぞれ50万円減額する措置を講じた。

本法律の附則において、平成23年4月分から同年9月分までの歳費の月額について適用される旨規定された。

なお、本法律の題名及び趣旨（同法第1条）においては、「平成二十三年東北地方太平洋沖地震」という地震呼称が用いられており、これは法律案立案当時において、震災の正式呼称が定まっていなかったためである（「東日本大震災」という呼称は同年4月1日に閣議決定。）。

また、本法律により削減される歳費の額は国会全体で21億6,600万円であった²²²。

²²¹ 平成23年3月28日 日本経済新聞「歳費300万円削減、民自公3党合意 改正案を提出へ」

²²² 雅粒社「時の法令（1884号）」平成23年6月30日 P.34

35. 国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成24年法律第2号）

(1) 立案経緯・制定趣旨

月例給を平均0.23%引き下げること等を内容とする平成23年9月30日の人事院勧告²²³に鑑み、給与の改定について定めるとともに、我が国の厳しい財政状況及び東日本大震災に対処する必要性に鑑み、一層の歳出削減が不可欠であることから、国家公務員の人件費を削減するため、国家公務員の給与に関する特例を定める「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」が制定された。

(2) 国会審議及び公布・施行経緯

本法律案は、平成24年2月22日に民主党・自由民主党・公明党の3党提出により、衆議院へ議員提出法案として提出された。同日に（衆）総務委員会に付託され、翌23日に自由民主党・公明党より、修正案が提出され、賛成多数で修正議決された。同日に（衆）本会議において賛成多数で可決された。同月28日に（参）総務委員会において賛成多数、翌29日に（参）本会議において賛成多数で可決・成立した。

本法律は、同日に公布され、翌3月1日に施行（一部を除く。）された。

なお、衆議院における修正議決の結果、附則第12条において、「地方公務員の給与については、地方公務員法（昭和25年法律第261号）及びこの法律の趣旨を踏まえ、地方公共団体において自主的かつ適切に対応されるものとする」旨の規定が盛り込まれた。

(3) 法概要・措置内容

・人事院勧告に係る給与改定

平均0.23%の俸給月額の下げを行うとともに、経過措置額を平成26年4月に全額廃止し、それを原資に昇給回復する措置を講ずることとされ、また、特別職給与法²²⁴及び防衛省職員給与法²²⁵の適用者についても、一般職に準じて改定することとされた。

・給与減額支給措置（措置期間：平成24年4月～平成26年3月末）

1) 一般職給与法²²⁶適用者

・俸給月額

本省課室長相当職員以上（指定職、行(一)10～7級） ▲9.77%

本省課長補佐・係長相当職員（行(一)6～3級） ▲7.77%

係員（行(一)2、1級） ▲4.77%

その他の俸給表適用職員については、行(一)に準じた支給減額率

・俸給の特別調整額（管理職手当） 一律▲10%

²²³ 政府は、我が国の厳しい財政状況と東日本大震災に対処する必要性に鑑み、平成23年6月3日に閣議決定された国家公務員の給与の臨時特例に関する法律案が、「今般の人事院勧告による給与水準の引下げ幅と比べ、厳しい給与減額支給措置を講じようとするものであり、また、総体的にみれば、その他の人事院勧告の趣旨も内包しているものと評価できることなど」を理由に、人事院勧告を実施するための給与法改正法案を提出しないことを平成23年10月28日に閣議決定していた。

²²⁴ 特別職の職員の給与に関する法律（昭和24年法律第252号）

²²⁵ 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号）

²²⁶ 一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）

- ・期末手当及び勤勉手当 一律▲9.77%
- ・委員、顧問、参与等の日当 上限額を▲9.77%
- ・地域手当等の俸給月額に連動する手当（期末・勤勉手当を除く。）の月額は、減額後の俸給月額等の月額により算出

2) 特別職給与法適用者

- ・俸給月額等
 - 内閣総理大臣 ▲30%
 - 国務大臣クラス・副大臣クラス ▲20%
 - 大臣政務官クラス、常勤の委員長等・大公使等（上記以外の者） ▲10%
- ・期末手当
 - 内閣総理大臣、国務大臣・副大臣クラス 俸給月額の支給減額率と同じ
 - 上記以外の者 一律▲9.77%
- ・非常勤の委員等の日当 上限額を▲9.77%
- ・秘書官 一般職給与法適用対象者に準じて措置

3) 防衛省職員給与法適用者

- ・俸給月額等 一般職の国家公務員と同様の減額措置を実施
- ・給与減額支給措置の特例
 - 自衛官（将・将補（一）を除く。）並びに自衛隊の部隊及び機関に勤務する事務官等については、平成24年4月1日から6月を超えない範囲内で政令で定める期間における給与減額支給措置の適用について、政令で特別の定めをすることができる。

4) その他

裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律（平成24年法律第4号）及び検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律（平成24年法律第5号）においても、これに準ずる措置がなされた。

地方公務員の給与については、地方公務員法及びこの法律の趣旨を踏まえ、地方公共団体において自主的かつ適切に対応することとされた。

36. 特別会計に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第15号）

(1) 立案経緯・制定趣旨

平成23年度第一次補正予算や第二次補正予算等の東日本大震災からの復旧・復興に係る予算は、一般会計に当初計上されていたが、東日本大震災復興基本法第9条においては、「国は、被災者を含めた国民一人一人が東日本大震災からの復興の担い手であることを踏まえて、その復興に係る国の資金の流れについては、国の財政と地方公共団体の財政との関係を含めてその透明化を図るものとする」と規定され、復興に係る国の資金の流れの透明化が法律によって要請されていた。

加えて、「東日本大震災からの復興の基本方針」では、「平成27年度末までの5年間の「集中復興期間」に実施すると見込まれる施策・事業（平成23年度第一次補正予算等及び第二次補正予算を含む）の事業規模については、国・地方（公費分）合わせて、少なくとも19兆円程度と見込まれる」とされ大規模な復興予算が見込まれた。さらに、同方針においては、復興債について「その発行のあり方について十分検討するとともに、従来の国債とは区分して管理する」こと、「その償還期間は、集中復興期間及び復興期間を踏まえ、今後検討する」ことや、復興債の償還財源とする「時限的な税制措置は、償還期間中に行い、その税収は、全て復興債の償還を含む復旧・復興費用に充て、他の経費には充てないことを明確化するため、他の歳入とは区分して管理することとする」ことが盛り込まれた。

このような状況の中、政府は、平成23年第三次補正予算からは、①一般会計予算等において復旧・復興関連であることを予算の項に明示をして他の経費と区分する、②予算書と併せて国会に提出する予算説明において、復旧・復興関連の財源経費を総覧できる資料を用意する、③復興債の発行残高及び償還年次を財政法二十八条に基づき国会に提出する予算参考書類に他の公債と区分して記載する、という手法で区分管理をすることを提案していた。しかし、一層の透明化の観点から、国会において、衆議院修正により、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」に附則第17条が追加され、「政府は、東日本大震災からの復興に係る国の資金の流れの透明化を図るとともに復興債の償還を適切に管理するため、復興事業に係る歳入歳出を経理する特別会計を平成24年度において設置することとし、必要な法制上の措置を講ずること」とされた。

同条の規定を踏まえ、東日本大震災復興特別会計（以下「復興特会」という。）を設置することとし、その目的、管理及び経理等について定める「特別会計に関する法律の一部を改正する法律」を整備した。

(2) 国会審議及び公布・施行経緯

本法律案は、平成24年1月24日に閣議決定、国会に提出された。

2月21日に（衆）本会議で趣旨説明、質疑を行い、同月29日に（衆）財務金融委員会において趣旨説明、3月8日に賛成多数で可決され、同日に（衆）本会議において賛成多数で可決された。

同月21日に（参）本会議において趣旨説明・質疑が行われ、翌22日に（参）財政金融委員会において趣旨説明を行った。同月29日に同委員会にて賛成多数で可決、翌30日に（参）本会議において賛成多数で可決・成立した。

本法律は、平成24年3月31日に公布、翌4月1日に施行された。

(3) 法概要・措置内容

特別会計に関する法律に新たに節（第 18 節）を設け復興特会の目的、管理及び経理等についての規定（第 222 条から第 233 条まで等）が新たに設けられた。

1) 目的

東日本大震災からの復興に係る国の資金の流れの透明化を図るとともに復興債の償還を適切に管理するため、復興事業に関する経理を明確にすることとされた。

2) 管理

復興特会は、衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官並びに会計検査院長を含む全省庁の長等の共管とされ、内閣総理大臣（復興大臣）は、復興特会全体の計算整理事務（予算書・決算書等のとりまとめ）を担うこととされた。

3) 歳入・歳出

主な歳入項目は、復興特別税の収入、復興債の発行収入金及び一般会計からの繰入金（歳出削減分、税外収入）とされた。また、主な歳出項目は、復興事業に要する費用、復興債の元利償還金等とされた。

4) 歳出予算の区分の特例

歳出予算の執行責任の明確化を図るため、歳出予算について組織の別に区分して計上することとされた。

5) その他（改正法附則）

復興庁設置法（平成 23 年法律第 125 号）第 21 条の規定により復興庁が廃止されたときは、復興特会は、別に法律で定めるところにより、廃止するものとされた。また、平成 23 年度に発行した復興債の償還に係る債務等を復興特会に帰属させることとされた。

37. 東日本大震災に伴う相続の承認又は放棄をすべき期間に係る民法の特例に関する法律（平成23年法律第69号）

(1) 立案経緯・制定趣旨

民法では、「相続は、死亡によって開始」（第882条）し、「相続人は、相続開始の時から被相続人の一切の権利義務を承継する」（第896条前段）が、「相続人は、自己のために相続の開始があったことを知った時から3か月以内に、相続について、単純若しくは限定の承認又は放棄をしなければならない。ただし、この期間は、利害関係人又は検察官の請求によって、家庭裁判所において伸長することができる」（第915条）となっている。

東日本大震災では、多く死亡・行方不明者が出たが、その家族等の多くも家財や重要書類等を喪失し避難所生活を送る等の状況にあったほか、関係者との連絡等が困難、津波被災地や原発避難地域では立入禁止等により不動産の状況把握が困難等の状況もあった。このため、被災者が、3か月（いわゆる「熟慮期間」）以内に、被相続人の財産や負債を調査・把握し、相続するか否かを決断して手続を取ることが可能な状況ではなかった。また、熟慮期間の延長制度についても、被災地の弁護士会等が被災者への広報・啓発等の活動を行ってはいたが、十分な制度周知や家庭裁判所への延長申請がこの期間内に期待できる状況にはなかった²²⁷。

こうした被災地の現状に鑑み、相続人が相続の承認又は放棄をするかどうかの十分な熟慮期間を確保する必要性が指摘されていたが²²⁸、政府は、前述の延長制度があることや、自動的に熟慮期間を延長することに伴って生じ得る不利益等に鑑み慎重であったため²²⁹、発災から3か月後の6月11日を経過した後、本法律が議員立法として制定されることとなった。

(2) 国会審議及び公布・施行経緯

本法律案は、平成23年6月15日、民主党から起草案が（衆）法務委員会に提出され、原案どおり（衆）法務委員会提出法律案となった。翌16日に（衆）本会議で可決、同日（参）法務委員会でも可決され、翌17日に（参）本会議で可決・成立した。

本法律は、平成23年6月21日に公布・施行された。

(3) 法概要・措置内容

東日本大震災の被災者である相続人が、生活の混乱の中で、相続の限定承認、相続放棄等を行うことができないまま相続の承認又は放棄をすべき期間を徒過することにより不利益を被ることを防止するため、この熟慮期間を平成23年11月30日まで延長するものである。

²²⁷ 下記意見書及び『災害復興法学』岡本正（2017.4）より。同書籍によれば、被災地で実施した法律相談について、例えば岩手県（3月中旬～5月下旬。4,925件）では、全相談内容に占める「遺言・相続」関係の相談割合が、25.6%に上っている。

²²⁸ 例えば、日本弁護士連合会は平成23年5月26日に「自己のために相続の開始があったことを知った時から1年に伸長する特別の立法措置を早急に講じるべき」との意見書を提出している。

²²⁹ 平成23年6月15日（衆）法務委員会において、法務大臣は「家庭裁判所においてこの期間を伸長できるということにしておりまして、早期安定等の要請と、個別の事案において不当な結論にならないような要請と、その二つの間の調整として個別の対応ということを考えているわけで、自動的に熟慮期間を延長するということには、他の相続人や利害関係人の利害を害するおそれがあるんじゃないかという懸念もございまして。（略）基本法を預かる法務省としては、これはやはり慎重な検討をさせてもらいたいということで、もちろん、立法府においてそうした立法府としての慎重な検討の上に立法をされることについて法務省として異議を唱えるということではございませんが、法務省、つまり内閣提出法案とはしなかったということではございまして」と答弁している。

具体的には、「相続人」が、「東日本大震災の被災者」(4) 参照)である場合が対象である。

また、被相続人が震災で死亡した場合に限らず、それ以前に死亡していた場合で、相続人が熟慮期間の進行中に震災の被害に遭ったケースも対象としている(具体的には、平成22年12月11日以後に自己のために相続の開始があったことを知った者)。

熟慮期間の延長期限は、上記いずれのパターンにおいても、一律、「平成23年11月30日」とされた²³⁰。

さらに、附則において、この法律の施行日前に民法第921条第2号の規定により単純承認をしたものとみなされた相続人(熟慮期間内に限定承認又は相続放棄しなかった者)についても適用するとの遡及適用の規定が置かれている²³¹。ただし、同附則において、当該相続人が単純承認をしたものとみなされた後、施行日前に同条第1号に掲げる場合に該当することとなったとき(相続人が相続財産の全部又は一部を処分したとき)は、この限りではないとされている²³²。

(4) 適用実績

本特例は、相続人が、東日本大震災が発生した平成23年3月11日において、下記表の区域内に住所を有していた場合を対象とした。

※ 東日本大震災に際し災害救助法が適用された市区町村の区域から東京都の区域を除いた市区町村の区域。

図表 2-3-86 相続の承認又は放棄をすべき期間に係る民法の特例の対象区域

岩手県	全市町村
宮城県	全市町村
福島県	全市町村
青森県	八戸市、上北郡おいらせ町
茨城県	水戸市、日立市、土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、銚田市、つくばみらい市、小美玉市、東茨城郡茨城町、東茨城郡大洗町、東茨城郡城里町、那珂郡東海村、久慈郡大子町、稲敷郡美浦村、稲敷郡阿見町、稲敷郡河内町、北相馬郡利根町
栃木県	宇都宮市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、芳賀郡益子町、芳賀郡茂木町、芳賀郡市貝町、芳賀郡芳賀町、塩谷郡高根沢町、那須郡那須町、那須郡那珂川町

²³⁰ 平成23年6月15日(衆)法務委員会における階猛議員答弁によれば、11月30日とした理由は、当時の政府の見解として、仮設住宅が概ねお盆明けにはできるとされていたことから、8月末には多くの被災者の生活が安定すると見込み、そこから通常の熟慮期間である3か月後の設定としたものである。

²³¹ 平成23年6月15日(衆)法務委員会において、大口善徳議員より「被相続人の債権者が相続を前提として相続人の固有の財産を差し押さえたり、あるいは、相続人からこの相続人の固有の財産を原資として弁済を受け取るような場合に、その相続放棄によって覆される場合の不利益について」の憲法上の問題に係る質問があり、辻恵議員より、憲法29条の財産権の保障は絶対的なものではなくて合理的な範囲内で制約されるという前提で、「今回のような未曾有の大震災という事態の中で、熟慮期間を十分に保障されないということ、そこを何とか救済しなければいけないという必要性が大きく上回るものであろうというふうに考えるものであります。そういう意味で、受忍範囲の問題であろう」との答弁がされている。

²³² 平成23年6月15日(衆)法務委員会において、大口善徳議員より、熟慮期間延長を知らずに民法921条第1号に該当する行為をした者の扱いについて質問があり、法務大臣から、動機の錯誤に当たり無効主張し得るとし、具体的には、「動機が表示されて法律行為の内容になっておれば、これは錯誤無効を主張することができる」とされているわけですが、個別の事案における相続人の認識であるとか、あるいは法律行為が行われた際のいろいろな事実関係に応じてそこは変わってくるので、最終的には裁判所によって判断されるべきもの」と答弁している。

千葉県	千葉市美浜区、旭市、習志野市、我孫子市、浦安市、香取市、山武市、山武郡九十九里町
新潟県	十日町市、上越市、中魚沼郡津南町
長野県	下水内郡栄村

(5) その後の法改正等

平成 25 年 6 月 21 日公布・施行の災害対策基本法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 54 号）の中で、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」（平成 8 年法律第 85 号）が改正され、災害により相続の承認若しくは放棄をすべきか否かの判断を的確に行うことが困難となった者の保護のための規定として、第 6 条として熟慮期間の延長規定（災害発生日から 1 年を上限とし、政令で定める期間）が置かれた。これにより、東日本大震災に限らず、大規模な災害一般について、熟慮期間の延長が政令で措置できることとなった。

38. 災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第86号）

(1) 立案経緯・制定趣旨

災害弔慰金は、自然災害により死亡した者の遺族に対し支給を行うとされ、その遺族の範囲は、配偶者、子、父母、孫又は祖父母とされていた。一方、平成23年当時における社会情勢と家族のあり方の変化により、兄弟姉妹が同一世帯で生活する・生計を維持するという家族形態も存在しており、東日本大震災においても、兄弟姉妹で世帯を構成している者が犠牲になる場合があり、また、他制度に基づく遺族給付金の支給範囲と格差が生じているとの指摘もなされていた。さらに、自治体によっては、独自財源の災害弔慰金として、兄弟姉妹もその範囲に含めうる旨の条例を制定していたところもあり、自治体間での不均衡も生じていた。そのため、災害弔慰金の支給遺族の範囲に、他の遺族のいずれもが存しない場合に、死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた兄弟姉妹を加える「災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第86号）」が制定された。

(2) 国会審議及び公布・施行経緯

本法律案は、平成23年7月14日に衆議院災害対策特別委員長により起草され、同日、委員会提出法律案として衆議院に提出された。同日に全会一致で（衆）本会議において可決され、同月25日に（参）災害対策特別委員会において全会一致、同日、（参）本会議においても全会一致で可決・成立した。

本法律は、同月29日に公布・施行された。

(3) 法概要・措置内容

災害弔慰金の支給対象となる遺族の範囲に、死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）を加えた。ただし、死亡した者の死亡当時における配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合に限ることとされた。

また、附則において、本法律による改正後の規定は平成23年3月11日以後に生じた災害に係る災害弔慰金について適用する旨の遡及措置が講じられた。

なお、本法律の施行通知においては、本改正に係る条例改正に関する条例案を示し、地方公共団体へ、条例改正及びこれに伴う事務の迅速な取組を促した。この際、条例改正を待たずとも、本法律の施行後においては、改正後の災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）の要件を満たす兄弟姉妹に対して災害弔慰金を支給することが可能である旨を明示し、地方公共団体における迅速な弔慰金支給を図った。

39. 災害弔慰金の支給等に関する法律及び被災者生活再建支援法の一部を改正する法律 (平成23年法律第100号)

40. 東日本大震災関連義援金に係る差押禁止等に関する法律 (平成23年法律第103号)

(1) 立案経緯・制定趣旨

東日本大震災によって、多くの被災者が職を失うほか、多額の住宅ローンの残債務等を抱える被災者が多数見込まれる等の状況にあったが、こうした厳しい経済状況に置かれていた被災者のために支給される被災者生活再建支援金、災害弔慰金、災害障害見舞金、義援金について、当時、差押えを禁止する規定がなかったため、その制度目的や寄付者の意図に反して、債権者により差し押さえられ、被災者の生活再建の妨げとなることが懸念されていた²³³。これは、恩給や年金には差押禁止が明記されていることとのバランスも失っていた²³⁴。

政府は、民主党での議論も踏まえ、平成23年6月17日、二重債務問題に関する関係閣僚会合において「東日本大震災における「二重債務問題への対応方針」について」を取りまとめた。この中で、「被災者生活再建支援金、義援金、弔慰金に関しては、その請求権及び支払い済みの金銭に対する差押えを禁止する法案の成立後には、これらの差押えが禁止されることを踏まえ、強制執行等の手続において混乱を生じないように配慮する。」旨が盛り込まれた。

民主党・自由民主党・公明党の3党による実務者協議において検討が進められ、同年7月14日、3党共同で差押え禁止法案を発議する方針が確認され、「災害弔慰金の支給等に関する法律及び被災者生活再建支援法の一部を改正する法律」及び「東日本大震災関連義援金に係る差押禁止等に関する法律」が制定されることとなった。

(2) 国会審議及び公布・施行経緯

両法律案(第177回参法第14号及び第15号)は、平成23年8月3日、3党共同で参議院に提出された。その後、両法案は8月9日に撤回、同日、同名同内容の両法律案(第177回参法第19号及び第20号)を(参)災害対策特別委員会提出法律案とすることで全会一致で可決した。翌10日、(参)本会議において全会一致で可決され、同月23日、(衆)災害対策特別委員会及び(衆)本会議でいずれも全会一致で可決・成立した。なお、(参)災害対策特別委員会において、災害弔慰金及び災害障害見舞金、被災者生活再建支援金並びに東日本大震災関連義援金の差押え禁止等に関する決議が全会一致で議決²³⁵された。なお、衆参両院とも、本法案について討議は行われなかった。

両法律は、平成23年8月30日に公布・施行された。

²³³ 提案者から、「言うまでもなく、支援金、弔慰金、見舞金に関しては制度の目的に、義援金に関しては寄附者の意図に照らして、被災者自らにおいて、被災者らの明日への第一歩のために使っていただくべきお金です。被災者の多くが二重ローンに苦しむ中、その趣旨に反して、銀行や金融機関、サラ金や高利貸しが被災者に対する債権を回収するために差し押さえ横取りしてしまうことは、私たちの正義に反します」との趣旨説明がされている。また、日本弁護士連合会の平成23年6月23日意見書では、これら見舞金的な性質の給付金について「いずれも一身専属的に給付されるものである。したがって、受給者に対する債権者の引当てとなる責任財産を形成するものとは予定されており、受給者以外の第三者のために消費されることは社会的にも是認できるものではない」と主張されている。

²³⁴ 『災害復興法学』岡本正(2017.4)より。

²³⁵ 民主党・新緑風会、自由民主党、公明党、みんなの党及び日本共産党の各派共同提案。強制執行に当たり差押えが禁止された金銭であることを特定・識別することが可能となるよう都道府県及び市町村等が発行する証明書類等の実情を調査した上で裁判所と情報の共有を図るなど、本法の適切な運用がなされるよう努めることとされた。

(3) 法概要・措置内容

1) 災害弔慰金の支給等に関する法律及び被災者生活再建支援法の一部を改正する法律

災害により死亡した者の遺族への弔意、身体又は精神に著しい障害を負った者への見舞、生活基盤に著しい損害を受けた者の生活再建の支援を確実なものとする必要性は、東日本大震災に限ったものではないことから、災害一般に共通するものとして、措置がなされた。

具体的には、災害弔慰金、災害障害見舞金及び被災者生活再建支援金の支給を受ける権利について、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないこととされ、支給を受けた金銭についても、差し押さえることができないこととされた。

2) 東日本大震災関連義援金に係る差押禁止等に関する法律

いわゆる「義援金」には法的根拠はなく、様々なルートで集金・交付されるものがあり、災害によって交付要件や金額は様々であるが、この法律の対象となる「義援金」は、東日本大震災の被災者又は遺族を支援し又は慰謝する等のために自発的に拠出された金銭を原資として、都道府県又は市町村が一定の配分の基準に従い交付する金銭に限定し、措置がなされた。

具体的には、東日本大震災関連義援金の交付を受ける権利について、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないこととされ、交付を受けた金銭についても、差し押さえることができないこととされた。

(4) その後の法改正等

義援金については、その後、平成28年の熊本地震やその後の豪雨などの災害でも個別法により差押禁止とされてきた(本法律も含め全5法)。その一方で、国会閉会中には個別立法措置を取ることには困難であること等が懸念されており、令和3年6月11日、自然災害義援金に係る差押禁止等に関する法律(令和3年法律第64号)が公布・施行され、被災者生活再建支援金や災害弔慰金だけでなく、義援金²³⁶も、自然災害一般について差押禁止財産となった。

²³⁶ 自然災害の被災者等の生活を支援し、被災者等を慰藉する等のため自発的に拠出された金銭を原資として、都道府県又は市町村が一定の配分の基準に従って被災者等に交付する金銭を自然災害義援金とした。

41. 東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律（平成24年法律第6号）

(1) 立案経緯・制定趣旨

東日本大震災においては、被災地において、前述の相続問題ほか、二重ローン、解雇、相隣関係、賃貸借問題など、被災者から多くの法的相談のニーズがあり、さらに、原子力発電所事故の被害者からの膨大なニーズも想定されていた。これらに対応するため、現地や各地域の弁護士会が被災地での法律相談に対応するほか、日本司法支援センター（いわゆる「法テラス」）も出張所を設ける等して対応に当たってきた²³⁷。しかし、法テラスの業務は総合法律支援法（平成16年法律第74号）に規定されており、そのうち民事法律扶助業務としては、無資力者²³⁸に対する民事裁判等手続の代理援助及び書類作成援助（弁護士・司法書士への報酬・実費の立替え等）、法律相談援助（無料の法律相談）が業務内容となっていたため、裁判外紛争解決手続（ADR）や行政不服申立に関する援助ができなかったほか、地震保険等を受領したために無資力要件に該当しない被災者等にも援助ができない状況にあった。被災者の資力要件の確認に係る事務的負担等も指摘されていた。また、阪神・淡路大震災の際に（財）法律扶助協会（法テラスの前身）による財政支援を受けて地元弁護士会がADRセンターを立ち上げて対応した実績もあったため、東日本大震災においても、仙台弁護士会が平成23年4月に（震災ADR）を立ち上げたが、総合法律支援法の範囲外であったため、法テラスからの財政支援は受けられなかった²³⁹。こうした状況を踏まえ、特別立法の必要性が指摘されていたが、政府は、特に資力要件については法律扶助制度の根幹にかかわるとして、慎重な検討が必要としていた²⁴⁰。本法律（いわゆる「法テラス震災特例法」）は、議員立法として制定されることとなった。

(2) 国会審議及び公布・施行経緯

本法律案は、民主党・無所属クラブ、自由民主党・無所属の会及び公明党の3派共同提案の起草案を、平成24年3月16日に（衆）法務委員会提出法律案とすることで可決され、同日、（衆）本会議で全会一致で可決、同月22日に（参）法務委員会で可決され、23日に（参）本会議で可決・成立した。なお、（参）法務委員会においては、無資力要件なく業務を行うことになる法テラスの財務状況への懸念から、適正な会計処理や、業務実施状況（貸倒率等）の報告等を求める附帯決議が付された。

本法律は、平成24年3月29日に公布、4月1日に施行された。

(3) 法概要・措置内容

法テラスに、新たに、東日本大震災法律援助（震災法律援助）を行わせることとされた。同事業の対象は、東日本大震災の被災者^{*}であり、業務内容は、民事裁判等手続の代理援助、書類作成援助及び法律相談援助である。また、本業務に必要な費用に充てるため、法テラスが長期借入金をする

²³⁷ 平成23年12月14日の日本弁護士連合会会長声明。会長声明時点で、被災地の法律相談実績は3万4千件超。

²³⁸ 単身で月収18万2000円以下、保有資産180万円以下、4人家族で月収29万9000円以下、保有資産300万円以下等。

²³⁹ 「災害復興法学」岡本正（2017.4）より。

²⁴⁰ 平成23年4月13日及び平成23年12月2日（衆）法務委員会、平成24年2月7日（参）予算委員会での法務大臣答弁。

ことができることとされた。

平時の民事法律扶助業務との相違点としては、①援助を受ける被災者の資力の状況を問わないこと、②民事裁判等手続に加え、ADR及び行政不服申立手続の準備・追行（民事裁判等手続に先立つ和解交渉も含む）も援助できること、③訴訟代理援助及び書類作成援助として法テラスが立て替えた弁護士報酬等（立替金）の償還・支払を、民事裁判等手続等の準備中・追行中は猶予することが挙げられる。

※東日本大震災に際し災害救助法が適用された町村の区域（東京都の区域を除く。）²⁴¹に平成23年3月11日において住所、居所、営業所又は事務所を有していた者。また、本法律は施行日から3年を経過した日に失効することとされた。

(4) 適用実績

本法律による援助件数は、下表のとおり（平成24年度～令和2年度の合計）。

図表 2-3-87 東日本大震災法律援助（震災法律援助）の実績

	震災代理援助	震災書類作成援助	震災法律相談援助
岩手県	219件	0件	80,130件
宮城県	867件	85件	180,796件
福島県	1,321件	65件	100,154件
全国計	10,578件 ※ 平成24年(2,699件)が最高、 令和元年(100件)が最低	173件	456,754件 ※ 平成30年(54,765件)が最高、 平成24年(42,981件)が最低

※詳細は、4章1節7. を参照

(5) その後の法改正等

1) 本法律の延長、再延長

3年後の法律失効を控えた時点においても、震災法律援助のニーズが減らず、原子力損害の賠償請求権の消滅時効が10年に延長されたことや、仮設住宅からの退去や高台移転といった復旧・復興の進捗に伴う法的相談も見込まれること等も踏まえ、東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第4号）により3年間延長され、さらに、東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律の一部を改正する法律（平成30年法律第5号）により、3年間再延長され、平成33（令和3）年3月31日までとされた。

2) 総合法律支援法の改正

平成28年6月3日に公布された総合法律支援法の一部を改正する法律（平成28年法律第53号）において、大規模な災害一般について、被災者に対する資力を問わない無料法律相談「被災者法律相談援助」が新設され²⁴²、平成28年4月の熊本地震等において制度が活用された。

²⁴¹ 具体的な市町村は、37。（4）記載の通り。

²⁴² 本法律とは異なり、「法律相談業務」のみとし、「1年以内で政令で定める期間」とした点について、平成28年5月26日（参）法務委員会において、「特に需要が大きいと考えられる無料の法律相談援助を特別措置法の制定を待つことなく政令によって迅速に実施できるようにする一方で、一年間の期間があれば、その間に大規模災害の被災状況等を踏まえ、法律相談だけではなく代理援助や書類作成援助等の法的援助を実施する必要があるかどうか、その必要があるとしてどのような特別措置法を制定するのが適当か、そういった検討を行うとともに、必要があるればその特別措置法を制定することによって被災者のニーズに的確に 대응することができる」との法務省答弁がされている。

42. 東日本大震災に対処して金融機関等の経営基盤の充実を図るための金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成23年法律第80号）

(1) 立案経緯・制定趣旨

東日本大震災により金融機能に様々な影響が懸念される中、広域にわたる被災地域において、面的に金融機能を維持・強化するとともに、預金者に安心感を与える枠組みを設けることが、地域経済の復興を図る上で不可欠と考えられた。

このため、国の資本参加を通じて金融機関の金融仲介機能を強化する枠組みである金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成16年法律第128号。以下「金融機能強化法」という。）等が改正され、国の資本参加を受けようとする場合に、経営責任が問われないことを明確化するなどの震災の特例が設けられた²⁴³。

(2) 国会審議及び公布・施行経緯

本法律案は、平成23年5月27日に閣議決定、国会に提出された。6月8日に（衆）財務金融委員会において全会一致で可決、翌9日に（衆）本会議において全会一致で可決され、6月21日に（参）財務金融委員会において全会一致で可決、翌22日に（参）本会議において全会一致で可決・成立した。委員会においては、衆参ともに附帯決議が付された²⁴⁴。

本法律は、平成23年6月29日に公布、関係政省令・告示とともに同年7月27日から施行・適用された。

(3) 法概要・措置内容

本法律は、東日本大震災に対処して金融機関等の経営基盤の充実を図るため、金融機関等の資本の増強等に関する特別の措置を講じ、金融機関等の業務の健全かつ効率的な運営及び地域における経済の活性化を期すものであり、その主な内容は次のとおりである。

- ・震災特例金融機関等に対する資本の増強に係る特例等

震災特例金融機関等（東日本大震災の影響により、主として業務を行っている地域における円滑な信用供与を実施するために、自己資本の充実が必要となった金融機関等をいう。）が国の資本

²⁴³ 法案提出に先立ち、平成23年5月13日に金融担当大臣談話「東日本大震災を受けた金融機能の確保について」が発表されている。

²⁴⁴ （衆）財務金融委員会では、採決に当たって、政府は、①東日本大震災で被災した中小企業者及び住宅ローン利用者等における二重債務の問題については、被災者の生活・経営の再建に資するよう、国として、必要な対応について、早急に検討を進めること、②協同組織金融機関の特例に関し、原発地域の金融機関も含め事業再構築等の申請期限の延長の申出がある場合、実情を十分に勘案して適切に対処すること、について十分配慮すべきであるという附帯決議が付された。

また、（参）財務金融委員会では、採決に当たって、政府は、①これまでに実施されている東日本大震災に係る各種の金融上の措置については、引き続き迅速かつ弾力的な対応が行われるよう特段の配慮を払うとともに、今後の復旧・復興、被災者の生活・事業の再建に向けた資金需要に適切に応える対策を講ずること、②東日本大震災による未曾有の被害を受け、生活の本拠や生計の手段を失った被災者の生活・事業の再建が、今後の復旧・復興に向けた大きな課題であることを踏まえ、被災した住宅ローン利用者及び中小企業者等に係る二重債務の問題に関しては、被災者の再スタート支援に資するよう、必要な対応について、早急に検討を進めること、③被災企業のリース債務等に係る問題についても、被災者及びリース会社等の実情を踏まえ、十分に配慮すること、について十分配慮すべきであるという附帯決議が付された。

参加を受けようとする場合の経営強化計画の策定において、経営責任が問われないことが明確化されるとともに、収益性・効率性等の向上の具体的な目標を求めない等の震災の特例が設けられた。

- ・ 協同組織中央金融機関による特定震災特例協同組織金融機関に対する資本の増強に関する特例
 - ① 特定震災特例協同組織金融機関（東日本大震災の影響により、主として業務を行っている地域における円滑な信用供与を実施するために、自己資本の充実が必要となった協同組織金融機関のうち東日本大震災の被災者であること又は東日本大震災の被災者である債務者に対する債権を相当程度有していることその他の事由によりその経営基盤が東日本大震災の著しい影響を受け、財務の状況を確実に見通すことが困難となったと認められるものをいう。）について、協同組織金融機関の特性に鑑み、国と協同組織中央金融機関が共同して資本参加を行う枠組みが設けられた。
 - ② ①の枠組みにおいて、協同組織中央金融機関は資本参加を受ける特定震災特例協同組織金融機関の経営を指導する役割を担うこととされるとともに、将来の事業再構築に伴い繰越損失の処理が必要となった場合には預金保険の資金等を活用することにより参加資本を整理することが可能とされた。
- ・ 国の資本参加等の申請期限の延長
国の資本参加等の申請期限が当時の平成24年3月末から平成29年3月末まで延長された。

図表 2-3-88 金融機能強化法の本則と震災特例規定の比較

		本則	震災特例		
			一般的特例	協同組織金融機関向け特例	
資本参加の対象		全金融機関	信用を供与している者の財務の状況が東日本大震災の影響により自己資本の充実を図ることが主として業務を行っている地域における円滑な信用供与を実施するために必要となった金融機関	東日本大震災の被災者であること又は東日本大震災の被災者である債務者に対する債権を相当程度有していることその他の事由によりその経営基盤が東日本大震災の著しい影響を受け、財務の状況を確実に見通すことが困難となったと認められる協同組織金融機関	
計画記載事項	計画期間	3年以内	5年以内		
	収益性及び効率性の向上に係る目標及び方策	必要	不要 但し、一般的特例では収益の見通しを記載する必要		
	中小企業金融円滑化に係る目標及び方策	必要	不要 但し、被災者への信用供与の状況や震災からの復興に資する方策を記載する必要		
資本参加基準	公的資金の回収が困難でないこと	必要		不要	
	適切な資産査定がなされていること	必要	利用可能な直近の情報に基づき適切に資産査定がなされていれば可	不要	
その他	配当率	平時の水準に設定 (12か月 TIBOR (足許 0.38%) + 1 ~ 2%)	預金保険機構の金融機能強化勘定における資金調達コストに設定 (平成 24 年度は 0.20%)		
	参加資本の種類	銀行	原則として優先株式	株式・劣後債・劣後ローン	—
		協同組織金融機関	優先出資・劣後ローン・優先信託受益権		信託受益権 (優先劣後関係なし)
	参加資本の取崩しによる返済	可能			
事業再構築に伴う資本整理	不可		可能		

(4) 適用実績

金融機能強化法の震災特例に基づき、12の金融機関に対し、合計2,310億円の資本参加が行われた。

図表 2-3-89 金融機能強化法（震災特例）に基づく資本参加の状況

	地域銀行					信用金庫				信用組合		
	仙台銀行	筑波銀行	七十七銀行	東北銀行	きらやか銀行	宮古信用金庫	気仙沼信用金庫	石巻信用金庫	あぶくま信用金庫	相双信用組合	いわき信用組合	那須信用組合
資本参加額 (億円)	300	350	200	100	300	150	180	200	200	160	200	70
決定日	平成23年 9月14日		平成 23年 12月 8日	平成24年 9月13日		平成24年2月2日				平成23年 12月28日		平成 24年 3月 14日
実行日	平成23年 9月30日		平成 23年 12月 28日	平成 24年 9月 28日	平成 24年 12月 28日	平成24年2月20日				平成24年 1月18日		平成 24年 3月 30日

43. 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第89号）

(1) 立案経緯・制定趣旨

東日本大震災により漁業者・農業者に甚大な被害が発生する中、漁業者・農業者の経営再開・再建に向け、農漁協系統の金融機能を維持・強化するとともに、漁業者・農業者等の貯金者に安心感を与える枠組みが必要と考えられた。

このため、農漁協系統の金融機能の強化を目的とする農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成8年法律第118号。以下「再編強化法」という。）が改正され、東日本大震災に対処して特定農水産業協同組合等の信用事業の強化を図るため、その自己資本の充実に関する震災の特例が設けられた。

(2) 国会審議及び公布・施行経緯

本法律案は、平成23年6月3日に閣議決定、国会に提出された。7月14日に（衆）農林水産委員会において全会一致で可決、翌15日に（衆）本会議において全会一致で可決され、7月26日に（参）農林水産委員会において全会一致で可決、翌7月27日に（参）本会議において全会一致で可決・成立した。委員会においては、衆参ともに附帯決議が付された²⁴⁵。

本法律は、平成23年8月3日に公布、関係政省令とともに同年9月26日に施行された。

(3) 法概要・措置内容

本法律は、東日本大震災に対処して特定農水産業協同組合等の信用事業の強化を図るため、その自己資本の充実に関する特別の措置を講じ、特定農水産業協同組合等の信用事業の健全かつ効率的な運営及び地域における経済の活性化を期すものであり、その主な内容は次のとおりである。

・震災特例組合等に係る特定優先出資等の取得の申込み等

指定支援法人（再編強化法に基づく指定支援法人をいう。以下同じ。）は、農林中央金庫から震災特例組合等（東日本大震災の影響により、自己資本の充実を図ることが主として事業を行っている地域における円滑な信用供与を実施するために必要となった特定農水産業協同組合等のうち信用事業に係る経営基盤が東日本大震災の著しい影響を受け、財務の状況を確実に見通すことが困難となったと認められるものをいう。以下同じ。）が発行する優先出資の引受け等に係る要請を受けた場合において、農水産業協同組合貯金保険機構（以下「機構」という。）に対し、当該優先出資等（以下「特定優先出資等」という。）の取得の申込みをすることができることとされた。

²⁴⁵（衆）農林水産委員会及び（参）財務金融委員会では、採決に当たって、①改正法の運用に当たっては、指定支援法人及び農水産業協同組合貯金保険機構の緊密な連携と適切な役割分担の下、被災農業者・漁業者の経営・生活の円滑な再建に資することを旨として実施すること、②東日本大震災で被災した農林漁業者等における二重債務の問題については、被災者の経営・生活の再建に資するよう、国として、必要な対応を実施すること、③被災地域の復興の重要な担い手である農業協同組合、漁業協同組合等については、自ら被災している場合もあることから、地域の復興計画に則した共同利用施設等の復興支援に万全を期すること、④本法の改正は、公的資金の注入によらず被災地域の農漁協系統の金融機能の維持・強化を図るものであるが、農漁協系統組織はその構成員のための組織であるという原点を踏まえ、貸出し等の金融業務の実施に当たってはあらゆる面で公平・公正かつ円滑な資金の融通に支障がないよう適正に行うこと、政府は、このことについて、実態把握に努め、必要に応じ具体的な措置をとること、の実現に努めることという附帯決議が付された。

- ・ 特定優先出資等の取得の決定

機構は、指定支援法人から平成 29 年 3 月 31 日までに申込みを受けたときは、主務大臣に対し、当該申込みに係る特定優先出資等の取得を行うかどうかの決定を求めることとし、主務大臣は、震災特例組合等から提出された信用事業計画等に照らして、優先出資等の取得を行うべきとの決定をすることとされた。

- ・ 認定の申請

震災特例組合等は、機構による特定優先出資等の買取りがあった日から起算して 10 年を経過する日までに、信用事業が改善した旨の認定又は信用事業再構築（信用事業の健全化の合併等をいう。以下同じ。）に伴う資本整理を可とする旨の認定のいずれかを主務大臣に申請しなければならないこととされた。

- ・ 特定優先出資等の消却に必要な金銭の贈与

機構は、震災特例組合等が特定優先出資等に係る優先出資の消却を行う必要があるときは、主務大臣の認可を受けて、当該消却に必要な金銭の贈与を行うことができることとされた。

(4) 適用実績

再編強化法に基づき、岩手県、福島県、宮城県の 8 農協及び 1 漁協に対し、総額 570 億円の優先出資の引受けが行われた。

図表 2-3-90 再編強化法に基づく優先出資の引受け状況

組合名	岩手県	福島県		宮城県					
	大船渡市 農協	ふたば 農協	そうま 農協	南三陸 農協	いしのまき 農協	仙台 農協	名取岩沼 農協	みやぎ 亘理農協	宮城県 漁協
引受額 (百万円)	10,790	9,660	9,900	1,350	5,470	10,510	750	1,860	6,680
引受日	平成 24 年 2 月 24 日			平成 24 年 3 月 23 日					
返済日	平成 28 年 5 月 27 日	平成 28 年 1 月 13 日		平成 28 年 3 月 25 日					平成 30 年 7 月 27 日

44. 平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律（平成 23 年法律第 41 号）

(1) 立案経緯・制定趣旨

平成 23 年度第一次補正予算に伴う地方財政補正措置として、東日本大震災に係る特別の財政需要に対応するための特別交付税の増額を行うため、平成 23 年度分の地方交付税の総額（特別交付税）に 1,200 億円を加算すること等を内容とする「平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律」が整備された。

(2) 国会審議及び公布・施行経緯

本法律案は、平成 23 年 4 月 26 日に閣議決定、国会に提出された。同月 30 日に（衆）総務委員会において全会一致で可決、同日、（衆）本会議において全会一致で可決され、5 月 2 日に（参）総務委員会において全会一致で可決、同日に（参）本会議において全会一致で可決・成立した。

本法律は、同日に公布・施行された。

(3) 法概要・措置内容

東日本大震災による被害状況は極めて甚大であり、平成 23 年度第一次補正予算に係る災害弔慰金の地方負担額、行政機能の維持や被災者支援に係る応急対応経費及び被災地域の応援に要する経費等について、多額の経費が見込まれることから、これらの特別の財政需要に対応するため、平成 23 年度分の地方交付税の総額（特別交付税）に 1,200 億円を加算する措置が講じられた。

なお、この措置による増加額相当額（1,200 億円）については、平成 23 年度分の一般会計から交付税及び贈与税配付金特別会計への繰入金の額を 1,200 億円加算することとし、未曾有の超大規模災害であることなどを踏まえ、臨時異例の措置として、後年度において各年度分として交付すべき地方交付税の総額から減額するなどの措置は講じないこととされた。

また、この 1,200 億円は、全て特別交付税に加算するものであることから、平成 23 年度の普通交付税及び特別交付税の総額の特例として、1,200 億円をいったん控除してその 100 分の 94 に相当する額を普通交付税の総額とし、一方、その 100 分の 6 に相当する額に 1,200 億円を加算した額を特別交付税の総額とする特例規定等が設けられた。

45. 平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律等の一部を改正する法律（平成23年法律第116号）

(1) 立案経緯・制定趣旨

平成23年度第三次補正予算に伴う地方財政補正措置として、東日本大震災に係る復興事業等の実施のための特別の財政需要等に対応する「震災復興特別交付税」を交付できるようにするため、平成23年度の地方交付税の総額を1兆6,635億円増額すること等を内容とする「平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律等の一部を改正する法律」が制定されることとなった。

(2) 国会審議及び公布・施行経緯

本法律案は、平成23年10月28日に閣議決定、国会に提出された。11月22日に（衆）総務委員会において全会一致で可決、同月24日に（衆）本会議において全会一致で可決され、11月29日に（参）総務委員会において全会一致で可決、翌30日に（参）本会議において全会一致で可決・成立した。

なお、本法律案は、東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律案及び経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法等の一部を改正する法律案と一括して審議された。

本法律は、平成23年12月2日に公布、関係政省令とともに同日から施行²⁴⁶された。

(3) 法概要・措置内容

・平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律の改正内容

東日本大震災に係る復興事業等の実施のための特別の財政需要等に対応するため、平成23年度分の地方交付税の総額に1兆6,635億円を震災復興特別交付税として加算することとした。この際、震災復興特別交付税が、復旧・復興等について被災団体が起債によらず財政運営できるよう、事業の実施状況に合わせてその金額を措置し財政負担をゼロとするというものであり、復興債などにより特別に財源が確保されるということに合わせて、臨時・異例の措置として対応するものであることから、法律上、通常の特例交付税の加算とは異なるものとしてその趣旨目的を明確にするなど、通常の特例交付税とは区別した規定が設けられた。

また、通常、地方交付税の繰越しを行う場合については、当該年度分の地方交付税の総額から当該年度分の普通交付税及び特別交付税の額を控除した額以内の額を繰り越すこととしているところ、当時の状況として、当該年度分として必要な特別交付税の所要額の確定が困難となっていたことから、復興事業等の実施状況を勘案して、震災復興特別交付税のうち平成24年度に必要な額の繰越しを可能とする規定が設けられた。

加えて、特別交付税の決定時期を原則12月と3月と定める地方交付税法（昭和25年法律第211号）第15条第2項の規定の特例として、震災復興特別交付税の決定時期に関する特例が設けられたほか、震災復興特別交付税の増額の影響が震災復興特別交付税を除く通常の特例交付税の12月

²⁴⁶ 関係省令（地方団体に対して交付すべき平成二十三年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額の特例等に関する省令（平成23年総務省令第52号）については、一部を除き同日施行。

交付額の上限額に及ばないようにするために必要な読替規定が設けられた。

- ・地方交付税法の改正内容

東日本大震災により今後の財政事情等への不安要素のある中で、地方団体における予見可能性、国会における民主的統制が必要と考えられたことから、第三次補正予算に伴う全国緊急防災事業に係る地方債の後年度の元利償還金を基準財政需要額へ算入することが法律上明記された。

- ・東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成 23 年法律第 40 号）の改正内容

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成 23 年法律第 29 号）等の施行による地方税の減収額を埋めるため、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第 9 条において、歳入欠かん債を発行して後年度の元利償還に対して普通交付税を措置することとされていたところであるが、地方税の減収額についても震災復興特別交付税で対応することとしたため、当該既定の削除が行われるなどの所要の規定の整備が行われた。

46. 平成二十二年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律（平成 23 年法律第 88 号）

(1) 立案経緯・制定趣旨

東日本大震災の当面の復旧対策に対応するための必要な財政措置を盛り込んだ平成 23 年度第二次補正予算の財源として、新たな国債発行に依存しないという観点から、平成 22 年度歳入歳出の決算上の剰余金を充てるため、歳入歳出の決算上の剰余金の処理に関する特例を定める「平成二十二年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律」が制定された。

(2) 国会審議及び公布・施行経緯

本法律案は、平成 23 年 7 月 15 日に閣議決定、国会に提出された。7 月 20 日に（衆）財務金融委員会において可決、同日に（衆）本会議において可決され、7 月 25 日に（参）財政金融委員会において可決、同日に（参）本会議において可決・成立した。

（参）財政金融委員会では、採決に当たって、政府は、①東日本大震災による未曾有の被害からの着実な復旧・復興が目下の最重要課題であることを踏まえ、更なる補正予算の編成に当たっては、財政規律にも配慮しつつ、本格復興に向けた施策の早急な具体化に万全を期すこと、②保有外貨資産の為替差損等により平成 22 年度の日本銀行の国庫納付金が予算額を大きく下回ったこと等を踏まえ、政府は、ファンダメンタルズを反映しない過度の為替変動への適正な対処に留意するとともに、日本銀行も適正な資産管理や効率的な業務運営を行いつつ、外貨資産の保有及びリスク管理の在り方について検討すること、について十分配慮すべきであるという附帯決議が付された。

また、本法律は、平成 23 年 7 月 29 日に公布・施行された。

(3) 法概要・措置内容

歳入歳出の決算上の剰余金のうち 2 分の 1 を下らない金額は、公債又は借入金の償還財源に充てなければならないと定めている財政法第 6 条第 1 項の規定を平成 22 年度の剰余金について適用しないこととした。

47. 平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（平成23年法律第2号）ほか

(1) 立案経緯・制定趣旨

平成23年4月には統一地方選挙が予定されていたところ、東日本大震災により著しい被害を受けた地域の地方公共団体においては、東日本大震災の影響により多くの住民が本来の住居を離れていること、災害復旧のために選挙事務を執行する職員がその職務を遂行することが困難であること、選挙の執行のために必要な施設や資材の確保にも著しい困難をきたすことが想定され、選挙を執行することが当面不可能な状況が生じていた。

このため、公職選挙法の例外として、東日本大震災により著しい被害を受けた地域の地方公共団体について、統一地方選挙の期日を延期する等の措置を講ずる「平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律」（以下「選挙期日震災特例法」という。）が制定された。

(2) 国会審議及び公布・施行経緯

本法律案は、平成23年3月16日に閣議決定、国会に提出された。3月17日に（衆）政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会において全会一致で可決、同日に（衆）本会議において可決され、同日に（参）政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会において可決、翌18日に（参）本会議において可決・成立した。

本法律は、平成23年3月22日に公布、関係政令とともに同日から施行された。

(3) 法概要・措置内容

選挙の期日の延期について、東日本大震災の影響により、統一地方選挙の期日においては選挙を適正に行うことが困難として総務大臣が指定する市町村及び当該市町村の区域を包括する県の議会の議員または長の選挙の期日は、この法律の施行の日から起算して2月を超え6月を超えない範囲内において政令で定める日とすることとされた。なお、これらの市町村の指定に当たっては、総務大臣はあらかじめ当該県の選挙管理委員会の意見を、当該県の選挙管理委員会が総務大臣に意見を述べる場合には、あらかじめ当該市町村の選挙管理委員会の意見を聴くものとする事とされた。

また、本法律の施行の日から平成23年6月10日までの間に任期が満了する地方公共団体の議会の議員または長の任期について、この法律の規定により選挙を行う場合は、当該選挙期日の前日までの期間とすることとされた。

加えて、本法律の規定により行われる選挙については、寄附等の禁止期間の特例等が設けられた。

図表 2-3-91 本法律に基づく市町村の指定状況

<第1次指定（平成23年3月23日）>

包括する県	指定市町村	延期される選挙
岩手県	陸前高田市 大槌町 山田町 田野畑村 普代村 野田村	岩手県知事選挙、岩手県議会議員選挙 陸前高田市議会議員選挙 大槌町長選挙 山田町議会議員選挙 田野畑村議会議員選挙 普代村長選挙、普代村議会議員選挙 野田村議会議員選挙
宮城県	仙台市 塩竈市 多賀城市 亘理町 山元町 松島町 七ヶ浜町 女川町	宮城県議会議員選挙 仙台市議会議員選挙 塩竈市長選挙、塩竈市議会議員選挙 多賀城市議会議員選挙 亘理町議会議員選挙 山元町議会議員選挙 松島町長選挙 七ヶ浜町長選挙、七ヶ浜町議会議員選挙 女川町議会議員選挙
福島県	相馬市 広野町 双葉町 新地町 川内村 葛尾村	福島県議会議員選挙 相馬市議会議員選挙 広野町議会議員選挙 双葉町議会議員選挙 新地町議会議員選挙 川内村議会議員選挙 葛尾村議会議員選挙

<第2次指定（平成23年3月28日）>

包括する県	指定市町村	延期される選挙
岩手県	盛岡市 久慈市 二戸市 雫石町 洋野町 滝沢村	盛岡市議会議員選挙 久慈市議会議員選挙 二戸市議会議員選挙 雫石町議会議員選挙 洋野町議会議員選挙 滝沢村議会議員選挙
宮城県	白石市 村田町 川崎町 利府町 富谷町 色麻町 大衡村	白石市議会議員選挙 村田町長選挙 川崎町長選挙 利府町議会議員選挙 富谷町議会議員選挙 色麻町長選挙 大衡村議会議員選挙

福島県	福島市	福島市議会議員選挙
	会津若松市	会津若松市長選挙、会津若松市議会議員選挙
	郡山市	郡山市議会議員選挙
	白河市	白河市議会議員選挙
	須賀川市	須賀川市議会議員選挙
	国見町	国見町議会議員選挙
	川俣町	川俣町議会議員選挙
	鏡石町	鏡石町議会議員選挙
	磐梯町	磐梯町長選挙、磐梯町議会議員選挙
	猪苗代町	猪苗代町長選挙
	会津坂下町	会津坂下町長選挙
	柳津町	柳津町長選挙
	檜枝岐村	檜枝岐村長選挙、檜枝岐村議会議員選挙
昭和村	昭和村議会議員選挙	
西郷村	西郷村議会議員選挙	

< 第3次指定（平成23年3月31日） >

包括する県	指定市町村	延期される選挙
茨城県	水戸市	水戸市長選挙、水戸市議会議員選挙

(4) 改正経過・概要

1) 平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第55号）

a. 立案経緯・制定趣旨

本法律案の改正前の選挙期日震災特例法により、選挙が延期される団体については、統一地方選を行う団体に限られていた。一方で、災害状況が明らかになる中で統一地方選の対象団体以外の団体についても選挙の執行が困難な団体があることが判明したため、統一地方選対象外の団体についても同様に選挙期日の延期の対象とすること等を内容とする「平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律」が制定された。

b. 国会審議及び公布・施行経緯

本法律案は、平成23年5月10日に閣議決定、国会に提出された。5月13日に（衆）政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会において全会一致で可決、同月17日に（衆）本会議において全会一致で可決され、翌18日に（参）政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会において全会一致で可決、同月20日に（参）本会議において全会一致で可決・成立した。

（衆）政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会では、採決に当たって、①これらの選挙期日の延期は被災地域の実状を考慮したやむを得ない臨時特例措置であり、関係地方公共団

体においてできる限り早期に選挙が執行できるよう政府は十分な支援を行うこと、②本委員会は、災害の復旧・復興の状況を考慮しつつ、この期日までに選挙を行うことが困難な場合には、関係地方公共団体の意見を十分踏まえ、適切な措置を講ずることとする、という附帯決議が付された。

また、(参) 政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会では、採決に当たって、①選挙期日等の延期は、被災地域の実状を考慮したやむを得ない臨時措置であることから、関係地方公共団体においてできる限り早期に選挙が執行できるよう、政府は十分な支援を行うこと、②被災地域の復旧・復興の状況を考慮しつつ、選挙期日等の延期の期限までに選挙を行うことが困難な場合には、関係地方公共団体の意見を十分踏まえ、適切な措置を講ずるものとする、という附帯決議が付された。

本法律は、平成23年5月27日に公布、関係政令とともに同日から施行された。

c. 法概要・措置内容

統一地方選対象外の団体についても選挙期日の延期の対象とし、延期後の選挙期日は、現行法の施行の日から2月を超え6月を超えない範囲内において政令で定める日とする等の改正がなされた。なお、対象団体の指定及び選挙期日を定める政令の立案に当たっては、総務大臣は県選挙管理委員会の意見を、県選挙管理委員会は市町村選挙管理委員会の意見をそれぞれ聴き、その意見を尊重するものとされた。

また、法律の題名等に用いられていた「平成二十三年東北地方太平洋沖地震」が「東日本大震災」に改められた²⁴⁷。

図表 2-3-92 本法律による改正後の選挙期日震災特例法に基づく市町村の指定状況²⁴⁸

<平成23年5月27日指定分>

県	指定市町村	延期される選挙
岩手県	釜石市	釜石市議会議員選挙
宮城県	大郷町 加美町	大郷町議会議員選挙 加美町長選挙
福島県	大熊町	大熊町長選挙 ²⁴⁹

<平成23年7月7日指定分>

県	指定市町村	延期される選挙
宮城県	名取市	名取市議会議員選挙（補欠選挙）

²⁴⁷ 「東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律」に名称が変更された。

²⁴⁸ 当時既に統一地方選対象団体として指定されていた市町村の統一地方選対象外の選挙についても、本法律による改正により、統一地方選対象の選挙と同様に延期された。(宮城県村田町議会議員選挙)

²⁴⁹ 2)の改正により、選挙期日の延期の期限が平成23年12月31日まで延期されたことに伴い、議会議員選挙も同様に延期された。

2) 東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第92号）

a. 立案経緯・制定趣旨

本法律案については、平成23年7月28日に（衆）政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会において、起草され、委員会提出法律案として国会に提出された。起草の趣旨については、以下のとおりである²⁵⁰。

今般の東日本大震災により著しい被害を受けた地域における実情を考慮し、選挙の期日を延期するための特例法案が、今国会の3月及び5月の2回、内閣から提出され、審議、成立しているところであります。

もとより、選挙は民主主義の根幹をなすものであり、できる限り早期に実施されなければなりません。災害の復旧復興に多忙をきわめる中で、有権者の把握や執行体制の整備などの困難な課題を乗り越えて、多くの団体では延期期限内に選挙を実施することとなりましたが、それでもなお、選挙を適正に実施することが困難であるとして延期期限の延長を求める意見も関係団体から寄せられております。

これを受け、理事会等において協議いたしましたところ、本委員会におきましては、前回、5月13日に、特例法案を議決するに際し付した附帯決議において、本委員会は、「関係地方公共団体の意見を十分踏まえ、適切な措置を講ずることとする。」としているところから、各党派において合意し、お手元に配付いたしましたとおりの起草案を提案することとなりました。

b. 国会審議及び公布・施行経緯

本法律案は、上記のとおり、平成23年7月28日に（衆）政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会において、委員会提出法律案として提出されることとされた²⁵¹。その後、同日に（衆）本会議において全会一致で可決され、翌29日に（参）政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会において全会一致で可決、同年8月3日に（参）本会議において全会一致で可決・成立した。

なお、（参）政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会では、採決に当たって、選挙期日等の延期は、被災地域の実状を考慮したやむを得ない臨時措置であることから、関係地方公共団体においてできる限り早期に選挙が執行できるよう、政府は、本法施行に当たり、関係地方公共団体の意向等を踏まえ、選挙実施体制確立のために必要な職員の派遣その他の人的支援、被災地域において選挙を実施するために追加的に必要となる経費に対する財政的支援、その他避難者の所在の把握や不在者投票を円滑に実施するための措置など、関係地方公共団体に対して十分な支援を行うこと、という附帯決議が付された。

本法律は、平成23年8月10日に公布、関係政令とともに同日から施行された。

²⁵⁰ 第177回国会（衆）政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会（平成23年7月28日）松崎公昭委員長の発言より抜粋。

²⁵¹ （衆）政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会での審査は省略されている。

c. 法概要・措置内容

本法律により、東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日の延期の期限を選挙期日震災特例法の施行日から起算して2月を超え6月を超えない範囲内（平成23年9月22日まで）から平成23年12月31日まで延期することとされた。

また、特例選挙期日の告示日について、本法律による改正前の選挙期日震災特例法に規定する告示日（例えば、町村の選挙は選挙期日の5日前）以前の日とすることができるようにすることとされた。

(5) 適用実績

選挙期日震災特例法により選挙を延期した団体及びそれぞれの団体の任期満了期日並びに特例選挙期日については、図表2-3-93のとおりである。

図表 2-3-93 選挙期日震災特例法により選挙を延期した団体・選挙・特例選挙期日一覧

県	団体名	任期満了期日		特例選挙期日
		長	議員	
岩手県		4/29	4/29	9/11
岩手県	盛岡市	9/1 (※2)	5/1	8/28
	久慈市	—	4/29	8/7
	陸前高田市	—	4/29	9/11
	釜石市 (※1)	—	8/31 (※3)	9/11
	二戸市	—	4/30	7/31
	雫石町	—	5/8	7/31
	滝沢村	—	4/30	7/31
	大槌町	5/7	8/31 (※2)	8/28
	山田町	—	4/29	9/11
	田野畑村	—	4/30	8/28
	普代村	4/30	4/30	6/26
	野田村	—	4/29	8/7
	洋野町	—	4/30	6/19
宮城県		—	4/29	11/13
宮城県	仙台市	—	5/1	8/28
	塩竈市	4/30	4/30	9/11
	白石市	—	4/29	7/31
	名取市 (※1)	—	6/20 (※3、4)	11/13
	多賀城市	—	4/30	9/11
	村田町	5/24	8/3 (※3)	8/28
	川崎町	5/8	—	8/28
	亘理町	—	4/30	11/13

	山元町	—	4/30	11/13
	松島町	4/21	—	9/11
	七ヶ浜町	4/29	4/29	9/11
	利府町	—	4/29	9/11
	大郷町（※1）	—	6/30（※3）	9/11
	富谷町	—	4/29	9/11
	大衡村	—	4/29	9/11
	色麻町	4/29	—	8/28
	加美町（※1）	6/16（※3）	—	8/28
	女川町	9/18（※3）	4/29	11/13
	福島県	—	4/29	11/20
福島県	福島市	—	4/30	7/31
	会津若松市	4/26	4/29	8/7
	郡山市	—	4/30	9/4
	白河市	7/28（※2）	4/30	7/10
	須賀川市	—	4/29	9/4
	相馬市	—	4/29	11/20
	国見町	—	4/29	6/19
	川俣町	—	4/29	11/20
	鏡石町	—	4/29	9/4
	檜枝岐村	4/30	4/30	5/29
	磐梯町	4/30	4/30	6/26
	猪苗代町	4/26	—	6/26
	会津坂下町	4/29	—	6/26
	柳津町	4/29	—	6/26
	昭和村	—	4/29	6/26
	西郷村	—	4/29	8/28
	広野町	—	4/29	11/20
	川内村	—	4/29	11/20
	大熊町（※1）	9/19（※3）	10/31（※3）	11/20
	双葉町	—	4/29	11/20
葛尾村	—	4/29	11/20	
新地町	—	4/29	11/20	
茨城県	水戸市	4/26	4/30	5/29

（※1）統一選挙対象外団体

（※2）任期満了選挙

（※3）統一選挙対象外選挙

（※4）補欠選挙

（注）日付はいずれも平成23年

48. その他の規制緩和措置等

東日本大震災に対応するため、政令以下の法令等においても、各府省がそれぞれ特例的な措置等を講じており、これらの措置等については、内閣府が「東日本大震災に関連した各府省の規制緩和等の状況」(平成23年4月19日公表・平成24年12月12日更新)²⁵²として取りまとめている(附属資料参照)。

同とりまとめには、各府省の通知等による規制緩和や法律に基づき災害時における特別措置を行政庁が発動するもの等が掲載されており、計213項目に及ぶ(東日本大震災復興特別区域法に関連する措置は含まれていない)。なお、当該資料には、一部、16.等との立法措置と重複する法律上の規制緩和等措置も含まれているが、当時の政府において規制緩和等を網羅的に整理した貴重な資料であるため、1.～47.との重複排除等はせず、そのまま掲載することとした。

これらの措置としては、例えば、

- ・ 特定非常災害特別措置法に基づく政令上の措置として、各種許認可の存続期間や証明書の有効期限を延長するもの
- ・ 省令・命令上の措置として、本人確認の方法等を柔軟にするもの
- ・ 告示による措置として、資格・試験制度等に係る各種期限の特例や免除等や、各種支払・納付期限の延長等、新規規制の導入時期を遅らせるもの
- ・ 通知・通達・事務連絡その他方法によるものとして、救援や被災者支援のための行為について一定の規制の例外を認めるもの、震災関連事業等における法適用の考え方等を明らかにするもの、食品表示等の変更が間に合わないこと等を一時的に許容するもの、入国・在留に係る手続を柔軟にするものや、輸出入関係の手続簡素化等

などが挙げられる。

このほか、同とりまとめには掲載されていない民事法上の課題への対応として、遺体未発見の行方不明者に係る死亡届添付書類の簡略化や倒壊・流出等した建物の職権滅失登記等の負担軽減も図られた²⁵³。

また、借家が滅失した賃借人の保護等を図るための「罹災都市借地借家臨時処理法」(昭和21年法律第13号)及び滅失したマンションの再建を円滑化するための「被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法」(平成7年法律第43号)は対象となる災害を政令指定することにより適用されるが、東日本大震災については、被災地方公共団体からの意見聴取等の結果、具体的な法的必要性がないと判断され、適用しないこととされた²⁵⁴。

²⁵² 内閣府 HP <https://www.cao.go.jp/sasshin/kisei-seido/publication/shinsai.html> (令和5年7月19日閲覧)

²⁵³ 参議院事務局企画調整室「東日本大震災に係る法務・司法分野の主な取組と今後の課題」2012.6『立法と調査』No.329

²⁵⁴ 東日本大震災以前の「被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法」では、滅失したマンションについてのみ、区分所有者の多数決でその再建を決議できることとしていたところ、東日本大震災の被災地では具体的なニーズが存在しなかった。しかし、震災後、同法は「被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法の一部を改正する法律」(平成25年法律第62号)によって改正され、滅失以外にも重大な被害を受けたマンションについて、本来は全員同意が必要な取壊し決議等が多数決で可能となる制度が創設された。これを受けて、平成25年政令第231号で東日本大震災が同制度の適用対象となる災害として指定され、仙台市のマンションにおいて、多数決によって建物敷地売却決議がなされている。

2章 総論（復興庁設置以降）

4節 予算・税制

1. 復興財源フレーム

(1) 復興財源フレームの基本的な考え方

1) 復興構想会議

平成23年5月に決定された「復興構想7原則」（平成23年5月10日 東日本大震災復興構想会議決定）においては、原則7として、「今を生きる私たち全てがこの大災害を自らのことと受け止め、国民全体の連帯と分かち合いによって復興を推進するものとする」とこととされた。

同年6月に取りまとめられた東日本大震災復興構想会議の提言「復興への提言～悲惨のなかの希望～」(平成23年6月25日 東日本大震災復興構想会議)P.37において、「一刻も早い復興のため、国民への説明責任と透明性を確保しながら、復興に真に役立つ必要な施策を、被災地の要望に基づき丁寧に積み上げ、すみやかに実施しなければならない。同時に、施策を示すだけでなく、そのための財源についても明確な考えを示すのが責任ある態度である。」とした上で、厳しい財政事情等に鑑み、「復旧・復興のための財源については、次の世代に負担を先送りすることなく、今を生きる世代全体で連帯し、負担の分かち合いにより確保しなければならない。政府は、復興支援策の具体化にあわせて、既存歳出の見直しなどとともに、国・地方の復興需要が高まる間の臨時増税措置として、基幹税¹を中心に多角的な検討をすみやかに行い、具体的な措置を講ずるべきである。」とされた。なお、この点は、「先行する需要を賄う一時的なつなぎとして「復興債」を発行する場合には、日本国債に対する市場の信認を維持する観点から、特に重要である」旨も盛り込まれている²。

なお、復興構想会議の第9回では、阪神・淡路大震災当時とのマクロ経済環境（名目GDPや債務残高等の経済財政状況や社会保障関連の状況）の違いや、被災した地方団体の状況の違い（東日本大震災では、①壊滅的な打撃を受けた市町村が多い、②財政力の弱い市町村が多い、③標準的な税収に対する地方債の残高が大きい）が示され、阪神・淡路大震災とは異なる対応が求められることが指摘されている³。

¹ 復興のための新税については、「東日本大震災に対応する第三次緊急提言 『東日本大震災被災者救援・被災地域復興のために』」（平成23年4月5日 日本学会会議）において「国は緊急対策の補正予算を組み、国家予算の組み替え、既定の財政支出の節減を図るとともに、復興のための国債の発行や増税・新税（例えば開発復興税）について、制度の設計を進めるべきである。」と提言がされていた。

² 「復興債」とその償還については、平成23年4月22日菅直人内閣総理大臣記者会見において既に、次のように言及されている。

「本格的な復興のための第二次の補正というものは、相当の規模になるであろうと、これは大方の方もそう見ているし、私もそう思っております。その場合に、その財源をどういう形で調達をするのか。それは時間的な問題と、そして内容の問題とがあると思っております。まずは、やはり復興作業を進める上で、財源がないから作業が始められないといったことは決して望ましくありません。そういった意味では、必要な財源は一時的には国債等の活用も含めて、そうしたものに充てていくということが必要になると思います。

その場合に、そうした国債等について、どういう財源で、いつ頃までに償還をするのか…（中略）…この場合には、将来に対するいろいろな見通し、あるいはマーケットがどのように日本の国債市場を見ているか。そういったことも含めながら、しっかりと議論をしてまいりたいと、このように考えております。」

³ 平成23年6月11日 東日本大震災復興構想会議（第9回）「検討部会における検討の状況について（部長長提出資料）」、議事録

2) 財源確保の基本的な考え方

東日本大震災復興基本法（平成 23 年法律第 76 号）第 3 条に基づき策定された「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成 23 年 7 月 29 日東日本大震災復興対策本部決定）においては、財源確保に係る基本的な考え方として「復旧・復興のための財源については、次の世代に負担を先送りすることなく、今を生きる世代全体で連帯し負担を分かち合うことを基本とする」ことが決定された。

また、先述の「必要な施策を被災地の要望に基づき積み上げ…（中略）…そのための財源についても明確な考えを示すことが責任ある態度である」との復興構想会議による提言の通り、同基本方針において、「集中復興期間」中の復旧・復興事業の規模の見込み（19 兆円（後述））を示し、復旧・復興事業に充てる財源確保の方法として、「平成 23 年度第一次補正予算等及び第二次補正予算における財源に加え、歳出の削減、国有財産売却のほか、特別会計、公務員人件費等の見直しや更なる税外収入の確保及び時限的な税制措置」が示された⁴。

3) 復興財源フレーム

このように、東日本大震災では、発災当初に決定された復興の基本方針から、復興期間の事業規模の見込みを示した上で、あらかじめ財源を示す「復興財源フレーム」を策定することとなった。

「復興財源フレーム」は、次の 1) ～ 5) のとおり必要に応じた見直しが行われてきた。なお、この規模の見込みには、原則として、原子力損害の賠償に関する法律（昭和 36 年法律第 147 号）、原子力損害賠償支援機構法（のちの原子力損害賠償・廃炉支援機構法）（平成 23 年法律第 94 号）等に基づき事業者が負担すべき経費は含まれていない。

1) 平成 23 年 7 月 29 日「東日本大震災からの復興の基本方針」[少なくとも 19 兆円程度とされた、いわゆる「19 兆円フレーム」]

「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成 23 年 7 月 29 日東日本大震災復興対策本部決定）により、集中復興期間に実施すると見込まれる施策・事業の事業規模について、国・地方（公費分）合わせて、「少なくとも 19 兆円程度」と見込まれたことから、当該基本方針策定時点で既に予算に計上されていた平成 23 年度第一次補正予算等及び第二次補正予算における財源（6 兆円程度）に加え、「13 兆円程度」を確保することとされたもの（合計 19 兆円程度）。なお、10 年間の復旧・復興対策の規模については、「少なくとも 23 兆円程度」と見込まれた。

2) 平成 25 年 1 月 29 日「今後の復旧・復興事業の規模と財源について」[25 兆円程度とされた、いわゆる「25 兆円フレーム」]

「今後の復旧・復興事業の規模と財源について」（平成 25 年 1 月 29 日復興推進会議決定）により、集中復興期間に実施する施策・事業の規模は、合わせて「少なくとも 23.5 兆円程度」と見込まれたことから、集中復興期間の財源として、「合計 25 兆円程度」を確保することとされたもの。

3) 平成 27 年 1 月 14 日「平成 27 年度予算概算決定」[26.3 兆円程度とされた、いわゆる「26.3 兆円フレーム」]

平成 27 年度予算概算決定時に、集中復興期間に実施する施策・事業の規模について、「25.6 兆円程度」と見込まれたことから、集中復興期間の財源として、「合計 26.3 兆円程度」を見込んだもの。

4) 平成 27 年 6 月 30 日「平成 28 年度以降 5 年間を含む復興期間の復旧・復興事業の規模と財源について」[32 兆円程度とされた、いわゆる「32 兆円フレーム」]

⁴ 当該基本方針の直後に閣議決定された、平成 24 年度～平成 26 年度の歳入・歳出両面にわたる財政健全化に向けた取組を定めた「中期財政フレーム（平成 24 年度～平成 26 年度）」（平成 23 年 8 月 12 日閣議決定）では、当該基本方針について「震災復旧・復興対策について別途財源を確保し、多年度で収入と支出を完結させる枠組みを定めた」と表現されている。

「平成 28 年度以降 5 年間を含む復興期間の復旧・復興事業の規模と財源について」（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）により、復興期間 10 年間における復興事業費が「合計で 32 兆円程度」と見込まれたことから、第 1 次復興・創生期間を含む復興期間 10 年間の復興財源「32 兆円程度」を確保することとされたもの。

5) 令和 2 年 7 月 17 日「令和 3 年度以降の復興の取組について」[32.9 兆円程度とされた、いわゆる「32.9 兆円フレーム」]

「令和 3 年度以降の復興の取組について」（令和 2 年 7 月 17 日復興推進会議決定）により、第 2 期復興・創生期間を含め、平成 23 年度から令和 7 年度までの 15 年間における復旧・復興事業の規模が、「合計 32.9 兆円程度」と見込まれたところ、10 年間における復旧・復興事業に充てることとした 32 兆円程度の財源について、復興特別所得税収や税外収入の実績を踏まえると、「32.9 兆円程度」となり、事業規模と見合うものと見込まれるとされたもの。

(2) 19 兆円フレーム

1) 被害推計

東日本大震災の被害推計は、内閣府（経済財政分析担当）と内閣府（防災担当）によるものが存在する。（第 1 章参照）

内閣府（経済財政分析担当）の推計（平成 23 年 3 月 23 日月例経済報告等に関する関係閣僚会議震災対応特別会合資料として公表）においては、被災地の各県別ストック（推計ベース）に、阪神・淡路大震災を基に作成した損壊率を乗じたマクロベースからの試算として、被災地域におけるストック（社会資本・住宅・民間企業設備）の毀損額として「約 16 兆円～約 25 兆円」という額が示された。

他方、内閣府（防災担当）の推計（平成 23 年 6 月 24 日記者発表）においては、今後の被災地の復旧・復興に関する関係各方面の議論の参考に資するため、各県及び関係府省からのストック（建築物、ライフライン施設、社会基盤施設等）の被害額に関する提供情報に基づき、ストックの被害額の推計として「約 16 兆 9,000 億円」という額が示された。

これらの被害推計は、いずれも阪神・淡路大震災の被害推計（国土庁）の「約 9 兆 6,000 億円」を遙かに上回るものであった。

図表 2-4-1 東日本大震災の被害推計と阪神・淡路大震災の被害推計の比較

推計主体	東日本大震災			(参考) 阪神・淡路大震災
	内閣府(防災担当)	内閣府(経済財政分析担当)		国土庁
		ケース1	ケース2	
建築物等 (住宅・宅地店舗・ 事務所・工場、機械等)	約10兆4千億円	約11兆円 <small>建築物の損壊率の想定 ・津波被災地域: 阪神の2倍程度 ・非津波被災地域: 阪神と同程度</small>	約20兆4千億円 <small>建築物の損壊率の想定 ・津波被災地域: ケース1より特に大きい ・非津波被災地域: 阪神と同程度</small>	約6兆3千億円
ライフライン施設 (水道、ガス、電気、 通信・放送施設)	約1兆3千億円	約1兆円	約1兆円	約6千億円
社会基盤施設 (河川、道路、港湾、 下水道、空港等)	約2兆2千億円	約2兆円	約2兆円	約2兆2千億円
その他	農林水産	約1兆9千億円	約2兆円	約5千億円
	その他	約1兆1千億円		
総計	約16兆9千億円	約16兆円	約25兆円	約9兆6千億円

注: ストックの区分は内閣府(防災担当)の推計で用いたものによるものであり、推計により若干異なる。

出所) 東日本大震災の復興政策 10年間の振り返りに関する有識者会議(第1回) [令和4年10月24日参考資料 P.10]
https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-22/ref_1.pdf (令和5年7月8日閲覧)

2) 東日本大震災からの復興の基本方針

「東日本大震災からの復興の基本方針」(平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定)において、「被災各県の計画を踏まえ、阪神・淡路大震災の例も参考としつつ、復興期間は10年間とし、被災地の一刻も早い復旧・復興を目指す観点から、復興需要が高まる当初の5年間で「集中復興期間」と位置付ける」こととされた。

また、「平成27年度末までの5年間の「集中復興期間」に実施すると見込まれる施策・事業(平成23年度第一次補正予算等及び第二次補正予算を含む)の事業規模については、国・地方(公費分)合わせて、少なくとも19兆円程度と見込まれる」とされた。この内訳は、①災害救助・復旧事業に係る規模が10兆円程度(うち、災害救助、生活再建等が4兆円程度、ガレキ処理、インフラ復旧等が6兆円程度)、②復興に向けた事業に係る規模が少なくとも9兆円程度(うち、「地域づくり」等のインフラ投資・ソフト事業が8兆円程度、全国的な緊急防災・減災事業が1兆円程度)となっている⁵。また、「10年間の復旧・復興対策の規模(国・地方の公費分)については、少なくとも23兆円程度」と見込まれるとされた。

それに充てる財源確保の方法として、「平成23年度第一次補正予算等及び第二次補正予算における財源に加え、歳出の削減、国有財産売却のほか、特別会計、公務員人件費等の見直しや更なる税外収入の確保及び時限的な税制措置」が示された。

「税制措置は、基幹税などを多角的に検討する」こととされ、また、「与野党間の協議において、平成23年度税制改正事項について合意が図られる際には、改正事項による増収分を復旧・復興財源に充てることも検討する」こととされた。

加えて、「先行する復旧・復興需要を賄う一時的なつなぎとして発行する復興債についてはその発

⁵ 平成23年8月22日 財政制度等審議会財政制度分科会 資料1-1「東日本大震災からの復興の基本方針」の概要

行のあり方について十分検討するとともに、従来の国債とは区分して管理する」とし、「その償還期間は、集中復興期間及び復興期間を踏まえ、今後検討する」とされた。さらに、「時限的な税制措置は、償還期間中に行い、その税収は、全て復興債の償還を含む復旧・復興費用に充て、他の経費には充てないことを明確化するため、他の歳入とは区分して管理すること」とし、これらにより復旧・復興事業に充てる財源確保の道筋及びその用途の明確化についての方針を示した。

以上の方針に基づき、「平成23年度第三次補正予算の編成にあわせ復興債の発行及び税制措置の法案を策定し国会に提出すること」、「税制措置の具体的内容については、8月以降、本基本方針を踏まえ、税制調査会において検討し、具体的な税目、年度ごとの規模等を組み合わせた複数の選択肢を東日本大震災復興対策本部に報告した上で、政府・与党において改めて検討を行い、同本部において決定する」ことが今後の進め方として示された。

3) 19兆円フレームの財源

「19兆円フレーム」は、平成23年度第一次補正予算等及び第二次補正予算における6兆円程度の財源確保、並びに、歳出の削減、国有財産売却のほか、特別会計、公務員人件費等の見直しや更なる税外収入の確保及び時限的な税制措置による13兆円程度の財源確保によりその財源が確保された。

a. 平成23年度第一次補正予算等及び第二補正予算

「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定）による「19兆円フレーム」の策定前の時点において、平成22年度予備費及び平成23年度予備費、並びに平成23年度第一次補正予算及び第二次補正予算により、震災からの復旧等のための事業等が実施されていた。

このうち、平成22年度予備費及び平成23年度予備費からは、合計1,182億円が震災対応のために活用されていた。

また、平成23年度第一補正予算については、その財源のための国債の増発を回避し、平成23年度当初予算の規定経費等を減額する形での財源確保が図られた。具体的には、基礎年金国庫負担の年金特会への繰入の減額（約2兆5,000億円）、経済危機対応・地域活性化予備費の減額（約8,000億円）、子ども手当の減額（2,083億円）、高速道路無料化社会実験の凍結（1,000億円）及びその他雑収入（3,051億円）等により、約4兆円の財源を確保した。なお、これらの措置のため、「東日本大震災に対処するために必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律」（平成23年法律第42号）が整備されている。（第2章3節31.参照）

加えて、平成23年度第二次補正予算については、国債発行や施策の見直し・凍結等によるものではなく、「平成二十二年歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律」（平成23年法律第88号）を整備し、22年度の純剰余金の全額を補正予算の財源に充て、約2兆円の財源を確保した。

（第2章3節46.参照）

b. 13兆円程度の財源確保

「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定）による「19兆円フレーム」の策定後の本格的な復興予算を盛り込む平成23年度第三次補正予算の編成に当たって、「平成23年度第三次補正予算及び復興財源の基本的方針」（平成23年10月7日閣議決定）が示された。

同基本の方針において、集中復興期間に今後必要となる復旧・復興経費（13兆円）、年金臨時財源の補てん（2.5兆円）及びB型肝炎関係経費（0.7兆円）を合わせた16.2兆円については、10年間トータルの税外収入等の7兆円と、増税額9.2兆円により確保することとされた。

そのような背景の中、財源が確保されるまでのつなぎ復興債の発行も含め、復興債の償還財源の確保のための増税のほか、税外収入等に係る措置による第三次補正予算の財源及び今後の復興財源の確保のため、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」及び「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」が整備された。（第2章3節32.及び33.参照）

両法律においては、集中復興期間に今後必要となる復旧・復興経費（13兆円）、年金臨時財源の補てん（2.5兆円）及びB型肝炎関係経費（0.7兆円）を合わせた16.2兆円の財源確保について、集中復興期間の5年間での税外収入等が5兆円程度であることを前提に増税を行う形がとられ、増税による想定収入が11.2兆円（うち復興経費分は10.5兆円）⁶となっている。なお、当初想定されていた10年間トータルの税外収入等の7兆円と、5年間での税外収入等の5兆円の差分の2兆円については、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」において、日本たばこ産業株式会社の株式及びエネルギー対策特別会計に所属する株式の処分等の検討を行うこととされ、これらの措置により復興債の償還財源が確保される場合には、復興費用の見直し時等における必要見込額を勘案しつつ、復興特別税に係る税負担の軽減のための所要の措置を講ずることとされた。

4) 以後の方針

この「19兆円フレーム」については、「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定）において、「一定期間経過後に事業の進捗等を踏まえて復旧・復興事業の規模の見込みと財源について見直しを行い、集中復興期間後の施策の在り方も定める」とされた。

⁶ 復興特別所得税（2.1%、25年）及び復興特別法人税（10%、3年）による9.7兆円、並びに個人住民税の均等割の標準税率特例（1,000円、10年）による0.6兆円及び平成23年度税制改正による個人住民税の所得控除等の見直し（10年）による0.2兆円を合わせた0.8兆円の計10.5兆円の復興経費分と、平成23年度税制改正による給与所得控除等の見直しによる増収分0.7兆円（B型肝炎関係経費分）の計11.2兆円の財源確保が見込まれた。

(3) 25兆円フレーム

1) フレームの見直し経緯・事業規模

「復興財源フレーム」の策定時において、集中復興期間における事業規模は「少なくとも19兆円程度」とされていたが、平成23年度から平成24年度までの間に予算に計上された施策・事業の規模は、国・地方合計の公費分で「約17.5兆円」に上っていた。平成25年度予算案における施策・事業の規模は、「3.3兆円程度」であり、さらに、平成25年1月時点において、今後の「集中復興期間」（平成26年度及び27年度）に確実に実施が見込まれる施策・事業の規模は、「2.7兆円程度」であった。

このため、「集中復興期間」に実施する施策・事業の規模は、合わせて「少なくとも23.5兆円程度」と見込まれる状況にあり、「19兆円フレーム」における確保財源に加えて新たな財源を確保する必要から「19兆円フレーム」についての見直しを行うこととなった。

図表 2-4-2 平成25年度予算案及び平成26・27年度に確実に見込まれる事業

参考資料2 復旧・復興予算の概要(主な事業)	
<p>25年度復興予算:3.3兆円程度</p> <p>被災者支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災者生活再建支援金補助金 災害救助法による災害救助(応急仮設住宅関連) 緊急スクールカウンセラー等派遣事業 介護等のサポート拠点に対する支援等 <p>まちの復旧・復興</p> <ul style="list-style-type: none"> 復興交付金 災害復旧事業 インフラ復興事業 災害廃棄物の処理等 <p>産業の振興・雇用の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 津波・原子力被災地域企業立地補助金 災害関連融資 中小企業組合等共同施設等災害復旧事業 東日本大震災農業生産対策交付金等 <p>原子力災害からの復興・再生</p> <ul style="list-style-type: none"> 長期避難者生活拠点形成交付金 福島定住緊急支援交付金 原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業 中間貯蔵施設の設置に向けた取組等 <p>震災復興特別交付税</p>	<p>26・27年度に確実に見込まれる事業:2.7兆円程度</p> <p>復興交付金</p> <p>著しい被害を受けた地域の復興を進めるため、公共施設等の災害復旧だけでは対応が困難な失われた市街地の再生等を、一つの事業計画の提出により一括で支援</p> <p>災害復旧事業</p> <p>事業計画及び工程表も踏まえ、東日本大震災で被災した海岸堤防、農地・農業用施設、上水道、学校等の復旧を重点的に実施</p> <p>インフラ復興事業</p> <p>復興道路、復興支援道路の整備、農林水産基盤整備、社会资本整備総合交付金等を実施</p> <p>震災復興特別交付税等</p> <p>災害復旧事業等に係る地方負担分の措置。</p>

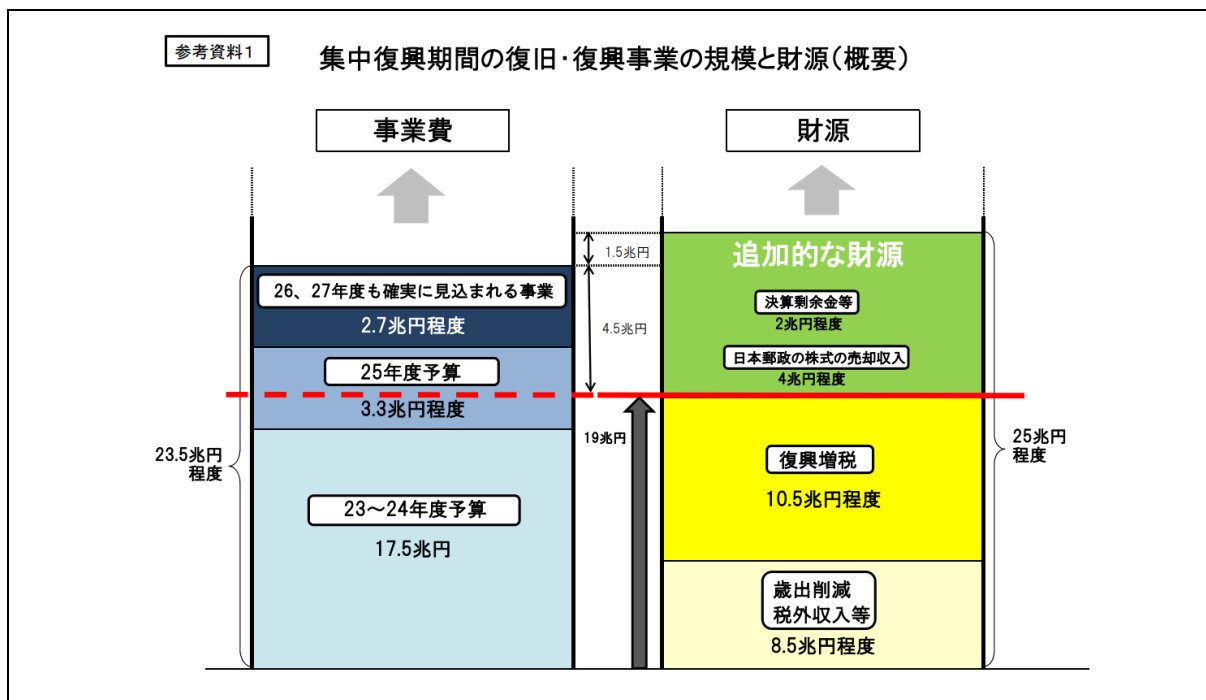
出所)「今後の復旧・復興事業の規模と財源について(平成25年1月29日)」(復興推進会議決定)参考資料2
https://www.reconstruction.go.jp/topics/20130207_shiryou04.pdf (令和5年7月8日閲覧)

2) 25兆円フレームの財源

「19兆円フレーム」においては、集中復興期間における復旧・復興に充てる財源として、復興増税(10.5兆円程度)及び歳出削減・税外収入等(8.5兆円程度)により、19兆円程度の財源が確保されていた。事業規模の見込み変更に伴い、必要となる財源については、日本郵政株式の売却収入として見込まれる4兆円程度を追加するほか、平成23年度決算剰余金等により2兆円程度を確保することにより、「合計25兆円程度」を確保することとした。

この「25兆円フレーム」については、平成25年1月29日の復興推進会議で「今後の復旧・復興事業の規模と財源について」により示された。

図表 2-4-3 集中復興期間の復旧・復興事業の規模と財源（概要）



出所) 「今後の復旧・復興事業の規模と財源について (平成25年1月29日)」 (復興推進会議決定) 参考資料1
https://www.reconstruction.go.jp/topics/20130207_shiryou03.pdf (令和5年7月8日閲覧)

3) 以後の方針

この「25兆円フレーム」については、「今後の復旧・復興事業の規模と財源について」において、以後の方針として、「毎年度の予算編成において、被災地の復旧・復興に必要な施策・事業を見直した上で、そのための財源の検討を行い、必要な予算を確保する。これを踏まえ、被災地の復旧・復興のための施策・事業の規模と財源の枠組みについて、必要に応じ、見直しを行うこと」とされた。

なお、復興関連予算について、「不適切使用等の批判を招くことがないよう、使途の厳格化を行う」とされた。(第2章第4節2. 参照)

(4) 26.3兆円フレーム

1) フレームの見直し経緯・事業規模

「今後の復旧・復興事業の規模と財源について」の以後の進め方として、毎年度の予算編成時において、被災地の復旧・復興に必要となる施策・事業の見直し、そのための財源の検討、必要な予算の確保を行っていくことが示されており、さらにこれを踏まえ施策・事業の規模と財源の枠組みについても、必要に応じ、見直しを行うこととされていた。

そのような中、平成26年度補正予算及び平成27年度予算編成に当たり、全体の復興事業費が25兆円程度を超える見込みとなっていたことから、更なる財源確保の必要が生じた。

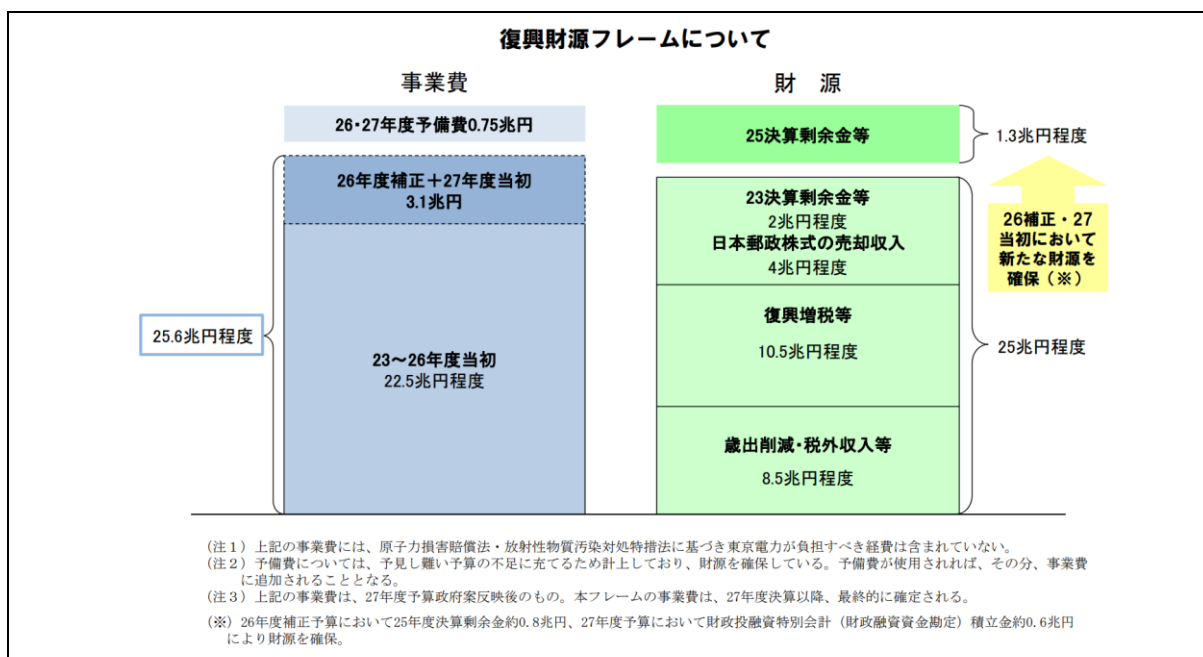
集中復興期間に実施する施策・事業の規模については、平成23年度から平成26年度当初予算における事業費（22.5兆円程度）に、平成26年度補正予算及び平成27年度当初予算における事業費（3.1兆円程度）を加え、「25.6兆円程度」と見込んだ。また、平成26年度及び平成27年度予備費使用分の事業費として0.75兆円程度を見込んだ。

2) 26.3兆円フレームの財源

集中復興期間における復旧・復興に充てる財源として、これまでに確保している25兆円程度に加え、平成26年度補正予算において決算剰余金（0.8兆円程度）及び平成27年度予算において財政投融资特別会計（財政融資資金勘定）積立金（0.6兆円程度）により1.3兆円程度を確保することにより、「合計26.3兆円程度」を見込んだ。

この「26.3兆円フレーム」については、平成27年1月14日の平成27年度予算概算決定により示された。

図表 2-4-4 26.3兆円フレームについて



出所) 「平成27年度予算のポイント」

https://warp.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/11400594/www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2015/seifuan27/01.pdf (令和5年7月8日閲覧)

(5) 32兆円フレーム

1) 集中復興期間の総括及び平成28年度以降の復旧・復興事業のあり方

平成27年度が集中復興期間の最終年度となることを踏まえ、平成27年5月12日の復興推進会議において、「集中復興期間の総括及び平成28年度以降の復旧・復興事業のあり方」が決定された。同決定において示された復興財源フレームに係る集中復興期間の総括は次のとおり。

今回の震災では、集中復興期間の5年間の事業規模を示した上で、5年分の財源をあらかじめ確保するとともに、震災復興特別交付税を創設し、被災自治体の負担を実質ゼロとするといった、これまでにない財政措置がとられた。

事業規模と財源については、事業規模の拡大に応じて、必要な追加財源の確保も行ってきた。震災発災当初、平成23年7月に決定された「東日本大震災からの復興の基本方針」において、その段階で見込むことができた限りで推計、整理し、「少なくとも19兆円程度」とされた。

その後、第二次安倍政権発足直後の平成25年度予算編成においては、全体の復興事業費が19兆円を超える見込みとなっていたことから、復興財源に関する不安を払拭するため、23年度から25年度予算における事業費20.8兆円に加え、26年度及び27年度に確実に見込まれる事業費2.7兆円程度を見込むことで、事業規模を23.5兆円程度と見込み、復興財源フレームを25兆円程度に拡大した。なお、この規模の見込みには、求償対象経費は含まれていない。

更に、平成27年度予算までに、必要な復興事業を積み上げた結果、集中復興期間における事業規模は、復興加速化・福島再生予備費0.75兆円も含めて26.3兆円程度となっている。

このような財政措置により、被災地は安心して復興事業に取り組むことができたものと考えており、復興の加速化に資する措置であったと評価できる。

他方で、発災当初、事業規模を少なくとも19兆円程度と見込んだ際、救助・復旧費用については、積上げにより見込みを立てた一方、その他の復興費用については、阪神・淡路大震災の際の復旧・復興に要した費用を踏まえつつ、東日本大震災との被害総額の規模の違いを勘案するなどして推計により算出されたものであった。

今次の震災の被害の甚大さからは、当初はそのような方法はやむを得ないものであったと言える。フレームの改定の都度、事業見込みの確度は高いものになってきていると言えるが、いずれにしても、適切な予算管理と復興事業の管理を行っていく上では、必要な事業を、その進捗に応じて年度ごとに積み上げていくことが重要である。

平成28年度以降についても、集中復興期間中と同様に、5年間の事業規模と財源をあらかじめ示すことが必要であるが、その際には、震災発災から4年以上が経過しており、年度ごとの事業の進捗を適切に見通していくことが求められる。

出所)「集中復興期間の総括及び平成28年度以降の復旧・復興事業のあり方」 I. 集中復興期間における取組の総括 2. 集中復興期間中の復興関連予算について (1) 復興財源フレームの策定と改定 より抜粋

また、平成28年度以降の復興事業について、「復興事業・予算のあり方については、集中復興期間以降においても、復興のステージの進展に応じて、事業メニュー、対象地域や終期の設定など不断の見直しを行い、費用対効果や効率性を精査し、被災地の復興に真に資するものとしていく必要がある」とされ、「発災当初と異なり、復興事業の進捗と事業規模を適正に見通すことができるようになっていくことを踏まえ、毎年度の進捗をあらかじめ見通し、事業規模の管理を適切に行っていく必要がある」とされた。

2) フレームの見直し経緯・事業規模

これらを踏まえ、復興庁においては、被災3県（岩手県、宮城県、福島県）における平成28年度以降の残事業費試算についての整理を行い、平成27年6月9日に「被災3県が公表している平成28～32年度の事業費試算について」を公表した。これは、被災3県が平成27年4月に公表した平成28年度以降の残事業費試算の単純合計7.2兆円⁷について、県からの聴取を踏まえて復興庁における分析を行ったものである。平成28年度から同32年（令和2年）度までの5年間で国費の対象となる額は計5.9兆円であり、このうち、住まいの確保に関する復興交付金事業など、平成27年度までに国として予算措置した分に対応できると考えられるものを控除した結果、「28年度から32年度までの復興財源の対象となるのは5兆円強」であるとした。その上で、「全体の事業規模については、3県の試算には含まれていない、宮城県での国直轄事業、3県以外の事業や、復興債利払費なども勘案して、今後復興庁で整理する」ことを示した（下表「+α」部分）。

図表 2-4-5 被災3県が公表している平成28～32年度の事業費試算について

	県の試算額 (A)	うち国費対象額 (B)	うち28～32年度復興財源の対象外となるもの (C)	28～32年度復興財源対象額 (B-C)
岩手県	2.2兆円	1.6兆円	0.1兆円: 27予算までに対応できる復興交付金事業 (災害公営、防集、効果促進)	1.5兆円程度
宮城県	2.5兆円	1.8兆円	0.1兆円: 一般枠として実施 0.4兆円: 27予算までに対応できる復興交付金事業 (災害公営、防集、効果促進等)や基金の活用	1.3兆円程度
福島県	2.5兆円 (※1)	2.5兆円 (※2)	0.1兆円: 一般会計等での対応を想定(廃炉技術開発等) (注)このほか、福島県試算ではイノベーション・コースト関連経費として0.1兆円を計上。(+α)	2.3+α兆円程度
計	7.2兆円	5.9兆円	0.8兆円 (+α)	5.1+α兆円程度

(※1) 福島県が復興財源以外で実施すると整理しているものを含めれば、3.6兆円。(3県計8.3兆円)
(※2) 東電への求償対象経費を除く。

出所) 「被災3県が公表している平成28～32年度の事業費試算について」(平成27年6月9日 復興庁記者発表資料)
<https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat8/sub-cat8-3/20150611131245.html> (令和5年7月8日閲覧)

平成27年6月19日、復興・総務・財務3大臣会合を実施し、平成28年度以降の復旧・復興事業に係る事業規模及び財源、自治体負担について、復興大臣・総務大臣・財務大臣の3大臣で確認を行った。

この確認結果をもとに、平成27年6月24日には「平成28年度以降の復旧・復興事業について」を復興推進会議で決定した。同決定において、「東日本大震災からの復興の基本方針」(平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定)において、10年間とされている復興期間のうち、平成28年度からの5年間については、「被災地の自立につながり、地方創生のモデルとなるような復興を実現していく観点から、「復興・創生期間」と位置付けること」とされた。

⁷ 福島県が復興財源以外で実施すると整理しているものも含めれば、計8.3兆円であった。

また、「集中復興期間における復興事業費は、平成26年度における復興事業の執行状況を踏まえると、平成27年度予算までにおいて25.5兆円程度（国・地方合計（公費分））となる見込みであり⁸、復興・創生期間における復興事業費の見込み6.5兆円程度を踏まえると、復興期間10年間における復興事業費は合計で32兆円程度と見込まれる」との事業規模を示した。

図表 2-4-6 復興・創生期間の事業規模（見込）について

平成28年度以降5年間（復興・創生期間）の事業規模（見込）について		
復興・創生期間における追加的な復興事業費は6.5兆円程度と見込んでおり、復興期間（平成23～32年度）における復興事業費は32兆円程度。		
（単位：兆円）		
区分	集中復興期間 （H23～27年度）	復興・創生期間 （H28～32年度）
① 被災者支援（健康・生活支援）	2.1	0.4
② 住宅再建・復興まちづくり	10.0	3.4
③ 原子力災害からの復興・再生	1.6	0.5
④ 産業・生業（なりわい）の再生	4.1	0.4
⑤ その他（震災特交など）	7.8	1.7
合計	25.5	6.5

⇒ 復興期間計 32兆円程度

出所）「平成28年度以降5年間（復興・創生期間）の復興事業について（案）」（平成27年6月24日 復興推進会議）資料1
<https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat7/sub-cat7-1/20150624094346.html> （令和5年7月8日閲覧）

同決定において示された事業規模については、平成27年6月30日に「平成28年度以降5年間を含む復興期間の復旧・復興事業の規模と財源について」として閣議決定された。

3) 32兆円フレームの財源

「平成28年度以降5年間を含む復興期間の復旧・復興事業の規模と財源について」において、「26.3兆円フレーム」までで計上した復興財源については、実績等を踏まえると28.8兆円程度の収入となると見込まれていた⁹。これに加え、以下の1)及び2)の取組により合計で最大3.2兆円程度を確保することにより、復興・創生期間を含む復興期間10年間の復興財源「32兆円程度」を確保することとされた。

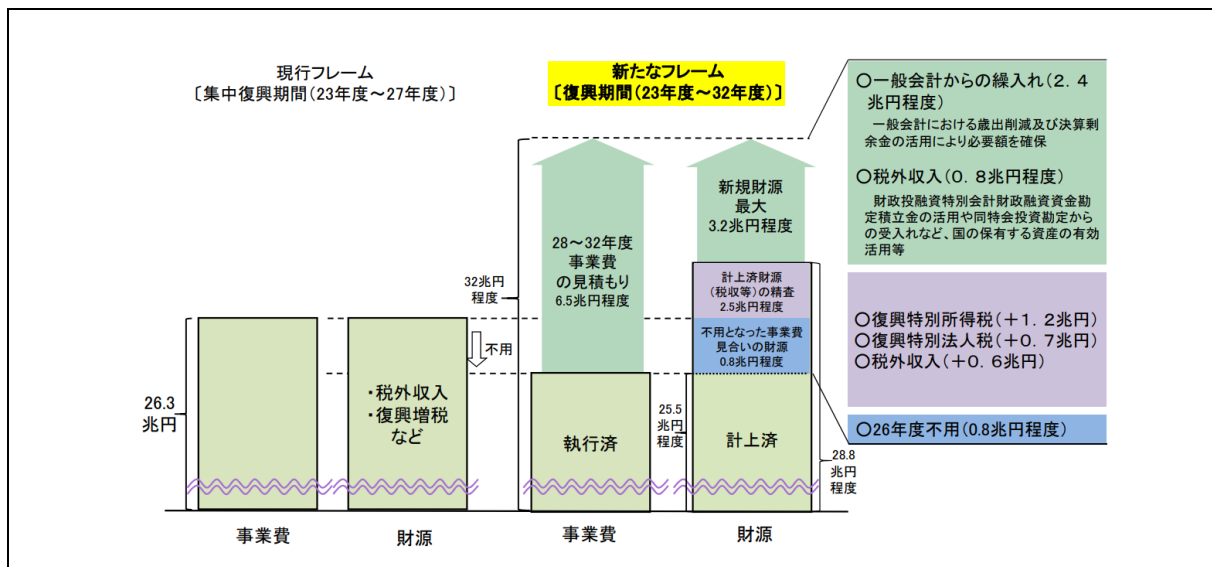
- 1) 財政投融资特別会計財政融資資金勘定における平成27年度までの積立金の活用、同特別会計投資勘定からの受入れなど国の保有する資産の有効活用等による税外収入（決算剰余金を除く）の確保：0.8兆円程度
- 2) 一般会計からの繰入れ：2.4兆円程度¹⁰

⁸ 平成23年度から平成25年度までについては決算、平成26年度については決算見込み、平成27年度については予算による。

⁹ 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成23年法律第117号）附則第13条及び第14条の規定を踏まえ復興債の償還財源として追加された日本郵政株式会社の株式の売却収入として見込まれる4兆円程度を含む。

¹⁰ 一般会計における歳出削減及び決算剰余金の活用により必要額を確保する。なお、1)により確保されるものを除く。

図表 2-4-7 復興財源フレームについて



出所)「平成28年度以降5年間(復興・創生期間)の復興事業について(案)」(平成27年6月24日 復興推進会議)資料1
<https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat7/sub-cat7-1/20150624094346.html> (令和5年7月8日閲覧)

4) 以後の方針

平成28年3月11日に「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針が閣議決定された。同方針においては、「平成28年度以降の復旧・復興事業について」及び「平成28年度以降5年間を含む復興期間の復旧・復興事業の規模と財源について」において示した「32兆円フレーム」について、「復興・創生期間」における各年度の事業規模の管理を適切に行い、精度の高い予算とすることで、この復興事業費により確実に復興を進めることとする」ことが決定された。

(6) 32.9 兆円フレーム

1) フレームの見直し経緯・事業規模

令和2年度において、復興・創生期間の最終年度を迎えるに当たり、令和元年12月20日に「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針」を閣議決定した。同方針においては、これまでの成果、今後の課題、及び今後の大規模災害に向けた教訓が示された。

これまでの成果として、「復興財源フレーム」の策定により、復興期間の事業規模を示した上で、あらかじめ財源を確保し、また、東日本大震災復興特別会計を設置し、さらに、復興事業に対する補助率の嵩上げや震災復興特別交付税等により地方公共団体の負担の軽減等の前例のない手厚い財政支援を実施したことで、被災地方公共団体が安心して復興事業に取り組むことを可能とし、復興の加速化に貢献した」ものとしている。課題としては、「これまでの復興施策の進捗状況や効果検証、被災地方公共団体の要望、国と地方の適切な役割分担、過去の大規模災害の取組事例等を踏まえながら、復興・創生期間後も対応が必要な事業を整理し、これを確実に実施できるよう、復興を支える仕組みのあり方について検討する必要がある」とした。加えて、今後の大規模災害に向けた教訓として、「東日本大震災の例も踏まえ、今後の大規模災害の復旧・復興施策における適切な財政支援のあり方を検討していくことが必要である」とし、「今後、南海トラフ地震等の大規模災害への対応に備え、財源確保のあり方についても、不断に議論を積み重ねておくことが重要である」とした。

さらに、同方針では、「復興・創生期間後の復興施策の方向性を踏まえて当面5年間の事業規模を整理し、所要の財源を手当てすることで、必要な復旧・復興事業を確実に実施する」とし、方針決定時点において、「令和3年度から5年間の復旧・復興事業の規模は1兆円台半ばと見込まれ、令和2年度までの事業規模が31兆円台前半と見込まれることを踏まえると、令和7年度までの15年間の事業規模については、32兆円台後半となると見込まれる」とした。一方、「これまで確保した財源(32兆円程度)については、実績等を踏まえると、32兆円台後半になると見込まれ、事業規模と財源はおおむね見合うものと見込まれる」とした。これらについては、「引き続き、事業規模と財源について精査し、令和2年夏頃を目途に、復興・創生期間後の当面5年間の復旧・復興事業の実施に必要な事業規模及び財源を示すこととする」とした。

これらを踏まえ、令和2年7月17日の復興推進会議で「令和3年度以降の復興の取組について」が決定された。

同決定において、「東日本大震災からの復興の基本方針」において、復興期間を令和2年度までの10年間と定めているところであるが、令和3年度以降においても復興の状況に応じた取組が必要であるとし、「復興期間は令和3年度から令和7年度までの5年間を含む15年間」とした上で、令和3年度からの5年間は、「被災地の自立につながり、地方創生のモデルとなるような復興を実現していく」という「第1期復興・創生期間」(平成28年度から令和2年度まで)の理念を継承し、その目標の実現に向け取組をさらに前に進めるべき時期であることから、「第2期復興・創生期間」と位置付ける。」とした。

同決定においては、平成23年度から令和2年度までの10年間における復旧・復興事業費は、これまでの復興予算の執行状況を踏まえると、31.3兆円程度¹¹と見込まれること、第2期復興・創生期間における復旧・復興事業費の現時点の見込みは、1.6兆円程度であることから、このため、第2期復興・創生期間を含め、平成23年度から令和7年度までの15年間における復旧・復興事業の

¹¹ 平成23年度から平成30年度までについては決算、令和元年度については決算見込み、令和2年度については予算による。

規模は、「合計で 32.9 兆円程度」と見込まれるとした。

図表 2-4-8 第 2 期復興・創生期間の事業規模（見込）の内訳について

(参考)第2期復興・創生期間(令和3年度～7年度)の事業規模(見込み)1.6兆円程度の内訳

① 被災者支援	0.1 兆円程度
② 住宅再建・復興まちづくり	0.2 兆円程度
③ 産業・生業の再生	0.2 兆円程度
④ 原子力災害からの復興・再生	0.5 兆円程度
⑤ その他（震災特交など）	0.6 兆円程度
合 計	1.6 兆円程度

※ 県別では、福島県1.1兆円程度、岩手県0.1兆円程度、宮城県0.1兆円程度等と見込まれる。

6

出所)「令和3年度以降の復興の取組について(概要)」(令和2年7月17日復興推進会議決定)
https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat8/sub-cat8-3/200717_no26_kaigiketteigaiyo.pdf (令和5年7月8日閲覧)

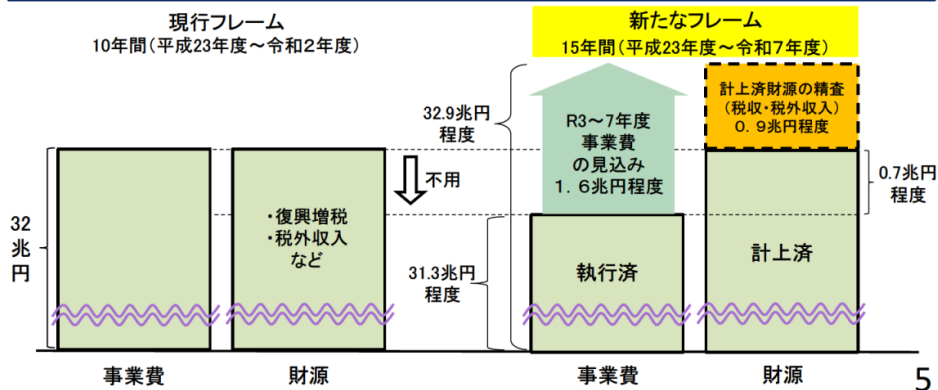
2) 32.9 兆円フレームの財源

同決定において、財源については、平成23年度から令和2年度までの10年間における復旧・復興事業に充てることとした32兆円程度の財源について、復興特別所得税や税外収入の令和元年度までの実績を踏まえると、32.9兆円程度となり、「事業規模と見合うものと見込まれる」とした。

図表 2-4-9 復興財源フレームについて

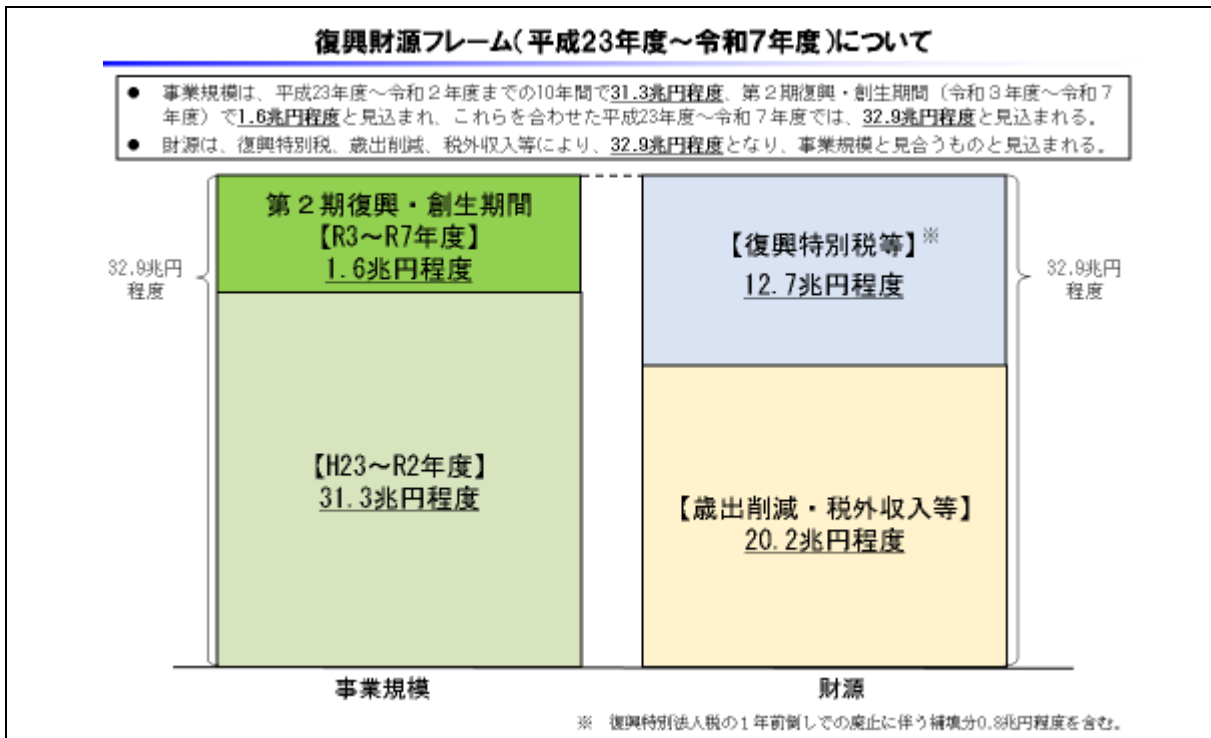
3 復興財源フレームの見直しについて

- 事業規模については、
 - ・これまでの10年間(平成23年度～令和2年度)は、31.3兆円程度、
 - ・第2期復興・創生期間(令和3年度～7年度)は、1.6兆円程度と見込まれ、
 - これらを合わせた15年間(平成23年度～令和7年度)では、32.9兆円程度と見込まれる。
 - 財源については、実績を踏まえると32.9兆円程度となり、事業規模と見合うものと見込まれる。
- 〔※ なお、原子力災害被災地域においては、復興のステージが進むにつれて生じる新たな課題や多様なニーズにきめ細かく対応する必要があることから、必要に応じて事業規模及び財源の見直しを行うこととする。〕



出所) 「令和3年度以降の復興の取組について(概要)」(令和2年7月17日復興推進会議決定)
https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat8/sub-cat8-3/200717_no26_kaigiketteigaiyo.pdf (令和5年7月8日閲覧)

図表 2-4-10 復興財源フレーム(平成23年度～令和7年度)について



出所) 復興庁資料

3) 今後の方針

同決定において、「第2期復興・創生期間における各年度の事業規模の管理を適切に行い、精度の高い予算とすることで、効果的かつ確実に復興を進める」こととし、「原子力災害被災地域においては、復興のステージが進むにつれて生じる新たな課題や多様なニーズにきめ細かく対応する必要があることから、必要に応じて事業規模及び財源の見直しを行うもの」としている。

また、令和3年3月9日に閣議決定された「「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について」においても、事業規模・財源も含め、同様の方針が示されている。

(7) 復興財源の確保に係る評価・課題

令和元年12月20日に閣議決定された「「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針」においては、これまでの復興の総括として、「復興財源フレーム」の策定等の復興を支える仕組みの整備等により、「復興は大きく前進し、地震・津波被災地域では、復興の総仕上げの段階に入っており、原子力災害被災地域においても、復興・再生が本格的に始まっている」とした。また、成果として、「復興財源フレーム」の策定により、復興期間の事業規模を示した上で、あらかじめ財源を確保し、また、東日本大震災復興特別会計を設置し、さらに、復興事業に対する補助率の嵩上げや震災復興特別交付税等により地方公共団体の負担の軽減等の前例のない手厚い財政支援を実施したことで、被災地方公共団体が安心して復興事業に取り組むことを可能とし、復興の加速化に貢献した」ことを挙げた。加えて、今後の大規模災害に向けた教訓として、「東日本大震災の例も踏まえ、今後の大規模災害の復旧・復興施策における適切な財政支援のあり方を検討していくことが必要である」こと、「今後、南海トラフ地震等の大規模災害への対応に備え、財源確保のあり方についても、不断に議論を積み重ねておくことが重要である」ことが示された。

このほか、「東日本大震災からの復興政策10年間の振り返りに関する有識者会議」（以下「有識者会議」という。）においても、復興財源について、学術会議等からも提案のあった増税によって確保したことには意義がある、復興のための増税が所得税を含めて実施されたことは復興事業の大きな下支え、かつ、推進力になったとの評価¹²や、様々な事業の財源について、国民の御理解の下、税で対応するということが取られて大変よかったとの評価¹³がある。

¹² 第1回有識者会議（令和4年10月24日）及び第3回会議（令和5年2月27日）大西委員意見

¹³ 第1回有識者会議（令和4年10月24日）増田座長代理意見

2. 復興関連予算

(1) 復興関連予算の推移について

1) 平成 22 年度予備費及び平成 23 年度予備費の活用

平成 23 年度第一次補正予算の成立前に、平成 22 年度予備費及び平成 23 年度予備費から合計 1,182 億円が震災対応のために活用された。

<平成 22 年度予備費及び平成 23 年度予備費の内容>

- ① 平成 22 年度予備費
 - 被災地の緊急支援 (301 億円)
 - 自衛隊の救援活動等 (53 億円)
 - 海上保安庁の海難救助等 (4 億円)
 - 災害救助費等負担金 (300 億円)
 - エネルギーの供給の確保 (16 億円)
 - 計 678 億円
- ② 平成 23 年度予備費¹⁴
 - 災害救助費等負担金 (503 億円)
 - 計 503 億円

2) 平成 23 年度第一次補正予算

当面の復旧事業を中心に、がれき処理、仮設住宅の建設、道路・港湾の復旧等に係る経費として財政措置された 4 兆 153 億円を計上した平成 23 年度第一次補正予算は平成 23 年 5 月 2 日に成立した。

<平成 23 年度第一次補正予算の内容>

- 災害救助等関係経費 (4,829 億円)
- 災害廃棄物処理事業費 (3,519 億円)
- 災害対応公共事業関係費 (12,019 億円)
- 施設費災害復旧費等 (4,160 億円)
- 災害関連融資関係経費 (6,407 億円)
- 地方交付税交付金 (1,200 億円)
- その他の関係経費 (8,018 億円)
- 計 4 兆 153 億円¹⁵

3) 平成 23 年度第二次補正予算

¹⁴ 平成 23 年度予算の予備費の活用については、「経済危機対応・地域活性化予備費」の 8,100 億円が全額一次補正の財源に充てられたため、「予備費」3,500 億円の使用残額であった 2,995 億円から充当した。

¹⁵ 財務省公表資料（一次補正歳出額）に記載されている既定経費の減額（37,102 億円）については計に含めず。

原子力損害賠償、被災者支援等に係る経費として財政措置された1兆8,106億円を計上した平成23年度第二次補正予算が平成23年7月25日に成立した。

<平成23年度第二次補正予算の内容>

原子力損害賠償法等関係経費（2,754億円）
 うち原子力損害賠償法関係経費（2,474億円）
 うち原子力損害賠償支援機構法関係経費（280億円）
 被災者支援関係経費（3,774億円）
 うち二重債務問題対策関係経費（774億円）
 うち被災者生活再建支援金補助金（3,000億円）
 東日本大震災復興対策本部運営経費（5億円）
 東日本大震災復旧・復興予備費（8,000億円）
 地方交付税交付金（3,573億円）
 計1兆8,106億円

4) 平成23年度第三次補正予算

東日本大震災からの復旧・復興に係る経費9兆2,438億円（年金臨時財源の補填分等2兆4,896億円を除く。）を計上した平成23年度第三次補正予算が同年11月21日に成立した。

<平成23年度第三次補正予算の内容>

災害救助等関係経費（941億円）
 災害廃棄物処理事業費（3,860億円）
 公共事業等の追加（14,734億円）
 災害関連融資関係経費（6,716億円）
 地方交付税交付金（16,635億円）
 東日本大震災復興交付金（15,612億円）
 原子力災害復興関係経費（3,558億円）
 全国防災対策費（5,752億円）
 その他の関係経費（24,631億円）
 計9兆2,438億円¹⁶

5) 東日本大震災復興特別会計の設置

a. 東日本大震災復興特別会計に計上される事業

東日本大震災からの復興に係る国の資金の流れの透明化を図るとともに復興債の償還を適切に管理するために、平成24年度から新たに設置された東日本大震災復興特別会計は、東日本大震災に係る災害救助等関係事業、災害廃棄物処理事業、復興関係公共事業等、災害関連融資関係事業、復

¹⁶ 財務省公表資料（三次補正歳出額）に記載されている年金臨時財源の補てんやB型肝炎関係経費等は計に含めず。

興事業に係る地方負担等を措置するための地方交付税交付金、東日本大震災復興交付金事業及び原子力災害からの復興関係事業に係る経費のほか、復興債の償還等のための国債整理基金特別会計への繰入金等を計上している。

b. 復興庁による予算一括計上

東日本大震災復興特別会計は全省庁共管となっているが、東日本大震災からの復興に関する事業に係る経費のうち、被災地の復興に係る経費については、復興庁設置法（平成23年法律第125号）第4条第2項の規定¹⁷により、各府省予算を復興庁所管の予算として一括計上している。

なお、同規定は、復興庁設置法の政府案では実施事務が復興特区制度、復興交付金に関する事務等に限定されていたことに対して、復興庁に予算権限を設けるべきではないか等の指摘があり、国会審議と並行して進められた民主党、自民党、公明党3党による復興庁の事務のあり方に対する協議を踏まえた議院修正で、所掌事務に新たに、復興事業に必要な予算の一括要求、事業の実施に関する計画の策定、予算の関係府行政機関への配分等が加えられることとなったものである。（2章2節参照）

6) 平成24年度～令和2年度までの東日本大震災復興特別会計予算

復興庁において、以下の①～④の分野について、被災地の抱える課題の解決に直結する予算を一括して計上している。また、東日本大震災復興特別会計全体としては、震災復興特別交付税や復興加速化・福島再生予備費、復興債の償還費等も計上している。なお、平成24年度から令和2年度までの予算額の推移については下図のとおり。

① 被災者支援

災害救助に係る費用や仮設住宅の整備のほか、復興の進展とともに、被災者の生活再建のステージに応じて、就学支援、コミュニティの形成・再生、見守りや心身のケア等の支援を実施。

② 住宅再建・復興まちづくり

復興道路・復興支援道路等の社会インフラの整備や、復興まちづくりの推進に係る取組を実施。

③ 産業・生業（なりわい）の再生

被災地における産業の復興や雇用の確保、地場産業振興のためのソフト支援を推進。また福島県については福島イノベーション・コースト構想の推進、原子力災害被災12市町村における事業再開・新規立地等の取組を実施。

④ 原子力災害からの復興・再生

原子力災害からの福島の復興・再生を加速するため、避難指示解除区域での生活再開に必要な環境整備や、風評払拭及び放射線に関するリスクコミュニケーション、中間貯蔵施設の整備、放射性汚染廃棄物の処理、除去土壌等の搬出等の取組を実施。

⑤ その他（震災復興特別交付税、復興加速化・福島再生予備費、復興債の償還費等）

¹⁷ 復興庁設置法第4条第2項第3号イにおいて、「東日本大震災からの復興に関する事業のうち政令で定める事業に必要な予算を、前号の方針に基づき、一括して要求し、確保すること。」が復興庁の所掌事務とされている。

図表 2-4-11 復興特会予算の推移

区分	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
被災者支援	1,627	1,287	1,117	1,287	1,114	1,124	768	614	493
住宅再建・復興まちづくり	12,364	16,670	13,296	13,487	11,318	7,698	6,996	6,927	5,472
産業・生業の再生	2,862	3,075	1,306	1,675	1,374	1,052	1,052	691	516
原子力災害からの復興・再生	5,202	7,807	6,600	7,807	10,167	8,209	7,477	6,486	7,481
小計 (復興庁所管)	20,433	29,037	22,441	24,364	24,055	18,153	16,357	14,781	14,024
その他	17,321	14,989	14,023	14,723	8,415	8,742	7,235	6,566	6,715
復興特会 合計	37,754	43,840	36,464	39,087	32,469	26,896	23,593	21,348	20,739

出所) 復興庁資料

a. 平成24年度復興庁一括計上予算

- ・復興を円滑かつ迅速に推進するため要する予算2兆433億円を復興庁予算として計上
- ・復興に関する行政各部の事業を統括・監理する一環として、東日本大震災からの復興に関する事業に係る経費を復興庁予算として一括して計上
- ・復興庁予算は、復興に係る国の資金の流れの透明化や、復興債の償還を適切に管理するため、復興事業に関する経理を明確にすることを目的として平成24年度より新設された東日本大震災復興特別会計において計上

<予算のポイント>

- ① 東日本大震災復興交付金 (2,868億円)
被災地の復興地域づくりに必要な事業を地域が主体となって実施できるよう、ハード事業の幅広い一括化、自由度の高い資金の交付、地方負担の軽減等を図り、被災地の復興を支援。
- ② 東日本大震災復興調整費 (50億円)
地域の柔軟な発想に基づく復興を支援するため、県単位の非公共事業であって、「復興基本方針」や県の作成する復興計画等に位置付けられた施策の実施を推進。
- ③ 福島避難解除等区域生活環境整備事業 (42億円)
福島の避難区域等の解除に伴い、住民の速やかな帰還を実現するため、避難解除等区域の生活環境整備を実施。
- ④ 復興特区支援利子補給金 (11億円)

復興の中核となる事業の実施者が金融機関から必要な資金を借り入れる場合に、利子補給金を支給することにより、雇用機会の創出等を通じた地域主体の復興を支援。

⑤ 復興関係事業費の一括計上（1兆7,429億円）

復興庁が、復興に関する行政各部の事業を統括・監理する一環として、東日本大震災からの復興に関する事業に係る経費を一括して計上。

⑥ 復興庁一般行政経費（33億円）

東日本大震災からの復興対策に係る経費のうち、復興庁の運営等に係る経費。

図表 2-4-12 平成24年度復興庁予算概算決定概要 [平成24年1月31日]

平成24年度復興庁予算（案）総表（特別会計予算）

（単位：億円）

区 分	平成24年度予算 （案）
復興庁	20,433
（内訳）	
（1）東日本大震災復興交付金	2,868
（2）東日本大震災復興調整費	50
（3）福島避難解除等区域生活環境整備事業	42
（4）復興特区支援利子補給金	11
（5）復興関係事業費の一括計上	17,429
（主な内訳）	
・公共事業等	4,881
・原子力災害復興関係	4,569
・災害廃棄物処理事業	3,442
・災害関連融資	1,210
（6）復興庁一般行政経費	33

注1）復興庁予算は、平成24年度より新設予定の「東日本大震災復興特別会計（仮称）」において計上。

注2）その他、予算総則において5,000億円の政府保証（二重ローン関係）を計上予定。

注3）復興庁予算には、関係行政機関に予算を配分した上で執行するものを含む。

注4）計数については整理中であり、今後の異動がありうる。

出所) <https://www.reconstruction.go.jp/topics/120131-setban-111124gaisanketteigaiyou.pdf> (令和5年7月8日閲覧)

b. 平成 25 年度復興庁一括計上予算

- ・復興庁が司令塔となって、復興の加速化に資するよう、本格的な予算を編成
- ・福島を含む被災地全体の諸課題について、諸制度の隙間を埋め、機動的に対応
- ・国が前面に立って福島の深刻な諸課題に対応出来るよう、事業制度を創設

<予算のポイント>

- ① 復興庁の司令塔機能の強化
 - ・東日本大震災復興推進調整費（100 億円）
復興大臣の裁量により、諸制度の隙間を埋め、復興に関する調査企画の委託を弾力的に実施
 - ・被災地向け事業の復興庁への一元化（2.2 兆円）
- ② 福島の復興・再生の加速化
 - ・福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業（48 億円）
帰還支援（生活基盤施設の立上げ支援等）、区域の荒廃抑制・保全（除草、廃家屋の撤去等）など様々なニーズにきめ細かく対応するための市町村への新たな支援
 - ・長期避難者生活拠点形成交付金の創設（503 億円）
災害公営住宅、関連する道路・学校施設等の生活拠点の形成のための県・市町村への新たな支援
 - ・福島定住緊急支援交付金の創設（100 億円）
子育て環境の整備（屋内運動施設の整備、遊具設置等）や子育て世帯が定住できる環境整備のための市町村への新たな支援
- ③ 東日本大震災復興交付金の増額
 - ・市町村のまちづくりを加速するため、復興交付金を増額（5,918 億円）
- ④ 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金の創設
 - ・津波・原子力災害被災地域における雇用創出を通じた産業復興を推進（1,100 億円）

図表 2-4-13 平成25年度復興庁予算概算決定概要

平成25年度東日本大震災復興特別会計予算概算決定総表

(単位:億円)

区 分	平成24年度 当初予算額	平成25年度 概算決定額
復興庁(1~6の合計)	20,433	29,037
1. 被災者支援	920	1,883
うち・被災者生活再建支援金	-	840
・応急仮設住宅	494	529
・修学支援	151	167
・心のケア	63	79
・介護、障害者支援	44	80
2. まちの復旧・復興	11,854	16,670
うち・東日本大震災復興交付金	2,868	5,918
・災害復旧事業	2,605	6,611
・復興関係公共事業	2,389	2,868
・廃棄物処理	3,442	1,266
3. 産業の振興・雇用の確保	2,920	3,075
うち・復興特区支援利子補給金	11	11
・立地補助	140	1,100
・災害関連融資	1,310	963
・中小企業への支援	554	488
・農林水産業への支援	422	319
4. 原子力災害からの復興再生	4,655	7,264
うち・福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業	-	48
・長期避難者生活拠点形成交付金	-	503
・福島定住緊急支援交付金	-	100
・福島避難解除等区域生活環境整備事業	42	24
・除染等	4,547	6,220
・再生可能エネルギー支援	-	103
・風評被害対策	6	13
5. 東日本大震災復興推進調整費	50	100
6. 復興庁一般行政経費等	33	45
7. 震災復興特別交付税	5,490	6,053
8. 復興加速化・福島再生予備費	4,000	6,000
9. 国債整理基金特会への繰入	1,253	662
10. 全国防災事業	4,827	1,274
11. その他	1,751	815
復興特別会計全体	37,754	43,840

注1: 計数整理の結果、異動を生じることがある。

注2: 計数は、四捨五入のため、端数においては合計とは一致しないものがある。

出所) https://www.reconstruction.go.jp/topics/20130208_25yosangaisankettei.pdf (令和5年7月8日閲覧)

c. 平成 26 年度復興庁一括計上予算

- ・平成 25 年度補正予算と合わせて被災地の復旧・復興の加速化を推進（平成 25 年度補正予算と合わせ 4.2 兆円）

<予算のポイント>

- ① 避難の長期化が見込まれる中、被災者に対する健康・生活支援を強化
 - ・被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業（40 億円）
 - ・被災地健康支援事業（10 億円）
 - ・被災地における福祉・介護人材確保事業（2 億円） 等
- ② 住宅再建・復興まちづくりについては、復旧・復興の進展（「がれき処理」から「復興まちづくりの本格化」へ）にあわせて事業の重点化を図りつつ、必要な予算を確保
 - ・災害廃棄物の処理（236 億円）
 - ・東日本大震災復興交付金（3,638 億円）
 - ・復興道路・復興支援道路の整備等（1,706 億円）
 - ・社会資本整備総合交付金（763 億円）
 - ・災害復旧事業（5,855 億円） 等
- ③ 産業・生業（なりわい）の再生のため、被災した中小企業等の復旧・復興の取組を引き続き支援
 - ・津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金（300 億円）
 - ・中小企業組合等共同施設等災害復旧事業（221 億円） 等
- ④ 福島の再生については、区域見直しが全域で完了し、復興は新たな段階を迎えており、長期避難者への支援、ふるさとへの早期帰還の支援等を一層推進
 - ・福島再生加速化交付金（1,088 億円）
 - ・地域の希望復活応援事業（80 億円）
 - ・福島避難解除等区域生活環境整備事業（19 億円）
 - ・放射性物質に汚染された土壌等の除染（2,582 億円）
 - ・中間貯蔵施設の整備（1,012 億円） 等
- ⑤ 先導モデル事業など、「新しい東北」を着実に推進
 - ・「新しい東北」先導モデル事業（15 億円）
 - ・起業者への投資促進のためのプラットフォーム構築事業（1 億円） 等

図表 2-4-14 平成26年度復興庁予算概算決定概要（平成25年12月24日）

平成26年度復興庁予算概算決定総括表
（東日本大震災復興特別会計）

（単位：億円）

区 分	平成25年度 当初予算額	平成26年度 概算決定額
復興庁	29,037	22,441
1. 被災者支援	1,883	1,117
うち・被災者生活再建支援金	840	96
・応急仮設住宅等	529	475
・心のケア	79	116
・介護、障害者支援	80	69
・修学支援	167	178
2. まちの復旧・復興	16,670	13,296
うち・東日本大震災復興交付金	5,918	3,638
・災害復旧事業	6,611	5,855
・復興関係公共事業	2,868	3,561
・廃棄物処理	1,266	236
3. 産業の振興・雇用の確保	3,075	1,306
うち・災害関連融資	963	221
・中小企業への支援	488	281
・立地補助	1,100	300
・農林水産業への支援	319	306
・雇用の確保	26	6
・復興特区支援利子補給金	11	13
4. 原子力災害からの復興・再生	7,264	6,600
うち・福島再生加速化交付金	-	1,088
・長期避難者生活拠点形成交付金(注3)	503	-
・福島定住等緊急支援交付金(注3)	100	-
・福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業(注4)	48	80
・福島避難解除等区域生活環境整備事業	24	19
・除染等	6,220	5,104
・再生可能エネルギー支援	103	17
・風評被害対策	13	9
5. 東日本大震災復興推進調整費	100	50
6. 「新しい東北」先導モデル事業等	-	16
7. 復興庁一般行政経費等	45	57

注1：計数整理の結果、異動を生じることがある。

注2：計数は、四捨五入のため、端数においては合計とは一致しないものがある。

注3：「福島再生加速化交付金」に統合

注4：一部を「福島再生加速化交付金」に統合

1

出所) https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat8/sub-cat8-3/20131324_26gaisankettei.pdf (令和5年7月8日閲覧)

d. 平成 27 年度復興庁一括計上予算

- ・平成 26 年度補正予算と合わせて被災地の復旧・復興の加速化を推進（復興事業ベースで合わせて 4.2 兆円）

<予算のポイント>

- ① 被災者支援（健康・生活支援）については、避難の長期化や災害公営住宅への移転の進捗に対応するため、健康・生活支援を強化
 - ・災害救助法による災害救助等（406 億円）
 - ・被災者生活再建支援金補助金（190 億円）
 - ・被災者の心のケア支援事業（16 億円）
 - ・被災者健康・生活支援総合交付金（59 億円） 等
- ② 住宅再建・復興まちづくりについては、復興の進展を踏まえて、必要な予算を確保
 - ・東日本大震災復興交付金（3,173 億円）
 - ・災害復旧事業（5,794 億円）
 - ・復興道路・復興支援道路の整備等（1,975 億円）
 - ・社会資本整備総合交付金（復興）（1,171 億円） 等
- ③ 産業・生業（なりわい）の再生については、創造的な産業復興を加速するための取組を強化
 - ・中小企業組合等共同施設等災害復旧事業（400 億円）
 - ・津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金（360 億円）
 - ・復興水産加工業販路回復促進事業（10 億円） 等
- ④ 原子力災害からの復興・再生については、早期帰還支援や新生活支援など、福島の再生を加速
 - ・福島再生加速化交付金（1,056 億円）
 - ・福島生活環境整備・帰還再生加速事業（68 億円）
 - ・放射性物質により汚染された土壌等の除染（4,174 億円）
 - ・中間貯蔵施設の整備等（758 億円） 等
- ⑤ 「新しい東北」の創造と経済再生の好循環を目指して、先進的な取組の加速と被災地における横展開を推進
 - ・「新しい東北」先導モデル事業（8 億円）
 - ・「新しい東北」官民連携推進協議会運営事業（6 億円） 等

図表 2-4-15 平成27年度復興庁予算概算決定概要

平成27年度復興庁予算概算決定総括表
(東日本大震災復興特別会計)

(単位:億円)

区 分	平成27年度 概算決定額	平成26年度 当初予算額
復興庁	24,364	22,441
1. 住宅再建・復興まちづくり	13,487	13,296
うち・東日本大震災復興交付金	3,173	3,638
・災害復旧事業	5,794	5,855
・復興関係公共事業	4,407	3,561
・災害廃棄物の処理	105	236
2. 産業・生業(なりわい)の再生	1,675	1,306
うち・災害関連融資	307	221
・中小企業への支援	445	281
・立地補助	360	300
・農林水産業への支援	203	306
・復興特区支援利子補給金	18	13
3. 被災者支援(健康・生活支援)	1,287	1,117
うち・応急仮設住宅支援等	406	475
・被災者生活再建支援金	190	96
・心のケア・地域コミュニティの再生	121	116
・介護、障害者支援	71	69
・修学支援	180	178
4. 原子力災害からの復興・再生	7,807	6,600
うち・福島再生加速化交付金	1,056	1,088
・福島生活環境整備・帰還再生加速事業	68	-
・福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業(注3)	-	80
・福島避難解除等区域生活環境整備事業(注3)	-	19
・除染等	6,439	5,104
・風評被害対策	23	9
5. 「新しい東北」先導モデル事業等	14	16
6. 東日本大震災復興推進調整費	30	50
7. 復興庁一般行政経費等	64	57

(注1): 計数整理の結果、異同を生じることがある。

(注2): 金額は、単位未満四捨五入によるため、合計が一致しないものがある。

(注3): 「福島生活環境整備・帰還再生加速事業」に統合した。

出所) https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat8/sub-cat8-3/20150114_2shiropanhontai.pdf (令和5年7月8日
閲覧)

e. 平成28年度復興庁一括計上予算

- ・復興のステージの進展に応じて生じる課題に的確に対応しつつ、「復興・創生期間」における被災地の復興に必要な取組を強力に推進。

<予算のポイント>

① 被災者支援

長期避難者の心のケアやコミュニティ形成など、復興の進展に伴って生じる課題に対応する取組を強化。

- ・ 災害救助法による災害救助等 (334 億円)
- ・ 被災者生活再建支援金補助金 (189 億円)
- ・ 被災者支援総合交付金 (220 億円)
- ・ 被災者の心のケア支援事業 (14 億円) 等

② 住宅再建・復興まちづくり

最盛期を迎えた住宅再建・復興まちづくりを着実に推進。

- ・ 復興道路・復興支援道路の整備等 (2,376 億円)
- ・ 東日本大震災復興交付金 (1,477 億円)
- ・ 社会資本整備総合交付金〔復興〕 (1,054 億円)
- ・ 災害復旧事業 (5,093 億円) 等

③ 産業・生業（なりわい）の再生

観光復興や販路回復に向けた取組の強化、企業立地による雇用創出・商業回復へ対応。

- ・ 復興水産加工業等販路回復促進事業 (18 億円 (補正と合わせて 20 億円))
- ・ 観光復興関連事業 (50 億円 (補正と合わせて 52 億円))
- ・ 中小企業組合等共同施設等災害復旧事業 (290 億円)
- ・ 自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金 (320 億円)
- ・ イノベーション・コースト構想関連事業 (145 億円)
- ・ 原子力災害による被災事業者の自立支援事業 (13 億円 (補正と合わせて 241 億円))
- ・ 事業復興型雇用創出事業 (41 億円)
- ・ 原子力災害対応雇用支援事業 (42 億円) 等

④ 原子力災害からの復興・再生

帰還促進や12市町村の生活の再構築等に向けた取組を強化するなど、福島復興・再生を加速。

- ・ 福島再生加速化交付金 (1,012 億円)
- ・ 福島生活環境整備・帰還再生加速事業 (76 億円)
- ・ [再掲] 自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金
- ・ [再掲] イノベーション・コースト構想関連事業
- ・ [再掲] 原子力災害による被災事業者の自立支援事業
- ・ [再掲] 原子力災害対応雇用支援事業
- ・ 放射性物質により汚染された土壌等の除染 (5,249 億円 (補正と合わせて 6,032 億円))
- ・ 放射性物質汚染廃棄物処理事業等 (2,140 億円)
- ・ 中間貯蔵施設の整備等 (1,346 億円) 等

⑤ 「新しい東北」の創造

多様な主体間の情報共有や全国的な情報発信を強化。

- ・「新しい東北」官民連携推進協議会運営事業（10億円）

図表 2-4-16 平成28年度復興庁予算概算決定概要

平成28年度復興庁予算概算決定総括表 (東日本大震災復興特別会計)		
区 分	平成28年度 概算決定額	平成27年度 当初予算額
復興庁	24,055	24,364
1. 被災者支援	1,114	1,288
うち・応急仮設住宅支援等	334	406
・被災者生活再建支援金	189	190
・心のケア・地域コミュニティの再生	271	121
うち 被災者支援総合交付金	220	59
・修学支援	148	180
2. 住宅再建・復興まちづくり	11,318	13,487
うち・復興関係公共事業	4,489	4,407
・東日本大震災復興交付金	1,477	3,173
・災害復旧事業	5,093	5,794
・災害廃棄物の処理	248	105
3. 産業・生業(なりわい)の再生	1,374 (1,607)	1,679
うち・災害関連融資	243	307
・中小企業への支援	324	445
うち 中小企業組合等共同施設等災害復旧事業	290	400
・農林水産業への支援	142 (143)	203
・観光復興	50 (52)	5
・企業立地補助金	320	360
・イノベーション・コスト構想関連事業	145	-
・被災事業者支援	13 (241)	-
・雇用支援	83	231
・復興特区支援利子補給金	19	18
4. 原子力災害からの復興・再生	10,167 (10,950)	7,801
うち・福島再生加速化交付金	1,012	1,056
・福島生活環境整備・帰還再生加速事業	76	68
・除染	5,249 (6,032)	4,174
・放射性物質汚染廃棄物処理等	2,140	1,387
・中間貯蔵施設の整備等	1,346	758
5. 「新しい東北」の創造	10	14
6. 東日本大震災復興推進調整費	15	30
7. 復興庁一般行政経費等	57	64

(注1): 計数整理の結果、異同を生じることがある。
(注2): 金額は、単位未満四捨五入によるため、合計が一致しないものがある。
(注3): ()内の金額は平成27年度政府補正予算案で措置した額との合計額である。
(注4): 3. 産業・生業(なりわい)の再生「観光復興」には、「新しい東北」交流拡大モデル事業(4億円)を含む。

出所) https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat8/sub-cat8-3/20151224_2shiropanhontai.pdf (令和5年7月8日閲覧)

f. 平成 29 年度復興庁一括計上予算

- ・被災地の抱える課題の解決に直結する取組を着実に実施。
- ・復興のステージの進展に応じて生じる新たな課題に迅速かつ適切に対応。

<予算のポイント>

① 被災者支援

心のケアやコミュニティ形成など、復興の進展に応じて生じる被災者に係る課題にきめ細やかに、かつ弾力的に対応する取組を支援。

- ・被災者支援総合交付金 (200 億円)
- ・災害救助法による災害救助等 (230 億円)
- ・被災者生活再建支援金補助金 (135 億円)
- ・被災地域における地域医療の再生支援 (236 億円) 等

② 住宅再建・復興まちづくり

住宅再建に関する事業の進展等を踏まえつつ、復興まちづくりを進めるほか、復興道路をはじめとする社会インフラの整備を推進。

- ・復興道路・復興支援道路の整備 (2,400 億円)
- ・東日本大震災復興交付金 (525 億円)
- ・災害復旧事業 (2,599 億円)
- ・社会資本整備総合交付金 (復興) (1,090 億円) 等

③ 産業・生業 (なりわい) の再生

観光復興の取組を更に強化するとともに、新たに被災地 (特に三陸沿岸部) の人材不足に対処するための施策を実施。また、農林水産業を含め、原子力災害被災地域の産業再生に向けた支援を推進。

- ・中小企業組合等共同施設等災害復旧事業 (210 億円)
- ・観光復興関連事業 (51 億円)
- ・復興水産加工業等販路回復促進事業 (15 億円)
- ・福島県農林水産業再生総合事業 (47 億円)
- ・被災地の人材確保対策事業 (10 億円)
- ・事業復興型雇用確保事業 (制度拡充)
- ・福島イノベーション・コースト構想関連事業 (101 億円)
- ・原子力災害による被災事業者の自立等支援事業 (54 億円)
- ・自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金 (185 億円) 等

④ 原子力災害からの復興・再生

住民の帰還促進や生活の再構築に向け、きめ細やかな支援を実施するとともに、除去土壌等の搬出等・放射性汚染廃棄物の処理・中間貯蔵施設や情報発信拠点の整備等を着実に推進。

加えて、帰還困難区域の復興拠点整備や、帰還困難区域等からの避難者への生活支援を実施。

- ・福島再生加速化交付金 (807 億円)
- ・復興拠点内環境回復事業 (仮称) (309 億円)
- ※正式名称は特定復興再生拠点整備事業
- ・福島生活環境整備・帰還再生加速事業 (181 億円)
- ・帰還困難区域の入域管理・被ばく管理等 (61 億円)

- ・ 福島県双葉郡中高一貫校の設置等に係る支援 (27 億円)
 - ・ 除去土壌等の適正管理・搬出等の実施 (2,855 億円)
 - ・ 放射性物質汚染廃棄物処理事業等 (1,851 億円)
 - ・ 中間貯蔵施設の整備等 (1,876 億円) 等
- ※ ①～④のほか、「新しい東北」の創造 (9 億円)、調整費 (8 億円) 等も計上。

2章

総論 (復興庁設置以降)

図表 2-4-17 平成29年度復興庁予算概算決定概要

平成29年度復興庁予算概算決定総括表 (東日本大震災復興特別会計)		
区 分	平成29年度 概算決定額	平成28年度 当初予算額
復興庁	18,153	24,055
1. 被災者支援	1,124	1,126
うち・心のケア・地域コミュニティの再生	243	271
うち 被災者支援総合交付金	200	220
・災害救助法による災害救助等	230	334
・被災者生活再建支援金補助金	135	189
・修学支援	112	148
・被災地域における地域医療の再生支援	236	-
2. 住宅再建・復興まちづくり	7,698	11,318
うち・復興関係公共事業	4,481	4,489
・東日本大震災復興交付金	525	1,477
・災害復旧事業	2,599	5,093
・災害廃棄物の処理	72	248
3. 産業・生業(なりわい)の再生	1,052	1,362
うち・災害関連融資等	235	262
・中小企業への支援	230	324
うち 中小企業組合等共同施設等災害復旧事業	210	290
・農林水産業への支援	160	142
うち 福島県農林水産業再生総合事業	47	-
・観光復興	51	50
・雇用支援	29	83
うち 被災地の人材確保対策事業	10	-
・福島イノベーション・コースト構想関連事業	101	145
・原子力被災事業者等支援	54	13
・企業立地補助金	185	320
4. 原子力災害からの復興・再生	8,209	10,167
うち・福島再生加速化交付金	807	1,012
・復興拠点内環境回復事業(仮称)	309	-
・福島生活環境整備・帰還再生加速事業	181	76
・福島の教育環境整備	27	27
・除去土壌等の適正管理・搬出等	2,855	5,249
・放射性物質汚染廃棄物処理事業等	1,851	2,140
・中間貯蔵施設の整備等	1,876	1,346
5. 「新しい東北」の創造	9	10
6. 東日本大震災復興推進調整費	8	15
7. 復興庁一般行政経費等	55	57

(注): 計数整理の結果、異同を生じることがある。また、金額は、単位未満四捨五入によるため、合計が一致しないものがある。

出所) https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat8/sub-cat8-3/20161222_2shiropanhontai.pdf (令和5年7月8日閲覧)

g. 平成30年度復興庁一括計上予算

- ・復興のステージの進展に応じて生じる課題に引き続き迅速かつ適切に対応。
- ・特に、心のケアや生業の再生といったきめ細かなソフト支援に引き続き注力。

<予算のポイント>

① 被災者支援

避難生活の長期化、災害公営住宅等への移転、ふるさとへの帰還など被災者の生活再建のステージに応じて、コミュニティの再生、見守りや心のケア等の支援を切れ目なく実施。併せて、被災者支援に携わる者への支援を強化。

- ・被災者支援総合交付金（190億円）
- ・被災者の心のケア支援体制の構築（18億円）
- ・災害救助法による災害救助等（167億円）
- ・被災者生活再建支援金補助金（108億円）
- ・被災した児童生徒等への就学等支援（84億円）
- ・相双地域等における介護サービス提供体制の確保等（5億円） 等

② 住宅再建・復興まちづくり

住宅再建に関する事業の進展等を踏まえつつ、復興まちづくりを進めるほか、復興道路・復興支援道路をはじめとする社会インフラの整備を推進。

- ・復興道路・復興支援道路の整備（2,090億円）
- ・東日本大震災復興交付金（805億円）
- ・災害復旧事業（2,064億円）
- ・社会資本整備総合交付金（復興）（961億円）
- ・農山漁村整備（225億円）
- ・森林整備事業（63億円） 等

③ 産業・生業（なりわい）の再生

観光復興や人材確保、水産業の販路開拓等のソフト支援に引き続き注力。福島については、福島県農林水産業の再生、福島イノベーション・コースト構想の推進、原子力災害被災12市町村における事業再開・新規立地等に引き続き取り組む。

- ・東日本大震災事業者再生支援機構への出資金（100億円）
- ・中小企業組合等共同施設等災害復旧事業（150億円）
- ・観光復興関連事業（50億円）
- ・被災地の人材確保対策事業（10億円）
- ・復興水産加工業等販路回復促進事業（13億円）
- ・福島県農林水産業再生総合事業（風評の払拭等）（47億円）
- ・福島県営農再開支援事業（130億円）
- ・福島イノベーション・コースト構想関連事業（135億円）
- ・原子力災害による被災事業者の自立等支援事業（16億円）
- ・自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金（80億円）

④ 原子力災害からの復興・再生

避難指示が解除された区域での生活再開に必要な環境整備等を実施するとともに、風評払拭及び放射線に関するリスクコミュニケーションの取組を強化。また、中間貯蔵施設の整備等を着実に推進。

- ・ 福島再生加速化交付金（828 億円）
 - ・ 特定復興再生拠点整備事業（690 億円）
 - ・ 福島生活環境整備・帰還再生加速事業（150 億円）
 - ・ 帰還困難区域等における鳥獣捕獲等緊急対策事業（4 億円）
 - ・ 帰還困難区域の入域管理・被ばく管理等（56 億円）
 - ・ 福島県浜通り地域等の教育再生（40 億円）
 - ・ 放射線リスクに関する情報発信（5 億円の内数）
 - ・ 中間貯蔵施設整備、放射性物質汚染廃棄物処理、除去土壌等の適正管理等（5,467 億円）等
- ※ 上記のほか、「新しい東北」の創造（8 億円）、調整費（2 億円）、復興庁一般行政経費等（55 億円）を計上

図表 2-4-18 平成30年度復興庁予算概算決定概要（平成29年12月22日）

区 分	平成30年度 概算決定額	平成29年度 当初予算額
復興庁	16,357	18,153
1. 被災者支援	768	1,124
うち ・心のケア・地域コミュニティの再生	235	243
うち 被災者支援総合交付金	190	200
うち 被災者の心のケア支援体制の構築	18	14
・災害救助法による災害救助等	167	230
・被災者生活再建支援金補助金	108	135
・就学等支援	84	112
・相双地域等における介護サービス提供体制の確保等	5	1
・被災地復興に向けた情報提供と復興施策の理解促進(※)	5	2
2. 住宅再建・復興まちづくり	6,996	7,698
うち ・復興関係公共事業	4,066	4,481
・東日本大震災復興交付金	805	525
・災害復旧事業	2,064	2,599
・災害廃棄物の処理	33	72
3. 産業・生業(なりわい)の再生	1,052	1,052
うち ・災害関連融資等	176	235
・東日本大震災事業者再生支援機構への出資金	100	-
・中小企業への支援	168	230
うち 中小企業組合等共同施設等災害復旧事業	150	210
・観光復興	50	51
・雇用支援	25	29
・農林水産業への支援	295	160
うち 福島県農林水産業再生総合事業(風評の払拭等)	47	47
うち 福島県営農再開支援事業	130	-
・福島イノベーション・コースト構想関連事業	135	101
・原子力災害による被災事業者の自立等支援事業	16	54
・自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金	80	185
4. 原子力災害からの復興・再生	7,477	8,209
うち ・福島再生加速化交付金	828	807
・特定復興再生拠点整備事業	690	309
・福島生活環境整備・帰還再生加速事業	150	181
・帰還困難区域等における鳥獣捕獲等緊急対策事業	4	2
・福島県浜通り地域等の教育再生	40	27
・中間貯蔵施設の整備等	2,799	1,876
・放射性物質汚染廃棄物処理事業等	1,455	1,851
・除去土壌等の適正管理・搬出等	1,212	2,855
5. 「新しい東北」の創造	8	9
6. 東日本大震災復興推進調整費	2	8
7. 復興庁一般行政経費等	55	55

出所) https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat8/sub-cat8-3/2912_2shiropanhontai.pdf (令和5年7月8日閲覧)

h. 平成31年度(令和元年度)復興庁一括計上予算

- ・復興のステージの進展に応じて生じる課題に引き続き精力的に対応。
- ・特に、心のケアや生業の再生といったきめ細かなソフト支援に引き続き注力。

<予算のポイント>

① 被災者支援

避難生活の長期化、災害公営住宅等への移転、ふるさとへの帰還など被災者の生活再建のステージに応じて、コミュニティの形成・再生、見守りや心身のケア等の支援を切れ目なく実施。併せて、被災者支援に携わる者への支援を強化。

- ・被災者支援総合交付金(177億円)
- ・緊急スクールカウンセラー等活用事業(24億円)
- ・被災した児童生徒等への就学等支援(69億円)
- ・仮設住宅等(95億円)
- ・被災者生活再建支援金補助金(107億円) 等

② 住宅再建・復興まちづくり

住宅再建に関する事業の進展等を踏まえつつ、復興まちづくりを進めるほか、復興道路・復興支援道路等の社会インフラの整備について、2020年度の完工を目指し推進。

- ・復興道路・復興支援道路の整備(1,744億円)
- ・東日本大震災復興交付金(573億円)
- ・災害復旧事業(2,317億円)
- ・社会資本整備総合交付金(1,226億円)
- ・農山漁村整備(274億円)
- ・森林整備事業(65億円) 等

③ 産業・生業(なりわい)の再生

観光復興や人材確保、水産加工業の販路回復等のソフト支援に引き続き注力。福島については、福島県農林水産業の再生、福島イノベーション・コースト構想の推進、原子力災害被災12市町村における事業再開・新規立地等に引き続き取り組む。

- ・観光復興(49億円)
- ・人材確保対策(9億円)
- ・水産加工業等販路回復(12億円)
- ・福島県農林水産業再生総合事業(風評の払拭等)(47億円)
- ・福島イノベーション・コースト構想関連事業(126億円)
- ・原子力災害による被災事業者の自立等支援事業(60億円)
- ・自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金(88億円) 等

④ 原子力災害からの復興・再生

避難指示が解除された区域での生活再開に必要な環境整備等を実施するとともに、風評払拭及び放射線に関するリスクコミュニケーションの取組を引き続き実施。また、中間貯蔵施設の整備等を着実に推進。

- ・特定復興再生拠点整備事業(869億円)
- ・福島再生加速化交付金(890億円)
- ・福島生活環境整備・帰還再生加速事業(111億円)

- ・ ふくしま食品衛生管理モデル等推進事業（1億円）
 - ・ 福島県浜通り地域等の教育再生（11億円）
 - ・ 放射線リスクに関する情報発信（3億円）
 - ・ 中間貯蔵施設整備、放射性物質汚染廃棄物処理、除去土壌等の適正管理等（4,322億円） 等
- ※ 上記のほか、「新しい東北」の創造（7億円）、調整費（2億円）、復興庁一般行政経費等（54億円）を計上

2章

総論（復興庁設置以降）

図表 2-4-19 平成31年度復興庁予算概算決定概要（平成30年12月21日）

平成31年度復興庁予算概算決定総括表 (東日本大震災復興特別会計)		
(単位:億円)		
区 分	平成31年度 概算決定額	平成30年度 当初予算額
復興庁	14,781	16,357
1. 被災者支援	614	768
・心のケア・地域コミュニティの再生	205	235
・就学等支援	69	84
・仮設住宅等	95	167
・被災者生活再建支援金補助金	107	108
・被災地復興に向けた情報提供と復興施策の理解促進(※)	5	5
2. 住宅再建・復興まちづくり	6,927	6,996
・復興関係公共事業	3,976	4,066
・東日本大震災復興交付金	573	805
・災害復旧事業	2,317	2,064
3. 産業・生業(なりわい)の再生	691	1,052
・災害関連融資等	112	176
・中小企業への支援	98	168
・観光復興	49	50
・雇用支援	19	25
・農林水産業への支援	132	295
うち 福島県農林水産業再生総合事業(風評の払拭等)	47	47
・福島イノベーション・コースト構想関連事業	126	135
・原子力災害による被災事業者の自立等支援事業	60	16
・自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金	88	80
4. 原子力災害からの復興・再生	6,486	7,477
・特定復興再生拠点整備事業	869	690
・福島再生加速化交付金	890	828
・福島生活環境整備・帰還再生加速事業	111	150
・ふくしま食品衛生管理モデル等推進事業	1	-
・中間貯蔵施設の整備等	2,081	2,799
・放射性物質汚染廃棄物処理事業等	1,054	1,455
・除去土壌等の適正管理・搬出等	1,187	1,212
5. 「新しい東北」の創造	7	8
6. 東日本大震災復興推進調整費	2	2
7. 復興庁一般行政経費等	54	55

※放射線リスクに関する情報発信は本事業の中で実施。
(注): 計数整理の結果、異同を生じることがある。また、金額は、単位未満四捨五入によるため、合計が一致しないものがある。

出所) https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat8/sub-cat8-3/3012_2shiropanhontai.pdf (令和5年7月8日閲覧)

i. 令和2年度復興庁一括計上予算

- ・ 「復興・創生期間」の最終年度である令和2年度において必要な復興施策を確実に実施するための予算を確保。

<予算のポイント>

① 被災者支援

避難生活の長期化や恒久住宅への移転に伴う被災者の心身の健康の維持、住宅や生活の再建に向けた相談支援、コミュニティの形成、生きがいきづくり等の「心の復興」など、生活再建のステージに応じた切れ目のない支援を実施。

- ・ 被災者支援総合交付金 (155 億円)
- ・ 被災した児童生徒等への就学等支援 (52 億円)
- ・ 緊急スクールカウンセラー等活用事業 (22 億円)
- ・ 仮設住宅等 (54 億円)
- ・ 被災者生活再建支援金補助金 (101 億円) 等

② 住宅再建・復興まちづくり

住宅再建に関する事業の進展等を踏まえつつ、復興まちづくりを進めるほか、復興道路・復興支援道路等の社会インフラの整備について、一日も早い完了を目指す。

- ・ 東日本大震災復興交付金 (113 億円)
- ・ 復興道路・復興支援道路の整備 (1,662 億円)
- ・ 社会資本整備総合交付金 (1,198 億円)
- ・ 農山漁村整備 (309 億円)
- ・ 森林整備事業 (66 億円)
- ・ 国営追悼・祈念施設整備事業 (15 億円)
- ・ 災害復旧事業 (1,555 億円) 等

③ 産業・生業（なりわい）の再生

被災事業者の施設復旧への支援や観光業、水産加工業等へのソフト支援に引き続き注力。福島については、福島イノベーション・コースト構想の推進、福島県農林水産業の再生、原子力災害被災 12 市町村における事業再開支援等の取組を引き続き実施。

- ・ 中小企業組合等共同施設等災害復旧事業 (140 億円)
- ・ 観光復興関連事業 (37 億円)
- ・ 復興水産加工業等販路回復促進事業 (12 億円)
- ・ 福島イノベーション・コースト構想関連事業 (69 億円)
- ・ 福島県農林水産業再生総合事業（風評の払拭等） (47 億円)
- ・ 原子力災害による被災事業者の自立等支援事業 (16 億円)
- ・ 原子力被災 12 市町村農業者支援事業 (10 億円) 等

④ 原子力災害からの復興・再生

特定復興再生拠点や避難指示解除区域等における帰還環境の整備や、汚染廃棄物等の適正な処理を着実に推進。また、風評払拭及び放射線に関するリスクコミュニケーションを強化。

- ・ 特定復興再生拠点整備事業 (673 億円)
- ・ 福島再生加速化交付金 (791 億円)
- ・ 福島生活環境整備・帰還再生加速事業 (94 億円)
- ・ 帰還困難区域の入域管理・被ばく管理等 (51 億円)

- ・ 中間貯蔵施設の整備等（4,025 億円）
 - ・ 放射性物質汚染廃棄物処理事業等（1,059 億円）
 - ・ 除去土壌等の適正管理・搬出等の実施（566 億円）
（・風評払拭・リスクコミュニケーション強化事業（5 億円）） 等
- ※ 上記のほか、「新しい東北」の創造（6 億円）、東日本大震災 10 周年事業（1 億円）、復興庁一般行政経費等（56 億円）を計上。

2章

総論（復興庁設置以降）

図表 2-4-20 令和2年度復興庁予算概算決定概要（令和元年12月20日）

令和2年度 復興庁予算概算決定総括表 （東日本大震災復興特別会計）

（単位：億円）

区 分	令和2年度 概算決定額	令和元年度 当初予算額
復興庁	14,024	14,781
1. 被災者支援	493	614
・被災者支援総合交付金	155	177
・被災した児童生徒等への就学等支援	52	69
・緊急スクールカウンセラー等活用事業	22	24
・仮設住宅等	54	95
・被災者生活再建支援金補助金	101	107
・医療・介護・障害福祉制度における財政支援	60	91
・その他	49	52
2. 住宅再建・復興まちづくり	5,472	6,927
・東日本大震災復興交付金	113	573
・復興道路・復興支援道路の整備	1,662	1,744
・社会資本整備総合交付金	1,198	1,226
・農山漁村整備	309	274
・森林整備事業	66	65
・国営追悼・祈念施設整備事業	15	25
・災害復旧事業	1,555	2,317
・その他	554	704
3. 産業・生業(なりわい)の再生	516	691
・中小企業組合等共同施設等災害復旧事業	140	76
・独立行政法人中小企業基盤整備機構運営費交付金	15	13
・観光復興関連事業	37	49
・復興水産加工業等販路回復促進事業	12	12
・福島イノベーション・コースト構想関連事業	69	126
・福島県農林水産業再生総合事業	47	47
・原子力災害による被災事業者の自立等支援事業	16	60
・原子力被災12市町村農業者支援事業	10	-
・災害関連融資	72	101
・その他	98	207
4. 原子力災害からの復興・再生	7,481	6,486
・特定復興再生拠点整備事業	673	869
・福島再生加速化交付金	791	890
・福島生活環境整備・帰還再生加速事業	94	111
・帰還困難区域の入域管理・被ばく管理等	51	58
・中間貯蔵施設の整備等	4,025	2,081
・放射性物質汚染廃棄物処理事業等	1,059	1,054
・除去土壌等の適正管理・搬出等の実施	566	1,187
・その他	222	235
5. 「新しい東北」の創造	6	7
6. 東日本大震災10周年事業	1	-
7. 復興庁一般行政経費等	56	56

（注）：計数整理の結果、異同を生じることがある。また、金額は、単位未満四捨五入によるため、合計が一致しないものがある。

出所) https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat8/sub-cat8-3/20191220_2shiropanhontai.pdf（令和5年7月8日閲覧）

(2) 復興関連予算の執行状況について

<10年間の復興関連予算の執行状況>

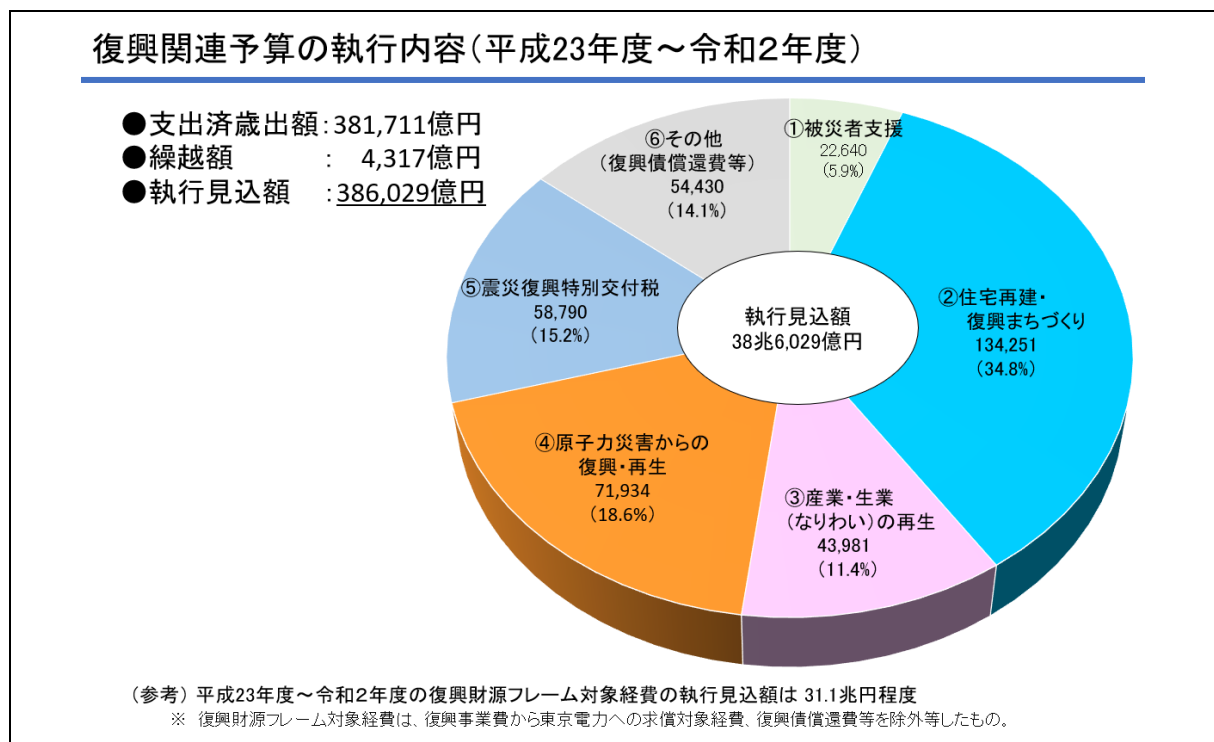
平成23年度から、発災後10年に当たる令和2年度までの復興関連予算の執行状況について、令和2年度の繰越額を含めた執行見込額は38兆6,029億円となっている。

分野ごとの執行見込額は以下及び下図のとおりである。

- ① 被災者支援：2兆2,640億円
- ② 住宅再建・復興まちづくり：13兆4,251億円
- ③ 産業・生業（なりわい）の再生：4兆3,981億円
- ④ 原子力災害からの復興・再生：7兆1,934億円
- ⑤ 震災復興特別交付税（※）：5兆8,790億円
- ⑥ その他（復興債償還費等）：5兆4,430億円

※ ⑤の「震災復興特別交付税」については、「特別交付税」を含む。下の図表において同じ。

図表 2-4-21 復興関連予算の執行内容



出所) 復興庁「令和2年度東日本大震災復興関連予算の執行状況について」(令和3年7月30日)

https://www.reconstruction.go.jp/topics/sozai/20210730_shikkoujyoukyoukouhyou.pdf (令和5年7月8日閲覧)

なお、各年度の執行状況については次表に掲げるとおりとなっている。

図表 2-4-22 復興関連予算の年度別執行状況

復興関連予算の執行状況（平成23年度～令和2年度）

（単位：億円）

区分	歳出 予算現額	執行見込額			不用額 (不用率)
		(執行見込率)	支出済歳出額 (執行率)	翌年度繰越額 (繰越率)	
23年度	148,243	137,209 (92.5%)	89,513 (60.4%)	47,695 (32.2%)	11,034 (7.4%)
24年度	97,402	85,161 (87.4%)	63,131 (64.8%)	22,030 (22.6%)	12,240 (12.6%)
25年度	75,089	68,171 (90.7%)	48,566 (64.7%)	19,604 (26.1%)	6,917 (9.2%)
26年度	62,542	53,273 (85.2%)	37,921 (60.6%)	15,352 (24.6%)	9,268 (14.8%)
27年度	56,328	51,209 (90.9%)	37,098 (65.9%)	14,111 (25.1%)	5,118 (9.1%)
28年度	46,345	41,036 (88.5%)	29,609 (63.9%)	11,426 (24.7%)	5,309 (11.5%)
29年度	33,082	29,217 (88.3%)	21,875 (66.1%)	7,341 (22.2%)	3,865 (11.7%)
30年度	27,556	24,819 (90.1%)	18,680 (67.8%)	6,139 (22.3%)	2,736 (9.9%)
元年度	27,714	24,897 (89.8%)	16,770 (60.5%)	8,126 (29.3%)	2,817 (10.2%)
2年度	25,001	22,861 (91.4%)	18,544 (74.2%)	4,317 (17.3%)	2,139 (8.6%)

※ 計数は単位未満切り捨てによるため合計が一致しない場合がある。

※ 執行見込率、執行率、繰越率、不用率は、歳出予算現額に対する割合。

支出済歳出額（平成23年度～令和2年度）	381,711億円
執行見込額（平成23年度～令和2年度）	386,029億円

出所) 復興庁「令和2年度東日本大震災復興関連予算の執行状況について」(令和3年7月30日)

https://www.reconstruction.go.jp/topics/sozai/20210730_shikkoujyoukyoukouhyou.pdf (令和5年7月8日閲覧)

図表 2-4-23 復興関連予算の執行状況の内訳

復興関連予算の執行状況(平成23年度～令和2年度)の内訳													
区分	(単位:億円)												
	平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度		平成23～令和2年度	
	支出済歳出額									支出済歳出額	執行見込額	支出済歳出額	執行見込額
① 被災者支援	12,244	3,523	1,398	963	1,014	847	969	660	540	377	478	22,539	22,640
② 住宅再建・復興まちづくり	17,423	26,544	18,020	13,820	12,457	11,250	9,866	8,138	6,968	6,269	9,760	130,760	134,251
③ 産業・生業(なりわい)の再生	27,204	5,415	4,846	1,116	1,440	1,108	816	805	648	401	577	43,804	43,981
④ 原子力災害からの復興・再生	9,775	3,690	5,805	8,263	8,009	10,992	6,990	5,092	4,768	7,997	8,545	71,386	71,934
⑤ 震災復興特別交付税	21,408	6,704	5,771	4,116	4,415	3,429	2,543	3,252	3,750	3,398	3,398	58,790	58,790
⑥ その他(復興債償還費等)	1,457	17,253	12,723	9,640	9,761	1,980	689	731	93	100	100	54,430	54,430
合計	89,513	63,131	48,566	37,921	37,098	29,609	21,875	18,680	16,770	18,544	22,861	381,711	386,029

※1 計数については、単位未満を切り捨てているため、合計とは一致しない。
 ※2 計数については、平成23年度一般会計予算分(予備費・1次～3次補正)及び平成24年度～令和2年度復興特会予算分である。
 ※3 国有林野事業特会及び社会資本整備事業特会が廃止されたことによる繰越分を含んでいる。
 ※4 計数については、求償対象経費等を含んでいる。
 ※5 執行見込額については、翌年度繰越額を含んでいる。

出所) 復興庁「令和2年度東日本大震災復興関連予算の執行状況について」(令和3年7月30日)

https://www.reconstruction.go.jp/topics/sozai/20210730_shikkoujyoukyoukouhouyou.pdf (令和5年7月8日閲覧)

(3) 復興関連予算の主な評価・課題

1) 復興関連予算に係る評価について

令和元年12月20日に閣議決定された「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針」においては、成果として、「東日本大震災復興特別会計を設置し、…(中略)…前例のない手厚い財政支援を実施したことで、被災地方公共団体が安心して復興事業に取り組むことを可能とし、復興の加速化に貢献した」ことを挙げた。

他方、「東日本大震災からの復興政策10年間の振り返りに関する有識者会議」(以下「有識者会議」という。)においては、復興事業に係る予算について、どこまでであれば自治体に移譲して良いのか、またどこまで国が方向付けしないと予算の説明として難しくなるのかについて、スピード感を優先することとのバランスを考えることが必要との意見¹⁸や、税金は国民の思いが籠もっているものであり、その用途を誰がどのようなプロセスで決めていくことが良いのか、また地元の意向をどう汲み入れるか、民主的なプロセスを検証しておくことが必要であるとの意見¹⁹もあった。

¹⁸ 第2回有識者会議(令和4年12月5日)秋池座長意見

¹⁹ 第2回有識者会議 増田座長代理意見

2) 復興関連予算の執行率について

復興関連予算の執行率については、平成 23 年度から令和元年度までの執行率が 6 割台であったことから、例年、国会²⁰や新聞報道²¹等で、執行率の低さについての指摘を受けてきた。この点について、会計検査院からも「国庫補助金等を交付して実施している事業について、国は、特定被災自治体の意向や要望、被災者の生活再建の見通しなどを十分に把握して、情報提供、助言その他の着実な執行に向けた取組を行っていくこと」とする所見が示されている²²。

このような執行率の水準になったのは、インフラ整備等の復旧・復興事業が、一刻も早い復興を目指し、同じ被災地において複数の事業を実施することで、事業間調整等に不測の日数を要することが多々あること等から、予算の繰越が生じやすい性質を持つことに起因する。そのため、復興事業の進捗状況を考える上では、歳出予算現額に対する支出済歳出額の割合である執行率だけではなく、繰越を含めた執行見込率を見る必要があり、執行見込率は、例年 9 割程度となっている（なお、特に予算の繰越が発生しやすいインフラ整備等の復旧・復興事業についても、更なる復興の加速化を図ることは重要であったため、復興大臣の下に関係省庁の局長級を構成員とする「住宅再建・復興まちづくりの加速化のためのタスクフォース」を立ち上げ、所在者不明土地の扱い、埋蔵文化財の調整、資材等の不足、入札不調などの問題への具体的な対応を行い復興事業の加速化を進めた。）。

この点、令和 3 年 4 月 9 日参議院東日本大震災復興特別委員会において、財政民主主義の観点から、予算単年度主義の原則、つまり予算に対する国会コントロールに対し、予算を翌年に繰り越すことが常態化しているというのは、不必要な予算が計上されていたのではないかという推測を招きかねないことから好ましくないのではないかという指摘に対し、復興大臣からは、復興関係予算の繰越しが生じやすい性質を踏まえ、繰越しを含めた執行見込率で見ていただきたいこと、無駄な予算がないかについては不断の努力の下、検証を常に続けていかなければならないとの考え²³を示している。

なお、不用率については、例年 1 割程度であり、予見しがたい予算の不足に備えて計上している復興加速化・福島再生予備費が最も大きな割合を占めている。さらに、不用額については特別会計の剰余金として次年度の歳入に計上されるため、財源は被災地のために活用されている。

3) 復興関連予算の流用問題と使途の厳格化について

東日本大震災復興基本法（平成 23 年法律第 76 号）第 1 条の目的において、「東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進と活力ある日本の再生を図ることを目的とする」旨が規定されていることを踏まえ、「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成 23 年 7 月 29 日 東日本大震災復興対策本部決定）において、国は次の施策を実施することとされていた。

(イ) 被災地域の復旧・復興及び被災者の暮らしの再生のための施策

(ロ) 被災者の避難先となっている地域や震災による著しい悪影響が社会経済に及んでいる地域など、被災地域と密接に関連する地域において、被災地域の復旧・復興のために一体不可分のものとして緊急に実施すべき施策

²⁰ 第 204 回国会 参議院 東日本大震災復興特別委員会 第 4 号 令和 3 年 4 月 9 日 石井苗子君 など

²¹ 朝日新聞 2021 年 7 月 30 日「震災復興で 31 兆円執行 ソフト事業でめだつ『不用』など

²² 「東日本大震災からの復興等に対する事業の実施状況等に関する会計検査の結果についての報告書（要旨）」（平成 29 年 4 月 会計検査院）

²³ 第 204 回国会 参議院 東日本大震災復興特別委員会 第 4 号 令和 3 年 4 月 9 日 対石井苗子君 平沢復興大臣 答弁

(ハ) 上記と同様の施策のうち、東日本大震災を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災等のための施策

このように、(ロ) 又は (ハ) に該当する事業は、元々基本方針において日本経済の再生という観点から被災地以外でも事業を行うことが想定されていたものであるが、国民に広く負担を求めることとした復興財源の一部が、被災地の復興との関連が薄い事業に充てられている、「流用」であるとの指摘を招くこととなった。これに対し、国会においても平成 24 年 11 月 15 日の衆議院決算行政監視委員会において、「被災地の事業再建や医療に係る予算措置が円滑には執行されず、復興に支障が生じている一方で、被災地以外を対象とした事業など被災地の復興に直接役立つものとは認められない事業が、関係各省において様々な形で実施されていることが明らかになった。これらの不適切な予算執行は、事業を所管する各省の被災地との関連が弱い事業への予算要求と財務省の形式的な査定結果に加え、政務三役の監督不行き届きから生じたものであり、次のとおり改善を求めるべきとの結論に至った。」として、「東日本大震災復興予算の使途に関する決議」が全会一致で決議された。

平成 24 年 11 月 16 日から 18 日にかけて行われた行政刷新会議による「新仕分け」においても、全国防災事業等がその対象とされた。この際、原則として、復興特別会計中において、広報啓発活動は認めないこと（東日本大震災を踏まえた国民運動推進（全国防災）の復興特別会計計上見送り）や、公共事業のうち全国防災事業については、東日本大震災の教訓を基に津波に対する課題への対応の必要性が新たに認識されたものや緊急性、即効性が極めて高いものに限り、例外的に復興特別会計での計上を認めること、全国防災における耐震化については、基本的に、震災時に避難所として機能し、子どもの安全確保に関わる施設の緊急耐震化等の一定の条件に該当するものに限り、絞り込んだ上で、復興特別会計で対応することなどが評価結果²⁴として挙げられた。

これらの背景の下、平成 24 年 11 月 27 日の復興推進会議において「今後の復興関連予算に関する基本的な考え方」が示され、「東日本大震災からの復興の基本方針」における「(イ) に掲げる施策のみを東日本大震災復興特別会計に計上することを基本とし、(ロ) 及び (ハ) に掲げる施策は原則として東日本大震災復興特別会計には計上しない。」とされた。

具体的には、各府省が所管する予算のうち被災地向け予算（被災地の復旧・復興に直結するもの。以下本節において同じ。）、復興予備費、復興債費及び震災復興特別交付税を除いたもの（以下本節において「全国向け予算」という。）について、①巨大津波による被害を受けて新たに認識された技術上の課題に対応するための公共事業であって、大規模地震の対策地域において、東日本大震災の最大の教訓である素早い避難の確保を後押しする観点から実施され、集中復興期間中に完了するもの²⁵、②子どもの安全確保に係る学校の耐震化事業であって、耐震強度や即効性などに照らし特に緊要性の高いもの、を除いて東日本大震災復興特別会計には計上しないこととされた。ただし、全国向け予算（①及び②を除く。）であっても東日本大震災復興特別会計に属する既往の国庫債務負担行為に基づき既に契約された事業の各年度における歳出化経費については、契約の法的安定性を確保する観点から、経過措置として、引き続き東日本大震災復興特別会計に計上することもやむを得ないものとされていた。

また、上記の観点を踏まえ、平成 23 年度第三次補正予算及び平成 24 年度予算で措置された 35 事業 168 億円の予算執行を見合わせる事となった。事業の一覧は次のとおり。

²⁴ <https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/9283589/www.cao.go.jp/sasshin/shin-shiwake2012/meeting/1116/1116index.html>（令和 5 年 7 月 8 日閲覧）

²⁵ 具体的には、「河川の津波遡上対策、海岸堤防・防波堤の粘り強い構造の確保・耐震対策、水門等の自動化・遠隔操作化、高台道路への避難階段の付加」とされている。

図表 2-4-24 執行見合せ事業一覧

		(億円)
執行所管	事業名	執行停止額
内閣・内閣府	内閣の重要政策に関する指針検討経費	0.2
内閣・内閣府	高度情報集約システムの拡充に係る経費	0.1
内閣・内閣府	社会的包摂に関する検討経費	0.4
総務省	政府情報システム分散拠点整備	8
法務省	矯正施設等の耐震対策	1
法務省	震災からの復興に向けた矯正処遇等の体制整備	1
法務省	震災に伴う人権擁護活動の充実強化	0.001
法務省	法務省における災害時の対処能力の強化	6
外務省	日本ブランドの講師派遣事業経費	0.1
財務省	国税庁施設費（庁舎の耐震改修）	6
財務省	酒類等に関する放射性物質の分析等経費	0.1
文部科学省	実践的防災教育総合支援事業	0.01
厚生労働省	発達障害者への災害時支援	0.5
厚生労働省	被災地域の復興に向けた国際水準で実施する臨床研究等の支援	1
厚生労働省	日本社会事業大学における防災対策	3
厚生労働省	被災地域の復興に向けた臨床研究中核病院の整備	5
農林水産省	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	12
農林水産省	農業水利施設等の震災対策	15
経済産業省	中小企業の高度グローバル経営人材育成事業	3
経済産業省	自家発電設備導入促進事業	22
経済産業省	ライフライン物資供給網強化実証事業	8
経済産業省	災害対応型中核給油所等整備事業	1
国土交通省	庁舎防災機能強化事業(港湾、全国防災分)	0.4
国土交通省	沿岸防災二次元水路の改修	0.4
国土交通省	防災に資する官庁施設の省エネ・節電対策	1
国土交通省	地震・津波等に対する観測・監視体制の強化	0.3
国土交通省	国の危機管理体制の維持・強化等	3
国土交通省	庁舎等の耐震補強等（全国防災分・直轄）	6
国土交通省	官庁施設の防災機能強化	49
国土交通省	管制部・管制塔等耐震対策事業(全国防災分)	1
環境省	原子力規制庁の発足に向けた準備経費	2
環境省	節電・電源セキュリティ向上緊急事業（病院等へのコジェネレーションシステム緊急整備事業）	2
環境省	放射性物質監視推進事業(可搬型モニタリングポストの配備等)	9
環境省	原子力規制庁設置に伴う核防護室移転及び地方環境事務所組織整備	1
環境省	原子力規制庁設置に伴う防災携帯・防災服整備	1
35事業		168

出所)「今後の復興関連予算に関する基本的な考え方」別紙

https://www.reconstruction.go.jp/topics/20121127_hukkouyosannokangaekata.pdf (令和5年7月8日閲覧)

平成 24 年末の政権交代後、平成 25 年 1 月 10 日の復興推進会議において「いまだ槌音が聞こえていない現状を改め、復興を目に見えるものとし、新たな東北の創造に向けて復興を進めていく必要がある」、「復興予算のフレーム、5 年間で 19 兆円を見直し、予算確保に関する不安を払拭するとともに、流用等の批判を招くことがないよう、使途の厳格化を行うこと」との総理指示がなされた。これを踏まえ、平成 25 年度復興特会予算においては全国防災事業が前年度 4,827 億円に比べ 3,553 億円減の 1,274 億円とされるなど全国向け予算の見直しが行われた。

加えて、前政権下の平成 24 年 11 月に行われた使途の厳格化の際には、国から支出済みのものは厳格化の対象から除かれたため、平成 23 年度第三次補正予算及び平成 24 年度当初予算において造成された全国向け事業を行う基金についても、その時点では対象外と整理されていたが、当時における経済状況が、震災直後とは大きく変化しており、また、復興関連予算は被災地の復旧・復興に直接資するものを基本とするという考え方を踏まえ、平成 25 年 7 月にはこれらの基金についても更なる使途の厳格化を行うこととした²⁶。

具体的には、16 基金 23 事業（国からの予算執行額 11,570 億円）のうち、執行済み及び執行済みと認められるもの²⁷を除く 1,428 億円について、①被災地又は被災者に対する事業に使途を限定すること（412 億円）及び②基金からの執行を見合わせ、国へ返還すること（1,017 億円）を基金所管大臣に要請することとした。

図表 2-4-25 基金の執行状況

基金の執行状況		(単位：億円)			
基金設置団体による基金造成額 (国からの予算執行額)	執行済み及び 執行済みと認 められるもの	差引	①被災地/被災 者限定		②返還見込額
	11,570	△10,142	1,428	412	1,017
内閣府	37	△23	14	6	8
文部科学省	189	△179	11	3	7
厚生労働省	2,785	△2,519	267	144	122
農林水産省	1,536	△1,060	476	151	325
経済産業省	5,576	△5,022	554	-	554
国土交通省 環境省	1,446	△1,339	107	107	-

※返還見込額は、平成 25 年 5 月末時点のものであり変動がありうる。また、それぞれ単位未満を四捨五入しているため、合計とは合致しないものがある。

出所)「復興関連予算で造成された「全国向け事業に係る基金」の使途の厳格化の徹底について」(平成 25 年 7 月 2 日復興庁記者発表資料)

https://www.reconstruction.go.jp/topics/ml3/07/20130702_kikin.pdf (令和 5 年 7 月 8 日閲覧)

²⁶ 「復興関連予算で造成された「全国向け事業に係る基金」の使途の厳格化の徹底について」(平成 25 年 7 月 2 日復興庁記者発表資料)

²⁷ 既に交付決定済みのもの、契約済みのもの又は事業の実施について地方議会の議決がなされているものなど、実質上執行済みと認められるもの

図表 2-4-26 復興関連予算で造成された「全国向け事業に係る基金」の執行状況

復興関連予算で造成された「全国向け事業に係る基金」の執行状況

(単位:億円)

基金名	事業名	基金設置団体による 基金造成額	執行済み及び執行済 みと認められるもの	差引	被災地/被災者限定 ①	返還見込額 ②
		11,570	△ 10,142	1,428	412	1,017
【内閣府】		37	△ 23	14	6	8
地域自殺対策緊急強化基金	被災者への心のケア対策等の推進	37	△ 23	14	6	8
【文部科学省】		189	△ 179	11	3	7
高校生修学支援基金(高等学校 授業料減免事業等支援臨時特 例交付金)	授業料減免事業 ・入学金減免事業 ・奨学金事業	189	△ 179	11	3	7
【厚生労働省】		2,785	△ 2,519	267	144	122
緊急雇用創出事業臨時特例基 金	・社会的包摂・「絆」再生事業 ・被災生活保護受給者に対する生活 再建サポート事業 ・生活福祉資金貸付の特例貸付の体 制整備 ・バーソナル・サポート・サービス モデ ル・プロジェクト 震災等緊急雇用対応事業	367	△ 288	79	68	11
緊急人材育成・就職支援基金	新卒者就職実現プロジェクト	2,000	△ 1,892	108	76	32
社会福祉施設等耐震化等臨時 特例基金	社会福祉施設等の防災対策の強化	235	△ 156	79	-	79
医療施設耐震化臨時特例基金	医療施設の防災対策の強化	27	△ 27	0.03	0.03	-
医療施設耐震化臨時特例基金	医療施設の防災対策の強化	156	△ 156	-	-	-
【農林水産省】		1,536	△ 1,060	476	151	325
異常補てん積立基金	配合飼料価格安定対策事業	97	△ 97	-	-	-
森林整備加速化・林業再生基金	森林整備加速化・林業再生事業	1,399	△ 943	456	131	325
漁業経営セーフティネット構築 事業基金	漁業経営セーフティネット構築事業	40	△ 20	20	20	-
【経済産業省】		5,576	△ 5,022	554	-	554
人材対策基金	中小企業人材対策事業	25	△ 11	14	-	14
環境対応車普及促進基金	産業技術研究開発拠点立地推進事業 費補助金	490	△ 332	158	-	158
	国内立地推進事業費補助金	2,950	△ 2,747	203	-	203
	火力発電運転円滑化対策費補助金	90	△ 82	8	-	8
	エネルギー管理システム導入促進事 業費補助金	300	△ 248	52	-	52
	定置用リチウムイオン蓄電池導入促 進対策事業費補助金	210	△ 156	54	-	54
	建築物節電改修支援事業費補助金	150	△ 103	47	-	47
環境・安全等対策基金	被災地域等地下タンク環境保全対策 促進事業	87	△ 73	14	-	14
住宅用太陽光発電導入支援基 金	住宅用太陽光発電導入支援復興対策 基金造成事業費補助金	870	△ 870	-	-	-
	住宅用太陽光発電高度普及促進復興 対策基金造成事業費補助金	324	△ 324	-	-	-
省エネルギー設備導入促進基金	再生可能エネルギー固定価格買取制 度施行事業	70	△ 70	-	-	-
静岡県社会環境基盤整備資金	温排水利用施設整備等対策交付金	10	△ 7	3	-	3
【国土交通省・環境省】		1,446	△ 1,339	107	107	-
環境対応住宅普及促進基金	環境対応住宅普及促進事業	1,446	△ 1,339	107	107	-

出所)「復興関連予算で造成された「全国向け事業に係る基金」の使途の厳格化の徹底について」(平成 25 年 7 月 2 日復興庁記者発表)

https://www.reconstruction.go.jp/topics/m13/07/20130702_kikin.pdf (令和 5 年 7 月 8 日閲覧)

なお、「集中復興期間の総括及び平成28年度以降の復旧・復興事業のあり方」（平成27年5月 復興庁）において、全国防災事業等、復興特会に例外的に計上している全国向け予算については、復興財源の用途をより厳格なものとする観点から、平成28年度以降は予算計上しないこととされた。

2章

総論（復興庁設置以降）

3. 税制

(1) 東日本大震災発生以降の税制上の対応に係る経緯

東日本大震災により広域な地域にわたって生活基盤や事業基盤が根こそぎ失われたことに鑑み、現行税制をそのまま適用することが被災者、被災企業等の被災納税者の実態に照らして適当でないと考えられるもの等について必要な措置を講じることとされた。措置の内容については、阪神・淡路大震災への対応と比べて措置を深掘りすることを含め財務省及び総務省が中心となって検討が行われた。

その成果を基にして、平成 23 年度中に、国税については 2 度、地方税については 3 度、それぞれ制度整備が行われた。結果として、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成 23 年法律第 29 号。以下「震災税特法」という。）の制定・改正、及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の改正を通じ、東日本大震災からの復興のための税制特例措置の枠組みが体系的に構築されることとなった。

ここでは、震災税特法等の枠組みが概成された平成 24 年 3 月までの経緯と平成 25 年度税制改正以降における主な経緯を分割して記述する。

1) 平成 24 年 3 月までの経緯

a. 東日本大震災発生直後の対応

ア) 国税

東日本大震災が所得税・贈与税の申告・納付の期限（平成 23 年 3 月 15 日）が差し迫っている中で発生したことに鑑み、被災状況が明らかになっていないものの、当面の対応として、青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県の区域内に納税地を有する納税者に対し、申告・納付等の期限の延長を行った²⁸。

併せて、これらの区域以外に納税地を有する納税者についても、家屋等への損害などの直接的な被災を受けたこと、行方不明者の捜索や傷病者の救急などへの対応が必要なこと等の事情により申告等を行うことが困難な場合においては、申告・納付等の期限延長を認めることとした²⁹（平成 23 年 3 月 14 日公表）。

このほか、NPO 法人やボランティア団体等の被災者救護活動のために中央共同募金会等が募集する寄附金を指定寄附金として指定し、震災復興のため、個人・法人が寄附をしやすい環境を整備した³⁰。

イ) 地方税

地方税についても、地方税法及び条例に基づき、申告・納付の期限の延長や減免が可能であることから、各地方公共団体において、被災者に対して適切な運営が図られるよう配慮すべき旨を通知した。また、東北地方太平洋沖地震による災害が激甚災害として指定されたことに鑑み、災害対策基本法第 102 条の規定により当該激甚災害のために減免した地方税の減収額について歳入欠かん

²⁸ 平成 23 年 3 月 12 日公表

²⁹ 平成 23 年 3 月 14 日公表

³⁰ 平成 23 年 3 月 15 日付け財務省国税庁告示第 85 号

債の発行が可能である旨を併せて通知した³¹。その上で、個別の税目に係る詳細な取扱い等について改めて通知した³²。

このほか、東北地方太平洋沖地震に係る義援金等に係る「ふるさと寄附金」の確認方法を柔軟に取り扱うことが可能であることを通知した³³。

b. 東日本大震災への税制上の対応（第一弾）－震災税特法の制定（平成23年4月）－

a. に記載のとおり、政府は現行制度に則った措置を速やかに発動したが、東日本大震災は被害が甚大かつ広範な地域にわたり、通常の枠組みでは対処しきれないほどの規模・性格を有するものであったため、過去の大規模災害時を超える措置の検討が行われた。

平成23年4月13日に開催された税制調査会（平成23年度第1回）において「東日本大震災への税制上の対応（国税・第一弾）」及び「東日本大震災への税制上の対応（地方税・第一弾）」が審議され、揮発油税、地方揮発油税及び軽油引取税のトリガー条項の廃止を除き了承された³⁴。トリガー条項については税制調査会長及び会長代行に一任となり、最終的に一時凍結することとされた。

上記を経て、平成23年4月19日に「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律案」及び「地方税法の一部を改正する法律案」が国会に提出され、同月27日に参議院本会議で可決・成立し、それぞれ、平成23年法律第29号及び同第30号として公布された。

c. 原子力災害への地方税制上の対応－平成23年7月以降－

東日本大震災の税制上の対応については、b. の措置を講じた際、全体の復興支援策の中で税制で対応すべき施策は後日取りまとめることとされていた。

この点に関連し、平成23年4月に公布された地方税法の一部改正において創設された不動産・自動車関係税に関する特例措置は、資産の滅失・損壊等を要件としていたため、原子力災害による避難区域等において滅失・損壊等に至っていない資産が特例措置の対象となっていなかった。

このような課題に対応するため、同年7月15日に開催された税制調査会（平成23年度第6回）において「東日本大震災（原子力災害）への地方税制上の対応」が審議され、了承された³⁵。

具体的には、

- ・ 避難区域内等の資産についての特例措置（警戒区域等のうち市町村長が指定する区域における土地及び家屋に係る平成23年度分の課税免除等）
- ・ 警戒区域内の代替資産についての特例措置（警戒区域内の住宅用地に係る代替住宅用地の特例等）

等に関し、地方税制上の対応を進めていくこととされた。

上記を経て、平成23年7月22日に「東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律

³¹ 平成23年3月14日通知

³² 平成23年3月28日通知

³³ 平成23年3月25日通知

³⁴ 平成23年度第1回税制調査会（4月13日）資料一覧

<https://www.cao.go.jp/zei-cho/history/2009-2012/gijiroku/zeicho/2011/23zenkai.html>（令和5年7月26日閲覧）

³⁵ 平成23年度第6回税制調査会（7月15日）資料

<https://www.cao.go.jp/zei-cho/history/2009-2012/gijiroku/zeicho/2011/23zen6kai.html>（令和5年7月26日閲覧）

の一部を改正する法律案」が国会に提出され、8月5日に参議院本会議で可決・成立し、平成23年法律第96号として公布された。

d. 復興の基本方針を踏まえた税制上の対応—平成23年10月以降—

東日本大震災の復興に向けた税制上の対応については、平成23年4月に第一弾の措置（国税・地方税）を、同年7月に第二弾の措置（地方税）をそれぞれ講じたが、更なる措置について平成23年度第6回税制調査会（同年7月15日開催）において検討状況が報告された。

その後、東日本大震災復興基本法（平成23年法律第76号。以下「復興基本法」という。）第3条等に基づく基本方針として「東日本大震災からの復興の基本方針」³⁶が決定されたことから、平成23年度第10回・第11回税制調査会³⁷において「東日本大震災からの復興に向けた税制上の対応（国税）」及び「東日本大震災からの復興に向けた税制上の対応（地方税）」が審議、了承された。

具体的には、住宅の再取得等に係る住宅ローン控除の特例（震災の被災者向けの限度額・控除率の要件の上乗せ）、復興特区税制の創設（復興特別区域制度の創設に伴う事業用設備等の特別償却等）等に関し、税制上の対応を進めていくこととされた。

上記を経て、平成23年11月4日に「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案」及び「地方税法の一部を改正する法律案」が国会に提出され、12月7日に参議院本会議で可決・成立し、それぞれ、平成23年法律第119号及び同第120号として公布された。

e. 平成24年度税制改正—平成24年1月以降—

東日本大震災の復興に向けた税制上の対応については上記のとおり大胆な措置を講じてきたが、福島第一原子力発電所等の事故に伴う原子力災害については、復旧・復興に時間を要し、また、直接的な被害の他に風評被害が発生する等の特殊性があった。

こうした状況を受け、福島県内の全市町村で復興特区税制を活用可能にするための地域要件の緩和、避難解除区域における特別償却・税額控除制度の創設等の措置を講ずる福島復興再生特別措置法案が国会に提出され、平成24年3月30日に参議院本会議で可決・成立し、平成24年3月31日に平成24年法律第25号として公布・施行された。福島復興再生特別措置法（以下「福島特措法」という。）に基づく措置に加え、二重ローン問題を解決するため東日本大震災事業者再生支援機構を貸倒引当金制度の対象法人とする等の内容を盛り込んでまとめられた「平成24年度税制改正大綱」が、平成23年12月10日に決定（同年12月24日一部改正）された。

上記を経て、平成24年1月27日に「租税特別措置法等の一部を改正する法律案」、平成24年1月31日に「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案」が国会に提出され、ともに平成24年3月30日に参議院本会議で可決・成立し、それぞれ平成24年法律第16号及び同第17号として公布された。

³⁶ 平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定

³⁷ 平成23年10月4日及び10月11日開催

2) 平成 25 年度税制改正以降の主な経緯

a. 平成 25 年度税制改正

- ① 被災地においては防災集団移転促進事業等により津波災害を受けた地域から安全な高台地域等に居住区域を移転すべく住宅団地の整備が進められていたが、移転先の土地の地権者の理解が得られず事業用地の取得に支障を来す事例が発生していた。そもそも事業用地に適した土地が少なく、また住民の意向を踏まえた用地選定により代替地の確保が難しいことから、地権者からは実質的に収用に近い認識をされていること、被災者間での課税の有無に関する不公平感が発生していること等を踏まえ、移転先用地の買収及び当該事業の円滑かつ迅速な推進を図るため、一定の要件を満たす防災集団移転促進事業で行われる土地の買取りに係る譲渡所得に対し、5,000 万円の特別控除を可能とする制度が創設された。
- ② 消費税率引上げに伴う負担増により、被災者の住宅再取得等が滞ることのないよう、再建住宅の取得等に係る住宅ローン減税については一般の住宅ローン減税を上回る拡充が行われた。具体的には、平成 26 年 4 月 1 日以降平成 29 年末までの間に東日本大震災の被災者が新たに再建住宅を取得等する場合、住宅ローン減税の最大控除額を 360 万円から 600 万円に引き上げることとされた。
さらに、被災者については、住宅ローン減税の拡充措置に加えて適切な給付措置を講じることにより、復興まちづくりに係る区域指定や宅地造成の時期など外的な要因により被災者間で生じる負担の不均衡を避ける必要があることから、「住まいの復興給付金」による支援措置が講じられた。
- ③ 福島については、避難解除区域等への企業誘致を促進するため、避難解除区域等において被災者を雇用する場合の税額控除制度、及び設備投資を行う場合に即時償却や税額控除ができる制度について、新たに避難解除区域等に進出する企業が同様の措置の適用を受けられることとされた。
- ④ 東日本大震災事業者再生支援機構や産業復興機構が支援する事業再生について、企業再生税制と同等の措置を適用できるよう、欠損金の損金算入の特例が評価損益等の特例に改組された。

b. 平成 26 年度税制改正

宮城県知事より東日本大震災復興特別区域法（平成 23 年法律第 122 号。以下「復興特区法」という。）第 11 条に基づき適用要件の緩和に関する提案が行われたことなども踏まえ、企業や新設企業の誘致を図る観点から、復興特区制度における再投資準備金制度の要件を緩和するとともに、事業用資産の即時償却制度の延長、被災者の住宅確保のための復興優良賃貸住宅の特別償却制度の拡充（適用対象となる被災者向け優良賃貸住宅に、単身者向けの独立部分の存するものが含まれるようにするための要件の見直し等）及び延長などが行われた。

c. 平成 27 年度税制改正

- ① 福島県内の避難解除区域等に帰還して事業を再開しようとする事業者を対象に、投資費用を積み立てやすくするため、事業の用に供する施設等の新設等に要する支出に充てるために積み立てた準備金を損金算入できることとする福島再開投資等準備金制度が創設された。
- ② 住民の帰還促進など、被災地域の復興再生を加速化する観点から、「一団地の福島復興再生拠

点市街地形成施設」に係る都市計画事業による土地等の買取りに係る譲渡所得に対して、5,000万円特別控除等を適用可能とされた。

- ③ 消費税率引上げ時期の変更を踏まえ、東日本大震災の被災者に対する再建住宅の取得等に係る住宅ローン減税の拡充措置の対象期間を平成31年6月30日まで1年半延長することとされた。また、東日本大震災の被災者が住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、平成31年6月30日まで延長することとされるとともに、住宅用家屋の取得等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が10%である期間における非課税限度額の設定などの拡充がなされた。

d. 平成28年度税制改正

- ① 『復興・創生期間』における東日本大震災からの復興の基本方針³⁸において、平成28年度以降の復興・創生期間においては、被災地の「自立」につながり、地方創生のモデルとなるような復興の実現を目指すこととされた。税制面でも復興の進捗状況を踏まえつつ支援を継続することとされ、復興特区税制等の特例措置について一部要件の見直しを行った上で延長がされた。
- ② 被災地におけるインフラ整備を後押しする観点から、防災集団移転促進事業の移転元地を利活用するために土地交換を行った場合の登録免許税に係る特例措置が創設された。

e. 令和元年度（平成31年度）税制改正

- ① 復興特区税制について津波被災地域に限り、特例措置の特別償却率等を平成31年度・令和2年度に引き下げず、従前と同水準まで拡充された。
- ② 福島特措法関係について、避難解除区域等における被災事業者の事業再開及び新規事業者の立地促進に対して講じられている機械・装置等の特別償却等の特例措置の適用期間を避難指示解除後7年まで延長。また、同法に規定する帰還環境整備推進法人に対する避難解除区域のうち一定の区域内にある土地等の譲渡に関し、長期譲渡所得の課税の特例措置や1,500万円特別控除のほか、登録免許税の税率の軽減措置並びに不動産取得税、固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置が創設された。

f. 令和3年度税制改正

東日本大震災から10年が経過しようとする中、引き続き復興を支えていくため、『復興・創生期間』後における東日本大震災からの復興の基本方針³⁹や復興の進捗状況を踏まえながら、以下の措置等が講じられた。

- ① 復興特区税制について、対象地域を沿岸地域等に重点化の上、機械装置等の特別償却・税額控除、被災雇用者等を雇用した場合の税額控除、開発研究用資産の特別償却等及び新規立地促進税制の適用期限を3年間延長。また、被災者向け優良賃貸住宅を取得した場合の特別償却等及び被災者向け優良賃貸住宅の割増償却制度の廃止。
- ② 福島国際研究産業都市区域の15市町村を対象とした福島イノベーション・コースト構想の推進に係る特例（機械装置等の特別償却・税額控除、避難対象雇用者等を雇用した場合の税額控除等）や、特定風評被害による経営への影響に対処するための特定事業活動に係る特例（機械装置等の特別償却・税額控除及び福島県の被災雇用者等を雇用した場合の税額控除）の創設

³⁸ 平成28年3月11日閣議決定

³⁹ 令和元年12月20日閣議決定

- ③ 被災代替資産等の特別償却制度について、対象資産の縮減等措置内容を見直し、適用期限を2年間延長

(2) 個別の特例措置

東日本大震災の復興に向けて講じられた税制特例措置は、被災者の生活再建を支援するもの、被災者や被災した事業者の生業の再建を支援するもの、被災地の産業復興を支援するもの、被災地において施行される市街地整備事業等の加速化を支援するもの等、多岐にわたる。ここでは、被災者・被災地向けの特例措置について、震災税特法及び地方税法に根拠規定のあるものを中心として全体像を整理した上で、復興施策の司令塔機能を担う復興庁が所管している主要な税制特例措置に関し、令和2年度までの詳細な経緯を記述する。

1) 被災者・被災地向けの特例措置（国税関係）

a. 所得税関係

ア) 雑損控除の特例（震災税特法第4条）

・ 特例の概要

- 居住者又はその配偶者等の有する住宅家財等について災害等による損失が生じた場合（災害関連支出がある場合を含む。）には、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号。以下「災害減免法」という。）の適用による軽減免除との選択により、その災害等による損失の生じた年分の所得税の計算上、雑損控除として所得控除できることとされているところ、東日本大震災による被害が極めて甚大なものであり、かつ、平成22年分の所得税の確定申告期間中という時期に発生したこと等を踏まえ、東日本大震災により生じた損失の金額に係る雑損控除を平成22年分の所得税において適用することができることとしたもの。

・ 主な経緯

- 平成23年4月
制度創設
- 平成23年12月
雑損控除の対象となる災害関連支出について、災害のやんだ日から1年以内に支出されたものとされていたところ、東日本大震災のような大規模災害の場合には1年を超えて支出される場合も想定されることから、災害のやんだ日から3年以内に支出されたものに拡充
- 平成26年3月
東日本大震災の復旧のための事業が完了していない地域がまだ残っていることから、復興のための事業の状況その他のやむを得ない事情により、発災後3年以内に特例を活用できなかった場合について、そのやむを得ない事情のやんだ日の翌日から3年以内に原状回復費用を支出した場合に雑損控除を適用できることとする措置を創設（震災税特法第4条第3項）

イ) 雑損失の繰越控除の特例(震災税法第5条)

・ 特例の概要

- 災害等により生じた損失について、雑損控除により控除しきれない金額がある場合はその生じた年の翌年以降3年間繰越控除ができるところ、東日本大震災により生じた損失については、その被害が極めて甚大なものであり、広範な地域の生活の基盤が根こそぎ失われ、生活再建に相当な期間を要する場合も多いと想定されることから、繰越控除制度の実質的な効果が減殺されることのないよう損失の繰越期間を5年としたもの。

・ 主な経緯

- 平成23年4月
制度創設

ウ) 被災事業用資産の損失の特例(震災税法第6条)

・ 特例の概要

- 事業所得者等の有する事業用資産等につき災害等により生じた損失の金額は、災害等により被害の発生した年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入することとされているところ、東日本大震災により生じたこれらの損失の金額については、平成22年に発生したものとして、同年分の必要経費に算入することができることとしたもの。

・ 主な経緯

- 平成23年4月
制度創設

エ) 純損失の繰戻しによる還付請求の特例(震災税法施行令第8条)

・ 特例の概要

- 青色申告書を提出する居住者は、その年において生じた純損失の金額がある場合には、「その年の前年分の課税総所得金額等」から「当該課税総所得金額からその純損失の金額の全部又は一部を控除した金額に所得税法に定める税率を適用して計算した所得税の額」を控除した金額に相当する所得税の還付を請求することができる。
- この還付を求める者は、通常、その年の青色申告書の提出と同時に還付を受けようとする所得税の額、その計算の基礎等を記載した還付請求書を提出する必要があるところ、この特例を活用することにより、平成22年分の確定申告書、修正申告書又は更正請求書と同時に還付請求書を出すことにより、ウ)の特例と連動して、平成22年に発生したものとされた平成23年分の損失を基礎として、平成21年分の所得税の還付を求めることができることとしたもの。

・ 主な経緯

- 平成23年4月
制度創設

オ) 純損失の繰越控除の特例（震災税法第7条）

- ・ 特例の概要
 - 東日本大震災による被害が極めて甚大なものであり、事業活動等の再建に相当な期間を要する場合も多いと想定されることから、繰越控除制度の実質的な効果が減殺されることのないよう、繰越期間を5年間とする特例を設けたもの。
- ・ 主な経緯
 - 平成23年4月
制度創設

カ) 震災関連寄附金を支出した場合の寄附金控除の特例等（震災税法第8条）

- ・ 特例の概要
 - 東日本大震災に対する個人の寄附を一層促進するため、平成23年3月11日から平成25年12月31日まで（以下「指定期間」という。）の間、震災関連寄附金について、総所得金額等の40%相当額以下とされている寄附金控除の控除可能限度枠を80%に引き上げることとしたもの。
 - また、東日本大震災の救援活動を行う非営利活動法人を支援するため、従前に寄附金の優遇税制の対象となってきた認定済みの特定非営利活動法人への寄附についての税額控除制度を創設した。具体的には、指定期間の間、認定特定非営利活動法人又は共同募金会連合会に対して支出した震災関連寄附金のうち被災者の支援活動に必要な資金に充てられるものについて、所得控除との選択により、2,000円を超える額の40%相当額（所得税額の25%が限度）をその年分の所得税額から控除することとした。
- ・ 主な経緯
 - 平成23年4月
制度創設
 - 平成25年12月
震災税法に規定された期間終了

キ) 財産形成住宅貯蓄契約等の要件に該当しない事実が生じた場合の課税の特例（震災税法第9条の2）

- ・ 特例の概要
 - 財産形成非課税住宅（年金）貯蓄申告書を提出している個人が、要件に該当しないこととなる払出しをした場合、払出し等の日を含む計算期間の利子等に対する課税がなされるほか、既に支払われた利子等に対しても5年間の遡及課税が行われることとされているところ、東日本大震災によって被害を受けたことに伴う払出しであって、平成23年3月11日から平成24年3月10日までの間に生じたものであることにつき税務署長の確認を受け、税務署長から交付を受けた書面を金融機関に提出したときは、要件外払出しに該当しないものとみなされ、その利子等に対する払出し時課税や、既に支払われた利子等に対する遡及課税を行わないこととしたもの。

- ・ 主な経緯

- 平成 23 年 4 月
制度創設
- 平成 24 年 3 月
震災税特法に規定された期間終了

ク) 特定地方公共団体との間に完全支配関係がある法人の発行する振替社債等に関する特例（平成 31 年法律第 6 号による改正前の震災税特法第 10 条）

- ・ 特例の概要

- 非居住者又は外国法人が支払いを受ける社債等の利子等や償還差益のうち発行者等でないものが支払いを受けるものについては、所得税及び法人税を課さないこととされている（租税特別措置法第 5 条の 3 等）。このとき、対象となる社債等は、発行者等に関する収益や資産に係る指標を基礎として算定するもの（利益連動債）は含まれないこととされている。
- 東日本大震災の被災地における民間資金を活用した復興支援等の観点から、復興特区法第 4 条第 1 項の特定地方公共団体との間にその特定地方公共団体による完全支配関係がある内国法人が発行する社債等のうち利益連動債（当該社債等に係る債務について地方公共団体が保証債務を締結していないものに限る。）については、租税特別措置法第 5 条の 3 の特定振替社債等に該当するものとして、その利子等及び償還差益並びにその償還により生ずる損失の額につき、租税特別措置法の規定を活用することとしたもの。

- ・ 主な経緯

- 平成 24 年 4 月
制度創設
- 平成 28 年 3 月
適用期限を 3 年間（平成 31 年 3 月 31 日まで）延長。
- 平成 31 年 3 月
震災税特法に規定された期間終了

ケ) 復興指定会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例（平成 23 年法律第 119 号による改正後の震災税特法第 13 条の 3）

- ・ 特例の概要及び主な経緯

- 3) a. を参照。

コ) 帰還・移住等環境整備推進法人に対して土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除の特例等（震災税特法第 11 条の 6）

- ・ 特例の概要及び主な経緯

- 3) b. を参照。

サ) 被災市街地復興土地区画整理事業による換地処分に伴い代替住宅等を取得した場合の譲渡所得の課税の特例（震災税特法第 11 条の 4）

- ・ 特例の概要

- 東日本大震災の被災地において、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）による被災市街地復興土地区画整理事業の換地処分により代替住宅等を取得した場合には、当該土地等の譲渡がなかったものとみなして、いわゆる取得価額の引継ぎ等による課税の繰延べを認めることとしたもの。

- ・ 主な経緯

- 平成23年12月
制度創設

シ) 被災市街地復興土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除の特例等（震災税特法第11条の5）

① 収用交換等の場合の5,000万円特別控除等の特例（第1項）

- ・ 特例の概要

- 収用事業等に係る土地の譲渡については、5,000万円特別控除等が適用されるが、東日本大震災からの復興を支援するため、住宅建設・宅地造成の事業を円滑に推進する観点から、地方公共団体又は（独）都市再生機構が特定被災市街地復興推進地域において施行する被災市街地復興土地区画整理事業で減価補償金を交付すべきこととなるものの施行区内において、これらの者が公共施設の整備改善事業等の用に供するために、これらの者（土地開発公社を含む。）に買い取られる場合について5,000万円特別控除等の適用を認めることとしたものである。

- ・ 主な経緯

- 平成23年12月
制度創設

② 特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の2,000万円特別控除の特例（第2項）

- ・ 特例の概要

- 地方公共団体、（独）都市再生機構等が住宅建設や宅地造成の事業用地として土地等を買取る場合、通常は1,500万円特別控除の対象とされているところ、東日本大震災からの復興を支援するため、住宅建設・宅地造成の事業を円滑に推進する観点から、特定住宅被災市町村（被災市街地復興特別措置法第21条）の区域内にある土地等が地方公共団体等に取り取られる場合は租税特別措置法の特定土地区画整理事業等の用に供するための用地取得に該当するものとみなして、2,000万円特別控除を適用するもの。

- ・ 主な経緯

- 平成23年12月
制度創設
- 平成28年3月

当初、平成28年3月31日までであった適用期限を5年間(令和3年3月31日まで)延長。また、適用対象となる事業が東日本大震災からの復興のための事業に限られることを明確化。

■ 令和3年3月

復興のために必要な事業に適用する観点から、復興特区法第4条第1項の政令で定める区域(東日本大震災からの復興に向けた取組を重点的に推進する必要があると認められる一定の区域)内においては、同法の復興整備計画など、復興のための一定の計画で土地等の買取りの時点で現に効力を有するものに記載された事業であること、また、同法第4条第1項の政令で定める区域外においては、令和3年3月31日までに復興のための一定の計画に記載された事業であることを要件とした上で、適用期限を5年間(令和8年3月31日まで)延長。

③ 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の1,500万円特別控除の特例(第3項)

・ 特例の概要

■ 土地区画整理事業では、換地を定めることが困難な場合に清算金を交付したときなどに1,500万円特別控除が適用される所、東日本大震災からの復興を支援するため、住宅建設・宅地造成の事業を円滑に推進する観点から、

i) 被災市街地復興推進区域内の土地における建築物の新築、改築又は増築などが許可されなかったことを前置しての時価での土地等の買取り請求のあった場合

ii) 被災市街地復興特別措置法に基づく公営住宅等の用に供するための同意保留地に対応する土地等の譲渡の場合

についても1,500万円特別控除を適用するもの。

・ 主な経緯

■ 平成23年12月
制度創設

④ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の軽減税率の特例(第5項)

・ 特例の概要

■ 東日本大震災からの復興を支援するため、住宅建設・宅地造成の事業を円滑に推進する観点から、(独)都市再生機構が施行する被災市街地復興土地区画整理事業等の用に供される特定被災市街地復興推進地域内等にある土地等について、土地開発公社に対し譲渡をした場合に長期譲渡所得の軽減税率の特例を適用するもの。

・ 主な経緯

■ 平成23年12月
制度創設、平成26年3月以降3年ごとに適用期限を延長

■ 令和2年3月
適用期限を2年間(令和4年12月31日まで)延長

ス) 買換資産の取得期間等の延長の特例(震災税特法第12条の2)

- ・ 特例の概要
 - 東日本大震災の発生により、租税特別措置法で定める確定優良住宅地等予定地のための譲渡に係る軽減税率（租税特別措置法第31条の2第3項）や特定の居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得の課税の特例（2年以内に取得見込みである場合の特例。同法第36条の2第2項）等の適用を受けていた者においては、これらの要件となる資産の取得等が困難となる懸念がある。
 - 要件に該当しないこととなった場合には遡及課税がなされるところ、東日本大震災による被害が甚大であることに鑑み、該当する特例において設けられている期限を7年間延長することとしたもの。
- ・ 主な経緯
 - 平成23年12月
制度創設。譲渡期限の延長幅は7年。
- セ) 被災した法人について債務処理計画が策定された場合の課税の特例（震災税特法第12条の3）
 - ・ 特例の概要及び主な経緯
 - 3) d. を参照。
- ソ) 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除等の適用期間等に係る特例（震災税特法第13条）
 - ・ 特例の概要及び主な経緯
 - 3) c. を参照。
- タ) 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例（震災税特法第13条の2）
 - ・ 特例の概要及び主な経緯
 - 3) c. を参照。
- チ) 被災居住用財産に係る譲渡期限の延長等の特例（震災税特法第11条の7）
 - ・ 特例の概要
 - 租税特別措置法においては、災害により滅失した居住用家屋の敷地であった土地等を譲渡した場合には、災害があった日から3年を経過する日の属する年の12月31日までの間であれば、譲渡時点で更地であり、居住していなくとも、特例措置の規定が適用される（租税特別措置法第31条の3等）。
 - 東日本大震災により居住用家屋が滅失等をして、その居住の用に供することができなくなった個人が、滅失した家屋の敷地の用に供されていた土地等を譲渡した場合について、上記特例（租税特別措置法第31条の3）等の適用期限を10年に延長するもの。
 - ・ 主な経緯

- 平成 23 年 12 月
制度創設。譲渡期限の延長幅は 7 年。
- 平成 31 年 3 月
譲渡期限の延長幅を 10 年に延長。
- 令和 4 年 3 月
譲渡期限の延長幅を 15 年に延長。

ツ) 災害減免法による所得税の減免措置の前年分適用の特例（震災税特法第 53 条）

- ・ 特例の概要
 - 災害により住宅等の価額の 2 分の 1 以上の被害を受けた者で、その被害を受けた年分の合計所得金額が 1,000 万円以下であるものに対しては、雑損控除との選択により、その年分の所得税の額をその者の合計所得金額の区分に応じ、災害減免法の定めるところにより軽減免除することができることとされているところ、被害を平成 22 年に受けたものとして、同法の適用が受けられる特例を設けたもの。
- ・ 主な経緯
 - 平成 23 年 4 月
制度創設

b. 法人税関係

ア) 震災損失の繰戻しによる法人税額の還付（制定時の震災税特法第 15 条）

- ・ 特例の概要
 - 法人に欠損金額がある場合の繰戻しによる還付については、中小企業等を除き、その適用が停止されているが、東日本大震災により被災した企業に対する緊急的なキャッシュフロー対策として、東日本大震災により生じた欠損金について過去の年度に納付した法人税を還付することができることとしたもの。
 - 法人の平成 23 年 3 月 11 日から平成 24 年 3 月 10 日までの間に終了する各事業年度又は平成 23 年 3 月 11 日から平成 23 年 9 月 10 日までの間に終了する中間期間において生じた繰戻対象震災損失金額がある場合には、その開始の日前 2 年以内に開始した事業年度の法人税額のうちその繰戻対象震災損失金額に対応する部分の金額の還付を受けることができることとされた。
- ・ 主な経緯
 - 平成 23 年 4 月
制度創設
(震災税特法に規定された期間が終了したことをもって本措置も終了)

イ) 仮決算の中間申告による法人税額の還付（制定時の震災税特法第 16 条）

- ・ 特例の概要
 - 法人が支払いを受ける利子・配当等に係る源泉所得税の控除不足額については通常中間申

告においては還付されないが、東日本大震災により被災した企業の緊急的な手元資金に対する配慮の観点から、仮決算による中間申告においても還付することとされた。

- 法人の平成 23 年 3 月 11 日から同年 9 月 10 日までに終了する中間期間において生じた震災損失金額（東日本大震災により棚卸資産、固定資産及び繰延資産について生じた損失の額）がある場合には、その中間期間に係る仮決算の中間申告において、その震災損失金額を限度として、その課された所得税の額で法人税の額から控除しきれなかった金額を還付する仕組みとされた。

- ・ 主な経緯

- 平成 23 年 4 月
制度創設

（震災税特法に規定された期間が終了したことをもって本措置も終了）

ウ) 中間申告書の提出免除（制定時の震災税特法第 17 条）

- ・ 特例の概要

- 東日本大震災に係る国税通則法第 11 条の規定による申告期限の延長により、中間申告書の提出期限と当該中間申告書に係る確定申告書の提出期限とが同一の日となる場合には、中間申告書の提出を要しないこととされた。
- 中間申告書は、確定申告の前に行うことを前提としているものであり、中間申告書と確定申告書の提出期限が同一の日となる場合には、中間申告書の提出を求める必要がないことから、東日本大震災による申告期限の延長の対象者が多数にのぼると見込まれることを踏まえ、当該趣旨を法令上明らかにしたものである。

- ・ 主な経緯

- 平成 23 年 4 月
制度創設

（震災税特法に規定された期間が終了したことをもって本措置も終了）

エ) 被災法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例（震災税特法第 17 条）

- ・ 特例の概要及び主な経緯

- 3) d. を参照。

オ) 特定復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（震災税特法第 17 条の 2）

- ・ 特例の概要及び主な経緯

- 3) a. を参照。

カ) 特定復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除（震災税特法第 17 条の 3）

- ・ 特例の概要及び主な経緯

- 3) a. を参照。

キ) 特定復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却等(震災税特法第17条の5)

- ・ 特例の概要及び主な経緯

- 3) a. を参照。

ク) 再投資等準備金(震災税特法第18条の3)

- ・ 特例の概要及び主な経緯

- 3) a. を参照。

ケ) 特定激甚災害地域における被災者向け優良賃貸住宅の割増償却(令和3年法律第11号による改正前の震災税特法第18条の2)

- ・ 特例の概要

- 東日本大震災により多くの住宅が損壊したことから、住宅不足に緊急に対処するため、民間賃貸住宅の建設も重要とされていた。そのため、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第1項及び同法第22条第1項並びに同法施行令第41条第1項の定めるところにより国土交通大臣が告示した67市町村の区域(特定激甚災害区域)内において新築された被災者向け優良賃貸住宅の取得等をして、賃貸の用に供した際は、5年間、償却限度額70%(耐用年数が35年未満の場合は50%)の割増償却を行うことができるようにされた。

- ・ 主な経緯

- 平成23年12月
制度創設
- 平成26年3月
当初、適用期間は平成26年3月31日であったところ、3年間(平成29年3月31日まで)延長。また、建物面積や戸数に係る要件を緩和。
- 平成29年3月
対象区域から、復興特区法の認定復興推進計画に定められた復興居住区域が除外され、償却限度額が最大で56%(耐用年数が35年未満の場合は最大40%)に引き下げた上で適用期間を4年間(令和3年3月31日まで)延長
- 令和3年3月 制度廃止

コ) 福島特措法の特例による復興産業集積区域に係る措置(令和3年法律第11号による改正前の震災税特法第17条の2)

- ・ 特例の概要及び主な経緯

- 3) b. を参照。

サ) 避難解除区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除(震災税特法第17条の2の3)

- ・ 特例の概要及び主な経緯
 - 3) b. を参照。

- シ) 避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除（震災税特法第17条の3の3）
 - ・ 特例の概要及び主な経緯
 - 3) b. を参照。

- ス) 企業立地促進区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（震災税特法第17条の2の2）
 - ・ 特例の概要及び主な経緯
 - 3) b. を参照。

- セ) 企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除（震災税特法第17条の3の2）
 - ・ 特例の概要及び主な経緯
 - 3) b. を参照。

- ソ) 福島再開投資等準備金（震災税特法第18条の8）
 - ・ 特例の概要及び主な経緯
 - 3) b. を参照。

- タ) 特定事業活動振興計画に基づき機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（震災税特法第17条の2の2）
 - ・ 特例の概要及び主な経緯
 - 4) a. を参照。

- チ) 特定事業活動振興計画に基づき避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除（震災税特法第17条の3の2）
 - ・ 特例の概要及び主な経緯
 - 4) a. を参照。

- ツ) 新産業創出等推進事業促進区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（震災税特法第17条の2の2）
 - ・ 特例の概要及び主な経緯
 - 4) b. を参照。

- テ) 新産業創出等推進事業促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額

の特別控除（震災税法第17条の3の2）

- ・ 特例の概要及び主な経緯

- 4) b. を参照。

ト) 新産業創出等推進事業促進区域における開発研究用資産の特別償却等（震災税法第18条）

- ・ 特例の概要及び主な経緯

- 4) b. を参照。

ナ) 被災代替資産等の特別償却（震災税法第18条の2）

- ・ 特例の概要

- 東日本大震災により事業用資産について相当な損害が発生した。事業の継続に際し、損傷した資産の補修や、滅失し、又は損壊した資産の再取得が必要となることから、一定の被災代替資産の取得等をして、これを事業の用に供した場合（※）には、通常の償却費に加え、所定の特別償却を認めることとされたものである。

（※）特例の対象となるのは、以下のとおり。

- ① 東日本大震災により事業の用に供することのできなくなった資産に代わるもので、その製作等の後事業の用に供されたことのないものの取得等をして、当該資産を事業の用に供した場合
- ② その製作又は建設の後事業の用に供されたことのないものの取得等をして、被災区域（注）及びその被災区域である土地に付随して一体的に使用される土地の区域内において、当該資産を事業の用に供した場合

（注）「被災区域」とは、東日本大震災に起因して事業又は居住の用に供することができなくなった建物又は構築物の敷地及び当該建物又は構築物と一体的に事業の用に供される附属施設の用に供されていた土地の区域。

図表 2-4-27 対象資産と償却割合

対象資産	償却割合	
	中小企業者以外	中小企業者
建物又は構築物（増築された建物又は構築物のその増築部分を含む。）	<ul style="list-style-type: none"> ・15%（平成23年3月11日～平成26年3月31日） ・15%（平成26年4月～平成28年3月） ・10%（平成28年4月～令和5年3月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・18%（平成23年3月11日～平成26年3月31日） ・18%（平成26年4月～平成28年3月） ・12%（平成28年4月～令和5年3月）
機械及び装置	<ul style="list-style-type: none"> ・30%（平成23年3月11日～平成26年3月31日） ・30%（平成26年4月～平成28年3月） ・20%（平成28年4月～令和5年3月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・36%（平成23年3月11日～平成26年3月31日） ・36%（平成26年4月～平成28年3月） ・24%（平成28年4月～令和5年3月）
船舶、航空機又は車両及び運搬具 ※ 平成23年12月に、対象として二輪小型自動車、検査対象外軽自動車及び原動機付自転車を追加。 ※ 平成28年3月に、船舶のうち非自航作業船、航空機並びに車両及び運搬具のうち、二輪小型自動車、検査対象外軽自動車、小型特殊自動車、原動機付自転車及び鉄道車両が除外。 ※ 平成31年3月に、漁船以外の船舶が除外。 ※ 令和3年3月に、車両及び運搬具が除外。	<ul style="list-style-type: none"> ・30%（平成23年3月11日～平成26年3月31日） ・30%（平成26年4月～平成28年3月） ・20%（平成28年4月～令和5年3月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・36%（平成23年3月11日～平成26年3月31日） ・36%（平成26年4月～平成28年3月） ・24%（平成28年4月～令和5年3月）

- ・ 主な経緯

- 平成23年4月
制度創設。
- 平成23年12月
対象資産を追加し、物理的な原因以外によるものも被災した資産に含まれることを明確化。
- 平成26年3月
当初、平成26年4月1日から償却割合を引き下げることとされていたところ、償却割合を引き上げる措置の適用期限を2年間（平成28年3月31日まで）延長。
- 平成28年3月
対象資産及び償却割合を見直し、被災区域の定義を明確化した上で適用期限を3年間（平成31年3月31日まで）延長。
- 平成31年3月
対象資産を見直し、適用期限を2年間（令和3年3月31日まで）延長。

- 令和3年3月
対象資産を見直し、適用期限を2年間（令和5年3月31日まで）延長。

二) 特定の事業用資産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例（震災税特法第19条）

・ 特例の概要

- 東日本大震災により被災した事業者は、その所有する土地等の売却資金を原資として、被災した場所で滅失した店舗、工場等の事業用資産を建て直して事業を継続する場合や他の場所で新たに事業用資産を取得して事業を再開する場合があるほか、被災した事業者以外の事業者が被災地に新たに事業用資産を取得して事業を行う場合がある。
- 被災地の産業復興を早期に進める観点から、事業用資産を譲渡し当該譲渡の日を含む事業年度において、一定の買換資産を取得し、かつ、その取得の日から1年以内に、買換資産を事業の用に供したとき、又は供する見込みであるときは、一定の要件の下に、取引価額の引継ぎによる課税の繰延べを認める特例が創設されたもの。

・ 主な経緯

- 平成23年4月
制度創設
- 平成28年3月
買換資産を見直した上で適用期限を5年間（令和3年3月31日まで）延長
- 令和3年3月
買換資産を見直した上で適用期限を3年間（令和6年3月31日まで）延長

又) 代替資産の取得期間等の延長の特例（震災税特法第22条）

・ 特例の概要

- 東日本大震災は、広範な地域にわたって甚大な被害をもたらしたことから、租税特別措置法上の特例措置の適用を予定していた土地等の取得について、震災に起因するやむを得ない事情によって、代替資産等を取得すべき期間（その末日が平成23年3月11日から平成24年3月31日までの間にあるものに限る。）内に取得をすることが困難となる場合があるため、特例措置の適用を受けようとする法人において、収用等に伴い特別勘定を設けた場合に適用される特例（租税特別措置法第64条の2）及び特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合に適用される特例（同法第65条の8）の適用を受けた場合の買換資産の取得をすべき期間を、納税地の税務署長の承認を受けた場合には、当初の期間を経過した日以後2年以内で税務署長が認定した日まで延長することができることとしたもの。

・ 主な経緯

- 平成23年4月
制度創設
- 平成24年3月
震災税特法に規定された期間終了

ネ) 貸倒引当金（法人税法第 52 条）

- ・ 特例の概要及び主な経緯
 - 3) d. を参照。

シ) 資産課税関係

ア) 特定土地等及び特定株式等に係る相続税又は贈与税の課税価格の計算の特例（震災税特法第 34 条、第 35 条）

- ・ 特例の概要
 - 相続税の課税上、相続により取得した財産の価額は、相続開始のときの時価によることが原則である（贈与税においても同様）。しかしながら、東日本大震災により相当広範囲にわたって地域の社会的・経済的環境が一変したことに伴い、急激な地価の下落が生じ、相続開始のときの時価と震災後の時価に大きな差が発生する懸念がある。
 - そのため、平成 23 年 3 月 10 日以前に相続若しくは遺贈又は贈与により財産を取得した場合で、東日本大震災により相当な損害を受けた地域として財務大臣の指定する地域（指定地域）内にある土地又は土地の上に存する権利や、指定地域内に保有する資産の割合の高い法人の非上場株式又は出資については、東日本大震災の発生直後の価額によることができることとするとされたもの。
- ・ 主な経緯
 - 平成 23 年 4 月
制度創設

イ) 相続税及び贈与税の申告書の提出期限の特例（震災税特法第 36 条）

- ・ 特例の概要
 - ア) に記載した措置が講じられることに伴い、申告の便宜及び課税の公平を図る観点から、平成 23 年分の路線価及び評価倍率（評価時点：1 月 1 日）に、国税当局において東日本大震災による地価下落を反映した「調整率」を乗じることとされた。この「調整率」の作成に要する期間を考慮した時期（※）まで申告期限を延長することとしたもの。
 - ※ 財務大臣が東日本大震災の状況及び東日本大震災に係る国税通則法第 11 条の規定による申告に関する期限の延長の状況を勘案して別に定める日
- ・ 主な経緯
 - 平成 23 年 4 月
制度創設

ウ) 東日本大震災の被災者が住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税に係る住宅用家屋についての居住要件等の特例（震災税特法第 37 条）

- ・ 特例の概要及び主な経緯
 - 3) c. を参照。

エ) 東日本大震災の被災者が住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例に係る住宅用家屋についての居住要件等の特例（震災税特法第38条）

- ・ 特例の概要及び主な経緯
 - 3) c. を参照。

オ) 東日本大震災の被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税（震災税特法第38条の2）

- ・ 特例の概要及び主な経緯
 - 3) c. を参照。

カ) 農用地利用集積等促進計画に基づき農地等を貸し付けた場合の贈与税等の納税猶予及び免除の特例（震災税特法第38条の2の2）

- ・ 特例の概要
 - 原子力被災12市町村では、市町村・農業委員会のマンパワー不足等の課題が存在することから、避難指示・解除区域等における営農再開、農地集積を推進するため、令和2年の福島特措法の改正において、市町村が作成する農用地利用集積計画と同様の計画を、福島県知事が作成できることとされた（農用地利用集積等促進計画）。
 - このため、農用地利用集積計画と同様に、福島県知事が作成する農用地利用集積等促進計画により農地等に係る相続税・贈与税の納税猶予に係る特例適用農地等を借り換えた場合においても、納税猶予を継続する措置が講じられたもの。
- ・ 主な経緯
 - 令和3年3月
制度創設（恒久措置）

キ) 農用地利用集積等促進事業により農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減の特例（震災税特法第40条の2の2）

- ・ 特例の概要
 - 農用地利用集積計画と同様に、福島県知事が作成する農用地利用集積等促進計画により農用地等を取得した場合においても、農用地等の所有権の移転登記の税率を軽減する措置（20/1000→10/1000に軽減）が講じられたもの。
- ・ 主な経緯
 - 令和3年3月
制度創設、適用期限は令和5年3月31日まで

ク) 避難解除区域等内の農地等を譲渡した場合の贈与税等の納税猶予及び免除の特例（震災税特法第38条の2の3）

- ・ 特例の概要

- 農地等に係る相続税・贈与税の納税猶予に係る特例適用農地等（避難解除区域又は現に避難指示の対象となっている区域（特例対象区域）内に所在するものに限る。）を、復旧・復興事業のために譲渡した場合において、当該特例対象区域内に所在する農地等を別途取得する見込みであるときにおける代替農地の取得期限については、譲渡をした農地等が所在する市町村の区域内で福島特措法に規定する避難指示の対象となった区域に係る避難指示の全てが解除された日から5年以内とする措置が講じられたもの。

- ・ 主な経緯

- 平成 31 年 3 月
制度創設（恒久措置）

ケ) 被災した認定贈与承継会社等に係る非上場株式等についての納税猶予の特例（震災税法第 38 条の 3、第 38 条の 4 及び第 38 条の 5）

- ・ 特例の概要

- いわゆる事業承継税制（租税特別措置法第 70 条の 7 から第 70 条の 7 の 4 まで）においては、納税猶予の対象となる中小企業において贈与時・相続時の常時使用従業員の数を 5 年間維持すること等を要件に特例の適用が認められているが、東日本大震災により、これらの要件を満たすことが困難となる懸念があった。このため、事業用資産に甚大な被害を受けた場合、事業所が被災して雇用の確保が困難となった場合、売上金額が大幅に減少した場合などは、上記要件を満たさなくても特例の対象とするもの。

- ・ 主な経緯

- 平成 23 年 12 月
制度創設

コ) 延納又は物納の許可の申請等に係る期限等の特例（震災税法第 38 条の 6 及び第 38 条の 7）

- ・ 特例の概要

- 相続税の延納及び物納の許可の申請は、相続税の申告期限までに行う必要があるが、必要書類の準備が間に合わない場合には、担保提供関係書類提出期限延長届出書又は物納手続関係書類提出期限延長届出書を提出することにより、期限を延長することができる。
- しかしながら、書類の提出、納付又は徴収に関する期限の延長を可能とする国税通則法第 11 条では、延長可能な期限の上限を変更することはできないため、以下の期間について、震災後の状況に即して取り扱うことができず、被災者の支援に制約があった。
 - 担保提供関係書類提出期限延長届出書の提出による延納に係る延長可能期限：最大でも 6 か月
 - 物納手続関係書類提出期限延長届出書の提出による物納に係る延長可能期限：最大でも 1 年
- そのため、最大で 6 か月ないし 1 年まで延長される期間に、国税通則法第 11 条により延長された期限までの期間が加算されることとする特例措置が設けられた。

- ・ 主な経緯

- 平成 23 年 12 月
制度創設

サ) 東日本大震災の被災者等が新築又は取得をした建物及びその土地に係る所有権の保存登記等の免税（震災税特法第 39 条及び第 40 条）

- ・ 特例の概要

- 東日本大震災により滅失した建物、東日本大震災により損壊したため取り壊した建物、原子力発電所の事故に関して内閣総理大臣等が行った指示等（警戒区域設定指示等）の対象区域内に所在していた建物に代わるものとして新築又は取得をした建物及びその土地の所有権の保存登記等について、震災税特法の施行の日の翌日から令和 8 年 3 月 31 日までの間、免税措置を講じるもの。
- なお、警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた建物の代替建物については、警戒区域設定指示等の解除以後 3 月（新築は 1 年）を経過する日までに取得をしたものが対象となり、新築又は取得後 1 年以内に登記を受けることが必要とされている。

- ・ 主な経緯

- 平成 23 年 4 月
制度創設
- 平成 23 年 12 月
原子力発電所の事故による立入り等の制限がなされている状況を踏まえ、建物の滅失等がない場合においても適用可能に改正
- 令和 3 年 3 月
適用期限を 5 年間（令和 8 年 3 月 31 日まで）延長

シ) 東日本大震災の被災者等が取得した農用地に係る所有権の移転登記等の免税（震災税特法第 40 条の 2）

- ・ 特例の概要

- 東日本大震災では、津波による流失や冠水等による塩害等により、営農の再開が困難となった農用地が存在することを踏まえ、被災農用地（震災により耕作等が困難となった農用地又は警戒区域設定指示等が行われた日において警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた農用地）に代わる農用地の取得を支援するため、新たに取得した農用地（被災農用地の面積の 1.5 倍の面積を超えない部分に限り、警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた被災農用地に代わるものにあつては、警戒区域設定指示等が解除された日以後 3 月を経過する日までに取得をしたものに限る。）の所有権の移転の登記については、令和 8 年 3 月 31 日までの間（警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた被災農用地にあつては取得後 1 年以内）に受けるものに限る、登録免許税を課さない措置が講じられたもの。

- ・ 主な経緯

- 平成 23 年 12 月
制度創設
- 令和 3 年 3 月

適用期限を5年間（令和8年3月31日まで）延長

ス) 東日本大震災により被災した鉄道事業者が取得した鉄道施設に係る土地の所有権の保存登記等の免税（平成30年法律第7号による改正前の震災税特法第40条の3）

・ 特例の概要

- 東日本大震災の被災地域では市街地の内陸部や高台への移転も検討されており、その際には、鉄道施設の移転も必要となる可能性がある。こうした状況を踏まえ、被災した鉄道事業者が取得した鉄道施設に係る土地の所有権の保存登記等が免税とされたもの。

・ 主な経緯

- 平成23年12月
制度創設
- 平成28年3月
適用期限を2年間（平成30年3月31日まで）延長
- 平成30年3月
震災税特法に規定された期間終了

セ) (独) 中小企業基盤整備機構が建築した仮設建築物に係る所有権の保存登記の免税（平成30年法律第7号による改正前の震災税特法第40条の4）

・ 特例の概要

- 東日本大震災では、多くの中小企業の事業所や工場も滅失・損壊等の損害を受けたが、中小事業者は自前で復旧・整備を行うことが困難である場合も多く、また、被災地の地方公共団体も、産業基盤の復旧を後回しにせざるを得ない状況となっていた。
- こうした状況を踏まえ、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律に基づき、中小企業基盤整備機構により、地方公共団体から提供された土地（民有地を含む。）に仮設店舗・仮設工場等の整備を行うこととされた。この事業を支援する観点から、中小企業基盤整備機構が建築した仮設店舗・仮設工場等に係る所有権の保存登記に対する免税措置が講じられたもの。

・ 主な経緯

- 平成23年12月
制度創設
- 平成25年3月
適用期限を1年間（平成26年3月31日まで）延長
- 平成26年3月
適用期限を2年間（平成28年3月31日まで）延長
- 平成28年3月
適用期限を2年間（平成30年3月31日まで）延長
- 平成30年3月
震災税特法に規定された期間終了

ソ) 信託会社等が地方公共団体との信託契約に基づき建築する特定施設に係る土地等の所有権の信託登記の免税(平成28年法律第15号による改正前の震災税特法第40条の5)

・ 特例の概要

- 東日本大震災により倒壊した学校、病院などの公共的施設の再建・早期整備は、被災地域における社会経済の再生及び生活再建のために不可欠であり、国からの補助等も行われるなど主に公的主体が取り組む一方、民間の活力が発揮されるよう促していくことも重要であることから、信託会社等が、平成24年4月1日から平成28年3月31日までの間に、地方公共団体との信託契約に基づき公益的施設と一体となった建築物の建築をする場合に、当該施設及び当該施設の敷地の用に供される土地の所有権の信託の登記について、登録免許税を課さないこととされた。

・ 主な経緯

- 平成24年3月
制度創設
- 平成28年3月
震災税特法に規定された期間終了

タ) 被災関連市町村から特定の交換により土地を取得した場合の所有権の移転登記の免税(震災税特法第40条の3)

・ 特例の概要

- 東日本大震災の被災地において防災集団移転促進事業の移転元地の存在するエリアは、買収された土地(公有地)と買収されない商工業用地等の民有地が混在しており、一体的な土地利用の妨げとなっている。このため、復興整備事業(一定の防災集団移転促進事業により市町村が取得した移転促進区域内の土地の利用に係るものに限る。)の実施区域内の土地に関する権利を有する者が、その復興整備事業の用に供するため、土地に関する権利を市町村に対し交換により譲渡し、その交換により実施区域外の土地の所有権を取得した場合に、その土地の所有権の移転の登記について、登録免許税を免税する特例を設けたもの。

・ 主な経緯

- 平成28年3月
制度創設
- 令和3年3月
適用期限を5年間(令和8年3月31日まで)延長

チ) 帰還・移住等環境整備推進法人が取得をした不動産に係る所有権等の移転登記の税率の軽減(震災税特法第40条の4)

・ 特例の概要及び主な経緯

- 3) b. を参照。

ツ) 東日本大震災の被災者等が建造又は取得をした漁船に係る所有権の保存登記等の免税 (震災税特法第41条)

・ 特例の概要

- サ) の措置と同様の観点から、東日本大震災により滅失した漁船又は東日本大震災により損壊したため取り壊した漁船に代わるものとして建造又は取得をした漁船の所有権の保存登記等について、震災税特法の施行の日の翌日から令和8年3月31日までの間、免税措置が講じられたもの。
- なお、制度創設時においては、漁船以外の船舶及び航空機も対象とされていたが、令和3年3月31日限りで対象外となった。

・ 主な経緯

- 平成23年4月
制度創設
- 令和3年3月
漁船のみを対象とした上で、適用期限を5年間（令和8年3月31日まで）延長

テ) 経営強化計画に基づき行う登記の税率の軽減（震災税特法第41条の2）

・ 特例の概要

- 金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成16年法律第128号。以下「金融機能強化法」という。）においては、金融機能の強化を通じた地域経済活性化を図る観点から、金融機関に対し、預金保険機構を通じた国からの資本参加の枠組みが設けられている。資本参加を受けるためには経営強化計画を策定する必要があるところ、東日本大震災の影響により自己資本の充実が必要となった金融機関（震災特例金融機関等）については、国からの資本参加要件を緩和する特例が設けられた（平成23年法律第80号による改正後の金融機能強化法）。
- この法改正を受け、東日本大震災により相当の被害を受けた地域において被災者への信用供与等を行う震災特例金融機関等が、国の資本参加を受けて資本金の額の増加の登記等を行う場合等における登録免許税の軽減措置が講じられたもの。

・ 主な経緯

- 平成23年6月
制度創設
- 平成29年3月
適用期限を2年間（平成31年3月31日まで）延長
- 平成31年3月
適用期限を3年間（令和4年3月31日まで）延長
- 令和4年3月
適用期限を2年間（令和6年3月31日まで）延長

ト) 東日本大震災の被災者等が受ける本店等の移転の登記等の免税（令和3年法律第11号による改正前の震災税特法第41条の3）

・ 特例の概要

- 東日本大震災の被災建物の中には、会社の本店、事務所等として使用されていた建物も多い。震災前と同一の場所での事業再開が困難な場合は移転時に登記を行わなければならないことから、被災者等が受ける本店等の移転の登記等に対する免税措置を講じたもの。
- なお、当該建物が、警戒区域設定指示等が行われた日においてその警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた場合にあっては、解除後3月を経過する日までの間に行われるものに限られる。

・ 主な経緯

- 平成23年12月
制度創設
- 令和3年3月
震災税特法に規定された期間終了

ナ) (株)商工組合中央金庫が受ける抵当権の設定登記等の税率の特例に係る適用期間の延長の特例（令和3年法律第11号による改正前の震災税特法第41条の4）

・ 特例の概要

- 平成19年度税制改正において、商工組合中央金庫が民営化されることを踏まえ、民間金融機関とのイコールフットイングの観点から、商工組合中央金庫の抵当権等に対する登録免許税の税率の軽減措置が廃止された。その際、この措置については、商工組合中央金庫の完全民営化までの期間等を勘案して、軽減税率を本則税率に段階的に近づけていく経過措置規定が設けられた。
- 東日本大震災で被災した中小企業には二重債務が負担となっている場合も多く、商工中金の完全民営化に係る起算点が平成27年4月1日に3年延期となった。これらの状況を踏まえ、震災復興にめどがつくまでの間としての民営化の起算点を延長した期間に関して、軽減税率についても、被災した中小企業に対するものに限り、東日本大震災発生時の水準を3年間維持し、その期限も3年間延長する措置が講じられたもの。

・ 主な経緯

- 平成24年3月
制度創設
- 平成28年3月
特例の設定期間について、軽減税率のうち設定期間の前半部の適用期間を平成31年3月31日まで延長し、後半部の適用期間を令和3年3月31日まで延長
- 令和3年3月
震災税特法に規定された期間終了

二) (株)東日本大震災事業者再生支援機構が債権の買取り等により不動産に関する権利を取得した場合の登録免許税の免税措置 ((株)東日本大震災事業者再生支援機構法第 58 条)

- ・ 特例の概要及び主な経緯
 - 3) d. を参照。

又) 特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税 (震災税特法第 47 条)

- ・ 特例の概要
 - 被災者等の復旧等のための資金調達に係る負担を軽減し、地方公共団体や政府系金融機関等による金融支援を側面から支える観点から、公的貸付機関等が東日本大震災により被害を受けた者に対して行う他の金銭の貸付け条件に比し特別に有利な条件で行う貸付けに係る消費貸借に関する契約書のうち、平成 23 年 3 月 11 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に作成されるものについては、印紙税を課さないこととされたもの。
- ・ 主な経緯
 - 平成 23 年 4 月
制度創設
 - 平成 23 年 12 月
地方公共団体等が行う特別貸付けの要件の緩和、公的貸付機関等の範囲の拡充など
 - 令和 3 年 3 月
適用期限を 5 年間 (令和 8 年 3 月 31 日まで) 延長

ネ) 東日本大震災により滅失した消費貸借に関する契約書等に代わるものとして作成する文書の印紙税の非課税 (震災税特法第 48 条)

- ・ 特例の概要
 - 東日本大震災については、その被害が甚大であり、かつ、その被災地域が広範にわたるなど極めて大規模なものとなり、金融機関においても店舗が津波等の被害を受け、当該店舗において保存していた消費貸借に関する契約書等の文書が滅失する等の影響があった。
 - 通常、金銭の消費貸借契約においては、金融機関に差し入れた契約書等が災害等のやむを得ない事情により滅失した場合、金融機関からの請求があるときは、代替の契約書等を改めて差し入れる旨の約定が締結されており、この際、改めて印紙税が課される。
 - 今回の震災に際しては、金融機関の取引先も被災しており、また、契約書等の滅失に際し、取引先の帰責事由は存しないことを踏まえ、金融機関との間の消費貸借に関する契約書等であって、滅失したものの代替となるものに係る印紙税を非課税としたもの。
- ・ 主な経緯
 - 平成 23 年 12 月
制度創設
 - 平成 25 年 3 月
震災税特法に規定された期間終了

ノ) 東日本大震災の被災者が作成する代替建物の取得又は新築等に係る不動産の譲渡に関する契約書等の印紙税の非課税（震災税特法第49条）

・ 特例の概要

- 東日本大震災の被災者である一定の者等が、東日本大震災により滅失等した建物（以下「滅失等建物」という。）又は警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していた建物（以下「対象区域内建物」という。）の代替建物を取得する場合、代替建物の敷地の用に供する土地を取得する場合及び東日本大震災により損壊した建物又は対象区域内建物を譲渡する場合等において作成する不動産の譲渡に関する契約書又は建設工事の請負に関する契約書のうち、平成23年3月11日から令和8年3月31日までの間に作成されるものについては、印紙税を課さないこととされたもの。
- なお、対象区域内建物等に係る不動産の譲渡に関する契約書等については、警戒区域設定指示等が解除された日以後3月を経過する日と令和8年3月31日のいずれか早い日までの間に作成するものが適用対象となる。

・ 主な経緯

- 平成23年4月
制度創設
- 平成23年12月
原子力発電所の事故による立入り等の制限がなされている状況を踏まえ、適用対象となる契約書の範囲に、滅失等建物のほか、対象区域内建物の代替建物を取得する場合等に作成する不動産の譲渡に関する契約書又は建設工事の請負に関する契約書が追加された。
- 令和3年3月
適用期限を5年間（令和8年3月31日まで）延長

ハ) 東日本大震災の被災者が作成する被災農用地の譲渡に係る不動産の譲渡に関する契約書等の印紙税の非課税（震災税特法第50条）

・ 特例の概要

- 津波による塩害によるものをはじめとして、営農再開が困難となった農用地が多く発生したため、農用地に被害を受けた者の事業や生活再建を支援する観点から、東日本大震災の被災者である一定の者等が東日本大震災により営農再開が困難となった農用地の代替農用地の取得等の際に作成する不動産の譲渡に関する契約書又は地上権若しくは土地の賃借権の設定に関する契約書等に係る印紙税を非課税とする措置が講じられたもの。

・ 主な経緯

- 平成23年12月
制度創設
- 令和3年3月
適用期限を5年間（令和8年3月31日まで）延長

ヒ) 東日本大震災の被災者が作成する漁船の取得又は建造に係る漁船の譲渡に関する契約書等の印紙税の非課税（震災税特法第51条）

- ・ 特例の概要

- 津波などの影響により、漁船をはじめとする多くの船舶や航空機が被害を受けたため、事業再建を支援する観点から、東日本大震災の被災者である一定の者等が、被災した船舶又は航空機に代わる船舶又は航空機を取得し、又は建造する場合に作成する船舶又は航空機の譲渡に関する契約書又は建造に係る請負に関する契約書に係る印紙税を非課税とする措置が講じられたもの。
- なお、制度創設時においては、漁船以外の船舶及び航空機も対象とされていたが、令和3年3月31日限りで対象外となった。

- ・ 主な経緯

- 平成23年12月
制度創設
- 令和3年3月
漁船のみを対象とした上で適用期限を5年間（令和8年3月31日まで）延長

フ) (独) 中小企業基盤整備機構が作成する不動産の譲渡に関する契約書等の印紙税の非課税（震災税特法第52条）

- ・ 特例の概要

- 東日本大震災の被災地において、中小企業者が早期に事業を再開できるよう、(独) 中小企業基盤整備機構が地方公共団体の要請に基づき、工場、事業所又はこれらの利用者の利便に供する施設の整備や賃貸その他の管理及び譲渡を行う事業を実施することとされた。
- 当該事業を支援する観点から、当該事業に係る業務に関して、中小企業基盤整備機構が作成する不動産の譲渡に関する契約書、建設工事の請負に関する契約書に係る印紙税を非課税とする措置を講じたもの。
- なお、「(独) 中小企業基盤整備機構が建築した仮設建築物に係る所有権の保存登記の免税」との間では、整備された仮設工場等は、無償を原則とする形で中小企業に貸し付けられた後、1年以内に地方公共団体に無償譲渡されることとなっており、無償譲渡に係る契約書も非課税措置の対象となるため、上記の登録免許税の特例措置の適用期限の1年後に、本特例措置の適用期限が設定されているものである。

- ・ 主な経緯

- 平成23年12月
制度創設
- 平成25年3月
適用期限を1年間（平成27年3月31日まで）延長
- 平成26年3月
適用期限を2年間（平成29年3月31日まで）延長
- 平成28年3月
適用期限を2年間（平成31年3月31日まで）延長
- 平成31年3月
震災税特法に規定された期間終了

d. 消費課税関係

ア) 納税義務の免除の規定の適用を受けない旨の届出等に関する特例(震災税特法第42条)

・ 特例の概要

- 国税通則法第11条においては、災害その他やむを得ない理由により、申告、納付等に関する期限までにこれらを行うことができないと認められるときは、その期限を延長することができる旨の規定が設けられているが、消費税法における課税事業者選択制度に係る届出書(第9条第4項)、簡易課税制度選択適用届出書(第37条第1項)等については、届出書が提出された場合の適用関係を定めたものであるため、国税通則法第11条の適用対象外となっている。

※消費税は転嫁を予定した税であり、また、特例措置の選択の有無が、記帳内容に影響を及ぼすことから、課税期間(個人事業者は1月1日から12月31日まで、法人は法人の事業年度と同一)前に提出することが必要とされている。

- しかしながら、今般の東日本大震災による被害は甚大であること等から、課税期間前にこれらの届出書を提出できない等の不測の事態が多く発生することが想定されるため、国税庁長官が指定する日(東日本大震災の状況及び東日本大震災に係る国税通則法第11条の規定による申告に関する期限の延長の状況を勘案して別に定める日)までに届出書を提出したときは、届出書の提出による効果が、課税期間の当初から生ずることとする措置が講じられたもの。
- なお、本措置が講じられた課税期間については、以下の点については適用されない。
 - 課税事業者選択制度等を2年間連続して適用することとされている要件
 - 課税事業者選択制度を2年間連続して適用することとしている期間中に100万円以上の固定資産の仕入れ等を行った場合に、その期間以後3年間は簡易課税制度等の適用を受けられないとする要件

・ 主な経緯

- 平成23年4月
制度創設

イ) 中間申告書の提出に係る特例(令和3年法律第11号による改正前の震災税特法第43条)

・ 特例の概要

- 消費税は、課税期間の末日から2月以内(個人事業者については、翌年3月末まで)に確定申告・納付を行うほか、直前の課税期間の消費税の年税額に応じて、最大で11回の中間申告・納付を行うこととされている(消費税法第42条及び租税特別措置法第86条の4)。
- 東日本大震災においては、国税通則法第11条の規定により、申告、納付等の期限を延長する措置が講じられており、当該措置により、中間申告書の提出期限と当該中間申告書に係る確定申告書の提出期限とが同一の日となる場合には、中間申告書の提出を要しないこととされた。中間申告書は、確定申告の前に行うことを前提としているものであり、中間申告書と確定申告書の提出期限が同一の日となる場合には、中間申告書の提出を求める必要がないことによるものである。
- なお、複数回の中間申告を要する事業者については、中間申告書の提出期限のみが同一の日となり、確定申告の期限と同一とならない場合があり得、そうした場合には、本措置の適用

はなされない。

- ・ 主な経緯
 - 平成 23 年 4 月
制度創設
 - 令和 3 年 3 月
制度廃止

ウ) 被災酒類製造者が移出する清酒等に係る酒税の税率の特例（震災税法第 43 条）

- ・ 特例の概要
 - 平成 23 年 12 月当時、中小零細な清酒等の製造者に対しては、平成 25 年 3 月までの間、酒税の軽減措置（当時の租税特別措置法第 87 条）が講じられていたが、平成 23 年 4 月以降、軽減割合が縮減されていた。
 - 東日本大震災により酒類の製造場について甚大な被害を受けた中小零細な清酒等の製造者に対する影響を緩和するため、縮減前の軽減割合を適用できるようにする措置が講じられたもの。
- ・ 主な経緯
 - 平成 23 年 12 月
制度創設。前年度の清酒等の移出数量が 1,300k1 以下であるときは、200k1 までのものに係る酒税の税額は、租税特別措置法の酒税の軽減措置の規定により計算した金額の 100 分の 93.75（平成 25 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までは 100 分の 95）とした。
 - 平成 25 年 3 月
平成 25 年度以降の税率の特例の軽減割合について、租税特別措置法の酒税の軽減措置の適用期限が 5 年延長されたことに伴い、同措置の規定により計算した金額の 100 分の 93.75 とした。
 - 平成 28 年 3 月
適用期限を 2 年間（平成 30 年 3 月 31 日まで）延長
 - 平成 30 年 3 月
適用期限を 3 年間（令和 3 年 3 月 31 日まで）延長
 - 令和 3 年 3 月
適用期限を 2 年間（令和 5 年 3 月 31 日まで）延長

エ) 揮発油価格高騰時における揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例規定の適用停止措置の停止（震災税法第 44 条）

- ・ 特例の概要
 - いわゆるトリガー条項（租税特別措置法第 89 条）については、揮発油税及び地方揮発油税において、従前の暫定税率と同等の税率を継続することとした税率の特例の適用がある場合に、平成 22 年 1 月以降の連続する 3 か月間における各月の揮発油の平均小売価格がいずれも 160 円/リットルを超えることとなったときに、その旨を財務大臣が告示することにより発動することとされている。

- 平成23年になり、中東・北アフリカ情勢の影響で原油価格が高騰し、それに加え、東日本大震災により、一部製油所の機能停止や流通の障害が発生したため、仮にトリガー条項が発動された場合、買控えの発生とその後の需要の急増など、更なる流通の混乱が発生することが懸念された。また、震災復興のために相当の財政需要が発生すると見込まれる中、トリガー条項の発動は大幅な減収をもたらすと考えられたことから、東日本大震災の復旧及び復興の状況等を勘案し、別に法律で定める日までの間、適用を停止することとされたもの。

- ・ 主な経緯

- 平成23年4月
制度創設

オ) 被災自動車等に係る自動車重量税の還付（震災税特法第45条）

- ・ 特例の概要

- 自動車重量税は、自動車検査証の有効期間内に使用済自動車となり適正に解体された自動車についての還付措置（廃車還付制度）が設けられていた。東日本大震災においては、津波により多くの自動車が増失したが、当該自動車は自動車リサイクル制度に基づいた解体はできないため、廃車還付制度の対象外となる。
- 上記を踏まえ、自動車検査証に記載された有効期間の満了する日前に東日本大震災を原因として増失し、解体し、又は自動車の用途を廃止した自動車に係る自動車重量税の還付措置が講じられた。

- ・ 主な経緯

- 平成23年4月
制度創設
- 平成23年12月
二輪の小型自動車、被牽引自動車及び届出軽自動車を対象に追加
- 平成25年3月
適用期限を1年間（平成26年3月31日まで）延長
- 平成26年3月
適用期限を2年間（平成28年3月31日まで）延長
- 平成28年3月
適用期限を3年間（平成31年3月31日まで）延長
- 平成31年3月
適用期限を2年間（令和3年3月31日まで）延長
- 令和3年3月
震災税特法に規定された期間終了

カ) 被災自動車等の使用者であった者が取得する自動車に係る自動車重量税の免税（震災税特法第46条）

- ・ 特例の概要

- 東日本大震災により多くの自動車が増失したところ、被災地において重要な移動手段となっていることを踏まえ、被災自動車の買換えを支援するため、被災自動車を使用していた者

が自動車を取得し、自動車検査証の交付等を受ける場合に、自動車重量税を免除する措置を講じるもの。

- ・ 主な経緯
 - 平成 23 年 4 月
制度創設。対象は平成 26 年 4 月 30 日までに取得し自動車検査証の交付等を受けたもの
 - 平成 23 年 12 月
二輪の小型自動車、被牽引自動車及び届出軽自動車を対象に追加
 - 平成 26 年 3 月
適用期限を 2 年間（平成 28 年 4 月 30 日まで）延長
 - 平成 28 年 3 月
適用期限を 3 年間（平成 31 年 4 月 30 日まで）延長
 - 平成 31 年 3 月
適用期限を令和 3 年 3 月 31 日まで延長
 - 令和 3 年 3 月
震災税特法に規定された期間終了

2) 被災者・被災地向けの特例措置（地方税関係）

地方税については、個人の道府県民税の所得割の場合（地方税法第 32 条第 2 項）のように、国税に関する法令の規定による計算の例によることが基本とされていることから、ここでは、基本的には、地方税法において規定が整備された措置であって、当該条件に該当しないものを対象として整理している。

a. 個人住民税・個人事業税関係

ア) 利子割及び配当割の特別徴収義務者の見直し（地方税法第 24 条及び第 71 条の 31 並びに同法施行令第 7 条の 4 の 2）

- ・ 特例の概要
 - 東日本大震災からの復興を応援する観点から発行された個人向け復興応援国債（平成 24 年 4 月以降、3 か月ごとに平成 25 年 1 月まで発行）は、当初の 3 年間は低い金利とし、発行の日から 3 年目に当たる利払日を基準日として、基準日の保有残高に応じて、国から直接国債保有者に対し、「東日本大震災復興事業記念貨幣」を残高 1,000 万円ごとに 1 万円金貨 1 枚、100 万円ごとに 1,000 円銀貨 1 枚を贈呈することとされていた。
 - 当該記念貨幣は、国債保有残高および保有期間に応じて交付されるものであることから平成 27 年まで利子割の対象となり、また、平成 28 年 1 月以降に支払われる国債等の利子については、上場株式等の配当等に含まれ、配当割による課税の対象となる。ついては、平成 24 年発行の個人向け復興応援国債について贈呈された貨幣については、利子割の対象となり、平成 25 年 1 月発行の個人向け復興応援国債について贈呈された記念貨幣については、配当割の対象となるものである。
 - 利子割については、利子等の支払い又はその取扱いをする者が徴収義務者となり、具体的には、地方税法施行令第 7 条の 4 の 2 に規定されているところ、国債の利子の支払いをする者

として、国を規定してはいなかった。また、配当割については、配当の支払いをする者を徴収義務者とするにとされているところ、支払いを取り扱う者が該当することとされ、国債の場合で、国が直接支払うケースについては規定されていなかった。そのため、必要な規定を整備したものである。

- ・ 主な経緯
 - 平成 27 年 3 月
東日本大震災からの復興に限らず一般制度として制度創設

イ) 東日本大震災に係る雑損控除額等の特例（地方税法附則第 42 条）

- ・ 特例の概要
 - 東日本大震災による被害が甚大かつ広域的なものであること等の事情を踏まえ、所得税における取扱い（震災税特法第 4 条）とあわせて、納税者が被った損失を、平成 22 年分の所得（平成 23 年度分個人住民税）から前倒して適用することができるよう、特例を設けたもの。
- ・ 主な経緯
 - 平成 23 年 4 月
制度創設
 - 平成 26 年 3 月
発災後 3 年以内に原状回復経費の支出を行うことが困難な事情があるときは、その事情がやんだ日の翌日から 3 年以内に支出した原状回復等費用について雑損控除を適用できることとする措置を創設

ウ) 東日本大震災に係る雑損失の繰越控除の特例（地方税法附則第 43 条）

- ・ 特例の概要
 - 雑損控除では控除しきれない損失が生じた場合、3 年間の繰越控除ができるところ、所得税における取扱い（震災税特法第 5 条）と同様、損失の繰越期間を 5 年としたもの。
- ・ 主な経緯
 - 平成 23 年 4 月
制度創設

エ) 東日本大震災に係る被災事業用資産の損失の特例（震災税特法第 6 条及び地方税法第 32 条）

- ・ 特例の概要
 - 東日本大震災により事業用資産等について生じた損失については、平成 22 年中の事業所得等の金額（平成 23 年度分の個人住民税課税）の計算上、必要経費に算入することができることとされた国税での措置が所得の計算に関するものであるため、地方税にも効果が生じるもの。

- ・ 主な経緯
 - 平成 23 年 4 月
制度創設

オ) 東日本大震災に係る純損失の繰越控除の特例（地方税法附則第 44 条）

- ・ 特例の概要
 - 損益通算によってもなお引ききれなかった損失（純損失）がある場合には、翌年以後 3 年間に繰越し、翌年以後の総所得金額等から控除することとされているところ、繰越期間を 5 年間とする特例を設けたもの。

- ・ 主な経緯
 - 平成 23 年 4 月
制度創設

カ) 東日本大震災に係る財産形成住宅貯蓄等の利子等に係る利子割の額の還付（地方税法附則第 46 条）

- ・ 特例の概要
 - 勤労者が東日本大震災により被害を受けたことにより、平成 23 年 3 月 11 日から平成 24 年 3 月 10 日までの間に、勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄の不適格払出しを行う場合には、その貯蓄に係る利子等に対する遡及課税が行われないこととされた国税での措置を受け、払出しに係る地方税分（利子割）の額がある場合において、還付を請求したときは、還付をしなければならないこととする特例を設けたもの。

- ・ 主な経緯
 - 平成 23 年 4 月
制度創設
 - 平成 24 年 3 月
地方税法に規定された期間終了

キ) 東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例（地方税法附則第 45 条）

- ・ 特例の概要及び主な経緯
 - 3) c. を参照。

b. 法人住民税・法人事業税関係

ア) （株）東日本大震災事業者再生支援機構に係る資本割の課税標準の特例措置（地方税法附則第 9 条）

- ・ 特例の概要及び主な経緯
 - 3) d. を参照。

イ) (株)東日本大震災事業者再生支援機構が債権の買取り等により不動産に関する権利を取得した場合の不動産取得税の非課税措置((株)東日本大震災事業者再生支援機構法第58条)

- ・ 特例の概要及び主な経緯
 - 3) d. を参照。

ウ) 東日本大震災に係る法人の道府県民税及び市町村民税の特例(令和3年法律第7号による改正前の地方税法附則第48条)

- ・ 特例の概要
 - 法人税の繰戻し還付については中小企業を除き適用されていないところ、国税においては東日本大震災の緊急対応として、欠損金額のうちの震災損失金額について2年間までさかのぼって繰戻し還付ができることとされた。一方、地方公共団体の財政規模が国と比して小さく、財政運営に支障を来たすおそれがあることから、繰越控除の特例を設けたもの。
- ・ 主な経緯
 - 平成23年4月
制度創設
 - 令和3年3月
制度廃止

エ) 東日本大震災に伴う申告等の期限の延長に係る中間申告納付の特例(平成29年法律第2号による改正前の地方税法附則第49条)

- ・ 特例の概要
 - 東日本大震災に係る国税通則法第11条の規定による申告期限の延長により、中間申告書の提出期限と当該中間申告書に係る確定申告書の提出期限とが同一の日となる場合には中間申告書の提出を要しないこととされた国税の措置を踏まえ、地方税法第20条の5の2の規定に基づく条例の定めるところにより、申告・納付に関する期限が延長され、同法第72条の26の中間申告納付の期限と確定申告納付の期限が同一の日となる場合には、中間申告納付を要しないこととされたもの。
- ・ 主な経緯
 - 平成23年4月
制度創設
 - 平成29年3月
制度廃止

c. 不動産取得税・固定資産税・都市計画税関係

ア) 帰還・移住等環境整備推進法人が行う事業に係る不動産取得税の課税標準の特例(地方税法附則第11条)

- ・ 特例の概要及び主な経緯

- 3) b. を参照。

イ) 帰還・移住等環境整備推進法人が行う事業に係る固定資産税等の課税標準の特例（地方税法附則第15条）

- ・ 特例の概要及び主な経緯

- 3) b. を参照。

ウ) 農用地利用集積等促進計画により取得する土地に係る不動産取得税の課税標準の特例（地方税法附則第11条）

- ・ 特例の概要

- 農用地利用集積計画と同様に、福島県知事が作成する農用地利用集積等促進計画により土地を取得した場合においても、不動産取得税の課税標準から、土地の価格の3分の1に相当する額を控除する措置が講じられたもの。

- ・ 主な経緯

- 令和3年3月
制度創設（適用期限は令和5年3月31日まで）

エ) 東日本大震災による被災家屋の代替家屋等の取得に係る不動産取得税の課税標準の特例（地方税法附則第51条）

① 東日本大震災により滅失、損壊した家屋に代わる家屋の取得に係る不動産取得税の課税標準の特例（第1項）

- ・ 特例の概要

- 東日本大震災において被災した家屋の所有者等が代替家屋を取得した場合には、被災家屋の床面積相当分には不動産取得税が課されないこととする特例を設けたもの。

② 東日本大震災により滅失、損壊した家屋に代わる家屋の敷地の用に供する土地の取得に係る不動産取得税の課税標準の特例（第2項）

- ・ 特例の概要

- 津波により被災家屋の敷地が水没するなどの被害が生じ、当該敷地において家屋を再建することが困難であり、代替家屋の用に供する土地を取得した場合には、従前の土地の面積相当分には不動産取得税が課されないこととする特例を設けたもの。

③ 東日本大震災により被災した農用地又は警戒区域設定指示区域内に所在した農用地の代替取得に係る不動産取得税の課税標準の特例（第3項、第6項）

- ・ 特例の概要

- 被災農用地（東日本大震災により耕作等の用に供することが困難となった農用地であると農業委員会が認めるもの）の所有者等が、その被災農用地に代わるものと道府県知事が認める農用地を令和8年3月31日までの間に取得した場合には、被災農用地の面積相当分には

不動産取得税を課さない措置が講じられたもの。

- 警戒区域内農用地の所有者等が、その警戒区域内農用地に代わるものと道府県知事が認める農用地を警戒区域設定指示が解除された日から3か月を経過する日までの間に取得した場合には、その警戒区域内農用地の面積相当分には不動産取得税を課さない措置が講じられたもの。

④ 警戒区域設定指示区域内に所在した家屋に係る代替家屋の取得に係る不動産取得税の課税標準の特例（第4項）

・ 特例の概要

- 原子力発電所事故に伴う警戒区域設定指示区域内に所在した家屋の代替家屋を、設定指示が解除された日から起算して3月（新築の場合は1年）を経過する日までの間に取得した場合には、警戒区域内家屋の床面積相当分には不動産取得税が課されないこととしたもの。

⑤ 警戒区域設定指示区域内に所在した家屋に代わる家屋の敷地の用に供する土地の取得に係る不動産取得税の課税標準の特例（第5項）

・ 特例の概要

- 原子力発電所事故に伴う警戒区域設定指示区域内に所在した家屋の代替家屋の敷地の用に供する土地を、設定指示が解除された日から起算して3月（新築の場合は1年）を経過する日までの間に取得した場合には、従前の土地の面積相当分には不動産取得税が課されないこととしたもの。

・ 主な経緯

- 平成23年4月
制度創設
- 平成23年8月
警戒区域の設定に伴い、滅失・損壊に至っていない資産についての特例を創設
- 平成23年12月
被災農地に係る特例措置を創設
- 平成24年3月
警戒区域等の再編等に対応し、特例の対象を整理
- 令和3年3月
適用期限を5年間（令和8年3月31日まで）延長

オ) 東日本大震災に係る（独）中小企業基盤整備機構が整備する工場等の用に供する家屋の取得に対して課する不動産取得税の非課税等（平成30年法律第3号による改正前の地方税法附則第51条の2）

① 中小企業基盤整備機構が整備する仮設工場等の不動産取得税の非課税（第1項）

・ 特例の概要

- 東日本大震災により多くの中小企業が被災したことを受け、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律に基づき、中小企業基盤整備機構により、地方公共団体から提供された土地（民有地を含む。）に仮設店舗・仮設工場等の整備を行うこととされた。この事業では、仮設の施設は、整備後一旦市町村へ無償貸与され、1年以内に市町村

に無償譲渡されることとなっていることから、事業を支援する観点から、中小企業基盤整備機構が建築した仮設店舗・仮設工場等に係る不動産取得税を非課税としたもの。

・ 主な経緯

- 平成 23 年 12 月
制度創設
- 平成 26 年 3 月
適用期限を 2 年間（平成 28 年 3 月 31 日まで）延長
- 平成 28 年 3 月
適用期限を 2 年間（平成 30 年 3 月 31 日まで）延長
- 平成 30 年 3 月
制度廃止

② 被災代替鉄道施設用地の取得に係る不動産取得税の軽減措置（第 2 項）

・ 特例の概要

- 津波等により鉄道路線が壊滅的な被害を受け、また鉄道路線の移設も検討されていることを踏まえ、震災のために鉄道事業の用に供することができなくなった鉄道施設であって鉄道施設の休止等の届出を行ったものに代わる鉄道施設の敷地の用に供する土地を取得した場合における課税標準の特例措置が設けられたもの。

・ 主な経緯

- 平成 24 年 3 月
制度創設
- 平成 29 年 3 月
適用期限を 1 年間（平成 30 年 3 月 31 日まで）延長
- 平成 30 年 3 月
制度廃止

力) 東日本大震災の津波被災区域で実施する土地改良事業の換地計画に基づき創設農用地換地を取得した場合の課税標準の特例措置（地方税法附則第 51 条の 2）

・ 特例の概要

- 従前、土地改良事業に係る換地計画で特別減歩（土地所有者の同意又は申出に基づき、従前の土地の地積を減じ、減じた地積に見合う換地を定めないこと）又は不換地（土地所有者の同意又は申出に基づき、従前の土地に対応する換地を定めないこと）に見合う創設農用地換地（減じた地積の範囲内で、新たに創設される農用地）を定める場合において、当該創設農用地換地を取得することが適当であると土地改良区が認める者（域外の農業者）が、当該創設農用地換地を取得する場合には、当該創設農用地換地の価格の 3 分の 1 に相当する額を価格から控除する不動産取得税の特例が講じられてきた。
- 東日本大震災の被災地においては、大規模な土地改良事業の実施が予定され、また、土地所有者の離農等が多数生じているため、創設農用地換地が生じる可能性があることに鑑み、東日本大震災において津波により被災した区域内での創設農用地換地の取得に対しては、特

例の適用が継続されたもの。

・ 主な経緯

- 平成 14 年 3 月
全国措置として制度創設
- 平成 25 年 3 月
東日本大震災の被災地に限定し、適用期限を平成 27 年 3 月 31 日まで延長
- 平成 27 年 3 月
適用期限を 2 年間（平成 29 年 3 月 31 日まで）延長
- 平成 29 年 3 月
適用期限を 2 年間（平成 31 年 3 月 31 日まで）延長
- 平成 31 年 3 月
適用期限を 2 年間（令和 3 年 3 月 31 日まで）延長
- 令和 3 年 3 月
適用期限を 2 年間（令和 5 年 3 月 31 日まで）延長
- 令和 5 年 3 月
制度廃止

キ) 東日本大震災に係る津波により被害を受けた土地及び家屋に係る平成 23 年度から平成 26 年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税の課税免除等（平成 23 年法律第 30 号による改正後の地方税法附則第 55 条）

・ 特例の概要

- 東日本大震災においては、大量の海水や土砂の流入により、土地・家屋のほとんど全てが滅失・損壊・使用不能となったことに加え、市町村の行政機能も大きく損なわれた。これにより地方税法第 367 条に基づく減免を個別具体的に行うことは困難と考えられることから、市町村長が津波による被害により甚大な被害を受けた区域を指定し、総務大臣に届出をした場合、その区域内の土地・家屋について、一律に、固定資産税・都市計画税を課さないこととする特例を設けたもの。

・ 主な経緯

- 平成 23 年 4 月
制度創設
- 平成 23 年 12 月
当該措置を平成 24 年度においても継続することとし、併せて、市町村長の判断により、復旧作業が完了し、通常の使用収益が可能な土地・家屋を対象外とすることを可能とする措置を導入。また、対象外となった区域についても、指定・公示がなされた場合、激変緩和措置として、平成 24 年度分の固定資産税・都市計画税の 2 分の 1 を減額する措置を導入。
- 平成 25 年 3 月
当該措置を平成 25 年度においても継続
- 平成 26 年 3 月
適用期限を 1 年間（平成 27 年 3 月 31 日まで）延長
- 平成 27 年 3 月

制度廃止

ク) 東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に関して警戒区域設定指示等の対象となった区域内の土地及び家屋に係る平成23年度分及び平成24年度分の固定資産税及び都市計画税の課税免除等（地方税法附則第55条）

・ 特例の概要

- 東日本大震災に伴う原子力事故により、警戒区域設定指示等が発せられ、当該区域への立入りが禁止される等の状態が続いている。当該区域を含む市町村の行政機能も大きく損なわれており、地方税法第367条に基づく減免を個別具体的に行うことは困難と考えられることから、市町村長が固定資産税等を課することが公益上その他の事由により不適当と認める区域を指定・公示し、その後、総務大臣に届出をした場合、その区域内の土地・家屋について、一律に、固定資産税・都市計画税を課さないこととするもの。

・ 主な経緯

- 平成23年8月
制度創設
- 平成23年12月
当該措置を平成24年度においても継続することとし、併せて、警戒区域設定指示等の対象区域ではなくなった区域についても、指定・公示がなされた場合、激変緩和措置として、平成24年度分の固定資産税・都市計画税の2分の1を減額する措置を導入。
- 平成24年3月
警戒区域等の再編等に対応し、平成25年度分以後当分の間の措置とするとともに、減額措置について課税免除の対象区域外とされてから原則3年度分に拡充するなど特例の対象を整理

ケ) 東日本大震災に係る被災住宅用地等に対する固定資産税及び都市計画税の特例（地方税法附則第56条）

・ 特例の概要

- 第一に、現行の住宅用地に係る固定資産税等の減免措置（地方税法第349条の3の2）については、震災等により住宅等が滅失・損壊した場合も一定期間適用可能とする特例が設けられている（地方税法第349条の3の3）。しかしながら、東日本大震災は未曾有の大災害であり、住宅再建には相当の日数を要するため、当該特例措置の適用期間を延長することとした。
- 第二に、今回の東日本大震災では、元の宅地以外の場所に移住せざるを得ないケースや、被災地の復興までの期間に別の地域において生活再建を図るケースも想定された。こうした場合への対応は、地方公共団体ごとの個別の減免では対応しきれない事態も想定されることから、被災住宅用地の所有者等が、当該被災住宅用地に代わる土地を取得した場合に、新たに取得した土地の固定資産税及び都市計画税については、3年度にわたって住宅地とみなすこととされた。
- 第三に、住宅の再建を促進し、地域の生活基盤の復旧に資するため、旧家屋に代わるものとして取得した家屋に課される固定資産税及び都市計画税について、被災家屋の床面積相当

分に係る税額を最初の4年度分は2分の1減額、その後の2年度分は3分の1減額することとされた。

- 第二及び第三の特例については、警戒区域設定指示の対象区域内に所在した土地・家屋に代わるものとして取得した土地・家屋に対しても概ね同様の措置が講じられた。

・ 主な経緯

- 平成23年4月
制度創設
- 平成23年8月
警戒区域設定指示の対象区域内に所在した土地・家屋に代わるものとして取得した土地・家屋に係る特例措置創設
- 平成24年3月
警戒区域等の再編等に対応し、特例の対象を整理
- 令和3年3月
適用期限を5年間（令和8年3月31日まで）延長

コ) 東日本大震災に係る被災代替償却資産に対する固定資産税の特例（地方税法附則第56条）

・ 特例の概要

- 今回の東日本大震災により、事業活動に不可欠な生産設備等の償却資産が滅失、損壊するなど、事業者にとっての被害は極めて甚大であったことから、滅失・損壊した償却資産の所有者等が代替の資産を取得等した場合に、当該償却資産に対して課される固定資産税について、課税標準の特例措置（取得等の後の4年度分について、価格の2分の1を課税標準とする。）を設けたもの。

・ 主な経緯

- 平成23年4月
制度創設
- 平成28年3月
適用期限を3年間（平成31年3月31日まで）延長
- 平成31年3月
適用期限を2年間（令和3年3月31日まで）延長
- 令和3年3月
適用期限を3年間（令和6年3月31日まで）延長

サ) 東日本大震災に係る（独）中小企業基盤整備機構が整備する工場等の用に供する家屋に対する固定資産税及び都市計画税の非課税等（平成30年法律第3号による改正前の地方税法附則第56条の2）

① （独）中小企業基盤整備機構が建築した仮設建築物に係る固定資産税・都市計画税の非課税措置（第1項）

・ 特例の概要

- 東日本大震災で被災した中小企業者に対して、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律に基づき、中小企業基盤整備機構により、地方公共団体から提供された土地（民有地を含む。）に仮設店舗・仮設工場等の整備を行うこととされた。この事業では、仮設の施設は、整備後一旦市町村へ無償貸与され、1年以内に市町村に無償譲渡されることとなっていることから、無償貸与期間中においては、固定資産税・都市計画税が課されることとなるため、事業を支援する観点から、中小企業基盤整備機構が建築した仮設店舗・仮設工場等に係る固定資産税・都市計画税を非課税としたもの。

- ・ 主な経緯

- 平成 23 年 12 月
制度創設
- 平成 28 年 3 月
適用期限を 2 年間（平成 30 年 3 月 31 日まで）延長
- 平成 30 年 3 月
制度廃止

② 被災した一定の鉄道施設等の代替資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置（第 3 項）

- ・ 特例の概要

- 東日本大震災で被災した鉄道路線について、早期の復旧及び復旧後の安定的な事業運営のため、既に被災した償却資産の代替となる資産を対象として、固定資産税を 4 年度分 2 分の 1 とする措置を講じている。鉄道資産については耐用年数が長いものが多く、税負担が長期にわたって継続することから、更なる軽減措置として、平成 28 年 3 月 31 日までに国の災害復旧事業費補助を受けて新たに取得された資産（償却資産に限る。）について、当初 10 年度分の固定資産税の課税標準を 3 分の 2 とするもの。

- ・ 主な経緯

- 平成 23 年 12 月
制度創設
- 平成 28 年 3 月
制度廃止

③ 被災した特定地方交通線特例の対象資産の代替資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置（第 4 項）

- ・ 特例の概要

- 旧国鉄が所有していた鉄道路線のうち、収支の均衡確保が困難な鉄道路線については、第三セクターが無償譲渡を受けて運営を引き継いだ場合を対象に、その施設に係る固定資産税の課税標準を 4 分の 1 とする特例が設けられている（地方税法第 349 条の 3 第 18 項）。
- 当該特例の対象となっていた資産が東日本大震災で被災し、代替資産を取得した場合についても、上記と同様の特例措置を講じるもの。

- ・ 主な経緯

- 平成 23 年 12 月

制度創設

■ 平成 28 年 3 月

制度廃止

d. 地方消費税関係

ア) 消費税における東日本大震災に係る特例措置についての地方消費税への反映

・特例の概要

- 消費税について導入された納税義務の免除の規定の適用を受けない旨の届出等に関する特例及び中間申告書の提出に係る特例については、同様の措置を地方消費税でも行うこととされた。

e. 自動車取得税、自動車税及び軽自動車税関係

ア) 東日本大震災による被災自動車の代替自動車等の取得に係る自動車取得税の非課税等 (平成 28 年法律第 13 号による改正前の地方税法附則第 52 条等)

・特例の概要

- 東日本大震災においては、多数の自動車が津波等により被害を受けたところ、震災により滅失、損壊した自動車の代替の自動車を取得した場合における自動車取得税を非課税とする措置が講じられた。また、警戒区域設定指示の対象区域内の自動車の用途の廃止等を行い当該自動車の代替の自動車を取得した場合等には、自動車取得税を非課税とする措置を講じたもの。

・主な経緯

■ 平成 23 年 4 月

制度創設

■ 平成 23 年 8 月

警戒区域の設定等に伴い、当該区域内に継続してあった自動車の代替の自動車の取得に係る非課税措置を創設

■ 平成 24 年 3 月

警戒区域等の再編等に対応し、特例の対象を整理

■ 平成 26 年 3 月

適用期限を 2 年間（平成 28 年 3 月 31 日まで）延長

■ 平成 28 年 3 月

適用期限を 1 年間（平成 29 年 3 月 31 日まで）延長

■ 平成 29 年 3 月

適用期限を 2 年間（平成 31 年 3 月 31 日まで）延長

■ 平成 31 年 3 月

適用期限を 6 月間（令和元年 9 月 30 日まで）延長。消費税率が 10%に引き上げられる際に自動車取得税が廃止され、自動車税・軽自動車税に環境性能割が創設されることに伴い、令和元年 10 月 1 日以降は、自動車取得税と同様の非課税措置を環境性能割において実施（地

方税法附則第53条の2及び地方税法附則第57条)。

- 令和3年3月
地方税法に規定された期間が終了

イ) 東日本大震災による被災自動車の代替自動車等に係る自動車税の非課税等（平成31年法律第2号による改正前の地方税法附則第54条等）

・ 特例の概要

- 東日本大震災においては、多数の自動車が津波等により被害を受けたところ、被災者の生活再建を支援する観点から、被災した自動車の代替の自動車に係る自動車税を一定期間非課税とする措置を講じたもの。また、警戒区域設定指示の対象区域内の自動車について用途の廃止等がされた場合には、当該自動車は区域設定指示が行われた日以後、自動車税の課税客体でなかったものとみなされる措置を講じたもの。
- なお、軽自動車税についても、警戒区域設定指示の対象区域内の取扱いを含め、概ね同様の措置が講じられた（平成28年法律第13号による改正前の地方税法附則第57条及び地方税法附則第58条）。

・ 主な経緯

- 平成23年4月
制度創設
- 平成23年8月
警戒区域の設定等に伴い、当該区域内に継続してあった自動車の代替として取得した自動車に係る非課税措置等を創設
- 平成24年3月
警戒区域等の再編等に対応し、特例の対象を整理
- 平成26年3月
適用期限を2年間（平成28年3月31日まで）延長
- 平成28年3月
適用期限を3年間（平成31年3月31日まで）延長
- 平成31年3月
適用期限を2年間（令和3年3月31日まで）延長。消費税率が10%に引き上げられる際に旧自動車税・旧軽自動車税が自動車税種別割・軽自動車税種別割とされたことに伴い、令和元年10月1日以降は、旧自動車税・旧軽自動車税と同様の非課税措置を自動車税種別割・軽自動車税種別割において実施（地方税法附則第54条及び地方税法附則第58条）。
- 令和3年3月
地方税法に規定された期間が終了

f. その他

ア) 揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止措置の停止（地方税法附則第53条）

・ 特例の概要

- 軽油引取税に係るいわゆるトリガー条項（地方税法附則第12条の2の9）については、東日本大震災の復旧及び復興の状況等を勘案し、震災税特法第44条に規定されるとおり、別に法律で定める日までの間、適用を停止することとされたもの。

- ・ 主な経緯
 - 平成23年4月
制度創設

イ) 災害等特別な事情がある場合の課税事務の期限の特例

- ・ 特例の概要
 - 今回の東日本大震災により、被災地の市町村において、固定資産税に係る課税事務を法定の期限までに行えない場合が想定されたため、今後の大規模災害発生に備え、例外的な取扱いを明記したもの。
 - 対象となるのは、以下のとおりである。
 - 県知事又は総務大臣による固定資産の価格等の配分結果の通知（地方税法第389条）
 - 村長による固定資産の価格等の決定（地方税法第410条）
 - 村長による土地の所在、地目等を記載した帳簿（土地価格等縦覧帳簿）及び家屋の所在、構造、床面積等を記載した帳簿（家屋価格等縦覧帳簿）の作成（地方税法415条）
 - 町村長による道府県知事に対する固定資産の価格等の決定結果の概要調書の送付（地方税法第418条）
 - 府県が固定資産税を課すべき大規模償却資産の価格等の市町村長への通知（地方税法第743条）
- ・ 主な経緯
 - 平成23年4月
制度創設

3) 復興庁所管の主要な税制特例措置など

a. 復興特区税制

未曾有の複合災害である東日本大震災からの復興を加速させるためには、①前例や既存の枠組みにとらわれず、地域限定で思い切った措置をとることが必要であること、②被災状況や復興の方向性が地域により様々であることから、地域の創意工夫を生かしたオーダーメイドの仕組みが必要であること、③被災した地方公共団体の負担を極力減らし、迅速な対応を可能とするため、規制・手続の特例や税制、財政、金融上の特例をワンストップで総合的に適用する仕組みが必要であること、を踏まえ、復興基本法の趣旨を踏まえるとともに、被災地域の意見を伺いながら、復興特区法が立案され、衆議院での修正がなされた後、平成23年12月に成立・公布された。

復興特区法においては、次に掲げる事業であって個人事業者又は法人により行われるものに対し、機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除などの特例が講じられることとされた。

- (1) 産業集積の形成及び活性化を図ることを通じて東日本大震災により多数の被害者が離職を

余儀なくされ、又は生産活動の基盤に著しい被害を受けた地域における雇用機会の確保に寄与する事業

- (2) (1)の地域において建築物の建築及び賃貸をする事業であって産業集積の形成及び活性化に寄与するもの
- (3) 東日本大震災により相当数の住宅が滅失した地域において賃貸住宅の供給を行う事業であって居住の安定の確保に寄与するもの
- (4) 農林水産業、社会福祉、環境の保全その他の分野における各般の課題の解決を図ることを通じて復興推進計画の区域における東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進に資する経済的社会的効果を及ぼすものとして政令で定める事業

いずれの事業に対する特例についても、東日本大震災からの円滑かつ迅速な推進が的確に図られるよう、内閣総理大臣による認定を受けた復興推進計画（以下「認定復興推進計画」という。）が地方公共団体によって定められることが前提とされた。加えて、設備投資時の特別償却・税額控除や、被災雇用者等の雇用時の税額控除等については、認定復興推進計画に復興産業集積区域等が定められ、当該区域内において特例の対象となる事業を行うことについて適正かつ確実な計画を有するものとして地方公共団体が指定したものが特例の適用を受ける対象とされた。

ア) 制定時の制度の概要

制度創設時（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 119 号）の施行時）における詳細内容は、以下のとおりである。

図表 2-4-28 制度創設時における特例の詳細内容

特例名	対象となる復興推進事業	特例の概要	備考
①復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除（復興特区法第37条及び制定時における復興特区法第41条関係）	(1)、(2)、(3)	<p>○(1)の事業又は(2)の事業：認定復興推進計画に定められた復興産業集積区域（※1）内において、指定事業者が、当該計画に記載された産業集積の形成等に資する事業を行うために設備等の取得等をしてその事業の用に供した場合に、これらの減価償却資産の取得価額の一定割合（次の通り）の特別償却又は税額控除ができることとされた。</p> <p>（特別償却（機械及び装置））</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復興特区法施行の日から平成26年3月31日まで：100% ・平成26年4月1日から平成28年3月31日まで：50% <p>（特別償却（建物等））</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復興特区法施行の日から平成28年3月31日まで：25% <p>（税額控除（機械及び装置））</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復興特区法施行の日から平成28年3月31日まで：15% <p>（税額控除（建物等））</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復興特区法施行の日から平成28年3月31日まで：8% <p>○(3)の事業：復興特区法施行の日から平成26年3月31日までの間に、認定復興推進計画に定められた復興居住区域（※2）内において、指定事業者が、被災者向け優良賃貸住宅を新築等して、賃貸の用に供した場合に、その取得価額の25%の特別償却又は8%の税額控除ができることとされた。</p>	所得税及び法人税
②復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の税額控除（復興特区法第38条関係）	(1)	○復興特区法施行の日から平成28年3月31日までの間に、指定事業者が、指定を受けた日から同日以後5年を経過する日までの期間内の日を含む各事業年度において、復興産業集積区域内の事業所で勤務する被災雇用者等に対する給与等支給額がある場合には、その給与等支給額の10%を税額控除できることとされた。	所得税及び法人税

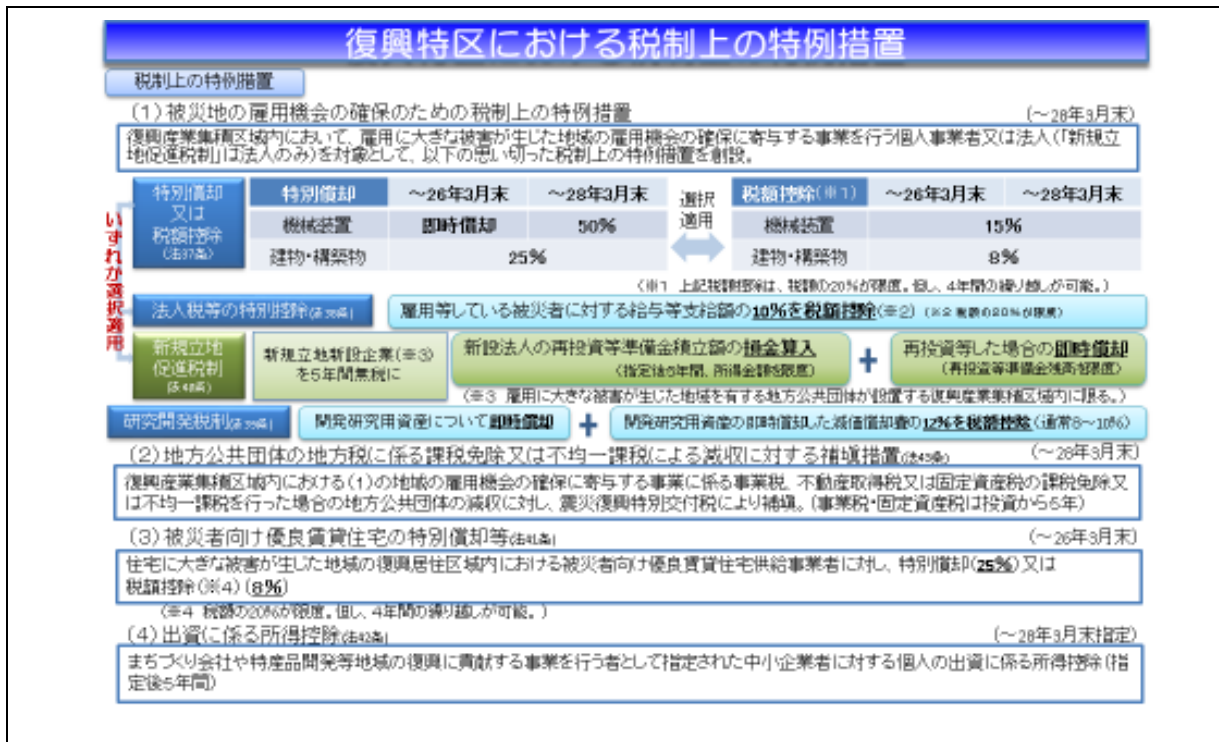
特例名	対象となる復興推進事業	特例の概要	備考
③復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却等（復興特区法第39条関係）	(2)	○復興特区法施行の日から平成28年3月31日までの間に、認定復興推進計画に定められた復興産業集積区域内において、指定事業者が、開発研究用減価償却資産の取得等をし、その事業のように供した場合には、即時償却ができることとされた。 ○当該減価償却費については、研究開発税制において、特別試験研究費としてみなされることとされた。	所得税及び法人税
④再投資等準備金（復興特区法第40条関係）	(1)	○復興特区法施行の日から平成28年3月31日までの間に、認定復興推進計画に定められた復興産業集積区域内に新設された指定法人が、指定を受けた日から同日以後5年を経過する日までの期間内の日を含む各事業年度において、再投資等準備金を積み立てたときは、積立額（この制度の適用を受けないものとして計算した場合の所得金額を限度とした額）を損金の額に算入することができるとする措置が講じられた。	法人税
⑤再投資設備等の特別償却（復興特区法第40条関係）	(1)	○④の再投資等準備金の金額を有する法人が、特定復興産業集積区域内においてその再投資等準備金に係る産業集積事業の用に供する減価償却資産の新設等を行う場合において、その新設等に係る再投資設備等の取得等をしてその特定復興産業集積区域においてその産業集積事業の用に供したときは、その初年度において、再投資等準備金の益金算入額を限度として特別償却ができるという措置が講じられた。	法人税
⑥復興指定会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例（制定時における復興特区法第42条関係）	(4)	○復興特区法施行の日から平成28年3月31日までの間に、認定復興推進計画に定められた指定会社により発行される株式を払込みにより取得した場合には、いわゆるエンジェル税制による寄附金控除の適用が可能とされた。	所得税

（※1）認定復興推進計画の目標を達成するために同計画に定められる、産業集積の形成及び活性化の取組を推進すべき区域。

（※2）認定復興推進計画の目標を達成するために同計画に定められる、居住の安定の確保及び居住者の利便の増進の取組を推進すべき区域。

（※3）①（復興特区法第37条関係）、②及び④については、いずれか選択適用。

図表 2-4-29 復興特区における税制上の特例措置



出所) 復興庁「東日本大震災復興特別区域法資料」(平成24年2月)
<https://www.reconstruction.go.jp/topics/hukkoutokkuseidosetumeishiryou.pdf> (令和5年7月26日閲覧)

イ) 主な制度改正の経緯

(平成24年度税制改正)

原子力災害により深刻かつ多大な被害を受けた福島県の復興及び再生が、その置かれた特殊な諸事情とこれまで原子力政策を推進してきたことに伴う国の社会的な責任を踏まえて行われるべきものであることに鑑み、原子力災害からの福島県の復興及び再生に関する施策について定めた福島特措法が平成24年3月31日に公布・施行された。

福島県においては、放射性物質による汚染及びそれに伴う風評被害により、県の産業全般が低迷するとともに、住民の健康不安と相まって、産業・人口の流出が生じており、その復旧・復興には時間を要することに鑑み、東日本大震災による原子力災害からの復興を推進するため、制定時における福島特措法第51条及び第52条の規定により、復興特区法の特例が定められ、地方公共団体が復興産業集積区域に係る課税の特例を含む認定復興推進計画(上記のア(1)又は(2)の復興推進事業に係る認定復興推進計画)を作成するための要件が緩和され、福島県内の全ての地方公共団体が作成可能となったことから、震災特措法においても整合性を確保した(適用期限:平成28年3月31日まで)。

(平成26年度税制改正)

平成26年3月31日までが適用期限とされていた①の(3)の措置について、被災者向け優良賃貸住宅の要件を床面積の下限値を引き下げる等の緩和を行った上で適用期限が3年間(平成29年3月31日まで)延長された。

また、①の(1)及び(2)の措置について、即時償却をすることのできる措置の適用期限が2年間(平成28年3月31日まで)延長された。

④の措置については、宮城県知事より復興特区法第11条に基づき適用要件の緩和に関する提案が行われたことなども踏まえ、再投資等準備金の積立期間内における区域外への事業所の設置について、一定の要件を満たすものは可能となるよう要件の緩和を行った上で適用期限が2年間（平成28年3月31日まで）延長された。

（平成28年度税制改正）

平成28年3月31日までが適用期限とされていた①の(2)の措置について、周辺のまちづくりと一体的に整備されるものに限り、認めることとされた。

また、平成28年3月31日までが適用期限とされていた①の(1)及び(2)の措置について、以下のとおり措置された。

図表 2-4-30 対象資産等別の特例の詳細内容

対象資産等	事業者を指定する地方公共団体	特例の詳細内容
i) 機械及び装置	福島県又は福島県の区域内の市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・特別償却限度額：即時償却 ・税額控除率：15%
	上記以外	<ul style="list-style-type: none"> ・特別償却限度額：取得価額の50%相当額（平成28年4月1日から平成31年3月31日までに取得）、34%相当額（平成31年4月1日から令和3年3月31日までに取得） ・税額控除率：15%（平成28年4月1日から平成31年3月31日までに取得）、10%（平成31年4月1日から令和3年3月31日までに取得）
ii) 建物等	福島県又は福島県の区域内の市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・特別償却限度額：25% ・税額控除率：8%
	上記以外	<ul style="list-style-type: none"> ・特別償却限度額：取得価額の25%相当額（平成28年4月1日から平成31年3月31日までに取得）、17%相当額（平成31年4月1日から令和3年3月31日までに取得） ・税額控除率：8%（平成28年4月1日から平成31年3月31日までに取得）、6%（平成31年4月1日から令和3年3月31日までに取得）

平成28年3月31日までが適用期限とされていた②の措置について、適用期限が5年間（令和3年3月31日まで）延長されるとともに、福島県又は福島県の区域内の市町村以外の指定を受けた法人が適用を受ける場合について、税額控除率が7%とされた。

平成28年3月31日までが適用期限とされていた③の措置について、適用期限が5年間（令和3年3月31日まで）延長されるとともに、福島県又は福島県の区域内の市町村以外の指定を受けた法人が適用を受ける場合について、特別償却限度額が50%相当額（平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間に取得等をしたものは、34%相当額）とされた。

平成28年3月31日までが適用期限とされていた④の措置について、従前は、指定法人となった

事業年度における減価償却資産の取得価額の合計額が3,000万円以上であることを要したところ、指定があった日を含む事業年度開始の日から3年間の減価償却資産の取得価額の累計が5,000万円以上となる場合には、累計が5,000万円に達した事業年度以後の事業年度において適用可能とした上で、5年間（令和3年3月31日まで）延長された。

平成28年3月31日までが適用期限とされていた⑤の措置について、適用期限が5年間（令和3年3月31日まで）延長された。

（平成29年度税制改正）

平成29年3月31日までが適用期限とされていた、①の(3)の措置について以下のとおり措置された。

図表 2-4-31 事業者を指定する地方公共団体別の特例の詳細内容

事業者を指定する地方公共団体	特例の詳細内容
福島県又は福島県の区域内の市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・特別償却限度額：25%相当額 ・税額控除率：8%
上記以外	<ul style="list-style-type: none"> ・特別償却限度額：25%相当額（令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に取得したものについては17%相当額） ・税額控除率：8%（令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に取得したものについては6%）

（平成31年度税制改正）

被災地における産業復興の状況を踏まえ、①の(1)及び(2)の措置について、令和3年3月31日までに、「東日本大震災により多数の被災者が避難を余儀なくされ、又は生産活動の基盤に著しい被害を受けた地域」を含む市町村の区域（福島県又は福島県の区域内の市町村の区域を除く。）内において取得等をした機械等について、特別償却割合及び税額控除割合を平成31年3月31日までと同水準とすることとされた。

また、②の措置について、上記の区域内に所在する事業所に勤務する被災雇用者等に対する給与等の額について、税額控除割合を平成31年3月31日までと同水準とすることとされた。

③の措置について、令和3年3月31日までに、上記の区域内において中小事業者が開発研究の用に供した開発研究用資産について、特別償却割合を平成31年3月31日までと同水準とすることとされた。

（令和3年度税制改正）

令和2年度税制改正要望において、「復興・創生期間後に向けた東日本大震災復興特別区域法及び福島復興再生特別措置法の見直しに当たり、復興の進捗状況を踏まえ、復興特区税制について対象地域を重点化するとともに、福島特措法税制について福島イノベーション・コースト構想を軸とした産業集積及び風評払拭に係る課税の特例の規定を設ける」（令和2年度与党税制改正大綱）こととされ、東日本大震災からの復興を重点的かつ効果的に推進するため、第1期復興・創生期間後の復興を支える仕組み、組織及び財源について必要な法律上の手当てを盛り込んだ復興庁設置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第46号。以下「令和2年復興特区法等改正法」という。）が成立し、同法においては、新たに復興推進計画や復興整備計画を作成し、当該計画に基づく特例

措置を活用することのできる対象地域の重点化等がなされた（令和3年4月1日施行）。

復興特区法の改正に係る具体的な内容のうち、復興特区税制の対象地域については、内陸地域と比べ復興が遅れている沿岸地域の産業復興を重点的に進める観点も踏まえて検討が進められ、岩手県沿岸部の12市町村の区域、宮城県沿岸部の15市町の区域（仙台市については、青葉区、太白区及び泉区を除く。）及び福島県沿岸部等の15市町村の区域が対象として復興特区法施行令に規定された。

対象地域が重点化され、いずれの市町村の区域においても「東日本大震災により多数の被災者が避難を余儀なくされ、又は生産活動の基盤に著しい被害を受けた地域」を含んでおり、復興特区税制は、岩手県、宮城県及び福島県に共通する産業復興上の課題への対応策として位置付けられるべきものとなったことから、令和3年度税制改正においては、①の(1)及び(2)の措置については、適用期限を3年間（令和6年3月31日まで）延長した上で、専ら減価償却資産の別により、特別償却割合及び税額控除割合が設定されることとなった。具体的には、機械及び装置については、特別償却割合が50%、税額控除割合が15%となり、建物等については、特別償却割合が25%、税額控除割合が8%とされた。他方、①の(3)の措置については、令和3年3月31日限りで措置が廃止された。

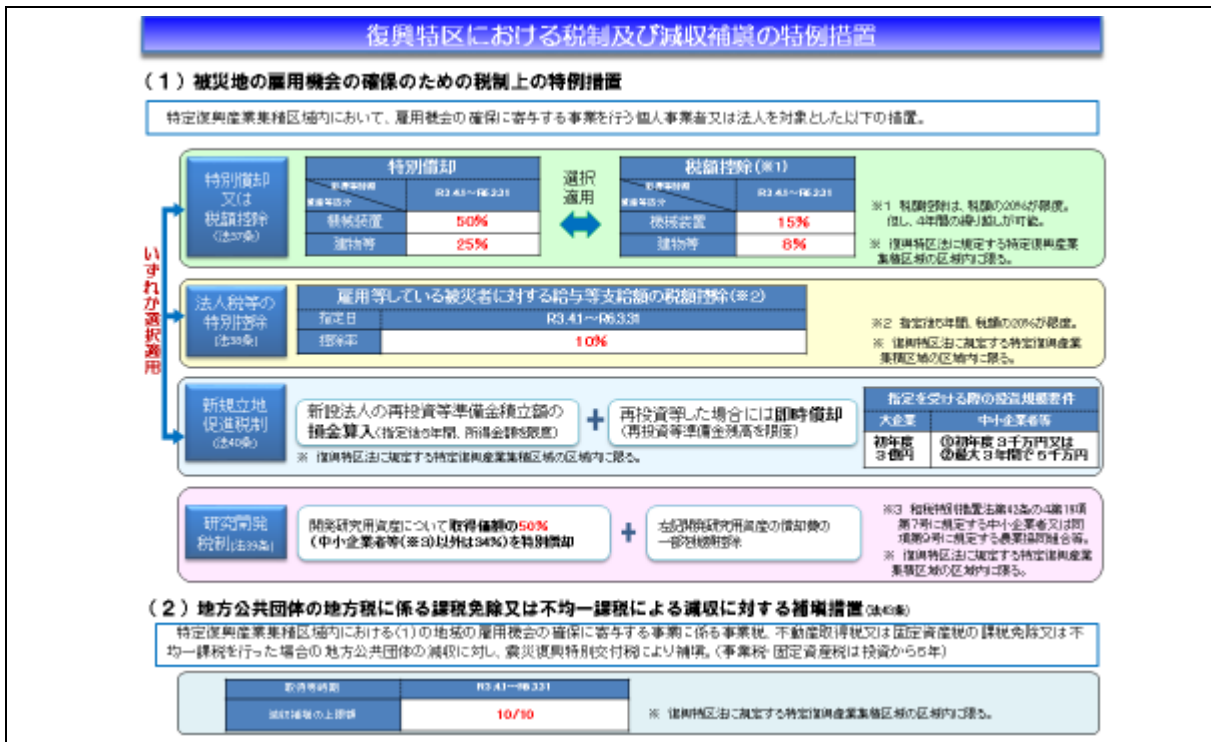
②の措置についても、適用期限を3年間延長した上で、税額控除割合は一律で10%とされた。なお、被災雇用者等が雇用されていた事業所の所在する区域及び被災雇用者等が居住していた区域については、被災地域の雇用情勢が依然として厳しい状況等を踏まえ、東日本大震災により一定の被害が生じた区域に居住等をしていた者の雇用機会の確保を図る必要があることから、引き続き、特定被災区域とされた。

③の措置についても、適用期限を3年間延長した上で、特別償却割合は、一律で、中小企業者等である場合は50%、それ以外は34%とされた。

④及び⑤の措置については、適用期限が3年間延長された一方、⑥の措置については令和3年3月31日限りで措置が廃止された。

以上の経過により、令和4年4月1日現在、復興特区税制については、以下のような内容となっている。

図表 2-4-32 復興特区における税制及び減収補填の特例措置



出所) 復興庁「東日本大震災復興特別区域法資料」(令和4年6月)
https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-13/2206_setsumeishiryou.pdf (令和5年7月26日閲覧)

b. 福島特措法に係る税制特例措置

ア) 避難解除区域における特例措置 (2章4節3.(2)1)b.サ)からソ)まで)

未曾有の複合災害である東日本大震災により、特に福島県の区域においては、地震及び津波による被害のみならず、それらに伴う原子力災害により、放射性物質による深刻かつ多大な被害を受けた。福島県内の産業は、多くの地域で放射性物質による生産基盤等の汚染による被害が発生したことに加え、福島県全域で風評被害による大きな打撃を受け、生産活動・経済活動を長期間再開できない地域が生じたところである。また、放射性物質による汚染の有無又はその状況が正しく認識されていないことに起因して農林水産業や観光業を中心として風評被害の影響が残り、福島県の産業に影響を与えている。

このような福島県全域にわたる特殊な事情を踏まえ、福島特措法が定められるとともに、同法中の課税の特例の適用が及ぶ旨の規定を受け、震災税法において、課税の特例の詳細について定められ、運用されてきているものである。

【制度整備の経緯】

(平成24年度税制改正)

平成24年度税制改正において、「…(中略)…原子力発電所の事故については、復旧・復興に時間を要し、また直接的な被害のみならず、風評被害が発生する等の特殊性を持っている。政府は原子力発電所の事故の影響を大きく受ける福島県の復旧・復興を支援するため、福島復興再生特別措

置法案（仮称）を策定することとしている。…（中略）…避難解除区域へ復帰する事業者を支援するための措置」（平成24年度政府税制改正大綱）を講ずることとされたが、その詳細は以下のとおりである。

(1) 避難解除区域において機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度

福島特措法の規定により被災事業者である旨の福島県の確認を受けた法人（※1）が、避難対象区域（※2）の設定の解除の日から、同日以後5年を経過する日（※3）までの間に、機械装置、建物等の取得等をして、これを避難対象区域の設定を解除された区域内において事業の用に供した場合には、その減価償却資産の取得価額から普通償却限度額を控除した金額（建物等については、それぞれその取得価額の25%）の特別償却とその取得価額の15%（建物等については8%）の税額控除との選択適用ができることとされたものである。

（※1）被災事業者とは、平成23年3月11日において避難対象区域内に事業所を有していた法人。

（※2）避難対象区域とは、緊急時避難準備区域、警戒区域及び計画的避難区域として設定された区域。

（※3）福島特措法の施行期日の前に避難対象区域の設定が解除された場合、同法の施行の日以後5年を経過する日までの間の措置とする。

(2) 避難解除区域において被災雇用者等を雇用した場合の税額控除制度

法人が避難対象区域の設定の解除の日から同日以後3年を経過する日までの間に福島特措法の規定により被災事業者である旨の福島県の確認を受けた場合において、その確認を受けた日と避難対象区域の設定の解除の日とのいずれか遅い日から同日以後5年を経過する日までの期間内の日を含む各事業年度のその期間内において、その避難対象区域の設定を解除された区域内に所在する事業所に勤務する被災雇用者等（※）に対して給与を支給する場合には、その支給する給与等の額のうちその各事業年度の所得額の計算上損金の額に計算されるものの20%の税額控除ができることとされたものである。復興特区税制が給与額等の10%の税額控除であったことと比較すると、当時の既存措置を上回る非常に高水準の支援措置である。

（※）被災雇用者等とは、以下の者をいう。

- ・平成23年3月11日時点において避難対象区域内の事業所に勤務していた者
- ・平成23年3月11日時点において避難対象区域内に居住していた者

（平成25年度税制改正）

平成25年度税制改正において、「東日本大震災からの復興は国民の悲願であり、日本経済を再生させていく上からも、それを目に見える形で前進・加速させることが不可欠である。…（中略）…福島については、避難解除区域等への企業誘致を促進するため、避難指示解除区域等において被災者を雇用する場合の税額控除制度、及び設備投資を行う場合に即時償却や税額控除ができる制度について、新たに避難指示解除区域等に進出する企業が同様の措置の適用を受けることが出来ることとする」（平成25年度与党税制改正大綱）とされたことを受け、以下の措置を新たに講ずることとされたものである。

このほか、平成24年度税制改正において創設された(1)及び(2)の措置について、適用対象区域に避難指示解除準備区域及び居住制限区域が追加された。

(3) 企業立地促進区域において機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度

福島特措法に規定する避難解除等区域復興再生推進事業実施計画の認定を受けた法人が、企業立地促進計画の提出の日から同日又は提出企業立地促進計画に定められた企業立地促進区域に該当する避難解除区域等に係る指示の全てが解除された日のいずれか遅い日以後5年を

経過する日までの間に、機械装置、建物等の取得等をして、事業の用に供した場合には、その取得価額から普通償却限度額を控除した金額（建物等については、それぞれその取得価額の25%）の特別償却とその取得価額の15%（建物等については8%）の税額控除との選択適用ができることとされたものである。

(4) 企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の税額控除制度

福島特措法に規定する避難解除等区域復興再生推進事業実施計画の認定を受けた法人が、企業立地促進計画の提出の日から同日又は提出企業立地促進計画に定められた企業立地促進区域に該当する避難解除区域等に係る指示の全てが解除された日のいずれか遅い日以後3年を経過する日までの間に、その認定を受けた日から同日以後5年を経過する日までの期間内の日を含む各事業年度のその期間内において、その企業立地促進区域内に所在する事業所に勤務する避難対象雇用者等に対して給与を支給する場合には、その支給する給与等の額のうちその各事業年度の所得額の計算上損金の額に計算されるものの20%の税額控除ができることとされたものである。

（平成27年度税制改正）

平成27年度税制改正において、「東日本大震災からの復興は最優先課題である。税制面でも引き続き復興を支援するため、福島の避難解除区域等に帰還して事業を再開しようとする法人を対象に、投資費用を積み立てやすくするための準備金制度を創設する」（平成27年度与党税制改正大綱）とされたことを受け、以下の措置を新たに講ずることとされたものである。

(5) 福島再開投資等準備金制度

帰還困難区域、居住制限区域又は避難指示解除準備区域として設定された区域内に平成23年3月11日において事業所を有していた者で同法の避難解除等区域復興再生推進事業実施計画の認定を受けたものが、積立期間内の日を含む各事業年度において、当該計画に記載された事業の用に供する施設又は設備の新設等に要する支出に充てるため、当該計画に記載された投資予定額の2分の1相当額以下の金額を福島再開投資等準備金として積み立てたときは、当該金額は損金算入できることとされた。類似の制度を持つ復興特区税制（再投資等準備金）と比較すると、積立準備金を損金算入できる期間が3年間（復興特区税制は5年間）と短くなっているが、復興特区税制は復興産業集積区域の一部業種でしか適用できない一方、本特例措置は避難解除区域等の全域ではほぼ全ての業種に適用可能であり、原子力被災地域において幅広く活用可能な支援措置である。

（平成29年度税制改正）

平成27年度税制改正までに創設されてきた(1)及び(2)から(5)までの特例について、福島特措法の改正を前提に、認定特定復興再生拠点区域を対象地域として加えることとされたほか、(5)の特例について、法人の分割がなされる場合の準備金の引継ぎ措置が整備された。

（令和元年度税制改正）

平成25年度税制改正までに創設されてきた(1)から(4)までの特例について、避難解除区域等に係る指示の全てが解除された日以後7年を経過する日までの間、特例が適用できるようにされた。

イ) 帰還・移住等環境整備推進法人が行う事業に係る特例措置

平成29年4月、帰還困難区域を除く全ての避難指示が解除されたことを契機として、これまで避難していた住民の帰還に向けた、生活環境整備に係る施策の強化が図られることとなったところである。しかしながら、避難指示解除区域を含む市町村においては、空き地・空き家等が点在し、コミュニティの再生等に際しての課題となっているところである。当該空き地・空き家等については、避難していた方が避難先で生活基盤を形成したことに伴うものが少なくなく、当事者による利活用に向けた積極的な行動を期待することが困難な事情にある。このため、行政に代わって、多様なニーズを捉えてまちづくりを進める主体である帰還環境整備推進法人の活動が重要となる。そのため、当該法人の円滑な業務遂行を支援すべく、特例を創設することとされたものである。

【制度整備の経緯】

(令和元年度税制改正)

- (1) 平成31年4月1日から令和元年12月31日までの間、帰還環境整備推進法人(公益認定法人であるものに限る。)が行う帰還環境整備事業計画に記載された土地を集約化する事業の用に供される土地等を譲渡した場合には、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例(課税長期譲渡所得2,000万円以下の部分は10%)を適用することができることとされた。
- (2) 帰還環境整備推進法人(公益認定法人であるものに限る。)が行う帰還環境整備事業計画に記載された特定公益的施設又は特定公共施設のうち一定のものを整備する事業の用に供される土地等を譲渡した場合には、特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の1,500万円特別控除を適用することができることとされた。
- (3) 平成31年4月1日から令和4年3月31日までの間、帰還環境整備推進法人(公益認定法人であるものに限る。)が土地を集約化する事業等のために土地等の取得をした場合には、当該土地等の所有権等の移転登記等に対する登録免許税の税率が軽減(所有権の移転登記は1,000分の10)された。
- (4) 帰還環境整備推進法人(公益認定法人であるものに限る。)が帰還環境整備事業計画に基づき一定の土地等を取得した場合、令和4年3月31日までの間、当該土地等に係る不動産取得税の課税標準の5分の1が控除された。
- (5) 原子力災害による震災被災地においては、避難指示区域にあつては固定資産税の全額が課税免除、避難指示が解除された区域にあつても原則3年度分の固定資産税を2分の1に減額する措置が取られているところ、着実な住民帰還の一助として、令和4年3月31日までの間、帰還環境整備推進法人(公益認定法人であるものに限る。)が帰還環境整備事業計画に基づき実施する事業のための土地及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税について課税標準を最初の5年間、3分の1とされた。

(令和2年度税制改正)

帰還環境整備推進法人が行う土地集約事業のために土地等を譲渡した場合を含め、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例について、3年間(令和4年12月31日まで)延長された。

(令和3年度税制改正)

福島特措法の改正(令和2年復興特区法等改正法による)に伴い、帰還環境整備推進法人の名称

が帰還・移住等環境整備推進法人に改められたことから、令和元年度税制改正により創設された特例が引き続き適用されるように措置された。

令和4年9月1日現在、特定復興再生拠点区域の避難指示が解除された双葉町及び大熊町において法人の指定がなされており、今後、公共セクターのマンパワー不足を補完しつつ、民間のノウハウを生かした帰還・移住等環境整備が進められることが期待されている。

(令和4年度税制改正)

帰還・移住等環境整備推進法人が取得をした不動産に係る所有権等の移転登記等の税率の軽減措置の特例について、適用期限を3年間(令和7年3月31日まで)延長。

c. 住宅ローン控除等

記載内容が非常に詳細にわたることとなるため、本資料においては主に国税部分に限り記載している。

【制度整備の経緯】

(震災税特法制定時)

- (1) 居住者が、一定の要件を満たす居住用家屋の取得等をして、自己の居住の用に供し、引き続き居住の用に供している場合、住宅取得等のための借入金等を有するときは、一定額を居住年以後の一定期間にわたり、所得税額から控除することができることとされているが、適用年の12月31日まで引き続き居住の用に供することができない状況となった場合においては、居住の用に供することのできなくなった日まで居住の用に供していれば、当該年に限り税額控除の適用を受けることが可能とされていたところである。
しかしながら、東日本大震災の被災者の方々については、居住の用に供することができなくなった翌年以降の適用年において被害に遭った住宅に係る借入金を有するときは、引き続き、その適用年において税額控除を受けることができることとされた。
- (2) i) 平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間に、直系尊属からの贈与により、居住用家屋の新築等に充てるための金銭の取得をした受贈者が、一定の要件を満たす場合には、非課税限度額までの金額を贈与税の課税価格に算入しないこととされ、また、ii) 平成15年1月1日から平成23年12月31日までの間に、65歳未満の者からの贈与により、居住用家屋の新築等に充てるための金銭の取得をした受贈者が、一定の要件を満たす場合には、相続時精算課税(※)を選択できることとされていたところ、これらについては、贈与の年の翌年3月15日までに住宅を新築等し、同年の12月31日までに入居することが必要とされていたところである。

しかしながら、東日本大震災においては、広範囲にわたって住宅の被害が生じており、新築等した住宅の滅失、工期の長期化による入居時期の遅れ等が想定されたことから、これらの特例について、平成22年1月1日から平成23年3月10日までの間に贈与を受けて居住用家屋の新築等をし、i) 又はii) の特例の適用を受けた受贈者が、新築等した居住用家屋が滅失したことにより、居住の用に供することができなくなったときは、居住の用に供することを要件としないこととされた。また、平成22年1月1日から同年12月31日までの間に贈与を受け、居住用家屋の新築等をし、i) 又はii) の特例の適用を受けた場合に、震災に起因する事情により居住の用に供することができなかつたときは、居住期限を1年(平成24

年12月31日まで) 延長することとされた。このほか、平成23年1月1日から同年3月10日までの間に贈与を受け、居住用家屋の新築等をする場合に、震災に起因する事情により新築等ができなかったときについて、新築等の期限を1年(平成25年3月15日まで) 延長することとされた。

(※) 暦年ごとに110万円を超える額を受贈した場合に課税がなされる方法(暦年課税)ではなく、当該課税方式を選択した年以降、その選択した贈与者ごとにその年の1月1日から12月31日までの1年間に贈与を受けた財産の価額の合計額から2,500万円(既に控除した金額がある場合は、その金額を控除した残額)の特別控除額を控除した残額に対して贈与税が課される方法

(震災税特法の一部改正(平成23年12月)時)

東日本大震災によって住宅を失った方が、できるだけ早く住宅再建をして震災前の生活に戻っていただくことへのインセンティブとして以下の二つの措置が創設された。

- (1) 東日本大震災によって自己の所有する家屋が被害を受けたことにより自己の居住の用に供することができなくなった者が、一定の住宅の再取得等をして、平成25年12月31日までの間、居住の用に供し、引き続き居住の用に供している場合、居住年以後10年間の各年において、その年の12月31日における再取得等のための借入金の残額の1.2%(全国措置は1.0%)に相当する金額を所得税額から控除することができることとされた。
- (2) 直系尊属から居住用家屋の新築等をするための贈与を受けた場合の非課税措置(非課税限度額:1,000万円)について、東日本大震災前に既に適用した場合、居住用家屋の再取得等に際して、再度適用することができないこと等から、東日本大震災により住宅を滅失等した者が、平成23年3月11日から平成25年12月31日までの間(※)に直系尊属から贈与を受けた場合には、これまでの特例の適用の有無にかかわらず、1,000万円までの非課税措置が適用できることとされた(以下「東日本大震災の被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置」という。)

(※) 警戒区域設定指示等が行われた日においてその警戒区域設定指示等の対象区域内に所在する家屋を居住の用に供していた者又はその居住の用に供しようとしていた者については、警戒区域設定指示等が行われた日からその警戒区域設定指示等が解除された日以後3月を経過する日までの間

このほか、(1)の措置及び適用期間の特例措置について、それぞれの特例の効果を減殺しないように、住宅取得のための借入金等の税額控除の適用を受けていた家屋を東日本大震災により滅失等をして居住の用に供することができなくなった場合に、住宅の再取得等をし、そのための借入金等を有するときは、滅失等した居住用家屋の借入金に相当する税額控除額と、再取得等した居住用家屋の借入金に相当する税額控除額の合計額を控除することができることとされた。

また、(2)の措置について、福島第一原子力発電所の事故に伴い立入りが禁止されている地域において、従前の住宅を新築等していた場合には、建物の状況(滅失(通常の修繕によっては原状回復困難な損壊を含む。)に至っていない場合)によっては、特例措置を適用し得なかったことから、警戒区域設定指示等が行われた日において警戒区域設定指示等の対象区域内に建物が所在していたことにより居住の用に供することができなくなった場合についても、適用対象とされた。

(平成24年度税制改正)

東日本大震災の被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、平成24年1月1日以後に贈与により居住用家屋を新築等する場合を対象に、非課税限度額を住宅の質に応じて以下のとおり区分した上で、適用期限が1年(平成26年12月31日ま

で) 延長された。

なお、その際、全国措置においては、特例の適用対象となる家屋の床面積の上限(240m²)が設定されたところ、被災者向け特例措置については、制度趣旨に鑑み、当該上限は設けられなかった。

- ・ 省エネルギー性、耐震性を備えた良質な居住用家屋の場合：1,500万円
- ・ それ以外の居住用家屋の場合：1,000万円

(平成26年度税制改正)

東日本大震災の被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、警戒区域設定指示等の対象区域内に居住していた方に係る受贈期限に関しては、警戒区域設定指示等の対象区域の解除される時期が未定であることから、その時期に連動する形で設定されていたところだが、当該区域内で意思決定するための期間が必要であることや、警戒区域設定指示等の解除時期によっては贈与を受けた年中に居住用家屋を取得することが困難になる等の事情を考慮し、解除後1年を経過する日が受贈期限とされた。

(令和4年度税制改正)

控除率0.9%、控除期間13年、借入限度額5,000万円として、適用期限を4年間(令和7年12月31日まで)延長。なお、令和7年1月1日以後は、警戒区域設定指示等の対象区域内に限る。

d. 東日本大震災事業者再生支援機構に係る特例措置(2章4節3.(2)1)a.セ)からc.まで並びに2章4節3.(2)2)b.ア)及びイ))

(株)東日本大震災事業者再生支援機構(以下「支援機構」という。)については、事業者に対する支援をする旨の決定を令和3年3月31日まで(法制定当初は、支援機構成立の日から5年以上とされていたが、その後法改正等により延長された。)に行うこととされ、支援決定期間満了後も、それまでに支援決定してきた事業者について、最長15年(支援機構法第27条参照)の支援を行っている。

税制面では、支援機構において、担保として土地を取得する等の業務を行うことが想定されたため、支援機構法第58条に登録免許税及び不動産取得税の特例に関する規定を設けているほか、事業再生を支援することを目的とする税制特例措置等を、支援機構の関与する案件にも適用可能とする等の対応がなされてきた。

【制度整備の経緯】

(支援機構法制定時)

- (1) 支援機構法においては、支援機構による支援決定の対象となった事業者に対して金融機関が有する債権の買取り又は対象事業者に対して金融機関等が有する貸付債権の信託の引受けなど(代物弁済など)に伴って、支援機構が不動産に関する権利を取得する場合があるため、一定の要件を満たすものについては、登録免許税が課されないこととした。
- (2) また、こうした場合において、不動産の取得時における不動産取得税が課されないこととした。なお、不動産取得税の特例については、国会における条文修正の中で追加されたものである。
- (3) さらに、支援機構法の制定時の附則第8条において、法人の行う事業に対して課される事業税(資本割)に係る課税標準である資本金等の算定方法(※)に関し、支援機構については、

平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度分に限り、銀行法第 5 条第 1 項の銀行の最低資本金額（20 億円）とされた。

(※) 法人税法の資本金等の額から資本金又は資本準備金を欠損の填補又は損失の填補に充てた金額を控除し、剰余金又は利益準備金を資本金として加算した額

(平成 24 年度税制改正)

- (4) 法人の有する金銭債権について、貸倒れによる損失の見込額として、損金経理により貸倒引当金勘定に繰り入れた金額については、申告を要件として損金算入することが認められている。この処理ができるのは、銀行、保険会社等に限られるところ、支援機構についてもその対象とされた。
- (5) 支援機構の買取決定に係る債権の債務者である法人について、債務処理に関する計画が定められた場合に、民事再生法の再生手続開始決定があった場合と同様、繰越欠損金額を損金算入できることとされた。

(平成 25 年度税制改正)

(1) の措置について、支援機構が取得した不動産に関する権利の移転登記の登録免許税の免税を受けるための手続に関する省令（平成 24 年財務省令第 12 号）の定めるところによって登記申請書に添付する書類が、主務大臣の発出する書類から内閣総理大臣の発出する書類へと変更され、ワンストップサービス化が進展した。

また、(4) の措置について、特例全体が改組され、支援機構の支援決定の対象となった法人について、「東日本大震災事業者再生支援機構の実務運用基準」に従って作成された事業再生計画が成立した場合に、当該事業再生計画において支援対象者の有する資産につき、資産評定による価額を基礎とした貸借対照表に計上されている資産の価額と帳簿価額との差額（評価益又は評価損）は、法人税法第 25 条第 3 項又は第 33 条第 4 項の規定により益金の額又は損金の額に算入される等の措置として適用されることとなった。

(平成 26 年度税制改正)

- (6) 平成 25 年度税制改正において、中小企業者の取締役等である個人であって、当該中小企業の保証人であるものが、当該中小企業の事業用資産であって当該個人が自ら所有しているものを、当該中小企業に係る合理的な再生計画に基づき、平成 25 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に贈与した場合には、一定の要件・手続の下で贈与によるみなし譲渡益課税を適用しないこととする特例措置が創設されていたところ、支援機構についても対象とされることとなった。

また、(3) の措置について、5 年間（令和 3 年 3 月 31 日まで）延長されることとなった。

(平成 28 年度税制改正)

(6) の措置について、当該特例が、中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（平成 25 年法律第 96 号）の失効（平成 25 年 3 月 31 日）に伴う一時的な措置として講じられたものであることから、適用対象となる法人を、平成 28 年 3 月 31 日までに貸付けに係る債務の弁済につき条件の変更が行われたものとした上で、適用期限が 3 年間（平成 31 年 3 月 31 日まで）延長された。

(令和元年度税制改正)

(6) の措置について、災害等の頻発傾向がみられ、被災事業者の再生支援に支障を来すことのないようにする等の観点から、引き続き、支援機構において支援を行った事業者も対象に含めつつ、3年間（令和4年3月31日まで）延長されることとなった。

(令和3年度税制改正)

(3) の措置について、支援機構による支援決定期限は満了しているものの、引き続き、支援機構の財務基盤が損なわれないよう負担を軽くすることにより、被災事業者の事業再生業務を円滑に行うことができるよう、5年間（令和8年3月31日まで）延長されることとなった。

4) 第2期復興・創生期間以降の福島の復興・再生を支援する税制特例

a. 特定事業活動振興計画に係る特例措置(2章4節2.(2)1)b.タ)及びチ))

【制度創設の経緯】

従前は原子力災害に伴う風評被害等の影響を勘案し、福島県全域が復興特区税制の対象となっていたが、復興特区税制の対象地域が重点化されることに伴い、令和2年度末をもって福島県内陸部は対象から外れることとなった。しかしながら、震災から9年以上経過した令和2年度末頃当時においても、放射性物質を理由に購入をためらう食品の産地として福島県を挙げる消費者が約10%在していたと考えられ、また震災前との比較において福島県を訪れる外国人宿泊者数の伸びが全国を大きく下回るなど、農林水産業や観光業等においては風評被害が根強く残る状況であった。

上記事情を背景に、『復興・創生期間』後における東日本大震災からの復興の基本方針(令和元年12月20日閣議決定)において、「復興特区税制の対象地域の見直しにあわせ、福島復興再生特別措置法を改正し、福島イノベーション・コースト構想の産業集積に向けた取組の加速化や風評被害などの課題に対応した税制措置等を検討する」とされた。また、令和2年度税制改正においても「復興・創生期間後に向けた東日本大震災復興特別区域法及び福島復興再生特別措置法の見直しに当たり、復興の進捗状況を踏まえ、復興特区税制について対象地域を重点化するとともに、福島特措法税制について福島イノベーション・コースト構想を軸とした産業集積及び風評払拭に係る課税の特例の規定を設ける(令和2年度与党税制改正大綱)とされた。

これらを受け、令和2年復興特区法等改正法により福島特措法の改正が行われ、その後の令和3年度税制改正により、特定風評被害(放射性物質による汚染の有無又はその状況が正しく認識されていないことに起因する農林水産物及びその加工品の販売等の不振並びに観光客の数の低迷)が経営に及ぼす影響に対処する事業活動の振興を図ることを目的として、福島県知事が作成し内閣総理大臣に提出する特定事業活動振興計画に係る課税の特例措置が創設された。

【制度の概要】

特定事業活動振興計画に定められた特定事業活動を行うことについて適正かつ確実な計画を有すると認められること等の要件に該当するものとして福島県知事の指定を受けた者が、特定事業活動振興計画の内閣総理大臣への提出がなされた日(令和3年4月20日)から令和8年3月31日までの間に、福島県の区域において、特定事業活動に係る事業の用に供する一定の減価償却資産(機械及び装置、建物等)の取得等をして、その事業の用に供した場合には、当該減価償却資産について、次のとおり特別償却又は税額控除ができることとされた。

- ・ 特別償却：取得価額から普通償却額を控除した金額に相当する金額(建物等については、取得価額の25%相当額)
- ・ 税額控除：取得価額の15%(建物等については、8%)

また、特定事業活動振興計画に定められた特定事業活動を行うことについて適正かつ確実な計画を有すると認められること等の要件に該当するものとして福島県知事の指定を受けた者が、特定事業活動振興計画の内閣総理大臣への提出がなされた日(令和3年4月20日)から令和8年3月31日までの間に、その指定のなされた日から同日以後5年を経過する日までの期間内において、福島県の区域内に所在するその特定事業活動を行う事業所に勤務する特定被災雇用者等(※)に対

する給与等支給額の10%を税額控除できるとされた。

(※) 平成23年3月11日において福島県の区域内に所在する事業所に勤務していた者又は同日において福島県の区域内に居住していた者

図表 2-4-33 福島における特定風評被害による経営への影響に対処するための特定事業活動に係る特例措置の創設

令和3年度税制改正の概要
福島関係：福島における特定風評被害による経営への影響に対処するための特定事業活動に係る特例措置の創設

復興庁
国土再生・まちづくり・復興・創生

改正概要

○ いまだ根強く残る農林水産業及び観光業等への風評被害に対応するため、福島県内において、特定風評被害がその経営に及ぼす影響に対処するための特定事業活動を行う事業者に対して、令和3年度から5年間の特例措置を創設。

改正後の特例の内容

○ 福島県知事の指定を受けた個人事業者又は法人が、福島県内において特定事業活動^{※1}を行う場合、以下の特例を適用する。

※1 特定風評被害^{※2}がその経営に及ぼす影響に対処するために行う新たな事業の開拓、事業再開による新たな事業の開始又は収益性の低い事業からの撤退、事業再生、設備投資その他の事業活動。(改正福島復興再生特別措置法(以下「法」という。)第74条第1項)

※2 放射能汚染による汚染の有無又はその状況が正しく認識されていないことに起因する農林水産物及びその加工品の販売等の不確並びに観光客の数の低迷。(法第7条第5項第3号)

① 機械等に係る特別償却等^{※3}

対象資産	特別償却	税額控除
機械・装置、器具・備品	即時償却	15%
建物、構築物	25%	8%

※3 特別償却と税額控除は選択適用。

② 特定被災雇用者等^{※4}を雇用した場合の税額控除
福島県内の事業所に勤務する特定被災雇用者等に対して、税額の20%を限度として、給与等支給額の10%を税額控除できる。

※4 特定被災雇用者等は、平成23年3月11日において福島県の区域内に所在する事業所に勤務していた者又は同日において福島県の区域内に居住していた者。

(注) ①機械等に係る特別償却等と②特定被災雇用者等を雇用した場合の税額控除は選択適用。

出所) 復興庁「令和3年度税制改正の概要 参考資料」(令和2年12月)

https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat8/sub-cat8-3/20201221_R3zeiseikaiseisankou.pdf (令和5年7月26日閲覧)

b. 新産業創出等推進事業促進計画に係る特例措置

【制度創設の経緯】

福島県の浜通り地域等では、東日本大震災及び原子力災害によって失われた産業・雇用を回復するため、新たな産業基盤を構築して、自立的・持続的な産業発展を目指すイノベーション・コースト構想を軸とした産業集積に取り組んできたところであり、同構想の推進に係る重点分野の取組を支援するための税制特例措置が検討されてきた。

『復興・創生期間』後における東日本大震災からの復興の基本方針(令和元年12月20日閣議決定)において、「復興特区税制の対象地域の見直しにあわせ、福島復興再生特別措置法を改正し、福島イノベーション・コースト構想の産業集積に向けた取組の加速化や風評被害などの課題に対応した税制措置等を検討する」とされ、併せて、令和2年度税制改正において、「復興・創生期間後に向けた東日本大震災復興特別区域法及び福島復興再生特別措置法の見直しに当たり、復興の進捗状況を踏まえ、復興特区税制について対象地域を重点化するとともに、福島特措法税制について福島イノベーション・コースト構想を軸とした産業集積及び風評払拭に係る課税の特例の規定を設ける」(令和2年度与党税制改正大綱)とされたことを受け、福島特措法の改正(令和2年復興特区法等改正法による)がなされ、令和3年度税制改正により、福島県知事が作成し、内閣総理

大臣に提出する新産業創出等推進事業促進計画に係る課税の特例措置が創設された。

【制度の概要】

(1) 機械等に係る特別償却

福島国際研究産業都市区域内の区域であって、新産業創出等推進事業の実施の促進が産業集積の形成及び活性化を図る上で特に有効であると認められる区域として新産業創出等推進事業促進計画に定められた区域（新産業創出等推進事業促進区域）内において、福島県知事の認定を受けて新産業創出等推進事業を実施する者が、新産業創出等推進事業促進計画の内閣総理大臣への提出がなされた日（令和3年4月20日）から令和8年3月31日までの間に、一定の減価償却資産（機械及び装置、建物等）の取得等をして、新産業創出等推進事業促進計画に定められた事業の用に供した場合には、次のとおり特別償却又は税額控除ができることとされた。

- ・ 特別償却：取得価額から普通償却額を控除した金額に相当する金額（建物等については、取得価額の25%相当額）
- ・ 税額控除：取得価額の15%（建物等については、8%）

(2) 避難対象雇用者等又は特定雇用者を雇用した場合の税額控除

新産業創出等推進事業促進区域内において、福島県知事の認定を受けて新産業創出等推進事業を実施する者が、新産業創出等推進事業促進計画の内閣総理大臣への提出がなされた日（令和3年4月20日）から令和8年3月31日までの間に、その認定を受けた日から同日以後5年を経過する日までの期間内において、新産業創出等推進事業促進区域内に所在する新産業創出等推進事業を行う事業所に勤務する避難対象雇用者等又は特定雇用者（※）に対する給与等支給額の15%を税額控除できることとされた。

（※）「特定雇用者」は、次に掲げる者（避難対象雇用者等を除く。）をいう。

- ・ 平成23年3月11日において福島国際研究産業都市区域内に所在する事業所に勤務していた者又は同日において福島国際研究産業都市区域内に居住していた者
- ・ その法人が行う新産業創出等推進事業に関する専門的な知識及び技能を必要とする業務に新たに従事する者（上の「・」に該当する者を除く。）

(3) 開発研究用資産に係る特別償却等

新産業創出等推進事業促進区域内において、福島県知事の認定を受けて新産業創出等推進事業を実施する者が、新産業創出等推進事業促進計画の内閣総理大臣への提出がなされた日（令和3年4月20日）から令和8年3月31日までの間に、開発研究用資産の取得等をした場合に、即時償却ができることとされた。

図表 2-4-34 福島イノベーション・コースト構想の推進に係る特例措置の創設

令和3年度税制改正の概要
福島関係：福島イノベーション・コースト構想の推進に係る特例措置の創設

復興庁
Reconstruction Agency
東北・関東・信越・北陸・中国・四国・九州

改正概要

○ 福島イノベーション・コースト構想の推進に係る重点分野の取組を支援するため、新産業創出等推進事業促進区域内において、新産業創出等推進事業を行う事業者に対して、令和3年度から5年間の特例措置を創設。

改正後の特例の内容

○ 福島県知事の認定を受けた個人事業者又は法人が、新産業創出等推進事業促進区域^{※1}内において、新産業創出等推進事業を行う場合、以下の特例を適用する。

※1 福島国際研究産業都市区域^{※1}内の区域であって、新産業創出等推進事業の実施の促進が、産業集積の形成及び活性化を図る上で特に有効であると認められる区域。(改正福島復興再生特別措置法第84条第2項第2号)

① 機械等に係る特別償却等^{※2}

対象資産	特別償却	税額控除
機械・装置、器具・備品	即時償却	15%
建物、構築物	25%	8%

※2 特別償却と税額控除は選択適用。

② 遊離対象雇用者等又は特定雇用者^{※3}を雇用した場合の税額控除
新産業創出等推進事業促進区域内の事業所に勤務する遊離対象雇用者等又は特定雇用者に対して、税額の20%を限度として、給与等支給額^{※4}の15%を税額控除できる。

※3 特定雇用者とは、次の者(遊離対象雇用者等を除く。)をいう。
イ 平成29年8月1日において福島国際研究産業都市区域内に所在する事業所に勤務していた者又は同日において福島国際研究産業都市区域内に居住していた者
ロ その法人が行う新産業創出等推進事業に関する専門的な知識及び技能を必要とする業務に新たに就する者(上記イの者を除く。)

※4 給与等支給額のうち研究開発費の適用を受ける給与等の額を除く。

③ 開発研究用資産に係る特別償却等
開発研究用資産を即時償却できることに加え、当該即時償却の対象となる開発研究用資産の償却費について研究開発税制を適用する場合には、特別試験研究費とみなして税額控除できる。

(注) ①機械等に係る特別償却等と②遊離対象雇用者等又は特定雇用者を雇用した場合の税額控除は選択適用。

出所) 復興庁「令和3年度税制改正の概要 参考資料」(令和2年12月)

https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat8/sub-cat8-3/20201221_R3zeiseikaiseisankou.pdf (令和5年7月26日閲覧)

(3) 主な税制特例措置の効果・実績

1) 復興特区税制

復興特区税制は、東日本大震による被害が未曾有のものであり、その被害は同時・大量・集中的に発生した極めて甚大なものであるとともに、広範な地域にわたり、生活基盤や事業基盤が根こそぎ失われたことに鑑み、被災者、被災企業などの被災納税者の実態等に照らし、緊急対応の措置として、現行税制を適用した場合の負担を軽減する等を目的として創設されたものであり、令和3年度末までに累計6,702件の指定を行い、4,975事業者が指定を受けた。指定事業者等による投資実績額は4兆8,384億円に上る⁴⁰。また、復興特区法第38条（雇用特例）の活用により、年平均で約6万人の雇用が創出されている。

特例別に見ると、復興特区法第37条（新規投資促進税制）に基づく指定が3,886件で最も多く、続いて第38条（雇用促進税制）に基づく指定が2,682件と続く。一方、第41条（被災者向け優良賃貸住宅促進税制）は5件、第42条（エンジェル税制）は2件と少なくなっている。

なお、被災地の事業者や被災市町村からも「事業再開に役立った」「復興特区税制の活用などが可能になり、通常より迅速に事業を実施することができた」などの評価があった。

復興特区税制は令和3年度から津波被害が甚大であった地域及び原子力災害被災地域に重点化することとされ、令和4年現在では岩手県・宮城県・福島県の沿岸42市町村が対象となっている。これらの市町村は津波被害等が甚大であったことからインフラ整備に時間を要し、復興が遅れていたが、令和3年度までに面的整備事業が概ね完了し、ハード面での復興は概ね達成された。一方、対平成22年度比の人口指標や経済指標は全国・内陸地域と比べ低く、産業については復興の途上である。復興特区税制による支援を含め、引き続き沿岸地域の産業・生業の再生に向け取組を進めることが必要である。

図表 2-4-35 指定事業者等による投資状況

〔県別内訳〕

（単位：億円）

	H23 年度・ H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	累計
青森県	146	216	555	229	190	277	190	213	158	3	2,177
岩手県	408	591	538	448	452	497	365	2,148	1,020	70	6,537
宮城県	1,436	1,082	963	1,666	1,210	885	1,249	1,106	1,359	312	11,268
福島県	816	973	1,591	1,274	1,080	1,692	2,364	1,644	1,632	172	13,238
茨城県	1,345	1,782	1,241	1,933	1,869	1,465	1,407	1,232	2,770	120	15,164
合計	4,151	4,644	4,888	5,550	4,801	4,816	5,575	6,343	6,939	677	48,384

※1 指定事業者等（復興特区法第37条、第39条、第40条、第41条（※2）の指定を受けた者）が提出した「実施状況報告書」により報告された各年度の投資実績額

※2 指定事業者等による投資に対し、特別償却又は税額控除

※3 復興庁設置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第46号）等の改正前の規定に基づく指定事業者等による投資を含む。

出所）復興庁「課税の特例の活用状況」

<https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-13/20221019toushikoyou.pdf>（令和5年7月26日閲覧）

⁴⁰ 復興特区税制については特別償却による課税の繰延べが主な効果であること、実際の減税額は個別企業の税務情報に当たること等を踏まえ、復興庁において減税額の集計は行っていない。

図表 2-4-36 指定事業者による被災者の雇用状況

[県別内訳] (単位：人)

	H23 年度・ H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度
青森県	3,074	3,717	3,965	4,022	4,079	3,675	1,455	1,427	1,478	1,789
岩手県	3,804	5,585	7,709	10,663	11,824	11,081	7,779	6,145	4,462	2,533
宮城県	15,178	17,659	19,197	18,814	19,181	17,216	9,354	6,095	7,667	5,754
福島県	13,307	23,930	30,270	37,647	40,786	38,361	24,520	16,129	12,558	7,323
茨城県	20,157	22,899	40,221	39,723	35,181	16,267	4,217	3,184	3,657	2,432
合計	55,520	73,790	101,362	110,869	111,051	86,600	47,325	32,980	29,822	19,831

※1 指定事業者（復興特区法第38条（※2）の指定を受けた者）が提出した「実施状況報告書」により報告された各年度の雇用者実績数

※2 指定事業者が被災雇用者等を雇用した場合、給与等支給額の一部を税額控除（指定後5年間税額控除可能）

※3 復興庁設置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第46号）等の改正前の規定に基づく指定事業者が雇用する被災者を含む。

出所）復興庁「課税の特例の活用状況」

<https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-13/20221019toushikoyou.pdf>（令和5年7月26日閲覧）

（具体事例）宮城県気仙沼市

水産食料品製造業者が気仙沼市から復興産業集積区域内の用地の払下げを受け、東日本大震災により被災した水産加工場や冷蔵施設を集約した新施設を建設。

図表 2-4-37 水産加工場や冷蔵施設を集約した新施設の事例



出所）復興庁「第4回東日本大震災の復興施策の総括に関するワーキンググループ 東日本大震災復興特別区域法」（令和元年9月30日）

https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat7/sub-cat7-2/20190930_04_fukkotokubetsukuikihou.pdf（令和5年7月26日閲覧）

2) 福島特措法税制

福島特措法に基づく税制特例措置は、原子力発電所の事故の影響を大きく受ける福島県の復旧・復興を税制においても支援する観点から、避難解除区域へ復帰する事業者を支援するための措置等を講じたものである。

その中でも、避難解除区域等で活用可能な事業再開、企業立地促進に係る特例措置については、令和4年9月30日現在において360の計画が認定され、福島特措法第36条に基づく措置（避難解除区域において機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除）は1,219件、同法第37条に基づく措置（避難解除区域において被災雇用者等を雇用した場合の税額控除）は1,441件の活用実績がある。

福島県では令和4年度から特定復興再生拠点区域について避難指示解除が始まっており、今後は当該区域においても本特例措置等を活用して事業の再開や産業復興が図られることが期待される。

(具体事例)

- ・住民が日常生活で利用する飲食店や理髪店などを新たに開店、営業
- ・復興工事関係者やビジネス出張者・観光客等が利用するホテルを新たに開店、営業

図表 2-4-38 企業立地促進税制による認定事業の例（飲食店・ホテル）



出所) 福島県「企業立地促進税制の主な活用事例」

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/513264.pdf> (令和5年7月26日閲覧)

一方、令和3年度税制改正で創設された風評被害に対応するため事業活動を行う事業者を支援する特例措置（風評税制）については、令和4年5月13日現在において8件の指定が行われている。風評被害については、放射性物質を理由に購入をためらう産地として福島県と回答した人の割合は減少傾向にあるものの、令和4年時点で6.5%存在しており⁴¹、税制面を含め引き続き支援が必要である。

また、同時に創設された福島イノベーション・コースト構想の推進に係る重点分野の取組を支援する特例措置（イノベ税制）は令和4年3月11日時点における認定件数は1件であるものの、令和5年度には福島県浜通り地域においてロボット、農林水産業分野等の研究開発を行う福島国際研究教育機構が設立された。同機構が中核となって行う取組は「新しい日本を創るリーディングブ

⁴¹ 消費者庁「風評被害に関する消費者意識の実態調査（第15回）」（令和4年3月8日）

プロジェクト」と位置付け、国の総力を挙げて推進していくこととされており、福島県浜通り地域においては引き続きイノベーション・コースト構想を軸とした産業集積に取り組む。

(具体事例)

より多くの人々に宿泊施設を利用してもらうため、宿泊施設を新築・増築してバリアフリー化、案内を多言語化、キャッシュレス決済を導入。

図表 2-4-39 風評税制による認定事業の例（宿泊業関係）



出所) 福島県「風評税制の主な活用事例」

3. 震災復興特別交付税・復興基金の創設

(1) 震災復興特別交付税

1) 震災復興特別交付税の創設

a. 通常の災害復旧事業・復興事業に係る地方財政措置

自然災害により道路、河川、学校等の公共施設や農地・農業漁業施設等が被害を受けた場合、その施設の管理者である地方公共団体は公共の福祉の確保や農林水産業の維持を図るためにその復旧を行うこととなる。その際、被災した地域において、速やかに災害復旧事業を行う必要があることから、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）や公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号）、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）に基づく一定の要件に該当する災害復旧事業については、国がその経費の一部を負担又は補助することとされている。

また、通常の災害に係る復旧・復興事業についての地方財政措置は、前述の国費による措置に加えて、残る地方負担分のうち、地方債を財源として充てることができる経費について、地方債により当面の資金を確保することとした上で、後年度において、その元利償還金を地方交付税により措置することが基本となっている。例えば、公共土木施設等の国庫負担事業等に伴う地方負担額については、充当率100%、農地・農林漁業施設の国庫負担事業等に伴う地方負担額については、充当率90%の地方債を活用することが可能であり、これらの元利償還金の95%を基準財政需要額に算入（普通交付税により措置）することとされている。なお、単独災害復旧事業の場合は、充当率100%（農地・農林漁業施設においては65%）の地方債を活用することが可能であり、財政力に応じて、元利償還金の47.5～85.5%を基準財政需要額に算入することとされている。

b. 地方交付税総額の増額

平成23年3月18日、岩手、宮城、福島、茨城の4県に5億円ずつ初動経費として、平成22年度特別交付税を交付することが決定され、被災者受入れや被災地支援に要する経費についても特別交付税措置を講じることとされた。

翌月4月1日に東日本大震災の被災団体7県及び当該県内市町村の普通交付税の4月概算交付額は総額6,213億円（県3,329億円、市町村2,885億円）、東日本大震災による被災団体7県185市町村に対する普通交付税の6月分繰上げ交付の額は、3,553億円（県2,135億円、市町村1,418億円）と決定された。また、地方交付税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第5号）により、従前12月及び3月に決定・交付が行われてきた特別交付税を、大規模災害の発生時等には、その都度決定・交付できる特例が設けられた。これに基づき、同月8日には平成23年度特別交付税762億円が特例交付された。このうちには、被災団体7県190市町村に対する704億円（県305億円、市町村400億円）のほかに、避難者の受入れ等を行った団体に対する58億円（道府県27億円、市町村31億円）も含まれる。

一方、東日本大震災の被害状況は甚大かつ広範であったことから、東日本大震災に係る特別の財政需要に対応するため、地方交付税額の増額を行う必要があった。そのため、平成23年度第一次補正予算に伴う地方財政補正措置として、東日本大震災に対処する等のための平成二十三年度分

の地方交付税の総額の特例等に関する法律（平成23年法律第41号）を整備した。

同法においては、東日本大震災による被害状況は極めて甚大であり、今回の補正予算に係る災害弔慰金の地方負担額、行政機能の維持や被災者支援に係る応急対応経費及び被災地域の応援に要する経費等について、多額の経費が見込まれることから、これらの特別の財政需要に対応するため、平成23年度分の地方交付税の総額（特別交付税）に1,200億円を加算する措置を講じている（法第1条）。

なお、この措置による増加額相当額（1,200億円）については、平成23年度分の一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入金の額を1,200億円加算する（法第2条）こととし、未曾有の超大規模災害であることなどを踏まえ、臨時異例の措置として、後年度において各年度分として交付すべき地方交付税の総額から減額するなどの措置は講じないこととしている。

また、今回の1,200億円はすべて特別交付税に加算するものであることから、平成23年度の普通交付税及び特別交付税の総額の特例、すなわち1,200億円をいったん控除してその100分の94に相当する額を普通交付税の総額とし、一方、その100分の6に相当する額に1,200億円を加算した額を特別交付税の総額とする特例規定を設けている（法第3条：なお、地方交付税法第20条の3第2項の規定により総額に算入される返還金等の額についても併せて規定している。）。

平成23年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律案は平成23年4月26日に閣議決定され、同日国会へ提出された。国会においては、4月29日に衆議院総務委員会、翌30日に衆議院本会議において全会一致で可決した後、5月2日に参議院総務委員会、同日に参議院本会議において全会一致で可決成立し、同日に平成23年法律第41号として公布・施行された。

国会においては、阪神・淡路大震災の対応との比較についての議論⁴²がなされた。

通常の災害においては、自治体の財政需要に対応する地方財政措置として、事前の基準によらないものについては交付税総額の6%の中において特別交付税で措置をするということになっているが、大規模災害の場合にはその範囲を超越することから、特例増額措置を講ずることとされている。（平成23年度の地方交付税総額は17兆3,734億円であり、普通交付税の総額は16兆3,309億円、特別交付税の総額は1兆424億円であった。なお、増額措置により、平成23年度の地方交付税の総額は17兆4,934億円となった。）

阪神・淡路大震災においても300億円の特例増額措置を講じているところ、東日本大震災の被害が広範であり、役場庁舎等が壊滅的な被害や移転を余儀なくされるというような特別の財政需要が想定され、新たに特別交付税の対象とする必要等が見込まれたことから、1,200億円の特例増額措置とされた。具体的には、4月特例交付分を含め、補正予算に係る災害弔慰金の地方負担額約490億円、単独で実施する応急対応経費約280億円、応援経費約450億円等について、法提出段階で把握している全額を特別交付税の増額要求することとして、1,200億円の増額を図るものであった。なお、阪神・淡路大震災に対応するため整備された、平成6年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律（平成7年法律第18号）では、地方交付税総額へ加算した300億円を後年度の地方交付税総額から減額することとされていたが、本法律では同種の規定は設けられなかった。

他方、東日本大震災の被害を鑑みた場合に、1,200億円の増額では到底地方の財政需要を賄いきれないのではないかという指摘もなされた。政府としても東日本大震災の被災地方公共団体の財政力を念頭にその可能性は認識しており、まずは国費の投入額を阪神・淡路大震災と比較して大きくするという方針の下、増額を行ったものであった。また、地方債起債と特別交付税措置による対応によっても地方負担額は存在することから、地方債の償還額についての基準財政需要額への算入率の引き上げを講じており、事実上の地方負担額をできる限り小さくするという方針であった。

⁴² 第177回国会衆議院総務委員会 石津政雄委員発言（平成23年4月30日）

具体的には、災害救助法に基づく災害救助事業については、通常最大 90%まで国庫負担となるどころ、その地方負担額の全額について災害対策債の対象とし、元利償還金のうち 95%を交付税措置することとした。また、災害廃棄物処理事業については、通常の国庫補助率 50%を、対象市町村の標準税収入に対する事業費の割合に応じて、最大 90%まで嵩上げし、地方負担分の全額を災害対策債の対象とし、元利償還金の 100%を交付税措置することとした。

なお、平成 23 年度第 2 次補正予算（同年 7 月 25 日成立）に関しては、地方交付税を 5,455 億円増額している。

c. 震災復興特別交付税の創設

これまで中越地震や阪神・淡路大震災においても地方負担のある形での復興を行ってきたところ、東日本大震災は、直接の被災地はもとより、我が国全体に、未曾有の被害と影響をもたらしたことから、その復旧・復興対策として必要と見込まれる支出（19 兆円程度）について、特別に財源を確保して対処することとしたこと、併せて、壊滅的な打撃を受けた多くの被災自治体から地方債の発行による将来的な財政状況の悪化を懸念する指摘がされたことから、「特例中の特例」⁴³として、地方負担を求めない震災復興特別交付税という形をとることとなった。

平成 23 年度第 3 次補正予算（同年 11 月 21 日成立）に関連して、地方交付税の総額を 1 兆 6,635 億円増額し、震災復興特別交付税として、東日本大震災からの復旧・復興事業に係る地方負担額等の全額を措置することを内容とする平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律等の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 116 号）が同年 11 月 30 日に成立した。

震災復興特別交付税は、東日本大震災の復旧・復興事業に係る被災団体の財政負担を解消するとともに、被災団体以外の地方公共団体の負担に影響を及ぼさないよう、通常収支とは別枠で財源を確保し、実施状況に合わせて決定・交付（9 月と 3 月に交付）することとされた。なお、その算定項目については次のとおり。

- ・ 直轄・補助事業に係る地方負担額
- ・ 地方単独事業（中長期職員派遣・職員採用、風評被害対策、単独災害復旧事業費等）
- ・ 地方税等の減収額への補填

※平成 23 年度～令和 3 年度交付累計額 5 兆 5,050 億円

2) 地方負担に関する議論

a. 国会審議

平成 27 年度末で集中復興期間が終了するに当たって、集中復興期間後の平成 28 年度以降の復興支援の枠組みについて国会での議論が活発化した。その一つの論点として、地方負担ゼロの是非が挙げられた。

平成 27 年 2 月の国会⁴⁴においても、地方負担がゼロであったために復興は進んだとする一方で、地方議会での議論が十分に行われなかったのではないかと、人口回復見込みに合わせて事業を縮小するインセンティブがなかったのではないかとといった観点が論じられ、引き続き全事業を地方負担ゼロで行っていくべきかという点については熟慮を重ねて判断をしていくこととされた。

同年 3 月 3 日に当時の竹下復興大臣が、報道各社のインタビューにおいて、「すべて国費で復興

⁴³ 第 189 回国会参議院決算委員会 竹下亘復興大臣答弁（平成 27 年 2 月 6 日）

⁴⁴ 第 189 回国会参議院決算委員会 寺田典城委員と竹下亘復興大臣との間の質疑（平成 27 年 2 月 6 日）等

に取り組む構図を作り、今日まで走ってきたことは事実」とした上で、「本当にそれでいいのかという思い」があること、全額国が負担するのを続けるのは難しく、心のケア対策等に重点を置くとともに自治体の財政状況や事業内容を考慮しつつ、地方にも一部の負担を求める考えを表した。これを受け、各自治体からの反発もあり、同月の国会においてもその真意を正され、復興については「徹底的に寄り添うこと」と「原資は税金である」ということを念頭に、地方負担のあり方について丁寧に議論すべきであるという考えを示している。

同月 10 日に開催された復興推進会議第 12 回会合においては、復興 4 年間の現状と課題について報告の上で、当時の安倍晋三内閣総理大臣より、集中復興期間の最終年度を迎えるに当たり、できる限り早期に、平成 28 年度以降の復興支援の枠組みを示す必要がある旨の指示があった。その枠組みにおいては、「新たなステージにおいて、日本の再生と成長を牽引する役割を担うことを目指してもらうため、被災地の「自立」につながるものとする」と基本的な考え方の一つとされた。また、平成 28 年度予算の概算要求に向けた作業に十分間に合うよう、今後の復興支援の枠組みをしっかりと策定する旨も指示がなされた。

b. 「集中復興期間の総括及び平成 28 年度以降の復旧・復興事業のあり方について」(平成 27 年 5 月 12 日)

これらを踏まえ、同年 5 月 12 日に「集中復興期間の総括及び平成 28 年度以降の復旧・復興事業のあり方」を公表し、これまでの復興の総括と今後の枠組みを示した。この枠組みにおいては、「集中復興期間においては、まち全体が壊滅的な打撃を受け、また、比較的財政力が低く、膨大な復興事業を実施していく際に、十分な財源がないと見込まれる被災団体が多かったことを踏まえ、実質的な自治体負担をゼロとする異例の措置を講じてきた。被災地の復興、原子力災害被災地域の再生を引き続き支援し、一刻も早い復旧・復興を成し遂げるため、復興の基幹的事业や原子力災害に由来する復興事業(福島再生加速化交付金、旧避難指示区域 12 市町村における復興交付金事業など)については、これまでと同様、震災復興特別交付税により被災自治体の実質的な負担をゼロとし、引き続き異例の措置を継続する。」「また、復旧・復興事業に係る地方単独事業の実施に要する経費のうち、単独災害復旧費、職員派遣に要する経費等については、引き続き震災復興特別交付税により被災自治体の実質的な負担をゼロとする。」とされ、復興の基幹的事业や原子力災害に由来する復興事業については、地方負担をゼロとする措置を継続することが決定された。

また、被災地の「自立」につながるものとする観点から、「復興事業と整理されるものでも、地域振興策や将来の災害への備えといった全国共通の課題への対応との性質を併せ持つものについては、被災自治体においても一定の負担を行うものとする。」とされ、その対象事業として、復興交付金(効果促進事業)、社会資本整備総合交付金(復興)、道路整備事業、港湾整備事業等の事業が挙げられた。

一方、「被災自治体が負担する程度については、被災団体の財政状況等も踏まえ、全国で取り組まれている一般事業における負担の程度と比べて十分に軽減されたものとし、被災団体の財政負担に十分配慮する。」こととされた。

c. 「平成 28 年度以降の復興事業にかかる自治体負担の対象事業及び水準等について」(平成 27 年 6 月 3 日)

同年 6 月 3 日には、「平成 28 年度以降の復興事業にかかる自治体負担の対象事業及び水準等について」が公表され、地方負担導入の対象事業の全体像が提示された。与党からは第 5 次提言に

において、「原則として(略)全額国費負担の措置を継続すること。(略)例外的に、被災自治体において、負担能力の範囲内で一部負担すること。その際の負担の程度は、被災地以外で行う事業と比較して、大幅に低減し、被災自治体の財政状況にきめ細かく配慮すること」との申し入れがあったことも踏まえ、地方負担導入の対象事業については次のとおりとされた。

- ・ 道路整備事業(直轄・補助)
- ・ 港湾整備事業(直轄・補助)
- ・ 社会資本整備総合交付金(復興)
- ・ 水産基盤整備事業
- ・ 農山漁村地域整備交付金
- ・ 循環型社会形成推進交付金
- ・ 河川整備事業
- ・ 東日本大震災農業生産対策交付金
- ・ 農村地域復興再生基盤総合整備事業
- ・ 被災海域における種苗放流支援事業
- ・ 交通安全施設等整備事業
- ・ 地籍調査費負担金
- ・ 東日本大震災復興交付金(効果促進事業)

なお、次の事業については地方負担導入の対象外とすることとされた。

- ・ 道路整備事業のうち三陸沿岸道路整備事業
- ・ 旧避難指示区域にある12市町村において各市町村が実施するもの
- ・ 循環型社会形成推進交付金により実施する事業のうち、原子力事故災害に由来して実施するものも同様とする(いわき市が該当)

また、同時に地方負担の95%を震災復興特別交付税により措置し、県及び市町村の実質的な負担は地方負担部分の5%とすることを決定した。これは、各対象事業の事業費の1~3%程度(例:国の補助50%・地方負担50%の事業の場合、後者のうちの5%、すなわち事業費の2.5%が実質的な地方負担となる。)であり、具体的な地方負担率は、国が直轄する道路事業などで1.7%、ごみ処理施設の整備事業で3.3%、観光開発等の効果促進事業で1%となっていた。

d. 「平成28年度以降の復旧・復興事業について」(平成27年6月24日)

さらに、同月24日には、平成28年度以降の復興事業費について「平成28年度以降の復旧・復興事業について」を復興推進会議で決定し、地方負担導入事業の最終的な整理・決定を行った。

「復興の基幹的事業や原子力事故災害に由来する復興事業」「単独災害復旧費、職員派遣に要する経費などの復旧・復興に係る地方単独事業の実施に要する経費や地方税等の減収補てん」については、引き続き被災自治体の実質的な負担をゼロとすることとされ、「復興事業と整理されるものでも、地域振興策や将来の災害への備えといった全国に共通する課題への対応との性質を併せ持つ事業」については、被災自治体においても一定の負担を行うものとするの方針を示した。自治体負担の対象事業は以下のとおり。

- ・ 道路整備事業(直轄・補助)
- ・ 港湾整備事業(直轄・補助)
- ・ 社会資本整備総合交付金(復興)
- ・ 水産基盤整備事業

- ・ 農山漁村地域整備交付金
- ・ 循環型社会形成推進交付金
- ・ 河川整備事業
- ・ 東日本大震災農業生産対策交付金
- ・ 農村地域復興再生基盤総合整備事業
- ・ 被災海域における種苗放流支援事業
- ・ 交通安全施設等整備事業
- ・ 地籍調査費負担金
- ・ 東日本大震災復興交付金（効果促進事業）

なお、次の事業については地方負担導入の対象外とすることとされた。

- ・ 道路整備事業のうち三陸沿岸道路整備事業、相馬福島道路整備事業
- ・ 避難指示等の対象である 12 市町村内で実施する事業
- ・ 農山漁村地域整備交付金により市町村が実施する防潮堤整備事業
- ・ 循環型社会形成推進交付金により実施する事業のうち、原子力事故災害に由来して実施するもの（いわき市が該当）

この際、併せて自治体負担の水準についても「事業費のうち、国庫補助金等を除いた地方負担の 95%を震災復興特別交付税により措置し、県及び市町村の実質的な負担は地方負担の 5%とする」ことも改めて示された。これは各対象事業の事業費の 1～3%程度であり、被災自治体の実質的な負担額について、被災自治体から要望がある場合は、適債経費について資金手当のための地方債の発行を認める方針も示された。

この方針を踏まえ、政府は「平成 28 年度以降 5 年間を含む復興期間の復旧・復興事業の規模と財源について」を同月 30 日に閣議決定している。

このような経緯により、平成 28 年度以降の復興予算は、全額国費負担事業と、一部自治体負担事業と、通常負担事業の 3 つに分かれることとなった。この時期は各府省庁の平成 28 年度予算の概算要求前に当たり、7 月 24 日に閣議了解された「平成 28 年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」においては、「東日本大震災からの復興対策については、復興のステージの進展に応じて、既存の事業の成果等を検証しつつ、効率化を進め、被災地の復興のために真に必要な事業に重点化する。その際、一般会計等の国の既存施策で同種の事業を実施しているもの、被災地以外でも等しく課題となっている事業等については、一般会計等に対応する。」「一般会計から東日本大震災復興特別会計への繰入れについては、財務大臣が、東日本大震災からの復興のための財源を捻出するため、「平成 28 年度以降 5 年間を含む復興期間の復旧・復興事業の規模と財源について」（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）に従って所要額を要求する。」とされた。

3) その後の基本方針における震災復興特別交付税に係る言及

a. 「『復興・創生期間』後における東日本大震災からの復興の基本方針」（令和元年 12 月 20 日）

令和元年 12 月 20 日に示された「『復興・創生期間』後における東日本大震災からの復興の基本方針」においては、震災復興特別交付税制度を継続し、復興・創生期間後に引き続き実施される復旧・復興事業について引き続き支援することが決定された。

b. 「『第2期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針」（令和3年3月9日）

令和3年3月9日に示された「『第2期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針」においては、第2期復興・創生期間以降に引き続き実施される復旧・復興事業（国の直轄・補助事業や地方単独事業等）について、引き続き震災復興特別交付税による支援を継続することが決定された。

c. 措置実績・評価

平成23年度から令和3年度までにおいて、累計5兆5,050億円の震災復興特別交付税が交付されており、その内訳は次のとおり。

図表 2-4-40 震災復興特別交付税の交付状況

主な算定項目	交付年度												累計
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度		
直轄・補助事業に係る地方負担額	5,221	3,980	3,890	4,068	4,801	4,184	3,695	3,594	3,992	3,341	578	41,345	
地方単独事業	1,909	3,203	859	885	858	760	737	556	500	430	174	10,871	
うち 単独災害復旧事業費	1,656	712	364	390	414	313	348	213	192	180	17	4,798	
うち 風評被害対策等	253	2,491	496	495	444	446	389	344	308	250	157	6,072	
地方税等の減収額への補填	1,005	542	770	792	734	434	426	383	389	439	409	6,324	
交付額	8,134	7,645	5,071	5,144	5,889	4,877	4,382	4,301	4,634	4,007	964	55,050	

※ 各年度の交付額は、過年度分の交付額の精算を含むため、各項目の合計と一致しないことがある。

※ 端数処理により、合計が一致しないことがある。

出所) 復興庁資料

令和元年12月20日に閣議決定された「『復興・創生期間』後における東日本大震災からの復興の基本方針」においては、これまでの復興の総括として、被災地方公共団体の財政的支援等の復興を支える仕組みの整備等により、「復興は大きく前進し、地震・津波被災地域では、復興の総仕上げの段階に入っており、原子力災害被災地域においても、復興・再生が本格的に始まっている。」とした。また、壊滅的な打撃を受けた多くの被災自治体における地方債の発行による将来的な財政状況の悪化を回避すること等を目的に導入された、震災復興特別交付税についての成果として、「復興事業に対する補助率の嵩上げや震災復興特別交付税等により地方公共団体の負担の軽減等の前例のない手厚い財政支援を実施したことで、被災地方公共団体が安心して復興事業に取り組むことを可能とし、復興の加速化に貢献した。」こと、さらに、「小規模で財政力に乏しい地方公共団体が多く被災したことを踏まえ、震災復興特別交付税等による財政支援…（中略）…を実施し、被災地方公共団体による復旧・復興事業の円滑な実施に寄与した。」ことを挙げた。加えて、今後の大規模災害に向けた教訓として、「東日本大震災の例も踏まえ、今後の大規模災害の復旧・復興施策における適切な財政支援のあり方を検討していくことが必要である」こと等が示された。

このほか、「東日本大震災からの復興政策10年間の振り返りに関する有識者会議」（以下「有識者会議」という。）においても、地方負担がゼロだったために事業が過大になったという指摘⁴⁵もある。

前述のとおり、東日本大震災は、我が国全体に、未曾有の被害と影響をもたらしたことから、特別に財源を確保して対処することとしたこと、併せて、壊滅的な打撃を受けた多くの被災自治体か

⁴⁵ 第1回有識者会議（令和4年10月24日） 増田座長代理意見

ら地方債の発行による将来的な財政状況の悪化を懸念する指摘がされたことから、「特例中の特例」として、地方負担を求めない震災復興特別交付税という形をとることとなったものであり、熊本地震を含めた東日本大震災以外の災害の復旧・復興事業に係る地方負担については、従来どおり、地方債により当面の資金を確保した上で、後年度において、その元利償還金を地方交付税により措置することを基本としている。

(2) 復興基金

1) 復興基金の創設

東日本大震災からの復興のためには、国による財政措置の拡充を十分に行うことが必要である一方、被災地方公共団体ではそれでもなお対応できない復興ニーズが生じる。そのような中、地域の実情に応じて、住民生活の安定やコミュニティの再生、地域の経済の振興・雇用維持等について、単年度予算の枠に縛られずに弾力的かつきめ細かに対処できる資金が必要であった。

このような事情も踏まえ、平成 23 年 7 月 29 日に示された「東日本大震災からの復興の基本方針」においては、「地域において、基金設置等により、制度の隙間を埋めて必要な事業の柔軟な実施が可能となる資金を確保できるよう、必要な支援を実施する。」と決定された。

被災地方公共団体からも、こうした柔軟に活用できる資金として、復興基金への財政措置を求める要望が挙がっていたところ、特定被災地方公共団体である 9 県（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県、長野県）が基金を設置する場合について、阪神・淡路大震災における措置等を踏まえ、平成 23 年度第 2 次補正予算により増額された特別交付税により措置（平成 23 年 12 月 14 日交付）することとした。

復興基金については、現在の低金利の状況では従来の運用型基金は有効ではないことから、取崩し型基金により対処することとされた。

なお、基金を具体的にどのように使うのか、直営方式・財団方式等どのような運用をするかについては、各県の判断に委ねられ、各県においては、きめ細かな事業を実施するという基金の趣旨から、市町村事業に十分に配慮した運用を実施することとなった。

2) 復興基金の規模・地方交付税措置

a. 過去において設けられた復興基金と地方財政措置

平成 7 年 1 月に発生した阪神・淡路大震災においては、9,000 億円（当初 6,000 億円）規模の復興基金を設置し、10 年間の設置期間中の基金運用益⁴⁶を活用し、被災地における様々な復興事業が行われた。

阪神・淡路大震災の基金は、運用型基金であり、兵庫県等が銀行からの借り入れを行い、阪神・淡路大震災復興基金（財団法人）に無利子で貸し付け、その調達資金で財団法人は銀行の兵庫県等に対する貸付債権を購入することにより、兵庫県等の支払う利子そのまま復興基金の運用益となる仕組みとしていた。この仕組みにおける兵庫県等の借入利子の一定部分に対して、国は 95% の普通交付税措置を講じていた。

これにより、阪神・淡路大震災においては、復興基金により 3,520 億円の事業を行うことができ

⁴⁶ 運用利率：当初分 4.5%、追加分 3.0%

た(2,662億円の地方交付税措置を講じられている。)

なお、平成3年の雲仙岳災害、平成16年の新潟県中越地震、平成19年の新潟県中越沖地震及び同年の石川県能登半島地震においても、同様の運用型の復興基金が設けられ、これに対して95%の普通交付税措置(中越沖地震、能登半島地震の復興基金に対しては特別交付税措置(80%))が講じられていた。

b. 東日本大震災における対応

過去災害時の復興基金は全て運用型のものであったが、当時の金利状況において運用型基金は有効ではなかったため、東日本大震災においては、取崩し型基金により対応することとされた。各県の基金の規模については、阪神・淡路大震災における措置等を踏まえて措置することとしており、次のとおりとされた。

図表 2-4-41 各県の基金の規模

県名	措置額
青森県	80億円
岩手県	420億円
宮城県	660億円
福島県	570億円
茨城県	140億円
栃木県	40億円
千葉県	30億円
新潟県	10億円
長野県	10億円
合計	1,960億円

出所) 復興庁作成

各県の基金規模については、まず、岩手県、宮城県、福島県については、阪神・淡路大震災復興基金による事業への交付税措置額と兵庫県及び被災市町の標準財政規模の関係を基礎として、それぞれの財政規模により算定した。また、その他の各県については、これら3県の基金規模を基本として、これまでの特別交付税の特例交付額や財政力を踏まえて算定を行った。

なお、阪神・淡路大震災復興基金への財政措置は2,662億円であるが、被災者生活再建支援制度等の阪神・淡路大震災後の制度改正や平成23年度補正予算等で国庫補助対象となったものを除き、措置対象を同じレベルとした場合の阪神・淡路大震災復興基金への措置額を960億円程度と見込み、この額をベースに算定を行うこととされた。

この額と比較しても阪神・淡路大震災の2倍程度の措置がなされているものであり、復興交付金の創設など平成23年度第3次補正予算までの国による支援措置の拡充を考え合わせ、各地域における復旧・復興ニーズに対して相当程度の対応ができるものと考えられた。

加えて、平成24年度補正予算において、津波による被災地域において安定的な生活基盤(住まい)の形成に資する施策を通じて住民の定着を促し、復興まちづくりを推進する観点から、被災団体が、地域の実情に応じて弾力的かつきめ細かに対応することができるよう、被災県の復興基金の

積立て等について、震災復興特別交付税の増額(1,047億円)により別途措置を行った。これらは、津波により被災(全壊)した持ち家住宅のうち防災集団移転促進事業等の対象とならない4万738棟を対象に住宅再建支援に要する経費(宅建築に係る利子相当額、移転経費等)を措置するものであり、被災者への具体的な支援内容については、被災団体が地域の実情に応じて決定することとされた。当該措置の各県への交付額は次のとおり(平成24年度3月分の震災復興特別交付税により措置。平成25年3月25日交付)。

図表 2-4-42 各県への交付額(全額を県から市町村に交付)

県名	措置額
青森県	5億円
岩手県	215億円
宮城県	709億円
福島県	103億円
茨城県	5億円
千葉県	11億円
合計	1,047億円

出所) 復興庁作成

3) 復興基金の活用状況・評価

復興基金は、使途に制限のない一般財源である特別交付税により財源措置を行うものであるため、復興基金を具体的にどのように使うのかについては、各県の判断に委ねられた。

創設時点において、過去の復興基金の事例や、東日本大震災における被災者の状況等を踏まえると、例えば、震災遺児・孤児、高齢者、障害者といった災害弱者への対応や二重ローン問題への対応など、住民生活の安定に関する事業、地域活動の支援やその拠点施設の整備など、コミュニティの再生に関する事業、地場産業の振興、商店街活性化や就労支援など、地域経済の振興・雇用維持に関する事業、文化・芸術の復興や、災害の記録・伝承等の事業といった幅広い分野において、それぞれの地域のニーズに即してきめ細かに対処していくことが考えられていた。⁴⁷

なお、特定被災地方公共団体となっている市町村は168団体あり、それぞれのニーズに即してその規模を見込むことは困難であることから、市町村が基金を設置する場合にも特別交付税による財源措置を行うのではなく、県と市町村の財政需要を総合的に勘案して特定被災地方公共団体である県を対象として今回の財源措置を決定した。そのため、基金は、市町村事業に十分配慮した運用が期待されるものであった。

また、各県においては復興基金の設置について、12月県議会に予算・条例等案を提案することとなったことから特別交付税の12月定例交付(平成23年12月14日交付)により措置することとした。

復興基金の各県における活用状況(令和4年当初時点)は次のとおりであり、例えば岩手県にお

⁴⁷ 月刊『地方財政』2011年12月号「一般地方財政篇 東日本大震災に係る地方財政への対応について(平成23年度補正予算(第3号)関係等)」一般社団法人 地方財務協会編

いては、基金を活用した額のうちの約 43%を被災者の生活支援と住宅対策に充当したが、宮城県では約 19%、福島県では約 12%となっており、一方で、産業復興・地域振興対策については、岩手県では約 11%、宮城県では約 27%、福島県では約 34%となっている。このように、復興基金は地域の状況に応じた使途が決定されているものと評価できる。

図表 2-4-43 復興基金を活用した主な事業

○「取崩し型基金」を活用した主な事業【県分+市分】(R4当初)								(単位:千円)
	①市町村向け交付金	②生活支援	③住宅対策	④教育文化対策	⑤産業復興・地域振興対策	⑥融資への利子補給	⑦その他	合計
青森県	4,000,000	100,250	56,376	2,031,154	1,576,547	675,657	3,313,995	11,753,979
岩手県	21,000,000	5,977,938	20,935,447	1,052,647	7,013,123	855,151	5,377,024	62,211,330
宮城県	33,000,000	7,701,360	15,307,911	2,507,821	31,621,713	2,481,303	25,448,008	118,068,115
福島県	28,500,000	4,609,549	5,530,455	4,229,387	28,436,816	179,598	12,287,336	83,773,141
茨城県	7,000,000	814,191	763,986	2,363,451	7,414,731	2,030,124	3,530,096	23,916,579
栃木県	2,000,000	223,627	175,202	174,166	1,784,065	324,786	1,344,406	6,026,252
千葉県	3,001,247	339,863	279,481	50,368	677,538	11,828	1,638,309	5,998,634
新潟県	500,000	39,831	13,835	2,200	653,301	53,787	237,480	1,500,434
長野県	1,009,712	34,861	161,747	103,310	541,356	0	168,653	2,019,639
合計	100,010,959	19,841,469	43,224,440	12,514,504	79,719,190	6,612,234	53,345,307	315,268,103
割合	31.7%	6.3%	13.7%	4.0%	25.3%	2.1%	16.9%	

出所) 総務省資料をもとに復興庁作成

このほか、「東日本大震災からの復興政策 10年間の振り返りに関する有識者会議」(以下「有識者会議」という。)においては、復興基金の運用は、長期的に必要なソフト支援のために、あらかじめ複数年度にわたるNPO等の活動を助成する等柔軟な対応ができる財団方式にすると良かったという指摘⁴⁸もある。

また、有識者会議の第2回(令和4年12月5日)において、岩手県においては、被災者生活再建支援金に加え、復興基金を原資として上乗せ補助する住宅再建支援を行ったことで、早期に被災者の生活再建が進む一方で、自由度の高い復興基金の多くを被災者の住宅再建支援向けに得ない状況となった旨の説明がなされた。加えて宮城県からは、直営方式や財団方式等のような運用をするかは各県の判断に任されていたなか、速やかな基金設置と迅速な事業実施を可能とするため、同県では直営方式を執行したことにより財団方式であれば可能であった宗教法人等への支援が十分行き届かなかった部分もあったとし、速やかな事業推進との比較衡量の上での最適な運用については今後の課題であるという旨の意見、有識者会議の第3回(令和5年2月27日)において、宮古市から、復興基金は、市の独自の制度(例:住宅建設の高上げ支援)に関して、市の実態に合った国の制度・県の制度では足りない部分に使うことができ、自分たちの判断でもって再建あるいは復旧・復興が進む部分に使えたというのは非常に大きかったという旨の評価があった。

⁴⁸ 第1回有識者会議(令和4年10月24日) 藤沢委員意見